

## 国会法先例マニュアル

### [凡例]

#### ○国会法（昭和二十二年四月三十日法律第七十九号）

- ・国会法は、第 92 回帝国議会、昭和 22 年 2 月 21 日に衆議院で可決、3 月 18 日に貴族院で修正議決、同月 19 日に衆議院でその修正に同意し、衆議院議長から奏上の上、4 月 30 日、昭和 22 年法律第 79 号として公布され、日本国憲法施行の日の昭和 22 年 5 月 3 日から施行された（衆先 495）。
- ・議会開設記念式典を昭和 15 年 11 月 29 日に五十年記念式典、昭和 35 年 12 月 24 日に七十年記念式典、昭和 45 年 11 月 29 日に八十年記念式典、昭和 55 年 11 月 29 日に九十年記念式典、平成 2 年 11 月 29 日に百年記念式典、平成 12 年 11 月 29 日に百十年記念式典及び平成 22 年 11 月 29 日に百二十年記念式典を挙行了した（衆先 521）。
- ・平成 9 年 4 月 23 日に日本国憲法施行五十年記念式典及び平成 19 年 4 月 25 日に日本国憲法施行六十年記念式典を挙行了した（衆先 522）。
- ・昭和 11 年 11 月 7 日に議事堂竣工式典及び昭和 61 年 11 月 7 日に議事堂竣工五十年記念式典を挙行了した（衆先 523）。

#### ○衆議院規則（昭和二十二年六月二十八日議決）

- ・第 92 回帝国議会、昭和 22 年 3 月 31 日、衆議院は、議院の構成に関する手続及び内閣総理大臣の指名の手続等衆議院規則が制定されるまでに必要な最小限度の規則として、暫定衆議院規則を議決し、次いで第 1 回（特別）国会、昭和 22 年 6 月 28 日に衆議院規則を議決した（衆先 496）。

### 第一章 国会の召集及び開会式

憲法第七條 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國事に關する行爲を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び條約を公布すること。
  - 二 國會を召集すること。
  - 三 衆議院を解散すること。
  - 四 國會議員の總選舉の施行を公示すること。
  - 五 國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全權委任狀及び大使及び公使の信任狀を認證すること。
  - 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復權を認證すること。
  - 七 榮典を授與すること。
  - 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認證すること。
  - 九 外國の大使及び公使を接受すること。
  - 十 儀式を行ふこと。
- ・解散の詔書は、會議中であると否とを問わず傳達される。解散の詔書が會議中に傳達されたときは、議長は、直ちに議事を中止して詔書を朗読する。會議の開かれない日に傳達されたときは、議長は、議長応接室に各会派の代表議員の參集を求め、詔書を朗読す

- る。解散の詔書が伝達されたときは、衆議院公報をもって各議員に通知する（衆先 25）。
- ・ 憲法第 7 条によって解散されるのが例であるが、第 4 回国会、昭和 23 年 12 月 23 日には、憲法第 69 条及び同第 7 条によって衆議院が解散された（衆先 26）。
  - ・ 衆議院が解散されたときは、内閣は、政府声明又は内閣総理大臣談話の形式をもって、解散の理由を発表するのが例である（衆先 27）。

**憲法第六十九條** 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辭職をしなければならない。

- ・ 内閣不信任決議案と内閣信任決議案が提出されたときは、内閣信任決議案を先議するものとする（衆先 294）。
- ・ 内閣不信任決議案が提出されたときは、議長は、速やかにその取扱いを議院運営委員会に諮問し、その答申をまっけて、他の案件に先立って院議により委員会の審査を省略して議院の会議に付する。ただし、議院の構成に関する案件は、内閣不信任決議案より先に行う（衆先 373）。

**第一条** 国会の召集詔書は、集会の期日を定めて、これを公布する。

常会の召集詔書は、少なくとも十日前にこれを公布しなければならない。

臨時会及び特別会（日本国憲法第五十四条により召集された国会をいう）の召集詔書の公布は、前項によることを要しない。

（第 121 回（臨時）国会国会法の一部を改正する法律（平成 3 年 9 月 19 日法律第 86 号）による改正、公布の日から施行）

（理由）常会を十二月召集から一月召集にしたことに伴い改めた。

**第一条** 国会の召集詔書は、集会の期日を定めて、これを公布する。

常会の召集詔書は、少なくとも二十日前にこれを公布しなければならない。

臨時会及び特別会（日本国憲法第五十四条により召集された国会をいう）の召集詔書の公布は、前項によることを要しない。

（理由）国会召集の形式は、従来通り詔書の公布によることにし、その期日は、常会については従来四十日前となっていたのを、二十日前とした。これは、最近の交通機関の発達に伴い、長期であることを要しないからである。臨時会及び特別会は、この二十日前という期日に拘束されず、適当な期間をもって召集される。なお、第三項は、原案では「（憲法第五十四条により……）」とあったのを、貴族院において、他の法律その他と形式を同じくするため、「（日本国憲法第五十四条により……）」と修正した。

- ・ 国会の称呼に関し、昭和 22 年 5 月 19 日の各派交渉会において協議の結果、5 月 20 日に初めて召集される国会を「第 1 回国会」と呼び、常会であると、臨時会であると、特別会であるとを問わず、会期ごとに順次回数を追って第何回国会と称することに決定した（衆先 1）。
- ・ 特別会の召集詔書は、おおむね 7 日前に公布される（衆先 14）。
- ・ 臨時会の召集詔書は、おおむね 7 日前に公布される（衆先 16）。

**憲法第五十二條 國會の常會は、毎年一回これを召集する。**

- ・常会の召集詔書が公布されたが、召集日前に衆議院が解散され、常会が開会に至らなかったことがある（衆先 13）。

**憲法第五十四條 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の總選舉を行ひ、その選舉の日から三十日以内に、國會を召集しなければならない。**

衆議院が解散されたときは、參議院は、同時に閉會となる。但し、内閣は、國に緊急の必要があるときは、參議院の緊急集會を求めることができる。

前項但書の緊急集會において採られた措置は、臨時のものであつて、次の國會開會の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その效力を失ふ。

- ・特別会は、總選舉の日から 10 日以後 30 日以内に召集される（衆先 15）。
- ・參議院議員の通常選舉と衆議院議員の總選舉が同日に行われ、選舉後の国会が特別会として召集されたことがある（衆先 18）。
- ・參議院の緊急集會において採られた措置につき同意を求めるの件は、次の国会の召集日に、内閣から提出されるのが例である。第 15 回（特別）国会召集日、昭和 27 年 10 月 24 日、内閣から、參議院の緊急集會においてなされた中央選舉管理委員会及び同予備委員の指名につき日本国憲法第 54 条第 3 項に基く同意を得たい旨の要求書が提出された。なお、翌 25 日の會議において、これを議決した。第 16 回（特別）国会召集日、昭和 28 年 5 月 18 日、内閣から、昭和 28 年度一般會計暫定予算につき日本国憲法第 54 条第 3 項の規定に基く同意を求めるの件外 6 件が提出された。なお、同月 27 日の會議において、これを議決した（衆先 355）。
- ・第 16 回（特別）国会、昭和 28 年 5 月 18 日、内閣から、昭和 28 年度一般會計暫定予算につき日本国憲法第 54 条第 3 項の規定に基く同意を求めるの件外 6 件が提出され、翌 19 日の各派協議会で協議の上、同日の會議において、これを審査するため委員 30 人よりなる特別委員会の設置を議決した（衆先 356）。
- ・第 16 回（特別）国会に提出された參議院の緊急集會において採られた措置につき同意を求めるの件のうち、期限等の定めのある法律につき当該期限等を変更するための法律（昭和 28 年法律第 24 号）につき日本国憲法第 54 条第 3 項の規定に基く同意を求めるの件は、16 件の法律の改正を内容とする 1 法律について同意を求めたものであるから、1 法律としては不可分のなものであり、その一部について不同意ということはあり得ないので、議決に当たっては、その全部について同意するか否かを決した（衆先 357）。

**第一條 帝國議會召集ノ勅諭ハ集會ノ期日ヲ定メ少クトモ四十日前ニ之ヲ發布スヘシ**

- ・特別議會召集の詔書は 40 日以前に公布される（衆先彙纂 8）。
- ・臨時議會召集の詔書は 40 日以前に公布されることを要しない（衆先彙纂 9）。

**第二條 常会は、毎年一月中に召集するのを常例とする。**

（第 121 回（臨時）国会国会法の一部を改正する法律（平成 3 年 9 月 19 日法律第 86 号）による改正、公布の日から施行）

（理由）国会の審議期間をできるだけ多くし、審議の充実を図るため、常会は一月中に召集するのを常例とする。

第二条 常会は、毎年十二月中に召集するのを常例とする。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 3 号)により改正(昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 常会の召集の時期が十二月上旬と限定されていたのを、「十二月中に召集するのを常例とする。」と改めてゆとりを持たせた。また、従来の但書の規定によると、第十四回国会のように八月に繰り上げて召集しなければならないことにもなるのでこれを削除し、第十条に但書を設けることにした。

第二条 常会は、毎年十二月上旬にこれを召集する。但し、その会期中に議員の任期が満限に達しないようにこれを召集しなければならない。

(理由) 常会の召集の時期を十二月の上旬と規定して、議員の便宜をはかり、また予算を早く内閣から抛出させ、翌年の三月までの間に十分にその内容について審査し得るようにした。また、召集期日を法定すると、会期中に議員の任期が満了する場合もあり得るので、但書を設け、会期中に議員の任期が満限に達しないように召集しなければならないことにした。

- ・常会は、毎年 1 月中に召集されるのを例とする(衆先 12)。
- ・常会の召集詔書が公布されたが、召集日前に衆議院が解散され、常会が開会に至らなかったことがある(衆先 13)。
- ・総予算は、第 123 回国会において、平成 4 年 1 月 24 日(召集日)に提出されて以後、おおむね常会の会期の始めに提出されている(衆先 159、328)。
- ・予算が年度前に成立しないため、内閣から一定期間に係る暫定予算が提出され、これを議決したことがある(衆先 329)。

第二条の二 特別会は、常会と併せてこれを召集することができる。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 3 号)により改正(昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 常会が召集される時期に特別会を召集する必要が生じたときは、便宜上、常会と併せて特別会を召集できることにした。

第二条の三 衆議院議員の任期満了による総選挙が行われたときは、その任期が始まる日から三十日以内に臨時会を召集しなければならない。但し、その期間内に常会が召集された場合又はその期間が参議院議員の通常選挙を行うべき期間にかかる場合は、この限りでない。

参議院議員の通常選挙が行われたときは、その任期が始まる日から三十日以内に臨時会を召集しなければならない。但し、その期間内に常会若しくは特別会が召集された場合又はその期間が衆議院議員の任期満了による総選挙を行うべき期間にかかる場合は、この限りでない。

(第 28 回国会国会法等の一部を改正する法律(昭和 33 年法律第 65 号)により改正(昭和 33 年 4 月 18 日公布、第 29 回国会召集日から施行))

(理由) 衆議院議員の任期満了による総選挙の後、内閣総理大臣の指名及び衆議院の構成を、また参議院議員の通常選挙の後、同院の構成を完了する必要があるため、これらの場合に臨時会を召集すべき旨の規定を設けた。

- ・第 78 回 (臨時) 国会閉会後の昭和 51 年 12 月 9 日に衆議院議員の任期が満限に達するため、同月 5 日に総選挙が施行され、この総選挙後、第 79 回 (臨時) 国会が議員の任期開始の日 (12 月 10 日) から 15 日目の同月 24 日に召集された (12 月 17 日召集詔書公布)。なお、常会 (第 80 回国会) は、同月 30 日に召集された (12 月 10 日召集詔書公布) (衆先 17)。
- ・参議院議員の通常選挙と衆議院議員の総選挙が同日に行われ、選挙後の国会が特別会として召集されたことがある (衆先 18)。

### 第三条 臨時会の召集の決定を要求するには、いずれかの議院の総議員の四分の一以上の議員が連名で、議長を経由して内閣に要求書を提出しなければならない。

(理由) 憲法第五十三条の規定を受けて、臨時会の召集要求の手續を規定したものであり、書面で議長を経由して内閣に要求することにした。

- ・議院の総議員の四分の一以上から臨時会の召集を要求し、内閣が臨時会の召集を決定したときは、内閣総理大臣からその旨を議長宛に通知し、また、内閣官房長官からその旨を臨時会の召集を要求した議員の代表者宛に通知するのが例である (衆先 19)。
- ・衆議院の総議員の四分の一以上の議員から、内閣総理大臣宛の臨時会召集要求書が提出されたときは、議長は、即日これを内閣に送付するのが例である。ただし、第 2 回国会閉会中及び第 5 回 (特別) 国会閉会中には翌日に送付した。また、臨時会に付議すべき案件等の補充書が提出されたときも、議長は、即日これを内閣に送付する。なお、これらの場合、その旨を事務総長から参議院事務総長に通知する (衆先 20)。

憲法第五十三条 内閣は、國會の臨時會の召集を決定することができる。いずれかの議院の總議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

### 第四条 削除

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行) )

(理由) 参議院の緊急集会に関するものは、第十一章にまとめて規定することにしたので、削除した。

第四条 参議院の緊急集会を求めるとは、内閣総理大臣から、集会の期日を定めて、参議院議長にこれを請求しなければならない。

(理由) 内閣が参議院の緊急集会を求めるときの手續を規定したものである。なお、参議院議長がこれを議員に通知する点については、参議院の規則に譲った。

### 第五条 議員は、召集詔書に指定された期日に、各議院に集会しなければならない。

(理由) 議院法第二条の規定に相当するものであり、議員の応召について規定した。

- ・議員は、衆議院議員の総選挙後の国会の召集日には議事堂中央玄関から登院する（衆先 72）。

## 第二條 議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル日時ニ於テ各議院ノ會堂ニ集會スベシ

- ・議会は会期毎に順次第何回議會と称する（衆先彙纂 1）。
- ・第 20 回（臨時）総選挙に当選した議員の任期は昭和 16 年 4 月 29 日に満限に達すべきであるが昭和 16 年法律第 4 號衆議院議員ノ任期延長ニ關スル法律により議員の任期は 1 年間延長された。また第 9 回（臨時）総選挙に当選した議員は第 24 回議會明治 41 年 2 月 29 日をもって任期満限に達したが、議會開會中につき、3 月 27 日の閉會に至るまで在任した（衆先彙纂 105）。

衆規第一條 議員は、召集詔書に指定された期日の議長が定めた時刻に、衆議院に集會しなければならない。

（第 185 回（臨時）国会衆議院規則の一部を改正する規則（平成 25 年 12 月 6 日議決））

衆規第一條 議員は、召集詔書に指定された期日の午前十時に、衆議院に集會しなければならない。

旧衆規第一條 議員ハ召集ノ詔書ニ指定シタル期日ノ午前九時衆議院ニ集會スヘシ

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第一條 議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル期日ノ午前九時衆議院ニ集會スヘシ

衆規第二條 議員は、当選証書を事務局に提示し、これと当選人名簿との対照を受けなければならない。

- ・議員は、総選挙後の国会の召集日において当選証書の対照を受ける。召集日に登院しなかった者は、初めて登院したとき当選証書の対照を受ける（衆先 73）。
- ・総選挙後、当選議員の氏名が内閣総理大臣から事務総長宛に通知される（衆先 74）。
- ・補充又は補欠で当選した議員は、初めて登院したときに当選証書の対照を受ける（衆先 75）。
- ・召集当日、当選証書の対照を終わった議員の数は會議において報告するが、その氏名は報告しない（衆先 76）。
- ・初めて登院した議員が当選証書を持参しなかったときは、その所属会派の代表者の証明があるか、あるいは小選挙区選出議員の場合は、同一の都道府県選出議員の証明、比例代表選出議員の場合は、同一選挙区選出議員の証明があれば、議場に入ることを許すのが例である（衆先 77）。
- ・補充又は補欠当選議員が初めて議席についたときは、議長は、これを議院に紹介する（衆先 78）。

旧衆規第二條 集會シタル議員ハ當選證書ト俱ニ名刺ヲ事務局ニ通スヘシ書記官ハ當選人名簿ニ各員ノ當選證書ヲ對照スヘシ

- ・議員は総選挙後の議会の召集日において当選証書の対照を受ける。召集日に登院しなかった者は初めて登院したときに当選証書の対照を受ける（衆先彙纂 92）。
- ・補充又は補欠当選した議員はその初めて登院したときに当選証書の対照を受ける（衆先彙纂 93）。
- ・召集当日当選証書の対照を経た議員の員数はこれを議場において報告するもその氏名は

報告しない（衆先彙纂 94）。

- ・初めて登院した議員が当選証書を携帯しないときは当選者である証明をさせた後に議場に入ることを許可する（衆先彙纂 95）。
- ・当選証書の対照は停会中と雖もこれを行う（衆先彙纂 96）。
- ・補充又は補欠当選議員が初めて議席に着いたときは議長がこれを議院に紹介する（衆先彙纂 96）。
- ・保釈中の議員が召集に応じる（衆先彙纂 98）。

**第六条** 各議院において、召集の当日に議長若しくは副議長がないとき、又は議長及び副議長が共にないときは、その選挙を行わなければならない。

（理由）召集の当日に議長又は副議長がないとき、あるいは議長及び副議長がともになくるときは、直ちにその選挙を行うべきことを明らかにした。

- ・議長及び副議長の選挙手続は、衆議院規則に定めるもののほか、第 1 回帝国議会において定められた議長副議長候補者選挙手続心得による（衆先 37）。
- ・召集日に議長及び副議長の選挙を行うことができず、翌日、翌々日、召集日から 4 日目にその選挙を行ったことがある（衆先 38）。
- ・召集日には、議長、副議長その他の役員選挙、議席の指定、会期の件、特別委員会設置の件、内閣総理大臣の指名等を行うのを例とする（衆先 212）。

**第三條** 衆議院ノ議長副議長ハ其ノ院ニ於テ各々三名ノ候補者ヲ選舉セシメ其ノ中ヨリ之ヲ勅任スヘシ

議長副議長ノ勅任セラル、マデハ書記官長議長ノ職務ヲ行フヘシ

- ・召集当日に議長副議長候補者の選挙を行う。議長副議長勅任後に議席及び部属の決定を待って議院が成立する（衆先彙纂 22）。
- ・議長副議長候補者の選挙手続及び投票点検心得は第 1 回議会において定められたものによる（衆先彙纂 56）。
- ・召集当日に議長若しくは副議長又は議長副議長共に欠位の場合はまずその候補者の選挙を行う（衆先彙纂 57）。
- ・会期中に議長副議長が欠位となったときは直ちにその候補者の選挙を行う（衆先彙纂 58）。
- ・議長副議長候補者の選挙を行う際に選挙に直接関係のない発言はこれを許さない（衆先彙纂 71）。
- ・議長副議長の勅任はその候補者を奏上した日又は翌日を例とする（衆先彙纂 72）。
- ・停会中に副議長が勅任されたことがある（衆先彙纂 73）。
- ・総選挙後議会召集日前、議員に欠員を生じるときは書記官長よりその旨を内務大臣に通牒する（衆先彙纂 121）。

**衆規第三条** 召集の当日に議長及び副議長が共にないときは、集会した議員が総議員の三分の一に達した後、議院は、議長の選挙を行う。

議長の選挙は、無名投票でこれを行う。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

衆規第三条 召集の当日に議長及び副議長が共にないときは、集会した議員が総議員の三分の一に達した後、議院は、議長の選挙を行う。

議長の選挙は、無名投票でこれを行う。但し、議院は、記名投票でこれを行うことができる。

- ・議長及び副議長の選挙手続は、衆議院規則に定めるもののほか、第1回帝国議会において定められた議長副議長候補者選挙手続心得による（衆先37）。

旧衆規第三条 午前十時ニ至リ集會シタル議員總議員三分ノ一ニ達シタルトキハ議員ハ議長候補者ノ選挙ヲ行フヘシ

（改正第50回帝国議会議決）

旧衆規第三条 午前十時ニ至リ集會者總議員三分ノ一ニ充チタルトキハ議員ハ議長候補者ノ選挙ヲ行フヘシ

- ・召集当日に議長副議長候補者の選挙を行う。議長副議長勅任後に議席及部属の決定を待って議院が成立する（衆先彙纂22）。
- ・議長副議長候補者の選挙手続及び投票点検心得は第1回議会において定められたものによる（衆先彙纂56）。

旧衆規第四条 議長候補者ノ選挙ハ無名投票ヲ以テシ候補者三名ヲ連記スヘシ

- ・選挙には議場の閉鎖を要しない（衆先彙纂59）。

衆規第四条 議員は、点呼に応じて、投票及び木札の名刺を持参して、演壇に至り投票する。

甲参事は名刺を、乙参事は投票を受け取り、議員に代ってそれぞれ名刺箱及び投票箱に投入する。

- ・選挙の際に、議員が病気等のため登壇することができない場合は、参事はその席に至り、名刺及び投票を受け取り、代わって投函するのが例である（衆先41）。
- ・議長席に着いている議長又は副議長が選挙の投票をしようとするときは、その席で投票する。この場合は、参事が名刺及び投票を受け取り、投函する（衆先42）。
- ・表決の際の記名投票は、議長の選挙の例にならって、参事が演壇でこれを受け取り、代わって投函するのが例である（衆先303）。

旧衆規第五条 議員ハ点呼ニ應シ議長席ノ前ニ設ケタル投票函ニ投票ヲ投入シ其ノ名刺ヲ名刺函ニ投入スヘシ

現在議員投票ヲ終リタルトキハ書記官長ハ投票函ノ閉鎖ヲ宣告スヘシ閉鎖宣告ノ後ハ投票スルコトヲ許サス

- ・選挙の投票は書記官が演壇においてこれを受取り代って投函する（衆先彙纂60）。
- ・選挙の際に議員が登壇できない場合は書記官がその席につき投票を受け取り代わって投函する（衆先彙纂61）。
- ・議長席に着ける議長若しくは副議長又は仮議長が選挙の投票をしようとするときはその席においてこれをする。この場合には書記官が投票を受け取り投票箱に投入する（衆先彙纂62）。
- ・議員が投票を終わったときは議長は投票漏れの有無を注意し、投票漏れなしと認めたときはその旨を告げ、投票箱の閉鎖を宣告し、その宣告後は仮令投票漏れがあってもその投



票を許さない（衆先彙纂 63）。

衆規第五條 現在議員が、投票を終つたときは、事務総長は、投票箱の閉鎖を宣告する。  
この宣告があつた後は、投票することができない。

- ・記名投票による表決の際においても、投票箱閉鎖の宣告があつた後は、投票することができない（衆先 306）。

旧衆規第五條 議員ハ點呼ニ應シ議長席ノ前ニ設ケタル投票函ニ投票ヲ投入シ其ノ名刺  
ヲ名刺函ニ投入スヘシ

現在議員投票ヲ終リタルトキハ書記官長ハ投票函ノ閉鎖ヲ宣告スヘシ閉鎖宣告ノ後ハ  
投票スルコトヲ許サス

- ・選挙の投票は書記官が演壇においてこれを受取り代つて投函する（衆先彙纂 60）。
- ・選挙の際に議員が登壇できない場合は書記官がその席につき投票を受取り代わつて投函する（衆先彙纂 61）。
- ・議長席に着ける議長若しくは副議長又は仮議長が選挙の投票をしようとするときはその席においてこれをする。この場合には書記官が投票を受取り投票箱に投入する（衆先彙纂 62）。
- ・議員が投票を終つたときは議長は投票漏れの有無を注意し、投票漏れなしと認めたときはその旨を告げ、投票箱の閉鎖を宣告し、その宣告後は仮令投票漏れがあつてもその投票を許さない（衆先彙纂 63）。

衆規第六條 投票が終つたときは、事務総長は、参事をして直ちに名刺及び投票を計算し、  
投票を点検させる。

投票の数が名刺の数に超過したときは、更に投票を行わなければならない。但し、選挙の結果に異動を及ぼさないときは、この限りでない。

- ・選挙の際に投票数が名刺数に超過している場合には、そのまま点検を行い、選挙の結果に異動を及ぼさないことが判明したときは、その投票は、これを有効とする（衆先 43）。
- ・選挙の際に名刺数が投票数に超過している場合には、名刺だけを投入した者は、投票を棄権したものとみなす（衆先 44）。

旧衆規第六條 投票終リタルトキハ書記官長ハ書記官ヲシテ直ニ投票ヲ計算シ之ヲ點檢  
セシム投票ノ數名刺ノ數ニ超過シタルトキハ更ニ投票ヲ行ハシムヘシ但シ選挙ノ結果  
ニ異動ヲ及ホササルトキハ此ノ限ニ在ラス

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第六條 投票終リタルトキハ書記官長、書記官ト俱ニ議員ノ面前ニ於テ投票ノ數ヲ  
計算シ投票ノ數名刺ノ數ニ超過シタルトキハ更ニ投票ヲ行ハシムヘシ

- ・議長副議長候補者選挙において同一の投票はこれを合算して点検する（衆先彙纂 64）。
- ・選挙の投票点検中は定数の出席議員を要しない（衆先彙纂 65）。
- ・名刺のみを投入した者は投票を棄権したものと看做す（衆先彙纂 66）。

衆規第七條 投票の点検が終つたときは、事務総長は、選挙の結果を報告する。

- ・選挙の際に投票の結果の報告に間違いがあつたので、訂正したことがある（衆先 47）。

旧衆規第七條 投票ノ點檢終リタルトキハ書記官長各候補者ノ得點ヲ議員ニ報告シ投票  
ノ過半数ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

- ・無効投票は総数に算入する（衆先彙纂 68）。

衆規第八條 投票の過半数を得た者を当選人とする。

投票の過半数を得た者がいないときは、投票の最多数を得た者二人について決選投票を行い、多数を得た者を当選人とする。但し、決選投票を行うべき二人及び当選人を定めるに当り得票数が同じときは、くじでこれを定める。

- ・無効投票は、投票総数に算入する（衆先 46）。

旧衆規第八條 投票ノ過半数ヲ得タル者ナキトキ又ハ過半数ヲ得タル者三人ニ滿タサルトキハ最多數ノ投票ヲ得タル者ニ就キ選舉スヘキ定員ノ倍數ヲ取り決選投票ヲ行ヒ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

同數者二人以上アルトキハ年齢多キ者ヲ取り年齢同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第八條 投票ノ過半数ヲ得タル者ナキトキ又ハ過半数ヲ得タル者三人ニ滿タサルトキハ最多數ノ投票ヲ得タル者ニ就キ選舉スヘキ定員ノ倍數ヲ取り決選投票ヲ行ヒ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

同數者二人以上アルトキハ年長ヲ取り同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

- ・決選投票の点検には姓のみを読み上げる（衆先彙纂 69）。

衆規第九條 議長の選挙が終つたときは、議院は、副議長の選挙を行う。

副議長の選挙については、議長の選挙の例による。

旧衆規第十條 議長候補者ノ選舉終リタルトキハ副議長候補者ノ選舉ヲ行フヘシ

副議長候補者ノ選舉ハ議長候補者選舉ノ例ニ同シ

- ・召集当日に議長副議長候補者の選挙を行う。議長副議長勅任後に議席及部属の決定を待って議院が成立する（衆先彙纂 22）。

旧衆規第十一條 議長候補者ハ副議長候補者ニ選舉セラルルコトヲ得

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第十一條 議長候補者ハ副議長候補者ニ選舉セラルルコトヲ得

衆規第十條 当選人が当選を辞したときは、更にその選挙を行う。

旧衆規第九條 當選人ニシテ當選ヲ辞スル者アルトキハ更ニ其ノ選舉ヲ行フヘシ

- ・選挙に際して予め当選を辞することはできない（衆先彙纂 70）。

衆規第十一條 すべて選挙に関する疑義は、議院がこれを決する。

- ・議長、副議長の選挙で、投票の白紙のもの、投票者の氏名を記載したもの、衆議院議員以外の氏名を記載したもの、被選人を二名以上連記したもの、決選投票の場合に決選投票を行うべき二人以外の氏名を記載したものは当然無効であるので、議長がその無効を宣告する。その他の瑕疵のある投票については、議長において有効無効を決定し、又は議院に諮って決定する。この場合、衆議院議員のうちに同姓者がある場合に姓のみ記載したもの、衆議院議員の氏名のほかに他事を記載したものは無効と決定するのが例であり、記載の氏名に誤字又は脱字があるものあるいは漢字の氏名にひらがな又はかたかなで記載したもの等で、特定の議員に投票したものと認められるものについては有効と決定するのが例である。なお、瑕疵のある投票について議院に諮り無効と決定したことがある（衆先 45）。

旧衆規第十二條 選舉ニ付疑義ヲ生スルトキハ書記官長ハ集會シタル議員ニ諮ヒ之ヲ決スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第十二條 選舉ニ付疑義ヲ生スルトキハ書記官長ハ集會シタル議員ニ諮ヒ之ヲ決スヘシ

- ・議長副議長候補者の選挙において投票の白紙なもの、議員でない者の氏名を記載したものの又は決選投票の場合に被選者以外の氏名を記載した部分は無効投票なるをもって議長においてこれが無効を宣告するも瑕疵ある投票については議長においてその有効無効を決定し又は院議に諮いてこれを決定する（衆先彙纂 67）。

衆規第十二條 議長及び副議長の選挙が終つたときは、事務総長は、議長及び副議長を議院に紹介し、議長を議長席に導く。

- ・議長、副議長が当選したときは、議長からその旨を参議院及び内閣に通知する（衆先 48）。
- ・議長が当選したときは副議長、副議長が当選したときは議長がそれぞれ議院に紹介する（衆先 49）。
- ・議長、副議長が新たに当選したときは、それぞれ就任のあいさつをし、これに対して出席議員中の年長者が祝辞を述べるのが例である（衆先 50）。
- ・議長、副議長が就任したときは、皇居において天皇陛下にお目にかかりあいさつをする。辞任したときは、皇居において辞任のあいさつの記帳をする（衆先 51）。

旧衆規第十三條 議長副議長ノ候補者定マリタルトキハ書記官長ハ内閣總理大臣ヲ經由シテ之ヲ奏上スヘシ

- ・召集当日に議長副議長候補者の選挙を行う。議長副議長勅任後に議席及部属の決定を待って議院が成立する（衆先彙纂 22）。

旧衆規第十四條 議長副議長任命ノ翌日午前九時議員ハ議場ニ集會スヘシ

書記官長ハ議長及副議長ヲ議院ニ紹介シ議長ヲ導キテ議長席ニ著カシムヘシ

- ・議長副議長任命の翌日が祭日又は日曜日に当たるも議院成立に関する集会を開くのを例とする（衆先彙纂 24）。
- ・議長副議長任命の翌日の議院成立に関する集会は午前 10 時に開会するのを例とする（衆先彙纂 25）。
- ・議長副議長が勅任されたときは書記官長がこれを議院に紹介する。議長若しくは副議長が勅任されたときは副議長若しくは議長がこれを議院に紹介する（衆先彙纂 74）。
- ・議長副議長が新任されたときは各々就職の挨拶をし、これに対して出席議員中の年長者が祝辞を述べるのを例とする（衆先彙纂 75）。

第七條 議長及び副議長が選挙されるまでは、事務総長が、議長の職務を行う。

(理由) 議院法第三条第二項の規定に相当するものであり、事務総長の議長職務代行について規定した。

- ・特別会の召集日に議長及び副議長の選挙を行うことができず、事務総長が会期の件に関する議事について議長の職務を行ったことがある（衆先 2）。

第三條第二項 議長副議長ノ勅任セラルハマデハ書記官長議長ノ職務ヲ行フヘシ

- ・総選挙後議会召集日前、議員に欠員を生じるときは書記官長よりその旨を内務大臣に通牒する（衆先彙纂 121）。

**衆規第十三条** 召集の当日に議長又は副議長がないときは、集会した議員が総議員の三分の一に達した後、議院は、その選挙を行う。

選挙の手続きは、第四条以下の例による。

**第八条** 国会の開会式は、会期の始めにこれを行う。

（理由）議院法の規定に基づく開院式は、議会に活動能力を与えるという法的効果をもっていたが、新憲法のもとでは、国会の召集すなわち開会となり、法律的には、開会式を行う必要はないが、国会が開会式を行うことは、国権の最高機関として儀礼上必要と考えられるので、本条を設けた。開会式の場所については、衆議院が第一院である関係上、当然衆議院ということも予期されるが、設備の点から、参議院ということも考えられ、両院の協議に譲った。また、「会期の始めに」とは、召集の当日のみを意味するものではない。

- ・開会式は、常会にあつては、内閣の施政方針に関する演説が行われる日に举行されるのが例である。特別会にあつては、新内閣成立の後、内閣の施政方針又は所信に関する演説が行われる日に举行されるのが例である。ただし、演説が行われる日の前に举行されたことがある。臨時会にあつては、召集日またはその翌日に举行されるのが例である。ただし、召集日の翌々日以後に举行されたことがある。開会式は、おおむね午前 11 時又は午後 1 時（開会式が召集日に行われるとき）に举行されている。なお、開会式を举行するに至らなかったことがある（衆先 28）。

**第五條** 兩議院成立シタル後勅命ヲ以テ帝國議會開會ノ日ヲ定メ兩院議員ヲ貴族院ニ會合セシメ開院式ヲ行フヘシ

- ・会期は開院式の日より起算する（衆先彙纂 4）。
- ・開院式には、陛下が臨御されて勅語を賜う（衆先彙纂 27）。
- ・閉院式に陛下の臨御なきときは内閣総理大臣が勅命を奉じて勅語を奉読する。内閣総理大臣に故障あるときは他の国务大臣が代りて奉読する（衆先彙纂 28）。
- ・開院式は議院成立の翌日又は翌々日に行われるのを例とする（衆先彙纂 30）。
- ・開院式が日曜日に行われる（衆先彙纂 31）。
- ・開院式の行幸の際は議長副議長議員及び高等官が奉送迎をなす（衆先彙纂 32）。
- ・開院式の前に便殿において議長副議長が拝謁を仰せ付けられる（衆先彙纂 33）。
- ・皇太子殿下が開院式に御臨場の際は議長副議長書記官長及び書記官に拝謁を仰せ付けられた（衆先彙纂 34）。
- ・開院式式場においては玉座に向かい左方をもって衆議院議長副議長議員書記官長及び書記官の本位とし、右方をもって貴族院議長副議長議員書記官長及び書記官の本位とする（衆先彙纂 35）。
- ・開院式には通常服を着用し参列する（衆先彙纂 36）。
- ・開院式式場には杖を用い又は給仕を付することを許さない（衆先彙纂 37）。

- ・開院式には外国交際官官吏等に陪観を、新聞及び通信社員に拝観を差し許される（衆先 彙纂 38）。

**衆規第十九条 開会式の日時及び場所は、議長が参議院議長と協議してこれを定める。**

- ・開会式は、常会にあっては、内閣の施政方針に関する演説が行われる日に举行されるのが例である。特別会にあっては、新内閣成立の後、内閣の施政方針又は所信に関する演説が行われる日に举行されるのが例である。ただし、演説が行われる日の前に举行されたことがある。臨時会にあっては、召集日またはその翌日に举行されるのが例である。ただし、召集日の翌々日以後に举行されたことがある。開会式は、おおむね午前 11 時又は午後 1 時（開会式が召集日に行われるとき）に举行されている。なお、開会式を举行するに至らなかったことがある（衆先 28）。
- ・開会式は、天皇陛下が御出席の上、両議院の議長、副議長、常任委員長、特別委員長、参議院の調査会長、両議院の憲法審査会会長及び議員が参列して、参議院議場において行われる。開会式には、皇族、内閣総理大臣、最高裁判所長官、国务大臣及び会計検査院長が参列する（衆先 29）。

**第九条 開会式は、衆議院議長が主宰する。**

衆議院議長に事故あるときは、参議院議長が、主宰する。

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）従来は「議長の職務を行う。」とあったが、議事を行うわけではないので、実情に即して「主宰する。」に改めた。

**第九条 開会式は、衆議院議長が、議長の職務を行う。**

衆議院議長に事故あるときは、参議院議長が、議長の職務を行う。

（理由）衆議院議長が開会式を主宰することを規定したものであり、衆議院議長に事故があるときには、参議院議長が主宰することにした。

- ・開会式は、天皇陛下が御出席の上、両議院の議長、副議長、常任委員長、特別委員長、参議院の調査会長、両議院の憲法審査会会長及び議員が参列して、参議院議場において行われる。開会式には、皇族、内閣総理大臣、最高裁判所長官、国务大臣及び会計検査院長が参列する（衆先 29）。
- ・開会式には、まず衆議院議長が衆議院及び参議院を代表して式辞を述べる（衆先 30）。
- ・第 1 回国会以来、開会式には、天皇陛下が御出席になり、陛下から両議院の議員におことばを賜り、おことば書は、衆議院議長がこれをお受けする。なお、開会式に、天皇陛下の御名代として皇太子殿下が御出席になり、陛下のおことばを皇太子殿下から賜わったことがある（衆先 31）。
- ・天皇陛下が開会式においでの際は、両議院の議長、副議長、常任委員長、特別委員長、参議院の調査会長、両議院の憲法審査会会長、議員、事務総長、法制局長、事務局及び法制局職員がお出迎え、お見送りをする（衆先 32）。
- ・開会式の前に、両議院の議長及び副議長は、御休所において天皇陛下にお目にかかる（衆先 33）。

- ・開会式場においては、正面に向かい、上段右側を両議院の議長及び副議長の席とし、中央前方を内閣総理大臣、最高裁判所長官、国務大臣、会計検査院長及び国立国会図書館長の席とし、その左を衆議院常任委員長、特別委員長及び憲法審査会会長、右を参議院常任委員長、特別委員長、調査会長及び憲法審査会会長の席とする。また、正面に向かって、左方を衆議院議員、事務総長、法制局長、事務局及び法制局職員の席とし、右方を参議院議員、事務総長、法制局長、事務局及び法制局職員の席とする（衆先 34）。
  - ・開会式には、在京認証官及び地方公共団体の代表者に案内状を送付する。開会式には、外交官、公務員、新聞通信放送社員、ニュース映画社員及び一般の参観を許可する（衆先 36）。
  - ・議事堂屋上及び議場に国旗を掲揚する（衆先 510）。
  - ・議長は、会期終了の後、皇居あるいは御用邸において天皇陛下にお目にかかり、国会閉会のあいさつをするのが例である（衆先 511）。
  - ・即位の礼に当たり、賀詞を奉呈する。第 119 回（臨時）国会平成 2 年 11 月 6 日の会議（衆先 512）。
  - ・即位の礼及び関係諸儀に、議長、副議長及び議員が参列する（衆先 513）。
  - ・立太子の礼に当たり、賀詞を差し上げる。第 15 回（特別）国会昭和 27 年 11 月 7 日の会議及び第 120 回国会平成 3 年 2 月 7 日の会議（衆先 514）。
  - ・皇太子殿下の御婚約及び御結婚に当たり、賀詞を差し上げる。第 31 回国会昭和 34 年 1 月 12 日の議院運営委員会及び第 31 回国会昭和 34 年 4 月 9 日の会議並びに第 126 回国会平成 5 年 4 月 8 日の会議及び第 126 回国会平成 5 年 6 月 3 日の会議（衆先 515）。
  - ・親王殿下の御婚約及び御結婚に当たり、祝詞を申し上げる（衆先 516）。
  - ・皇孫殿下御誕生に当たり、慶祝の意を表す。第 34 回国会昭和 35 年 2 月 25 日の会議、第 50 回（臨時）国会昭和 40 年 12 月 1 日の会議及び第 61 回国会昭和 44 年 4 月 22 日の会議並びに第 153 回（臨時）国会平成 13 年 12 月 4 日の会議（衆先 517）。
  - ・新年祝賀の儀に、議長、副議長及び議員が参列する（衆先 518）。
  - ・天皇誕生日宴会並びに園遊会に、議長、副議長及び議員が招かれる（衆先 519）。
  - ・議長、副議長、委員長、憲法審査会会長が皇居において天皇陛下にお目にかかる（衆先 520）。
  - ・天皇陛下崩御につき、弔詞を奉呈する。第 114 回国会平成元年 1 月 9 日の会議（衆先 529）。
  - ・大喪の礼及び関係諸儀に、議長、副議長及び議員が参列する（衆先 530）。
  - ・皇太后陛下崩御につき、弔詞を奉呈する。第 10 回国会昭和 26 年 5 月 19 日の会議及び第 148 回（臨時）国会平成 12 年 7 月 5 日の会議（衆先 531）。
- 第六條 前條ノ場合ニ於テ貴族院議長ハ議長ノ職務ヲ行フヘシ**
- ・勅語書は貴族院議長がこれを拝受する（衆先彙纂 27）。
  - ・開院式当日に貴族院議長に故障あるときは貴族院副議長が議長の職務を行う（衆先彙纂 29）。
  - ・閉院式当日に貴族院議長に故障あるときは貴族院副議長が議長の職務を行う（衆先彙纂 41）。

## 第二章 国会の会期及び休会

**第十条 常会の会期は、百五十日間とする。但し、会期中に議員の任期が満限に達する場合には、その満限の日をもって、会期は終了するものとする。**

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行) )

(理由) 第二条但書を削除した結果、会期中に衆議院議員の任期又は参議院議員の半数の任期が満限に達する場合が起り得るので、このような場合には、その満限の日に会期が終了することにした。

**第十条 常会の会期は、百五十日間とする。**

(理由) 常会の会期を従来旧憲法が想定していた三カ月に比べ二カ月延長して五カ月、すなわち百五十日間とし、審議の充実を期した。なお、一年中国会が開かれているとの建前をとらず、常会の会期を法定したのは、憲法が「会期中」との言葉を用い、あるいは臨時会について規定している点、及び議員の便宜によるものである。

- ・第 31 回国会昭和 33 年 12 月 10 日に召集され、翌 34 年 5 月 2 日に参議院議員の半数の任期が満限に達したため、同日 (召集日から 144 日目) をもって会期が終了した (衆先 3) 。
- ・国会法第 10 条ただし書の規程の趣旨により、参議院議員の半数の任期が満限に達する場合には、その日を超えて会期を延長することはできない (衆先 4) 。

**第十一条 臨時会及び特別会の会期は、両議院一致の議決で、これを定める。**

(理由) 臨時会及び特別会の会期は、国会が自主的に、両議院一致の議決でこれを定めることにした。両議院が議決するについては、事前に両議院の議長の間で、打合せが行われるものと考えられる。

- ・特別会及び臨時会の会期は召集日に議決する。会期の決定は、特別会にあつては議長及び副議長の選挙後、常任委員長及び議院運営委員選任前に行われるので、議長が各派協議会において協議し参議院議長と協議した後、議院に諮りこれを議決する。臨時会にあつては、議長が各常任委員長及び議院運営委員会の意見を徴し、参議院議長と協議した後、議院に諮り議決する。ただし衆議院議員の任期満了による総選挙後の臨時会においては特別会の例による。会期の件は特別会及び臨時会の召集日に議決しなければならないが、召集日の翌日、又は翌々日に議決したことがある。また召集日に解散の詔書が伝達されたため、会期の件を議決するに至らなかったことがある。なお、特別会の召集日に議長及び副議長の選挙を行うことができず、事務総長が会期の件に関する議事について議長の職務を行ったことがある (衆先 2) 。

**衆規第二十条 臨時会の会期は、議長が各常任委員長の意見を徴し参議院議長と協議した後、議院がこれを議決する。**

**特別会の会期は、議長が参議院議長と協議した後、議院がこれを議決する。**

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決) )

**衆規第二十条 臨時会及び特別会の会期は、議長が各常任委員長の意見を徴し参議院議長**

と協議した後、議院がこれを議決する。

前項の議決の結果は、直ちにこれを参議院及び内閣に通知する。

- ・特別会及び臨時会の会期は召集日に議決する。会期の決定は、特別会にあつては議長及び副議長の選挙後、常任委員長及び議院運営委員選任前に行われるので、議長が各派協議会において協議し参議院議長と協議した後、議院に諮りこれを議決する。臨時会にあつては、議長が各常任委員長及び議院運営委員会の意見を徴し、参議院議長と協議した後、議院に諮り議決する。ただし衆議院議員の任期満了による総選挙後の臨時会においては特別会の例による。会期の件は特別会及び臨時会の召集日に議決しなければならないが、召集日の翌日、又は翌々日に議決したことがある。また召集日に解散の詔書が伝達されたため、会期の件を議決するに至らなかったことがある。なお、特別会の召集日に議長及び副議長の選挙を行うことができず、事務総長が会期の件に関する議事について議長の職務を行ったことがある（衆先 2）。
- ・議長が、臨時会の会期又は常会、臨時会若しくは特別会の延長について各常任委員長の意見を徴する場合には、常任委員長会議を開くのが例である。なお、常任委員長会議によらないで、議長が会期延長について各常任委員長の意見を徴したことがある。また、委員会の運営その他必要な事項について協議するため常任委員長会議を開いたことがある（衆委先 315）。
- ・常任委員長が病気その他の事由により常任委員長会議に出席できないときは、その委員長の所属する会派の理事が代わって出席するのが例である（衆委先 316）。
- ・常任委員長会議においては、第 12 回国会までは議長若しくは副議長が会議の座長となつたが、第 13 回国会以降は議院運営委員長が会議の座長となるのが例である（衆委先 317）。
- ・常任委員長会議において、会期の件又は会期延長の件に関連して議案の提出予定等について、政府の説明を求めたことがある（衆委先 319）。

**第十二条 国会の会期は、両議院一致の議決で、これを延長することができる。**

会期の延長は、常会にあつては一回、特別会及び臨時会にあつては二回を超えてはならない。

（第 28 回国会国会法等の一部を改正する法律（昭和 33 年法律第 65 号）により改正（昭和 33 年 4 月 18 日公布、第 29 回国会召集日から施行））

（理由）従来会期の延長について制限がなかったため、四回あるいは五回延長されたこともあったので、会期延長の回数を制限し、審議能率の向上をはかった。

**第十二条 国会の会期は、両議院一致の議決で、これを延長することができる。**

（理由）常会、臨時会及び特別会を通じて、会期の延長は自主的に両議院一致の議決でこれをすることにした。この場合についても、両議院の議長の間で、打合せが行われるものと考えられる。

- ・会期の延長は議長が各常任委員長及び議院運営委員会の意見を徴し、参議院議長と協議した後、議院に諮りこれを議決する。会期の延長は、会期終了の当日、又は前日、若しくは前々日に議決するのが例であるが、終了日の 3 日前、5 日前、7 日前に議決したこ



とがある。また国会法第 10 条ただし書の規程の趣旨により、参議院議員の半数の任期が満限に達する場合には、その日を超えて会期を延長することはできない（衆先 4）。

- ・会期の延長は、第 28 回国会まではその回数を制限する規定がなく、一会期中に数回延長されたこともあったが、同国会における国会法の改正において、第 12 条第 2 項として会期延長の制限に関する規定を加え、第 29 回（特別）国会から常会にあっては 1 回、特別会及び臨時会にあっては 2 回を超えて会期を延長することはできないこととなった（衆先 5）。

#### **衆規第二十一条 会期の延長については、前条第一項の規定を準用する。**

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

#### **衆規第二十一条 会期の延長については、前条の規定を準用する。**

- ・会期の延長は議長が各常任委員長及び議院運営委員会の意見を徴し、参議院議長と協議した後、議院に諮りこれを議決する（衆先 4）。
- ・議長が、臨時会の会期又は常会、臨時会若しくは特別会の延長について各常任委員長の意見を徴する場合には、常任委員長会議を開くのが例である。なお、常任委員長会議によらないで、議長が会期延長について各常任委員長の意見を徴したことがある。また、委員会の運営その他必要な事項について協議するため常任委員長会議を開いたことがある（衆委先 315）。
- ・常任委員長が病気その他の事由により常任委員長会議に出席できないときは、その委員長の所属する会派の理事が代わって出席するのが例である（衆委先 316）。
- ・常任委員長会議においては、第 12 回国会までは議長若しくは副議長が会議の座長となったが、第 13 回国会以降は議院運営委員長が会議の座長となるのが例である（衆委先 317）。
- ・常任委員長会議において、会期延長の件に関し、会期延長を議長に申し入れた会派の議員に出席説明を求めたことがある（衆委先 318）。
- ・常任委員長会議において、会期の件又は会期延長の件に関連して議案の提出予定等について、政府の説明を求めたことがある（衆委先 319）。

#### **第十三条 前二条の場合において、両議院の議決が一致しないとき、又は参議院が議決しないときは、衆議院の議決したところによる。**

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）「両議院一致の議決に至らないとき」とは、衆議院と参議院の議決が一致しないときのみでなく、衆議院が議決し参議院が議決しない場合をも含むと解されていたが、この点を明らかに規定した。

#### **第十三条 前二条の場合において、両議院一致の議決に至らないときは、衆議院の議決したところによる。**

（理由）第十一条及び第十二条の場合において、両議院の議決が一致しないときには、衆議院の議決が優先することにした。「両議院一致の議決に至らないとき」とは、衆議

院の議決と参議院の議決とが一致しないときのみならず、衆議院が議決したにもかかわらず参議院が議決しない場合をも予想している。

- ・会期について両議院の議決が異なった場合は、第 125 回（臨時）国会平成 4 年 10 月 30 日、衆議院は 12 月 8 日まで会期 40 日間と議決したが、参議院は同日、12 月 18 日まで会期 50 日間と議決した。会期について衆議院が議決をし、参議院が議決しなかった場合は少なくない。会期延長について両議院の議決が異なった場合は、第 13 回国会昭和 27 年 6 月 28 日、衆議院は 7 月 1 日から 30 日間会期延長の議決をしたが、参議院は 6 月 30 日、10 日間延長を議決し、また第 15 回（特別）国会昭和 27 年 12 月 22 日、衆議院は翌 23 日から 99 日間会期延長の議決をしたが、参議院は同日、2 日間延長を議決した。会期延長について衆議院が議決をし、参議院が議決をしなかった場合は少なくない（衆先 6）。

#### 第十四条 国会の会期は、召集の当日からこれを起算する。

（理由）会期は、従来開院式の日から起算したのであるが、新憲法のもとでは召集の当日から起算することにして差支えないので、本条を設けて会期の起算点を明らかにした。

- ・会期中に国会の休会又は衆議院の議決による休会があったときは、休会の日数は、これを会期に参入する（衆先 10）。

#### 第十五条 国会の休会は、両議院一致の議決を必要とする。

国会の休会中、各議院は、議長において緊急の必要があると認めるとき、又は総議員の四分の一以上の議員から要求があつたときは、他の院の議長と協議の上、会議を開くことができる。

前項の場合における会議の日数は、日本国憲法及び法律に定める休会の期間にこれを算入する。

各議院は、十日以内においてその院の休会を議決することができる。

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）国会の休会中、一の議院が他の議院と交渉なしで会議を開くことは適当でないので、各議院が会議を開く場合には、その議長があらかじめ他の議院の議長と協議すべきことに改めた。また、この場合会議の日数は、国会の休会の期間に算入することを明らかにして、憲法その他の法律に定めてある休会中の期間の計算について疑義なからしめた。

#### 第十五条 国会の休会は、両議院一致の議決を必要とする。

各議院は、十日以内においてその院の休会を議決することができる。

各議院は、議長において緊急の必要があると認めるとき、又は総議員の四分の一以上の議員から要求があつたときは、国会の休会中又はその院の休会中でも会議を開くことができる。

（第 2 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 23 年法律第 87 号）により改正（昭和 23 年 7 月 5 日公布））

(理由) 各議院の休会の期間を「七日以内」から「十日以内」に改めた。

第十五条 国会の休会は、両議院一致の議決を必要とする。

各議院は、七日以内においてその院の休会を議決することができる。

各議院は、議長において緊急の必要があると認めるとき、又は総議員の四分の一以上の議員から要求があつたときは、国会の休会中又はその院の休会中でも会議を開くことができる。

(理由) 休会については、従来先例によって認められていたが、憲法第五十九条、第六十条、第六十一条及び第六十七条の規定との関係上、国会の休会ということを明らかにする必要があるので、本条を設けて国会の休会について規定し、同時に各議院のみの休会を認めることにした。また、一定の場合には、国会の休会中あるいはその院の休会中に、本会議を開き得ることにした。

- ・休会を行う場合には、議長が予め参議院議長と協議した後、議院に諮りこれを議決する。国会の休会は、新内閣の組織及び諸般の準備の都合上、あるいは内閣の議案提出を待つため、あるいは年末年始のためこれを行ったことがある(衆先 8)。
- ・新内閣の諸般の準備を待つため又は弔意を表すため、衆議院の休会を議決したことがある。なお、年末年始等のため、休会の議決をすることなく自然休会とすることがある(衆先 9)。
- ・会期中に国会の休会又は衆議院の議決による休会があつたときは、休会の日数は、これを会期に参入する(衆先 10)。
- ・国会の休会中又は議院の休会中には、委員会を開かないのが例である。ただし、第 3 回国会において国会の休会(昭和 23 年 10 月 24 日から 11 月 7 日まで)中、議院運営委員会が休会明けの開会準備等のため同年 10 月 26 日に開会し、また設置に関する決議により休会中も開会し得る権限を与えられていた不当財産取引調査特別委員会が、同年 11 月 4 日、5 日及び 6 日に開会したことがある(衆委先 36)。

衆規第二十二條 国会の休会は、国の行事、年末年始のためその他議案の都合等により議長が参議院議長と協議した後、議院がこれを議決する。

(第 22 回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和 30 年 3 月 22 日議決))

衆規第二十二條 国会の休会は、国の行事、年末年始のためその他議案の都合等により議長が参議院議長と協議した後、議院がこれを議決する。

前項の議決の結果は、直ちにこれを参議院及び内閣に通知する。

衆規第二十二條の二 議院の休会は、議案の都合その他の事由により、議院がこれを議決する。

議院の休会中、議院は、議長において緊急の必要があると認めるとき、又は総議員の四分の一以上の議員から要求があつたときは、会議を開くことができる。

前項の場合における会議の日数は、議院の休会の期間にこれを算入する。

(第 22 回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和 30 年 3 月 22 日議決))

- ・新内閣の諸般の準備を待つため又は弔意を表すため、衆議院の休会を議決したことがある。なお、年末年始等のため、休会の議決をすることなく自然休会とすることがある(衆先 9)。

衆規第二十二條の三 前四條の議決の結果は、直ちにこれを議長において参議院及び内閣に通知する。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))

- ・特別会及び臨時会の会期を議決したとき、又は国会の会期の延長を議決したときは、議長は、当日直ちにその旨を参議院及び内閣に通知する。ただし、会期の延長が午後 12 時直前に議決されたため、その通知が翌日になったことがある。
- ・休会を議決したときは、議長は、当日直ちにその旨を参議院及び内閣に通知する (衆先 11)。

### 第三章 役員及び経費

憲法第五十八條 兩議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

兩議院は、各々その會議その他の手續及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- ・議院の議決に基づいて、議員を除名した場合は、第 10 回国会昭和 26 年 3 月 29 日にある。なお、この場合、議長は、即日、本人にその旨を通知した (衆先 409)。

衆規第二百五十八條 この規則の疑義は、議長がこれを決する。但し、議長は、議院に諮りこれを決することができる。

- ・第 1 回 (特別) 国会召集日前の昭和 22 年 5 月 16 日の各派交渉会において、帝国議會当時における先例の効力に関して協議した結果、新しい国会においても憲法、国会法の精神に違反しないものについては、なお効力を有することに決定し、第 1 回国会以来、この決定に準拠している (衆先 502)。

旧衆規第二百二十二條 議院規則ノ疑義ハ議長之ヲ決ス但シ議長ハ議院ニ諮ヒ之ヲ決スルコトヲ得

(第百十七條から繰下げ第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第百十七條 議院規則ノ疑義ハ議長之ヲ決ス但シ議長ハ議院ニ諮ヒ之ヲ決スルコトヲ得

- ・議長が議院規則の疑義を決する (衆先彙纂 87)。
- ・請願と同一趣旨の他ノ議案との関係に付き疑義が存したので、第 27 回議會明治 44 年 2 月 3 日の請願委員協議会において照会をするに決し、翌 4 日書面をもって議長に差出し、同月 10 日議長より回答に接した (衆委先彙纂 190)。

第十六條 各議院の役員は、左の通りとする。

- 一 議長
- 二 副議長
- 三 仮議長
- 四 常任委員長
- 五 事務総長

(理由) 憲法第五十八条の規定により、役員は議院において選挙することになっている関係上、本条を設けて役員の種類を規定した。

#### 第十七条 各議院の議長及び副議長は、各々一人とする。

(理由) 議院法第七条の規定に相当するものであり、議長及び副議長の定数を規定した。

- ・おおむね議長、副議長は党籍を離脱する(衆先 65)。

#### 第七條 各議院ノ議長副議長ハ各々一員トス

#### 第十八条 各議院の議長及び副議長の任期は、各々議員としての任期による。

(理由) 議院法第八条の規定に相当するものであり、議長及び副議長の任期について規定した。

#### 第八條 衆議院ノ議長副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

#### 第九條 衆議院ノ議長副議長辭職又ハ其ノ他ノ事故ニ依リ闕位トナリタルトキハ繼任者ノ任期ハ仍前任者ノ任期ニ依ル

#### 第十九条 各議院の議長は、その議院の秩序を保持し、議事を整理し、議院の事務を監督し、議院を代表する。

(理由) 議院法第十条の規定に相当するものであり、議長の職務権限について包括的に規定した。新たに「議院の事務を監督し」という言葉を入れたが、閉会中のこともあるので、これは当然のことである。

- ・議長は、必要があると認めるときは、いつでも休憩を宣告する権限を有する。すなわち、委員会の審査報告を待つため、あるいは議場が騒然となったため、その他議事の都合等により、議長が職権をもって休憩を宣告することが少なくない。休憩の宣告を議員の発言中又は選挙の投票中若しくは記名投票による採決中にしたことがあり、また1日に数回休憩し若しくは数時間にわたって休憩したことがある(衆先 217)。
- ・議長が、議事又は議場の整理に関してあらかじめ注意したことがある(衆先 432)。

#### 第十條 各議院ノ議長ハ其ノ議院ノ秩序ヲ保持シ議事ヲ整理シ院外ニ對シ議院ヲ代表ス

- ・議長が議事若しくは議場整理に関し、弁明又は注意する(衆先彙纂 538)。

#### 第十一條 議長ハ議會閉會ノ間ニ於テ仍其ノ議院ノ事務ヲ指揮ス

#### 衆規第十四条 議員の議席は、毎会期の始めに議長がこれを定める。但し、必要があるときは、これを変更することができる。

議席には、号数及び氏名標を附する。

- ・議員の議席は、議院運営委員会(総選挙後初めて召集される国会にあつては各派協議会)において決定した各会派の区画に基づいて、会派に指定される。第1回(特別)国会から第22回(特別)国会までは、議長席より見て中央を第1党とし、その左を第2党、右を第3党とし、以下順次少数の会派に及ぶのが例であった(第21回国会においては、内閣更迭のため、与党となった第2党の議席を中央に移したことがある。)。第23回(臨時)国会以来は、議長席より見て中央から右側を第1党とし、その左側を第2党以下順次少数の会派の議席としている。なお、無所属の議席は、おおむね議長席より見て

左側の先端とするが一様でない。召集日の仮議席もこの例による（衆先 21）。

- ・議員の議席は、毎会期の始めに、議長において指定するのであるが、この場合、議長は、あらかじめ各会派の申出によって仮議席を定め、召集日の会議において仮議席のとおり指定する。また、議席の変更も各会派の申出によって行う。議長が議席を指定したとき、又は議席を変更したときは、その都度衆議院公報をもってこれを報告する（衆先 22）。
- ・議席には、氏名標及び番号を付する（衆先 23）。
- ・議席は、7 区に分け、議長席から見て左端を第 1 区とし、通路を隔てて順次第 2 以下区を追い、右端を最終の区とする。議席番号は、第 1 区前列左端より始め、第 1 列を終り順次後列に及び、第 1 区を終って第 2 区に移る。以下同様にして、最終区の後列右端をもって終わる（衆先 24）。
- ・議員の控室は、会派別に定められる（衆先 97）。
- ・議員の会派所属届は、その会派の代表者から届け出る。所属の異動があったときも同様である（衆先 98）。
- ・院外にある団体に所属している議員が一人のみであるときは、院内においては無所属として取り扱う（衆先 99）。

**旧衆規第十五條 議員ノ議席ハ毎會期ノ始ニ於テ議長之ヲ定ム但シ必要ト認ムルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得**

**議席ニハ各號數及氏名標ヲ付ス**

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

**旧衆規第十五條 議員ノ議席ハ毎會期ノ始ニ於テ議長之ヲ定ム但シ必要ト認ムルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得**

**議席ニハ各號數ヲ付ス**

（改正第 21 回帝国議會明治 37 年 12 月 1 日議決）

**旧衆規第十五條 議長ハ議長席ニ著キタルノ後書記官ヲシテ抽籤セシメ總議員ノ議席及部屬ヲ定ム**

- ・議席は府県順によって議長がこれを指定する。召集日の仮席次もまたこれによる（衆先彙纂 11）。
- ・議席の指定および変更は衆議院公報をもって報告する（衆先彙纂 12）。
- ・議席は臨時議會又は停会中においてもその一部を変更する（衆先彙纂 13）。
- ・議席には氏名標及び番号を付す（衆先彙纂 14）。
- ・議席の番号は一区を終りて他区に移る（衆先彙纂 15）。
- ・召集当日に議長副議長候補者の選挙を行う。議長副議長勅任後に議席及部属の決定を待って議院が成立する（衆先彙纂 22）。

**第二十条 議長は、委員会に出席し発言することができる。**

（理由）議院法第十二条に相当するものであり、議長の委員会への出席発言権について規定した。

- ・議長及び副議長は、第1回（特別）国会昭和22年6月16日の議院運営委員協議会の決定に基づき、議院運営委員会に常時出席している。議長が議院運営委員会を除く懲罰委員会等の他の委員会に出席し発言したことがある（衆先126、衆委先51）。

**第十二條 議長ハ常任委員會及特別委員會ニ臨席シ發言スルコトヲ得但シ表決ノ數ニ預カラス**

- ・議長が任意に常任委員会及び特別委員会に出席し、発言し、又は委員会の要求によって出席し、発言したことがある。また開院式勅語奉答文起草の件委員会においては毎会期議長、副議長はこれに臨席して文案起草の協議に加わるのを例とする（衆委先彙纂82）。

**第二十一条 各議院において、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が、議長の職務を行う。**

（理由）副議長の権限を規定したものである。従来議院法第十三条は、「議長故障アルトキハ副議長之ヲ代理ス」と規定していたが、「議長が欠けたとき」という言葉を入れた関係上、「職務を行う」という言葉を用いた。しかし、副議長は、議長の代理機関であって、補佐機関ではない。

- ・議長が欠けたときは、直ちに議長の選挙を行い、後任議長が当選するまで、副議長が議長の職務を行う（衆先61）。
- ・議長の職務を行う副議長が所用のため、一時休憩したことがある（衆先62）。
- ・議長の信任に関する議事については、議長は副議長に席を譲り、副議長が議長の職務を行うのが例である（衆先63）。

**第十三條 各議院ニ於テ議長故障アルトキハ副議長之ヲ代理ス**

- ・閉院式当日に貴族院議長に故障あるときは貴族院副議長が議長の職務を行う（衆先彙纂41）。
- ・議長欠位となり後任者の勅任前においては議長欠位の故をもって休会することなく副議長が議事を整理する（衆先彙纂81）。
- ・議長が欠位し、副議長が参内のため一時休憩する（衆先彙纂82）。
- ・議長の信任に関する議事につき副議長が議長の職務を行う（衆先彙纂83）。
- ・議長の身上に関する議事につき議長がその職務を行い、若しくは副議長をして行わせる（衆先彙纂84）。
- ・議長の信任に関する上奏中に副議長が議事を整理する（衆先彙纂85）。
- ・議長副議長が党籍を離脱する（衆先彙纂86）。
- ・議案の送付、回付、通知等は議長の名をもってし、書記官長が公文書の末尾に署名する（衆先彙纂185）。
- ・上奏書、奉答書はその議事に干与した議長若しくは副議長の名をもってする（衆先彙纂481）。

**第二十二条 各議院において、議長及び副議長に共に事故があるときは、仮議長を選挙し議長の職務を行わせる。**

前項の選挙の場合には、事務総長が、議長の職務を行う。

議院は、仮議長を選任を議長に委任することができる。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 3 号)により改正(昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 議長及び副議長とともに事故があるとき仮議長の選挙を行う場合、事務総長が議長の職務を行う旨の規定を第二十四条から本条に移した。

第二十二條 各議院において、議長及び副議長に共に事故があるときは、仮議長を選挙し議長の職務を行わせる。

議院は、仮議長を選任を議長に委任することができる。

(理由) 仮議長を選任及びその権限について規定した。第一項は、議院法第十四条の規定に相当するものであり、第二項は、貴族院規則第十四条及び旧衆議院規則第二十五条のうちにあったものを国会法で規定したものである。仮議長については、議長及び副議長とともに事故があるときに選挙するのは当然であるが、かかる場合に備えてあらかじめ選任しておく必要もあると考えられる。

- ・議長及び副議長からそれぞれ辞任願が提出されたとき、又は議長の信任に関する議事に際して副議長が欠席し、若しくは副議長の信任に関する議事に際して議長が欠席したときに仮議長を選任したことがある。また、副議長の長期にわたる海外渡航中議長に事故がある場合に処するため、あらかじめ仮議長を選任したことがある(衆先 56)。
- ・仮議長選挙は、その手続きを省略して、議長において指名するのが例である(衆先 57)。
- ・議長の信任に関する議事について、副議長が欠席のため、仮議長を選挙し、仮議長が議長の職務を行ったことがある。なお、副議長の信任に関する議事について、議長が欠席のため、仮議長を選挙し、仮議長が議長の職務を行ったことがある(衆先 64)。

第十四條 各議院ニ於テ議長副議長俱ニ故障アルトキハ假議長ヲ選挙シ議長ノ職務ヲ行ハシムヘシ

- ・議長副議長に共に故障があったので仮議長を選挙した(衆先彙纂 88)。
- ・仮議長の許に議長副議長候補者の選挙を行う(衆先彙纂 90)。
- ・仮議長より議長副議長候補者を奏上する(衆先彙纂 91)。
- ・議案の送付、回付、通知等は議長の名をもってし、書記官長が公文書の末尾に署名する(衆先彙纂 185)。

衆規第十七條 仮議長選挙については、議長選挙の例による。

- ・仮議長選挙は、その手続きを省略して、議長において指名するのが例である(衆先 57)。
- ・議長の信任に関する議事について、副議長が欠席のため、仮議長を選挙し、仮議長が議長の職務を行ったことがある。なお、副議長の信任に関する議事について、議長が欠席のため、仮議長を選挙し、仮議長が議長の職務を行ったことがある(衆先 64)。

旧衆規第二十五條 假議長ノ選挙ハ無名投票ヲ以テ之ヲ行ヒ過半数ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

過半数ヲ得タル者ナキトキハ最多數ノ投票ヲ得タル者二人ニ就キ更ニ決選投票ヲ行ヒ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

同數者二人以上アルトキハ第八條第二項ノ例ニ依ル

議院ハ假議長ノ選挙ヲ議長ニ委任スルコトヲ得



(追加第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・無効投票は総数に算入する(衆先彙纂 68)。
- ・決選投票の点検には姓のみを読み上げる(衆先彙纂 69)。
- ・議長副議長に共に故障があったので仮議長を選挙した(衆先彙纂 88)。

旧衆規第二十六條 假議長ノ選舉ヲ行フ場合ニ於テ議長ノ職務ヲ行フ者ナキトキハ全院委員長議長ノ職務ヲ行フヘシ但シ全院委員長故障アルトキ又ハ其ノ選舉未タ施行セラレサルトキハ出席議員中ノ年長者ヲ以テ之ニ充ツ

(追加第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・議長副議長に共に故障があったので仮議長を選挙した(衆先彙纂 88)。
- ・仮議長を選挙を行うに当たり全院委員長が不在のため出席年長議員が議長の職務を行う(衆先彙纂 89)。

**第二十三條 各議院において、議長若しくは副議長が欠けたとき、又は議長及び副議長が共に欠けたときは、直ちにその選挙を行う。**

(理由) 会期中に、議長、副議長が欠けたときは、直ちにその選挙を行わなければならないことを規定した。

- ・議長及び副議長選挙手続は、衆議院規則に定めるもののほか、第 1 回帝国議会において定められた議長副議長候補者選挙手続心得による(衆先 37)。
- ・会期中に議長及び副議長がともに欠けたとき、又は議長若しくは副議長が欠けたときは、特別の事由がない限り、当日直ちにその選挙を行う(衆先 39)。

**第二十四條 前条前段の選挙において副議長若しくは議長に事故がある場合又は前項後段の選挙の場合には、事務総長が、議長の職務を行う。**

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 3 号)により改正(昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 従来「前条の選挙において議長の職務を行う者がいない場合」という規定では不明瞭であるので、これを明らかに書き改めた。

**第二十四條 仮議長選挙の場合及び前条の選挙において議長の職務を行う者がいない場合には、事務総長が、議長の職務を行う。**

(理由) 議長及び副議長とともに事故があって仮議長を選挙する際には、従来は全院委員長が議長の職務を行ったが、全院委員長が廃止されたので、今後は事務総長がその職務を行うことにした。また、議長及び副議長がともに欠けその選挙を行う場合、あるいは議長又は副議長が欠けその選挙を行う際に、副議長又は議長に事故がある場合にも事務総長が議長の職務を行うことにした。

**第二十五條 常任委員長は、各議院において各々その常任委員の中からこれを選挙する。**

(理由) 常任委員長は、従来常任委員の互選によっていたが、今後は常任委員会が国会運営の中心となる関係上、これを議院の役員とし、議院において選挙することにした。

- ・ 常任委員長の選任は、委員選任の当日これを行うのが例であるが、翌日以後に行ったことがある（衆委先 17）。
- ・ 常任委員長の選挙は、議長の選挙に関する規定並びに先例によって行うのであるが、その手続きを省略して、議長の指名によるのが例である。議長が指名する場合は、各派協議会又は議院運営委員会等で決定した常任委員長各会派割当てに基づき、会派からあらかじめ申し出た候補者について行う。議長の選挙の例によった場合もあるが、これらの選挙においては、議長の選挙の際に無効とされる投票（投票の白紙のもの、投票者の氏名を記載したもの、衆議院議員以外の氏名を記載したもの）のほか、当該常任委員以外の氏名を記載した投票は当然無効であるので、議長がその無効を宣告し、その他の瑕疵のある投票については、議長において有効無効を決定し、又は議院に諮って決定する。常任委員長は、すべて与党の委員、又は与党の委員及び野党の委員に割り当てられて選任されている。また、無名投票で選挙したことがある。第 29 回国会昭和 33 年 6 月 11 日、第 45 回国会昭和 38 年 12 月 9 日、第 61 回国会昭和 44 年 7 月 28 日、第 71 回国会昭和 47 年 12 月 25 日（衆先 58、衆委先 18）。

**衆規第十五条 常任委員長の選挙については、議長の選挙の例による。**

議院は、常任委員長の選任を議長に委任することができる。

**第二十一条 全院委員長ハ一會期コトニ開會ノ始ニ於テ之ヲ選挙ス**

**常任委員長及特別委員長ハ各委員會ニ於テ之ヲ互選ス**

- ・ 全院委員長の選挙は議事日程に掲げ、開院式の翌日午前 10 時よりこれを行うのを例とする（衆先彙纂 133）。
- ・ 全院委員長は通常議会と臨時議会とを問わず毎会期開会の始めに選挙すべきものであるが、第 32 回、第 34 回及び第 78 回議会においては開院式当日に勅語奉答文議了後、議長は院議に諮り、前期議会に選挙された全院委員長を当期議会において選挙したものと認め、その選挙を省略した（衆先彙纂 134）。
- ・ 全院委員長の辞任は院議をもってこれを許可する（衆先彙纂 149）。
- ・ 委員の選挙が終わったときは議長は委員長及び理事互選の日時を指定する。そして常任委員及び開院式勅語奉答文起草の件委員その他審査急を要する特別委員にあつては議長が議場においてその日時を指定するが、その他は議長がその日時を指定し、衆議院公報をもって通知する。各委員は指定の日時に所定の委員室に参集して互選を行う。若し当日これを行うことができないときは議長より更にその日時を指定して互選を行わせるのを例とする。なお委員長の補欠選挙の場合には理事、理事の補欠選挙の場合には委員長において互選の日時を定めるものとする（衆委先彙纂 24）。
- ・ 常任委員の委員長及び理事互選の期日は第 24 回議会までは委員選挙の当日又は翌日以後で一様でなかったが、第 25 回議会以後は委員選挙の当日これを行う例となった。また特別委員の委員長及び理事互選は委員選挙の翌日これを行うのを例とする。但し会期切迫その他審査が急を要するため、委員選挙の当日においてまた特別の事情があるため委員選挙の翌々日以後においてこれを行ったことがある（衆委先彙纂 25）。
- ・ 常任委員を前議会通り継続した臨時議会において委員長及び理事互選手続を省略し、前議会の通り継続したことがある（衆委先彙纂 26）。

- ・委員長及び理事互選の場合における投票管理者については別に規定がないので、衆議院規則第 19 条の部長選挙に関する規定に準じ、出席委員中の年長者をもって投票管理者とし、互選事務を管理させるのを例とする。但し委員より推薦された者を投票管理者としたことがある（衆委先彙纂 27）。
- ・委員長及び理事の互選は衆議院規則第 50 条及び第 51 条に無名投票をもってこれを行うべきことを規定され、当初においては委員長理事共に無名投票をもってその互選を行ったことが多かったが、最近に至っては概ね委員長は推薦により、理事は委員長の指名によることとなった（衆委先彙纂 28）。
- ・委員長及び理事互選の結果は投票管理者より選挙の当日直ちにこれを議長に報告し、議長は当日衆議院公報に掲載してこれを報告する（衆委先彙纂 29）。
- ・委員長よりその職務辞任の申し出があったときは委員会においてこれを決する（衆委先彙纂 33）。

**旧衆議院規則第五十條 委員長ハ無名投票ヲ以テ互選シ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス**

**同數者二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム**

- ・常任委員長及び理事互選の結果は当日衆議院公報をもって報告する（衆先彙纂 141）。
- ・特別委員長及び理事互選の結果は当日衆議院公報をもって報告する（衆先彙纂 148）。
- ・委員の選挙が終わったときは議長は委員長及び理事互選の日時を指定する。そして常任委員及び開院式勅語奉答文起草の件委員その他審査急を要する特別委員にあつては議長が議場においてその日時を指定するが、その他は議長がその日時を指定し、衆議院公報をもって通知する。各委員は指定の日時に所定の委員室に参集して互選を行う。若し当日これを行うことができないときは議長より更にその日時を指定して互選を行わせるのを例とする。なお委員長の補欠選挙の場合には理事、理事の補欠選挙の場合には委員長において互選の日時を定めるものとする（衆委先彙纂 24）。
- ・常任委員の委員長及び理事互選の期日は第 24 回議会までは委員選挙の当日又は翌日以後で一様でなかったが、第 25 回議会以後は委員選挙の当日これを行う例となった。また特別委員の委員長及び理事互選は委員選挙の翌日これを行うのを例とする。但し会期切迫その他審査が急を要するため、委員選挙の当日においてまた特別の事情があるため委員選挙の翌々日以後においてこれを行ったことがある（衆委先彙纂 25）。
- ・常任委員を前議会通り継続した臨時議会において委員長及び理事互選手続を省略し、前議会の通り継続したことがある（衆委先彙纂 26）。
- ・委員長及び理事互選の場合における投票管理者については別に規定がないので、衆議院規則第 19 条の部長選挙に関する規定に準じ、出席委員中の年長者をもって投票管理者とし、互選事務を管理させるのを例とする。但し委員より推薦された者を投票管理者としたことがある（衆委先彙纂 27）。
- ・委員長及び理事の互選は衆議院規則第 50 条及び第 51 条に無名投票をもってこれを行うべきことを規定され、当初においては委員長理事共に無名投票をもってその互選を行ったことが多かったが、最近に至っては概ね委員長は推薦により、理事は委員長の指名によることとなった（衆委先彙纂 28）。

- ・委員長及び理事互選の結果は投票管理者より選挙の当日直ちにこれを議長に報告し、議長は当日衆議院公報に掲載してこれを報告する（衆委先彙纂 29）。

**第二十六条 各議院に、事務総長一人、参事その他必要な職員を置く。**

従来の書記官長の代りに事務総長を置き、書記官の代りに参事を置くことにした。事務総長、参事その他の職員の身分は、国会の公務員として定められるものと考えられる。

**第十六條 各議院ニ書記官長一人書記官數人ヲ置ク**

書記官長ハ勅任トシ書記官ハ奏任トス

**第二十七条 事務総長は、各議院において国会議員以外の者からこれを選挙する。**

参事その他の職員は、事務総長が、議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。

（第 2 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 23 年法律第 87 号）により改正（昭和 23 年 7 月 5 日公布））

（理由）参事その他の職員の任免については、議院運営委員会の承認も必要とすることに改めた。

**第二十七条 事務総長は、各議院において国会議員以外の者からこれを選挙する。**

参事その他の職員は、事務総長が、議長の同意を得てこれを任免する。

（理由）第一項は、事務総長は政党的色彩の全くない者を選ぶべきであるとの趣旨により、議院において国会議員以外の者からこれを選挙することにした。

第二項は、参事その他の職員の任免方法について規定した。

- ・事務総長の選挙は、その手続きを省略して、議長の指名によるのを例とする。なお、事務総長が当選したときは、事務総長からその旨を参議院事務総長及び内閣官房長官に通知している（衆先 60）。

**衆規第十六条 事務総長の選挙については、議長の選挙の例による。**

議院は、事務総長の選任を議長に委任することができる。

- ・事務総長の選挙は、その手続きを省略して、議長の指名によるのを例とする。なお、事務総長が当選したときは、事務総長からその旨を参議院事務総長及び内閣官房長官に通知している（衆先 60）。

**第二十八条 事務総長は、議長の監督の下に、議院の事務を統理し、公文に署名する。**

参事は、事務総長の命を受け事務を掌理する。

（理由）事務総長及び参事の職務権限について規定した。

**第十七條 書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ埒理シ公文ニ署名ス**

書記官ハ議事録及其ノ他ノ文書案ヲ作り事務ヲ掌理ス

書記官ノ外他ノ必要ナル職員中判任官以下ハ書記官長之ヲ任ス

（第 37 回帝国議会 議院法中改正法律（大正 5 年法律第 40 號）により改正（大正 5 年 5 月 8 日公布））

- ・議案の送付、回付、通知等は議長の名をもってし、書記官長が公文書の末尾に署名する

(衆先彙纂 185)。

- ・議案奏上の文例は一定の様式による。そして奏上書には議長書記官長の署名のみにして捺印はしない。かつ別に内閣総理大臣宛の添書を用い、議長書記官長が署名捺印する(衆先彙纂 200)。

第十七條 書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ埒理シ公文ニ署名ス  
書記官ハ議事録及其ノ他ノ文書案ヲ作り事務ヲ掌理ス  
書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ書記官長之ヲ任ス

### 第二十九條 事務総長に事故があるとき又は事務総長が欠けたときは、その予め指定する参事が、事務総長の職務を行う。

(理由) 事務総長に事故があるときに備えてその代理者の規定を設けたものであり、事務総長は、必ずしも上席の参事ではなく、事務局全体としてその事務に当たるのが最も適任である参事を職務代行者に指定することができる。

### 第三十條 役員は、議院の許可を得て辞任することができる。但し、閉会中は、議長において役員の辞任を許可することができる。

(理由) 役員の辞任は、議院の許可を要することを原則とし、閉会中においては議長がこれを許可し得ることとした。

- ・議長が一身上の都合その他の理由により辞任する(衆先 52)。
- ・副議長が一身上の都合その他の理由により辞任する(衆先 53)。
- ・会期中における議長又は副議長の辞任は、院議によりこれを許可する。議長又は副議長辞任の件は、まず参事に辞任願を朗読させた後、これを諮るのが例である。閉会中の役員の辞任は、議長において許可することになっており、副議長の辞任は議長がこれを許可するのであるが、議長の辞任は、副議長がこれを許可する(衆先 54)。
- ・議長、副議長が辞任したときは、新議長、新副議長の紹介及びそのあいさつが終わった後、出席議員中の年長者が、新議長、新副議長に対する祝辞を述べる際に、併せて前議長、前副議長に対して謝辞を述べるのが例である(衆先 55)。
- ・常任委員長の辞任は、会期中においては院議によりこれを許可し、閉会中においては議長がこれを許可する。なお、会期中に常任委員長から辞任の申し出があったが、会議を開くいとまがないので、議長においてこれを許可したことがある。また、常任委員長が議員を辞職したため退職となったことがある(衆先 59)。

### 第三十條の二 各議院において特に必要があるときは、その院の議決をもつて、常任委員長を解任することができる。

(第2回国会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 議院において特に必要がある場合には、院議をもつて常任委員長の職を解き得ることとした。

第三十一条 役員は、特に法律に定めのある場合を除いては、国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。

議員であつて前項の職を兼ねている者が、役員に選任されたときは、その兼ねている職は、解かれたものとする。

(第 108 回国会国会法の一部を改正する法律(昭和 62 年法律第 26 号)により改正(昭和 62 年 4 月 1 日公布、昭和 62 年 4 月 1 日から施行))

(理由) 昭和 62 年 4 月 1 日から日本国有鉄道改革法等が施行されるに伴い、公共企業体が存在しないこととなるので、条文を整理した。

第三十一条 役員は、特に法律に定のある場合を除いては、国若しくは地方公共団体の公務員又は公共企業体の役員若しくは職員と兼ねることができない。

議員であつて前項の職を兼ねている者が、役員に選任されたときは、その兼ねている職は、解かれたものとする。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 3 号)により改正(昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 議院の役員は、「官吏」と兼ねることができないことになっていたが、これを国又は地方の公務員あるいは公共企業体の役職員と兼ねることができないことにし、これらの職を兼ねている議員が役員に選任されたときは、その職が消滅することにした。また、議長及び副議長は、皇室典範、皇室経済法により、当然に皇室会議及び皇室経済会議の議員となることになっているので、この場合を除外するため、「特に法律に定めのある場合を除いては、」を加えた。

第三十一条 役員は、官吏と兼ねることができない。

(理由) 役員が官吏を兼ねることは、行政立法の混淆を来たすので、役員の官吏との兼職を認めないことにした。

- ・第 3 回国会昭和 23 年 11 月 8 日の議院運営委員会において、常任委員長が国务大臣又は政務次官となる時は、会期中においては辞表の提出だけでなく議院の許可を要するものとし、官吏に任命されたとき当然に常任委員長の地位を失うものと取り扱わないことと決定されたので、常任委員長が国务大臣等に就任する場合には、あらかじめ常任委員長辞任の許可を得るものとする(衆委先 30)。

第三十二条 両議院の経費は、独立して、国の予算にこれを計上しなければならない。

前項の経費中には、予備金を設けることを要する。

(理由) 国会の経費は、他の行政費とは独立して、国会費としてこれを国の予算に計上しなければならないことにし、また、国会の活動に遺憾なきを期するため、このうちには相当の予備金を設けることにした。予備金をいかなる場合に支出するかは、議院運営委員会の議を経る等適当な措置が講ぜられるものと考えられる。

- ・衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)は、おおむね次の常会の始めにおいて、議院運営委員会の議を経て議院運営委員長から報告し、議院においては承諾を与えるのが例である。しかし、衆議院が解散されたため承諾を求めることができなかつた場合に、特別会において議院の会議に報告して承諾を求めたことがある(衆先 376)。

## 第十八條 兩議院ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ支出ス

憲法第六十七條 内閣總理大臣は、國會議員の中から國會の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

衆議院と參議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、國會休會中の期間を除いて十日以内に、參議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を國會の議決とする。

- ・国会の構成に関する案件は、内閣總理大臣の指名に先立って行ふのが例である。内閣總理大臣の指名は、議長、副議長等の役員選挙、議席の指定、会期の件を終わった後に行ふのを例とする（衆先 66）。
- ・内閣總理大臣の指名は、他のすべての案件に先立って行ふ旨を規定しているが、議院の構成に関する案件は、内閣總理大臣の指名より先に行ふ（衆先 291）。
- ・内閣總理大臣の指名について、兩議院の議決が一致しないため、兩院協議會を開いて協議したが、兩議院の意見が一致しないので、衆議院の指名の議決が國會の議決となつたことがある。第 2 回国会昭和 23 年 2 月 23 日、第 115（臨時）国会平成元年 8 月 9 日、第 143 回（臨時）国会平成 10 年 7 月 30 日（衆先 471）。

衆規第十八條 内閣總理大臣の指名については、記名投票で指名される者を定める。

投票の過半数を得た者を指名される者とし、その者について指名の議決があつたものとする。

投票の過半数を得た者がいないときは、第八条第二項の規定を準用して指名される者を定め、その者について指名の議決があつたものとする。

議院は、投票によらないで、動議その他の方法により指名することができる。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

（要旨）従来憲法第六十七條の規定の趣旨に基づいて、記名投票で指名される者を定めしかる後そのものについて議決するという二段階をとっていたが、この形式的議決の手續を省略して、投票の過半数を得た者を指名される者とし、その者について指名の議決があつたものとすることに改め、手續きを簡素化した。

衆規第十八條 内閣總理大臣の指名については、記名投票で指名される者を定め、その者について議決する。

投票の過半数を得た者を指名される者とする。

投票の過半数を得た者がいないときは、第八条第二項の規定を準用する。

議院は、投票によらないで、動議その他の方法により指名される者を定めることができる。

- ・内閣總理大臣の指名の記名投票においては、投票の白紙のもの、被指名者の氏名を記載していないもの、投票者の氏名を記載していないもの、國會議員以外の氏名を記載したもの、被指名者を二名以上連記したもの、決選投票の場合に決選投票を行ふべき二人以外の氏名を記載したものは当然無効であるので、議長がその無効を宣告する。その他の瑕疵のある投票については、議長において有効無効を決定し、又は議院に諮つて決定す

る。この場合、国会議員のうちに同姓者がある場合に姓のみ記載したもの、国会議員の氏名のほかに他事を記載したものは無効と決定するのが例であり、記載の氏名に誤字又は脱字があるものあるいは漢字の氏名をひらがな又はかたかなで記載したもの等で、特定の議員に投票したものと認められるものについては有効と決定するのが例である（衆先 67）。

**憲法第六條** 天皇は、國會の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

- ・内閣總理大臣の任命は、國會の指名の議決があつた当日又は翌日に行われるのが例である。ただし、指名の議決があつた日から 3 日目以後に任命されたことがある（衆先 70）。

#### 第四章 議員

**憲法第五十條** 兩議院の議員は、法律の定める場合を除いては、國會の會期中逮捕されず、會期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、會期中これを釋放しなければならぬ。

**大日本帝國憲法第五十三條** 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラルハコトナシ

**第三十三條** 各議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、會期中その院の許諾がなければ逮捕されない。

（理由）憲法第五十條の「法律の定める場合を除いては、」という規定を受けて、その場合を規定した。旧憲法第五十三條と比べると内亂外患に関する罪が除かれたので、従来よりは許諾なしに逮捕される範囲が狭くなっているが、これは議員の身分の保障を強化したものである。

なお、院内における現行犯については、当然院内警察権により取り締まることができる。

- ・議員の逮捕について許諾を求めるの件は、まず議院運営委員会に付託し、その審査を経て議院において議決する。許諾を与えることに決したもの、期限を付して許諾を与えることに決したもの、許諾を与えないことに決したもの、議員辭職が許可されたため審議を要しないこととなったもの、審議未了のもの、會議中の上程前に議員死去が明らかになったため上程を取りやめたものがある（衆先 93、衆委先 164）。
- ・議員の逮捕について許諾を求めるの件の審査に当たっては、國務大臣等から逮捕について許諾を求めた理由等についてまず説明を聞き、質疑を行い、討論の後、許諾を与えるべきか否かを議決するのが例である。必要がある場合には、逮捕について許諾を求められた議員から身上弁明を聞いたことがある。なお、逮捕について許諾を求められた理由の説明及びこれに対する質疑並びに身上弁明は、秘密会において行うのが例である（衆委先 165）。
- ・議員の逮捕について許諾を求めるの件につき、議院運営委員長の報告及び一身上の弁明があつた後、当該議員から辭職願が提出されたので、議長は、議員辭職の件は本件に直



接関連した先決問題であるので、直ちに議員辞職の件を諮る旨を述べ、議院に諮り辞職を許可した（衆先 94）。

- ・議員の逮捕について期限を付して許諾したことがある。すなわち、第 19 回国会、昭和 29 年 2 月 23 日、議員の逮捕について許諾を求めるの件の会議において、議院運営委員長の報告があった後、「本件については、来る 3 月 3 日まで逮捕することを許諾する。」との動議が提出され、趣旨弁明及び討論の後、本動議を可決した（衆先 95）。

第三十四条 各議院の議員の逮捕につきその院の許諾を求めるには、内閣は、所轄裁判所又は裁判官が令状を発する前に内閣へ提出した要求書の受理後速かに、その要求書の写を添えて、これを求めなければならない。

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）従来の第三十四条を第四条と同一の趣旨で削除し、第三十四条の二を第三十四条とし、内閣は、議員の逮捕要求書を受理したときは「速かに」議院の許諾を求めるべきものとした。

第三十四条 参議院の緊急集会中、参議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、参議院の許諾がなければ逮捕されない。

参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員は、参議院の要求があれば、緊急集会中これを釈放しなければならない。

（理由）参議院の緊急集会に関して、議員の不逮捕特権を規定したものであるが、新憲法の保障する不逮捕特権が会期中に限られている関係上、憲法の条文を準用することはできないので創設的に規定した。その内容は、憲法第五十条及び前条の規定と異なるところがない。

- ・議員の逮捕について許諾を求めるの件は、まず議院運営委員会に付託し、その審査を経て議院において議決する。許諾を与えることに決したものの、期限を付して許諾を与えることに決したものの、許諾を与えないことに決したものの、議員辞職が許可されたため審議を要しないこととなったもの、審議未了のもの、会議中の上程前に議員死去が明らかになったため上程を取りやめたものがある（衆先 93）。

第三十四条の二 内閣は、会期前に逮捕された議員があるときは、会期の始めに、その議員の属する議院の議長に、令状の写を添えてその氏名を通知しなければならない。

内閣は、会期前に逮捕された議員について、会期中に勾留期間の延長の裁判があつたときは、その議員の属する議院の議長にその旨を通知しなければならない。

（第 28 回国会国会法等の一部を改正する法律（昭和 33 年法律第 65 号）により改正（昭和 33 年 4 月 18 日公布、第 29 回国会召集日から施行））

（理由）会期中に、会期前に逮捕された議員の勾留期間が延長された場合には、内閣は、その旨を議長に通知すべきことにした。

第三十四条の二 内閣は、会期前に逮捕された議員があるときは、会期の始めに、その議員の属する議院の議長に、令状の写を添えてその氏名を通知しなければならない。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行) )

(理由) 憲法第五十条の規定によれば、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば会期中これを釈放すべきことになっており、各議院がこの要求をするためには逮捕された議員の氏名を知る必要があるので、内閣に会期の始めにその氏名を通知する義務を負わせた。

第三十四条の二 各議院の議員の逮捕につきその院の許諾を求めるには、内閣は、所轄裁判所又は裁判官が令状を発する前に内閣へ提出した要求書の写を添えて、これを求めなければならない。

(第 2 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 23 年法律第 87 号) により改正 (昭和 23 年 7 月 5 日公布) )

(理由) 会期中における議員の逮捕に関する手続については、従来何らの規定もなかったもので、疑義をなくすため、新たに、議員の逮捕について内閣が許諾を求める場合の手続について規定を設けた。

- ・召集当日、会期前に逮捕された議員の氏名の通知を受ける (衆先 96) 。

第三十四条の三 議員が、会期前に逮捕された議員の釈放の要求を発議するには、議員二十人以上の連名で、その理由を附した要求書をその院の議長に提出しなければならない。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行) )

(理由) 逮捕された議員の釈放要求を発議する場合の手続を規定した。

憲法第四十九條 兩議院の議員は、法律の定めるところにより、國庫から相當額の歳費を受ける。

第三十五条 議員は、一般職の国家公務員の最高の給料額より少くない歳費を受ける。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行) )

(理由) 「一般官吏」を「一般職の国家公務員」に改めた。

第三十五条 議員は、一般官吏の最高の給料額より少くない歳費を受ける。

(理由) 議員の歳費についての原則的規定であり、具体的な金額は、別に法律をもって定めることにした。「一般官吏」とは、内閣総理大臣、国务大臣、最高裁判所の裁判官等を除いた官吏を意味するものであり、議員は、次官などの給料よりは必ず高い歳費を受けることになる。

- ・歳費は、議員の任期が開始する当月分から任期の終わる当月分まで支給する (衆先 108)。
- ・総選挙が行われた場合、議員の任期が開始する当月分の歳費は、総選挙後の国会の召集日に支給するのを例とする (衆先 109) 。
- ・立法事務費の交付を受ける各会派の認定は、議院運営委員会の議決でこれを決定する (衆先 110) 。

- ・国会法のほか、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律その他国会関係法規の制定されたものは多い（衆先 498）。

第十九條 各議院ノ議長ハ歳費トシテ七千五百圓副議長ハ四千五百圓貴族院ノ被撰及勅任議員及衆議院ノ議員ハ三千圓ヲ受ケ別ニ定ムル所ノ規則ニ従ヒ旅費ヲ受ク但シ召集ニ應セサル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス

議長副議長及議員ハ歳費ヲ辭スルコトヲ得

官吏ニシテ議員タル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス

第二十五條ノ場合ニ於テハ第一項歳費ノ外議院ノ定ムル所ニ依リ一日五圓ヨリ多カラサル手當ヲ受ク

（第 43 回帝国議会議院法中改正法律（大正 9 年法律第 8 號）により改正（大正 9 年 7 月分より適用））

第十九條 各議院ノ議長ハ歳費トシテ五千圓副議長ハ三千圓貴族院ノ被撰及勅任議員及衆議院ノ議員ハ二千圓ヲ受ケ別ニ定ムル所ノ規則ニ従ヒ旅費ヲ受ク但シ召集ニ應セサル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス

議長副議長及議員ハ歳費ヲ辭スルコトヲ得

官吏ニシテ議員タル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス

第二十五條ノ場合ニ於テハ第一項歳費ノ外議院ノ定ムル所ニ依リ一日五圓ヨリ多カラサル手當ヲ受ク

（第 13 回帝国議会議院法中改正法律（明治 32 年法律第 100 號）により改正（明治 32 年 7 月 1 日より施行））

第十九條 各議院ノ議長ハ歳費トシテ四千圓副議長ハ二千圓貴族院ノ被撰及勅任議員及衆議院ノ議員ハ八百圓ヲ受ケ別ニ定ムル所ノ規則ニ従ヒ旅費ヲ受ク但シ召集ニ應セサル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス

議長副議長及議員ハ歳費ヲ辭スルコトヲ得ス

官吏ニシテ議員タル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス

第二十五條ノ場合ニ於テハ第一項歳費ノ外議院ノ定ムル所ニ依リ一日五圓ヨリ多カラサル手當ヲ受ク

- ・歳費は通常議会の場合は前半期分（自 7 月至 12 月）を開院式当日、後半期分（自 1 月至 6 月）を閉院式当日支給され、臨時議会又は特別議会の場合は開会の時期によりその支給額を異にする（衆先彙纂 124）。
- ・通常議会、臨時議会又は特別議会であるを問わず、歳費年度中に一度召集に応じた議員は歳費を支給される（衆先彙纂 125）。
- ・議員が召集に応じた後に死亡したときは歳費（全額）は相続人に支給される（衆先彙纂 126）。
- ・議員召集日の前日までに死亡したときはその当月分までの歳費を支給される（衆先彙纂 127）。
- ・衆議院議員選挙法第 78 条但書の場合においてはその在任期間は月割をもって歳費を支給される。
- ・歳費は選挙の月より計算するといえどもその選挙の期日が旧議員の任期満限の月と同一

の場合において再び選挙された議員に対してはその月割の歳費は重複支給されない  
(衆先彙纂 131)。

- ・旅費は会期毎に支給される(衆先彙纂 132)。

### 第三十六条 議員は、別に定めるところにより、退職金を受けることができる。

(理由) 新しく設けた制度であり、別に法律に定めるところにより、議員も退職金を受けることができるようにした。この場合、勤続年数、退職原因等を考慮して、適当にその範囲を定める必要があると考えられる。

### 第三十七条 削除

(第 108 回国会国会法の一部を改正する法律(昭和 62 年法律第 26 号)により改正(昭和 62 年 4 月 1 日公布、昭和 62 年 4 月 1 日から施行))

(理由) 日本国有鉄道改革法等が施行されることに伴い、従来の日本国有鉄道が存在しないこととなるので、議員は日本国有鉄道の交通機関に乘車することができることを定めた第三十七条を削除した。

第三十七条 議員は、別に定める規則に従い、会期中及び公務のため自由に日本国有鉄道の交通機関に乘車することができる。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 3 号)により改正(昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 議員は、日本国有鉄道の経営する交通機関に乘車船できることを明らかにした。

第三十七条 議員は、別に定める規則に従い、会期中及び公務のため自由に国有鉄道に乘車することができる。

(理由) 議院法第十九条ノ二の規定に相当するものであり、議員は無料で国有鉄道に乘車できることに規定した。

### 第十九條ノ二 各議院ノ議長副議長及議員ハ別ニ定ムル所ノ規則ニ從ヒ無賃ニテ國有鐵道ニ乘車スルコトヲ得

(第 50 回帝国議會議院法中改正法律(大正 14 年法律第 32 號)により改正(大正 14 年 4 月 1 日より施行))

第三十八条 議員は、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため、別に定めるところにより手当を受ける。

(第 126 回国会国会法の一部を改正する法律(平成 5 年 5 月 7 日法律第 39 号)による改正)

(理由) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律に規定される「文書通信交通費」が「文書通信交通滞在費」に改められたこと等に伴い、本条の「会期中」を削ることとし、その他所要の改正を加えた。

第三十八条 議員は、会期中公の書類を郵送し及び公の性質を有する通信をなすため、別に定めるところにより手当を受ける。

(理由) 新しく設けた制度である。会期中公の書類を郵送し、又は陳情等に対して返信する場合において、無料郵便の制度を設けよとの強い議論もあったが、これは各種の弊害を伴うおそれがあるので、一定金額を通信手当として支給することにした。

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

(防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成 18 年 12 月 22 日法律第 118 号）による改正、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣（法律で国务大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。以下同じ。）、大臣政務官（長官政務官を含む。以下同じ。）及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

(国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 116 号）による改正、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行）

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

(内閣法等の一部を改正する法律（平成 8 年 6 月 26 日法律第 103 号）による改正、公布の日から施行）

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

(第 108 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 62 年法律第 26 号）により改正（昭和 62 年 4 月 1 日公布、昭和 62 年 4 月 1 日から施行）)

(理由) 日本国有鉄道改革法等が施行されるに伴い、公共企業体が存在しないこととなるので、条文を整理した。

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国若しくは地方公共団体の公務員又は公共企業体の役員若しくは職員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づ

き、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

(第 100 回 (臨時) 国会総理府設置法の一部を改正する等の法律 (昭和 58 年法律第 80 号) により改正 (昭和 58 年 12 月 2 日公布) )

(理由) 総理府設置法の一部改正により、「総理府総務副長官」が廃止されるに伴い、議員が兼ねることができる職から「総理府総務副長官」を削除した。

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、総理府総務副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国若しくは地方公共団体の公務員又は公共企業体の役員若しくは職員と兼ねることができない。但し、両議院一致の議決に基き、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

(第 51 回国会内閣法の一部を改正する法律 (昭和 41 年法律第 89 号) により改正 (昭和 41 年 6 月 28 日公布) )

(理由) 内閣官房長官は国务大臣をもって充てることとしたことに伴い、「内閣官房長官」を削除した。

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、総理府総務副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国若しくは地方公共団体の公務員又は公共企業体の役員若しくは職員と兼ねることができない。但し、両議院一致の議決に基き、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

(第 48 回国会国家公務員法の一部を改正する法律 (昭和 40 年法律第 69 号) により改正 (昭和 40 年 5 月 18 日公布) )

(理由) 総理府総務長官は国务大臣をもって充てることとしたことに伴い、「総理府総務長官」を削除し、また、総理府総務副長官は議員をもって充てることとするため、「総理府総務副長官」を加えた。

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房長官、総理府総務長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国若しくは地方公共団体の公務員又は公共企業体の役員若しくは職員と兼ねることができない。但し、両議院一致の議決に基き、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

(第 26 回国会内閣法等の一部を改正する法律 (昭和 32 年法律第 158 号) により改正 (昭和 32 年 6 月 1 日公布) )

(理由) 総理府設置法の一部改正により、総理府に新たに総務長官が置かれたのに伴い、議員が兼ねることができる職に「総理府総務長官」を加えた。

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国若しくは地方公共団体の公務員又は公共企業体の役員若しくは職員と兼ねることができない。但し、両議院一致の議決に基き、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行) )

(理由) 議員が兼ねることのできる職に内閣官房副長官を加え、兼ねることができない職に公共企業体の役職員を加えて、「国会の議決」とあるのを「両議院一致の議決」と改めた。

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。但し、国会の議決に基き、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

(第 6 回 (臨時) 国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 24 年法律第 221 号) により改正 (昭和 24 年 10 月 26 日公布) )

(理由) 国家行政組織法が改正され、新たに特別職の政務次官が設けられたので字句を改めた。

第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房長官、各省次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。但し、国会の議決に基き、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。

(第 2 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 23 年法律第 87 号) により改正 (昭和 23 年 7 月 5 日公布) )

(理由) 国家公務員法の施行に伴う字句の整理をするとともに、国家行政組織法の制定により新たに各省次官が特別職として設けられたので、この次官、いわゆる副大臣は、国会議員が兼務できることにした。なお、本法附則第三項の規定により、「各省次官」は、国家行政組織法が施行されるまでは「政務次官」と読み替えることになっている。

第三十九条 議員は、その任期中別に法律で定めた場合を除いては、官吏又は地方公共団体の吏員となることができない。

議員は、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、嘱託その他これに準ずる職務に就くことができない。但し、法律で定めた場合又は国会の議決に基く場合は、この限りでない。

(理由) 第一項は、「別に法律で定めた場合を除いては、」すなわち衆議院議員選挙法あるいは参議院議員選挙法等の規定によって、国务大臣、内閣書記官長、法制局長官、各省の政務官及び秘書官等兼務が認められている場合以外は、議員は、官吏又は地方公共団体の吏員となることができないという意味である。

第二項は、法律に何々委員会の委員は国会議員を当てる旨の明文がある場合、又は特定の委員を国会議員のうちから出してほしいとの政府の希望により国会すなわち両議院で議決した場合に限り、議員は、委員、顧問等になり得ることとしたものである。

- 国会議員が内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就くことについて、両議院の議決を求めるには、内閣は、両議院に別々にこれを提出し、両議院においては、別々に議決する (衆先 362) 。

- ・国会法第 39 条ただし書の規定により議決を求めるの件が提出されたときは、議長は、まずその取扱いを議院運営委員会に諮問した後、議院に諮るのが例である（衆先 363）。
- ・国会法第 39 条ただし書の規定により議決を求めるの件については、衆議院及び参議院がそれぞれ議決をし、その結果をその議院の議長から内閣に通知する（衆先 364）。
- ・国家公務員等の任命について同意又は事後承認を求めるの件は、両議院に別々に提出され、それぞれ両議院において議決される。議決に際しては、数名を 1 件として提出された場合は、各人について採決する。国家公務員等の任命について、両議院の議決が異なつた場合は、両議院の議決がなかつたものとして取り扱う（衆先 365）。
- ・国家公務員等の任命について同意又は事後承認を求めるの件は、議長が、まずその取扱いを議院運営委員会に諮問し、各会派の賛否の態度決定をまって議院に諮るのが例である（衆先 366）。
- ・国家公務員等の任命について同意又は事後承認を求めるの件については、衆議院及び参議院がそれぞれ議決をし、その結果をその議院の議長から内閣に通知する（衆先 367）。
- ・中央選挙管理会委員及び同予備委員は、国会議員以外の者で参議院議員の被選挙権を有する者の中から、国会の議決による指名に基づいて、内閣総理大臣がこれを任命する。議決による指名については、その手続を省略して、議長の指名によるのが例である。この場合、議院運営委員会において、委員及び予備委員の定数各 5 人をそれぞれ両議院を通じての各会派の所属議員数の比率により 1 会派 2 人を限度として割当てを決定し、これに基づいて各会派から推薦された候補者について、衆議院及び参議院において、議長が指名するのが例である。衆議院及び参議院はその結果を相互に通知し、両議院の指名が一致したときは、衆議院議長から国会の指名があつた旨を内閣に通知し、なおその旨を参議院に通知する（衆先 368）。

## 第五章 委員会及び委員

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）第四十条を「委員」の種類についての規定から「委員会」の種類についての規定に改め、第四十一条と第四十二条とを入れ換えたことに伴い、第五章の章の題名を改めた。

### 第五章 委員及び委員会

#### 第四十条 各議院の委員会は、常任委員会及び特別委員会の二種とする。

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）従来委員の種類について規定していたが、委員会の設置があつて委員が選任されるものであるから、委員会の種類について規定することにした。

#### 第四十条 各議院の委員は、常任委員及び特別委員とする。

（理由）委員の種類を規定したものである。従来あつた全院委員はこれを廃止した。

#### 第二十條 各議院ノ委員ハ全院委員常任委員及特別委員ノ三種トス

全院委員ハ議院ノ全員ヲ以テ委員ト為スモノトス



常任委員ハ事務ノ必要ニ依リ之ヲ數科ニ分割シ負擔ノ事件ヲ審査スル爲ニ各部ニ於テ同數ノ委員ヲ總議員中ヨリ選舉シ一會期中其ノ任ニ在ルモノトス

特別委員ハ一事件ヲ審査スル爲ニ議院ノ選舉ヲ以テ特ニ附託ヲ受クルモノトス

- ・ 常任委員の選挙は議事日程に掲げ、開院式の翌日に全院委員長の選挙に次いでこれを行うのを例とする（衆先彙纂 138）。
- ・ 常任委員は 25 名未満の団体を除いた各派（交渉団体）所属議員数に応じ、按分して各派より予め候補者を申し出させ、これを各部に割り当て、各部において選挙するのを例とする。常任委員は召集日正午現在の所属議員数により割当員数を定めるので、選挙後に所属議員数に異動を生じることがあってもその委員に異動を及ぼさないのは勿論、選挙前に所属議員数に異動があっても委員の割当はこれを変更しないのを例とする。補欠選挙の場合においては前任者の所属交渉団体より予め申し出た候補者を前任者選出の部において選挙する（衆先彙纂 139）。
- ・ 常任委員については臨時議会といえどもこれの選挙をなすべきものであるが、極めて短期の臨時議会においては院議をもって常任委員の選挙、常任委員長及び理事の互選を省略して前期議会通り選挙されたものと決したことがある（衆先彙纂 142）。
- ・ 特別委員の選挙は議長の指名によるのを例とする。その補欠選挙もまた同じである（衆先彙纂 143）。
- ・ 委員付託の動議が提出されるときは、通告者の発言前であると、討論に入りたるとを問わず、先決問題として直ちにこれを議題とする（衆先彙纂 323）。
- ・ 委員付託の動議はその趣旨弁明をすることなく単に何名の委員に付託すべしと述べるのを例とする（衆先彙纂 324）。
- ・ 予備金支出又は予備金外支出に関する件は特別委員に付託するのを例とする（衆先彙纂 334）。
- ・ 決議案は概ね委員に付託することなく直ちに採決するのを例とする（衆先彙纂 337）。
- ・ 特殊の事項を調査するため、又は予算案の修正につき政府と協議するため、動議により特別委員を設けたことがある。そしてその動議は議事日程を変更して議題とすべきものであるが、議事日程を変更しないで議題としたことがある。政府と協議をするための委員、特別報告に係る請願調査委員、請願委員の審査権能に属する事項調査委員、議長の職権行使に関する事実調査委員、議員の行動に関する調査委員、議員の発言に関する事実調査委員、補欠選挙に関する調査委員、院内警察に関する特別調査委員の例がある（衆先彙纂 338）。
- ・ 常任委員は予算、決算、請願、懲罰及び建議委員の 5 種とする。第 63 回議会において動議をもって常任委員として建議委員を設け、爾来この例により 5 種の常任委員を置くこととなった（衆委先彙纂 1）。
- ・ 政府提出の法律案、承諾案及び貴族院提出の法律案は議院法第 28 条及び衆議院規則第 94 条により、これを特別委員に付託するのを原則とし、議員提出の議案は本会議における委員付託の動議により、特別委員を設けて審査させる。また開院式勅語奉答文案は第 21 回議会以来毎会期必ず特別委員をして起草させる。その他文案の起草、ある事項の調査、ある事件につき政府と交渉をさせるため、議院法第 78 条により議員の資格

を審査させるため、衆議院規則第 100 条により修正議決の結果の整理をさせるため、同第 127 条により特に起案をさせるためにもまた特別委員を設ける（衆委先彙纂 3）。

- ・ 常任委員の選挙は毎会期の始めこれを本会議の議事日程に掲げ、全院委員長の選挙を終った後、議長は各部員直ちにその部室に参集して常任委員の選挙を行い、その結果を議長に報告すべき旨を宣告する例である（衆委先彙纂 9）。
- ・ 常任委員は議院法第 20 条第 3 項及び衆議院規則第 45 条第 1 項により、各部において同数の委員を総議員中より選挙すべきもので、各部の被選挙人は必ずしもその部の部員であることを要しないものとする。そして第 30 回議会における各派交渉会（大正元年 12 月 27 日）の申合せにより、常任委員は 25 名未満の団体を除いた各派（交渉団体）所属議員数に応じ、案分して各派より予め、候補者を申出させ、これを各部に割当て各部において選挙することとなった。爾来毎会期協議の上この例による。常任委員は召集日正午現在の所属議員数により割当員数を定めるので、選挙後所属議員数に異動を生じることがあってもその委員に異動を及ぼさないのは勿論、召集日正午以後選挙前に所属議員数に異動があっても委員の割当はこれを変更しないのを例とする（衆委先彙纂 10）。
- ・ 特別委員の選挙については、議場において委員を選挙するには少なからざる時間を要し且つ種々の不便があるので、第 22 回議会以来はすべて議長の指名によることとなった。そして議長が委員を指名するに当たっては交渉団体より予め委員候補者を申出させ、これによって指名する。なお儀礼に関する特別委員は従前より 25 名未満の団体中よりもこれを指名するのを例とする（衆委先彙纂 13）。
- ・ 特別委員を議長において指名する場合は委員付託を決議した翌日これを行ったことがあるが、第 15 回議会以来は委員付託を決議した当日これを行う例となった（衆委先彙纂 14）。

第四十一条 常任委員会は、その部門に属する議案（決議案を含む）、請願等を審査する。  
衆議院の常任委員会は、次のとおりとする。

一 内閣委員会

二 総務委員会

三 法務委員会

四 外務委員会

五 財務金融委員会

六 文部科学委員会

七 厚生労働委員会

八 農林水産委員会

九 経済産業委員会

十 国土交通委員会

十一 環境委員会

十二 安全保障委員会

十三 国家基本政策委員会

- 十四 予算委員会
- 十五 決算行政監視委員会
- 十六 議院運営委員会
- 十七 懲罰委員会

参議院の常任委員会は、次のとおりとする。

- 一 内閣委員会
- 二 総務委員会
- 三 法務委員会
- 四 外交防衛委員会
- 五 財政金融委員会
- 六 文教科学委員会
- 七 厚生労働委員会
- 八 農林水産委員会
- 九 経済産業委員会
- 十 国土交通委員会
- 十一 環境委員会
- 十二 国家基本政策委員会
- 十三 予算委員会
- 十四 決算委員会
- 十五 行政監視委員会
- 十六 議院運営委員会
- 十七 懲罰委員会

(第 150 回 (臨時) 国会 国会法の一部を改正する法律 (平成 12 年 12 月 6 日法律第 137 号) による改正、平成 13 年 1 月 6 日以後初めて召集される国会の召集の日から施行)

(理由) 平成 13 年 1 月の中央省庁再編に伴い、各議院の常任委員会の編成を改めた。

第四十一条 常任委員会は、その部門に属する議案 (決議案を含む)、請願等を審査する。

衆議院の常任委員会は、次のとおりとする。

- 一 内閣委員会
- 二 地方行政委員会
- 三 法務委員会
- 四 外務委員会
- 五 大蔵委員会
- 六 文教委員会
- 七 厚生委員会
- 八 農林水産委員会
- 九 商工委員会
- 十 運輸委員会
- 十一 通信委員会
- 十二 労働委員会

- 十三 建設委員会
- 十四 安全保障委員会
- 十五 科学技術委員会
- 十六 環境委員会
- 十七 国家基本政策委員会
- 十八 予算委員会
- 十九 決算行政監視委員会
- 二十 議院運営委員会
- 二十一 懲罰委員会

参議院の常任委員会は、次のとおりとする。

- 一 総務委員会
- 二 法務委員会
- 三 地方行政・警察委員会
- 四 外交・防衛委員会
- 五 財政・金融委員会
- 六 文教・科学委員会
- 七 国民福祉委員会
- 八 労働・社会政策委員会
- 九 農林水産委員会
- 十 経済・産業委員会
- 十一 交通・情報通信委員会
- 十二 国土・環境委員会
- 十三 国家基本政策委員会
- 十四 予算委員会
- 十五 決算委員会
- 十六 行政監視委員会
- 十七 議院運営委員会
- 十八 懲罰委員会

(第145回国会 国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律  
(平成11年7月30日法律第116号)による改正、次の常会の召集の日から施行)

(理由) 各議院に常任委員会として国家基本政策委員会を設置した。

第四十一条 常任委員会は、その部門に属する議案(決議案を含む)、請願等を審査する。

衆議院の常任委員会は、次のとおりとする。

- 一 内閣委員会
- 二 地方行政委員会
- 三 法務委員会
- 四 外務委員会
- 五 大蔵委員会
- 六 文教委員会

- 七 厚生委員会
- 八 農林水産委員会
- 九 商工委員会
- 十 運輸委員会
- 十一 通信委員会
- 十二 労働委員会
- 十三 建設委員会
- 十四 安全保障委員会
- 十五 科学技術委員会
- 十六 環境委員会
- 十七 予算委員会
- 十八 決算行政監視委員会
- 十九 議院運営委員会
- 二十 懲罰委員会

参議院の常任委員会は、次のとおりとする。

- 一 総務委員会
- 二 法務委員会
- 三 地方行政・警察委員会
- 四 外交・防衛委員会
- 五 財政・金融委員会
- 六 文教・科学委員会
- 七 国民福祉委員会
- 八 労働・社会政策委員会
- 九 農林水産委員会
- 十 経済・産業委員会
- 十一 交通・情報通信委員会
- 十二 国土・環境委員会
- 十三 予算委員会
- 十四 決算委員会
- 十五 行政監視委員会
- 十六 議院運営委員会
- 十七 懲罰委員会

(第 141 回 (臨時) 国会 国会法等の一部を改正する法律 (平成 9 年 12 月 19 日法律第 126 号) による改正、次の常会の召集日から施行)

(理由) 衆議院の決算委員会を改組して決算行政監視委員会を設置した。

第四十一条 常任委員会は、その部門に属する議案 (決議案を含む)、請願等を審査する。

衆議院の常任委員会は、次のとおりとする。

- 一 内閣委員会
- 二 地方行政委員会

- 三 法務委員会
- 四 外務委員会
- 五 大蔵委員会
- 六 文教委員会
- 七 厚生委員会
- 八 農林水産委員会
- 九 商工委員会
- 十 運輸委員会
- 十一 逋信委員会
- 十二 労働委員会
- 十三 建設委員会
- 十四 安全保障委員会
- 十五 科学技術委員会
- 十六 環境委員会
- 十七 予算委員会
- 十八 決算委員会
- 十九 議院運営委員会
- 二十 懲罰委員会

参議院の常任委員会は、次のとおりとする。

- 一 総務委員会
- 二 法務委員会
- 三 地方行政・警察委員会
- 四 外交・防衛委員会
- 五 財政・金融委員会
- 六 文教・科学委員会
- 七 国民福祉委員会
- 八 労働・社会政策委員会
- 九 農林水産委員会
- 十 経済・産業委員会
- 十一 交通・情報通信委員会
- 十二 国土・環境委員会
- 十三 予算委員会
- 十四 決算委員会
- 十五 行政監視委員会
- 十六 議院運営委員会
- 十七 懲罰委員会

(第 141 回 (臨時) 国会 国会法の一部を改正する法律 (平成 9 年 12 月 17 日法律第 122 号) による改正、次の常会の召集日から施行)

(理由) 参議院の十三の第一種常任委員会を基本政策別の十二の委員会に再編するとともに、参議院に新たに行政監視委員会を第二種常任委員会として設置した。

第四十一条 常任委員会は、その部門に属する議案（決議案を含む）、請願等を審査する。

衆議院の常任委員会は、次のとおりとする。

- 一 内閣委員会
- 二 地方行政委員会
- 三 法務委員会
- 四 外務委員会
- 五 大蔵委員会
- 六 文教委員会
- 七 厚生委員会
- 八 農林水産委員会
- 九 商工委員会
- 十 運輸委員会
- 十一 通信委員会
- 十二 労働委員会
- 十三 建設委員会
- 十四 安全保障委員会
- 十五 科学技術委員会
- 十六 環境委員会
- 十七 予算委員会
- 十八 決算委員会
- 十九 議院運営委員会
- 二十 懲罰委員会

参議院の常任委員会は、次のとおりとする。

- 一 内閣委員会
- 二 地方行政委員会
- 三 法務委員会
- 四 外務委員会
- 五 大蔵委員会
- 六 文教委員会
- 七 厚生委員会
- 八 農林水産委員会
- 九 商工委員会
- 十 運輸委員会
- 十一 通信委員会
- 十二 労働委員会
- 十三 建設委員会
- 十四 予算委員会

十五 決算委員会

十六 議院運営委員会

十七 懲罰委員会

(第 121 回 (臨時) 国会 国会法の一部を改正する法律 (平成 3 年 10 月 5 日法律第 92 号) による改正 (第 122 回国会召集の日 (平成 3 年 11 月 5 日) から施行) )

(理由) 衆議院に常任委員会として安全保障委員会を増設した。

第四十一条 常任委員会は、その部門に属する議案 (決議案を含む) 、請願等を審査する。

衆議院の常任委員会は、次のとおりとする。

一 内閣委員会

二 地方行政委員会

三 法務委員会

四 外務委員会

五 大蔵委員会

六 文教委員会

七 厚生委員会

八 農林水産委員会

九 商工委員会

十 運輸委員会

十一 通信委員会

十二 労働委員会

十三 建設委員会

十四 科学技術委員会

十五 環境委員会

十六 予算委員会

十七 決算委員会

十八 議院運営委員会

十九 懲罰委員会

参議院の常任委員会は、次のとおりとする。

一 内閣委員会

二 地方行政委員会

三 法務委員会

四 外務委員会

五 大蔵委員会

六 文教委員会

七 厚生委員会

八 農林水産委員会

九 商工委員会

十 運輸委員会

十一 通信委員会



- 十二 労働委員会
- 十三 建設委員会
- 十四 予算委員会
- 十五 決算委員会
- 十六 議院運営委員会
- 十七 懲罰委員会

(第 120 回国会 国会法の一部を改正する法律 (平成 3 年 5 月 15 日法律第 72 号) による改正 (第 121 回国会召集の日 (平成 3 年 8 月 5 日) から施行) )

(理由) 社会福祉並びに労働関係の施策の増加に伴い、両議院の社会労働委員会を厚生委員会と労働委員会に分けた。

第四十一条 常任委員会は、その部門に属する議案 (決議案を含む)、請願等を審査する。

衆議院の常任委員会は、次のとおりとする。

- 一 内閣委員会
- 二 地方行政委員会
- 三 法務委員会
- 四 外務委員会
- 五 大蔵委員会
- 六 文教委員会
- 七 社会労働委員会
- 八 農林水産委員会
- 九 商工委員会
- 十 運輸委員会
- 十一 逋信委員会
- 十二 建設委員会
- 十三 科学技術委員会
- 十四 環境委員会
- 十五 予算委員会
- 十六 決算委員会
- 十七 議院運営委員会
- 十八 懲罰委員会

参議院の常任委員会は、次のとおりとする。

- 一 内閣委員会
- 二 地方行政委員会
- 三 法務委員会
- 四 外務委員会
- 五 大蔵委員会
- 六 文教委員会
- 七 社会労働委員会
- 八 農林水産委員会

- 九 商工委員会
- 十 運輸委員会
- 十一 逋信委員会
- 十二 建設委員会
- 十三 予算委員会
- 十四 決算委員会
- 十五 議院運営委員会
- 十六 懲罰委員会

(第 91 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 55 年法律第 22 号) により改正 (昭和 55 年 4 月 7 日公布、第 92 回国会召集日から施行) )

(理由) 常任委員会の名称と数について衆議院、参議院別個に規定し、衆議院は、従来の十六常任委員会に科学技術委員会及び環境委員会を加えて十八の常任委員会とし、参議院は従来どおり十六の常任委員会とした。

第四十一条 常任委員会は、左の通りとし、その部門に属する議案 (決議案を含む) 、請願等を審査する。

- 一 内閣委員会
- 二 地方行政委員会
- 三 法務委員会
- 四 外務委員会
- 五 大蔵委員会
- 六 文教委員会
- 七 社会労働委員会
- 八 農林水産委員会
- 九 商工委員会
- 十 運輸委員会
- 十一 逋信委員会
- 十二 建設委員会
- 十三 予算委員会
- 十四 決算委員会
- 十五 議院運営委員会
- 十六 懲罰委員会

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行) )

(理由) 従来常任委員会は二十二であったが、運営の実績にかんがみ、議案審査の能率向上をはかるため、内閣と人事、厚生と労働、農林と水産、通商産業と経済安定、郵政と電気逋信の各委員会をそれぞれ併合し、また図書館運営委員会を議院運営委員会に併合して、十六にした。また陳情書については、その必要が認められないので規定から削除し、第二項は必要がないので削除した。

第四十一条 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少くとも一箇の常任委員となる。但し、同時に二箇を超える常任委員となることができない。二箇の常任委員となる場合には、その一箇は、予算委員、決算委員、議院運営委員、懲罰委員又は図書館運営委員に限る。

(第2回国会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布、第3回国会召集日から施行))

(理由) 委員会の運営の実情に鑑み、従来は同時に三箇を超える常任委員となり得ないことになっていたのを改め、二箇を超え得ないことにし、その二箇目の常任委員は、予算、決算、議院運営、懲罰及び図書館運営委員に限ることにした。

第四十一条 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少くとも一箇の常任委員となる。但し、同時に三箇を超える常任委員となることができない。

(理由) 常任委員の選任方法、任期等に関して規定したものである。各議員は少なくとも一箇の常任委員となる必要があり、同時に三箇の常任委員までは兼任を認めることにした。

なお、常任委員を辞する場合、及びその補充をする場合については、規則に譲った。

- ・ 常任委員会は、内閣、総務、法務、外務、財務金融、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、安全保障、国家基本政策、予算、決算行政監視、議院運営及び懲罰委員会の17種とする(衆委先1)。

衆規第九十二条 各常任委員会の委員の員数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、議院の議決によりその員数を増減し、又はその所管を変更することができる。

一 内閣委員会 四十人

- 1 内閣の所管に属する事項(安全保障会議に関する事項を除く。)
- 2 宮内庁の所管に属する事項
- 3 公安委員会の所管に属する事項
- 4 他の常任委員会の所管に属さない内閣府の所管に属する事項

二 総務委員会 四十人

- 1 総務省の所管に属する事項(経済産業委員会及び環境委員会の所管に属する事項を除く。)
- 2 地方公共団体に関する事項
- 3 人事院の所管に属する事項

三 法務委員会 三十五人

- 1 法務省の所管に属する事項
- 2 裁判所の司法行政に関する事項

四 外務委員会 三十人

- 1 外務省の所管に属する事項

五 財務金融委員会 四十人

- 1 財務省の所管に属する事項（予算委員会及び決算行政監視委員会の所管に属する事項を除く。）
- 2 金融庁の所管に属する事項
- 六 文部科学委員会 四十人
  - 1 文部科学省の所管に属する事項
  - 2 教育委員会の所管に属する事項
- 七 厚生労働委員会 四十五人
  - 1 厚生労働省の所管に属する事項
- 八 農林水産委員会 四十人
  - 1 農林水産省の所管に属する事項
- 九 経済産業委員会 四十人
  - 1 経済産業省の所管に属する事項
  - 2 公正取引委員会の所管に属する事項
  - 3 公害等調整委員会の所管に属する事項（鉱業等に係る土地利用に関する事項に限る。）
- 十 国土交通委員会 四十五人
  - 1 国土交通省の所管に属する事項
- 十一 環境委員会 三十人
  - 1 環境省の所管に属する事項
  - 2 公害等調整委員会の所管に属する事項（経済産業委員会の所管に属する事項を除く。）
- 十二 安全保障委員会 三十人
  - 1 防衛省の所管に属する事項
  - 2 安全保障会議の所管に属する事項
- 十三 国家基本政策委員会 三十人
  - 1 国家の基本政策に関する事項
- 十四 予算委員会 五十人
  - 1 予算
- 十五 決算行政監視委員会 四十人
  - 1 決算
  - 2 予備費支出の承諾に関する事項
  - 3 決算調整資金からの歳入への組入れの承諾に関する事項
  - 4 国庫債務負担行為総調書
  - 5 国有財産増減及び現在額総決算書並びに無償貸付状況総計算書
  - 6 その他会計検査院の所管に属する事項
  - 7 会計検査院が行う検査の結果並びに総務省が行う評価及び監視並びに総務省が評価及び監視に関連して行う調査の結果についての調査に関する事項
  - 8 行政に関する国民からの苦情の処理に関する事項
  - 9 1 から 8 までに掲げる事項に係る行政監視及びこれに基づく勧告に関する事項

十六 議院運営委員会 二十五人

- 1 議院の運営に関する事項
- 2 国会法及び議院の諸規則に関する事項
- 3 議長の諮問に関する事項
- 4 裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会に関する事項
- 5 国立国会図書館に関する事項

十七 懲罰委員会 二十人

- 1 議員の懲罰に関する事項
- 2 議員の資格争訟に関する事項

(第 170 回国会 衆議院規則の一部を改正する規則 (平成 20 年 12 月 24 日可決))

(要旨) 内閣委員会の委員の員数を四十人に改めた。

衆規第九十二条 各常任委員会の委員の員数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、議院の議決によりその員数を増減し、又はその所管を変更することができる。

一 内閣委員会 三十人

- 1 内閣の所管に属する事項 (安全保障会議に関する事項を除く。)
- 2 宮内庁の所管に属する事項
- 3 公安委員会の所管に属する事項
- 4 他の常任委員会の所管に属さない内閣府の所管に属する事項

二 総務委員会 四十人

- 1 総務省の所管に属する事項 (経済産業委員会及び環境委員会の所管に属する事項を除く。)
- 2 地方公共団体に関する事項
- 3 人事院の所管に属する事項

三 法務委員会 三十五人

- 1 法務省の所管に属する事項
- 2 裁判所の司法行政に関する事項

四 外務委員会 三十人

- 1 外務省の所管に属する事項

五 財務金融委員会 四十人

- 1 財務省の所管に属する事項 (予算委員会及び決算行政監視委員会の所管に属する事項を除く。)
- 2 金融庁の所管に属する事項

六 文部科学委員会 四十人

- 1 文部科学省の所管に属する事項
- 2 教育委員会の所管に属する事項

七 厚生労働委員会 四十五人

- 1 厚生労働省の所管に属する事項

八 農林水産委員会 四十人

- 1 農林水産省の所管に属する事項

- 九 経済産業委員会 四十人
    - 1 経済産業省の所管に属する事項
    - 2 公正取引委員会の所管に属する事項
    - 3 公害等調整委員会の所管に属する事項（鉱業等に係る土地利用に関する事項に限る。）
  - 十 国土交通委員会 四十五人
    - 1 国土交通省の所管に属する事項
  - 十一 環境委員会 三十人
    - 1 環境省の所管に属する事項
    - 2 公害等調整委員会の所管に属する事項（経済産業委員会の所管に属する事項を除く。）
  - 十二 安全保障委員会 三十人
    - 1 防衛省の所管に属する事項
    - 2 安全保障会議の所管に属する事項
  - 十三 国家基本政策委員会 三十人
    - 1 国家の基本政策に関する事項
  - 十四 予算委員会 五十人
    - 1 予算
  - 十五 決算行政監視委員会 四十人
    - 1 決算
    - 2 予備費支出の承諾に関する事項
    - 3 決算調整資金からの歳入への組入れの承諾に関する事項
    - 4 国庫債務負担行為総調書
    - 5 国有財産増減及び現在額総決算書並びに無償貸付状況総計算書
    - 6 その他会計検査院の所管に属する事項
    - 7 会計検査院が行う検査の結果並びに総務省が行う評価及び監視並びに総務省が評価及び監視に関連して行う調査の結果についての調査に関する事項
    - 8 行政に関する国民からの苦情の処理に関する事項
    - 9 1 から 8 までに掲げる事項に係る行政監視及びこれに基づく勧告に関する事項
  - 十六 議院運営委員会 二十五人
    - 1 議院の運営に関する事項
    - 2 国会法及び議院の諸規則に関する事項
    - 3 議長の諮問に関する事項
    - 4 裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会に関する事項
    - 5 国立国会図書館に関する事項
  - 十七 懲罰委員会 二十人
    - 1 議員の懲罰に関する事項
    - 2 議員の資格争訟に関する事項
- （第 166 回国会 衆議院規則の一部を改正する規則（平成 19 年 1 月 25 日可決））

(要旨) 防衛庁の防衛省への移行に伴い、安全保障委員会の所管事項中「防衛庁」を「防衛省」に改めるとともに、日本学術会議の内閣府への移管に伴い、常任委員会の所管事項について整理した。

衆規第九十二条 各常任委員会の委員の員数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、議院の議決によりその員数を増減し、又はその所管を変更することができる。

一 内閣委員会 三十人

- 1 内閣の所管に属する事項（安全保障会議に関する事項を除く。）
- 2 宮内庁の所管に属する事項
- 3 公安委員会の所管に属する事項
- 4 他の常任委員会の所管に属さない内閣府の所管に属する事項

二 総務委員会 四十人

- 1 総務省の所管に属する事項（文部科学委員会、経済産業委員会及び環境委員会の所管に属する事項を除く。）
- 2 地方公共団体に関する事項
- 3 人事院の所管に属する事項

三 法務委員会 三十五人

- 1 法務省の所管に属する事項
- 2 裁判所の司法行政に関する事項

四 外務委員会 三十人

- 1 外務省の所管に属する事項

五 財務金融委員会 四十人

- 1 財務省の所管に属する事項（予算委員会及び決算行政監視委員会の所管に属する事項を除く。）
- 2 金融庁の所管に属する事項

六 文部科学委員会 四十人

- 1 文部科学省の所管に属する事項
- 2 教育委員会の所管に属する事項
- 3 日本学術会議の所管に属する事項

七 厚生労働委員会 四十五人

- 1 厚生労働省の所管に属する事項

八 農林水産委員会 四十人

- 1 農林水産省の所管に属する事項

九 経済産業委員会 四十人

- 1 経済産業省の所管に属する事項
- 2 公正取引委員会の所管に属する事項
- 3 公害等調整委員会の所管に属する事項（鉱業等に係る土地利用に関する事項に限る。）

十 国土交通委員会 四十五人

- 1 国土交通省の所管に属する事項

- 十一 環境委員会 三十人
  - 1 環境省の所管に属する事項
  - 2 公害等調整委員会の所管に属する事項（経済産業委員会の所管に属する事項を除く。）
- 十二 安全保障委員会 三十人
  - 1 防衛庁の所管に属する事項
  - 2 安全保障会議の所管に属する事項
- 十三 国家基本政策委員会 三十人
  - 1 国家の基本政策に関する事項
- 十四 予算委員会 五十人
  - 1 予算
- 十五 決算行政監視委員会 四十人
  - 1 決算
  - 2 予備費支出の承諾に関する事項
  - 3 決算調整資金からの歳入への組入れの承諾に関する事項
  - 4 国庫債務負担行為総調書
  - 5 国有財産増減及び現在額総決算書並びに無償貸付状況総計算書
  - 6 その他会計検査院の所管に属する事項
  - 7 会計検査院が行う検査の結果並びに総務省が行う評価及び監視並びに総務省が評価及び監視に関連して行う調査の結果についての調査に関する事項
  - 8 行政に関する国民からの苦情の処理に関する事項
  - 9 1 から 8 までに掲げる事項に係る行政監視及びこれに基づく勧告に関する事項
- 十六 議院運営委員会 二十五人
  - 1 議院の運営に関する事項
  - 2 国会法及び議院の諸規則に関する事項
  - 3 議長の諮問に関する事項
  - 4 裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会に関する事項
  - 5 国立国会図書館に関する事項
- 十七 懲罰委員会 二十人
  - 1 議員の懲罰に関する事項
  - 2 議員の資格争訟に関する事項

（第 150 回（臨時）国会 衆議院規則の一部を改正する規則（平成 12 年 11 月 21 日可決）、（国会法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 137 号）施行の日（平成 13 年 1 月 6 日以後に初めて召集される国会（第 151 回国会）召集の日）から施行（平成 13 年 1 月 6 日））

（要旨）国会法の改正に伴い、再編された常任委員会の委員の員数及び所管について定めた。

衆規第九十二条 各常任委員会の委員の員数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、議院の議決によりその員数を増減し、又はその所管を変更することができる。



- 一 内閣委員会 三十人
  - 1 内閣の所管に属する事項（安全保障会議に関する事項を除く。）
  - 2 人事院の所管に属する事項
  - 3 宮内庁の所管に属する事項
  - 4 総務庁の所管に属する事項
  - 5 北海道開発庁の所管に属する事項
  - 6 沖縄開発庁の所管に属する事項
  - 7 他の常任委員会の所管に属さない総理府の所管に属する事項
- 二 地方行政委員会 三十人
  - 1 地方公共団体に関する事項
  - 2 自治省の所管に属する事項
  - 3 公安委員会の所管に属する事項
- 三 法務委員会 三十人
  - 1 法務省の所管に属する事項
  - 2 裁判所の司法行政に関する事項
- 四 外務委員会 三十人
  - 1 外務省の所管に属する事項
- 五 大蔵委員会 四十人
  - 1 大蔵省の所管に属する事項（予算委員会及び決算行政監視委員会の所管に属する事項を除く。）
- 六 文教委員会 三十人
  - 1 文部省の所管に属する事項
  - 2 教育委員会の所管に属する事項
  - 3 日本学術会議の所管に属する事項
- 七 厚生委員会 四十人
  - 1 厚生省の所管に属する事項
- 八 農林水産委員会 四十人
  - 1 農林水産省の所管に属する事項
- 九 商工委員会 四十人
  - 1 通商産業省の所管に属する事項
  - 2 経済企画庁の所管に属する事項
  - 3 公正取引委員会の所管に属する事項
  - 4 公害等調整委員会の所管に属する事項（鉱業等に係る土地利用に関する事項に限る。）
- 十 運輸委員会 三十人
  - 1 運輸省の所管に属する事項
- 十一 逓信委員会 三十人
  - 1 郵政省の所管に属する事項
- 十二 労働委員会 三十人

- 1 労働省の所管に属する事項
- 十三 建設委員会 三十人
  - 1 建設省の所管に属する事項
  - 2 国土庁の所管に属する事項
- 十四 安全保障委員会 四十人
  - 1 防衛庁の所管に属する事項
  - 2 安全保障会議に関する事項
- 十五 科学技術委員会 二十五人
  - 1 科学技術庁の所管に属する事項
- 十六 環境委員会 二十五人
  - 1 環境庁の所管に属する事項
  - 2 公害等調整委員会の所管に属する事項(商工委員会の所管に属する事項を除く。)
- 十七 国家基本政策委員会 三十人
  - 1 国家の基本政策に関する事項
- 十八 予算委員会 五十人
  - 1 予算
- 十九 決算行政監視委員会 四十人
  - 1 決算
  - 2 予備費支出の承諾に関する事項
  - 3 決算調整資金からの歳入への組入れの承諾に関する事項
  - 4 国庫債務負担行為総調書
  - 5 国有財産増減及び現在額総決算書並びに無償貸付状況総計算書
  - 6 その他会計検査院の所管に属する事項
  - 7 会計検査院が行う検査の結果並びに総務庁が行う監察及び総務庁が監察に関連して行う調査の結果についての調査に関する事項
  - 8 行政に関する国民からの苦情の処理に関する事項
  - 9 1 から 8 までに掲げる事項に係る行政監視及びこれに基づく勧告に関する事項
- 二十 議院運営委員会 二十五人
  - 1 議院の運営に関する事項
  - 2 国会法及び議院の諸規則に関する事項
  - 3 議長の諮問に関する事項
  - 4 裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会に関する事項
  - 5 国立国会図書館に関する事項
- 二十一 懲罰委員会 二十人
  - 1 議員の懲罰に関する事項
  - 2 議員の資格争訟に関する事項

(第 145 回国会 衆議院規則の一部を改正する規則(平成 11 年 7 月 13 日可決)、((国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成 11 年法律第 116 号) 第 3 条の規定の施行の日) 次の常会(第 147 回国会) 召集の日から施行(平

成 12 年 1 月 20 日) )

(要旨) 新たに設けられた国家基本政策委員会の委員の員数及び所管について定めた。  
衆規第九十二条 各常任委員会の委員の員数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、議院の議決によりその員数を増減し、又はその所管を変更することができる。

- 一 内閣委員会 三十人
  - 1 内閣の所管に属する事項 (安全保障会議に関する事項を除く。)
  - 2 人事院の所管に属する事項
  - 3 宮内庁の所管に属する事項
  - 4 総務庁の所管に属する事項
  - 5 北海道開発庁の所管に属する事項
  - 6 沖縄開発庁の所管に属する事項
  - 7 他の常任委員会の所管に属さない総理府の所管に属する事項
- 二 地方行政委員会 三十人
  - 1 地方公共団体に関する事項
  - 2 自治省の所管に属する事項
  - 3 公安委員会の所管に属する事項
- 三 法務委員会 三十人
  - 1 法務省の所管に属する事項
  - 2 裁判所の司法行政に関する事項
- 四 外務委員会 三十人
  - 1 外務省の所管に属する事項
- 五 大蔵委員会 四十人
  - 1 大蔵省の所管に属する事項 (予算委員会及び決算行政監視委員会の所管に属する事項を除く。)
- 六 文教委員会 三十人
  - 1 文部省の所管に属する事項
  - 2 教育委員会の所管に属する事項
  - 3 日本学術会議の所管に属する事項
- 七 厚生委員会 四十人
  - 1 厚生省の所管に属する事項
- 八 農林水産委員会 四十人
  - 1 農林水産省の所管に属する事項
- 九 商工委員会 四十人
  - 1 通商産業省の所管に属する事項
  - 2 経済企画庁の所管に属する事項
  - 3 公正取引委員会の所管に属する事項
  - 4 公害等調整委員会の所管に属する事項 (鉱業等に係る土地利用に関する事項に限る。)
- 十 運輸委員会 三十人

- 1 運輸省の所管に属する事項
- 十一 逋信委員会 三十人
  - 1 郵政省の所管に属する事項
- 十二 労働委員会 三十人
  - 1 労働省の所管に属する事項
- 十三 建設委員会 三十人
  - 1 建設省の所管に属する事項
  - 2 国土庁の所管に属する事項
- 十四 安全保障委員会 四十人
  - 1 防衛庁の所管に属する事項
  - 2 安全保障会議に関する事項
- 十五 科学技術委員会 二十五人
  - 1 科学技術庁の所管に属する事項
- 十六 環境委員会 二十五人
  - 1 環境庁の所管に属する事項
  - 2 公害等調整委員会の所管に属する事項(商工委員会の所管に属する事項を除く。)
- 十七 予算委員会 五十人
  - 1 予算
- 十八 決算行政監視委員会 四十人
  - 1 決算
  - 2 予備費支出の承諾に関する事項
  - 3 決算調整資金からの歳入への組入れの承諾に関する事項
  - 4 国庫債務負担行為総調書
  - 5 国有財産増減及び現在額総決算書並びに無償貸付状況総計算書
  - 6 その他会計検査院の所管に属する事項
  - 7 会計検査院が行う検査の結果並びに総務庁が行う監察及び総務庁が監察に関連して行う調査の結果についての調査に関する事項
  - 8 行政に関する国民からの苦情の処理に関する事項
  - 9 1から8までに掲げる事項に係る行政監視及びこれに基づく勧告に関する事項
- 十九 議院運営委員会 二十五人
  - 1 議院の運営に関する事項
  - 2 国会法及び議院の諸規則に関する事項
  - 3 議長の諮問に関する事項
  - 4 裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会に関する事項
  - 5 国立国会図書館に関する事項
- 二十 懲罰委員会 二十人
  - 1 議員の懲罰に関する事項
  - 2 議員の資格争訟に関する事項

(第141回(臨時)国会 衆議院規則の一部を改正する規則(平成9年12月11日可決)、

国会法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 126 号）施行の日（次の常会（第 142 回）の召集日）から施行（平成 10 年 1 月 12 日）

（要旨）決算委員会から決算行政監視委員会に改正し、その委員の員数及び所管事項を定めた。

衆規第九十二条 各常任委員会の委員の員数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、議院の議決によりその員数を増減し、又はその所管を変更することができる。

一 内閣委員会 三十人

- 1 内閣の所管に属する事項（安全保障会議に関する事項を除く。）
- 2 人事院の所管に属する事項
- 3 宮内庁の所管に属する事項
- 4 総務庁の所管に属する事項
- 5 北海道開発庁の所管に属する事項
- 6 沖縄開発庁の所管に属する事項
- 7 他の常任委員会の所管に属さない総理府の所管に属する事項

二 地方行政委員会 三十人

- 1 地方公共団体に関する事項
- 2 自治省の所管に属する事項
- 3 公安委員会の所管に属する事項

三 法務委員会 三十人

- 1 法務省の所管に属する事項
- 2 裁判所の司法行政に関する事項

四 外務委員会 三十人

- 1 外務省の所管に属する事項

五 大蔵委員会 四十人

- 1 大蔵省の所管に属する事項（予算委員会及び決算委員会の所管に属する事項を除く。）

六 文教委員会 三十人

- 1 文部省の所管に属する事項
- 2 教育委員会の所管に属する事項
- 3 日本学術会議の所管に属する事項

七 厚生委員会 四十人

- 1 厚生省の所管に属する事項

八 農林水産委員会 四十人

- 1 農林水産省の所管に属する事項

九 商工委員会 四十人

- 1 通商産業省の所管に属する事項
- 2 経済企画庁の所管に属する事項
- 3 公正取引委員会の所管に属する事項
- 4 公害等調整委員会の所管に属する事項（鉱業等に係る土地利用に関する事項に限

る。)

- 十 運輸委員会 三十人
  - 1 運輸省の所管に属する事項
- 十一 逋信委員会 三十人
  - 1 郵政省の所管に属する事項
- 十二 労働委員会 三十人
  - 1 労働省の所管に属する事項
- 十三 建設委員会 三十人
  - 1 建設省の所管に属する事項
  - 2 国土庁の所管に属する事項
- 十四 安全保障委員会 四十人
  - 1 防衛庁の所管に属する事項
  - 2 安全保障会議に関する事項
- 十五 科学技術委員会 二十五人
  - 1 科学技術庁の所管に属する事項
- 十六 環境委員会 二十五人
  - 1 環境庁の所管に属する事項
  - 2 公害等調整委員会の所管に属する事項(商工委員会の所管に属する事項を除く。)
- 十七 予算委員会 五十人
  - 1 予算
- 十八 決算委員会 二十五人
  - 1 決算
  - 2 予備費支出の承諾に関する事項
  - 3 決算調整資金からの歳入への組入れの承諾に関する事項
  - 4 国庫債務負担行為総調書
  - 5 国有財産増減及び現在額総決算書並びに無償貸付状況総計算書
  - 6 その他会計検査院の所管に属する事項
- 十九 議院運営委員会 二十五人
  - 1 議院の運営に関する事項
  - 2 国会法及び議院の諸規則に関する事項
  - 3 議長の諮問に関する事項
  - 4 裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会に関する事項
  - 5 国立国会図書館に関する事項
- 二十 懲罰委員会 二十人
  - 1 議員の懲罰に関する事項
  - 2 議員の資格争訟に関する事項

(第 122 回(臨時)国会 衆議院規則の一部を改正する規則(平成 3 年 11 月 5 日可決))

(要旨) 国会法の改正に伴い、新たに設けられた安全保障委員会の委員の員数及び所管について定めた。

衆規第九十二条 各常任委員会の委員の員数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、議院の議決によりその員数を増減し、又はその所管を変更することができる。

一 内閣委員会 三十人

- 1 内閣の所管に属する事項
- 2 人事院の所管に属する事項
- 3 宮内庁の所管に属する事項
- 4 総務庁の所管に属する事項
- 5 北海道開発庁の所管に属する事項
- 6 防衛庁の所管に属する事項
- 7 沖縄開発庁の所管に属する事項
- 8 他の常任委員会の所管に属さない総理府の所管に属する事項

二 地方行政委員会 三十人

- 1 地方公共団体に関する事項
- 2 自治省の所管に属する事項
- 3 公安委員会の所管に属する事項

三 法務委員会 三十人

- 1 法務省の所管に属する事項
- 2 裁判所の司法行政に関する事項

四 外務委員会 三十人

- 1 外務省の所管に属する事項

五 大蔵委員会 四十人

- 1 大蔵省の所管に属する事項（予算委員会及び決算委員会の所管に属する事項を除く。）

六 文教委員会 三十人

- 1 文部省の所管に属する事項
- 2 教育委員会の所管に属する事項
- 3 日本学術会議の所管に属する事項

七 厚生委員会 四十人

- 1 厚生省の所管に属する事項

八 農林水産委員会 四十人

- 1 農林水産省の所管に属する事項

九 商工委員会 四十人

- 1 通商産業省の所管に属する事項
- 2 経済企画庁の所管に属する事項
- 3 公正取引委員会の所管に属する事項
- 4 公害等調整委員会の所管に属する事項（鉱業等に係る土地利用に関する事項に限る。）

十 運輸委員会 三十人

- 1 運輸省の所管に属する事項

- 十一 通信委員会 三十人
  - 1 郵政省の所管に属する事項
- 十二 労働委員会 三十人
  - 1 労働省の所管に属する事項
- 十三 建設委員会 三十人
  - 1 建設省の所管に属する事項
  - 2 国土庁の所管に属する事項
- 十四 科学技術委員会 二十五人
  - 1 科学技術庁の所管に属する事項
- 十五 環境委員会 二十五人
  - 1 環境庁の所管に属する事項
  - 2 公害等調整委員会の所管に属する事項(商工委員会の所管に属する事項を除く。)
- 十六 予算委員会 五十人
  - 1 予算
- 十七 決算委員会 二十五人
  - 1 決算
  - 2 予備費支出の承諾に関する事項
  - 3 決算調整資金からの歳入への組入れの承諾に関する事項
  - 4 国庫債務負担行為総調書
  - 5 国有財産増減及び現在額総決算書並びに無償貸付状況総計算書
  - 6 その他会計検査院の所管に属する事項
- 十八 議院運営委員会 二十五人
  - 1 議院の運営に関する事項
  - 2 国会法及び議院の諸規則に関する事項
  - 3 議長の諮問に関する事項
  - 4 裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会に関する事項
  - 5 国立国会図書館に関する事項
- 十九 懲罰委員会 二十人
  - 1 議員の懲罰に関する事項
  - 2 議員の資格争訟に関する事項

(第 121 回(臨時)国会 衆議院規則の一部を改正する規則(平成 3 年 8 月 5 日可決))  
 (要旨) 国会法の改正に伴い、厚生委員会及び労働委員会の委員の員数及び所管について定めた。

衆規第九十二条 各常任委員会の委員の員数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、議院の議決によりその員数を増減し、又はその所管を変更することができる。

- 一 内閣委員会 三十人
  - 1 内閣の所管に属する事項
  - 2 人事院の所管に属する事項
  - 3 宮内庁の所管に属する事項



- 4 行政管理庁の所管に属する事項
  - 5 北海道開発庁の所管に属する事項
  - 6 防衛庁の所管に属する事項
  - 7 沖縄開発庁の所管に属する事項
  - 8 他の常任委員会の所管に属さない総理府の所管に属する事項
- 二 地方行政委員会 三十人
- 1 地方公共団体に関する事項
  - 2 自治省の所管に属する事項
  - 3 公安委員会の所管に属する事項
- 三 法務委員会 三十人
- 1 法務省の所管に属する事項
  - 2 裁判所の司法行政に関する事項
- 四 外務委員会 三十人
- 1 外務省の所管に属する事項
- 五 大蔵委員会 四十人
- 1 大蔵省の所管に属する事項（予算委員会及び決算委員会の所管に属する事項を除く。）
- 六 文教委員会 三十人
- 1 文部省の所管に属する事項
  - 2 教育委員会の所管に属する事項
  - 3 日本学術会議の所管に属する事項
- 七 社会労働委員会 四十人
- 1 厚生省の所管に属する事項
  - 2 労働省の所管に属する事項
- 八 農林水産委員会 四十人
- 1 農林水産省の所管に属する事項
- 九 商工委員会 四十人
- 1 通商産業省の所管に属する事項
  - 2 経済企画庁の所管に属する事項
  - 3 公正取引委員会の所管に属する事項
  - 4 公害等調整委員会の所管に属する事項（鉱業等に係る土地利用に関する事項に限る。）
- 十 運輸委員会 三十人
- 1 運輸省の所管に属する事項
- 十一 逓信委員会 三十人
- 1 郵政省の所管に属する事項
- 十二 建設委員会 三十人
- 1 建設省の所管に属する事項
  - 2 国土庁の所管に属する事項

十三 科学技術委員会 二十五人

1 科学技術庁の所管に属する事項

十四 環境委員会 二十五人

1 環境庁の所管に属する事項

2 公害等調整委員会の所管に属する事項(商工委員会の所管に属する事項を除く。)

十五 予算委員会 五十人

1 予算

十六 決算委員会 二十五人

1 決算

2 予備費支出の承諾に関する事項

3 決算調整資金からの歳入への組入れの承諾に関する事項

4 国庫債務負担行為総調書

5 国有財産増減及び現在額総決算書並びに無償貸付状況総計算書

6 その他会計検査院の所管に属する事項

十七 議院運営委員会 二十五人

1 議院の運営に関する事項

2 国会法及び議院の諸規則に関する事項

3 議長の諮問に関する事項

4 裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会に関する事項

5 国立国会図書館に関する事項

十八 懲罰委員会 二十人

1 議員の懲罰に関する事項

2 議員の資格争訟に関する事項

(第 92 回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和 55 年 7 月 17 日議決))

(要旨) 第九十一回国会における国会法の一部改正に伴い新たに設けられた科学技術委員会及び環境委員会の委員の員数及び所管について定めるとともに、行政機構の改廃等に伴う常任委員会の所管事項を整理した。

衆規第九十二条 各常任委員会の委員の員数及びその所管は、左の通りとする。但し、議院の議決によりその員数を増減し、又はその所管を変更することができる。

一 内閣委員会 三十人

1 内閣の所管に属する事項

2 人事院の所管に属する事項

3 宮内庁の所管に属する事項

4 調達庁の所管に属する事項

5 行政管理庁の所管に属する事項

6 北海道開発庁の所管に属する事項

7 防衛庁の所管に属する事項

8 他の常任委員会の所管に属さない総理府の所管に属する事項

二 地方行政委員会 三十人

- 1 地方公共団体に関する事項
- 2 自治庁の所管に属する事項
- 3 公安委員会の所管に属する事項
- 三 法務委員会 三十人
  - 1 法務省の所管に属する事項
  - 2 裁判所の司法行政に関する事項
- 四 外務委員会 三十人
  - 1 外務省の所管に属する事項
- 五 大蔵委員会 四十人
  - 1 大蔵省の所管に属する事項（予算委員会及び決算委員会の所管に属する事項を除く。）
- 六 文教委員会 三十人
  - 1 文部省の所管に属する事項
  - 2 教育委員会の所管に属する事項
  - 3 日本学術会議の所管に属する事項
- 七 社会労働委員会 四十人
  - 1 厚生省の所管に属する事項
  - 2 労働省の所管に属する事項
- 八 農林水産委員会 四十人
  - 1 農林省の所管に属する事項
- 九 商工委員会 四十人
  - 1 通商産業省の所管に属する事項
  - 2 経済審議庁の所管に属する事項
  - 3 公正取引委員会の所管に属する事項
  - 4 土地調整委員会の所管に属する事項
- 十 運輸委員会 三十人
  - 1 運輸省の所管に属する事項
- 十一 逋信委員会 三十人
  - 1 郵政省の所管に属する事項
- 十二 建設委員会 三十人
  - 1 建設省の所管に属する事項
- 十三 予算委員会 五十人
  - 1 予算
- 十四 決算委員会 二十五人
  - 1 決算
  - 2 予備費支出の承諾に関する事項
  - 3 国庫債務負担行為総調書
  - 4 国有財産増減及び現在額総決算書並びに無償貸付状況総計算書
  - 5 その他会計検査院の所管に属する事項

十五 議院運営委員会 二十五人

- 1 議院の運営に関する事項
- 2 国会法及び議院の諸規則に関する事項
- 3 議長の諮問に関する事項
- 4 裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会に関する事項
- 5 国立国会図書館に関する事項

十六 懲罰委員会 二十人

- 1 議員の懲罰に関する事項
- 2 議員の資格争訟に関する事項

(第 22 回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和 30 年 3 月 22 日議決))

(要旨)国会法第四十一条の改正により、常任委員会が整理統合されその数および名称が改められたことに対応して、各常任委員会の所管事項を規定するとともに、その委員の員数を、予算委員五十人、懲罰委員二十人のほか、所管事項の増加その他繁忙の程度に応じて、四十人、三十人、二十五人とした。

衆規第九十二条 各常任委員会の委員の員数及びその所管は、左の通りとする。但し、議院の議決によりその員数を増減し又はその所管を変更することができる。

一 内閣委員会 二十五人

- 1 内閣の所管に属する事項
- 2 宮内庁の所管に属する事項
- 3 行政管理庁の所管に属する事項
- 4 他の常任委員会の所管に属さない総理府の所管に属する事項

二 人事委員会 二十五人

- 1 人事院の所管に属する事項

三 地方行政委員会 二十五人

- 1 地方公共団体に関する事項
- 2 自治庁の所管に属する事項
- 3 公安委員会の所管に属する事項

四 法務委員会 二十五人

- 1 法務省の所管に属する事項
- 2 裁判所の司法行政に関する事項

五 外務委員会 二十五人

- 1 外務省の所管に属する事項

六 大蔵委員会 二十五人

- 1 大蔵省の所管に属する事項(予算委員会及び決算委員会の所管に属する事項を除く。)

七 文部委員会 二十五人

- 1 文部省の所管に属する事項
- 2 教育委員会の所管に属する事項
- 3 日本学術会議の所管に属する事項

- 八 厚生委員会 二十五人
  - 1 厚生省の所管に属する事項
- 九 農林委員会 二十五人
  - 1 農林省の所管に属する事項（水産庁の所管に属する事項を除く。）
- 十 水産委員会 二十五人
  - 1 水産庁の所管に属する事項
- 十一 通商産業委員会 二十五人
  - 1 通商産業省の所管に属する事項
  - 2 土地調整委員会の所管に属する事項
- 十二 運輸委員会 二十五人
  - 1 運輸省の所管に属する事項
- 十三 郵政委員会 二十五人
  - 1 郵政省の所管に属する事項（電気通信委員会の所管に属する事項を除く。）
- 十四 電気通信委員会 二十五人
  - 1 電気通信に関する事項
  - 2 電波監理に関する事項
- 十五 労働委員会 二十五人
  - 1 労働省の所管に属する事項
- 十六 建設委員会 二十五人
  - 1 建設省の所管に属する事項
  - 2 調達庁の所管に属する事項
- 十七 経済安定委員会 二十五人
  - 1 経済審議庁の所管に属する事項
  - 2 公正取引委員会の所管に属する事項
- 十八 予算委員会 五十一人
  - 1 予算
- 十九 決算委員会 二十人
  - 1 決算
  - 2 予備費支出の承諾に関する事項
  - 3 国庫債務負担行為総調書
  - 4 国有財産増減及び現在額総決算書並びに無償貸付状況総計算書
  - 5 その他会計検査院の所管に属する事項
- 二十 議院運営委員会 三十人
  - 1 議院の運営に関する事項
  - 2 国会法及び議院の諸規則に関する事項
  - 3 議長の諮問に関する事項
  - 4 弾劾裁判所及び訴追委員会に関する事項
- 二十一 懲罰委員会 二十人
  - 1 議員の懲罰に関する事項

2 議員の資格争訟に関する事項

二十二 図書館運営委員会 十人

1 国立国会図書館の運営に関する事項

2 国立国会図書館の諸規則に関する事項

(第15回(特別)国会衆議院規則中改正の件(昭和27年11月7日議決))

(要旨)電気通信委員会の所管事項を明確にした。

衆規第九十二条 各常任委員会の委員の員数及びその所管は、左の通りとする。但し、議院の議決によりその員数を増減し又はその所管を変更することができる。

一 内閣委員会 二十五人

1 内閣の所管に属する事項

2 宮内庁の所管に属する事項

3 行政管理庁の所管に属する事項

4 他の常任委員会の所管に属さない総理府の所管に属する事項

二 人事委員会 二十五人

1 人事院の所管に属する事項

三 地方行政委員会 二十五人

1 地方公共団体に関する事項

2 自治庁の所管に属する事項

3 公安委員会の所管に属する事項

四 法務委員会 二十五人

1 法務省の所管に属する事項

2 裁判所の司法行政に関する事項

五 外務委員会 二十五人

1 外務省の所管に属する事項

六 大蔵委員会 二十五人

1 大蔵省の所管に属する事項(予算委員会及び決算委員会の所管に属する事項を除く。)

七 文部委員会 二十五人

1 文部省の所管に属する事項

2 教育委員会の所管に属する事項

3 日本学術会議の所管に属する事項

八 厚生委員会 二十五人

1 厚生省の所管に属する事項

九 農林委員会 二十五人

1 農林省の所管に属する事項(水産庁の所管に属する事項を除く。)

十 水産委員会 二十五人

1 水産庁の所管に属する事項

十一 通商産業委員会 二十五人

1 通商産業省の所管に属する事項

- 2 土地調整委員会の所管に属する事項
- 十二 運輸委員会 二十五人
  - 1 運輸省の所管に属する事項
- 十三 郵政委員会 二十五人
  - 1 郵政省の所管に属する事項 (電気通信委員会の所管に属する事項を除く。)
- 十四 電気通信委員会 二十五人
  - 1 日本電信電話公社に関する事項
  - 2 国際電気通信株式会社に関する事項
- 十五 労働委員会 二十五人
  - 1 労働省の所管に属する事項
- 十六 建設委員会 二十五人
  - 1 建設省の所管に属する事項
  - 2 調達庁の所管に属する事項
- 十七 経済安定委員会 二十五人
  - 1 経済審議庁の所管に属する事項
  - 2 公正取引委員会の所管に属する事項
- 十八 予算委員会 五十一人
  - 1 予算
- 十九 決算委員会 二十人
  - 1 決算
  - 2 予備費支出の承諾に関する事項
  - 3 国庫債務負担行為総調書
  - 4 国有財産増減及び現在額総決算書並びに無償貸付状況総計算書
  - 5 その他会計検査院の所管に属する事項
- 二十 議院運営委員会 三十人
  - 1 議院の運営に関する事項
  - 2 国会法及び議院の諸規則に関する事項
  - 3 議長の諮問に関する事項
  - 4 弾劾裁判所及び訴追委員会に関する事項
- 二十一 懲罰委員会 二十人
  - 1 議員の懲罰に関する事項
  - 2 議員の資格争訟に関する事項
- 二十二 図書館運営委員会 十人
  - 1 国立国会図書館の運営に関する事項
  - 2 国立国会図書館の諸規則に関する事項

(第 14 回国会衆議院規則中改正 (昭和 27 年 8 月 26 日議決) )

(要旨) 行政機構の改革に伴い、関係各常任委員会の所管事項を整理した。

衆規第九十二条 各常任委員会の委員の員数及びその所管は、左の通りとする。但し、議院の議決によりその員数を増減し又はその所管を変更することができる。

- 一 内閣委員会 二十五人
  - 1 内閣官房の所管に属する事項
  - 2 宮内庁の所管に属する事項
  - 3 行政管理庁の所管に属する事項
  - 4 他の常任委員会の所管に属さない総理府の所管に属する事項
- 二 人事委員会 二十五人
  - 1 人事院の所管に属する事項
- 三 地方行政委員会 二十五人
  - 1 地方公共団体に関する事項
  - 2 地方自治庁の所管に属する事項
  - 3 地方財政委員会の所管に属する事項
  - 4 選挙管理委員会の所管に属する事項
  - 5 公安委員会の所管に属する事項
- 四 法務委員会 二十五人
  - 1 法務府の所管に属する事項
  - 2 裁判所の司法行政に関する事項
- 五 外務委員会 二十五人
  - 1 外務省の所管に属する事項
  - 2 賠償庁の所管に属する事項
- 六 大蔵委員会 二十五人
  - 1 大蔵省の所管に属する事項（予算委員会及び決算委員会の所管に属する事項を除く）
  - 2 外国為替管理委員会の所管に属する事項
- 七 文部委員会 二十五人
  - 1 文部省の所管に属する事項
  - 2 教育委員会の所管に属する事項
  - 3 日本学術会議の所管に属する事項
- 八 厚生委員会 二十五人
  - 1 厚生省の所管に属する事項
- 九 農林委員会 二十五人
  - 1 農林省の所管に属する事項（水産庁の所管に属する事項を除く。）
- 十 水産委員会 二十五人
  - 1 水産庁の所管に属する事項
- 十一 通商産業委員会 二十五人
  - 1 通商産業省の所管に属する事項
  - 2 公益事業委員会の所管に属する事項
  - 3 土地調整委員会の所管に属する事項
- 十二 運輸委員会 二十五人
  - 1 運輸省の所管に属する事項



- 十三 郵政委員会 二十五人
  - 1 郵政省の所管に属する事項
- 十四 電気通信委員会 二十五人
  - 1 電気通信省の所管に属する事項
  - 2 電波監理委員会の所管に属する事項
- 十五 労働委員会 二十五人
  - 1 労働省の所管に属する事項
- 十六 建設委員会 二十五人
  - 1 建設省の所管に属する事項
  - 2 特別調達庁の所管に属する事項
  - 3 首都建設委員会の所管に属する事項
- 十七 経済安定委員会 二十五人
  - 1 経済安定本部の所管に属する事項
  - 2 公正取引委員会の所管に属する事項
- 十八 予算委員会 五十一人
  - 1 予算
- 十九 決算委員会 二十人
  - 1 決算
  - 2 予備費支出の承諾に関する事項
  - 3 国庫債務負担行為総調書
  - 4 国有財産増減及び現在額総決算書並びに無償貸付状況総計算書
  - 5 その他会計検査院の所管に属する事項
- 二十 議院運営委員会 三十人
  - 1 議院の運営に関する事項
  - 2 国会法及び議院の諸規則に関する事項
  - 3 議長の諮問に関する事項
  - 4 弾劾裁判所及び訴追委員会に関する事項
- 二十一 懲罰委員会 二十人
  - 1 議員の懲罰に関する事項
  - 2 議員の資格争訟に関する事項
- 二十二 図書館運営委員会 十人
  - 1 国立国会図書館の運営に関する事項
  - 2 国立国会図書館の諸規則に関する事項

(第 10 回 (臨時) 国会衆議院規則中改正 (昭和 25 年 12 月 16 日議決) )

(要旨) 行政機構の改正に伴い、人事、通商産業及び建設委員会の所管事項を改めた。

衆規第九十二条 各常任委員会の委員の員数及びその所管は、左の通りとする。但し、議院の議決によりその員数を増減し又はその所管を変更することができる。

- 一 内閣委員会 二十五人
  - 1 内閣官房の所管に属する事項

- 2 宮内庁の所管に属する事項
- 3 行政管理庁の所管に属する事項
- 4 他の常任委員会の所管に属さない総理府の所管に属する事項
- 二 人事委員会 二十五人
  - 1 人事院の所管に属する事項
  - 2 新給与実施本部の所管に属する事項
- 三 地方行政委員会 二十五人
  - 1 地方公共団体に関する事項
  - 2 地方自治庁の所管に属する事項
  - 3 地方財政委員会の所管に属する事項
  - 4 選挙管理委員会の所管に属する事項
  - 5 公安委員会の所管に属する事項
- 四 法務委員会 二十五人
  - 1 法務府の所管に属する事項
  - 2 裁判所の司法行政に関する事項
- 五 外務委員会 二十五人
  - 1 外務省の所管に属する事項
  - 2 賠償庁の所管に属する事項
- 六 大蔵委員会 二十五人
  - 1 大蔵省の所管に属する事項（予算委員会及び決算委員会の所管に属する事項を除く）
  - 2 外国為替管理委員会の所管に属する事項
- 七 文部委員会 二十五人
  - 1 文部省の所管に属する事項
  - 2 教育委員会の所管に属する事項
  - 3 日本学術会議の所管に属する事項
- 八 厚生委員会 二十五人
  - 1 厚生省の所管に属する事項
- 九 農林委員会 二十五人
  - 1 農林省の所管に属する事項（水産庁の所管に属する事項を除く。）
- 十 水産委員会 二十五人
  - 1 水産庁の所管に属する事項
- 十一 通商産業委員会 二十五人
  - 1 通商産業省の所管に属する事項
- 十二 運輸委員会 二十五人
  - 1 運輸省の所管に属する事項
- 十三 郵政委員会 二十五人
  - 1 郵政省の所管に属する事項
- 十四 電気通信委員会 二十五人

- 1 電気通信省の所管に属する事項
- 2 電波監理委員会の所管に属する事項
- 十五 労働委員会 二十五人
  - 1 労働省の所管に属する事項
- 十六 建設委員会 二十五人
  - 1 建設省の所管に属する事項
  - 2 特別調達庁の所管に属する事項
- 十七 経済安定委員会 二十五人
  - 1 経済安定本部の所管に属する事項
  - 2 公正取引委員会の所管に属する事項
- 十八 予算委員会 五十一人
  - 1 予算
- 十九 決算委員会 二十人
  - 1 決算
  - 2 予備費支出の承諾に関する事項
  - 3 国庫債務負担行為総調書
  - 4 国有財産増減及び現在額総決算書並びに無償貸付状況総計算書
  - 5 その他会計検査院の所管に属する事項
- 二十 議院運営委員会 三十人
  - 1 議院の運営に関する事項
  - 2 国会法及び議院の諸規則に関する事項
  - 3 議長の諮問に関する事項
  - 4 弾劾裁判所及び訴追委員会に関する事項
- 二十一 懲罰委員会 二十人
  - 1 議員の懲罰に関する事項
  - 2 議員の資格争訟に関する事項
- 二十二 図書館運営委員会 十人
  - 1 国立国会図書館の運営に関する事項
  - 2 国立国会図書館の諸規則に関する事項

(第8回(臨時)国会衆議院規則中改正(昭和25年7月12日議決))

(要旨) 予算、決算、議院運営、懲罰及び図書館運営以外の各常任委員会の委員の員数及びその所管に関するものであり、その委員の員数を一律に二十五人とするとともに、行政機関の新設に伴い、地方行政及び電気通信委員会の所管事項を改めた。

衆規第九十二条 各常任委員会の委員の員数及びその所管は、左の通りとする。但し、議院の議決によりその員数を増減し又はその所管を変更することができる。

- 一 内閣委員会 二十人
  - 1 内閣官房の所管に属する事項
  - 2 宮内庁の所管に属する事項
  - 3 行政管理庁の所管に属する事項

- 4 他の常任委員会の所管に属さない総理府の所管に属する事項
- 二 人事委員会 二十人
  - 1 人事院の所管に属する事項
  - 2 新給与実施本部の所管に属する事項
- 三 地方行政委員会 二十五人
  - 1 地方公共団体に関する事項
  - 2 地方自治庁の所管に属する事項
  - 3 選挙管理委員会の所管に属する事項
  - 4 公安委員会の所管に属する事項
- 四 法務委員会 二十五人
  - 1 法務府の所管に属する事項
  - 2 裁判所の司法行政に関する事項
- 五 外務委員会 二十人
  - 1 外務省の所管に属する事項
  - 2 賠償庁の所管に属する事項
- 六 大蔵委員会 三十五人
  - 1 大蔵省の所管に属する事項（予算委員会及び決算委員会の所管に属する事項を除く）
  - 2 外国為替管理委員会の所管に属する事項
- 七 文部委員会 二十人
  - 1 文部省の所管に属する事項
  - 2 教育委員会の所管に属する事項
  - 3 日本学術会議の所管に属する事項
- 八 厚生委員会 二十人
  - 1 厚生省の所管に属する事項
- 九 農林委員会 三十五人
  - 1 農林省の所管に属する事項（水産庁の所管に属する事項を除く）
- 十 水産委員会 三十人
  - 1 水産庁の所管に属する事項
- 十一 通商産業委員会 三十五人
  - 1 通商産業省の所管に属する事項
- 十二 運輸委員会 三十人
  - 1 運輸省の所管に属する事項
- 十三 郵政委員会 二十人
  - 1 郵政省の所管に属する事項
- 十四 電気通信委員会 二十人
  - 1 電気通信省の所管に属する事項
- 十五 労働委員会 二十五人
  - 1 労働省の所管に属する事項

- 十六 建設委員会 三十人
    - 1 建設省の所管に属する事項
    - 2 特別調達庁の所管に属する事項
  - 十七 経済安定委員会 二十五人
    - 1 経済安定本部の所管に属する事項
    - 2 公正取引委員会の所管に属する事項
  - 十八 予算委員会 五十一人
    - 1 予算
  - 十九 決算委員会 二十人
    - 1 決算
    - 2 予備費支出の承諾に関する事項
    - 3 国庫債務負担行為総調書
    - 4 国有財産増減及び現在額総決算書並びに無償貸付状況総計算書
    - 5 その他会計検査院の所管に属する事項
  - 二十 議院運営委員会 三十人
    - 1 議院の運営に関する事項
    - 2 国会法及び議院の諸規則に関する事項
    - 3 議長の諮問に関する事項
    - 4 弾劾裁判所及び訴追委員会に関する事項
  - 二十一 懲罰委員会 二十人
    - 1 議員の懲罰に関する事項
    - 2 議員の資格争訟に関する事項
  - 二十二 図書館運営委員会 十人
    - 1 国立国会図書館の運営に関する事項
    - 2 国立国会図書館の諸規則に関する事項
- (第6回(臨時)国会衆議院規則中改正(昭和24年10月26日議決))
- (要旨) 第六回(臨時)国会における国会法の一部改正に伴う常任委員会の委員の員数及びその所管に関するものであり、予算及び図書館運営以外の各常任委員の員数を、その実情に応じて、三十五人、三十人、二十五人、二十人とするとともに、各常任委員会の所管事項を整理した。
- 衆規第九十二条 各常任委員会の委員の員数及びその所管は、左の通りとする。但し、議院の議決によりその員数を増減し又はその所管を変更することができる。
- 一 内閣委員会 二十五人
    - 1 内閣官房の所管に属する事項
    - 2 行政管理庁の所管に属する事項
    - 3 宮内庁の所管に属する事項
    - 4 他の常任委員会の所管に属さない総理庁の所管に属する事項
  - 二 人事委員会 二十五人
    - 1 臨時人事委員会の所管に属する事項

三 地方行政委員会 二十五人

- 1 地方公共団体に関する事項
- 2 地方財政委員会の所管に属する事項
- 3 全国選挙管理委員会の所管に属する事項
- 4 消防に関する事項

四 経済安定委員会 二十五人

- 1 経済安定本部の所管に属する事項
- 2 公正取引委員会の所管に属する事項
- 3 物価庁の所管に属する事項
- 4 経済調査庁の所管に属する事項

五 法務委員会 二十五人

- 1 法務庁の所管に属する事項
- 2 裁判所の司法行政に関する事項

六 外務委員会 二十五人

- 1 外務省の所管に属する事項
- 2 賠償庁の所管に属する事項
- 3 連絡調整事務局の所管に属する事項

七 大蔵委員会 二十五人

- 1 大蔵省の所管に属する事項（予算委員会及び決算委員会の所管に属する事項を除く。）

八 文部委員会 二十五人

- 1 文部省の所管に属する事項
- 2 教育委員会の所管に属する事項
- 3 新聞出版用紙割当事務庁の所管に属する事項

九 厚生委員会 二十五人

- 1 厚生省の所管に属する事項

十 商工委員会 二十五人

- 1 商工省の所管に属する事項

十一 農林委員会 二十五人

- 1 農林省の所管に属する事項（水産庁の所管に属する事項を除く。）

十二 水産委員会 二十五人

- 1 水産庁の所管に属する事項

十三 運輸委員会 二十五人

- 1 運輸省の所管に属する事項

十四 逓信委員会 二十五人

- 1 逓信省の所管に属する事項

十五 労働委員会 二十五人

- 1 労働省の所管に属する事項

十六 建設委員会 二十五人

- 1 建設省の所管に属する事項
- 2 特別調達庁の所管に属する事項
- 十七 予算委員会 五十一人
  - 1 予算
- 十八 決算委員会 二十五人
  - 1 決算
  - 2 予備費支出の承諾に関する事項
  - 3 国庫債務負担行為総調書
  - 4 国有財産増減総決算書及び国有財産現在額総計算書
  - 5 その他会計検査院の所管に属する事項
- 十九 議院運営委員会 二十五人
  - 1 議院の運営に関する事項
  - 2 国会法及び議院の諸規則に関する事項
  - 3 議院の歳出見積に関する事項
  - 4 議院の予備金支出の承認に関する事項
  - 5 弾劾裁判所及び訴追委員会に関する事項
- 二十 懲罰委員会 二十五人
  - 1 議員の懲罰に関する事項
  - 2 議員の資格争訟に関する事項
- 二十一 図書館運営委員会 十人
  - 1 国立国会図書館の運営に関する事項
  - 2 国立国会図書館の諸規則に関する事項
  - 3 国立国会図書館の歳出見積に関する事項

(第3回(臨時)国会衆議院規則中改正(昭和23年10月11日議決))

(要旨) 第二回国会及び第三回(臨時)国会における国会法の一部改正に伴う常任委員会の員数及びその所管等に関するものであり、常任委員会が各省別に設けられたことに対応して各委員会の所管事項を整理するとともに、常任委員の兼務が従来より制限されることになった関係上、常任委員の員数を減じ、予算委員を五十一人、図書館運営委員を十人、他はすべて二十五人とした。

衆規第九十二条 各常任委員会の委員の員数及びその所管は、左の通りとする。但し、議院の議決によりその員数を増減し又はその所管を変更することができる。

- 一 外務委員会 三十人
  - 1 外交に属する事項
  - 2 条約に属する事項
  - 3 国際会議及び国際機関に関する事項
  - 4 在外邦人及び外国における日本商事に関する事項
  - 5 移植民及び海外拓殖事業に関する事項
  - 6 国籍の取得および離脱に関する事項
  - 7 その他国際関係に関する事項

- 二 治安及び地方制度委員会 三十人
  - 1 行政警察に関する事項
  - 2 消防に関する事項
  - 3 地方公共団体に関する事項
  - 4 地方行政に関する事項
- 三 国土計画委員会 三十人
  - 1 国土計画、地方計画及び都市計画に関する事項
  - 2 港湾、河川、道路、砂防その他土木に関する事項
  - 3 公有水面に関する事項
  - 4 土地収用に関する事項
  - 5 災害復旧に関する事項
  - 6 国立公園に関する事項
  - 7 地理に関する事項
- 四 司法委員会 二十五人
  - 1 民事、刑事その他司法法規に関する事項
  - 2 裁判所に関する事項
  - 3 検察庁に関する事項
  - 4 弁護士に関する事項
  - 5 行刑に関する事項
  - 6 非訟事件、登記、戸籍、公証及供託に関する事項
  - 7 司法保護に関する事項
- 五 文教委員会 二十五人
  - 1 教育及び教育制度に関する事項
  - 2 育英事業に関する金融庁の所管に属する事項
  - 3 宗教に関する事項
  - 4 科学に関する事項
  - 5 体育に関する事項
- 六 文化委員会 二十五人
  - 1 国の行事に関する事項
  - 2 芸術に関する事項
  - 3 国宝、重要美術品、史跡、名勝及び天然記念物等に関する事項
  - 4 音楽、映画及演劇に関する事項
  - 5 新聞、雑誌その他著作出版に関する事項
  - 6 ラジオ放送に関する事項
  - 7 国民娯楽に関する事項
  - 8 博物館及び図書館に関する事項
  - 9 観光事業に関する事項
  - 10 その他文化事業に関する事項
- 七 厚生委員会 三十人



- 1 人口政策に関する事項
  - 2 保健及び衛生に関する事項
  - 3 生活保護及び婦人、児童の保護に関する事項
  - 4 社会政策及び社会事業に関する事項
  - 5 住宅に関する事項
  - 6 健康保険に関する事項
  - 7 国政調査及び統計に関する事項
  - 8 恩給及び年金に関する事項
- 八 労働委員会 三十五人
- 1 労働関係の調整及び労働組合に関する事項
  - 2 労働条件その他労働問題に関する事項
  - 3 失業対策に関する事項
  - 4 労働保険に関する事項
- 九 農林委員会 四十五人
- 1 食料問題に関する事項
  - 2 農事及び農産物に関する事項
  - 3 畜産及び畜産物に関する事項
  - 4 林業及び林産物に関する事項
  - 5 蚕糸に関する事項
  - 6 農地に関する事項
  - 7 開拓に関する事項
  - 8 肥料及び農機具に関する事項
  - 9 農業保険、家畜保険及び森林保険に関する事項
  - 10 農林団体に関する事項
- 十 水産委員会 三十人
- 1 水産及び水産物に関する事項
  - 2 漁ろう及び漁具に関する事項
  - 3 漁船及び漁港に関する事項
  - 4 漁業保険に関する事項
- 十一 商業委員会 三十人
- 1 商業に関する事項
  - 2 貿易に関する事項
  - 3 度量衡及び計量に関する事項
- 十二 鉱工業委員会 三十人
- 1 工業に関する事項
  - 2 鉱業に関する事項
  - 3 発明及び特許等に関する事項
  - 4 燃料（薪炭を除く）に関する事項
- 十三 電気委員会 二十五人

- 1 発電、送電及び配電に関する事項
- 2 発電水力に関する事項
- 十四 運輸及び交通委員会 二十五人
  - 1 陸運に関する事項
  - 2 水運に関する事項
  - 3 倉庫営業に関する事項
  - 4 気象に関する事項
- 十五 通信委員会 二十五人
  - 1 郵便に関する事項
  - 2 郵便貯金及び郵便為替に関する事項
  - 3 簡易生命保険及び郵便年金に関する事項
  - 4 電気通信に関する事項
- 十六 財政及び金融委員会 二十五人
  - 1 国の会計に関する事項
  - 2 租税に関する事項
  - 3 国債に関する事項
  - 4 国有財産に関する事項
  - 5 通貨に関する事項
  - 6 企業経理に関する事項
  - 7 外国為替に関する事項
  - 8 銀行、信託、保険、無尽及び取引所等に関する事項
  - 9 専売事業に関する事項
  - 10 物価に関する事項
- 十七 予算委員会 五十人
  - 1 予算
- 十八 決算委員会 二十五人
  - 1 決算
  - 2 予備費支出に対する承諾
  - 3 行政機構に関する事項
- 十九 議院運営委員会 二十五人
  - 1 議院の運営に関する事項
  - 2 国会法及び議院の諸規則に関する事項
  - 3 議院の予備金支出の承認に関する事項
  - 4 議院の歳出見積に関する事項
  - 5 弾劾裁判所に関する事項
- 二十 図書館運営委員会 十人
  - 1 国会図書館の運営に関する事項
  - 2 国会図書館の諸規則に関する事項
  - 3 国会図書館の歳出見積に関する事項

#### 4 国会図書館の職員の定員に関する事項

##### 二十一 懲罰委員会 二十五人

###### 1 議員の懲罰に関する事項

###### 2 議員の資格争訟に関する事項

- ・院議をもって常任委員会の委員の員数を増加したことがある。第6回（臨時）国会昭和24年11月26日の会議において、外務委員会の委員の員数を20人から35人に増加した（衆先118）。
- ・第6回国会外務委員会の委員の員数は、衆議院規則において20人と定められていたが、昭和24年11月26日の本会議において「衆議院規則第九十二条の但書により、外務委員会の委員の員数は別段の議決あるまで三十五人とされたい。」との動議が可決され、議長は、第7回国会の昭和24年12月16日に15人の外務委員を追加指名した。なお、第8回国会召集日の昭和25年7月12日に衆議院規則の改正により外務委員の員数が25人と定められ、新たに委員が選任された（衆委先2）。
- ・議院運営委員会において審議又は協議する案件については、法規により議院運営委員会の所管と定められている事項、議院の運営に関する事項、国会法及び議院の諸規則等に関する事項、議長の諮問に関する事項、議員の海外派遣、外国議会の議員団の招待、儀礼等に関する件が挙げられる（衆先141）。
- ・総選挙後初めて開かれる国会の召集日前及び召集日に、国会に臨む諸般の準備事項について協議するため、事務総長は、各会派の代表議員の参集を求め、各派協議会を開くのが例である（衆先142）。
- ・毎会期議場内に交渉係を設けるのが例である。議場内交渉係は、その員数を毎会期議院運営委員会（総選挙後初めて召集される国会の場合は各派協議会）において決定し、各会派とも議院運営委員のうちからこれを選ぶのが例である。なお、議場内交渉係の員数が二人以上となる会派については、主任を定めている。また、会派結成に伴い新たに議場内交渉係を設けたことがある（衆先324）。

#### 衆規第九十三条 削除

（第22回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和30年3月22日議決））

衆規第九十三条 前条の各号の常任委員会を増減し又は併合したときは、その委員会の委員の員数及びその所管は、議院においてこれを定める。

衆規第九十五条 二箇以上の常任委員会の間に、その所管事項について争があるときは、議長は、議院に諮りこれを決する。

- ・閉会中二個以上の常任委員会の間に所管について争いがあるときは、議長は、議院運営委員会に諮問し、その答申により、両委員長に対し勸告を行ったことがある（衆先138）。

#### 旧衆規第四十四條 議院ハ毎會期ノ始ニ於テ左ニ列記スル常任委員ヲ選舉ス

一 豫算委員 六十三人

二 決算委員 四十五人

三 請願委員 四十五人

四 懲罰委員 二十七人

其ノ他議院ニ於テ必要ト認ムルモノ

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

第四十二條 議院ハ每會期ノ始ニ於テ左ニ列記スル常任委員ヲ選舉ス

- 一 豫算委員 六十三人
- 二 決算委員 四十五人
- 三 懲罰委員 二十七人
- 四 請願委員 四十五人

其ノ他議員ノ動議ニ依リ議院ニ於テ必要ト認ムルモノ

(改正第 17 回帝国議会明治 35 年 12 月 10 日議決)

第四十二條 議院ハ每會期ノ始ニ於テ左ニ列記スル常任委員ヲ選舉ス

- 一 豫算委員 四十五人
- 二 決算委員 二十七人
- 三 懲罰委員 十八人
- 四 請願委員 三十六人

其ノ他議員ノ動議ニ依リ議院ニ於テ必要ト認ムルモノ

(改正第 8 回帝国議会明治 28 年 2 月 5 日議決)

第四十二條 議院ハ每會期ノ始ニ於テ左ニ列記スル常任委員ヲ選舉ス

- 一 豫算委員 四十五人
- 二 懲罰委員 十八人
- 三 請願委員 三十六人

其ノ他議員ノ動議ニ依リ議院ニ於テ必要ト認ムルモノ

(改正第 2 回帝国議会明治 24 年 11 月 27 日議決)

第四十二條 議院ハ每會期ノ始ニ於テ左ニ列記スル常任委員ヲ選舉ス

- 一 豫算委員 六十三人
- 二 懲罰委員 二十七人
- 三 請願委員 三十六人

其ノ他議員ノ動議ニ依リ議院ニ於テ必要ト認ムルモノ

- ・ 常任委員の選挙は議事日程に掲げ、開院式の翌日に全院委員長の選挙に次いでこれを行うのを例とする（衆先彙纂 138）。
- ・ 常任委員については臨時議会といえどもこれの選挙をなすべきものであるが、極めて短期の臨時議会においては院議をもって常任委員の選挙、常任委員長及び理事の互選を省略して前期議会通り選挙されたものと決したことがある（衆先彙纂 142）。
- ・ 決算は会議に付する前、これを委員に付託する（衆先彙纂 332）。
- ・ 建議案は第 63 回（臨時）議会以来、常任委員を設け、これを審査する例であるので議案が印刷配付されたときに委員に付託されたものとし、委員会の審査を終わった後、会議に付する。但し提出者より直ちに本会議において審議をすることの要求があり、建議委員会においてその要求を承認し、委員長より議長に対し、即決の要求をしたものは委員の審査を省略して、議事日程に掲載し、若しくは議事日程を変更して会議に付する（衆先彙纂 335）。
- ・ 決算の提出があつたときは直ちに委員に付託され、委員会の報告を俟ってこれを会議に

付する（衆先彙纂 464）。

- ・国有財産法第 26 条による国有財産増減総計算書は第 50 回議会において初めて衆議院において審査することとなり、便宜決算委員に付託して審査させその報告を俟って院議に付し、将来これをもって例とすることとした。そして第 50 回議会においては委員会の報告を経るに至らず、次の議会において審査を了し、報告をし、院議これを是認するに決した。この場合決算と同様次の会期においては再び報告されることなく前に報告されたものにより審査した（衆先彙纂 471）。
- ・第 63（臨時）議会において常任委員の選挙に先だち、副議長発議により、建議案審査のため 45 人の常任委員を設けることに決し、予算、決算、請願、懲罰の常任委員と同時にこれを選挙することとなった。なお第 74 回議会よりは委員の数を 27 名とし、爾来これを例とする（衆先彙纂 483）。
- ・常任委員は予算、決算、請願、懲罰及び建議委員の 5 種とする。第 63 回議会において動議をもって常任委員として建議委員を設け、爾来この例により 5 種の常任委員を置くこととなった（衆委先彙纂 1）。
- ・第 6 回議会における決算委員 27 名、第 63 回議会乃至第 73 回議会における建議委員 45 名、及び第 74 回議会以降における建議委員 27 名はいずれも動議をもって設置し、その他は衆議院規則をもって種別員数を定める（衆委先彙纂 2）。
- ・常任委員は衆議院規則第 44 条により、毎会期の始めにおいて選挙されるべきもので、開院式の翌日にこれを選挙するのを例とする。但し開院式当日、開院式の翌々日、開院式より 4 日後、年末年始の休会後第 1 会議日にこれを選挙したり、開院式日常任委員選挙の手續を省略して前議会の通り継続することに決したり、常任委員を選挙するに至らないで解散されたことがある（衆委先彙纂 8）。

第四十二条 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少なくとも一箇の常任委員となる。ただし、議長、副議長、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官は、その割り当てられた常任委員を辞することができる。

前項但書の規定により常任委員を辞した者があるときは、その者が属する会派の議員は、その委員を兼ねることができる。

（国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 116 号）による改正、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行）

第四十二条 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少なくとも一箇の常任委員となる。ただし、議長、副議長、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官及び政務次官は、その割り当てられた常任委員を辞することができる。

前項但書の規定により常任委員を辞した者があるときは、その者が属する会派の議員は、その委員を兼ねることができる。

(第 100 回 (臨時) 国会総理府設置法の一部を改正する等の法律 (昭和 58 年法律第 80 号) により改正 (昭和 58 年 12 月 2 日公布) )

(理由) 総理府設置法の一部改正により、「総理府総務副長官」が廃止されるに伴い、常任委員を辞することができる職から「総理府総務副長官」を削除した。

第四十二条 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少くとも一箇の常任委員となる。但し、議長、副議長、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、総理府総務副長官及び政務次官は、その割り当てられた常任委員を辞することができる。

前項但書の規定により常任委員を辞した者があるときは、その者が属する会派の議員は、その委員を兼ねることができる。

(第 51 回国会内閣法の一部を改正する法律 (昭和 41 年法律第 89 号) により改正 (昭和 41 年 6 月 28 日公布) )

(理由) 内閣官房長官は国务大臣をもって充てることとしたことに伴い、「内閣官房長官」を削除した。

第四十二条 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少くとも一箇の常任委員となる。但し、議長、副議長、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、総理府総務副長官及び政務次官は、その割り当てられた常任委員を辞することができる。

前項但書の規定により常任委員を辞した者があるときは、その者が属する会派の議員は、その委員を兼ねることができる。

(第 48 回国会国家公務員法の一部を改正する法律 (昭和 40 年法律第 69 号) により改正 (昭和 40 年 5 月 18 日公布) )

(理由) 総理府総務長官は国务大臣をもって充てることとしたことに伴い、「総理府総務長官」を削除し、また、総理府総務副長官は議員をもって充てることとするため、「総理府総務副長官」を加えた。

第四十二条 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少くとも一箇の常任委員となる。但し、議長、副議長、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房長官、総理府総務長官、内閣官房副長官及び政務次官は、その割り当てられた常任委員を辞することができる。

前項但書の規定により常任委員を辞した者があるときは、その者が属する会派の議員は、その委員を兼ねることができる。

(第 26 回国会内閣法等の一部を改正する法律 (昭和 32 年法律第 158 号) により改正 (昭和 32 年 6 月 1 日公布) )

(理由) 総理府設置法の一部改正により、総理府に新たに総務長官が置かれたのに伴い、常任委員を辞することができる職に「総理府総務長官」を加えた。

第四十二条 常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

議員は、少くとも一箇の常任委員となる。但し、議長、副議長、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官及び政務次官は、その割り当てられた常任委員を辞することができる。

前項但書の規定により常任委員を辞した者があるときは、その者が属する会派の議員は、その委員を兼ねることができる。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 3 号)により改正(昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 従来議員は少なくとも一箇の常任委員となり、特定の委員を兼ねる場合にのみ二箇の常任委員となることができたのであるが、この制限を廃し、また、実情にかんがみ、議長、副議長、内閣総理大臣その他の国务大臣等は常任委員を辞することができるものとし、この場合その会派の議員が辞任した委員を兼ね得ることにした。

第四十二条 各議院の常任委員会は、左の通りとし、その部門に属する議案(決議案を含む)、請願、陳情書等を審査する。

- 一 内閣委員会
- 二 人事委員会
- 三 地方行政委員会
- 四 法務委員会
- 五 外務委員会
- 六 大蔵委員会
- 七 文部委員会
- 八 厚生委員会
- 九 農林委員会
- 十 水産委員会
- 十一 通商産業委員会
- 十二 運輸委員会
- 十三 郵政委員会
- 十四 電気通信委員会
- 十五 労働委員会
- 十六 建設委員会
- 十七 経済安定委員会
- 十八 予算委員会
- 十九 決算委員会
- 二十 議院運営委員会
- 二十一 懲罰委員会
- 二十二 図書館運営委員会

両議院は、国の行政機関が設置若しくは廃止されたとき、両院法規委員会の勧告があつたとき又は特に必要があると認めるときは、前項に定める以外の常任委員会を設け又は前項に定める各常任委員会を併合することができる。この場合その委員会は、両院ともに同じでなければならない。

(第 6 回 (臨時) 国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 24 年法律第 221 号) により改正 (昭和 24 年 10 月 26 日公布) )

(理由) 各省設置法の施行に伴い、これに対応せしめるため、常任委員会の数及び名称を改めた。

第四十二条 各議院の常任委員会は、左の通りとし、その部門に属する議案 (決議案を含む) 、請願、陳情書等を審査する。

- 一 内閣委員会
- 二 人事委員会
- 三 地方行政委員会
- 四 経済安定委員会
- 五 法務委員会
- 六 外務委員会
- 七 大蔵委員会
- 八 文部委員会
- 九 厚生委員会
- 十 商工委員会
- 十一 農林委員会
- 十二 水産委員会
- 十三 運輸委員会
- 十四 通信委員会
- 十五 労働委員会
- 十六 建設委員会
- 十七 予算委員会
- 十八 決算委員会
- 十九 議院運営委員会
- 二十 懲罰委員会
- 二十一 図書館運営委員会

両議院は、国の行政機関が設置若しくは廃止されたとき、両院法規委員会の勧告があつたとき又は特に必要があると認めるときは、前項に定める以外の常任委員会を設け又は前項に定める各常任委員会を併合することができる。この場合その委員会は、両院ともに同じでなければならない。

(第 3 回 (臨時) 国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 23 年法律第 214 号) により改正 (昭和 23 年 10 月 11 日公布) )



(理由) 「行政調査及び人事委員会」は、その所管事項が多過ぎ、かつ公務員制度はきわめて重要であるので、同委員会は「内閣委員会」と「人事委員会」とに分けることにした。

第四十二条 各議院の常任委員会は、左の通りとし、その部門に属する議案(決議案を含む)、請願、陳情書等を審査する。

一 行政調査及び人事委員会

二 地方行政委員会

三 経済安定委員会

四 法務委員会

五 外務委員会

六 大蔵委員会

七 文部委員会

八 厚生委員会

九 商工委員会

十 農林委員会

十一 水産委員会

十二 運輸委員会

十三 逓信委員会

十四 労働委員会

十五 建設委員会

十六 予算委員会

十七 決算委員会

十八 議院運営委員会

十九 懲罰委員会

二十 図書館運営委員会

両議院は、国の行政機関が設置若しくは廃止されたとき、両院法規委員会の勧告があったとき又は特に必要があると認めたときは、前項に定める以外の常任委員会を設け又は前項に定める各常任委員会を併合することができる。この場合その委員会は、両院ともに同じでなければならない。

(第2回国会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布、第3回国会召集日から施行))

(理由) 常任委員会について、従来事項別に設けていたのを改め、原則として各省別に設けることにし、内閣関係は所管事項が多いので四つの委員会に分け、予算、決算、議院運営、懲罰及び図書館運営の各委員会は従来通りとした。また、両院法規委員会の勧告があったときのほか、国の行政機関の設置廃止その他特に必要がある場合にも、常任委員会を新設又は併合できることにし、この場合その委員会は両議院同一でなければならないことを規定した。

第四十二条 各議院の常任委員会は、左の通りとし、その部門に属する議案、請願、陳情書その他を審査する。

- 一 外務委員会
- 二 治安及び地方制度委員会
- 三 国土計画委員会
- 四 司法委員会
- 五 文教委員会
- 六 文化委員会
- 七 厚生委員会
- 八 労働委員会
- 九 農林委員会
- 十 水産委員会
- 十一 商業委員会
- 十二 鉱工業委員会
- 十三 電気委員会
- 十四 運輸及び交通委員会
- 十五 通信委員会
- 十六 財政及び金融委員会
- 十七 予算委員会
- 十八 決算委員会
- 十九 議院運営委員会
- 二十 図書館運営委員会
- 二十一 懲罰委員会

各議院は、両院法規委員会の勧告に基づいて、前項各号の常任委員会を増減し又は併合することができる。

(理由) 第一項は、常任委員会の権限とその種類を規定したものである。権限については、議案、請願、陳情書等を審査することになっており、この「議案」のうちには、法律案は勿論のこと決議案等も入る。予算は、予算委員会が別に設けられている関係上、他の委員会の権限に属さない。種類については、二十一種類を決定したが、これは両議院の常任委員会の種類が異なることが制度上好ましいからである。その所管については、規則に譲った。

第二項は、原案では、「各議院において必要と認めるときは、前項各号以外の常任委員会を設けることができる。」とあったのを、貴族院において、常任委員会を増減もできれば併合もできる方が議院の運営上便宜であろうという点及びこの常任委員会の増減併合を両院が連絡なしにするのはどうかという点を考慮して、両院法規委員会の勧告に基づいて増減併合し得ることに修正した。

- ・ 常任委員の選任は、総選挙後の国会の会期の始めに議事日程に記載して、これを行う。なお、繰上補充、補欠選挙又は再選挙で当選した議員の常任委員選任については、議長は、速やかに欠員のある常任委員会の委員に補欠指名する（衆先 111、衆委先 9）。
- ・ 常任委員会の種類又は委員の員数が国会法又は衆議院規則の改正により変更されたときは、全常任委員又は改正された当該常任委員を新たに選任する（衆先 117、衆委先 10）。

**衆規第三十七条 委員の選任は、すべて議長の指名による。**

- ・ 常任委員及び特別委員の選任は、すべて議長の指名によるのであるが、あらかじめ議院運営委員会において所属議員数の比率により各会派の委員の割当てを決定し、これに基づいて申し出た候補者を委員に指名する。常任委員の場合は、議長が会議において指名し、特別委員の場合は、議長が会議において指名するか又は追って指名する。いずれの場合においても当日の衆議院公報をもってその氏名を報告する（衆先 114、衆委先 13）。

**衆規第三十八条 委員会に一人又は数人の理事を置き、その委員がこれを互選する。**

**委員長に事故があるときは、理事が委員長の職務を行う。**

- ・ 理事の員数及び各会派割当ては、議院運営委員会の決定した基準によるのを例とする（衆委先 22）。
- ・ 理事の互選は、常任委員会にあっては委員長選任後の最初の会議においてこれを行い、特別委員会にあっては委員長の互選に引き続いてこれを行うのを例とする（衆委先 23）。
- ・ 理事の互選は、第 1 回国会以来すべて委員会の決議により委員長の指名に一任し、委員長は、理事を割り当てられた会派からあらかじめ申し出た候補者について指名するのが例である。また理事の補欠選任のときも同様である（衆委先 24）。
- ・ 常任委員会理事及び特別委員会理事互選の結果はその委員長から、互選の当日文書をもって議長に報告する（衆委先 25）。
- ・ 常任委員会及び特別委員会の理事互選の結果は、当日の衆議院公報に記載する（衆先 116）。
- ・ 常任委員会理事は、会期の終了によってその任を失わず、常任委員としての任期中その任にあるものとする（衆委先 26）。
- ・ 委員長は、議案及び調査案件の取扱いその他委員会の運営に関する諸般の事項について理事と協議するため、必要があるときは理事会を開会する。なお、理事会には、理事の割当てのない会派の委員の出席を許可するのが例である。理事会は、あらかじめ衆議院公報をもって通知し、又は必要に応じ随時他の方法により各理事に通知して開会する。第 26 回国会昭和 32 年 2 月 5 日の常任委員長会議において「理事会は、これを非公開とすること。」の申合せを行った（衆委先 27）。
- ・ 委員長が病気その他の事由により委員長の職務を行うことができない場合においては、理事が委員長の職務を行う。また委員長が死去又は辞任等によって欠けた場合においても、理事が委員長の職務を行う。なお、理事が数人あるときは、委員長の職務を行うべき理事は、委員長が指定するのが例である。ただし、委員長が指定しない場合に、理事の協議又は委員の推挙により委員長の職務を行うべき理事を定めたことがある（衆委先 28）。
- ・ 委員長の信任又は不信任に関する動議の議事については、委員長の指定する理事が委員長の職務を行うのが例である（衆委先 29）。
- ・ 理事の辞任については、委員会に諮ってこれを決し、許可するのが例である（衆委先 32）。

**衆規第三十九条 委員に選任された者は、正当の理由がなければ、その任を辞することができない。**

委員がその任を辞そうとするときは、理由を附し、その委員長を経由して、議長の許可を得なければならない。

- ・委員の辞任は、その所属会派からの文書による申出により、委員長を経由して、議長の許可を得るのが例である（衆委先 14）。
- ・常任委員及び特別委員がその委員長を経由して辞任を申し出たときは、議長は、これを許可する（衆先 122）。
- ・議長が常任委員及び特別委員の辞任を許可したとき又はその補欠を指名したときは、当日の衆議院公報をもって報告する（衆先 124）。

**衆規第四十条 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議長の指名による。**

- ・常任委員及び特別委員の補欠選任は、前任者の所属会派から申し出た候補者について、議長の指名によって行うのが例である（衆委先 13）。
- ・議長が常任委員及び特別委員の辞任を許可したとき又はその補欠を指名したときは、当日の衆議院公報をもって報告する（衆先 124）。

**衆規第九十六条 削除**

（第 3 回（臨時）国会衆議院規則中改正（昭和 23 年 10 月 11 日議決））

（要旨）常任委員長が他の常任委員を兼ねることができないのは不適當なので削除した。

衆規第九十六条 常任委員長は、他の常任委員を兼ねることができない。

**第二十條 各議院ノ委員ハ全院委員常任委員及特別委員ノ三種トス**

全院委員ハ議院ノ全員ヲ以テ委員ト為スモノトス

常任委員ハ事務ノ必要ニ依リ之ヲ數科ニ分割シ負擔ノ事件ヲ審査スル爲ニ各部ニ於テ同數ノ委員ヲ總議員中ヨリ選舉シ一會期中其ノ任ニ在ルモノトス

特別委員ハ一事件ヲ審査スル爲ニ議院ノ選舉ヲ以テ特ニ附託ヲ受クルモノトス

- ・常任委員の選挙は議事日程に掲げ、開院式の翌日に全院委員長の選挙に次いでこれを行うのを例とする（衆先彙纂 138）。
- ・常任委員は 25 名未満の団体を除いた各派（交渉団体）所属議員数に応じ、按分して各派より予め候補者を申し出させ、これを各部に割り当て、各部において選挙するのを例とする。常任委員は召集日正午現在の所属議員数により割当員数を定めるので、選挙後に所属議員数に異動を生じることがあってもその委員に異動を及ぼさないのは勿論、選挙前に所属議員数に異動があっても委員の割当はこれを変更しないのを例とする。補欠選挙の場合においては前任者の所属交渉団体より予め申し出た候補者を前任者選出の部において選挙する（衆先彙纂 139）。
- ・常任委員については臨時議会といえどもこれの選挙をなすべきものであるが、極めて短期の臨時議会においては院議をもって常任委員の選挙、常任委員長及び理事の互選を省略して前期議会通り選挙されたものと決したことがある（衆先彙纂 142）。
- ・特別委員の選挙は議長の指名によるのを例とする。その補欠選挙もまた同じである（衆先彙纂 143）。
- ・委員付託の動議が提出されるときは、通告者の発言前であると、討論に入りたるとを問わず、先決問題として直ちにこれを議題とする（衆先彙纂 323）。
- ・委員付託の動議はその趣旨弁明をすることなく単に何名の委員に付託すべしと述べるの

- を例とする（衆先彙纂 324）。
- ・ 予備金支出又は予備金外支出に関する件は特別委員に付託するのを例とする（衆先彙纂 334）。
  - ・ 決議案は概ね委員に付託することなく直ちに採決するのを例とする（衆先彙纂 337）。
  - ・ 特殊の事項を調査するため、又は予算案の修正につき政府と協議するため、動議により特別委員を設けたことがある。そしてその動議は議事日程を変更して議題とすべきものであるが、議事日程を変更しないで議題としたことがある。政府と協議をするための委員、特別報告に係る請願調査委員、請願委員の審査権能に属する事項調査委員、議長の職権行使に関する事実調査委員、議員の行動に関する調査委員、議員の発言に関する事実調査委員、補欠選挙に関する調査委員、院内警察に関する特別調査委員の例がある（衆先彙纂 338）。
  - ・ 常任委員は予算、決算、請願、懲罰及び建議委員の 5 種とする。第 63 回議会において動議をもって常任委員として建議委員を設け、爾来この例により 5 種の常任委員を置くこととなった（衆委先彙纂 1）。
  - ・ 政府提出の法律案、承諾案及び貴族院提出の法律案は議院法第 28 条及び衆議院規則第 94 条により、これを特別委員に付託するのを原則とし、議員提出の議案は本会議における委員付託の動議により、特別委員を設けて審査させる。また開院式勅語奉答文案は第 21 回議会以来毎会期必ず特別委員をして起草させる。その他文案の起草、ある事項の調査、ある事件につき政府と交渉をさせるため、議院法第 78 条により議員の資格を審査させるため、衆議院規則第 100 条により修正議決の結果の整理をさせるため、同第 127 条により特に起案をさせるためにもまた特別委員を設ける（衆委先彙纂 3）。
  - ・ 常任委員の選挙は毎会期の始めこれを本会議の議事日程に掲げ、全院委員長の選挙を終った後、議長は各部員直ちにその部室に参集して常任委員の選挙を行い、その結果を議長に報告すべき旨を宣告する例である（衆委先彙纂 9）。
  - ・ 常任委員は議院法第 20 条第 3 項及び衆議院規則第 45 条第 1 項により、各部において同数の委員を総議員中より選挙すべきもので、各部の被選挙人は必ずしもその部の部員であることを要しないものとする。そして第 30 回議会における各派交渉会（大正元年 12 月 27 日）の申合せにより、常任委員は 25 名未満の団体を除いた各派（交渉団体）所属議員数に応じ、案分して各派より予め、候補者を申出させ、これを各部に割当て各部において選挙することとなった。爾来毎会期協議の上この例による。常任委員は召集日正午現在の所属議員数により割当員数を定めるので、選挙後所属議員数に異動を生じることがあってもその委員に異動を及ぼさないのは勿論、召集日正午以後選挙前に所属議員数に異動があっても委員の割当はこれを変更しないのを例とする（衆委先彙纂 10）。
  - ・ 特別委員の選挙については、議場において委員を選挙するには少なからざる時間を要し且つ種々の不便があるので、第 22 回議会以来はすべて議長の指名によることとなった。そして議長が委員を指名するに当たっては交渉団体より予め委員候補者を申出させ、これによって指名する。なお儀礼に関する特別委員は従前より 25 名未満の団体中よりもこれを指名するのを例とする（衆委先彙纂 13）。

- ・特別委員を議長において指名する場合は委員付託を決議した翌日これを行ったことがあるが、第15回議会以来は委員付託を決議した当日これを行う例となった（衆委先彙纂14）。

旧衆議院規則第二十七條 委員ノ審査ハ議院ノ付託シタル事件ノ外ニ渉ルコトヲ得ス

- ・開院式勅語奉答文案は委員を設けて起草させる（衆先彙纂317）。

旧衆規第四十四條 議院ハ每會期ノ始ニ於テ左ニ列記スル常任委員ヲ選舉ス

- |   |      |      |
|---|------|------|
| 一 | 豫算委員 | 六十三人 |
| 二 | 決算委員 | 四十五人 |
| 三 | 請願委員 | 四十五人 |
| 四 | 懲罰委員 | 二十七人 |

其ノ他議院ニ於テ必要ト認ムルモノ

（改正第50回帝国議会大正14年3月24日議決）

旧衆規第四十二條 議院ハ每會期ノ始ニ於テ左ニ列記スル常任委員ヲ選舉ス

- |   |      |      |
|---|------|------|
| 一 | 豫算委員 | 六十三人 |
| 二 | 決算委員 | 四十五人 |
| 三 | 懲罰委員 | 二十七人 |
| 四 | 請願委員 | 四十五人 |

其ノ他議員ノ動議ニ依リ議院ニ於テ必要ト認ムルモノ

（改正第17回帝国議会明治35年12月10日議決）

旧衆規第四十二條 議院ハ每會期ノ始ニ於テ左ニ列記スル常任委員ヲ選舉ス

- |   |      |      |
|---|------|------|
| 一 | 豫算委員 | 四十五人 |
| 二 | 決算委員 | 二十七人 |
| 三 | 懲罰委員 | 十八人  |
| 四 | 請願委員 | 三十六人 |

其ノ他議員ノ動議ニ依リ議院ニ於テ必要ト認ムルモノ

（改正第8回帝国議会明治28年2月5日議決）

旧衆規第四十二條 議院ハ每會期ノ始ニ於テ左ニ列記スル常任委員ヲ選舉ス

- |   |      |      |
|---|------|------|
| 一 | 豫算委員 | 四十五人 |
| 二 | 懲罰委員 | 十八人  |
| 三 | 請願委員 | 三十六人 |

其ノ他議員ノ動議ニ依リ議院ニ於テ必要ト認ムルモノ

（改正第2回帝国議会明治24年11月27日議決）

旧衆規第四十二條 議院ハ每會期ノ始ニ於テ左ニ列記スル常任委員ヲ選舉ス

- |   |      |      |
|---|------|------|
| 一 | 豫算委員 | 六十三人 |
| 二 | 懲罰委員 | 二十七人 |
| 三 | 請願委員 | 三十六人 |

其ノ他議員ノ動議ニ依リ議院ニ於テ必要ト認ムルモノ

- ・常任委員の選挙は議事日程に掲げ、開院式の翌日に全院委員長の選挙に次いでこれを行うのを例とする（衆先彙纂138）。

- ・ 常任委員については臨時議会といえどもこれの選挙をなすべきものであるが、極めて短期の臨時議会においては院議をもって常任委員の選挙、常任委員長及び理事の互選を省略して前期議会通り選挙されたものと決したことがある（衆先彙纂 142）。
- ・ 決算は会議に付する前、これを委員に付託する（衆先彙纂 332）。
- ・ 建議案は第 63 回（臨時）議会以来、常任委員を設け、これを審査する例であるので議案が印刷配付されたときに委員に付託されたものとし、委員会の審査を終わった後、会議に付する。但し提出者より直ちに本会議において審議をすることの要求があり、建議委員会においてその要求を承認し、委員長より議長に対し、即決の要求をしたものは委員の審査を省略して、議事日程に掲載し、若しくは議事日程を変更して会議に付する（衆先彙纂 335）。
- ・ 決算の提出があったときは直ちに委員に付託され、委員会の報告を俟ってこれを会議に付する（衆先彙纂 464）。
- ・ 国有財産法第 26 条による国有財産増減総計算書は第 50 回議会において初めて衆議院において審査することとなり、便宜決算委員に付託して審査させその報告を俟って院議に付し、将来これをもって例とすることとした。そして第 50 回議会においては委員会の報告を経るに至らず、次の議会において審査を了し、報告をし、院議これを是認するに決した。この場合決算と同様次の会期においては再び報告されることなく前に報告されたものにより審査した（衆先彙纂 471）。
- ・ 第 63（臨時）議会において常任委員の選挙に先だち、副議長発議により、建議案審査のため 45 人の常任委員を設けることに決し、予算、決算、請願、懲罰の常任委員と同時にこれを選挙することとなった。なお第 74 回議会よりは委員の数を 27 名とし、爾来これを例とする（衆先彙纂 483）。
- ・ 常任委員は予算、決算、請願、懲罰及び建議委員の 5 種とする。第 63 回議会において動議をもって常任委員として建議委員を設け、爾来この例により 5 種の常任委員を置くこととなった（衆委先彙纂 1）。
- ・ 第 6 回議会における決算委員 27 名、第 63 回議会乃至第 73 回議会における建議委員 45 名、及び第 74 回議会以降における建議委員 27 名はいずれも動議をもって設置し、その他は衆議院規則をもって種別員数を定める（衆委先彙纂 2）。
- ・ 常任委員は衆議院規則第 44 条により、毎会期の始めにおいて選挙されるべきもので、開院式の翌日にこれを選挙するのを例とする。但し開院式当日、開院式の翌々日、開院式より 4 日後、年末年始の休会後第 1 会議日にこれを選挙したり、開院式日常任委員選挙の手續を省略して前議会の通り継続することに決したり、常任委員を選挙するに至らないで解散されたことがある（衆委先彙纂 8）。

旧衆規第四十五條 常任委員ハ各部ニ於テ無名投票ヲ以テ總議員中ヨリ選挙シ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス同數者二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム  
各常任委員ノ選挙ハ議院ノ命スル所ニ依リ各部同時ニ之ヲ行フヘシ  
（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第四十三條 常任委員ハ各部ニ於テ無名投票ヲ以テ總議員中ヨリ選挙シ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス同數者二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

各常任委員ヲ選舉スルハ議院ノ命スル所ニ依リ各部同一日時ニ於テスヘシ

- ・常任委員は 25 名未滿の団体を除いた各派（交渉団体）所属議員数に応じ、按分して各派より予め候補者を申し出させ、これを各部に割り当て、各部において選挙するのを例とする。常任委員は召集日正午現在の所属議員数により割当員数を定めるので、選挙後に所属議員数に異動を生じることがあってもその委員に異動を及ぼさないのは勿論、選挙前に所属議員数に異動があっても委員の割当はこれを変更しないのを例とする（衆先彙纂 139）。
- ・各部において常任委員の選挙を終るときは議長は当日その結果を議院に報告するのを例とする（衆先彙纂 140）。
- ・常任委員の選挙は毎会期の始めこれを本会議の議事日程に掲げ、全院委員長の選挙を終った後、議長は各部員直ちにその部室に参集して常任委員の選挙を行い、その結果を議長に報告すべき旨を宣告する例である（衆委先彙纂 9）。
- ・常任委員は議院法第 20 条第 3 項及び衆議院規則第 45 条第 1 項により、各部において同数の委員を総議員中より選挙すべきもので、各部の被選挙人は必ずしもその部の部員であることを要しないものとする。そして第 30 回議会における各派交渉会（大正元年 12 月 27 日）の申合せにより、常任委員は 25 名未滿の団体を除いた各派（交渉団体）所属議員数に応じ、案分して各派より予め、候補者を申出させ、これを各部に割り当て各部において選挙することとなった。爾来毎会期協議の上この例による。常任委員は召集日正午現在の所属議員数により割当員数を定めるので、選挙後所属議員数に異動を生じることがあってもその委員に異動を及ぼさないのは勿論、召集日正午以後選挙前に所属議員数に異動があっても委員の割当はこれを変更しないのを例とする（衆委先彙纂 10）。
- ・常任委員はその選挙当日までに召集に応じた議員中よりこれを選挙するのを例とする。但し予め交渉団体より委員候補者氏名を申出させ、これを選挙する関係上当日未だ召集に応じない議員を選挙したことなしとしない（衆委先彙纂 11）。
- ・常任委員の選挙は臨時議会においても成規の手續によるのを例とするが、本会議において常任委員選挙の手續を省略し、前議会通り継続するに決した。そしてその結果常任委員に欠員を生じ、また当日召集に応じない者があつたとき付託事件がある委員は補欠選挙を行い、付託事件がない委員はこれを行わなかつた（衆委先彙纂 12）。

**旧衆規第四十六條** 各部ニ於テ當選人定マリタルトキハ部長ハ之ヲ議長ニ報告スヘシ

- ・常任委員選挙に当たり各部において当選人が定まったときは部長は直ちにこれを議長に報告し、議長は当日これを議院に報告し、且つ衆議院公報に掲載する（衆委先彙纂 16）。
- ・特別委員の指名を議長に一任されたときは議長は即日これを指名し、直ちに衆議院公報に掲載して報告するのを例とする。そして特に急を要するものについては議長は議場において指名し、なお当日の衆議院公報に掲載する（衆委先彙纂 17）。

**旧衆規第四十七條** 數部ノ選舉ニ當選シタル者ハ其ノ所屬部ノ當選人トス所屬部ノ外ニ於テ數部ノ選舉ニ當選シタル者ハ部號ノ順序ニ從ヒ其ノ當選人トス

- ・常任委員は議院法第 20 条第 3 項及び衆議院規則第 45 条第 1 項により、各部において同数の委員を総議員中より選挙すべきもので、各部の被選挙人は必ずしもその部の部員であることを要しないものとする。そして第 30 回議会における各派交渉会（大正元年 12



月 27 日) の申合せにより、常任委員は 25 名未満の団体を除いた各派(交渉団体) 所属議員数に応じ、按分して各派より予め、候補者を申出させ、これを各部に割当て各部において選挙することとなった。爾来毎会期協議の上この例による。常任委員は召集日正午現在の所属議員数により割当員数を定めるので、選挙後所属議員数に異動を生じることがあってもその委員に異動を及ぼさないのは勿論、召集日正午以後選挙前に所属議員数に異動があっても委員の割当はこれを変更しないのを例とする(衆委先彙纂 10)。

**旧衆規第四十八條 前條又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ其ノ選挙シタル部ニ於テ補闕選挙ヲ行フヘシ**

- ・補欠選挙の場合においては前任者の所属交渉団体より予め申し出た候補者を前任者選出の部において選挙する(衆先彙纂 139)。
- ・常任委員の辞任は院議に諮いてこれを決するもその暇なきときは議長がこれを許可する(衆先彙纂 150)。
- ・常任委員の補欠選挙は衆議院公報に掲載した後これを行う(衆先彙纂 151、衆委先彙纂 20)。
- ・常任委員であると特別委員であるとを問わず辞任その他の事由により欠員を生じたときは、直ちにこれの補欠選挙を行わなければならない。そして常任委員にあつては衆議院規則第 48 条によりその選挙した部においてこれを行い、その方法は欠員となった議員の所属会派より申出た候補者を推薦するのを例とする。特別委員にあつては衆議院規則第 65 条によりその選挙した方法即ち前に議長の指名によつたときは議長指名によりこれを行う(衆委先彙纂 15)。
- ・常任委員又は特別委員の辞任を許可したときは当日これを衆議院公報に掲載し、補欠委員はその選挙又は議長指名があつた日にこれを衆議院公報に掲載して報告する(衆委先彙纂 22)。
- ・委員に欠員を生じた場合は直ちにその補欠をして会議を開くのを例とする。但し常任委員については補欠選挙のため部会を開くに至らずして委員欠員のまま会議を開いたことがある(衆委先彙纂 62)。

**旧衆規第四十九條 委員ニ選挙セラレタル者ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ任ヲ辞スルコトヲ得ス**

- ・常任委員の辞任は院議に諮いてこれを決するもその暇なきときは議長がこれを許可する(衆先彙纂 150、衆委先彙纂 19)。
- ・特別委員の辞任は議長においてこれを許可するのを例とする(衆先彙纂 152、衆委先彙纂 21)。
- ・委員を辞そうとするときは書面を議長に提出する(衆委先彙纂 18)。

**旧衆規第五十一條 委員會ニ一名又ハ數名ノ理事ヲ置ク理事ハ無名投票ヲ以テ委員中ヨリ之ヲ互選ス**

**委員長故障アルトキハ理事其ノ職務ヲ代理ス**

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第四十九條 委員會ハ無名投票ヲ以テ委員中ヨリ一名又ハ數名ノ理事ヲ互選シ委員會議録及其ノ他文書ノ事ヲ掌ラシム委員長故障アルトキハ理事之ヲ代理スヘシ但シ會

議録及其ノ他文書ノ事ハ書記官ヲシテ之ヲ掌ラシムルコトヲ得

- ・ 常任委員長及び理事互選の結果は当日衆議院公報をもって報告する（衆先彙纂 141）。
- ・ 特別委員長及び理事互選の結果は当日衆議院公報をもって報告する（衆先彙纂 148）。
- ・ 委員会の経過及び結果の報告をすべき場合に委員長に故障があるときは理事が代わって報告をするのを例とするが、委員長及び理事が共に故障あるとき又は都合により、委員が代わって報告をしたことがある（衆先彙纂 344）。
- ・ 委員の選挙が終わったときは議長は委員長及び理事互選の日時を指定する。そして常任委員及び開院式勅語奉答文起草の件委員その他審査急を要する特別委員にあつては議長が議場においてその日時を指定するが、その他は議長がその日時を指定し、衆議院公報をもって通知する。各委員は指定の日時に所定の委員室に参集して互選を行う。若し当日これを行うことができないときは議長より更にその日時を指定して互選を行わせるのを例とする。なお委員長の補欠選挙の場合には理事、理事の補欠選挙の場合には委員長において互選の日時を定めるものとする（衆委先彙纂 24）。
- ・ 常任委員の委員長及び理事互選の期日は第 24 回議会までは委員選挙の当日又は翌日以後で一様でなかったが、第 25 回議会以後は委員選挙の当日これを行う例となった。また特別委員の委員長及び理事互選は委員選挙の翌日これを行うのを例とする。但し会期切迫その他審査が急を要するため、委員選挙の当日においてまた特別の事情があるため委員選挙の翌々日以後においてこれを行ったことがある（衆委先彙纂 25）。
- ・ 常任委員を前議会通り継続した臨時議会において委員長及び理事互選手続を省略し、前議会の通り継続したことがある（衆委先彙纂 26）。
- ・ 委員長及び理事互選の場合における投票管理者については別に規定がないので、衆議院規則第 19 条の部長選挙に関する規定に準じ、出席委員中の年長者をもって投票管理者とし、互選事務を管理させるのを例とする。但し委員より推薦された者を投票管理者としたことがある（衆委先彙纂 27）。
- ・ 委員長及び理事の互選は衆議院規則第 50 条及び第 51 条に無名投票をもってこれを行うべきことを規定され、当初においては委員長理事共に無名投票をもってその互選を行ったことが多かったが、最近に至っては概ね委員長は推薦により、理事は委員長の指名によることとなった（衆委先彙纂 28）。
- ・ 委員長及び理事互選の結果は投票管理者より選挙の当日直ちにこれを議長に報告し、議長は当日衆議院公報に掲載してこれを報告する（衆委先彙纂 29）。
- ・ 理事の員数は各委員会における事務の必要により委員の動議又は委員長の発議に基づき適宜これを定めるのを例とする（衆委先彙纂 30）。
- ・ 委員会において理事の互選をした後、委員の員数を増加した場合その他特別の事由があるとき、理事の員数を増加したことがある（衆委先彙纂 31）。
- ・ 委員長が病気その他の事由により出席することができないか又は会議中退席する場合は理事がその職務を代理する。そして理事が数名ある場合においてはその代理すべき理事は委員長がこれを指名するのを例とする（衆委先彙纂 32）。
- ・ 委員長よりその職務辞任の申し出があつたときは委員会においてこれを決する（衆委先彙纂 33）。

- ・委員長が委員会の経過及び結果の報告をすべき場合に故障があるときは、理事が代わって報告をするが、委員長及び理事が俱に故障あるとき又は都合により委員が代わって報告したことがある（衆委先彙纂 222）。

**旧衆規第六十四條** 特別委員ハ議院ニ於テ無名投票ヲ以テ連記選舉シ最多數ヲ得タル者ヲ當選人トス同數者二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

議院ハ特別委員ノ選舉ヲ議長ニ委任スルコトヲ得

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

**旧衆規第六十三條** 特別委員ハ議院ニ於テ無名投票ヲ以テ連記選舉シ最多數ヲ得タル者ヲ當選人トス同數者二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

議院ハ特別委員ノ選舉ヲ議長又ハ各部ニ委任スルコトヲ得

- ・特別委員の選挙は議長の指名によるのを例とする。その補欠選挙もまた同じである（衆先彙纂 143）。
- ・特別委員の指名は委員付託の当日に議長がこれをする（衆先彙纂 144）。
- ・特別委員を議長において指名する場合はその特別委員数を各派所属議員数に応じ按分して各派に割り当て、予めその候補者を申し出させて議長はこれによって指名する。25 名未満の団体には特別委員を割り当てない例であるが、儀礼に関する特別委員は従前より 25 名未満の団体中よりもこれを指名するのを例とする。特別委員は交渉団体所属議員数に異動があるときは割当員数を変更するのを例とする（衆先彙纂 145）。
- ・特別委員選挙の結果は当日衆議院公報をもって報告する（衆先彙纂 147）。
- ・両院協議委員はその数を 10 名とし、選挙の方法は議長の指名によるのを例とする。補欠選挙は議長指名による（衆先彙纂 602）。
- ・両院協議委員の選挙を省略し、既に他の回付案に付き選定した両院協議委員に、不同意に決した回付案を併せ付託したことがある（衆先彙纂 606）。
- ・特別委員の選挙については、議場において委員を選挙するには少なからざる時間を要し且つ種々の不便があるので、第 22 回議會以来はすべて議長の指名によることとなった。そして議長が委員を指名するに当たっては交渉団体より予め委員候補者を申出させ、これによって指名する。なお儀礼に関する特別委員は従前より 25 名未満の団体中よりもこれを指名するのを例とする（衆委先彙纂 13）。
- ・特別委員を議長において指名する場合は委員付託を決議した翌日これを行ったことがあるが、第 15 回議會以来は委員付託を決議した当日これを行う例となった（衆委先彙纂 14）。

**旧衆規第六十五條** 特別委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ其ノ選舉シタル方法ニ依リ補闕選舉ヲ行フヘシ

（追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・常任委員であると特別委員であるとを問わず辞任その他の事由により欠員を生じたときは、直ちにこれの補欠選挙を行わなければならない。そして常任委員にあつては衆議院規則第 48 条によりその選挙した部においてこれを行い、その方法は欠員となった議員の所属会派より申出た候補者を推薦するのを例とする。特別委員にあつては衆議院規則第 65 条によりその選挙した方法即ち前に議長の指名によつたときは議長指名によりこ

れを行う（衆委先彙纂 15）。

**第四十三条 常任委員会には、専門の知識を有する職員（これを専門員という）及び調査員を置くことができる。**

（第 31 回国会国会職員法等の一部を改正する法律（昭和 34 年法律第 70 号）により改正（昭和 34 年 3 月 31 日公布）

（理由）国会職員法の一部改正により、国会職員の参事、主事及び常任委員会調査員、同調査主事の区別を廃止して、参事及び常任委員会調査員としたことに伴い、「調査主事」を削除した。

**第四十三条 常任委員会には、専門の知識を有する職員（これを専門員という）、調査員及び調査主事を置くことができる。**

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）各常任委員会には、少なくとも二人の専門員を常置することになっていたのを改め、専門員を「置くことができる」ことにした。

**第四十三条 各常任委員会には、少なくとも二人の国会議員でない専門の知識を有する職員（これを専門員という）、調査員及び調査主事を常置する。但し、議院において不必要と認められたものについては、この限りでない。**

専門員は、相当額の報酬を受ける。

（第 6 回（臨時）国会国会法の一部を改正する法律（昭和 24 年法律第 221 号）により改正（昭和 24 年 10 月 26 日公布））

（理由）国会職員は従来特別職であったが、これが一般職に改められた結果、専門員に関する規定を整理する必要があるので、第二項を改正し第三項を削除した。

**第四十三条 各常任委員会には、少なくとも二人の国会議員でない専門の知識を有する職員（これを専門員という）、調査員及び調査主事を常置する。但し、議院において不必要と認められたものについては、この限りでない。**

専門員は、相当額の報酬を受け、他の職務を兼ねることができない。

専門員は、その職を辞した後一年間は、内閣行政各部における、いかなる職務にも就くことができない。

（第 2 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 23 年法律第 87 号）により改正（昭和 23 年 7 月 5 日公布））

（理由）各常任委員会の専門調査員について、その名称を専門員と変更し、辞職後の行政各部への就職禁止期間を二年から一年に短縮し、また、その下に調査員を置いて調査担当者の不足を補うことにした。

**第四十三条 各常任委員会には、少なくとも二人の国会議員でない専門の知識を有する職員（これを専門調査員という）及び書記を常置する。但し、議院において不必要と認められたものについては、この限りでない。**

専門調査員は、相当額の報酬を受け、他の職務を兼ねることができない。

専門調査員は、その職を辞した後二年間は、内閣行政各部における、いかなる職務にも就くことができない。

(理由) 各常任委員会には、不必要と認められるものを除き、その常任委員会に属する各種の調査研究に従事して委員の仕事を援助するため、専門的知識を有する職員を少なくとも二名置くことにした。この専門調査員には、相当額の報酬を与えるとともに、常任委員会の仕事に専念させるため他の職務を兼ねることを禁止し、またその地位を濫用することがないように辞職後二年間は行政各部においていかなる職務にもつくことができないことにした。

なお、原案では、「専門的職員」とあったが、貴族院において、字義を明確にするために、「専門調査員」と修正した。

**第四十四条** 各議院の常任委員会は、他の議院の常任委員会と協議して合同審査会を開くことができる。

(理由) 委員会の審査能率を高めるため、一の議院の常任委員会は、他の議院の常任委員会と協議して、合同して審査会を開き得ることにした。

- ・合同審査会は、両議院の常任委員が合同してこれを開くのが例であるが、第2回国会昭和23年6月18日の労働委員会合同審査会は、各議院の労働委員会において選定されたそれぞれ20人の労働委員が合同してこれを開いた(衆委先258)。
- ・合同審査会において、委員でない議員の出席発言を許可したことがある(衆委先259)。
- ・合同審査会において、議長を経由して国务大臣等の出席を求めたことはなく、議長を経由しないで会長から直接国务大臣等の出席説明を求めたことがある(衆委先260)。
- ・合同審査会において、議案の審査のため、証人の出頭を求めたことがある(衆委先261)。

**衆規第九十八条** 常任委員会が参議院の常任委員会と合同審査会を開くには、委員長が参議院の委員長と協議した後、その決議をしなければならない。

**衆規第九十九条** 常任委員会は、合同審査会に付した案件について、その合同審査会が終るまで表決を行うことができない。

**第四十五条** 各議院は、その院において特に必要があると認めた案件又は常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査するため、特別委員会を設けることができる。

特別委員は、議院において選任し、その委員会に付託された案件がその院で議決されるまで、その任にあるものとする。

特別委員長は、委員会においてその委員がこれを互選する。

(第21回国会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 特別委員会の活用の範囲を拡げるため、「その院において、特に必要があると認めた案件」の審査のためにもこれを設けることができる旨を明記した。なお、本条以下本法中において「事件」とあったのをすべて「案件」に改めることにした。

第四十五条 特別委員は、常任委員会の所管に属しない特定の事件を審査するため、議院において選任し、その委員会に付託された事件がその院で議決されるまでその任にあるものとする。

特別委員長は、その委員がこれを互選する。

(理由) 特別委員会は、いずれの常任委員会の所管にも属さない事項、たとえば、皇室関係の案件、選挙法等を審査する場合に、これを設けることにし、その委員の選任等について規定した。また、特別委員長は、従来通りその委員がこれを互選することにした。

- ・特別委員会の設置は、議長の発議若しくは議員の動議又は決議案によって議決される。議案の審査のために設けられたもの、法律案起草又は対策樹立のために設けられたもの、特定事項の調査のために設けられたものがある(衆先 112)。
- ・特別委員会は、議案の審査又は特定事項の調査若しくは対策樹立等のために設けられている。特別委員会の設置は、会期の始め又は必要の都度、議長発議、議員の動議又は決議案に基づき、議院の議決で行われる。特別委員会の設置については、第 1 回国会以来、議院において特に必要があると認めた案件の審査についても設けられており、第 21 回国会において成立した国会法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 3 号)(第 22 回国会召集日から施行)により、これが明文化された(衆委先 3)。
- ・特別委員の選任は、委員会設置の議決の当日これを行うのが例であるが、各会派に割り当てた委員の候補者の申出が遅れたため、翌日以後に行ったこともある(衆先 113、衆委先 11)。
- ・特別委員長は、委員会において、委員選任の当日又は翌日、これを互選するのが例である。その結果は、当日の衆議院公報に記載する。なお、特別委員長には、国会の会期により、与党の委員、野党の委員、与党及び野党の委員が当選したことがある(衆先 115、衆委先 21)。
- ・賀詞又は弔詞を奉呈するため、院議により起草委員会を設けたことがある(衆先 120)。
- ・既に設置した特別委員会の目的を変更したことがあり、また、目的及び名称を変更したことがある(衆先 139)。
- ・特別委員会の名称は、設置のときの付託案件の件名又は設置の趣旨目的等に基づいて、議院の議決又は議院運営委員会の決定により定められるのが例である。なお、付託案件中ある案件の審査を終わり又は新たに他の案件が付託されても、その名称を変更しないのが例であるが、設置目的が改められ、その名称が変更されたことがある(衆委先 5)。
- ・特別委員会は、その委員会に付託された案件が議院で議決されるまで存続するのであるが、院議により特別委員会を廃止したことがある。第 2 回国会昭和 23 年 1 月 28 日の会議における隠退蔵物資等に関する特別委員会、第 24 回国会昭和 31 年 6 月 2 日の会議における行政監察特別委員会(衆先 140、衆委先 8)。
- ・常任委員会の所管に属する議案について特別委員会が設けられた場合における常任委員会の所管権限は、その限りにおいて特別委員会に委譲されるのであるから、特別委員会の存続期間中は、その常任委員会は、同様の問題について審査することができない(衆先 229)。
- ・条約を審査するため、特別委員会を設けたことがある(衆先 340)。

**衆規第三十三条** 議院において特に必要があると認めた案件又は常任委員会の所管に属しない案件について、特別委員会が設けられた場合には、その所管に属する案件については、議長は、これをその委員会に付託する。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))

(要旨) 議院において特に必要があると認めた案件または常任委員会の所管に属しない案件について特別委員会が設けられた場合には、案件の内容によりその特別委員会の所管が定まるのであるから、この所管に属する案件が新たに提出されたときは、従来のように議院に諮ることなく、議長において当然にその特別委員会に付託できることに改めた。

**衆規第三十三条** 常任委員会の所管に属しない事件については、議長は、議院に諮り特別委員会を設けこれを付託する。

- ・議案が発議、提出又は予備審査のため送付されたときは、議長は、その配付とともにこれを適當の常任委員会に付託し、また特別委員会が設けられた場合には、その所管に属するものは、その委員会に付託する。参議院から提出又は送付された議案は、予備審査のため付託した委員会に付託する。なお、議長が付託を取り戻し、後に同一委員会に付託したことがある (衆先 227)。
- ・第 22 回国会以降は、従来院議で特別委員会に併託されていたのと同様の案件についてもその所管に属するものとして、本条の規定により議長が付託しており、第 34 条に基づく併託は行われたことがない (衆委先 4)。

**衆規第三十四条** 特別委員会に付託した案件に関連がある他の案件については、議長は、議院に諮りその委員会に併せて付託することができる。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))

**衆規第三十四条** 特別委員会に付託した事件に関連がある他の事件については、議長は、議院に諮りその委員会に併せて付託することができる。

- ・第 22 回国会以降は、従来院議で特別委員会に併託されていたのと同様の案件についてもその所管に属するものとして、第 33 条の規定により議長が付託しており、本条に基づく併託は行われたことがない (衆委先 4)。

**衆規第百条** 特別委員会の委員の員数は、その設置のときに議院の議決でこれを定める。但し、必要があるときは、議院は、その員数を増加することができる。

- ・特別委員会の委員の員数は、議院における特別委員会設置の議決で定められるのが例である (衆委先 6)。
- ・付託案件が重要なため又は他の案件の付託に伴い、院議をもって特別委員会の委員の員数を増加したことがある。第 1 回 (特別) 国会昭和 22 年 8 月 14 日の会議において、隠退蔵物資等に関する特別委員会の委員の員数を 20 人から 30 人に増加した。第 16 回 (特別) 国会昭和 28 年 7 月 21 日の会議において、水害地緊急対策特別委員会の委員の員数を 30 人から 40 人に増加した。第 24 回国会昭和 31 年 3 月 23 日の会議において、公職選挙法改正に関する調査特別委員会の委員の員数を 25 人から 35 人に増加した。第 145 回国会平成 11 年 5 月 14 日の会議において、行政改革に関する特別委員会の委員の員数を 40 人から 50 人に増加した (衆先 119、衆委先 7)。

衆規第百一条 特別委員長の互選は、委員選任の当日又は翌日これを行う。

特別委員長の互選は、無名投票でこれを行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。得票数が同じときは、くじでこれを定める。

特別委員長は、投票によらないで、動議その他の方法により、これを選任することができる。

委員長が選任されるまでは、年長者が委員長の職務を行う。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))

衆規第百一条 特別委員長の互選は、委員選任の当日又は翌日これを行う。

特別委員長の互選は、無名投票でこれを行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。得票数が同じときは、くじでこれを定める。但し、投票によらないで動議その他の方法で委員長を選任することができる。

委員長が選任されるまでは、年長者が委員長の職務を行う。

- ・特別委員長は、委員会において、委員選任の当日又は翌日、これを互選するのが例である。その結果は、当日の衆議院公報に記載する。なお、特別委員長には、国会の会期により、与党の委員、野党の委員、与党及び野党の委員が当選している (衆先 115)。
- ・特別委員長の互選を、委員選任の翌日が日曜日であったため翌々日に行ったことがあり、会議を開くに至らなかったため翌々日以後に行ったことがある (衆委先 19)。
- ・特別委員会において、委員長を互選する場合には、出席委員中の年長者が委員長の職務を行うのが例である (衆委先 20)。
- ・特別委員長を互選する場合は、第 1 回国会以来投票によったことはなく、すべて推薦によっている。第 48 回国会以降は、各派協議会又は議院運営委員会理事会における各党間の協議に基づき、与党及び野党の委員が特別委員長に当選している (衆委先 21)。
- ・特別委員長互選の結果は委員長の職務を行った年長者から、互選の当日文書をもって議長に報告する (衆委先 25)。

衆規第百二条 特別委員長の辞任は、その委員会がこれを決する。

- ・特別委員長が国务大臣等に就任する場合には、あらかじめ委員長の辞任願を提出し、直近の委員会において辞任の許可を得るのが例である (衆委先 31)。

第二十條 各議院ノ委員ハ全院委員常任委員及特別委員ノ三種トス

全院委員ハ議院ノ全員ヲ以テ委員ト為スモノトス

常任委員ハ事務ノ必要ニ依リ之ヲ數科ニ分割シ負擔ノ事件ヲ審査スル爲ニ各部ニ於テ同數ノ委員ヲ總議員中ヨリ選舉シ一會期中其ノ任ニ在ルモノトス

特別委員ハ一事件ヲ審査スル爲ニ議院ノ選舉ヲ以テ特ニ附託ヲ受クルモノトス

- ・常任委員の選挙は議事日程に掲げ、開院式の翌日に全院委員長の選挙に次いでこれを行うのを例とする (衆先彙纂 138)。
- ・常任委員は 25 名未満の団体を除いた各派 (交渉団体) 所属議員数に応じ、按分して各派より予め候補者を申し出させ、これを各部に割り当て、各部において選挙するのを例とする。常任委員は召集日正午現在の所属議員数により割当員数を定めるので、選挙後に所属議員数に異動を生じることがあってもその委員に異動を及ぼさないのは勿論、選挙前に所属議員数に異動があっても委員の割当はこれを変更しないのを例とす



- る。補欠選挙の場合においては前任者の所属交渉団体より予め申し出た候補者を前任者選出の部において選挙する（衆先彙纂 139）。
- ・ 常任委員については臨時議会といえどもこれの選挙をなすべきものであるが、極めて短期の臨時議会においては院議をもって常任委員の選挙、常任委員長及び理事の互選を省略して前期議会通り選挙されたものと決したことがある（衆先彙纂 142）。
  - ・ 特別委員の選挙は議長の指名によるのを例とする。その補欠選挙もまた同じである（衆先彙纂 143）。
  - ・ 委員付託の動議が提出されるときは、通告者の発言前であると、討論に入りたるとを問わず、先決問題として直ちにこれを議題とする（衆先彙纂 323）。
  - ・ 委員付託の動議はその趣旨弁明をすることなく単に何名の委員に付託すべしと述べるのを例とする（衆先彙纂 324）。
  - ・ 予備金支出又は予備金外支出に関する件は特別委員に付託するのを例とする（衆先彙纂 334）。
  - ・ 決議案は概ね委員に付託することなく直ちに採決するのを例とする（衆先彙纂 337）。
  - ・ 特殊の事項を調査するため、又は予算案の修正につき政府と協議するため、動議により特別委員を設けたことがある。そしてその動議は議事日程を変更して議題とすべきものであるが、議事日程を変更しないで議題としたことがある。政府と協議をするための委員、特別報告に係る請願調査委員、請願委員の審査権能に属する事項調査委員、議長の職権行使に関する事実調査委員、議員の行動に関する調査委員、議員の発言に関する事実調査委員、補欠選挙に関する調査委員、院内警察に関する特別調査委員の例がある（衆先彙纂 338）。
  - ・ 常任委員は予算、決算、請願、懲罰及び建議委員の 5 種とする。第 63 回議会において動議をもって常任委員として建議委員を設け、爾来この例により 5 種の常任委員を置くこととなった（衆委先彙纂 1）。
  - ・ 政府提出の法律案、承諾案及び貴族院提出の法律案は議院法第 28 条及び衆議院規則第 94 条により、これを特別委員に付託するのを原則とし、議員提出の議案は本会議における委員付託の動議により、特別委員を設けて審査させる。また開院式勅語奉答文案は第 21 回議会以来毎会期必ず特別委員をして起草させる。その他文案の起草、ある事項の調査、ある事件につき政府と交渉をさせるため、議院法第 78 条により議員の資格を審査させるため、衆議院規則第 100 条により修正議決の結果の整理をさせるため、同第 127 条により特に起案をさせるためにもまた特別委員を設ける（衆委先彙纂 3）。
  - ・ 常任委員の選挙は毎会期の始めこれを本会議の議事日程に掲げ、全院委員長の選挙を終った後、議長は、各部員は直ちにその部室に参集して常任委員の選挙を行い、その結果を議長に報告すべき旨を宣告する例である（衆委先彙纂 9）。
  - ・ 常任委員は議院法第 20 条第 3 項及び衆議院規則第 45 条第 1 項により、各部において同数の委員を総議員中より選挙すべきもので、各部の被選挙人は必ずしもその部の部員であることを要しないものとする。そして第 30 回議会における各派交渉会（大正元年 12 月 27 日）の申合せにより、常任委員は 25 名未満の団体を除いた各派（交渉団体）所属議員数に応じ、按分して各派より予め、候補者を申出させ、これを各部に割

当て各部において選挙することとなった。爾来毎会期協議の上この例による。常任委員は召集日正午現在の所属議員数により割当員数を定めるので、選挙後所属議員数に異動を生じることがあってもその委員に異動を及ぼさないのは勿論、召集日正午以後選挙前に所属議員数に異動があっても委員の割当はこれを変更しないのを例とする（衆委先彙纂 10）。

- ・特別委員の選挙については、議場において委員を選挙するには少なからざる時間を要し且つ種々の不便があるので、第 22 回議会以来はすべて議長の指名によることとなった。そして議長が委員を指名するに当たっては交渉団体より予め委員候補者を申出させ、これによって指名する。なお儀礼に関する特別委員は従前より 25 名未満の団体中よりもこれを指名するのを例とする（衆委先彙纂 13）。
- ・特別委員を議長において指名する場合は委員付託を決議した翌日これを行ったことがあるが、第 15 回議会以来は委員付託を決議した当日これを行う例となった（衆委先彙纂 14）。

## 第二十一條 全院委員長ハ一會期コトニ開會ノ始ニ於テ之ヲ選舉ス 常任委員長及特別委員長ハ各委員會ニ於テ之ヲ互選ス

- ・全院委員長の選挙は議事日程に掲げ、開院式の翌日午前 10 時よりこれを行うのを例とする（衆先彙纂 133）。
- ・全院委員長は通常議会と臨時議会とを問わず毎会期開会の始めに選挙すべきものであるが、第 32 回、第 34 回及び第 78 回議会においては開院式当日に勅語奉答文議了後、議長は院議に諮い、前期議会に選挙された全院委員長を当期議会において選挙したものと認め、その選挙を省略した（衆先彙纂 134）。
- ・全院委員長の辞任は院議をもってこれを許可する（衆先彙纂 149）。
- ・委員の選挙が終わったときは議長は委員長及び理事互選の日時を指定する。そして常任委員及び開院式勅語奉答文起草の件委員その他審査急を要する特別委員にあつては議長が議場においてその日時を指定するが、その他は議長がその日時を指定し、衆議院公報をもって通知する。各委員は指定の日時に所定の委員室に参集して互選を行う。若し当日これを行うことができないときは議長より更にその日時を指定して互選を行わせるのを例とする。なお委員長の補欠選挙の場合には理事、理事の補欠選挙の場合には委員長において互選の日時を定めるものとする（衆委先彙纂 24）。
- ・常任委員の委員長及び理事互選の期日は第 24 回議会までは委員選挙の当日又は翌日以後で一様でなかったが、第 25 回議会以後は委員選挙の当日これを行う例となった。また特別委員の委員長及び理事互選は委員選挙の翌日これを行うのを例とする。但し会期切迫その他審査が急を要するため、委員選挙の当日においてまた特別の事情があるため委員選挙の翌々日以後においてこれを行ったことがある（衆委先彙纂 25）。
- ・常任委員を前議会通り継続した臨時議会において委員長及び理事互選手続を省略し、前議会の通り継続したことがある（衆委先彙纂 26）。
- ・委員長及び理事互選の場合における投票管理者については別に規定がないので、衆議院規則第 19 条の部長選挙に関する規定に準じ、出席委員中の年長者をもって投票管理者とし、互選事務を管理させるのを例とする。但し委員より推薦された者を投票管理

者としたことがある（衆委先彙纂 27）。

- ・委員長及び理事の互選は衆議院規則第 50 条及び第 51 条に無名投票をもってこれを行うべきことを規定され、当初においては委員長理事共に無名投票をもってその互選を行ったことが多かったが、最近に至っては概ね委員長は推薦により、理事は委員長の指名によることとなった（衆委先彙纂 28）。
- ・委員長及び理事互選の結果は投票管理者より選挙の当日直ちにこれを議長に報告し、議長は当日衆議院公報に掲載してこれを報告する（衆委先彙纂 29）。
- ・委員長よりその職務辞任の申し出があったときは委員会においてこれを決する（衆委先彙纂 33）。

#### 旧衆議院規則第五十條 委員長ハ無名投票ヲ以テ互選シ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

##### 同數者二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

- ・常任委員長及び理事互選の結果は当日衆議院公報をもって報告する（衆先彙纂 141）。
- ・特別委員長及び理事互選の結果は当日衆議院公報をもって報告する（衆先彙纂 148）。
- ・常任委員を前議会通り継続した臨時議会において委員長及び理事互選手続を省略し、前議会の通り継続したことがある（衆委先彙纂 26）。
- ・委員長及び理事互選の場合における投票管理者については別に規定がないので、衆議院規則第 19 条の部長選挙に関する規定に準じ、出席委員中の年長者をもって投票管理者とし、互選事務を管理させるのを例とする。但し委員より推薦された者を投票管理者としたことがある（衆委先彙纂 27）。
- ・委員長及び理事の互選は衆議院規則第 50 条及び第 51 条に無名投票をもってこれを行うべきことを規定され、当初においては委員長理事共に無名投票をもってその互選を行ったことが多かったが、最近に至っては概ね委員長は推薦により、理事は委員長の指名によることとなった（衆委先彙纂 28）。
- ・委員長及び理事互選の結果は投票管理者より選挙の当日直ちにこれを議長に報告し、議長は当日衆議院公報に掲載してこれを報告する（衆委先彙纂 29）。

#### 旧衆規第六十三條 特別委員ノ數ハ九名トス但シ付託事件ノ種類ニ由リ議院ノ決議ヲ以テ之ヲ増加スルコトヲ得

- ・特別委員の員数の増加は 9 の倍数による（衆先彙纂 146）。
- ・特別委員の員数は後にこれを増加することができる（衆先彙纂 327）。
- ・特別委員の名称は委員選定の際、本会議において付託された議案又は事件の件名をもって表示し、付託案件 2 件以上の場合は外何件委員としてこれを表示する。そして付託案件中審査を終り、又は新たに他の案件を併せ付託されても当初の名称を用い、これを変更しない例である。しかし委員併合の場合は名称を変更する（衆委先彙纂 4）。
- ・特別委員の員数は衆議院規則第 63 条により 9 名とする。しかしこれを増加する場合はまた総て 9 の倍数によるのを例とする（衆委先彙纂 5）。
- ・特別委員が既に決定した後、更に他の議案を併託され又は付託議案が重要であるのでその員数を増加したことがある。この場合においてもその増加員数は 9 の倍数による。なお議案の再審査に当たり、委員の員数を増加したことがある（衆委先彙纂 6）。

- ・牽連する議案が異なる特別委員に付託されたため、両委員を併合したことがある。そしてこの場合においては委員の名称を変更した。また同一人で併合の前の各特別委員の委員であった者があったため、その員数に不足を生じたので、議長においてこれを補充した（衆委先彙纂7）。

第四十六条 常任委員及び特別委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第四十二条第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

（第21回国会国会法の一部を改正する法律（昭和30年法律第3号）により改正（昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行））

（理由）第四十一条と第四十二条を入れ換えたこと等に伴う字句の整理である。

第四十六条 常任委員及び特別委員は、各派の所属議員数の比率により、これを各派に割り当て選任する。

前項により委員が選任された後、各派の所属議員数に異動があつたため、委員の各派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第四十一条第一項の規定にかかわらず議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

（第2回国会国会法の一部を改正する法律（昭和23年法律第87号）により改正（昭和23年7月5日公布））

（理由）委員選任後、各派の所属議員数の異動により必要が生じたときは、議長は議院運営委員会の議を経て委員を変更し得ることにした。

第四十六条 常任委員及び特別委員は、各派の所属議員数の比率により、これを各派に割り当て選任する。

（理由）常任委員及び特別委員の割当について、従来からの方法を成文化したものである。

- ・常任委員及び特別委員の選任は、すべて議長の指名によるのであるが、あらかじめ議院運営委員会又は各派協議会において所属議員数の比率により各会派の委員の割当てを決定し、これに基づいて申し出た候補者を委員に指名する。なお、委員の各会派割当数を決定するには、常任委員については各会派の所属議員数を法定議員数で除した比率により、特別委員については各会派の所属議員数を現在議員の総数で除した比率による。常任委員の場合は、議長が会議において指名し、特別委員の場合は、議長が会議において指名するか又は追って指名する。いずれの場合においても当日の衆議院公報をもってその氏名を報告する（衆先114、衆委先12）。
- ・各会派の所属議員数に異動があつたため、議院運営委員会において委員の各会派割当数の変更を決定したときは、委員の異動は、辞任及び補欠選任の方法によって行うのが例である。なお、議長が議院運営委員会の議を経て委員を変更したことがある。第5回国会昭和24年3月22日の議院運営委員会、第5回国会昭和24年5月31日の議院運営委員会（衆先121、衆委先15）。

- ・ 常任委員及び特別委員の補欠選任は、前任者の所属する会派から申し出た候補者を議長が指名するのが例である。各会派の所属議員数の増減その他の理由により、委員の割当数の変更があった場合の補欠選任においては、議長は、新たに委員の割当てを得た会派から申し出た候補者を指名する（衆先 123）。
- ・ 議院運営委員会は、委員の割当てのない小会派の議員が常時出席するのを許可している。ただし、表決に加わることができない（衆先 146）。

## 第二十條 各議院ノ委員ハ全院委員常任委員及特別委員ノ三種トス

全院委員ハ議院ノ全員ヲ以テ委員ト為スモノトス

常任委員ハ事務ノ必要ニ依リ之ヲ數科ニ分割シ負擔ノ事件ヲ審査スル爲ニ各部ニ於テ同數ノ委員ヲ總議員中ヨリ選舉シ一會期中其ノ任ニ在ルモノトス

特別委員ハ一事件ヲ審査スル爲ニ議院ノ選舉ヲ以テ特ニ附託ヲ受クルモノトス

- ・ 常任委員の選挙は議事日程に掲げ、開院式の翌日に全院委員長の選挙に次いでこれを行うのを例とする（衆先彙纂 138）。
- ・ 常任委員は 25 名未満の団体を除いた各派（交渉団体）所属議員数に応じ、按分して各派より予め候補者を申し出させ、これを各部に割り当て、各部において選挙するのを例とする。常任委員は召集日正午現在の所属議員数により割当員数を定めるので、選挙後に所属議員数に異動を生じることがあってもその委員に異動を及ぼさないのは勿論、選挙前に所属議員数に異動があっても委員の割当はこれを変更しないのを例とする。補欠選挙の場合においては前任者の所属交渉団体より予め申し出た候補者を前任者選出の部において選挙する（衆先彙纂 139）。
- ・ 常任委員については臨時議会といえどもこれの選挙をなすべきものであるが、極めて短期の臨時議会においては院議をもって常任委員の選挙、常任委員長及び理事の互選を省略して前期議会通り選挙されたものと決したことがある（衆先彙纂 142）。
- ・ 特別委員の選挙は議長の指名によるのを例とする。その補欠選挙もまた同じである（衆先彙纂 143）。
- ・ 常任委員の選挙は毎会期の始めこれを本会議の議事日程に掲げ、全院委員長の選挙を終わった後、議長は各部員直ちにその部室に参集して常任委員の選挙を行い、その結果を議長に報告すべき旨を宣告する例である（衆委先彙纂 9）。
- ・ 常任委員は議院法第 20 条第 3 項及び衆議院規則第 45 条第 1 項により、各部において同数の委員を総議員中より選挙すべきもので、各部の被選挙人は必ずしもその部の部員であることを要しないものとする。そして第 30 回議会における各派交渉会（大正元年 12 月 27 日）の申合せにより、常任委員は 25 名未満の団体を除いた各派（交渉団体）所属議員数に応じ、按分して各派より予め、候補者を申出させ、これを各部に割当て各部において選挙することとなった。爾来毎会期協議の上この例による。常任委員は召集日正午現在の所属議員数により割当員数を定めるので、選挙後所属議員数に異動を生じることがあってもその委員に異動を及ぼさないのは勿論、召集日正午以後選挙前に所属議員数に異動があっても委員の割当はこれを変更しないのを例とする（衆委先彙纂 10）。
- ・ 特別委員の選挙については、議場において委員を選挙するには少なからざる時間を要

し且つ種々の不便があるので、第 22 回議会以来はすべて議長の指名によることとなった。そして議長が委員を指名するに当たっては交渉団体より予め委員候補者を申出させ、これによって指名する。なお儀礼に関する特別委員は従前より 25 名未満の団体中よりもこれを指名するのを例とする（衆委先彙纂 13）。

- ・特別委員を議長において指名する場合は委員付託を決議した翌日これを行ったことがあるが、第 15 回議会以来は委員付託を決議した当日これを行う例となった（衆委先彙纂 14）。

**第四十七条 常任委員会及び特別委員会は、会期中に限り、付託された案件を審査する。**

常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された案件（懲罰事犯の件を含む。）については、閉会中もなお、これを審査することができる。

前項の規定により懲罰事犯の件を閉会中審査する場合においては、その会期中に生じた事犯にかかるものでなければならない。

第二項の規定により閉会中もなお審査することに決したときは、その院の議長から、その旨を他の議院及び内閣に通知する。

（第 28 回国会国会法等の一部を改正する法律（昭和 33 年法律第 65 号）により改正（昭和 33 年 4 月 18 日公布、第 29 回国会召集日から施行））

（理由）懲罰事犯の件についても、院議により閉会中審査に付し得ることにした。

**第四十七条 常任委員会及び特別委員会は、会期中に限り、付託された案件を審査する。**

常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された案件については、閉会中もなお、これを審査することができる。

前項の規定により閉会中もなお審査することに決したときは、その院の議長から、その旨を他の議院及び内閣に通知する。

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）字句を整理するとともに、閉会中審査するに決した案件を、他の議院及び内閣に通知すべきことを明らかに規定した。

**第四十七条 常任委員会及び特別委員会は、会期中に限り、付託された事件を審査する。**

常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された事件については、閉会中もなお、これを審査することができる。

（理由）常任委員会及び特別委員会は、原則として、会期中に限り活動することにし、各議院で特に議決された事件については、閉会中もこれを審査し得ることにした。年来唱えられていた常置委員会に代るものとして、閉会中の活動を認めたものである。

- ・常任委員会及び特別委員会が閉会中もなお審査を行うには、会期の終わりに各委員会からその決議により、それぞれ閉会中審査しようとする案件を文書をもって議長に申し出て、議長がこれを議院に諮って議決する。なお、短期の臨時会において、各委員会からの申出の手続を経ることなく、議院運営委員会の決定に基づき、議長が前国会において議決した案件と同一の案件につき各委員会において閉会中審査することを議院に諮ったことがある。また、特定の案件について委員会からの申出のない場合等において、議

院運営委員会の決定に基づき、所管の委員会において閉会中審査することを議決したことがある。なお、不当財産取引調査、考査、行政監察等の特殊な特別委員会は、それぞれその設置に関する決議により、閉会中もなお開会することができる権限が与えられていたので、これらについては、会期末に改めて閉会中の議決はなされなかった(衆先 137、衆委先 274)。

- ・会期終了日における参議院の審議状況等の関係から、委員会の審査を終了した法律案又は委員会から提出した法律案が、議院運営委員会の決定により議長発議をもって議院に諮り、議院の議決でその委員会に閉会中審査案件として付託されたことがある(衆先 137、衆委先 275)。
- ・議院の議決により、常任委員会及び特別委員会が閉会中もなお案件を審査することに決したときは、直ちにその旨を参議院及び内閣に通知する(衆先 192)。
- ・懲罰事犯の件を閉会中審査した場合は、第 33 回(臨時)国会昭和 34 年 12 月 26 日にある(衆先 397、衆委先 163)。
- ・委員会が、閉会中に、閉会中審査案件に関して法律案を起草し、その案を添えて閉会中審査報告書を提出したことがある(衆委先 276)。
- ・閉会中審査の議決が本会議において行われなかった場合において、緊急の必要がある場合等に、各会派の協議により、常任委員の協議会を開いたことがある。また、第 38 回国会閉会中昭和 36 年 7 月 4 日の議院運営委員会理事打合会の決定により、災害対策協議会を設置し、台風及び集中豪雨等による災害対策について協議した(衆委先 277)。

**衆規第四十一条 委員会は、議院の会議中は、これを開くことができない。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。**

- ・会議開会中に委員会を開く場合には、その当日、議長の許可を受ける。委員長から議院の会議開会中に委員会を開くことの許可を求めたときは、議長は、おおむねこれを許可するのが例である。ただし、重要議案が上程される時、又は会議が定足数を欠くおそれのあるとき等には、議長は、全部の委員会に対し、あるいは一部を除いてその他の委員会に対して、その許可を与えず又は許可を取り消すことがある(衆先 125、衆委先 34)。

**衆規第四十三条 委員会は、小委員会を設けることができる。**

- ・小委員会は、委員会において必要があるとき、その決議により、議案及び請願の審査又は特定事項の調査若しくは法律案、修正案等の起草をするため、これを設ける。なお、閉会中審査を行うため設けたこともある(衆委先 222)。
- ・小委員の員数は、小委員会設置のときに委員長の発議若しくは委員の動議により委員会の議決でこれを定めるのが例であるが、その決定を委員長に一任したこともある。また員数が決定した後、これを増加したことがある。なお、小委員の各会派割当ては、各会派所属議員数の比率によるのが例であるが、これによらないで割り当てたこともある(衆委先 223)。
- ・小委員及び小委員長の選任は、委員会の決議により委員長の指名に一任するのが例である。また、小委員及び小委員長の補欠選任については、あらかじめ委員会の決議により委員長の指名に一任するのが例である。なお、小委員会において小委員長を互選したことがある(衆委先 224)。

- ・小委員長に事故があるときは、小委員の中から小委員長代理を選定する。小委員長代理の選定は、小委員長の指名によるのが例であるが、小委員の協議によったこともある（衆委先 225）。
- ・小委員及び小委員長の辞任は、あらかじめ委員会の決議により、その許可を委員長に一任するのが例であるが、委員会に諮ってこれを決し、許可したことがある（衆委先 226）。
- ・小委員会を設置した後、委員会の決議により、これを併合し、廃止し、又はその名称を変更したことがある（衆委先 227）。
- ・同一の委員会に設置された数個の小委員会が連合会を開いたことがある（衆委先 228）。
- ・小委員会が議事を開き議決するには、委員会の例にならい、その小委員の半数以上の出席を要する（衆委先 229）。
- ・委員長が小委員会に出席して質疑又は説明のため発言した事例は少なくない（衆委先 50）。
- ・議院運営委員会においては、毎会期の始め又は必要の都度小委員会を設置している。その小委員は、おおむね 10 人以内で各会派の所属議員数の比率によって委員長の指名により選任されるのが例であり、委員長が小委員に加わることもある。また、小委員の割当てのない会派の議院運営委員には、オブザーバーとして小委員会に常時出席するのを許可している。小委員会の開会については、小委員長があらかじめ日時を指定し、公報に記載して通知するのが例であるが、緊急の場合には当日小委員に通知して開会している（衆先 145）。

衆規第六十五条 委員会が閉会中審査をする場合には本章の規定を準用する。

衆規第九十四条 常任委員会は、会期中に限り議長の承認を得てその所管に属する事項につき、国政に関する調査をすることができる。

常任委員会が議長の承認を求めるとする事項、目的、方法及び期間等を記載した書面を議長に提出しなければならない。

議長は、前項の要求を承認したときは、これを議院に報告しなければならない。

- ・常任委員会は、会期の始めに、その所管に属する事項につき、書面をもって議長に対し、国政に関する調査の承認を求めるとするのが例である。なお、会期の半ばにおいて、新たに又は追加して国政に関する調査の承認を求めたことがある（衆委先 179）。
- ・常任委員会から国政調査承認要求書が提出されたときは、議長は、第 1 回（特別）国会以来第 9 回（臨時）国会までは議院運営委員会に諮問し、その答申に基づいて承認していた。しかし、第 10 回国会、昭和 25 年 12 月 10 日の議院運営委員会において、今後、特別の場合を除き、議院運営委員会に諮問することなく議長限りにおいて承認すべきものと決定したので、以後これによっている（衆先 129）。
- ・常任委員会は、特別委員会に付託された案件と内容を同じくする事項については、国政調査を行わない。従って、既に国政調査の承認を得た後、その事項と内容を同じくする案件が特別委員会に付託された場合においては、常任委員会は、その後、その事項については国政調査を行わない（衆委先 180）。

第二十五条 各議院ハ政府ノ要求ニ依リ又ハ其ノ同意ヲ經テ議會閉會ノ間委員ヲシテ議案ノ審査ヲ繼續セシムルコトヲ得

- ・継続委員を設くるの動議は先決問題として、先だちて採決する（衆先彙纂 378 第 1(10)）。



旧衆規第五十三條 委員會ハ議院ノ會議時間ニ於テ之ヲ開クコトヲ得ス但シ議院ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第五十一條 委員會ハ議院ノ會議時間ニ於テ之ヲ開クコトヲ得ス但シ議院ノ許可ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

- ・ 全院委員會開会中に特別委員會開会のため同委員の退席の請求があつたので、全院委員長は委員會に諮ってこれを許可した（衆先彙纂 158）。
- ・ 本會議中に委員會を開会しようとするときは常任委員會であると特別委員會であるとを問わずその都度議院の許可を受けることを要するが、予算委員會のように審査期限があるものその他緊急を要するもの又は重要な議案の委員會で連日開会を必要とするときは予め総括的に議院の許可を得て議院の會議時間中においてもこれを開くのを例とする。但し会期が 3 分の 2 を経過するときは議長がこれを許可する。臨時議會は会期が短いので従来会期の始めにおいて委員會は本會議中といえども隨時開会できることを議決するのを例とする（衆先彙纂 159、衆委先彙纂 53、54）。
- ・ 本會議中に委員會を開こうとするため委員長より議院の許可を請求し、院議これを許可しないときといえども時を隔て再びこの請求をすることを妨げない（衆先彙纂 160）。

第四十八條 委員長は、委員會の議事を整理し、秩序を保持する。

(理由) 貴族院規則第十八條及び旧衆議院規則第二十九條の規定に相当するものであるが、委員長の権限として法律に規定するのが適當であると考えられるので、本條を設けた。

- ・ 休憩又は散会は、委員長において必要と認めるときこれを宣告するのが例であるが、委員會に諮ってこれを決したこともある。なお、委員會の議事を整理しがたいとき又は懲罰事犯がある場合は、委員長においていつでも休憩を宣告し又は散会を宣告する（衆委先 39）。
- ・ 委員會の開会又は再開が違法であり、その際行われた議事又は議決が無効であると、議長が裁定をしたことがある（衆先 136、衆委先 40）。
- ・ 委員會において発言しようとするときは、その都度、委員長の許可を受けることを要する。許可を受けないで発言しようとする者があるときは、委員長はこれを制止する（衆委先 41）。
- ・ 委員會において、委員等が発言の都合上、図表、地図、物品等の提示又は掲示をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を受ける。この場合において、委員長は、議事の整理又は秩序保持のため不適當と認めるときは、これを許可しない（衆委先 70）。

衆規第六十六條 委員長は、委員會の議事を整理し、秩序を保持し、委員會を代表する。

- ・ 委員會において発言しようとするときは、その都度、委員長の許可を受けることを要する。許可を受けないで発言しようとする者があるときは、委員長はこれを制止する（衆委先 41）。
- ・ 委員席は、委員長が会派別に定めるのが例である（衆委先 61）。
- ・ 委員會において、委員等が発言の都合上、図表、地図、物品等の提示又は掲示をしよう

- とするとき、あらかじめ委員長の許可を受ける。この場合において、委員長は、議事の整理又は秩序保持のため不相当と認めるときは、これを許可しない（衆委先 70）。
- ・委員会において審査すべき案件が数個あるときは、これを議題とすべき順序は、委員長が定めるのが例である。なお、委員会に諮って決したこともある（衆委先 79）。
  - ・数個の議案が同趣旨であるときは、一括して議題とし、審査するのが例である。また、互いに関連するときも同様である（衆委先 80）。
  - ・審査事項に先立って議決する必要がある動議は、先決問題とし、審査事項に直接の関係を有すると否とを問わず、直ちにこれを議題とする。審査方針に関する動議、数案を一括して議題とするの動議、趣旨説明聴取省略の動議、秘密会とするの動議、議事延期又は議決延期の動議、質疑終局又は討論終局の動議、休憩の動議、散会の動議、委員長の信任又は不信任に関する動議等はいずれも先決動議である（衆委先 91）。
  - ・数個の先決動議が提出されたときは、その採決の順序は、各動議の性質により、委員長がこれを定める（衆委先 93）。

**衆規第六十七条 委員長は、委員会の開会の日時を定める。**

委員の三分の一以上から要求があつたときは、委員長は、委員会を開かなければならない。

- ・委員会開会の日時及び委員室並びに会議に付する案件は、衆議院公報をもって通知するのが例である。ただし、特別委員会が委員選任の当日委員長を互選するために開会するときは、他の方法により各委員に通知して開会する。なお、公報をもって開会の通知をするいとまのなかった場合、委員会において翌日の開会を宣告し、これに基づいて開会したことがある（衆委先 33）。
- ・日曜日その他の休日には、委員会を開かないのが例である。ただし、審査が急を要するとき又は会期の終了日が切迫している場合等において委員会を開いたことがある（衆委先 35）。
- ・委員会の開会又は再開が違法であり、その際行われた議事又は議決が無効であると、議長が裁定をしたことがある（衆先 136）。
- ・委員会開会の要求は、委員の 3 分の 1 以上の連名で、文書をもって、委員長に要求するのが例である（衆委先 37）。
- ・委員会開会の要求があつたときは、委員長は委員会を開かなければならないが、委員会開会の要求に日時の指定がない場合はもとより、日時の指定がある場合においても、開会の日時は、委員長がこれを定める（衆委先 38）。

**衆規第六十七条の二 議院運営委員長は、特に緊急の必要があるときは、会期中、何時でも、委員会を開くことができる。但し、議院の会議中は議長の許可を要する。**

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

- ・議院運営委員長は、会期中、緊急の必要があるときは、いつでも委員会を開会する。公報に開会通知を記載することなく即日開会してことがあり、委員会散会后に同日再び開会したことがある（衆先 147）。

**衆規第七十一条 委員が国会法又はこの規則に違ひその他委員会の秩序をみだし又は議院の品位を傷つけるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に**

従わないときは、委員長は、当日の委員会を終るまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- ・委員が議題外にわたり若しくは許可の範囲を超え又は議事の進行を阻害するものと認め、委員長が注意をし又はその発言の中止を命じたことがある（衆委先 62）。
- ・不穏当と認める発言に対しては、委員長は注意をし又は取消しを命ずる。なお、不穏当と認められる言辞について、発言者が自ら取消したことがある（衆委先 63）。
- ・制止の命に従わない委員に対し、委員長が退場を命じたことがある（衆委先 64）。

**衆規第七十二条** 委員長は、委員会の議事を整理しがたいとき又は懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し又は散会することができる。

- ・休憩又は散会は、委員長において必要と認めたときこれを宣告するのが例であるが、委員会に諮ってこれを決したこともある。なお、委員会の議事を整理しがたいとき又は懲罰事犯がある場合は、委員長においていつでも休憩を宣告し又は散会を宣告する（衆委先 39）。

**旧衆規第二十九條** 委員長ハ委員會ノ會議ヲ整理シ秩序ヲ保持ス

- ・委員会において発言しようとするときはその都度委員長（主査、小委員長）の許可を受けることを要する。発言に際し許可を受けなかったときは、委員長（主査、小委員長）はこれを中止する（衆委先彙纂 66）。
- ・休憩は委員長（主査、小委員長）が必要と認めたときにこれを宣告するのが例とするが、委員会（分科会、小委員会）に諮ってこれを決したことがある（衆委先彙纂 63）。
- ・委員会における散会に関しては別に規定がなく委員長（主査、小委員長）が必要と認めたときにこれを宣告し、又は委員会（分科会、小委員会）に諮ってこれを決する（衆委先彙纂 64）。
- ・従来委員会における発言は予め通告することなく直ちに委員長にこれを要求したが、近來質疑、討論、議事進行その他の発言要求が多数に上るので、予め発言の通告をさせ、その通告の順序によってこれを許可し、同種の発言要求の間にあつては通告なき発言の要求は通告をした者の発言が終わった後、これを許可する例となった。但し発言に関連する事項に関しては通告の順序に拘らずこれを許可したことがある（衆委先彙纂 67）。
- ・委員会において発言通告が多数に上るときは理事の協議をもって委員長がその発言順位を定める（衆委先彙纂 68）。
- ・予め通告をしないで発言の要求をする者が同時に 2 名以上あるときは、委員長において先要求者と認めた者を順次発言させるのを例とする（衆委先彙纂 69）。
- ・議事進行に関する発言又は委員の身上に関する発言と雖も直ちに処理を要するものの外、その発言を許可する時機は委員長の決するところによる。そして議事進行の発言を求める場合は予めその要旨を記載して委員長に提出するのが例とする（衆委先彙纂 70）。
- ・発言が議題外若しくは許可の範囲外の事項に涉り、又は議事の進行を阻害するものと認めるときは委員長は注意をし、又はその発言を中止する（衆委先彙纂 71）。
- ・委員会において必要あるときは付託を受けた議案の提出者に出席説明を求めることは少なくない（衆委先彙纂 76）。
- ・議案提出者より出席説明をすることの要求があるときは委員長においてこれを許可し、

- 又は委員会に諮ってこれを許可するのを例とする（衆委先彙纂 77）。
- ・ 建議委員会においてはその審査の日時、審査日程及び提出者の出席説明を促す通知を衆議院公報に掲載し、審査の際その説明を求めるのを例とする（衆委先彙纂 78）。
  - ・ 国務大臣及び政府委員と雖も委員会において発言をするにはその都度委員長の許可を受けることを要する（衆委先彙纂 86）。
  - ・ 委員の発言で不穏と認めるものに対しては委員長（主査、小委員長）が注意をし、又は取り消しを命じる。また不穏と認められる言辞に付き発言者より取消した事例は少なくない（衆委先彙纂 101）。
  - ・ 委員長の取消の命に応じなかった委員の発言を禁止した（衆委先彙纂 102）。
  - ・ 傍聴中の議員で秩序を紊す言動があったため、退場を命じられたことがある（衆委先彙纂 103）。
  - ・ 政府提出案については委員会において審査開始の際、国務大臣若しくは政府委員より先ず議案提出の趣旨を弁明するのを例とする。但しこれを省略して直ちに質疑又は討論に入ったことがある（衆委先彙纂 128）。
  - ・ 議員提出案については審査の始めにおいて提出者が委員長の許可を得て、又は委員会の請求により委員会に出席してその趣旨を弁明するのを例とする。但し議案が輻輳又は会期切迫等のため、趣旨弁明を省略して直ちに質疑又は討論に入ったことがある（衆委先彙纂 129）。
  - ・ 貴族院提出案については提案理由の説明がなく、その議案に対する政府の意見を聴いた後、質疑をするのを例とする（衆委先彙纂 130）。
  - ・ 委員会において質疑をするにあたっては議案の大体に付き又は逐条により若しくは項目を定めてこれをする（衆委先彙纂 131）。
  - ・ 質疑が終了したと認めるときは委員長（主査）において質疑終局の宣告をするのを例とするが、委員会（分科会）に諮ってこれを決したことがある。但し質疑通告者総ての質疑を終らないにかかわらず質疑を終局しようとするときは、委員長より発議し又は動議に基づき委員会（分科会）に諮ってこれを決するものとする（衆委先彙纂 132）。
  - ・ 政府提出案については会議の始めにおいて国務大臣若しくは政府委員よりその趣旨を弁明し、そして委員よりこれに対し質疑をした後、討論に入るのを例とする。但し質疑を省略して直ちに討論に入ったことがある（衆委先彙纂 133）。
  - ・ 議員提出案については提出者若しくは政府委員に質疑をし、然る後その討論に入るのを例とする（衆委先彙纂 134）。
  - ・ 予算案であるとその他の議案であるかを問わず、討論は議案全部を議題としてこれをするのを例とするが、議案が浩瀚であるか若しくは重要であるときは項目別に又は逐条により討論をしたことがある（衆委先彙纂 135）。
  - ・ 議案は討論の後これを議決するのを例とするが、別に異議なしと認めたとき、会期切迫の場合若しくは簡単な議案については委員長の発議又は動議に基づき会議に諮ってその討論を省略し、直ちに議決したことがある（衆委先彙纂 136）。
  - ・ 討論が尽きたと認めたときは委員長（主査）は討論終局の宣告をし、又は委員会（分科会）に諮ってこれを決する。但し討論通告者全部の討論を終らないにかかわらず、討論

- を終局しようとするときは委員長より発議し又は動議に基づき委員会（分科会）に諮ってこれを決するものとする（衆委先彙纂 137）。
- 数個の議案が同一委員に併せ付託されたときは、委員長において又は委員会に諮って先ず議題に供すべき順序を定める（衆委先彙纂 139）。
  - 同一委員に付託された政府提出案と議員提出案とが同趣旨であるとき又は数個の議員提出案が同趣旨であるときは、一括してこれを議題に供し、その孰れかの一案を主とし又は各案を共に審査する。なお政府提出案と議員提出案と同趣旨であるとき、政府提出案のみを議題に供し審査したことがある。また貴族院提出案と議員提出案とが同趣旨であるときは貴族院提出案を主として審査する（衆委先彙纂 140）。
  - 同一委員に付託された数個の議案が相互に牽連する場合は各案を一括して議題に供し、これを審査するのを例とする（衆委先彙纂 141）。
  - 委員に付託された議案が他の議案に牽連するため、付託を受けた議案の審査を一時延期したことがある（衆委先彙纂 142）。
  - 委員会において付託を受けた議案と牽連する議案が提出されるまでこの審査を延期し、牽連議案の提出された後、その委員会に併せ付託されるのを待って、この審査をしたことがある。また既に提出された牽連議案の付託されるまで、委員会の審査を延期しその併託されるのを待ってこの審査をしたことがある（衆委先彙纂 143）。
  - 牽連する議案は同一委員に併せ付託されるのを例とするが、別個の委員に付託されたため両委員会合会してその審査をしたことがある（衆委先彙纂 144）。
  - 数分科の所管に互る議案は主たる事項の属する分科において審査するのを例とするが、両分科会合会して審査をしたことがある（衆委先彙纂 145）。
  - 審査事項の範囲が広いため、便宜上委員において分担して審査をさせたことがある（衆委先彙纂 146）。
  - 常任委員会及び特別委員会における修正の動議その他の動議の成立については別に規定がないが、全院委員会の規定に準じ、一人以上の賛成をもって成立したものと認めるのを例とする（衆委先彙纂 168）。
  - 審査事項に先だち議決の必要がある動議は先決問題とし、審査事項に直接の関係を有すると否とを問わず、直ちにこれを議題とすべきものとする。例えば審査方針に関する動議、数案を一括して議題となすの動議、趣旨弁明省略の動議、秘密会を開くの動議、速記中止の動議、議事又は議決延期の動議、質疑若しくは討論終局の動議、直ちに採決をなすの動議、採決延期の動議、採決方法に関する動議、休憩の動議、散会の動議等の如きはいずれも先決動議とする（衆委先彙纂 169）。
  - 先決問題であるべき数個の動議が成立したとき、表決に付すべき順序は各動議の性質に依り、委員長がこれを定めるものとする（衆委先彙纂 170）。
  - 動議の撤回は提出者全部よりこれを請求することを要するが、賛成者の同意は要しない（衆委先彙纂 171）。
  - 動議はその提出者より撤回の要求あるときは議題となったと否とに拘らずこれを許可するのを例とする（衆委先彙纂 172）。
  - 委員会における修正の動議については別に規定がないが、その案を具して提出するのを

例とする（衆委先彙纂 173）。

- ・議案修正の範囲は頗る広範で、字句の修正は勿論、議案を分割若しくは併合し、又はその内容を変更、拡張若しくは縮小し、又は種別若しくは表題を変更するのはすべてこれを修正と認める。議案を分割した例、数議案を併合した例には政府提出法律案と政府提出法律案とを併合したもの、政府提出法律案に実質において議員提出法律案の内容を包含させて修正議決したもの、数個の議員提出法律案を併合したもの、議員提出法律案と建議案とを併合して建議案としたもの、数個の建議案を併合したもの、建議案と決議案とを併合して建議案としたものがあり、議案の内容を変更した例、議案の種別を変更した例には上奏案を建議案としたものがあり、また議案の表題のみを変更した例がある（衆委先彙纂 174）。
- ・分科又は小委員の報告が修正であるときは別に賛成者を要しないで、これを修正案と認めるのを例とする（衆委先彙纂 175）。
- ・委員会において修正案原案共に過半数の賛成を得られない場合に廃棄すべからざるものと決したときは、衆議院規則第 127 条に準じ小委員を設け、又は委員の協議をもって案を起草させ、これを議題に供するのを例とする（衆委先彙纂 176）。
- ・修正案原案共に過半数の賛成を得られない場合に廃棄すべからざるものと決したときは小委員を設け、又は委員の協議をもって案を起草させるのを例とする。そしてこの場合において先に否決された修正案又は原案と同一の内容を有する案を起草したことがある。そしてこれを議題に供し可決した（衆委先彙纂 177）。
- ・委員会の審査に必要な参考資料を政府に要求するには委員会議中に出席国务大臣又は政府委員に対して直接委員又は委員長よりこれを要求するのを例とするが、委員会において決議し、議長を経由して要求したことがある。また委員会議以外において委員長が口頭又は書面をもってこれを政府に要求したことがある（衆委先彙纂 268）。
- ・第 14 回議会以来衆議院公報を発行し、議院に関する諸般の事項を掲載してこれを議員に配付する。そして委員会及び部会に関しては部長及び理事互選、部会の開会及びその経過並びに結果、常任委員及び特別委員選挙、委員長及び理事互選、委員会開会並びにその経過結果等を掲載する（衆委先彙纂 269）。

#### 旧衆規第五十二條 議院ニ於テ委員會ノ期日ヲ指定セサルトキハ委員長之ヲ定ム

- ・委員会開会の日時は院議をもってこれを指定しない限り委員長においてこれを定めるものであるが、委員長及び理事互選の日時は議長においてこれを指定する。そして開院式勅語奉答文起草の件委員会は毎会期議長が議場において委員を指名した際に直ちに委員長及び理事互選を行い、引き続き文案を起草すべきことを命じる。また審査が急を要する案件についても議長が委員を指名の際に委員長及び理事互選に引き続き審査に着手すべきことを命じたことがある。なお会期が切迫した場合又は特別の事由があるときは議長において委員会開会の日時を指定したことがある。この場合は衆議院公報をもって通知する（衆先彙纂 161）。
- ・日曜日及び祝祭日には委員会を開かないのを例とする。但し審査が急を要するとき又は会期切迫する場合においてはこれを開いたことがある（衆委先彙纂 55）。
- ・院議による議院の休会中は委員会もまた開会しないのを例とするが、特別の事由がある

ため開会したことがある（衆委先彙纂 56）。

- ・委員長及び理事互選の当日は審査に入らない例であるが、会期切迫するときその他審査が急を要するときは互選に次いで審査に入ったことは少なくない。この場合においては議長の指定又は委員会の決議による（衆委先彙纂 57）。
- ・委員会開会の日時は本会議においてこれを指定しない限り、委員長（主査、小委員長）がこれを定めるものとする。但し委員会（分科会、小委員会）に諮ってこれを定めたことがある（衆委先彙纂 58）。
- ・委員会開会の日時は議院において指定しない限り、委員長がこれを定めるのを例とするが、重要な議案で審査が急を要するため又は会期切迫するため議長においてその開会日時を指定したことがある。この場合においても衆議院公報をもって通知するのを例とする。但しその違がないとき議長が議場においてこれを指定したことがある（衆委先彙纂 59）。
- ・予算、決算、請願及建議の各委員会においては審査日割りを定めるのを例とする（衆委先彙纂 60）。

**第四十九条** 委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

（理由）議院法第二十二條の規定に相当するものであり、委員会の定足数について規定した。

- ・委員会の開会又は再開が違法であり、その際行われた議事又は議決が無効であると、議長が裁定をしたことがある（衆先 136）。

**衆規第四十四条** 委員会は、議案が付託されたときは、先ず議案の趣旨についてその説明を聴いた後、審査に入る。

- ・議案が委員会に付託されたときは、内閣提出議案については国务大臣等から、議員発議の議案については発議者から、参議院提出法律案についてはその委員長、調査会長若しくはそれらの代理者又は発議者から、また予備審査のため参議院から送付された法律案については発議者から、それぞれ議案の趣旨について説明を聴いた後、質疑に入るのが例であるが、趣旨説明を聴取し後会に継続した議案等については、委員会に諮った後、その趣旨説明の聴取を省略した事例は少なくない（衆委先 81）。
- ・総予算の審査は、本会議において国务大臣の演説に対する質疑が終了した後、これを開始するのが例である（衆委先 131）。

**衆規第四十五条** 委員は、議題について、自由に質疑し及び意見を述べることができる。

委員から発言を求めたときは、その要求の順序によつて、委員長がこれを許可する。

委員から発言の順序について、異議の申立があるときは、委員長は、これを委員会に諮らなければならない。

- ・委員会において発言しようとするときは、その都度、委員長の許可を受けることを要する。許可を受けないで発言しようとする者があるときは、委員長はこれを制止する（衆委先 41）。
- ・委員の発言を許可する順序については、理事の協議に基づいてあらかじめ定めた発言の

順位によって許可するのが例である。また、あらかじめ通告させてその順序によって許可することもあり、あるいは要求の順序によって許可することもある。発言の順位を定める場合においては、質疑については各会派の所属議員数の比率を考慮して定めることが多く、討論については反対賛成にかかわらず又は反対賛成交互に、いずれも所属議員数の多少による会派の順序によって定めることが多い（衆委先 42）。

- ・議事進行に関する発言又は委員の身上に関する発言は、直ちに処理する必要があると認めたもののほかは、これを許可する時機は委員長が決する。なお、議事進行の発言を求める場合には、あらかじめその要旨を委員長に申し出るものとする（衆委先 43）。
- ・委員会において質疑を行うに当たっては、案件の全部について行うのが例である。なお、逐条により、又は項目別に行ったこともある（衆委先 84）。
- ・質疑が終わったものと認めたときは、委員長において質疑の終局を宣告するのが例であるが、委員会に諮ってこれを決したこともある。なお、質疑通告者の質疑が全部は終わらないにかかわらず質疑を終局しようとするときは、委員の動議又は委員長の発議に基づき、委員会に諮って質疑の終局を決する（衆委先 85）。
- ・討論は、案件について質疑が終局した後、これに入るのが例である。ただし、質疑を省略して直ちに討論に入ったことがある（衆委先 86）。
- ・討論は、案件の全部についてこれを行うのが例である（衆委先 87）。
- ・討論が終わったものと認めたときは、委員長において討論の終局を宣告するのが例であるが、委員会に諮ってこれを決したこともある。なお、討論通告者の討論が全部は終わらないにかかわらず討論を終局しようとするときは、委員の動議又は委員長の発議に基づき、委員会に諮って討論の終局を決する（衆委先 88）。
- ・案件は、討論の後これを採決するのであるが、案件の内容が簡単であること等のため討論の申出がない場合においては、委員長からその旨を告げ、討論を行わないで直ちに採決するのが例である。なお、この場合に委員会に諮って討論を行わないで直ちに採決したこともある（衆委先 89）。
- ・委員から提出された修正案について、その提出者に対し質疑を行ったことがある。なお、修正案について、国務大臣等に対してその意見を求めることも少なくない（衆委先 100）。
- ・修正案は、原案と一括して討論に付するのが例である。ただし、原案と別に討論を行ったことがある（衆委先 101）。
- ・予算委員会は、総予算の審査については、まず委員会において基本的質疑を、続いて一般的質疑を行った後、分科会において細目にわたる質疑を行い、更に委員会を開いて締めくくり質疑を行い、討論の後、これを議決するのが例である（衆委先 132）。
- ・予算の編成替えを求める動議については、本案と併せて討論を行うのが例である。なお、本案と別に討論を行ったこともある（衆委先 136）。

**衆規第四十五条の二 委員会が審査又は調査を行うときは、政府に対する委員の質疑は、国務大臣又は内閣官房副長官、副大臣若しくは大臣政務官に対して行う。**

（第 166 回国会 衆議院規則の一部を改正する規則（平成 19 年 1 月 25 日可決））

（要旨）防衛庁の防衛省への移行に伴い、副大臣及び大臣政務官に係る規定を整理した。

**衆規第四十五条の二 委員会が審査又は調査を行うときは、政府に対する委員の質疑は、**



国務大臣又は内閣官房副長官、副大臣（法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。以下同じ。）若しくは大臣政務官（長官政務官を含む。以下同じ。） に対して行う。

（第 145 回国会 衆議院規則の一部を改正する規則（平成 11 年 7 月 13 日可決）、（国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成 11 年法律第 116 号）第 4 条の規定の施行の日）内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）施行の日から施行（平成 13 年 1 月 6 日））

（要旨）政務次官に代えて、副大臣及び大臣政務官が設置されることに伴う所要の改正をした。

衆規第四十五条の二 委員会が審査又は調査を行うときは、政府に対する委員の質疑は、国務大臣又は内閣官房副長官若しくは政務次官に対して行う。

（第 145 回国会 衆議院規則の一部を改正する規則（平成 11 年 7 月 13 日可決）、（国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成 11 年法律第 116 号）第 2 条の規定の施行の日）第 146 回国会召集の日から施行（平成 11 年 10 月 29 日））

（要旨）政府委員制度を廃止することに伴い、政府に対する委員の質疑について規定した。

衆規第四十五条の三 委員会は、前条の規定にかかわらず、行政に関する細目的又は技術的事項について審査又は調査を行う場合において、必要があると認めるときは、政府参考人の出頭を求め、その説明を聴く。

（第 145 回国会 衆議院規則の一部を改正する規則（平成 11 年 7 月 13 日可決）、（国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成 11 年法律第 116 号）第 2 条の規定の施行の日）第 146 回国会召集の日から施行（平成 11 年 10 月 29 日））

（要旨）政府委員制度を廃止することに伴い、政府参考人について規定した。

- ・政府特別補佐人以外の政府職員その他政府関係機関の役員又は職員等から、委員会が説明を聴取する必要があるときは、政府参考人としてその出席説明を求めるのが例である（衆委先 57）。

衆規第四十六条 委員会は、審査又は調査中の案件に関して、委員でない議員に対し必要と認めるとき、又は委員でない議員の発言の申出があつたときは、その出席を求めて意見を聴くことができる。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

衆規第四十六条 委員会は、その付託を受けた事件に関して意見を有する議員があるときは、その出席を求め、意見を聴くことができる。

- ・委員でない議員に対し必要と認め、その出席を求めて意見を聞いたことがある（衆委先 52）。
- ・委員でない議員から、出席発言の申出があり、委員会がこれを許可したことがある。なお、議院運営委員会において、同委員の割当てのない会派の議員に対し常時その出席発言を許可するに決したことがある（衆委先 53）。

衆規第四十七条 議案を修正しようとする委員は、予め修正案を委員長に提出しなければならない。

前項の修正案が法律案に対するもので、予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものについては、修正の結果必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))

(要旨) 国会法第五十六条の改正により、予算を伴う法律案を發議するには五十人以上の賛成者を要することとなったのに伴い、予算を伴う法律案を發議する際にはその法律施行に関して必要な経費を明らかにした文書を添付させることにし、委員会において予算の増額を伴う修正案又は予算を伴うこととなる修正案を提出する場合についても同様の要件を定めた。

衆規第四十七条 議案を修正しようとする委員は、予め修正案を委員長に提出しなければならない。

- ・修正の動議は、原案の討論に入るまでに提出するのが例である (衆委先 96)。
- ・議員發議の法律案に対し、その發議者である委員が修正の動議を提出したことがある (衆委先 97)。
- ・議案修正の範囲は広範であって、字句を修正し、又は議案の内容を変更するのはもとより、議案を併合し又は題名を変更するのはすべて修正の範囲内である (衆委先 98)。
- ・委員会から、数議案を併合し一案として修正議決すべきものとの報告があり、会議において委員会の報告のとおり議決したことがある (衆先 319)。
- ・議案に対し委員から修正案が提出されたときは、討論に入るまでに提出者からその趣旨説明を求めるのが例である。なお、修正案の内容が簡単な場合等において、その趣旨説明の聴取を省略したことがある (衆委先 99)。
- ・原案の一部修正を内容とする修正案が可決されたときは、その修正部分を除いて原案について採決する。ただし、原案の全部修正を内容とする修正案が可決されたときは、改めて原案について採決しない (衆委先 117)。
- ・予算委員会において、内閣に予算の編成替えを求める動議を可決したことがある (衆委先 135)。
- ・予算総額の範囲内において、ある款項の金額を減額し、ある款項の金額を増額する修正を行ったことがある (衆委先 137)。
- ・特別会計予算の予算総額を増額する修正を行ったことがある (衆委先 138)。
- ・政府関係機関予算の予算総額を増額する修正を行ったことがある (衆委先 139)。

衆規第四十七条の二 委員長の信任又は不信任に関する動議を發議するには、委員の五分の一以上の賛成を要する。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))

(要旨) 委員会における委員長の信任又は不信任に関する動議の發議については、議院構成上の最高機関に対するものであり、特に慎重を期すべきであるので、委員の五分の一以上の賛成者を必要とすることにした。

- ・委員長の信任又は不信任に関する動議の議事については、委員長の指定する理事が委員

長の職務を行うのが例である（衆委先 29）。

- ・委員長が信任又は不信任に関する動議を決議するには、委員の五分の一以上の賛成者と連署して、文書をもって、これを行う（衆委先 92）。
- ・動議の撤回は、発議者の全部からこれを請求しなければならないが、賛成者の同意を要しない（衆委先 94）。

**衆規第四十八条 委員会、小委員会を設けて修正案を審査させることができる。**

- ・小委員会は、委員会において必要があるとき、その決議により、議案及び請願の審査又は特定事項の調査若しくは法律案、修正案等の起草をするため、これを設ける。なお、閉会中審査を行うため設けたこともある（衆委先 222）。

**衆規第四十九条 委員長が自ら討論しようとするときは、理事をして又は委員の中から代理者を指名し、委員長席に着かせなければならない。**

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

**衆規第四十九条 委員長が自ら討論しようとするときは、理事をして又は委員の中から代理者を指名し、委員長席に着かせなければならない。**

- ・委員長が自ら質疑を行う場合において、簡単な質疑を行い又は委員長として総括的な質疑を行うときは、その席から行うのが例である（衆委先 46）。

**衆規第五十三条 委員会は、議長を経由して審査又は調査のため、証人の出頭を求めることができる。**

- ・委員会が審査又は調査のため証人の出頭を求めるときは、証言を求める案件、証言を求める事項、出頭を求める証人の氏名及び住所、出頭を求める理由、日時及び場所を記載した証人出頭要求書を議長に提出し、議長から書面をもって証人に出席を求めるのが例である（衆委先 181）。
- ・議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第 1 条の 2 の規定により委員会が審査又は調査のため証人の現在場所において証言を求めるときは、証言を求める案件、証言を求める事項、証言を求める証人の氏名及び住所、証言を求める理由、日時及び現在場所を記載した証人の証言要求書を議長に提出し、議長から書面をもって証人に証言を求めるのが例である。なお、証人の現在場所において証言を求めるときは、議長に対し委員派遣の承認を求める（衆委先 182）。
- ・議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第 1 条の規定により委員会が審査又は調査のため証人として書類の提出を求めるときは、書類提出を求める案件、提出を求める書類、書類提出を求める証人の氏名及び住所、書類提出を求める理由、期限及び提出先を記載した証人としての書類提出要求書を議長に提出し、議長から書面をもって証人に書類の提出を求めるのが例である（衆委先 183）。
- ・議長から証人の出頭を求める書面には、証言を求める案件、具体的に記載された証言を求める事項、日時、場所及び正当の理由がなくて出頭しない場合の罰について記載する（衆委先 185）。
- ・議長から証人の現在場所において証言を求める書面には、証言を求める案件、具体的に記載された証言を求める事項、日時、現在場所及び正当の理由がなくて証言の要求を拒んだ場合の罰について記載する（衆委先 186）。

- ・議長から証人としての書類の提出を求める書面には、書類の提出を求める案件、提出を求める書類、書類提出を求める理由、期限、書類の提出を拒むことができる場合及び正当の理由がなく書類を提出しない場合の罰について記載する（衆委先 187）。
- ・議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第 1 条の 3 第 1 項の規定により、証人として出頭又はその現在場所において証言すべき旨の要求をするときは、出頭又は証言すべき日の 5 日（外国にある者については、10 日）前までに、議長から証人に対してその旨を通知する。なお、同項ただし書の規定により、特別の事情がある場合において証人の同意を得て、その現在場所において証言すべき旨の要求の通知を 5 日前よりも短い期間内に行ったことがある（衆委先 188）。
- ・委員会から議長に対して要求書が提出されたときは、議長は、証人に対して出頭若しくは証言を求め、あるいは内閣、官公署その他に対して必要な報告又は記録の提出を要求する。なお、不当財産取引調査、考査、行政監察等の特殊な特別委員会は、それぞれその設置に関する決議により、いつでも証人の出頭又は記録等の提出を求める権限が与えられていたので、議長を経由することなく、委員会から直接これらを要求していた（衆委先 130）。
- ・第 2 回国会から第 4 回国会までの各国会において設置された不当財産取引調査特別委員会、第 5 回国会から第 9 回国会までの各国会において設置された考査特別委員会及び第 10 回国会から第 24 回国会までの各国会において設置された行政監察特別委員会は、それぞれ設置に関する決議に基づき、議長を経由しないで証人の出頭を求めた（衆委先 184）。
- ・証人が疾病その他の理由により出頭することが困難な場合に、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第 1 条の 2 の規定により、証人の現在場所において証言を求めたことがある（衆委先 189）。
- ・議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第 1 条の規定により、証人として書類の提出を求めたことがある（衆委先 190）。
- ・証人として外国人の出頭を求めたことがある（衆委先 191）。
- ・議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第 1 条の 4 の規定により、証人が委員長の許可を得て補佐人を選任したことがある。なお、委員長は、証人に、弁護士のうちから補佐人を選任するようにするものとする旨書面をもって通知するのが例である（衆委先 192）。
- ・証人の出頭を求めた後、委員会の都合又は証人の事情により、委員会において証人の出頭日時を変更したことがある。この場合においては、改めて議長を経由して証人に出頭日時を通知する。ただし、特別委員会設置に関する決議に基づき特別委員会が議長を経由しないで証人の出頭を求めた後、証人の出頭日時を変更した場合においては、委員長から改めて証人に出頭日時を通知した（衆委先 193）。
- ・委員会において出頭を求めた証人が病気その他の理由により出頭しない場合には、その不出頭について正当の理由があるか否かを決するのが例である。ただし、正当の理由があるか否かを決するに至らなかったことがある（衆委先 200）。

**衆規第五十四条 証人の発言は、その証言を求められた範囲を超えてはならない。**

証人の発言が前項の範囲を超え又は証人に不穏当な言動があつたときは、委員長は、その発言を禁止し又は退場を命ずることができる。

- ・議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第1条の5の規定により、委員長は、証人の宣誓前に、証人が宣誓又は証言を拒むことができる場合を告げ、かつ、正当の理由がなく宣誓又は証言を拒んだ場合及び虚偽の陳述をした場合の罰を警告する。なお、委員長は、証人が宣誓又は証言を拒むときは、その事由を示さなければならない旨を告げるのが例である（衆委先194）。
- ・証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条の3の規定により、委員長が、証人の意見を聞いた上で、委員会に諮り、これを許可したことがある。なお、委員長は、あらかじめ書面をもって証人の意見を求めるのが例である（衆委先195）。
- ・証人の宣誓は、証人のほか、委員長、委員その他の委員会の事務に従事する職員等全員が起立してこれを行うのが例である（衆委先196）。
- ・証人の尋問は、まず、委員長が総括的にこれを行った後、委員が行うのが例である（衆委先197）。
- ・同一の問題について出頭した証人が数人あるとき、証言を求めるに当たっては、各別にこれを行うのが例である。ただし、数人の証人を同席させて証言を求めたことがある（衆委先198）。
- ・証人の発言がその証言を求められた範囲を超え、かつ、証人に不穏当な言動があつたため、委員長がその発言を禁止し、退場を命じたことがある（衆委先65）。
- ・議院外において証言を求めたときは、議院外証言速記録を作成し、これを委員会議録に掲載するのが例である。なお、派遣された委員は、口頭により報告するのが例である（衆委先199）。
- ・宣誓した証人が虚偽の陳述をしたものと認め、又は正当の理由がなく、証人が出頭せず若しくは証言を拒んだものと認め、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第8条の規定により、委員会が告発したことがある。昭和24年6月1日、昭和22年政令第328号違反議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律違反被告事件最高裁判所判決において、「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律に規定する偽証罪については、議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の告発を起訴条件とする。」と判示されている（衆委先201）。
- ・公務員である証人が職務上の秘密に関するものであることを申し立てた事実について証言を求めるため、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条の規定により、その監督庁の承認を求めたことがある（衆委先202）。
- ・公務員である証人が職務上の秘密に関するものであることを申し立てた事実について証人として書類の提出を求めるため、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条の規定により、その監督庁の承認を求めたことがある（衆委先203）。
- ・公務員である証人が職務上の秘密に関するものと申し立てた事実について証言を求めるため、監督庁の承認を求めた場合において、監督庁が承認を拒否し、その理由を疎明したことがある（衆委先204）。

- ・公務員である証人が職務上の秘密に関するものと申し立てた事実について証人として書類の提出を求めるため、監督庁の承認を求めた場合において、監督庁が承認を拒否し、その理由を疎明したことがある（衆委先 205）。
- ・委員会が、監督庁の承認拒否の理由を受諾できないものと決し、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第 5 条第 3 項の規定により、その証言が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求したことがある。第 19 回国会閉会中昭和 29 年 11 月 25 日の決算委員会（衆委先 206）。
- ・内閣が、証言が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の声明を行ったことがある。昭和 29 年 12 月 3 日（衆委先 207）。

**衆規第五十五条 委員会において、審査又は調査のため、委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならない。**

- ・委員会が審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、派遣の目的、派遣委員の氏名、派遣の期間及び派遣地名を明らかにして、文書をもって議長の承認を求める。なお、委員を派遣した後、事情により、議長の承認を得て派遣の期間を延長し、又は短縮したことがある（衆委先 212）。
- ・委員会から委員派遣承認申請書が提出されたときは、議長は、議院運営委員会に諮問し、その答申をまってこれを承認するのが例である。なお、閉会中の委員派遣については、議院運営委員会があらかじめ定めた基準に基づいて、議長が承認するのが例である。議長が承認しなかったことがあり、議長が派遣委員の員数等を制限して承認したことがある（衆先 127、衆委先 213）。
- ・災害状況等調査のため 2 以上の委員会から派遣された委員が、同一日程で、合同して調査を行ったことがある。また、ガス爆発事故等調査のため、議院運営委員会の決定により、関係委員会の委員で構成した議員派遣を行ったことがある（衆委先 214）。
- ・委員派遣は、会期中においては、原則として行わないのが例であるが、天災地変等緊急な調査を要する場合又は法案の審査若しくは立案に当たり現地調査（現地における利害関係者、学識経験者等からの意見聴取を含む。）を特に必要とする場合には、会期中においても委員派遣を行ったことがある。なお、理事の協議により、会期中、委員が視察を行ったことは少なくない（衆委先 215）。
- ・審査又は調査のため派遣された委員は、現地調査の結果について、口頭により報告するのが例であるが、文書によって報告したこともある。報告書が提出されたときは、委員会に諮って、これを委員会議録に掲載する。なお、閉会中審査のため派遣された委員が、閉会中に報告するいとまがなかったときは、便宜報告書を提出し委員会議録に掲載したこともあり、また、次の会期において報告を行ったこともある（衆委先 216）。

**衆規第五十六条 委員会は、議長を経由して審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を要求することができる。**

- ・内閣、官公署に対し委員会が報告又は記録の提出を求める必要があるときは、通常は、理事会において協議し、委員長から直接その提出を求めるのが例である。なお、委員会から議長を経由して報告又は記録の提出を求めたことがある（衆委先 217）。
- ・委員会から議長に対して要求書が提出されたときは、議長は、証人に対して出頭若しく

は証言を求め、あるいは内閣、官公署その他に対して必要な報告又は記録の提出を要求する。なお、不当財産取引調査、考査、行政監察等の特殊な特別委員会は、それぞれその設置に関する決議により、いつでも証人の出頭又は記録等の提出を求める権限が与えられていたので、議長を経由することなく、委員会から直接これらを要求していた（衆先 130）。

**衆規第五十六条の二** 委員会は、審査又は調査のため、事務局の調査局長（第八十六条の二第一項において「調査局長」という。）又は法制局長に対して、その審査又は調査のために必要な調査（以下「予備的調査」という。）を行い、その結果を記載した報告書を提出するよう命ずることができる。

（第 141 回（臨時）国会 衆議院規則の一部を改正する規則（平成 9 年 12 月 11 日可決）、国会法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 126 号）施行の日（次の常会（第 142 回）の召集日）から施行（平成 10 年 1 月 12 日））

（要旨）予備的調査制度を新設した。

- ・委員会が、事務局の調査局長に対して、予備的調査を行い、その結果を記載した報告書を提出するよう命じたことがある（衆委先 219）。

**衆規第五十六条の三** 四十人以上の議員は、連名で、委員会が前条の命令を発するよう要請する書面を、議長に提出することができる。

議長は、前項の書面の提出を受けたときは、これを適當の委員会に送付する。

委員会は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、当該要請に係る前条の命令を発するものとする。ただし、当該要請に係る予備的調査が国民の基本的な人権を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

（第 141 回（臨時）国会 衆議院規則の一部を改正する規則（平成 9 年 12 月 11 日可決）、国会法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 126 号）施行の日（次の常会（第 142 回）の召集日）から施行（平成 10 年 1 月 12 日））

（要旨）四十人以上の議員は、委員会が予備的調査の命令を発するよう要請することができることとした。

- ・40 人以上の議員から予備的調査要請書が提出されたときは、議長は、議院運営委員会に諮問し、これを適當の委員会に送付する。要請書の提出を行うときは、当該予備的調査に係る委員会を定めて要請できる（「国会法等の一部を改正する法律案等の運用に関する申合せ」（第 141 回（臨時）国会、平成 9 年 12 月 11 日議院運営委員会決定））こととされているが、議長は、議院運営委員会の答申に基づき、要請された委員会とは異なる委員会に送付したことがある（衆先 133）。
- ・40 人以上の議員から委員会が予備的調査の命令を発するよう要請する書面が議長に提出され、委員会に送付されたときは、委員会は、予備的調査の命令を発するものとされているが、理事の協議により、国民の基本的な人権を不当に侵害するおそれ等がないと認め、委員長から事務局の調査局長に対して、予備的調査を行い、その結果を記載した報告書を提出するよう命じたことがある（衆委先 219）。

**衆規第五十六条の四** 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、議長を経由して、会計検査院に対し、特定事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求める

ことができる。

(第141回(臨時)国会 衆議院規則の一部を改正する規則(平成9年12月11日可決)、国会法の一部を改正する法律(平成9年法律第126号)施行の日(次の常会(第142回)の召集日)から施行(平成10年1月12日))

(要旨) 会計検査院に対する検査の要請手続について規定した。

- ・委員会が調査のため議長を経由して、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請したことがある(衆委先218)。
- ・委員会から議長に対して要請書が提出されたときは、議長は、会計検査院に対して特定事項の会計検査を行い、その結果を報告するよう要請する(衆先131)。

**衆規第五十七条 委員会、議員から委員会議録その他の参考資料の閲覧を求められたときは、審査又は調査に支障のない限りこれを許さなければならない。**

**衆規第五十八条 削除**

(第131回(臨時)国会 衆議院規則の一部を改正する規則(平成6年12月1日可決))

(要旨) 委員会議録等の院外持出しを禁止する規定を削除した。

衆規第五十八条 前条の委員会議録その他の参考資料の類は、何人も、これを議院の外に持ち出すことができない。

**衆規第六十条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して、**連合審査会を開くことができる。****

- ・連合審査会は、審査又は調査のため必要があるとき、案件を所管する委員会が他の委員会から開会の申入れを受け、これを受諾して開くのが例である。また、相互に関連する案件を所管する各委員会がそれぞれの案件について相互に開会を申し入れ、これを受諾して連合審査会を開会したことがある。なお、案件を所管する委員会が、他の委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾しなかった事例も少なくない(衆委先253)。
- ・連合審査会の日時は、案件を所管する委員会の委員長が、申入れをした委員会の委員長と協議した後、これを定めるのが例である(衆委先254)。
- ・連合審査会は、あらかじめ開会の日時を公報をもって各委員に通知して開会するのが例であるが、連合審査会の開会を協議決定した当日直ちに開会したこともある(衆委先255)。
- ・連合審査会については、案件を所管する委員会の委員長が、委員長の職務を行うのが例である(衆委先256)。
- ・連合審査会においては、案件について表決は行わない(衆委先257)。

**衆規第六十八条 委員長は、委員会に諮り質疑、討論その他の発言につき、時間を制限することができる。**

予め時間を制限する場合は、各委員に対して均等にしなければならない。

- ・委員長が必要と認めたとき委員会に諮って質疑、討論その他の発言時間を制限した事例は少なくないが、委員の動議に基づき発言時間を制限したこともある(衆委先44)。
- ・予算その他重要議案を審査する場合等において、理事の協議により、全体の質疑時間を定め、これを各会派の所属議員数の比率に基づいて各会派に割り当てるのが例であるが、当該委員会の各会派の所属委員数の比率に基づいて各会派に割り当てることもある(衆



委先 45)。

**衆規第七十条** 委員長は、他の委員会に出席して、意見を述べることができる。

- ・委員長が、他の委員会に出席して意見を述べたことがある。また委員長の指定する委員が、委員長に代わって、他の委員会に出席して意見を述べたこともある（衆委先 47）。
- ・委員会において、審査又は調査の参考とするため、他の委員会に意見を求めたことがある（衆委先 48）。
- ・他の委員会において審査又は調査中の案件に関し、その委員会に修正又は立法措置等に関する意見を申し入れたことがある。なお、理事の協議により他の委員会に意見を申し入れたことがある（衆委先 49）。

**衆規第八十六条の二** 委員会が調査局長又は法制局長から予備的調査の結果を記載した報告書の提出を受けたときは、委員長からその写しを議長に提出しなければならない。

議長は、前項の規定による報告書の写しの提出を受けたときは、これを議院に報告しなければならない。

（第 141 回（臨時）国会 衆議院規則の一部を改正する規則（平成 9 年 12 月 11 日可決）、国会法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 126 号）施行の日（次の常会（第 142 回）の召集日）から施行（平成 10 年 1 月 12 日））

（要旨）予備的調査報告書について規定した。

- ・委員会が予備的調査を命じたとき又は送付された要請書に基づき予備的調査の命令を発したときは、当該委員会の委員長は、議長に対し、その旨を書面により報告するのが例である。報告書は、これを印刷して予備的調査の命令を発した委員会の委員、予備的調査要請書を提出した議員、報告書の配付を希望する議員等に配付する（衆先 134）。
- ・委員会が報告書の提出を受けたときは、委員長は、その写しを議長に提出するとともに、委員会において報告書が提出された旨報告するのが例である（衆委先 219）。

**衆規第九十条** 小委員会において審査又は調査を終つたときは、小委員長は、その経過及び結果を委員会に報告する。

前項の報告書は、これを印刷して委員に配布する。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

**衆規第九十条** 小委員会において、その審査又は調査を終つたときは、報告書を作り、これを委員長に提出する。

**衆規第九十七条** 予算委員会及び決算行政監視委員会は、その審査の必要によりこれを数箇の分科会に分かつことができる。各分科会には主査を置き、その分科員がこれを互選する。

（第 141 回（臨時）国会 衆議院規則の一部を改正する規則（平成 9 年 12 月 11 日可決）、国会法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 126 号）施行の日（次の常会（第 142 回）の召集日）から施行（平成 10 年 1 月 12 日））

（要旨）決算委員会から決算行政監視委員会に改正されたことに伴う字句改正。

**衆規第九十七条** 予算委員会及び決算委員会は、その審査の必要によりこれを数箇の分科会に分つことができる。各分科会には主査を置き、その分科員がこれを互選する。

- ・予算委員会は、総予算の審査の場合においては、分科会に分けるのが例であるが、分科

会に分けなかったこともある。分科会の数については特に定めはなく、8分科会に分けるのが例であるが、4分科会又は5分科会に分けたこともある。なお、分科会に分けた後は、その区分は変更しないのが例である（衆委先230）。

- ・決算行政監視委員会は、決算の審査の場合においては、分科会に分けるのが例である。分科会の数については特に定めはないが、4分科会に分けるのが例である（衆委先231）。
- ・各委員の所属分科会は、委員会の決議により委員長に一任し、委員長は、あらかじめ申し出た各委員の希望を参酌してこれを決するのが例である。なお、委員長は、分科会に所属するのが例であるが、予算委員長は分科会に所属しなかったことがある（衆委先232）。
- ・各分科会に本務員としてほぼ同数の委員を配置するのが例である（衆委先233）。
- ・分科員は、本務員として所属する分科会のほか、他の一分科会又は数分科会に兼務員として出席発言することができる（衆委先234）。
- ・委員の異動に伴う分科員の補欠選任については、あらかじめ委員会の決議により委員長の指名に一任し、委員長において前委員の所属した分科会の分科員に指名する（衆委先235）。
- ・各分科会の主査の選任は、第1回国会以来、委員会の決議により委員長の指名に一任するのが例である。なお、主査は、その分科会所属の本務員の中からこれを選任する。また、その補欠選任については、あらかじめ委員会の決議により委員長の指名に一任するのが例である（衆委先236）。
- ・主査に事故があるときは、本務員の中から主査代理を選定する。主査代理の選定は、主査がこれを指名するのが例である（衆委先237）。
- ・主査の辞任は、あらかじめ委員会の決議により、その許可を委員長に一任するのが例であるが、委員会に諮ってこれを決し、許可したこともある（衆委先238）。
- ・分科会が議事を開き議決するには、委員会の例にならば、その本務員の半数以上の出席を要する（衆委先239）。
- ・分科会における予算の審査は、各省庁別に国务大臣等から説明を聞き、細目にわたる質疑を行い、討論採決は行わない（衆委先134）。
- ・分科会の審査が終了したときは、主査から報告書を委員長に提出する（衆委先240）。
- ・分科会における質疑応答の概要等は、委員会において主査が口頭で報告する（衆委先241）。

**第二十二條 全院委員會ハ議員三分ノ一以上常任委員會及特別委員會ハ其ノ委員半數以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス**

**旧衆規第二十八條 委員ハ委員會ニ於テ同一事件ニ付幾回タリトモ發言スルコトヲ得**  
(改正第50回帝国議會大正14年3月24日議決)

**旧衆規第二十六條 委員ハ委員會ニ於テ同一事件ニ付幾回タリトモ發言スルコトヲ得**

- ・委員会において発言しようとするときはその都度委員長（主査、小委員長）の許可を受けることを要する。発言に際し許可を受けなかったときは、委員長（主査、小委員長）はこれを中止する（衆委先彙纂66）。

**旧衆規第五十四條 委員會ハ其ノ付託ヲ受ケタル事件ニ關シ意見ヲ有スル議員アルトキ**

### ハ其ノ意見ヲ聽クコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第五十二條 委員會ハ其ノ付託ヲ受ケタル事件ニ關シ意見ヲ有スル議員アルトキハ其ノ意見ヲ聞クコトヲ得

- ・委員會において委員以外の議員に出席説明を求めたことは少なくない(衆委先彙纂 83)。
- ・委員でない議員より委員會に出席して質疑のため発言することを求めるときは委員長においてこれを許可し、又は委員會に諮ってこれを許可するのを例とする(衆委先彙纂 84)。
- ・委員會においてその委員でない議員の発言は討論に涉ることができないものとする(衆委先彙纂 85)。
- ・委員會において議員の意見を参考とするため、又は調査の材料を得るため、委員會の決議を以て議員全体より意見を徴したことがある(衆委先彙纂 147)。

旧衆規第三十一條 委員長自ラ討議ニ與カラムトスルトキハ委員中ヨリ代理者ヲ指名シ委員長席ニ著カシムヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第二十九條 委員長自ラ討議ニ與カラントスルトキハ委員中ヨリ代理者ヲ指名シ委員長席ニ著カシムヘシ

- ・委員長(主査)自ら國務大臣、政府委員又は提案者に対し質疑をしようとするときは先ず代理者を指定し、その席を譲った後、これをすべきものであるが、簡単な質疑はその席よりこれを行うことができる。なお委員長として総合的な質疑を行う場合には委員長席よりこれを行うのを例とする(衆委先彙纂 72)。
- ・委員長(主査)は代理者を指名し、その席を譲った後、発言すべきものであるが、委員長(主査)は委員會(分科会)に諮り、その席より発言したことがある(衆委先彙纂 73)。
- ・請願委員會(分科会)において委員長(主査)が自己の紹介に係る請願の紹介説明をしようとするときはその席よりこれを行うのを例とする(衆委先彙纂 74)。
- ・委員長自ら分科会又は小委員會に出席発言することについては別に規定はないが、従来分科会又は小委員會に出席して質疑又は説明のため発言した事例は少なくない(衆委先彙纂 75)。

旧衆規第五十五條 委員會議録及其ノ他參考文書ノ閲覽ヲ求ムル議員アルトキハ委員會ハ審査ノ障碍ヲ生セサル限之ヲ許スヘシ但シ議院ノ外ニ携帯スルコトヲ許サス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第五十三條 議員委員會議録及其ノ他參考文書ノ閲覽ヲ求ムル者アルトキハ審査ノ障碍ヲ生セサル限ハ之ヲ許スヘシ但シ議院ノ外ニ携帯スルコトヲ許サス

旧衆規第六十二條 豫算委員決算委員及請願委員ハ其ノ事務ヲ捷速ナラシムル爲分テ數科ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ各科ニ主査ヲ互選スヘシ

各科主査ハ議院ニ於テ委員長ノ報告ヲ補足スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第六十一條 豫算委員決算委員及請願委員ハ其ノ事務ヲ捷速ナラシムル爲二分テ數科ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各科ニ主査ヲ互選スヘシ

各科主査ハ議院ニ於テ委員長ノ報告ヲ補助スルコトヲ得

(改正第 8 回帝国議会明治 28 年 2 月 5 日議決)

旧衆規第六十一條 豫算委員及請願委員ハ其ノ事務ヲ捷速ナラシムル爲ニ分テ數科ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各科ニ主査ヲ互選スヘシ

各科主査ハ議院ニ於テ委員長ノ報告ヲ補助スルコトヲ得

- 予算委員、決算委員及び請願委員はその事務を捷速にするため分科を設けるのを例とする。ただ分科を設けなかったことがあり、また建議委員が分科を設けたことがある（衆委先彙纂 34）。
- 従来審査の都合により、予算委員は 4 分科乃至 8 分科、決算委員は 4 分科乃至 7 分科、請願委員は 3 分科乃至 7 分科に分けたが、最近においては予算委員は 6 分科、決算委員及び請願委員は各 4 分科に分けるのを例とする。なお建議委員は従来 4 分科または 2 分科に分けたことがあるが、第 76 回議会以降は分科を設けない例となった（衆委先彙纂 35）。
- 分科の区分は同一会期中はこれを変更しないのを例とする。但し変更したこともある（衆委先彙纂 36）。
- 分科員の配置は略同数とするのを例とし、これを分科の本務員とする（衆委先彙纂 37）。
- 各委員の所属分科は委員の希望を斟酌して委員長がこれを決めるのを例とするが、委員の協議により又は抽籤をもってこれを定めたことがある（衆委先彙纂 38）。
- 分科員は他の一分科または数分科に兼務することができる例で、各分科兼務員の数はこれを制限しない（衆委先彙纂 39）。
- 委員長は分科に属せず、理事はこれに属するのを例とする（衆委先彙纂 40）。
- 委員に異動があった場合における補欠委員の所属分科は前委員の本務員として所属した分科とする。なお補欠委員の兼務すべき分科は新たにその希望によりこれを定める（衆委先彙纂 41）。
- 分科には主査を置き、理事を設けないのを例とする（衆委先彙纂 42）。
- 主査はその分科所属の本務員中よりこれを選定すべきものとする（衆委先彙纂 43）。
- 主査の互選は委員会の決議により、委員長の指名に一任するのを例とする（衆委先彙纂 44）。
- 主査が欠席又は退席の場合は分科本務員中より主査の代理を選定する。主査の代理は主査がこれを指名し、または分科員においてこれを協議選定するのを例とする（衆委先彙纂 45）。
- 主査よりその職務辞任の申し出があったときは委員長がこれを決し、又は委員会に諮ってこれを決する（衆委先彙纂 46）。
- 委員会（分科会）においては付託を受けた議案その他の事件に関し、審査の方針を定め、議案若しくはある事項を調査し、修正案を起草し、政府と交渉をし、報告書若しくは意見書を起草する等のため、委員会の決議をもって委員中に小委員を設けた事例は甚だ多い。この場合においては小委員の員数その選定方法等総て委員会の決議による（衆委先彙纂 47）。
- 小委員の会議は以前は専ら小委員相互に若しくは小委員と政府との間に協議懇談をしたので、委員長を設けたことは少なかったが、近来は総て委員会の例に倣い、小委員長を

置いて小委員会に関する事務を整理させる例となった。小委員長を設けずに主査若しくは幹事を置いて小委員長の職務を行わせ、又は委員長が小委員の一員となり、若しくはならず小委員長の職務を行ったことがある（衆委先彙纂 48）。

- ・小委員会に小委員長を置いたときは小委員会においてこれを互選するのを例とする（衆委先彙纂 49）。
- ・小委員長が病気その他の事由により出席することができないか又は会議中に退席する場合は、小委員中よりその代理者を選定する。そしてその選定は小委員長の指名又は小委員の協議による（衆委先彙纂 50）。
- ・小委員会において委員会の例に倣い、理事を置いたことがある（衆委先彙纂 51）。
- ・小委員の辞任は委員長（主査）がこれの許否を決する。但し委員会に諮ってこれを決したことがある（衆委先彙纂 52）。
- ・分科の審査に期限を付す必要があるとき、委員長において又は委員会に諮ってこれを付したことがある。但し近来は予算委員会、決算委員会及び請願委員会においては分科の審査日割りを定めるのが例となったので、審査期限を付したことがない（衆委先彙纂 123）。
- ・小委員の審査に付するに当たり、委員長（主査）において、又は委員会（分科会）に諮って期限を付したことがある（衆委先彙纂 124）。
- ・予算委員会における本予算案の審査は先ず総会を開き、大体の質疑を終了した後、分科に移し、分科においては更に細目に互る質疑をした後、討議決定し、その報告書を委員長に提出する。そして分科の報告後、総会において審査決定をするものとする（衆委先彙纂 148）。
- ・追加予算案は総会のみにおいてこれを審査し、分科に移さないのを例とする。但し通常議会において本予算案審査中に提出される追加予算案は本予算案審査の方法と同じく分科に移して審査する。特別議会の始めに提出される追加予算案もまた分科に移して審査するのを例とするが、第 55 回（特別）議会においては分科を設けず、総て総会のみでこれを審査した。また会期切迫その他特別の事由により、審査が急を要するときは追加予算案を直ちに分科において審査し、若しくは小委員の審査に付したことがある（衆委先彙纂 149）。
- ・決算委員会における決算の審査は先ず総会を開き、大体の質疑を終了した後、分科に移し、分科会における審査の終了後その報告書を委員長に提出する。そして分科の報告後、総会において審査決定をするものとする（衆委先彙纂 150）。
- ・決算は会計検査院の検査報告と対照し、政府の弁明書を参考としてこれを審査するのを例とする（衆委先彙纂 151）。
- ・前議会又はその以前に提出された決算で、解散その他の事故により審議未了のものを後の会期において審査する場合に、分科に移さないで総会において審査し、又は小委員に付して審査したことがあり、また決算を審査の都合により分科連合会に付して審査したことがある（衆委先彙纂 152）。
- ・国有財産増減総計算書は決算委員において小委員の審査に付する（衆委先彙纂 153）。
- ・国有財産現在額総計算書は決算委員会において国有財産増減総計算書と共に小委員を設

け審査をさせる（衆委先彙纂 154）。

- ・ 建議案及び請願については予め審査日程を作成し、その順序によりこれを審査するのを例とする（衆委先彙纂 158）。
- ・ 請願については予め審査日程を作成するのを例とし、その掲載の順序は分科にあつては各省所管の順序に依り、同一省所管のものは提出順に依り、主査がこれを定め、総会にあつては分科の順序により委員長がこれを定める。建議案の審査日程もまた請願に準じ、これを作成する（衆委先彙纂 159）。
- ・ 建議案及び請願の審査日程は提出者又は紹介議員若しくは政府委員の都合その他の事由に依り、順序を変更することがある。そしてこの場合は委員長（主査）において又は動議によりこれを変更する（衆委先彙纂 160）。
- ・ 建議案又は請願の審査日程中同趣旨の建議案又は請願が数件あるときは便宜上これを一括して議題に供し、審査したことは毎会期少なくない（衆委先彙纂 161）。
- ・ 建議案又は請願に付き審査が急を要するときその他特別の事由あるときは、審査日程に追加してこれを審査したことなしとしない（衆委先彙纂 162）。
- ・ 建議案に対し提出者より本会議即決の要求があるときは、建議委員長は先ずこれを委員会に諮りその承認を得た後、その旨の要求書を議長に提出する（衆委先彙纂 167）。
- ・ 決算委員会は決算に付きその収入支出が適法であるか又は予算の目的に違ふことがないか否かを審査しこれを是認すべきか否を決する。そしてその是認すべからざるものについては理由を附して不法又は不当と議決し、その旨を報告する。また国有財産現在額総計算書及び国有財産増減総計算書は決算の例に準じてこれを審査する（衆委先彙纂 182）。
- ・ 決算委員会において決算の不法又は不当を認めた場合においてこれに関し政府にその処分を要求すべしと議決したことがある（衆委先彙纂 183）。
- ・ 分科において付託事件の審査を終了したときは主査より直ちに書面をもってその結果を委員長に報告する。但し請願の分科にあつてはその結果を当日の公報に掲載し、書面の報告を省略するのを例とする（衆委先彙纂 231）。
- ・ 分科の審査を終ったときは予算及び決算にあつては主査より報告書を提出し、請願にあつてはこれを省略するのを例とするが、主査はいずれも総会においてその分科会における審査の経過及び結果を口頭をもって報告する。但しこれを省略したことがある。そして主査に故障があるときは分科員中より代理者を選定してこれを報告させる（衆委先彙纂 232）。
- ・ 小委員（分科の小委員）において付託事件の審査を終了したときは、別に報告書を提出しないで小委員長より委員会（分科会）にその経過及び結果を口頭をもって報告するのを例とする。但し小委員の中より特に報告委員を選定し、その報告をさせたことがある（衆委先彙纂 233）。

**第五十条** 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(理由) 貴族院規則第二十条第一項及び旧衆議院規則第三十条の規定に相当するものであるが、委員会の議決に関する問題であり、法律に規定するのが適当と考えられるので、本条を設けた。

- ・委員会において、委員長が表決に加わったことはない(衆委先 118)。
- ・表決の結果可否同数となり、委員長が決裁権を行使する場合には、消極に決し又は積極的に決し、その決裁は一様でない(衆委先 119)。
- ・表決の結果の宣告に対し異議があるとき、更に採決を行ったことがある(衆委先 120)。
- ・委員会において、審査又は調査中の案件に関して、委員長の発議又は委員の動議等により決議を行った事例は少なくない。委員会において決議を行ったときは、これを国務大臣又は政府関係機関に参考のため送付するのが例である。また地方公共団体及び民間団体等に参考送付したこともある。これらの場合においては、その旨を議長に報告する。なお、委員会の決議を、議長を経由して、海外出張中の国務大臣に打電し又は外国政府等に送付したことがある(衆委先 130)。

#### 衆規第五十条 討論が終局したときは、委員長は問題を宣告して表決に付する。

- ・案件は、討論が終局した後、直ちに採決するのが例である(衆委先 108)。
- ・委員会における採決の方法は、起立により又は異議の有無を諮るのが例である。ただし、挙手によることもある(衆委先 109)。
- ・委員長が起立により表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して、可否の結果を宣告する。ただし、可とする者を起立させた場合に起立者の多少を認定しがたいとき、念のため否とする者を起立させて採決したこともある。なお、挙手による採決についても同様である(衆委先 110)。
- ・問題について反対がないと考えられる場合等においては、委員長は、異議の有無を委員会に諮り、異議がないと認めたときは、可決の旨を宣告する。なお、問題について異議があるときは、起立又は挙手により採決する(衆委先 111)。
- ・採決は、案件ごとに行うのが例であるが、数個の案件を一括して採決したこともある(衆委先 112)。
- ・一法律に対する廃止案と改正案とを一括議題として審査し、廃止案を先に採決したことがある(衆委先 113)。
- ・委員会においても修正案は原案より先に採決する(衆委先 114)。
- ・委員会においても数個の修正案が提出された場合は、委員長が修正案の採決の順序を定めるのが例である(衆委先 115)。
- ・数個の修正案が提出された場合において、共通事項があるときは、まず共通の部分で採決し、次に共通でない部分で採決したことがあり、また、まず共通でない部分で採決し、次に共通の部分で採決したことがある。ただし、共通事項があっても、各修正案全体の趣旨目的等にかんがみ別個のものとして各案ごとに採決した事例は少なくない(衆委先 116)。
- ・表決に付する問題の宣告が徹底しないと認められるとき、更に採決したことがある(衆委先 121)。
- ・付託された案件を議決するに当たって、附帯決議又は要望決議を付する場合には、本案

と別にこれを採決する（衆委先 122）。

- ・参議院において衆議院から送付した法律案について審議中、その法律案が法律として制定されるものとして、その一部を改正する内容を含む法律案を議決したことがある（衆委先 123）。
- ・法律案について、その条項中引用法律の号数を欠字のまま、議決した事例は少なくない（衆委先 124）。
- ・議案を議決した結果、当然異動を生ずべき事由その他用字、例文等形式に関する事項について整理を必要とするときは、委員長に一任するのが例である（衆委先 125）。
- ・本会議又はその委員会において既に議決した案件と同一の事項を内容とする案件については、委員長が委員会に諮り又は諮らないで、議決を要しない旨を宣告するのが例である。なお、右の宣告をしない場合においても、以後委員会の議題としないのが例である（衆委先 127）。
- ・委員会において、付託された案件を議決した際、委員の動議又は委員長の発議によって、附帯決議を付した事例は少なくない。この場合、数個の案件に同一内容の附帯決議を付したことがある。また、条約を議決した際、要望決議を行ったことがある。なお、附帯決議及び要望決議は、これを報告書に添付するのが例である（衆委先 128）。

**衆規第五十一条** 表決の際現在しない委員は、表決に加わることができない。

**衆規第五十二条** 委員は、表決の更正を求めることができない。

**旧衆規第三十条** 委員会ノ議事ハ出席員ノ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ委員長ノ決スル所ニ依ル

- ・委員会における採決方法は異議の有無を諮り又は起立によるのを例とする。但し無名投票又は挙手に依ったことがある（衆委先彙纂 191）。
- ・委員長（主査）が表決を採ろうとするときは、その表決に付すべき問題を定め、これを宣告する（衆委先彙纂 192）。
- ・委員会において委員長が表決を採ろうとするときは問題を可とするものを先に採決するのを例とする。但し便宜上否とするものを先に採決したことがある（衆委先彙纂 193）。
- ・委員会においても修正案は原案より先に採決する（衆委先彙纂 194）。
- ・委員会においても分科の修正案と委員の修正案とある場合には委員の修正案を先に採決する（衆委先彙纂 195）。
- ・衆議院規則第 124 条に「同一ノ議題ニ付數箇ノ修正案提出セラレタル場合ニ於テハ議長ハ表決ノ順序ヲ定ム其ノ順序ハ原案ニ最遠キモノヨリ先ニス」とあり、委員会においても同条の趣旨に依り、委員長（主査）が表決の順序を定めるのを例とする（衆委先彙纂 196）。
- ・数個の修正案がある場合において共通事項が存するときは、その共通の部分を先に採決し、次いで共通でない部分を採決したことがある。また共通でない部分を先に採決し、然る後に共通の部分を採決したことがある（衆委先彙纂 197）。
- ・法律案に対する数個の修正案中に内容を同じくするものがあっても字句が異なる場合において共通事項と認めず、各別に採決したことがある（衆委先彙纂 198）。
- ・数個の議案を同一委員に付託された場合においてその数案を一括して採決したことがあ



- る。その最も多い場合は第 75 回議会昭和 15 年 3 月 16 日に所得税法改正法律案外 30 件委員会において法律案 31 件を一括して採決したことがある（衆委先彙纂 199）。
- ・付託議案の議決をするに当たり、附帯決議をし又は希望条項若しくは警告を付す場合は本案と別にこれを採決する（衆委先彙纂 200）。
  - ・委員会において委員長は未だ曾て表決に加わったことはない。但し表決の結果可否同数となった場合には衆議院規則第 30 条に依り委員長決裁権を行う（衆委先彙纂 201）。
  - ・表決の結果可否同数となり、委員長（主査）が衆議院規則第 30 条に依り決裁権を行う場合においては、消極に決し又は積極に決し、一様でない（衆委先彙纂 202）。
  - ・分科の兼務員は表決に加わらない（衆委先彙纂 203）。
  - ・表決の結果の宣告に対し、異議があるときは更に採決する。その方法は前と同一の方法又は異なった方法に依る。なお反対説に付き採決したことがある（衆委先彙纂 204）。
  - ・表決に付すべき問題の宣告に対し意味不明その他の理由により徹底しないとの異議があったとき又は委員長が必要と認めたとき、更に問題を宣告して採決したことがある（衆委先彙纂 205）。
  - ・討論終局したときは直ちに本案について採決すべきものであるが、国務大臣又は政府委員の出席を待つため、政府の意見を聴くため、政府の調査報告を待つため、政府より参考書の送付を待つため、牽連する他の議案の議決又は付託を待つため等の事由に依り、委員会（分科会）に諮って採決を延期したことがある（衆委先彙纂 206）。
  - ・委員会において議案の議決をするに当たり、附帯決議又は希望条項若しくは警告等を付したことは毎会期少なくない。そしてこの場合においてはその趣旨を記載した書面を報告書に添付する。但し議案が否決の場合においてはその書面を添付しない（衆委先彙纂 207）。
  - ・委員会において数個の議案の議決に際し、同一の附帯決議又は希望条項を付したことがある。この場合においては内容が同一の書面を各報告書に添付した（衆委先彙纂 208）。
  - ・委員会に付託中の法律案又は建議案が既に本会議又は委員会の審議を終わった法律案と同一趣旨の内容を有するときは、議院の議決を要しないものと議決するのを例とする。また本会議若しくは委員会において議了した建議案と同一趣旨の内容を有する建議案又は決議案があるときまた同じである。但し建議案又は決議案を先に議了したときと雖も、これと同一趣旨の内容を有する法律案は議決不要とすることはない。本会議の審議を終わった議案と同一趣旨であるときに、法律案議決の結果他の法律案又は建議案を議決を要しないものとしたもの、建議案議決の結果他の建議案を議決を要しないものとしたもの、委員会の審査を終わった議案と同一趣旨であるときに、法律案議決の結果他の法律案又は建議案を議決を要しないものとしたもの、建議案議決の結果他の建議案又は決議案を議決を要しないものとしたものがある（衆委先彙纂 210）。
  - ・議案の条項中に欠字があったが、委員会は欠字のままこれを議決した（衆委先彙纂 212）。
  - ・議案修正議決の結果当然異動を生ずべき事項、その他用字、例文等形式に関する事項の整理は委員長に一任するのを例とする（衆委先彙纂 213）。
  - ・議案又はある条項に付き審査終了した後（報告書提出前）、動議に依りこれを再び議題に供したことがある（衆委先彙纂 214）。

第五十条の二 委員会は、その所管に属する事項に関し、法律案を提出することができる。

前項の法律案については、委員長をもつて提出者とする。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 3 号)により改正(昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 衆議院規則第四十二条の規定を引き上げて国会法で規定することにした。

- ・常任委員会又は特別委員会がその所管に属する事項に関して提出した法律案については、委員会審査省略の要求があったものとして取り扱うことに決定し、議院に諮り委員会の審査を省略して直ちに議題とするのが例である(衆先 233)。
- ・委員会提出の法律案については、会議の議題となったとき委員長が趣旨弁明をするのが例であるが、理事又は委員がこれをしたことがある(衆先 246)。
- ・委員会が法律案を提出しようとするときは、委員長若しくは委員の発議又は小委員会の起草にかかる案について審査し、まず委員会の成案を決定し、これを委員会提出の法律案として決した上委員長から議長に提出するのが例である(衆委先 129)。

#### 衆規第四十二条 削除

(第 22 回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和 30 年 3 月 22 日議決))

衆規第四十二条 委員会は、その所管に属する事項に関し、法律案を提出することができる。

前項の法律案は、委員長を以て提出者とする。

#### 衆規第四十八条の二 委員会は、予算を伴う法律案を提出しようとするときは、その決定の前に、内閣に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。

(第 22 回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和 30 年 3 月 22 日議決))

- ・委員会において、予算を伴う法律案を提出しようとするときは、その成案決定の際に、内閣の意見を聞くのが例である(衆委先 103)。

#### 衆規第四十八条の三 委員会が予算を伴う法律案を提出するときは、その法律施行に関し必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

(第 22 回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和 30 年 3 月 22 日議決))

(要旨) 国会法第五十六条の改正により、予算を伴う法律案を発議するには五十人以上の賛成者を要することとなったのに伴い、予算を伴う法律案を発議する際にはその法律施行に関して必要な経費を明らかにした文書を添付させることにし、委員会から予算を伴う法律案を提出する場合についても同様の要件を定めた。

第五十一条 委員会は、一般的関心及び目的を有する重要な案件について、公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験者等から意見を聴くことができる。

総予算及び重要な歳入法案については、前項の公聴会を開かなければならない。但し、すでに公聴会を開いた案件と同一の内容のものについては、この限りでない。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 3 号)により改正(昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 既に公聴会を開いた案件と同一の内容の案件については、再びこれを開かなくともよいことにした。

第五十一条 委員会は、一般的関心及び目的を有する重要な案件について、公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験者等から意見を聴くことができる。

総予算及び重要な歳入法案については、前項の公聴会を開かなければならない。

(理由) 国民一般に大なる影響を及ぼすものその他の重要な議案について、利害関係者又は学識経験者等の意見を聴く必要があるときに、委員会が公聴会を開きその意見を聴く方法を講じ、また、総予算及び重要な歳入法案については、公聴会を必ず開くことにした。重要な歳入法案とは、主として増税法案のような相当重要性のあるものを意味する。

なお、第二項は、原案では、「予算及び……」とあったが、貴族院において、小さな補正予算についてまでも必ず公聴会を開くことにするのは運営上どうかという点から、「総予算及び……」と修正した。

- ・公聴会を開いた委員会が、他の委員会との連合審査会において公述人から意見を聞いたことがある(衆委先 252)。
- ・総予算についての公聴会は、分科会の審査に入るまでに開くのが例である(衆委先 133)。

衆規第七十六条 公聴会は、議院又は議長から付託された議案の審査のためにこれを開くことができる。

衆規第七十七条 委員会は、予備審査のためにも、公聴会を開くことができる。

(第 22 回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和 30 年 3 月 22 日議決))

衆規第七十七条 委員会において、公聴会を開こうとするときは、予め議長の承認を得た後にその決議をしなければならない。

衆規第七十八条 委員会において、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

(第 22 回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和 30 年 3 月 22 日議決))

衆規第七十八条 委員会は、予備審査のためにも、公聴会を開くことができる。

- ・委員会から公聴会開会承認要求書が提出されたときは、議長は、議院運営委員会に諮問し、その答申をまってこれを承認するのが例である(衆先 128)。
- ・委員会が付託された議案の審査のために、公聴会を開こうとするときは、公聴会を開こうとする議案及び意見を聞こうとする問題を記載した文書をもって、議長の承認を求める(衆委先 242)。
- ・委員会から議長に対し公聴会の承認を求めたときは、議長は、議院運営委員会に諮問しその答申に基づいて、これを承認するか否かを決するのが例であるが、開会予定日時が切迫している場合等において、議院運営委員会に諮問しないで議長が承認したことがある。なお、公聴会の開会が承認されるに至らなかったことがある。第 13 回国会昭和 27 年 5 月 27 日の議院運営委員会(衆委先 243)。

衆規第七十九条 公聴会開会について議長の承認があつたときは、委員長は、その日時及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。

(第 22 回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和 30 年 3 月 22 日議決))

衆規第七十九条 公聴会を開くに決定したときは、委員長は、その旨を議長に報告するとともに、その日時及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。

- ・公聴会開会に関する公示は、意見を聞こうとする問題、開会日時及び場所、意見を述べようとする者の申出の方法及び期限、公述人の選定及び通知、旅費及び日当の支給等を官報に掲載して行うのが例である（衆委先 244）。
- ・公示した公聴会の開会日時を事前に変更したことがある（衆委先 245）。
- ・公聴会を、あらかじめ公示した当日開くに至らなかつたため、後日開会したことがある。なお、この場合においては改めて日時等の公示をしない（衆委先 246）。
- ・公聴会を、公示した当日終了するに至らなかつたため、その翌日以後にわたって開会したことがある。なお、この場合においては改めて日時等の公示をしない（衆委先 247）。

衆規第八十条 重要な案件について、公聴会を開くことを希望する者又は公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書を以て予めその理由及び案件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。

衆規第八十一条 公聴会において、その意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（これを公述人という。）は、予め申し出た者及びその他の者の中から委員会においてこれを定め、本人にその旨を通知する。

予め申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

衆規第八十一条 公聴会において、その意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（これを公述人という。）は、予め申し出た者及びその他の者の中から委員会においてこれを定め、本人にその旨を通知する。

予め申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、その両方から公述人を選ばなければならない。

- ・公述人の選定は、委員会の決議によりこれを委員長に一任し、委員長は、あらかじめ申し出た者及び各会派から推薦された者等の中から公述人を選定するのが例である。なお、公述人を選定したときは、委員長から、意見を聞く問題、日時及び場所を記載した書面をもって本人に通知する。あらかじめ公示した公聴会の開会日時を変更した場合等においても同様である（衆委先 248）。

衆規第八十二条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を受けなければならない。

- ・公述人の意見陳述の発言時間は、委員長において、あらかじめこれを均等に定めるのが例である（衆委先 249）。

衆規第八十三条 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

公述人の発言が前項の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があつたときは、委員長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

衆規第八十三条 公述人の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。

い。

公述人の発言が前項の範囲を超え又は公述人に不穏当な言動があつたときは、委員長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

**衆規第八十四条** 委員は、公述人に対して質疑することができる。但し、公述人が委員に質疑することはできない。

**衆規第八十五条** 公述人は、委員会の同意を得た場合には代理人をして意見を述べさせ又は文書で意見を提示することができる。

- ・公述人が、委員会の同意を得て、代理人をして意見を述べさせたことがある（衆委先 250）。
- ・公述人が、委員会の同意を得て、文書をもって意見を提示したことがある（衆委先 251）。

**衆規第八十五条の二** 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

参考人の出頭を求める場合には、委員長が、本人にその旨を通知する。

政府参考人に対する前項の通知は、当該公務所を通じて行う。

参考人については、第八十二条乃至第八十四条の規定を準用する。

（第 145 回国会 衆議院規則の一部を改正する規則（平成 11 年 7 月 13 日可決）、（国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成 11 年法律第 116 号）第 2 条の規定の施行の日）第 146 回国会召集の日から施行（平成 11 年 10 月 29 日））

（要旨）政府委員制度を廃止することに伴い、規定を整理した。

**衆規第八十五条の二** 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

参考人の出頭を求める場合には、委員長が、本人にその旨を通知する。

参考人については、第八十二条乃至第八十四条の規定を準用する。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

- ・委員会が審査又は調査のため参考人の出頭を求めるときは、委員長から、意見を求める案件、日時及び場所を記載した書面をもって本人に通知する（衆委先 208）。
- ・参考人として在日中の外国人から意見を聞いたことがある（衆委先 209）。
- ・委員会において小委員会に参考人の出頭を求めてその意見を聞くことと決定し、小委員会において参考人の意見を聞いた事例は少なくない（衆委先 210）。
- ・委員会において参考人の出頭を求めるに決し、その意見を連合審査会において聞いた事例は少なくない（衆委先 211）。

**第五十二条** 委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得た者については、この限りでない。

委員会は、その決議により秘密会とすることができる。

委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

(理由) 委員会運営の実情にかんがみ、従来の制限公開主義を改めて非公開を原則とすることにし、ただ報道関係者その他で委員長の許可を得た者は傍聴できるようにした。  
第五十二条 委員会は、議員の外、委員長の許可を得た者が、これを傍聴することができる。但し、その委員会の決議により秘密会とすることができる。

委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

(理由) 委員会は、両議院の議員のほか、新たに一般の公衆がこれを傍聴し得ることにしたが、場所的な制限があるので、委員長の許可を得た者だけが傍聴できる建前とした。しかし、委員会において、特に必要があるときには、その決議によって秘密会とすることができる。また、傍聴人が騒がしいような場合には、委員会の秩序を保持するために、委員長が傍聴人の退場を命じ得ることにした。

- ・傍聴中秩序をみだす言動があった議員に対し、委員長が退場を命じたことがある(衆委先 66)。
- ・議員以外の傍聴については、議員の紹介による申出があれば、委員長は許可するのが例であるが、傍聴希望者が多数ある場合等においては、これを制限し、又は許可しなかったこともある。なお、報道の任務に当たる者は、記者記章により傍聴を許可している(衆委先 67)。
- ・傍聴中秩序をみだした議員以外の傍聴人に対し、委員長が退場を命じたことがある(衆委先 68)。
- ・報道関係者から委員会の撮影、録音、ラジオ及びテレビジョンによる実況中継放送等の申出があるときは、委員長において、これを許可するのが例であるが、委員室の広狭の都合その他秩序保持のため必要があるときは、許可しないことがある(衆委先 69)。
- ・秘密会は、主として政策、外交又は議員の身上その他重要事項等に関し秘密を要する場合に、委員会の決議によって、これを開くのが例である(衆委先 220)。
- ・秘密会においても、議員の傍聴は、これを禁止しないのが例である。なお、委員長は、秘密会の決議を行った後、議員、政府関係者及び委員会の事務を担当する職員以外の者に退場を命ずるのが例である(衆委先 221)。

衆規第六十四条 委員会における議員以外の者の傍聴については、第二百二十六条乃至第二百三十一条の規定を準用する。

衆規第七十三条 委員長は、議員以外の者で報道の任務にあたる者その他の者の傍聴を許可することができる。

(第 22 回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和 30 年 3 月 22 日議決))

衆規第七十三条 委員長は、議員以外の者の傍聴を許可することができる。

- ・議員以外の傍聴については、議員の紹介による申出があれば、委員長は許可するのが例であるが、傍聴希望者が多数ある場合等においては、これを制限し、又は許可しなかったこともある。なお、報道の任務に当たる者は、記者記章により傍聴を許可している(衆委先 67)。
- ・報道関係者から委員会の撮影、録音、ラジオ及びテレビジョンによる実況中継放送等の申出があるときは、委員長において、これを許可するのが例であるが、委員室の広狭の都合その他秩序保持のため必要があるときは、許可しないことがある(衆委先 69)。

衆規第七十四条 委員長は、委員会の秩序を保持するため、必要があるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

- ・傍聴中秩序をみだす言動があった議員に対し、委員長が退場を命じたことがある（衆委先 66）。
- ・傍聴中秩序をみだした議員以外の傍聴人に対し、委員長が退場を命じたことがある（衆委先 68）。

**第二十三條 常任委員會及特別委員會ハ議員ノ外傍聴ヲ禁ス但シ委員會ノ決議ニ由リ議員ノ傍聴ヲ禁スルコトヲ得**

- ・全院委員會は議場においてこれを開き、その会議を公開する（衆先彙纂 153）。
- ・全院委員會は常任委員會及び特別委員會のように傍聴を禁ずる規定がないので公開を原則とするが院議によりこれを秘密会としたことがある（衆先彙纂 154）。
- ・常任委員會及び特別委員會は議員の外傍聴を禁ずるのは議院法の定めるところであるが、全院委員會については何らの規定がないので第 1 回議會以来、傍聴を許すのを例とする（衆先彙纂 575）。
- ・委員會は議員の外傍聴を禁じるのは議院法第 23 条の定めるところであるが、第 1 回議會以来新聞通信記者は通信事務に従事するため、委員會に出入りを認められる先例である。そして必要あるときは委員會を秘密会とし、新聞通信記者の入場を許さないものとする。委員會の秘密会に関しては議院法第 37 条のような規定がないが、政府の要求があった場合等において委員長が必要と認めたとき、又は委員會の決議によりこれを開く。なお第 8 回議會明治 28 年 2 月 21 日の予算委員會において政府より秘密会の要求をしたが、委員會はこれを容れなかった（衆委先彙纂 92）。
- ・秘密会は主として軍事、外交、政府の政策に関し秘密に涉り又は議員の身上等に関する場合その他重要な事項に付き委員相互間若しくは政府と委員との間に協議をする場合等にこれを開くのを例とする（衆委先彙纂 93）。
- ・懲罰委員會は秘密会をもってする。なお議員の傍聴はこれを禁止しないのを例とするが、議員の傍聴をも禁止したことがある（衆委先彙纂 94）。
- ・委員會はこれを秘密会とする場合と雖も議員の傍聴は禁止しないのを例とするが、これを禁止したこともまた少なくない（衆委先彙纂 95）。
- ・秘密会においては所管政府委員以外の政府委員に退席を命じるのを例とする（衆委先彙纂 96）。
- ・懲罰委員會においては常に速記を付するが、その他の委員會においては秘密会としたとき速記を付し又は付さずして一定するところがなかったが、近来は速記を付さない例となった（衆委先彙纂 97）。
- ・秘密会に速記を付した場合においては本會議の例に準じこれを印刷配付しないで密封して保存する（衆委先彙纂 98）。
- ・速記の中止は政府より要求があった場合等において委員長が必要と認めたときこれをする。また委員會の決議により速記の中止をしたことがある（衆委先彙纂 99）。
- ・軍事、外交その他政府の政策に関し秘密に涉る場合又は協議懇談等の場合において秘密会を開くに至らなくても、速記を中止した事例は少なくない（衆委先彙纂 100）。

**第五十三条 委員長は、委員会の経過及び結果を議院に報告しなければならない。**

(理由) 議院法第二十四条の規定に相当するものであり、委員長が議院の会議において口頭とする報告について規定したものであって、いわゆる委員会の報告書については規則に譲った。

- ・委員会の審査を終った議案が議題となったときは、まず委員長が委員会の審査の経過及び結果を報告する。国会法第 57 条の 3 の規定により内閣の意見を聞いた場合には、併せてその旨を報告するのが例である。委員長に事故があるとき理事が報告を行い、また、委員長の委託により委員が報告をしたことがある。なお、少数意見があるときは、委員長の報告に次いで少数意見者がその報告をする(衆先 234、衆委先 266)。

**衆規第五十九条 委員会は、その審査を終った案件が緊急を要するものと認めるときは、議院の会議を開くことを議長に求めることができる。**

(第 22 回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和 30 年 3 月 22 日議決))

**衆規第五十九条 委員会は、その審査を終った事件が緊急を要するものと認めるときは、議院の会議を開くことを議長に求めることができる。**

**衆規第八十六条 委員会が付託案件について審査又は調査を終ったときは、議決の理由、費用その他について簡明に説明した報告書を作り、委員長からこれを議長に提出しなければならない。**

委員会が国会法第五十七条の三の規定により、内閣に対して意見を述べる機会を与えた場合は、その意見の要旨を報告書に記載しなければならない。

(第 22 回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和 30 年 3 月 22 日議決))

**衆規第八十六条 委員会が付託事件について、審査又は調査を終ったときは、議決の理由を附した報告書を作り、委員長からこれを議長に提出しなければならない。**

- ・報告書の作成については、委員会の決議により、委員長に一任するのが例である。ただし、委員会に諮って報告書を決定したことがある(衆委先 262)。
- ・常任委員会が、議長の承認を得て行った国政調査の結果について、報告書を議長に提出したことがある(衆委先 263)。
- ・特別委員会設置に関する議院の決議において調査報告書の提出義務を定められ、この決議に基づいて、当該特別委員会が調査事件に関する報告書を作成し、これを委員長から議長に提出したことがある(衆委先 264)。
- ・委員会から報告書撤回の申出があるとき、その議案が議題となる前は、議長がこれを許可するのが例である。議題となった後は、議院に諮ってその許否を決する(衆先 241、衆委先 265)。
- ・委員会の審査を終了した後、修正等の必要を認めた案件について、やむを得ない事由があるとき、報告書提出前に、又は報告書提出後にこれを撤回して、再議に付したことがある(衆委先 126)。
- ・委員会が、閉会中に、閉会中審査案件に関して法律案を起草し、その案を添えて閉会中審査報告書を提出したことがある(衆委先 276)。

**衆規第八十七条 委員長は、付託案件が議院の会議の議題となったとき、委員会の経過及**



び結果を議院に報告する。

委員長は、前項の報告を他の委員に委託することができる。

小委員長又は主査は、委員長の報告について補足することができる。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))  
衆規第八十七条 委員長は、付託事件が議院の会議の議題となつたとき、委員会の経過及び結果を議院に報告する。

委員長は、前項の報告を他の委員に依託することができる。

小委員長又は主査は、委員長の報告について補足することができる。

- ・委員会の審査を終った議案が議題となつたときは、まず委員長が委員会の審査の経過及び結果を報告する。国会法第 57 条の 3 の規定により内閣の意見を聞いた場合には、併せてその旨を報告するのが例である。委員長に事故があるとき理事が報告を行い、また、委員長の委託により委員が報告をしたことがある。なお、少数意見があるときは、委員長の報告に次いで少数意見者がその報告をする (衆先 234、衆委先 266)。
- ・委員長報告又は少数意見の報告は、その議案が議題となつたときこれをするが、委員長、小委員長又は主査は委員長報告補足のため、また少数意見者は少数意見の補足のため、他の発言通告に先立って発言することができる (衆先 269)。
- ・委員会において調査中の案件について、院議に基づき、又は委員長が必要と認め若しくは委員会の決議によって議長に申し出て、委員長が議院の会議において、調査の報告をしたことがある。なお、第 10 回国会から第 24 回国会までの各会期において設置された行政監察特別委員会の報告に関しては、設置に関する議院の決議において、「本委員会は、少なくとも月 1 回その意見を付して調査報告書を議長に提出しなければならない。委員会が必要と認めたときは、議院に口頭で報告することができる。」と定められていた (衆委先 271)。

衆規第八十九条 議長は、委員会において特に秘密と認めた部分及び第七十一条の規定により委員長が取り消させた発言の部分を除き、委員会の報告書及び少数意見の報告書を印刷して、各議員に配付する。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))

衆規第八十九条 議長は、委員会において特に秘密と認めた部分を除き、委員会の報告書及び少数意見の報告書を印刷して、各議員に配付する。

衆規第九十一条 委員会が、閉会中その審査を終らなかつた案件については、次の会期の始めにその旨の報告書を議長に提出しなければならない。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))

衆規第九十一条 委員会が、閉会中その審査を終らなかつた事件については、次の会期の始めにその旨の報告書を議長に提出しなければならない。

第二十四條 各委員長ハ委員會ノ経過及結果ヲ議院ニ報告スヘシ

- ・委員に付託した議案が議題となつたときは、先ず委員長より審査の経過及び結果の報告をし、少数意見があるときは次いで少数意見の報告をする (衆先彙纂 339)。
- ・委員長は付託された議案の審査を終了したときは報告書を議長に提出し、その議案が議題となる際に口頭をもって審査の経過及び結果につき報告するのを例とする。しかし付

- 託議案の審査終了前に委員長が必要と認め、又は委員会若しくは議院の決議に基づき審査の経過につき議場において報告をしたことがある（衆先彙纂 340）。
- ・関連若しくは同種である故をもって同一委員に付託された数議案にして同日の議事日程に掲載された場合は便宜上これを一括議題とし、委員長をして併せてこれを報告させるのを例とする（衆先彙纂 341）。
  - ・委員長は委員会の経過及び結果の報告と併せて自己の意見を述べることができないので、若しこれを述べようとするときは別にその発言通告をしなければならない（衆先彙纂 342）。
  - ・委員に付託した議案は委員長報告の後に議決するのを例とするが、議案が輻輳するため又は会期が切迫している等の場合において、動議によりその報告を省略して直ちに議決したことがある（衆先彙纂 347）。
  - ・予算案、決算、承諾案、法律案、建議案等の委員会の経過及び結果の報告中に附帯決議、希望条項等があっても、これらの事項は委員長報告をするに止まり、これを採決しないのを例とする（衆先彙纂 348）。
  - ・議事日程に掲載された議案に対して委員長より報告延期の請求があるときは、その議案が議題とならない以前は議長においてこれを許可するのを例とする。しかし議案が議題となるに先だち延期を請求するに拘わらず、院議を以てその請求を許可しなかったことがある（衆先彙纂 349）。
  - ・委員長より報告書の撤回の申し出があったときはその議案が未だ議題とならない以前は議長においてこれを許可するのを例とする。しかし一度議題となったときはその許否はこれを院議に諮り決するものとする（衆先彙纂 350）。
  - ・委員長より報告書を議長に提出した後、訂正を要するときは書面をもってすべきものとする。そして議場における報告の際、口頭をもって訂正したことがある。この場合においては後に書面をもって訂正の手続きをすべきものとする（衆先彙纂 351）。
  - ・数案を一括して議題とし、委員長報告をさせたとき数案中に、ある議案に対して少数意見があるときは当該議案の審議に入るときに少数意見を報告させる（衆先彙纂 355）。
  - ・委員長は委員会の経過及び結果の報告をする際、併せて自己の意見を述べることができないが、委員長が少数意見者であるときは委員長報告に次いで少数意見者としてその報告をすることができる（衆先彙纂 356）。
  - ・少数意見の報告者はその報告と併せて自己の意見を述べることができないので、若しこれを述べようとするときは別にその発言の通告をしなければならない（衆先彙纂 357）。
  - ・決算委員会の審査が終了し、本会議に報告した際、再審査の動議が提出され、採決の結果再審査に付したことがある（衆先彙纂 470）。
  - ・委員会において議案その他の事件の審査終了するときは衆議院規則第 56 条第 1 項に依り、委員長は報告書を議長に提出する。そして委員長欠席のため、理事がこれを代理したときは代理者の名をもって報告書を提出する（衆委先彙纂 215）。
  - ・委員長より報告書を議長に提出した後、議案又は事件が本会議の議題となったときは委員長は口頭をもって委員会の経過及び結果を報告するのを例とする。但し議院の決議に依り口頭報告を省略することがある。そして同一委員に付託された数議案が同時に議題

となったときは委員長は併せてこれを報告する例である。また報告に遺漏があるときは委員長、理事若しくは委員よりその補足をすることができる（衆委先彙纂 220）。

- ・委員長は委員会の経過及び結果を報告するに際し、その報告に併せて自己の意見を述べることができないので、若しこれを述べようとするときは別に発言の通告をしてこれをすべきものとする（衆委先彙纂 221）。
- ・付託議案の審査終了前に委員長が必要と認め、若しくは委員会の決議により、又は本会議における議事進行の発言に基づき、若しくは議院の決議により、審査の経過につき議場において報告をしたことがある（衆委先彙纂 223）。

旧衆規第五十六條 委員會ノ審査終ルトキハ報告書ヲ作り委員長ヨリ議長ニ提出スヘシ  
委員會ノ決議ニ依リ委員長ハ口述ヲ以テ報告スルコトヲ得但シ議院ハ文書ノ報告ヲ求ムルコトヲ得  
委員長ハ委員會ノ決議ヲ經テ其ノ報告ヲ他ノ委員ニ依託スルコトヲ得  
議長ニ於テ特ニ秘密ト認ムルモノノ外委員會ノ報告書ハ印刷シテ豫メ之ヲ議員ニ配付スヘシ

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第五十四條 委員會ノ審査終ルトキハ報告書ヲ作り委員長ヨリ議長ニ提出スヘシ  
委員會ノ決議ニ依リ委員長ハ口述ヲ以テ報告スルコトヲ得但シ議院ハ文書ノ報告ヲ求ムルコトヲ得  
委員長ハ委員會ノ決議ヲ經テ其ノ報告ヲ他ノ委員ニ倚託スルコトヲ得  
議長ニ於テ特ニ秘密ト認ムルモノノ外委員會ノ報告書ハ印刷シテ豫メ之ヲ議員ニ配付スヘシ

- ・委員長は付託された議案の審査を終了したときは報告書を議長に提出し、その議案が議題となる際に口頭をもって審査の経過及び結果につき報告するのを例とする。しかし付託議案の審査終了前に委員長が必要と認め、又は委員会若しくは議院の決議に基づき審査の経過につき議場において報告をしたことがある（衆先彙纂 340）。
- ・委員会において議案その他の事件の審査が終了するときは衆議院規則第 56 条第 1 項に依り、委員長は報告書を議長に提出する。そして委員長欠席のため、理事がこれを代理したときは代理者の名をもって報告書を提出する（衆委先彙纂 215）。
- ・委員会報告書には付託事項に関する審査の結果のみを記載するのを例とする（衆委先彙纂 216）。
- ・委員会報告書を議長に提出した後、訂正を要するときは書面をもってすべきものとする。但し議場における委員長報告の際、口頭をもって訂正したことがある（衆委先彙纂 217）。
- ・議長に提出した委員会報告書を撤回したことがある。そして本案が議題となった後は院議を経て許可され、議題とならない以前においては議長がこれを許可する（衆委先彙纂 218）。
- ・委員会の審査が終了しないものについては別に規定なきをもって報告はしないのを例とする（衆委先彙纂 219）。
- ・委員長より報告書を議長に提出した後、議案又は事件が本会議の議題となったときは委員長は口頭をもって委員会の経過及び結果を報告するのを例とする。但し議院の決議に

依り口頭報告を省略することがある。そして同一委員に付託された数議案が同時に議題となったときは委員長は併せてこれを報告する例である。また報告に遺漏があるときは委員長、理事若しくは委員よりその補足をすることができる（衆委先彙纂 220）。

- ・委員長は委員会の経過及び結果を報告するに際し、その報告に併せて自己の意見を述べることができないので、若しこれを述べようとするときは別に発言の通告をしてこれをすべきものとする（衆委先彙纂 221）。
- ・委員長が委員会の経過及び結果の報告をすべき場合に故障があるときは、理事が代わって報告をするが、委員長及び理事が俱に故障あるとき又は都合により委員が代わって報告したことがある（衆委先彙纂 222）。
- ・付託議案の審査終了前に委員長が必要と認め、若しくは委員会の決議により、又は本会議における議事進行の発言に基づき、若しくは議院の決議により、審査の経過につき議場において報告をしたことがある（衆委先彙纂 223）。

**第五十四条 委員会において廃棄された少数意見で、出席委員の十分の一以上の賛成があるものは、委員長の報告に次いで、少数意見者がこれを議院に報告することができる。この場合においては、少数意見者は、その賛成者と連名で簡明な少数意見の報告書を議長に提出しなければならない。**

議長は、少数意見の報告につき、時間を制限することができる。

第一項後段の報告書は、委員会の報告書と共にこれを会議録に掲載する。

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）少数意見の報告について、一定の賛成者を必要とすることに改め、議長に提出する少数意見書は、賛成者と連名ですべきことにした。

**第五十四条 委員会において廃棄された少数意見は、委員長の報告に次いで少数意見者がこれを議院に報告することができる。**

議長は、少数意見の報告につき、時間を制限することができる。

少数意見者が簡明な少数意見の報告書を議長に提出したときは、委員会の報告書と共にこれを会議録に掲載する。

（理由）少数意見に関する規定であるが、貴族院規則第四十八条及び旧衆議院規則第五十九条の規定とは異なり、ただ一人の少数意見者でも、その意見を議院の会議に報告し得るようにし、議事の進捗上、議長は、この少数意見の報告について時間を制限できることにした。また、少数意見の報告書は、簡明なものを提出させ、これを委員会の報告書とともに会議録に掲載することにした。

- ・委員会において少数で廃棄された意見を議院に報告しようとするときは、少数意見者は、委員会において案件の採決が行われた後直ちにその旨を予告し、出席委員の 10 分の 1 以上の賛成者と連署して少数意見報告書を委員長を経由して議長に提出するのが例である（衆先 272）。
- ・議長に提出した少数意見報告書を、案件が本会議の議題となる前に議長の許可を得て撤回したことがある（衆先 273）。

- ・委員会の審査を終った議案が議題となったときは、先ず委員長が委員会の審査の経過及び結果を報告する。委員長に事故があるとき理事が報告を行い、また、委員長の委託により委員が報告をしたことがある。なお、少数意見があるときは、委員長の報告に次いで少数意見者がその報告をする（衆先 234）。

衆規第八十八条 委員会において少数で廃棄された意見を議院に報告しようとする者は、委員会の報告書が提出されるまでに、少数意見の報告書を作り、成規の賛成者と連署し、委員長を経由して、これを議長に提出することができる。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

衆規第八十八条 委員会において少数で廃棄された意見を議院に報告しようとする者は、少数意見の報告書を作り、これを議長に提出することができる。

少数意見の報告書は、委員会の報告書が提出されるまでにこれを提出しなければならない。

衆規第六十一条 委員会は、委員会議録を作り、次の事項を記載する。

- 一 開会、休憩及び散会の年月日時刻
- 二 出席した委員の氏名
- 三 出席した委員外議員の氏名
- 四 出席した国务大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官及び政府特別補佐人の氏名
- 五 委員の異動
- 六 付託案件の件名
- 七 会議に付した案件の件名
- 八 議事
- 九 表決の数
- 十 決議の要領
- 十一 公聴会
- 十二 証人
- 十三 参考人（政府参考人を含む。第八十五条の二第一項を除き、以下同じ。）
- 十四 委員の派遣
- 十五 報告又は記録の提出の要求
- 十六 報告書
- 十七 その他重要な事項

（第 145 回国会 衆議院規則の一部を改正する規則（平成 11 年 7 月 13 日可決）、（国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成 11 年法律第 116 号）第 4 条の規定の施行の日）内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）施行の日から施行（平成 13 年 1 月 6 日））

（要旨）政務次官に代えて、副大臣及び大臣政務官が設置されることに伴う所要の改正をした。

衆規第六十一条 委員会は、委員会議録を作り、次の事項を記載する。

- 一 開会、休憩及び散会の年月日時刻

- 二 出席した委員の氏名
- 三 出席した委員外議員の氏名
- 四 出席した国務大臣、内閣官房副長官、政務次官及び政府特別補佐人の氏名
- 五 委員の異動
- 六 付託案件の件名
- 七 会議に付した案件の件名
- 八 議事
- 九 表決の数
- 十 決議の要領
- 十一 公聴会
- 十二 証人
- 十三 参考人（政府参考人を含む。第八十五条の二第一項を除き、以下同じ。）
- 十四 委員の派遣
- 十五 報告又は記録の提出の要求
- 十六 報告書
- 十七 その他重要な事項

（第 145 回国会 衆議院規則の一部を改正する規則（平成 11 年 7 月 13 日可決）、（国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成 11 年法律第 116 号）第 2 条の規定の施行の日）第 146 回国会召集の日から施行（平成 11 年 10 月 29 日））

（要旨）政府委員制度を廃止することに伴い、規定を整理した。

衆規第六十一条 委員会は、委員会議録を作り、左の事項を記載する。

- 一 開会、休憩及び散会の年月日時刻
- 二 出席した委員の氏名
- 三 出席した委員外議員の氏名
- 四 出席した国務大臣及び政府委員の氏名
- 五 委員の異動
- 六 付託案件の件名
- 七 会議に付した案件の件名
- 八 議事
- 九 表決の数
- 十 決議の要領
- 十一 公聴会
- 十二 証人
- 十三 参考人
- 十四 委員の派遣
- 十五 報告又は記録の提出の要求
- 十六 報告書
- 十七 その他重要な事項

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))  
衆規第六十一条 委員会は、委員会議録を作り、左の事項を記載する。

- 一 開会、休憩及び散会の年月日時刻
- 二 出席した委員の氏名
- 三 出席した委員外議員の氏名
- 四 出席した国务大臣及び政府委員の氏名
- 五 委員の異動
- 六 付託事件の件名
- 七 会議に付した事件の件名
- 八 議事
- 九 表決の数
- 十 決議の要領
- 十一 公聴会
- 十二 証人
- 十三 委員の派遣
- 十四 報告又は記録の提出の要求
- 十五 報告書
- 十六 その他重要な事項

- ・委員会議録の記載事項中議事に関する部分については、速記法によって速記した議事を記載するのが例である。なお、第 19 回国会閉会中以前は委員会の議事に関する部分について筆記によったことがある。また、委員会の議事に関する速記不能の箇所を、衆議院公報所載の委員会議事経過を転載して補ったことがある (衆委先 278)。
- ・小委員会 (小委員会連合会)、分科会又は連合審査会を開いたときは、委員会の例にならば、その会議録を作成する。小委員会の会議録の記載事項中議事に関する部分は速記によるのが例であるが、筆記によったこともある。速記によったときはその会議録を印刷配付するのが例である。分科会又は連合審査会の会議録の記載事項中議事に関する部分は速記によっており、その会議録を印刷配付する (衆委先 279)。
- ・委員会において、委員会の運営その他に関し協議懇談を行う場合等において、委員長が必要と認めたとき、速記を一時中止したことは少なくない (衆委先 283)。
- ・委員会の議事に関係のある簡単な参考文書等を、委員長が必要と認め又は委員会に諮って、委員会議録に掲載した事例は少なくない (衆委先 284)。
- ・委員、委員長及び理事の選任及び異動等委員会の構成に関する事項、委員会の開会及び議事経過等会議に関する事項その他必要な事項は、これを衆議院公報に掲載する (衆委先 285)。

衆規第六十二条 委員会議録は、委員長及び理事がこれに署名し、議院に保存する。

衆規第六十三条 委員会議録は、これを印刷して各議員に配付する。但し、秘密会議の記録中特に秘密を要するものと委員会で決議した部分及び第七十一条の規定により委員長が取り消させた発言については、この限りでない。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))

衆規第六十三條 委員會議録は、これを印刷して各議員に配付する。但し、秘密會議の記録中特に秘密を要するものと委員会で決議した部分については、この限りでない。

- ・小委員会（小委員会連合会）、分科会又は連合審査会を開いたときは、委員会の例にならない、その會議録を作成する。小委員会の會議録の記載事項中議事に関する部分は速記によるのが例であるが、筆記によったこともある。速記によったときはその會議録を印刷配付するのが例である。分科会又は連合審査会の會議録の記載事項中議事に関する部分は速記によっており、その會議録を印刷配付する（衆委先 279）。
- ・秘密會議の記録中特に秘密を要するものと委員会で決議した部分は、これを印刷配付しないで、密封して保存する（衆委先 280）。
- ・委員長が取り消させた委員の発言は、委員會議録に記載しない。また、委員、委員でない議員、國務大臣等が自ら取消した言辞も同様である（衆委先 281）。
- ・會議録に記載された事項について、発言者その他関係者から訂正を求められたときは、委員長において又は委員会に諮ってこれを決する（衆委先 282）。

旧衆規第五十九條 委員會ニ於テ少數ヲ以テ廢棄セラレタル意見ヲ議院ニ提出セムトスル者出席委員三分ノ一ニ及フトキハ委員會ノ報告ト俱ニ其ノ意見書ヲ提出スルコトヲ得

（改正第 50 回帝國議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第五十七條 委員會ニ於テ少數ヲ以テ廢棄セラレタル意見ヲ議院ニ提出セムト欲スル者出席委員三分ノ一ニ及フトキハ委員會ノ報告ト俱ニ其ノ意見書ヲ提出スルコトヲ得

- ・少数意見は議案若しくは委員長報告に対する質疑討論の通告があつても、委員長報告に次いで提出者がこれを報告する（衆先彙纂 352）。
- ・委員会において小数をもって廢棄された意見を議院に提出しようとする者が出席委員の三分の一に及ぶときはその連名をもって少数意見書を議長に提出することができる。そしてこの場合においては提出すべき旨を委員会において予告すべきものとする（衆委先彙纂 224）。
- ・少数意見書にはその理由を付記しないで主旨のみを記載するものとする（衆委先彙纂 225）。
- ・委員長が少数意見者であるときにその連名に加わつたことがある（衆委先彙纂 226）。
- ・少数意見は議案が本會議の議題となり、これに関する委員長の報告があつた後、少数意見提出者中の一人が報告者としてその報告をするのを例とする。そしてこれに遺漏があつたとき報告者又は他の委員がその補足をしたことがある（衆委先彙纂 227）。
- ・本會議において少数意見の報告をする場合は単に報告に止めるべきもので、併せて自己の意見を述べることができない。若しこれを述べようとするときは討論の場合に別に通告してこれをすべきものとする（衆委先彙纂 228）。
- ・委員長が少数意見者の一人であつた場合において、委員長報告に次いで少数意見を報告し、又は委員長報告を理事若しくは委員の一人に依託して自ら少数意見を報告したことがある（衆委先彙纂 229）。
- ・少数意見書の撤回は議場における報告前であるときは仮令議案が議題となつても議長に



においてこれを許可する。しかしその報告後これを撤回しようとするときは議院の許可を要するものとする（衆委先彙纂 230）。

**旧衆規第六十條 委員會ハ委員會議録ヲ作り出席者ノ氏名表決ノ數決議ノ要領其ノ他重要ノ事件ヲ記載スヘシ**

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

**旧衆規第五十八條 委員會ハ委員會議録ヲ作り出席者ノ氏名表決ノ數決議ノ要領及其ノ他重要ノ事件ヲ記載スヘシ**

- ・第 15 回議會以来委員會に速記を付したときはその速記録をもって委員會議録とすることとなった。また開院式勅語奉答文起草の件委員會及び委員長理事互選等の場合に速記を付さなかつたときは筆記録を作成し、これを會議録とする。そして委員會議録はこれを印刷に付し、議員に配付する（衆委先彙纂 264）。
- ・参考書で簡単なもの又は政府の答弁書等委員會の議事に関係あるものは委員長が必要と認め、又は委員會に諮ってこれを委員會議録に掲載したことがある（衆委先彙纂 265）。
- ・委員會における発言で軍事、外交、政策等に関し秘密を要するものと委員長において認めたときは、これを會議録に記載しない。そしてこの場合において會議録より省くべき発言の範囲については委員長において発言者その他の関係者と協議するのを例とする。掲載禁止事項に付き會議録より省かれたき旨政府その他より要求があつた場合は委員長において軍事、外交、政策等に関し秘密を要するものと認めたときに限り発言者その他の関係者と協議の上これを會議録に記載しないが、単に掲載禁止事項であるの故をもって會議録より省いたことはない（衆委先彙纂 266）。
- ・會議録に掲載された事項で発言者その他の関係者よりこれの訂正を求めたときは委員長において又は委員會に諮ってこれを決する（衆委先彙纂 267）。

**旧衆規第六十一條 委員會議録ハ委員長及理事之ニ署名シ事務局ニ保存スヘシ**

**第五章の二 參議院の調査会**

**第五十四條の二 參議院は、国政の基本的事項に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、調査会を設けることができる。**

**調査会は、參議院議員の半数の任期満了の日まで存続する。**

**調査会の名称、調査事項及び委員の数は、參議院の議決でこれを定める。**

（第 104 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 61 年法律第 68 号）により改正（昭和 61 年 5 月 26 日公布、第 105 回国会召集日から施行））

（理由）參議院は、国政の基本的事項に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、調査会を設けることができることとし、この調査会は、參議院議員の半数の任期満了の日まで存続すること、調査会の名称、調査事項及び委員の数は、參議院の議決でこれを定めることとした。

**第五十四條の三 調査会の委員は、議院において選任し、調査会が存続する間、その任にあるものとする。**

調査会の委員は、各会派の所属委員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

調査会長は、調査会においてその委員がこれを互選する。

(第 104 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 61 年法律第 68 号) により改正 (昭和 61 年 5 月 26 日公布、第 105 回国会召集日から施行) )

(理由) 調査会の委員は、議院において選任し、調査会が存続する間、その任にあるものとし、また、調査会長は、調査会においてその委員がこれを互選することとした。調査会の委員の変更に関する第三項は、第四十六条と同趣旨である。

第五十四条の四 調査会については、第二十条、第四十七条第一項、第二項及び第四項、第四十八条から第五十条の二まで、第五十一条第一項、第五十二条、第六十条、第六十九条から第七十三条まで、第百四条、第百五条、第百二十条、第百二十一条第二項並びに第百二十四条の規定を準用する。

前項において準用する第五十条の二第一項の規定により調査会が提出する法律案については、第五十七条の三の規定を準用する。

(国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律 (平成 11 年 7 月 30 日法律第 116 号) による改正、第 146 回国会の召集の日から施行)

第五十四条の四 調査会については、第二十条、第四十七条第一項、第二項及び第四項、第四十八条から第五十条の二まで、第五十一条第一項、第五十二条、第六十条、第七十条から第七十三条まで、第百四条、第百五条、第百二十条、第百二十一条第二項並びに第百二十四条の規定を準用する。

前項において準用する第五十条の二第一項の規定により調査会が提出する法律案については、第五十七条の三の規定を準用する。

(国会法等の一部を改正する法律 (平成 9 年 12 月 19 日法律第 126 号) による改正、次の常会の召集日から施行)

第五十四条の四 調査会については、第二十条、第四十七条第一項、第二項及び第四項、第四十八条から第五十条の二まで、第五十一条第一項、第五十二条、第六十条、第七十条から第七十三条まで、第百四条、第百二十条、第百二十一条第二項並びに第百二十四条の規定を準用する。

前項において準用する第五十条の二第一項の規定により調査会が提出する法律案については、第五十七条の三の規定を準用する。

(第 104 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 61 年法律第 68 号) により改正 (昭和 61 年 5 月 26 日公布、第 105 回国会召集日から施行) )

(理由) 調査会には、委員会の議決定足数、公聴会、国务大臣の出席要求、閉会中の審査等所要の規定を準用することとした。

## 第六章 会議

第五十五条 各議院の議長は、議事日程を定め、予めこれを議院に報告する。

議長は、特に緊急の必要があると認めるときは、会議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

(第2回国会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 緊急の必要がある場合に、議事日程を作成しないで会議を開くことは、先例によって行われていたが、これを成文化したものである。

第五十五条 各議院の議長は、議事日程を定め、予めこれを議院に報告する。

(理由) 議院法第二十六条第一項の規定に相当するものである。議事日程の順序については、従来は政府提出案を先にすることになっていたが、今後は、議長がこれを定めることになる。

- ・ 議事日程を定めるのは、議長の職権であるので、その順序もまた議長がこれを定める。議事日程の記載は、おおむね、一 議院の構成に関するもの、二 内閣総理大臣の指名その他、三 国务大臣の演説及びこれに対する質疑、議案の趣旨の説明及びこれに対する質疑、四 議案(1 予算、2 両院協議会成案、回付案、3 決議案、4 条約、法律案、決算、予備費の使用等について承諾を求める議案、国会の承諾を求めるの件、その他の議案、これらの議案は、委員会の報告の順序により委員会別に記載するのが例である。ただし、特に重要な議案は首位に置くことがある。)、五 請願(他の議案と区別し、各委員会ごとに一連の番号を付して、記載するのが例である。)の順序によるのが例である(衆先199)。
- ・ 議案を議事日程に記載するときは、提出者を表示する(衆先202)。
- ・ 参議院で題名が修正されて衆議院に送付又は回付された議案については、修正された題名を用いず、原案の題名を議事日程に記載する。委員会から題名の修正の報告があった議案について原案の題名を用いるのは当然である(衆先204)。
- ・ 委員長から議案を議事日程に記載することの延期を申し出たときは、議長は、これを許可し、議事日程に記載することを延期するのが例である(衆先205)。
- ・ 委員会において議決を要しないものと議決した議案及び請願は、議事日程に記載しない(衆先206)。
- ・ 請暇、辞職、慶賀、弔詞贈呈の件等は、議事日程に記載しないのが例である。これらの件は多くは議事日程に入るに先立ってこれを議院に諮るが、ときには議事日程に入った後諮ったことがあり、いずれの場合も議事日程の変更を要しない。しかし、慶賀又は弔意に関する件で決議案として提出されたものは、他の議案と同様の原則に従うのは当然である(衆先207)。
- ・ 議事日程は、作成ごとに順次号数を付するので、議事日程に入るに先立ち散会したとき、又は会議を開くに至らなかったときにおいても、次会の議事日程は、その号数を新たにする(衆先209)。
- ・ 次回の議事日程はあらかじめこれを議院に報告することになっているが、議長は、議事日程を定め衆議院公報に記載し、これをあらかじめ各議員に配付して報告するのが例で

ある。なお、議事の都合等により衆議院公報を印刷配付するいとまがないため、議事日程を別に印刷配付したことがある（衆先 211）。

- ・会議は、火曜日、木曜日、金曜日に開くのを例とする。ただし、議長が必要と認めるときは、定例日以外の日でも開会する。会期末及び会期が極めて短い臨時会においては、おおむね連日開会するのが例である（衆先 213）。
- ・日曜日その他の休日には、会議を開かないのが例である。ただし、特殊の事情がある場合は、あらかじめ議院に諮り、あるいは議院運営委員会の決定により、あるいは議長が必要と認めて開会したことがある（衆先 214）。
- ・議事日程を作成しないで会議を開く場合、議事の都合により、定刻以外の時刻を開会時刻と定めたことがある（衆先 216）。

**衆規第百八条** 会議を開こうとするときは、議長は、予め議事日程を定めてこれを議院に報告する。

- ・次会の議事日程はあらかじめこれを議院に報告することになっているが、議長は、議事日程を定め衆議院公報に記載し、これをあらかじめ各議員に配付して報告するのが例である。なお、議事の都合等により衆議院公報を印刷配付するいとまがないため、議事日程を別に印刷配付したことがある（衆先 211）。
- ・議事日程を作成しないで会議を開く場合、議事の都合により、定刻以外の時刻を開会時刻と定めたことがある（衆先 216）。

**衆規第百九条** 議事日程には、開議の日時及び会議に付す案件並びにその順序を記載する。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

**衆規第百九条** 議事日程には、開議の日時及び会議に付する事件並びにその順序を記載する。

**衆規第百十条** 議事日程は、衆議院公報に記載し、且つ、官報にこれを掲載し、各議員に配付する。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

**衆規第百十条** 議事日程は、これを官報に掲載し、且つ、各議員に配付する。

- ・次会の議事日程はあらかじめこれを議院に報告することになっているが、議長は、議事日程を定め衆議院公報に記載し、これをあらかじめ各議員に配付して報告するのが例である。なお、議事の都合等により衆議院公報を印刷配付するいとまがないため、議事日程を別に印刷配付したことがある（衆先 211）。
- ・衆議院公報には、議事日程、委員会の開会その他諸般の事項を記載する（衆先 461）。
- ・衆議院公報は、会期中に限らず、閉会中にも発刊する（衆先 462）。

**衆規第百十二条** 議長が必要と認めるとき又は議員の動議があつたときは、議長は、討論を用いないで議院に諮り、議事日程の順序を変更し、又は他の案件を議事日程に追加することができる。

**衆規第百十二条** 議長が必要と認めるとき又は議員の動議があつたときは、議長は、討論を用いないで議院に諮り、議事日程の順序を変更し又は他の事件を議事日程に追加することができる。

- ・議事日程に記載した案件の順序を変更しようとする場合、議事日程を議了し更に他の案

件を追加し又は議事日程に入る前若しくは議事日程の途中で他の案件を追加しようとする場合は、議長の発議又は議員の動議により、討論を用いなくて議院に諮りこれを決する（衆先 210）。

**衆規第百十三条 議事日程に記載した案件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事を終らなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。**

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

**衆規第百十三条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき又はその議事を終らなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。**

**第二十六條 各議院ノ議長ハ議事日程ヲ定メテ之ヲ議院ニ報告ス**

**議事日程ハ政府ヨリ提出シタル議案ヲ先ニスヘシ但シ他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ政府ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス**

- ・議事日程を定めるのは議長の職権であるのでその順序もまた議長においてこれを定める。即ち議案にあつては政府提出議案、貴族院提出議案、議員提出議案の順序とし、政府提出議案中においては予算案、決算、国有財産計算書、法律案及び承諾案の順序に、また議員提出議案中においては法律案、上奏案、建議案、決議案、請願の順序に掲載し、そして法律案は第一読会の続会、第二読会、第三読会の順序に従って掲載するのを例とする。なお予算に係る法律案は予算案の前に掲載する例であつたが、第 56 回議会以来普通の順序により掲載する例となつた。回付案は政府提出議案、議員提出議案の順序により同種議案の首位に掲載する。また承諾案、法律案、上奏案、決議案で委員会報告を経たものは各同種議案の次位に置く。建議案、請願は他の議案と區別して、別に番号を付し議事日程の末尾に掲載する。質問は第 26 回議会において火曜日を質問日と定められてより、議事日程の首位に掲げ、別に番号を付す。議長副議長候補者選挙の件及び両院協議会委員選挙の件を議事日程に掲載する場合はこれを首位に置く。また懲罰事犯の件を議事日程に掲載する場合はこれを首位に置くのを原則とするも第 37 回、第 51 回議会の各 1 件及び第 59 回議会の 2 件は末尾に置いた。全院委員長及び常任委員長の選挙は開院式翌日の議事日程に掲載する（衆先彙纂 204）。
- ・会期中に議長副議長が欠位となり、その候補者選挙を行う必要が生じたときは議長副議長は議院の構成の一部なので直ちにこの選挙を行わなければならないので議事日程の首位にこれを掲げ、そして政府案に先立ちこれを掲載するが、敢て政府の同意を得るを要しないものとする。なお欠位となつた当日直ちに選挙を行つたことがある（衆先彙纂 207）。
- ・政府又は貴族院提出の議案であると議員提出の議案であるとを問わず議事日程には件名の下に括弧内にその提出者を表示するが、予算案、決算及び承諾を求むる議案はいずれも提出者を表示しないのを例とする。また貴族院より送付又は回付されたものであるときは件名の下に（政府提出、貴族院送付）、（政府提出、貴族院回付）、（本院提出、貴族院回付）と表示する。なお承諾を求むる議案は（承諾を求むる件）と、両院協議会の成案は（両院協議会成案）と、また法律案の第一読会の続会の場合は（委員長報告）といずれも件名の下にこれを表示する（衆先彙纂 208）。
- ・予算案、決算及び国有財産計算書はその提出の報告があつたとき直ちに委員に付託され

- るものであり、委員会の報告を俟ってこれを議事日程に掲載するのを例とする。建議案は第 63 回（臨時）議会以来その審査のために常任委員を設けるのが例となったので、これまた委員会の報告を俟って議事日程に掲載する（衆先彙纂 212）。
- 予備金支出の件は数件あっても議事日程には一括してこれを 1 件として掲載する（衆先彙纂 213）。
  - 建議案を議事日程に掲載する場合は第 63 回（臨時）議会以来建議案審査のため、常任委員を設けるのが例となったので、委員会の報告を俟って各省所管別によりこれを掲載したが、第 73 回議会以後は委員会の報告順により掲載することとなった。そして第 75 回議会より請願と同様に議事日程中別に番号を付し、件名の下に提出番号を付記することとした（衆先彙纂 214）。
  - 質問主意書の提出が多数あったため、院議に付すべき議案があるが、便宜質問日に質問のみをもって議事日程を作成することがある（衆先彙纂 220）。
  - 休会に関する件のみをもって議事日程を作成する（衆先彙纂 221）。
  - 国務大臣の演説に対する質疑を議事日程に掲載する（衆先彙纂 222）。
  - 議員提出議案にして政府提出議案に先立ち、院議に付する必要があるか又は政府提出議案と同種若しくは関連するため同時に院議に付する必要があるときは議長は議院法第 26 条第 2 項但書により予め政府の同意を得て、政府提出議案に先立ち議員提出議案を議事日程の首位又は政府提出議案の中間に掲載する（衆先彙纂 223）。
  - 貴族院において表題を修正して送付若しくは回付されたときはこれを議事日程に掲載するには修正の表題を用いず原案の表題を議事日程に掲載する。なお委員会において議案の表題を修正して報告したときは原案の表題を用いるのは勿論である（衆先彙纂 226）。
  - 議員提出の議案で委員に付託された議案と内容同一のものであるときは議事日程に掲載しないで直ちにこれを同一の委員の審査に付する例であるが、第 10 回議会以来は提出者が政府若しくは貴族院たると議員であるとを問わずこれを議事日程に掲載し、然る後に同一の委員に併せ付託する例となった（衆先彙纂 227）。
  - 議案の提出者より議事日程に議案掲載の延期を申し出たとき又は委員長より報告の延期を申し出たときは議長はこれを許可し、議事日程の掲載を延期するのを例とする。また議事日程に掲載された議案に対し提出者又は委員長より延期の申し出があったときは議長は議事日程よりこれを省く旨を宣告するのを例とする（衆先彙纂 229）。
  - 第 1 回議会以来開院式当日は開院式勅語に対する奉答文案の会議を開くのを例とし、これに引き続き他の議事を開いたことあるも、当日の会議はすべて議事日程を作成しないで会議を開く例である。なお第 80 回（臨時）議会においては会期終了日に議事日程を作成しないで午前 10 時より会議を開いた（衆先彙纂 247）。
  - 政府に議事日程変更の同意を求める手続きは議長は書記官長又は書記官をして政府に口頭をもって照会させる。そして政府の回答がない間は議事の進行を止め、発言を求める者あるもこれを許さない。その同意があるか否かを待つのを例とする。なお政府の回答を待つため、特に休憩したことがある（衆先彙纂 374）。
  - 政府が議事日程の変更不同意の場合において政府提出議案議了後に他の議案に先立ち会議に付そうとするには更に議事日程の変更を要する（衆先彙纂 375）。

- ・議事日程に掲載された議案にして提出者が同一のもの、同種若しくは関連するもの又は同一委員に付託されたものは院議に諮り、一括して会議に付するのを例とする（衆先彙纂 376）。
- ・議事日程を変更し、政府提出議案に先だち議員提出議案その他の議事を開くため、政府の同意を求めたことは屢々ある。この場合議長は書記官長若しくは書記官をして政府に対し、口頭をもって照会させる。そして政府は概ねこれに同意するのを例とする（衆先彙纂 587）。

**旧衆規第八十條 議長ハ會議ノ終ニ於テ次會ノ議事日程ヲ議院ニ報告スヘシ**

- ・次会の議事日程は会議の終わりに於て議院にこれを報告すべきものであるが、衆議院公報発刊以来は議事日程は必ずこれに掲載するので議長は散会の際、次会の議事日程は衆議院公報をもって報告する旨を告げ、議場における報告を省略するのを例とする。また院議をもって休会するほか、議案の都合により議長が議事日程を定めないときは自然休会とする。この場合においては前会の散会に際し、議長がこれを宣告すると否とに拘わらず、衆議院公報にその旨を掲載するのを例とする（衆先彙纂 237）。
- ・第 1 回議會以来開院式当日は開院式勅語に対する奉答文案の會議を開くのを例とし、これに引き続き他の議事を開いたことあるも、当日の會議はすべて議事日程を作成しないで會議を開く例である。なお第 80 回（臨時）議會においては會期終了日に議事日程を作成しないで午前 10 時より會議を開いた（衆先彙纂 247）。

**旧衆規第八十一條 凡テ議院ノ會議ニ付スヘキ事件及次序並開議ノ日時ハ之ヲ議事日程ニ記載スヘシ**

- ・委員会において議決を要しないものと議決し、又は否決すべきものと議決した議員提出議案は特に委員長より要求あるもののほか議事日程に掲載しないのを例とする（衆先彙纂 230）。
- ・勅語に対する奉答、天機並びに御機嫌奉伺、慶賀、弔慰、請暇、辭職、委員の辭任その補欠等の件は議事日程に掲載しないのを例とする。そしてこれらの件は多くは議事日程に入るに先立ちこれを院議に諮るも、時に議事日程に入った後、諮ることがある。いずれの場合と雖も議事日程の変更を要しない。しかし慶賀、弔慰に関する件で上奏案、決議案として提出されたものはもとより他の議案と同様の原則に従うべきものとする（衆先彙纂 231）。
- ・議事日程は作成毎に順次号数を付し、配付後若しくは會議前停会を命じられ又は議事日程に入るに先立ち休会若しくは散会をするに決したときと雖も次会の議事日程はその号数を新たにする（衆先彙纂 233）。

**旧衆規第八十二條 議事日程ハ官報ニ掲載シ及議員ニ配付スヘシ**

**旧衆規第八十三條 議事日程ニ某議案ノ會議時刻ヲ定メタル場合ニ於テ其ノ時刻ニ至リタルトキハ議長ハ會議中ノ議事ヲ中止シテ時刻ヲ定メタル事件ノ會議ニ移ルヘシ**

- ・法律案を議事日程に掲載するには成規の日時を要するが、議長において必要と認める場合はその日時到達の時をもってその議案の會議開始の時刻とすることができる。即ち第一讀会を午後 4 時に終わったときに第二讀会は翌々日の午後 4 時開始と指定したことがある。この會議開始の時刻はこれを議事日程に表示する（衆先彙纂 232）。

旧衆規第八十四條 議事日程ニ記載シタル事件アルニ拘ラス他ノ緊急事件ニ付開議ノ動議ヲ起ス者アルトキ又ハ議長自ラ緊急事件ト認ムルトキハ討論ヲ用キスシテ議院ニ諮ヒ議事日程ヲ變更スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第八十二條 議事日程ニ記載シタル事件アルニ拘ラス他ノ緊急事件ニ付キ開議ノ動議ヲ起ス者アルトキ又ハ議長自ラ緊急事件ト認ムルトキハ討論ヲ用キスシテ議院ニ諮ヒ議事日程ヲ變更スルコトヲ得

- ・議事日程に記載した事件あるに拘らず議員より他の緊急事件につき議事を開く動議若しくは議事日程の順序変更の動議が出たとき又は議長において緊急事件と認めるときは直ちにこれを議題とし、討論を用いずに採決する。政府提出議案に先立ち議員提出議案を會議に付そうとするには政府の同意を要する。この場合においてはまず議事日程の変更を院議に諮い、そして後政府の同意を求めるものとする（衆先彙纂 371）。
- ・議事日程変更の動議が提出されたときは直ちにこれを議題とし、討論を用いずしてその許否を決する。そして動議の趣旨は自ずから明瞭であるのでその趣旨弁明をすることなく単に議事日程を変更して何何を議題とすることを望む旨を述べるのを例とする。しかし議事日程変更の動議の趣旨弁明を許したことがある（衆先彙纂 372）。
- ・議事日程に掲載されたものであると否とを問わず議事日程を変更してある議案を會議に付すべしとの動議若しくは法律案に対し引続き読会を開く動議のごときは一度否決された場合においても同日、時を隔てたときは再びこれを提出することができる。また議事日程変更につき政府が同意しない場合においても同日、時を隔てて再びこれを提出することを妨げない（衆先彙纂 373）。
- ・議事日程変更の動議が成立してもこれに先立ち国务大臣の演説の通告があったため、議長は該動議を保留し、先ず国务大臣の発言を許可したことがある（衆先彙纂 377）。
- ・先決問題は議題に直接の関係を有すると否とを問わず、これを議決しなければ議事を進行することができないものであるので、議事日程の変更を要しないで直ちにこれを議題とする。議題に直接の関係を有するものには、選挙の際選挙に関する規則改正を議するの動議、趣旨弁明省略の動議、読会省略の動議、数議案を一括して會議に付するの動議、修正の範囲に関する動議、直ちに採決をするの動議、委員の審査に条件を付するの動議、委員付託の動議、再審査の動議、継続委員を設くるの動議、投票漏れあるも投票を許すべからずとの動議、質疑終局の動議、討論終局の動議、議事及び議決延期の動議、法律案の撤回を求むるの動議、予算案の編成替えを要求するの動議、全院委員会を開くの動議がある。議題に直接の関係がないものには、議事日程変更の動議、休会の動議、休憩の動議、議事中止の動議、国务大臣の出席要求又は希望の動議がある。なお議事進行に関する動議、議案に附帯する動議、国务大臣若しくは議員の演説又は議長若しくは委員長の報告に関連する動議にして先決問題であるときは議事日程の変更を要しないで直ちにこれを議題とする（衆先彙纂 378）。
- ・議事日程に掲載した事件を繰上げ上程すべしとする動議であると議事日程に掲載なき他の事件につき議事を開くべしとの動議であるとに拘わらず、議事日程変更の動議は先決問題として直ちに採決する。そして動議の趣旨弁明はこれをしないのを例とする（衆先



彙纂 378 第 2 (18) )。

- ・先決問題の提出されたときは直ちにこれを議題とし、可否を決すべきものであるが、本案と関連し、討論するのを便宜とする場合はこれを併せて議題とし、採決に当たり該動議を先にする（衆先彙纂 379）。

旧衆規第八十五條 議事日程ニ指定シタル日ニ於テ其ノ記載事件ノ會議ヲ開クコト能ハサルトキ又ハ會議終局ニ至ラサルトキハ議長ハ更ニ其ノ日程ヲ定ムヘシ

第五十五条の二 議長は、議事の順序その他必要と認める事項につき、議院運営委員長及び議院運営委員会が選任する議事協議員と協議することができる。この場合において、その意見が一致しないときは、議長が、これを裁定することができる。

議長は、議事協議会の主宰を議院運営委員長に委任することができる。

議長は、会期中であると閉会中であるを問わず、何時でも議事協議会を開くことができる。

（第 28 回国会国会法等の一部を改正する法律（昭和 33 年法律第 65 号）により改正（昭和 33 年 4 月 18 日公布、第 29 回国会召集日から施行））

（理由）従来の議院運営小委員協議会の運営の実情にかんがみ、その能率化をはかるため、この制度を改め、新たに議事協議会を設けることにし、その構成等について規定した。

第五十五条の二 議長は、議事の順序その他必要と認める事項につき、議院運営委員会が選任する小委員と協議することができる。但し、議長は、小委員の意見が一致しないときは、これに拘束されない。

（第 2 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 23 年法律第 87 号）により改正（昭和 23 年 7 月 5 日公布））

（理由）従来先例によって行われてきた各派交渉会にかえて、今後議長は、議院運営委員会が選任する小委員と、議事の順序その他必要と認める事項について協議することができることにした。

- ・第 1 回（特別）及び第 2 回国会においては、議事の順序その他の事項は、各派交渉会で協議されていたが、第 2 回国会における国会法の改正により、各派交渉会に代わる法規上の機関として議院運営小委員協議会を設け、議長が議院運営委員会の選任する小委員と協議することができることになり、第 3 回（臨時）国会以来第 28 回国会まで小委員が選任されていた。本協議会は、第 3 回（臨時）から第 7 回国会まではしばしば開会され、当日の議事の順序、発言者の数及び発言時間その他の事項について協議していたが、第 14 回国会以降はほとんどこの小委員協議会は開かれなかった。第 14 回国会から第 28 回国会までは議院の運営に関する諸般の事項は議院運営委員会又はその理事会において協議されていた。議事協議会は、第 29 回（特別）及び第 30 回（臨時）国会においては、議長の委任により議院運営委員長が主宰してしばしば開会され、議事の順序その他議院の運営に関する諸般の事項について協議していたが、第 31 回国会の昭和 33 年 12 月を最後に本協議会は開かれていない（衆先 143）。

- ・第51回国会、昭和41年3月10日、議院運営委員会は、議長の諮問を踏まえ、議会制度に関する各般の問題について自由に討議するため、議会制度に関する協議会を設けることを決定した。以後、議院運営委員長及び同委員会の理事等によって構成される本協議会は、議長及び副議長出席のもと、しばしば開会され、国会法の改正問題、議院の運営上の問題、政治倫理の問題、国会の制度改革の問題等議会制度に関わる各般の問題について幅広く協議している（衆先144）。

**憲法第七十二條** 内閣總理大臣は、内閣を代表して議案を國會に提出し、一般國務及び外交關係について國會に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

**憲法第七十三條** 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠實に執行し、國務を總理すること。
- 二 外交關係を處理すること。
- 三 條約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、國會の承認を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に關する事務を掌理すること。
- 五 豫算を作成して國會に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

- ・内閣が條約を國會に提出する場合は、批准を要する條約にあつては、署名後批准前に提出するのが例であるが、批准後に提出したこともあり、また署名後公文の交換その他一定の手續によつて効力を發生する條約にあつては、署名後公文の交換その他の手續の前に提出するのが例であるが、手續後に提出したこともあり、また署名のみによつて効力を發生する條約（署名後一定期間の経過により、又は一定の期日に効力を發生する條約を含む。）にあつては、署名前又は署名後に提出する。條約に加入し又はこれを受諾若しくは承認する場合は、その通告前に提出するのが例であるが、通告後に提出したこともある。なお、すでに國會の承認を経た條約中の條項の留保に關する公文の交換について、交換後に承認を求めたことがある（衆先336）。
- ・第25回（臨時）国会、昭和31年11月17日の議院運営委員会理事会において、關稅及び貿易に關する一般協定の讓許の追加に關する第六議定書の受諾について承認を求めの件の提出に關し、内閣から、日本政府の受諾の対象となり、かつ、我が国を拘束し、従つて憲法第73条第3号但書の規定により國會の承認を要するものは、この議定書のうちその本文及び我が国の讓許表のみであるから、國會には議定書の本文及び我が国の讓許表のみを提出することとしたい旨の申出があり、これを了承した（衆先338）。
- ・第84回国会、昭和53年2月16日の議院運営委員会理事会において、多数国間條約の提出様式に關し、内閣から、従来多数国間條約に署名欄が付されている場合にはこれをすべて翻譯してきたが、今後は、條約上の權利義務關係がいかなる国々との間で設定されているかを明らかにする効果をもたない署名欄は、省略して提出することとし、各国

の署名状況等は、別途参考資料として条約の提出と同時に全議員に配付することとした旨の申出があり、翌 17 日の同理事会においてこれを了承した（衆先 339）。

- ・条約、協定、議定書、交換公文等の締結について承認を求めるの件については、これを承認すべきか否かを議決する（衆委先 149）。
- ・条約の承認に際し、その条約の不可分の一部をなす交換公文、議定書等については、一体のものとして、条約について議決する（衆委先 150）。
- ・留保を付して締結することについて承認を求められた条約について、これを承認したことがある（衆委先 151）。
- ・条約とその条約を改正する議定書等とについて、それぞれ承認を求められ、これらを一括して審査し、いずれも承認したことがある（衆委先 152）。

**第五十六条 議員が議案を發議するには、衆議院においては議員二十人以上、参議院においては議員十人以上の賛成を要する。但し、予算を伴う法律案を發議するには、衆議院においては議員五十人以上、参議院においては議員二十人以上の賛成を要する。**

議案が發議又は提出されたときは、議長は、これを適當の委員会に付託し、その審査を経て會議に付する。但し、特に緊急を要するものは、發議者又は提出者の要求に基づき、議院の議決で委員会の審査を省略することができる。

委員会において、議院の會議に付するを要しないと決定した議案は、これを會議に付さない。但し、委員会の決定の日から休会中の期間を除いて七日以内に議員二十人以上の要求があるものは、これを會議に付さなければならない。

前項但書の要求がないときは、その議案は廃案となる。

前二項の規定は、他の議院から送付された議案については、これを適用しない。

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）第一項は、従来議案を發議するには賛成者を要しなかったのを改め、衆議院においては二十人以上、参議院においては十人以上の賛成者を要することにし、特に予算を伴う法律案の場合は、衆議院においては五十人以上、参議院においては二十人以上の賛成者を要することにした。

第二項は、委員会の審査を省略するには、發議者又は提出者の要求に基づくべきことを明らかに規定した。

**第五十六条 すべて議員は、議案を發議することができる。**

議案が發議又は提出されたときは、議長は、これを適當の委員会に付託し、その審査を経て會議に付する。但し、特に緊急を要するものは、議院の議決で委員会の審査を省略することができる。

委員会において、議院の會議に付するを要しないと決定した議案は、これを會議に付さない。但し、委員会の決定の日から休会中の期間を除いて七日以内に議員二十人以上の要求があるものは、これを會議に付さなければならない。

前項但書の要求がないときは、その議案は廃案となる。

前二項の規定は、他の議院から送付された議案については、これを適用しない。

(理由) 第一項は、議員の発議権についてなんらの条件を付さないことにした。すなわち、従来は、法律案及び決議案については二十人以上、建議案については三十人以上の賛成を要したのであるが、すべて賛成者を要しないことになる。

第二項は、議案が議院から発議されたとき、又は内閣若しくは他の議院から提出されたときは、議長はこれを適当な委員会に付託して、その審査を経た後に、議院の会議に付することにした。通常は常任委員会に付託するが、もし常任委員会で適当なものがなければ、院議により特別委員会を設けてこれを付託することもできる。しかし、特に緊急を要する議案、すなわち不信任決議案等は、委員会に付託せず議院の議決により直ちに議院の会議で審査できることにした。

第三項は、委員会において、議院の会議に付するを要しないと決定した議案は、その決定の日から七日以内に議員二十人以上の要求がなければ、これを議院の会議には付さないことにし、第四項において、この場合は廃案となる旨を明記した。

第五項は、貴族院の修正において新たに加えられたものであり、一の議院の議決を経た議案は、他の議院の委員会限りで廃案にするのは適当でないので、前二項を適用しないことにした。

- ・議案等の提出の時期については、何らの規定がないので、議員発議又は参議院若しくは内閣提出の法律案、予算、決算、予備費の使用等について承諾を求める議案、条約、日本国憲法第8条の規定による議決案、国会の承認を求めるの件、国会の議決を求めるの件、決議案その他の案件及び質問、請願等は、すべて召集日から会期中いつでも提出することができる(衆先149)。
- ・議員の発議に係る議案には、発議者及び成規の賛成者の連署した「右の議案を提出する。」との提出文を添付する。修正案には、同様に「右の修正案を提出する。」との提出文を添付する(衆先150)。
- ・議案の発議者の員数については、何らの制限がないので一人でもよいが、数十人に及ぶこともある。議案の賛成者は、成規の員数以上についてはこれを制限しない。なお、ほとんど全部の議員から議案が発議された場合に、成規の賛成者があるものとして取り扱ったことがある(衆先154)。
- ・法律案の形式については、参議院及び内閣と互いに連絡を図り、一定の用文、用字、様式によっている(衆先157)。
- ・議員から法律案その他の議案が発議されたときは、議長は、直ちに法制局において様式、用字等を整理させ、印刷に付するのが例である(衆先158)。
- ・議員がその発議した議案について委員会の審査省略を要求しようとするとき、又は参議院及び内閣がその提出について衆議院の委員会の審査省略を要求しようとするときは、議案の発議、提出又は送付とともに書面でこれを要求する。内閣提出議案の正誤をしようとする場合は、内閣官房内閣総務官から衆議院議事部長宛に書面をもってする。議員発議の議案の正誤もまた書面をもってする。正誤はこれを印刷配付する(衆先168)。
- ・期限の定めのある法律がその期限の経過により効力を失ったため、これを改正する法律案が消滅したことがある。また、法律の附則で期間を定めて存置された機関がその期間

の経過により廃止されたため、当該機関を存続させようとする改正法律案が消滅したことがある（衆先 185）。

- ・発議者又は提出者から委員会の審査省略の要求があった案件については、議長は、議院運営委員会に諮問した後、これを議事日程に記載するのが例である。この場合は、件名の下に（委員会審査省略要求案件）と付記する（衆先 203）。
- ・議案が発議、提出又は予備審査のため送付されたときは、議長は、その配付とともにこれを適當の常任委員会に付託し、また特別委員会が設けられた場合には、その所管に属するものは、その委員会に付託する。参議院から提出又は送付された議案は、予備審査のため付託した委員会に付託する。なお、議長が付託を取り戻し、後に同一委員会に付託したことがある（衆先 227）。
- ・法律案、予算、条約、決算、予備費の使用等について承諾を求める議案、国会の承認を求めるの件、国会の議決を求めるの件等は、すべて委員会に付託されるので、その報告をまって議決するのが原則である。ただし、委員会の審査省略の要求のある議案について、院議により省略すると決したときは、直ちに会議に付して議決する（衆先 318）。
- ・議案が発議又は提出あるいは送付されたときは、その当日、議長により委員会に付託されるのが例である。ただし、議案の所管を定めがたい場合、特別委員会を設けて付託する場合、議院の会議において趣旨の説明を聴取する場合等において、提出された日の翌日以後に付託された事例も少なくない。議案の所管を定めがたいものについては、議長は議院運営委員会理事会の協議に基づいて決定した委員会に付託するのが例である（衆委先 71）。
- ・委員会において審査中の法律案が自然消滅となったことがある（衆委先 77）。
- ・発議者又は提出者から委員会の審査省略の要求があった議案については、議長は、まず取扱いを議院運営委員会に諮問し、その答申をまって議事日程に記載し、議院に諮り委員会の審査を省略するに決した後、これを議題とする。議事日程に追加する場合は、議院運営委員会の答申に基づき、議長の発議又は議員の動議により、委員会の審査を省略し日程に追加するに決した後、これを議題とする（衆先 232）。
- ・第 19 回国会、昭和 28 年 12 月 24 日、内閣から、奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件が提出され、同協定は同年 12 月 25 日から効力が発生するので、同時に委員会の審査省略の要求書が提出された。同日の会議において、委員会の審査を省略するに決し直ちに議題とし、外務大臣の趣旨弁明があり討論の後、全会一致でこれを承認するに決した（衆先 341）。
- ・国会の承認を求めるの件は、委員会の審査に付し、その報告をまって、会議において委員会の報告のとおり承認するか否かについて採決する（衆先 350、衆委先 155）。
- ・国会の承認を求めるの件について、その一部について承認の議決をしたことがある。この場合には、承認しない部分については、これを抹消して参議院に送付する（衆先 352、衆委先 156）。
- ・特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第 16 条第 2 項の規定に基づき国会の議決を求めるの件は、先に衆議院に提出される。本件は、委員会の審査に付し、その報告をまって議決する（衆先 353）。

- ・特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第 16 条第 2 項の規定に基づき国会の議決を求めるの案件については、これを承認すべきか否かを議決する。第 72 回国会、第 75 回国会及び第 80 回国会においては、公共企業体等労働関係法第 16 条第 2 項の規定に基づき国会の承認を求めるの件として提出され、いずれも委員会の審査を省略して本会議において承認された（衆委先 153）。
- ・特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第 16 条第 2 項の規定に基づき国会の議決を求めるの件について、内閣からその全部につき支出が可能となった旨の通知があったときは、その案件は、自然消滅となったものとして取り扱う。案件が自然消滅となったときは、その旨参議院及び内閣に通知する（衆先 354、衆委先 154）。
- ・決議案が提出されたときは、議長は、まず取扱いを議院運営委員会に諮問する。委員会の審査省略の要求が付されているときは、その答申をまって院議により委員会の審査を省略して議院の会議に付するのが例である。また、議長発議による決議についても、議長は、あらかじめ議院運営委員会に諮問する（衆先 371）。
- ・決議は、内閣に対する不信任、特別委員会の設置、国交又は領土に関する議院の意思表示、外国あるいは外国諸機関に対する感謝、永年在職議員に対する表彰、祝賀、慰問、弔詞その他国政に関する諸般の事項に関してなされる。これらの案件は、議長の発議若しくは議員の動議により、又は決議案の形式をもって、会議に付される。なお、議員辞職勧告に関する決議案は、委員会の審査省略の要求を付さずに提出されている。同決議案については議院運営委員会に付託、審査される（衆先 372）。
- ・国政に関する諸般の事項に関する決議に対しては、その議決の後、内閣総理大臣又は主管国务大臣が意見を述べるのが例である（衆先 374）。
- ・決議のうち内閣に送付するものについては、即日、決議文を議長から内閣総理大臣に送付するのが例である。なお、決議について、議長が手交し又は打電し、あるいは秘書課長をして手交させ、あるいは内閣総理大臣又は外務大臣に対して関係国等に伝達方を依頼したことがある（衆先 375）。
- ・衆議院提出の法律案について、参議院に対して委員会の審査省略の要求をするには、議院運営委員会の決定に基づいて、議案を議決した直後、議長が議院に諮り、これを決するのが例である。参議院に対して委員会の審査省略を要求するに決したときは、法律案の提出とともに書面でこれを要求する（衆先 480）。
- ・永年在職議員表彰及び永年在職議員特別表彰の決議をする（衆先 524）。
- ・前議員を功労議員として表彰する（衆先 525）。
- ・五十年以上在職の議員に衆議院名誉議員の称号を贈る。昭和 28 年 7 月 17 日の会議における前議員尾崎行雄君及び平成 2 年 10 月 18 日の議院運営委員会理事会における前議員三木武夫君（衆先 526）。
- ・院議をもって、感謝の意を表明する決議をしたことがあり、また祝意を表明する決議をしたことがある（衆先 527）。
- ・議院において、皇族殿下の薨去につき弔詞を奉呈し、議員の逝去につき弔詞を贈り、参議院の議長、副議長の逝去につき弔詞を贈り、国家並びに憲政のため功労があった者に

対して弔詞を贈り、国立国会図書館長の逝去につき弔詞を贈り、衆議院事務総長の逝去につき弔詞を贈ったことがある（衆先 532）。

- ・院議をもって弔意を表明したことがある（衆先 533）。
- ・議員が逝去したときは、議員一同から香典を贈る（衆先 534）。
- ・衆議院葬又は衆議院・内閣合同葬儀を行う（衆先 535）。

**衆規第二十八条** 議員が法律案その他の議案を発議するときは、その案を具え理由を附し、成規の賛成者と連署して、これを議長に提出しなければならない。この場合において、予算を伴う法律案については、その法律施行に関し必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

議長は、前項の議案を印刷して各議員に配付する。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））  
（要旨）国会法第五十六条の改正により、予算を伴う法律案を発議するには五十人以上の賛成者を要することとなったのに伴い、予算を伴う法律案を発議する際にはその法律施行に関して必要な経費を明らかにした文書を添付させることにした。

**衆規第二十八条** 議員が法律案その他の議案を発議するときは、その案を具え理由を附してこれを議長に提出しなければならない。議長は、これを印刷して各議員に配付する。

- ・議員の発議に係る議案には、発議者及び成規の賛成者の連署した「右の議案を提出する。」との提出文を添付する。修正案には、同様に「右の修正案を提出する。」との提出文を添付する（衆先 150）。
- ・一般の決議案は、その本文で理由が明らかになっている場合は、理由書を省略することができる（衆先 166）。
- ・議員発議の議案及び修正案は、様式、用字等を議長において整理した後印刷に付する（衆先 173）。
- ・議員発議の議案、修正案、委員会報告書、参議院の回付案又は両院協議会成案で、緊急上程の必要、会期切迫等の事由により印刷をするいとまがない場合は、会議に付した後又は議了の後にこれを印刷に付することがある（衆先 176）。

**衆規第二十八条の二** 議院が議長若しくは副議長の信任又は不信任に関する動議若しくは決議案を発議するときは、その案を具え理由を附し、五十人以上の賛成者と連署して、これを議長に提出しなければならない。

仮議長の信任又は不信任に関する動議若しくは決議案の発議については、前項の例による。

常任委員長の解任に関する動議又は決議案の発議については、第一項の例による。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））  
（要旨）議長、副議長、仮議長の信任、不信任及び常任委員長の解任に関する動議または決議案は議院構成上の最高機関に対するものであり、特に慎重を期すべきであるので、その発議には五十人以上の賛成者を必要とすることにした。

**衆規第二十八条の三** 議院が内閣の信任又は不信任に関する動議若しくは決議案を発議するときは、その案を具え理由を附し、五十人以上の賛成者と連署して、これを議長に提出しなければならない。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決) )  
(要旨) 内閣の信任、不信任に関する動議または決議案は極めて重大な法的効果を伴うものであるため、特に慎重を期すべきであるので、その発議には五十人以上の賛成者を必要とすることにした。

- ・ 国務大臣の不信任決議案については、これらに準じて、第 22 回 (特別) 国会以降は、50 人以上の賛成を得て発議されている (衆先 154) 。
- ・ 内閣不信任決議案が提出された後は、個々の国務大臣に対する不信任決議案は、そのうちに包含されるものであるから、これを提出することができない (衆先 165) 。

**衆規第二十九条 第二十八条の議案のうち国会の議決を要するものについては、議長は、その配付とともにこれを予備審査のため参議院に送付する。**

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決) )

**衆規第二十九条 前条の議案のうち両院の議決を要するものについては、議長は、その配付とともにこれを予備審査のため参議院に送付する。**

- ・ 衆議院議員が発議した議案について、予備審査のため参議院に送付する案には、衆議院議長の記名押印した「本院議員何某君提出の右議案を予備審査のため送付する。」との送付文を添付する。参議院議員発議の議案について、予備審査のため送付される案には、参議院議長の記名押印した「右の議員提出案を予備審査のため送付する。」との送付文が添付され、また内閣提出の議案については、内閣総理大臣の記名押印した「右何月何日に参議院に提出した。よって、国会法第五十八条により送付する。」との送付文が添付される。なお、衆議院議員及び参議院議員発議の議案について、予備審査のため送付する場合には、その送付文の末尾にその議院の事務総長が記名押印する (衆先 153) 。

**衆規第三十条 参議院又は内閣から提出された議案及び参議院から送付された議案は、議長は、直ちにこれを印刷して各議員に配付する。但し、予備審査のため既に配付された議案と同一の場合は、この限りでない。**

- ・ 参議院から提出された議案及び予備審査のため送付された案は、直ちにその全部を印刷に付する。ただし、参議院提出議案が予備審査のため送付された案と同一の場合は、提出文のみを印刷に付する。また、参議院からの回付案は、直ちに回付文及びその修正の部分を印刷に付する。内閣から提出された議案及び予備審査のため送付された案は、議院の委託によりあらかじめ内閣において印刷するので、その提出文又は送付文のみを直ちに印刷に付する。参議院から内閣提出議案を可決し送付してきた場合は、送付文及び提出文のみを、修正議決の場合は、併せて修正の部分をも直ちに印刷に付する。内閣からの修正書は、直ちにその全部を印刷に付する (衆先 174) 。
- ・ 内閣又は人事院等からの報告、勧告、意見等は、おおむね議長においてこれを印刷して配付するのが例であるが、議員に配付する分を持参してきた場合は、そのままこれを各議員に配付する (衆先 175) 。
- ・ 期限の定めのある法律がその期限の経過により効力を失ったため、これを改正する法律案が消滅したことがある。また、法律の附則で期間を定めて存置された機関がその期間の経過により廃止されたため、当該機関を存続させようとする改正法律案が消滅したことがある (衆先 185) 。



**衆規第三十一条** 議案が発議又は提出されたときは、議長は、その配付とともにこれを適當の常任委員会に付託する。

- ・議案が発議、提出又は予備審査のため送付されたときは、議長は、その配付とともにこれを適當の常任委員会に付託し、また特別委員会が設けられた場合には、その所管に属するものは、その委員会に付託する。参議院から提出又は送付された議案は、予備審査のため付託した委員会に付託する。なお、議長が付託を取り戻し、後に同一委員会に付託したことがある（衆先 227）。
- ・議案が発議又は提出あるいは送付されたときは、その当日、議長により委員会に付託されるのが例である。ただし、議案の所管を定めがたい場合、特別委員会を設けて付託する場合、議院の会議において趣旨の説明を聴取する場合等において、提出された日の翌日以後に付託された事例も少なくない。議案の所管を定めがたいものについては、議長は議院運営委員会理事会の協議に基づいて決定した委員会に付託するのが例である（衆委先 71）。

**衆規第三十二条** 案件の所管を定めがたいものについては、議長は、議院に諮つて決定した常任委員会に付託する。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

**衆規第三十二条** 事件の所管を定めがたいものについては、議長は、議院に諮つて決定した常任委員会に付託する。

- ・議案の所管を定めがたいものについては、議長は、議院運営委員会に諮問してその所管と決定した常任委員会又は特別委員会に付託するのが例である（衆先 228）。
- ・議案を一の常任委員会に付託した後、他の常任委員会又は特別委員会に付託替えをしたことがある（衆先 230、衆委先 73）。

**衆規第三十三条** 議院において特に必要があると認めた案件又は常任委員会の所管に属しない案件について、特別委員会が設けられた場合には、その所管に属する案件については、議長は、これをその委員会に付託する。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

（要旨）議院において特に必要があると認めた案件または常任委員会の所管に属しない案件について特別委員会が設けられた場合には、案件の内容によりその特別委員会の所管が定まるのであるから、この所管に属する案件が新たに提出されたときは、従来のように議院に諮ることなく、議長において当然にその特別委員会に付託できることに改めた。

**衆規第三十三条** 常任委員会の所管に属しない事件については、議長は、議院に諮り特別委員会を設けこれを付託する。

- ・議案が発議、提出又は予備審査のため送付されたときは、議長は、その配付とともにこれを適當の常任委員会に付託し、また特別委員会が設けられた場合には、その所管に属するものは、その委員会に付託する。参議院から提出又は送付された議案は、予備審査のため付託した委員会に付託する。なお、議長が付託を取り戻し、後に同一委員会に付託したことがある（衆先 227）。
- ・第 22 回国会以降は、従来院議で特別委員会に併託されていたのと同様の案件について

もその所管に属するものとして、本条の規定により議長が付託しており、第 34 条に基づく併託は行われたことがない（衆委先 4）。

**衆規第三十四条 特別委員会に付託した案件に関連がある他の案件については、議長は、議院に諮りその委員会に併せて付託することができる。**

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

**衆規第三十四条 特別委員会に付託した事件に関連がある他の事件については、議長は、議院に諮りその委員会に併せて付託することができる。**

- ・第 22 回国会以降は、従来院議で特別委員会に併託されていたのと同様の案件についてもその所管に属するものとして、第 33 条の規定により議長が付託しており、本条に基づく併託は行われたことがない（衆委先 4）。

**衆規第三十五条 予備審査のため参議院又は内閣から送付された議案については、前五条の規定を準用する。**

- ・参議院から提出された議案及び予備審査のため送付された案は、直ちにその全部を印刷に付する。ただし、参議院提出議案が予備審査のため送付された案と同一の場合は、提出文のみを印刷に付する。また、参議院からの回付案は、直ちに回付文及びその修正の部分を印刷に付する。内閣から提出された議案及び予備審査のため送付された案は、議院の委託によりあらかじめ内閣において印刷するので、その提出文又は送付文のみを直ちに印刷に付する。参議院から内閣提出議案を可決し送付してきた場合は、送付文及び提出文のみを、修正議決の場合は、併せて修正の部分をも直ちに印刷に付する。内閣からの修正書は、直ちにその全部を印刷に付する（衆先 174）。

**衆規第三十六条 議員がその発議した議案及び動議を撤回しようとするときは、発議者の全部からこれを請求しなければならない。委員会の議題となつた後にこれを撤回するには委員会の許可を要し又会議の議題となつた後には、議院の許可を要する。**

- ・議員発議の議案若しくは修正案を発議者が撤回しようとするとき、又は内閣提出の議案を内閣が修正若しくは撤回しようとするときは、書面をもってする（衆先 178）。
- ・議員発議の法律案について、議員がこれを撤回したとき又は委員会若しくは議院の会議において撤回を許可したときは、その旨を参議院に通知する（衆先 179）。
- ・議員発議の法律案が議決を要しないものとなつたときは、その旨を参議院に通知する（衆先 180）。
- ・議員発議の議案の撤回は、発議者全部の請求を必要とするが、賛成者の同意は必要としない（衆先 182）。
- ・議題となつて後における議案の修正又は撤回の請求は、許可又は承諾されるのが例である。また、動議の撤回は、会議の議題となつた後は、議院に諮ってこれを許可する（衆先 183）。
- ・議員発議の議案について、提出者の変更、内容又は字句の変更等のため撤回し、再びこれを提出したことが少なくない（衆先 184）。
- ・後会に継続した議員発議の法律案について、発議者から撤回の申出があり委員会においてこれを許可したことが少なくない（衆先 198、衆委先 76）。
- ・動議の撤回は、発議者の全部からこれを請求しなければならないが、賛成者の同意を要

しない（衆委先 94）。

- ・動議は、議題となる前はいつでも撤回できるが、議題となった動議について、撤回の請求があるときは、委員会に諮って、許可するのが例である（衆委先 95）。

衆規第三十六条の二 議員が議案を発議して、その議案が議決に至らないうちに、成規の賛成を欠くに至った場合は、速やかにこれを補充しなければならない。

前項の補充ができないときは、その議案は消滅する。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

- ・議員で国務大臣等である者は、議案の発議者又は賛成者として署名しないのが例である。ただし、慶弔儀礼等に関する議案には署名したことがある。また、議案の発議者又は賛成者である議員が、国務大臣等に任命されたときは、その発令の日から国務大臣等になった者の氏名を削除する。ただし、削除したため、成規の賛成者を欠くに至ったときは、速やかに補充するものとする（衆先 155）。
- ・議案の発議者又は賛成者の追加又は取消しは、その案の配付後はこれを許さない。しかし、配付後であっても、死亡、除名、その他特別の事情がある場合の訂正はこの限りでない（衆先 156）。

衆規第百十一条 委員会の審査を省略しようとする案件については、発議者又は提出者は、発議又は提出と同時に、書面でその旨を議長に要求しなければならない。

内閣は、参議院において委員会の審査省略を要求しなかった議案については、衆議院においてその要求をすることができない。

第一項の要求があつた案件については、議長は、これを議事日程に記載し、議院において委員会の審査を省略するかどうかを決する。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

衆規第百十一条 委員会の審査を省略しようとする事件については、発議者又は提出者は、発議又は提出と同時に、書面でその旨を議長に申し出なければならない。

前項の申出があつた事件については、議長は、これを議事日程に掲載し、議院において委員会の審査を省略するかどうかを決する。

- ・議員がその発議した議案について委員会の審査省略を要求しようとするとき、又は参議院及び内閣がその提出について衆議院の委員会の審査省略を要求しようとするときは、議案の発議、提出又は送付とともに書面でこれを要求する。内閣提出議案の正誤をしようとする場合は、内閣官房内閣総務官から衆議院議事部長宛に書面をもってする。議員発議の議案の正誤もまた書面をもってする。正誤はこれを印刷配付する（衆先 168）。
- ・第 1 回国会昭和 22 年 8 月 7 日の議院運営委員会において、委員会提出法律案については、委員会審査省略の要求があつたものとして取り扱うことに決定し、以来これに従い、議院に諮り委員会の審査を省略するのが例である（衆委先 71）。
- ・発議者又は提出者から委員会の審査省略の要求があつた案件については、議長は、議院運営委員会に諮問した後、これを議事日程に記載するのが例である。この場合は、件名の下に（委員会審査省略要求案件）と付記する（衆先 203）。
- ・発議者又は提出者から委員会の審査省略の要求があつた議案については、議長は、まず取扱いを議院運営委員会に諮問し、その答申をまって議事日程に記載し、議院に諮り委

委員会の審査を省略するに決した後、これを議題とする。議事日程に追加する場合は、議院運営委員会の答申に基づき、議長の発議又は議員の動議により、委員会の審査を省略し日程に追加するに決した後、これを議題とする（衆先 232）。

- ・決議案が提出されたときは、議長は、まず取扱いを議院運営委員会に諮問する。委員会の審査省略の要求が付されているときは、その答申をまって院議により委員会の審査を省略して議院の会議に付するのが例である。また、議長発議による決議についても、議長は、あらかじめ議院運営委員会に諮問する（衆先 371）。

**衆規第二百一十一条 委員会の審査を省略しないと決した議案については、議長が、これを適當の委員会に付託する。**

**第二十八條 政府ヨリ提出シタル議案ハ委員ノ審査ヲ經スシテ之ヲ議決スルコトヲ得ス但シ緊急ノ場合ニ於テ政府ノ要求ニ由ルモノハ此ノ限ニ在ラス**

- ・議案の緊急議決の要求又は正誤は書面若しくは口頭をもってする（衆先彙纂 179）。
- ・法律案は議案配付後少なくとも 2 日（48 時間）を隔てて議事日程に掲載することを要するが、政府より議院法第 27 条但書及び第 28 条但書に依り、又は単に緊急事件として議決することの要求があったときは、成規の日時にかかわらず、短縮して議事日程に掲載するのを例とする（衆先彙纂 210）。
- ・予算案はその提出があったときは予算委員に付託され、その審査を終った後、会議に付すべきものであるが、追加予算案で議院法第 28 条但書による要求があったときは予算委員に移すことなく直ちに議事日程に掲載するのを例とする。しかし単に緊急事件として議決することの要求があったときは議院法第 28 条但書による要求があった場合とその取扱いを異にする。乃ち第 2 回議會以来政府より単に緊急事件として要求があった追加予算案は総計 21 件に及び内 1 件は委員に移さずして議事日程に掲載し、1 件は議事日程を変更して即決議したが、他の 19 件は委員の審査を終りその報告を俟って議事日程に掲載し、若しくは議事日程を変更して会議に付した（衆先彙纂 211）。
- ・政府より議院法第 28 条但書に依り、委員の審査省略の要求があるときは、議長はその要求を入れるか否かを院議に諮ったが、第 12 回（特別）議會明治 31 年 5 月 27 日に議長は自今政府より議院法第 28 条但書に依り、要求があるものは委員に付託しないこととする旨を宣告し、爾来この要求があるときは議員より委員付託の動議が出ない限りは、委員の審査を省略することとなった。即ち追加予算案にあっては予算委員に移すことなく直ちにこれを議事日程に掲載し、若しくは議事日程を変更して会議に付してこれを即決し、法律案にあっては通例議院法第 27 条但書による要求と併せて要求され、成規の日時を短縮して議事日程に掲載し、若しくは議事日程を変更して会議に付し、委員に付託することなく議決をするのを例とする。第 1 回議會以来、議院法第 28 条但書に依り委員の審査省略の要求があった法律案、追加予算案等の総件数は 48 件に及び、内 14 件は政府の要求を入れないで委員に付託し、1 件は委員付託中であるので委員の審査に期限を付し、至急審査を終了して会議に付し、その他の 33 件は孰れも政府の要求を容れ、委員の審査を省略した（衆先彙纂 318）。
- ・委員付託中の議案に対して政府より委員の審査省略の要求があったとき、議院はその議案の審査に期限を付したことがある（衆先彙纂 319）。

- ・第1回議会以来政府より議院法第27条但書又は第28条但書に依らず、単に緊急事件として議決することの要求があった議案は64件に及び、うち18件は委員の審査中要求があったものであるのを除き、他の46件中1件は院議に付するに先立って撤回され、3件は委員の審査を省略して可決し、その他はいずれも委員に付託し、その審査を終わった後、会議に付した（衆先彙纂320）。
- ・予算案は本予算案であると追加予算案であるとを問わず、その提出があったときは直ちに予算委員に付託され、その審査を終わった後、会議に付する。しかし追加予算案で、政府より議院法第28条但書による要求があるときは、議院はその要求を容れ、委員の審査を省略して直ちにこれを会議に付するのを例とする。また追加予算案に対し政府より単に緊急事件として議決することの要求をすることがある。この場合においては必ずしも委員の審査を省略しない。即ち第2回議会以来単に緊急事件として議決することの要求があった追加予算案は21件に及び、内10件は委員の審査中の要求に係るのでこれを除き、他の11件中2件は委員の審査を省略し、他の9件はいずれも委員の審査を終わった後、会議に付した（衆先彙纂331）。
- ・本予算案は提出があったときは直ちに予算委員に付託され、本会議においては国務大臣が財政計画に付き、大体の方針を演説し、議員はその演説に対し質疑をするが、予算委員会の審査を終った後、その報告を俟ってこれを会議に付する。追加予算案もまた本予算案と同様直ちに委員会に付託され、その審査報告を俟ってこれを会議に付するが、政府より議院法第28条但書により議決することの要求があるときは直ちに会議に付し、大蔵大臣がその趣旨を弁明し、審議に入るのを例とする（衆先彙纂446）。
- ・追加予算案に対し、政府より単に緊急事件として要求があったもの21件、内10件は委員審査中の要求に係るのでこれを除き、他の11件中2件は議事日程に掲載し、若しくは議事日程を変更して直ちに会議に付し、即決議決するも、その他の9件は委員の審査を終った後、会議に付した（衆先彙纂447）。
- ・本予算案はこれに関係ある法律案の議決前若しくは議決後これを会議に付し、その事例必ずしも一定しなかったが、第52回議会以来関係法律案の議決を俟たずして、先に予算案を会議に付す例となった。追加予算案は第5回議会以来概ねこれと関係ある法律案が本院議決後に会議に付す例であるが、最近では本予算案の例に倣い、関係法律案の議決を俟たず会議に付すこととなった（衆先彙纂448）。
- ・政府提出の法律案、承諾案及び貴族院提出の法律案は議院法第28条及び衆議院規則第94条により、これを特別委員に付託するのを原則とし、議員提出の議案は本会議における委員付託の動議により、特別委員を設けて審査させる。また開院式勅語奉答文案は第21回議会以来毎会期必ず特別委員をして起草させる。その他文案の起草、ある事項の調査、ある事件に付き政府と交渉をさせるため、議院法第78条により議員の資格を審査させるため、衆議院規則第100条により修正議決の結果の整理をさせるため、同第127条により特に起案をさせるためにもまた特別委員を設ける（衆委先彙纂3）。
- ・本予算案であると追加予算案であるとを問わず予算案は本会議において特に委員付託の手続きを執ることなく、その提出があった当日をもって委員に付託されたものとし、直ちに審査を開始できるものとする。しかし追加予算案に付き政府より議院法第28条但

書による要求があるときは予算委員の審査を経ずに直ちに本会議において議決するのを例とする。また追加予算案に対し政府より単に緊急事件として要求するものは予算委員の審査を経るのを例とする（衆先彙纂 106）。

**第二十九條 凡テ議案ヲ發議シ及議院ノ會議ニ於テ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ發スルモノハ二十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス**

- ・政府又は議員提出議案は開院式後何時（停会中を除く）でもこれを提出することができる（衆先彙纂 163）。
- ・議員提出議案は提出者及び賛成者の連署した提出文を添付する。修正案もまた同じである（衆先彙纂 165）。
- ・議案提出者の員数については何らの規定がないので 1 名をもって足りるも往々数十名に及ぶことがある。議案の賛成者は法律案、決議案は 20 人以上、上奏案、建議案は 30 人以上を要する。しかしそれ以上については別に制限がないのでほとんど全員が賛成者として署名したこともある（衆先彙纂 166）。
- ・議員にして国务大臣又は政府委員である者は概ね議案提出の賛成者として署名しないのを例とする。但し慶弔儀礼等に関する議案には署名することもある（衆先彙纂 167）。
- ・召集に応じていない議員は議案の提出者又は賛成者になることはできない（衆先彙纂 168）。
- ・議案の提出者又は賛成者の追加若しくは取消はその議案の配付後は誤謬を訂正するほかはこれを許さない。しかし配付後賛成者の死亡により成規の賛成を欠くに至るときは他の議員を賛成者として補充することができる（衆先彙纂 169）。
- ・貴族院より提出、送付及び回付に係る議案並びに政府提出の修正は直ちにこれを印刷に付する（衆先彙纂 186）。
- ・少数意見で原案に対する修正であるときは 20 人以上の賛成（予算案であるときは 30 人以上）を俟って修正案として成立するものとする（衆先彙纂 354）。
- ・議案に対する修正動議は予めその案を具えこれを議長に提出することを要する（衆先彙纂 360）。
- ・決議は戦功の表彰又は感謝、戦死者に対する敬弔、国交に関する議院の意思表明、永年在職議員に対する表彰、祝賀、慰問、弔詞、内閣不信任等に関しこれをする。そしてこれらの事件を会議に付するのは議長發議若しくは議員の動議により又は決議案の形式をもってする（衆先彙纂 488）。
- ・第 3 回（特別）議会以来決議案が議決されたものは頗る多く、内閣不信任若しくは国务大臣の処決を求める決議案又は臨時外交調査委員会設置に関する決議案等に対してはその議決の際、内閣総理大臣又は主管大臣が意見を述べたことは少なくない。また軍隊に対する感謝又は戦死者に対する敬弔の決議案に対しては議決の際、主管大臣が謝辞を述べるのを例とする（衆先彙纂 489）。
- ・決議は内閣総理大臣又は主管大臣、議員等関係者宛て即日通牒するのを例とし、その通牒は議長又は書記官長の名をもってする。そしてこの通牒に対し回答又は通知を受けたことがある（衆先彙纂 490）。

**第五十一條 各議院上奏セムトスルトキハ文書ヲ奉呈シ又ハ議長ヲ以テ總代トシ謁見ヲ請**

## ヒ之ヲ奉呈スルコトヲ得

### 各議院ノ建議ハ文書ヲ以テ政府ニ呈出スヘシ

- ・上奏又は奉答に対し勅語を賜る（衆先彙纂 477）。
- ・上奏に対し勅問を賜る（衆先彙纂 478）。
- ・勅語、詔勅、勅問に対し奉答書を奉呈する（衆先彙纂 479）。
- ・上奏書、奉答書は謁見を賜わりて奉呈し、又は宮内大臣を経て奉呈する（衆先彙纂 480）。
- ・上奏書、奉答書はその議事に干与した議長若しくは副議長の名をもってする（衆先彙纂 481）。
- ・上奏案に対し若しくは上奏書奉呈後、国务大臣が意見を述べたことがある（衆先彙纂 482）。
- ・建議に対し勅語を賜わる（衆先彙纂 484）。
- ・建議案の会議において趣旨弁明を終わった際、若しくは委員長報告があった際、又は討論中、討論終局後、若しくは採決を終わった際、国务大臣又は政府委員がその議案に関し意見を述べたことがある（衆先彙纂 486）。
- ・建議案が議決されたときは議長より即日内閣総理大臣に宛てこれを提出するのを例とする（衆先彙纂 487）。
- ・院議により議長が天機並びに御機嫌を奉伺する（衆先彙纂 613）。
- ・議長副議長及び議員が天機並びに御機嫌を奉伺する（衆先彙纂 614）。
- ・即位の大礼に付き、賀表を奉呈する（衆先彙纂 615）。
- ・天皇皇后両陛下御結婚満 25 年に付き賀表を奉呈並びに参賀する（衆先彙纂 616）。
- ・皇后陛下御着帯の儀に付き参賀する（衆先彙纂 617）。
- ・皇太子皇子皇孫殿下御誕生に付き、賀表、賀牋を奉呈並びに参賀する（衆先彙纂 618）。
- ・立太子式に付き、賀表、賀牋を奉呈する（衆先彙纂 619）。
- ・皇太子殿下御成年式に付き、賀表、賀牋を奉呈する（衆先彙纂 620）。
- ・皇太子殿下御結婚御成約並びに御結婚に付き奉賀する（衆先彙纂 621）。
- ・皇族殿下の海外御旅行に付き、奉送迎する（衆先彙纂 622）。
- ・皇族殿下御凱旋に付き、御祝詞を言上する（衆先彙纂 623）。
- ・皇族殿下傍聴のため、台臨に付き、敬礼する（衆先彙纂 624）。
- ・第 1 回議会以来、詔勅、勅諭、勅語、勅問の捧読に際しては、満場起立して敬礼する（衆先彙纂 625）。
- ・奉答文案議決の際は敬意を表するため、起立して賛成の意を表する（衆先彙纂 626）。
- ・踐祚後朝見の儀に議長及び議員総代が参列を仰せ付けられる（衆先彙纂 627）。
- ・即位の大礼に議長副議長及び議員の参列を仰せ付けられる（衆先彙纂 628）。
- ・天皇陛下崩御に付き、御弔詞言上並びに奉悼上奏する（衆先彙纂 629）。
- ・皇太后陛下崩御に付き、御弔詞を言上する（衆先彙纂 630）。
- ・大喪の儀に議長副議長及び議員の参列を仰せ付けられる（衆先彙纂 631）。
- ・天皇陛下崩御に際し、列国議会の弔意並びにこれに対し衆議院が表謝する（衆先彙纂 632）。
- ・議院の御見舞いは、皇族御負傷、御病気の場合、宮邸風水害の場合、王族御重患の場合にされた（衆先彙纂 633）。
- ・国务大臣、外国総理大臣の負傷に対し、若しくは天災に際し、院議を以て又は議長が議

- 院を代表して慰問をし、また各派交渉会の決議により災害慰問のため義捐金を寄贈したことがある（衆先彙纂 634）。
- ・ 関東地方大震災に付き、各国議院よりの見舞い電報並びにこれに対して感謝決議をした（衆先彙纂 635）。
  - ・ 派遣軍隊慰問のため議員を派遣し、傷病兵士慰問のため陸海軍病院に議員を派遣し、派遣軍隊に慰問品を贈呈する（衆先彙纂 636）。
  - ・ 皇族及び王族殿下薨去に付き弔詞を奉呈し、元勲その他の薨去若しくは逝去に付き弔詞を贈る。議員が逝去したときは開会中であると閉会中であることを問わず、その遺族に弔詞を贈るのを例とする。そして第 3 回議会までは閉会中に逝去したものに対しては開会を俟ち、院議に諮いこれを贈ったが、第 4 回議会よりは閉会中であるときは議長より弔詞を贈り、また第 14 回議会よりは例文による弔詞は開会中と雖も院議に諮うことなくこれを贈ることとなった。第 52 回議会よりは開会中（年末年始の休会中を除く）に逝去したときは逝去者の属した会派以外の議員より弔詞を贈るの動議を提出し、且つ哀悼の辞を述べる例となったが、第 79 回議会よりは逝去者と同一府県選出に係る当選回数が多い者より弔詞贈呈の動議を提出し、哀悼の辞を述べることに改めた。そして第 67 回議会以後は議会召集詔書公布後開会前に逝去した者に対しても、開会中逝去した者と同一の例により、既に議長において弔詞を贈呈した者に対しては議会開会後に代表議員が弔辞を述べることに改めた。なお第 69 回（特別）議会以来議員逝去の場合は弔詞と共に議長より花輪一個を贈る例となった。議員にして国务大臣又は前国务大臣だった者が薨去の場合、議長又は元議長だった者が逝去の場合、永年在職表彰議員が逝去の場合、20 年以上在職議員が逝去の場合は例文によらないで特別の弔詞を贈呈するのを例とする（衆先彙纂 637）。
  - ・ 弔詞を贈呈しないで、議長の名をもって生花又は花輪等を送る（衆先彙纂 638）。
  - ・ 院議を以て若しくは議長が議院を代表して、外国皇帝皇后の崩御、大統領、総理大臣、元帥、大使の逝去に付き、弔意を表する（衆先彙纂 639）。
  - ・ 事件の功により議長副議長及び事務局職員に対する叙勲恩賞がある（衆先彙纂 640）。
  - ・ 事件の功により議員に対する叙勲恩賞がある（衆先彙纂 641）。
  - ・ 多年在職する議員に対する叙位、叙勲及び恩賞がある（衆先彙纂 642）。
  - ・ 御大礼に際し、議長副議長及び議員に対する叙勲恩賞がある（衆先彙纂 643）。
  - ・ 議長及び議員に対し特旨による叙位叙勲がある。議員逝去の際はその功績を調査し、叙位叙勲を上申し、特旨により叙位叙勲された者は少なくない。なお前に議長副議長であった者若しくは議員であった者が逝去した場合においては功績事項を調査し、叙位叙勲を上申する（衆先彙纂 644）。
  - ・ 議長副議長及び議員に対する定例叙勲がある（衆先彙纂 645）。
  - ・ 議員及び事務局職員に対し、記念章を授与される。議員及び事務局職員に対し、外国より贈与された記念章の佩用を允許される（衆先彙纂 646）。
  - ・ 御真影は従来勅任官の外は下賜されなかったが、第 15 回議会明治 34 年 3 月 22 日に特別の取扱いにより、両院議員に下賜されることに内定されたので、議長は各部長を議長



室に集め、その旨を報告し、なお拝戴願ひその他の件に付き各議員に伝達させた。その後衆議院議員に対しては御真影を下賜されることとなり、これを願出るときはその都度事務局より宮内省へ申請し、その手続きをした（衆先彙纂 647）。

- ・議長副議長及び議員の宮中席次が定められる（衆先彙纂 648）。
- ・宮中における議長副議長及び議員の待遇が定められる（衆先彙纂 649）。
- ・議員が観桜会観菊会に召される（衆先彙纂 650）。
- ・宮中その他の儀式に議長副議長議員若しくは議員総代が参列する（衆先彙纂 651）。
- ・立太子礼、皇太子殿下御成年式及び皇太子殿下御降誕に付き拝謁並びに賜宴賜饌される（衆先彙纂 652）。
- ・議会閉会后両院議員及び事務局高等官へ拝謁並びに賜宴される（衆先彙纂 653）。

#### 第五十二條 各議院ニ於テ上奏又ハ建議ノ動議ハ三十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

- ・議案提出者の員数については何らの規定がないので1名をもって足りるも往々数十名に及ぶことがある。議案の賛成者は法律案、決議案は20人以上、上奏案、建議案は30人以上を要する。しかしそれ以上については別に制限がないのでほとんど全員が賛成者として署名したこともある（衆先彙纂 166）。
- ・議員にして国务大臣又は政府委員である者は概ね議案提出の賛成者として署名しないのを例とする。但し慶弔儀礼等に関する議案には署名することもある（衆先彙纂 167）。
- ・召集に依じていない議員は議案の提出者又は賛成者になることはできない（衆先彙纂 168）。
- ・議案の提出者又は賛成者の追加若しくは取消はその議案の配付後は誤謬を訂正するほかはこれを許さない。しかし配付後賛成者の死亡により成規の賛成を欠くに至るときは他の議員を賛成者として補充することができる（衆先彙纂 169）。
- ・建議案は凡てその印刷配付の時をもって委員に付託されたものとし、その配付後審査を開始するのを例とする（衆委先彙纂 120）。

#### 第九十四條 前條ノ手續ヲ終リタルトキハ政府又ハ貴族院ヨリ提出シタル議案ハ之ヲ委員ニ付託スヘシ

議院ハ委員ノ報告ヲ待チ大體ニ付討論シタル後第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ

議員ヨリ提出シタル議案ハ大體ニ付討論シタル後第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ  
若委員ニ付託スルノ動議アリテ之ヲ可決シタルトキハ其ノ報告ヲ待チ第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ

第二讀會ヲ開クヘカラスト決シタルトキハ其ノ議案ヲ廢棄シタルモノトス

（改正第50回帝国議會大正14年3月24日議決）

#### 第九十條 前條ノ手續ヲ終リタルトキハ政府又ハ貴族院ヨリ提出シタル議案ハ之ヲ委員ニ付託スヘシ

議院ハ委員ノ報告ヲ待チ大體ニ付討論シタル後第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ

議員ヨリ提出シタル議案ハ大體ニ付討論シタル後第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ  
若シ委員ニ付託スルノ動議アリテ之ヲ可決シタルトキハ其ノ報告ヲ待チ第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ

第二讀會ヲ開クヘカラスト決シタルトキハ其ノ議案ヲ廢棄シタルモノトス

- 予算案、決算、建議案及び貴族院提出の議案を除き、その他の議案については提出者より先ずその趣旨を弁明し、然る後、委員に付託するのを例とする。しかし会期切迫等の事由に依り、院議をもって議員提出議案の趣旨弁明を省略し、直ちに委員に付託したことがある（衆先彙纂 321）。
- 政府又は貴族院提出議案は委員に付託しなければならないが、議員提出議案（建議案は常任委員に付託するので除く）は動議を俟ってこれを委員に付託する。そして委員付託の動議は議長の討論終局宣告前に若しくは討論終局の動議を採択する旨の宣告前にこれを提出しなければならない。思うに討論終局するときはその案につき採決をする外にないからである（衆先彙纂 322）。
- 政府又は貴族院提出法律案は委員に付託して審査させるのを原則とし、議員提出法律案は別段の規定がないので、委員に付託して審査させるを要しないものであるが、概ね委員に付託するのを例とする（衆先彙纂 329）。
- 第二読会においては議案に対する委員会若しくは議員提出の修正案につき討論をするもので、議案に対する大体の討論は第一読会においてするのを原則とする。従って第二読会において議案に対する大体の討論をしたのは特に院議をもってする場合に限るが、第 50 回議會以来法律案に対し、修正案が提出されたときは第一読会の続会においてすべき大体の討論は院議に諮うことなく便宜上第二読会において修正案の趣旨弁明後、修正案に対する討論と併せてこれをする例となった（衆先彙纂 366）。
- 第 8 回議會以来委員付託の動議が提出されるときは他の通告者の発言前であると討論に入ったとを問わず先決問題として直ちにこれを採決するのを例とする（衆先彙纂 378 第 1 (8)）。
- 委員付託の動議と討論終局の動議と相次いで提出されたときはまず委員付託の動議を採決する。委員に付託するか否かは討論終局前に決定すべき事項だからである（衆先彙纂 380）。
- 政府及び貴族院提出の議案は委員の審査に付し、その報告を俟って議決するのを原則とし、また議員提出議案も概ね委員に付託するのでその審査の報告を俟ってこれを議決するのを例とする。但し議員提出議案にあつては委員に付託する場合により委員長報告を省略して議決することもなしとしない（衆先彙纂 422）。
- 第二読会においては議案全体に渉る大体論はこれを述べるできないのを原則とし、第 50 回議會までは特に院議をもってするのでなければ第二読会における大体論を許さなかったが、第 50 回議會以来、法律案に対し修正案提出されたときは、第一読会の続会においてすべき大体の討論は院議に諮うことなく、便宜第二読会における修正案の趣旨弁明後に、修正案に対する討論と併せてこれをさせる例となった（衆先彙纂 440）。
- 政府提出の法律案、承諾案及び貴族院提出の法律案は議院法第 28 条及び衆議院規則第 94 条により、これを特別委員に付託するのを原則とし、議員提出の議案は本會議における委員付託の動議により、特別委員を設けて審査させる。また開院式勅語奉答文案は第 21 回議會以来毎会期必ず特別委員をして起草させる。その他文案の起草、ある事項の調査、ある事件に付き政府と交渉をさせるため、議院法第 78 条により議員の資格を

審査させるため、衆議院規則第 100 条により修正議決の結果の整理をさせるため、同第 127 条により特に起案をさせるためにもまた特別委員を設ける（衆委先彙纂 3）。

**旧衆規第六十六條 議院ハ特別委員ニ付託シタル事件ニ連繫スル他ノ事件ヲ併セテ之ニ付託スルコトヲ得**

- ・委員に付託した議案は審査の経過及び結果に付き、委員長が議場において報告をしてもその議案が議決されるまでは委員の任務はなお存続するものであるので、その議案と同種又は関連する議案はその委員に併せ付託することを得るものとする（衆先彙纂 325）。
- ・各別の委員に付託された議案が関連するので、審査の便宜上、両委員を併合したことがある（衆先彙纂 326）。

**旧衆規第八十八條 議員法律案又ハ上奏案建議案ヲ發議セムトスルトキハ其ノ案ヲ具ヘ理由ヲ附シ定規ノ賛成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ差出シ議長ハ之ヲ印刷シテ各議員ニ配付スヘシ**

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

**旧衆規第八十六條 議員法律案又ハ上奏案建議案ヲ發議セムトスル者ハ其ノ案ヲ具ヘ理由ヲ付シ定規ノ賛成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ差出シ議長ハ印刷シテ各議員ニ配付スヘシ**

- ・政府又は議員提出議案は開院式後何時（停会中を除く）でもこれを提出することができる（衆先彙纂 163）。
- ・議員提出議案は提出者及び賛成者の連署した提出文を添付する。修正案もまた同じである（衆先彙纂 165）。
- ・議案の提出者又は賛成者の追加若しくは取消はその議案の配付後は誤謬を訂正するほかはこれを許さない。しかし配付後賛成者の死亡により成規の賛成を欠くに至るときは他の議員を賛成者として補充することができる（衆先彙纂 169）。
- ・法律案は一定の用文、用字によることを要する。その他の議案もまたこれに倣う（衆先彙纂 170）。
- ・議員提出議案の様式、用字等の整理は議長がこれを行う（衆先彙纂 170）。
- ・議案は開院式後よりこれを受理する（衆先彙纂 180）。
- ・議案は停会中はこれを受理しない（衆先彙纂 181）。
- ・議員提出議案はこれを印刷に付する（衆先彙纂 187）。
- ・議員提出修正案は議長において整理した後これを印刷に付するを例とする（衆先彙纂 188）。
- ・貴族院より回付された議案、議員提出議案、修正案、委員会報告、両院協議会成案、請願特別報告にして特別の事由により緊急上程の必要ある場合若しくは会期切迫の際印刷をする暇なき場合は會議に付した後若しくは議了後にこれを印刷に付することがある（衆先彙纂 189）。
- ・議案その他の書類は議員控室内備付けの文書函にこれを配付する。至急を要する場合は議席に配付する（衆先彙纂 190）。
- ・議案は停会中はこれを配付しない（衆先彙纂 191）。

**旧衆規第八十九條 決議ノ動議ハ二十人以上ノ賛成者ヲ待チテ議題ト爲スヘシ**

(追加第 45 回帝国議会大正 10 年 12 月 27 日議決)

- ・議案提出者の員数については何らの規定がないので 1 名をもって足りるも往々数十名に及ぶことがある。議案の賛成者は法律案、決議案は 20 人以上、上奏案、建議案は 30 人以上を要する。しかしそれ以上については別に制限がないのでほとんど全員が賛成者として署名したこともある(衆先彙纂 166)。
- ・議員にして国务大臣又は政府委員である者は概ね議案提出の賛成者として署名しないのを例とする。但し慶弔儀礼等に関する議案には署名することもある(衆先彙纂 167)。
- ・召集に応じていない議員は議案の提出者又は賛成者になることはできない(衆先彙纂 168)。
- ・決議案の提出には理由書を付するを要しない(衆先彙纂 177)。

**旧衆規第九十條 議院法及此ノ規則ニ於テ特ニ規定シタル場合ヲ除ク外凡ソ動議ハ一人以上ノ賛成者ヲ待チテ議題ト爲スヘシ**

- ・先にある議案の議事延期の動議が否決されたときは、理由を異にするも同日更に同一議案に対し、議事延期の動議を提出することができない(衆先彙纂 367)。
- ・議事日程に掲載された議案に対し議事延期の動議が提出されたときは院議に諮ってこれを決するも、提出者より議事延期を請求し、又は議事日程中より除くことを請求したときはその議案が未だ議題とならない以前は院議に諮ることを要しないで、議長においてこれを許可するものとする(衆先彙纂 368)。
- ・動議が議題となり、又は動議が成立するもその趣旨が消滅し又は目的が達成したため、すでに採決の必要なきに至ったときはその動議は消滅したものとする(衆先彙纂 421)。
- ・常任委員会及び特別委員会における修正の動議その他の動議の成立については別に規定がないが、全院委員会の規定に準じ、一人以上の賛成をもって成立したものと認めるのを例とする(衆委先彙纂 168)。

**旧衆規第九十一條 議員ノ發議ニ係ル議案及動議ノ撤回ハ發議者全部ヨリ之ヲ請求スヘシ**

**前項ノ議案及動議ノ撤回ハ議題ト爲リタル後ハ議院ノ許可ヲ經ルコトヲ要ス**

(追加第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・議案又は修正案を撤回しようとする場合は書面または口頭をもってこれをする(衆先彙纂 192)。
- ・議案の撤回は提出者全部の請求を要するも賛成者の同意を要しない(衆先彙纂 195)。
- ・議員提出議案の撤回は概ね許可されるが、議案に上った議案の撤回を許可しなかったことがある(衆先彙纂 196)。
- ・議員提出の議案にして既に議題に上ったもの又は議題に上らないものの撤回を請求するに際してその理由を述べたことがある(衆先彙纂 197)。
- ・政府又は議員提出の議案にして撤回の後再びこれを同日、翌日又は日を隔てて提出した事例は少なくない(衆先彙纂 198)。
- ・少数意見書の撤回は議場における報告前であるときは仮令議案が議題となっても議長においてこれを許可する。しかしその報告後にこれを撤回しようとするときは議院の許可を要するものとする(衆先彙纂 359)。

- ・第1回議会以来動議撤回の申出あるときは許可されるのを例とする。しかし第4回議会明治25年12月17日において動議の撤回を許さなかった事例がある(衆先彙纂369)。
- ・議員より提出する動議で既に議題となったもの若しくは議題とならないものの撤回を請求するに際しその理由を述べたことがある(衆先彙纂370)。
- ・法律案の撤回を求むるの動議は先決問題として先に採決する(衆先彙纂378第1(15))。
- ・委員会において審査中の議案が撤回されたことがある(衆委先彙纂127)

旧衆規第百二十五條 既ニ成立シタル修正ノ動議ハ議院ノ許可ヲ經ルニ非サレハ之ヲ撤回スルコトヲ得ス

一議員ノ撤回シタル動議ハ他ノ議員定規ノ賛成者ト共ニ之ヲ繼續スルコトヲ得

- ・第1回議会以来動議撤回の申出あるときは許可されるのを例とする。しかし第4回議会明治25年12月17日において動議の撤回を許さなかった事例がある(衆先彙纂369)。

憲法第五十六條 兩議院は、各々その總議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

兩議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

- ・定足数は法定議員数の三分の一としている。(衆先222)
- ・議長は選挙の投票には加わるが、表決に加わったことはない。表決の結果が可否同数であるときは、議長の決するところによる。議長が決裁権を行った場合は、第2回帝国議会明治24年12月17日、第10回帝国議会明治30年3月15日、第10回帝国議会明治30年3月24日、第23回帝国議会明治40年3月27日の4回であり、いずれも消極に決している(衆先311)。
- ・議決した議案と同一事項を内容とする議案は、議決を要しない(衆先320)。

衆規第百三條 會議は、午後一時に始める。但し、議院において特に議決したとき又は議長が必要と認めるときは、この限りでない。

- ・議長は、議事日程の作成に際しては、會議の開始時刻を定刻の午後1時と指定するのが例であるが、定刻以外の時刻を指定したことも少なくない(衆先208)。
- ・議事の都合等によって、あらかじめ院議によりあるいは議院運営委員会の決定によりあるいは議長が必要と認めて、開会時刻を繰り上げて、又は、繰り下げて開会することとしたことがある。すなわち、開会時刻を定刻より繰り上げて午前10時、午前11時又は正午開会としたことがあり、定刻より繰り下げて午後2時、午後3時、午後4時又は午後5時開会としたことがある。また重要議案等の審議のため開会時刻を午前零時10分、30分または午前1時としたことがある(衆先215)。

衆規第百四條 開議の時刻に至つたときは、議長は、議長席に着き諸般の事項を報告した後、會議を開くことを宣告する。

議長が會議を開くことを宣告するまでは、何人も議事について発言することができない。

(第22回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和30年3月22日議決))

衆規第百四條 開議の時刻に至つたときは、議長は、議長席に著き諸般の事項を報告した

後、会議を開くことを宣告する。

議長が会議を開くことを宣告するまでは、何人も議事について発言することができない。

- ・議長は、会議を開く前に諸般の報告をするのであるが、議長が必要と認めるときは、会議中又は散会前に報告する（衆先 225）。
- ・報告すべき事項は、議長が必要と認めるところによる。なお、議院に報告すべき事項であっても、衆議院公報に掲載されたものは、報告を省略して会議録に記載するのが例である（衆先 226）。
- ・議長が開会を宣告する前は、議事についてはもちろん、何人がいかなる発言を求めてもこれを許さない（衆先 258）。

**衆規第百五条 議事日程に記載した案件の議事を終つたときは、議長は散会する。**

議事が終らない場合でも午後六時を過ぎたときは、議長は、議院に諮らないで延会することができる。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

**衆規第百五条 議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は散会する。**

議事が終らない場合でも午後六時を過ぎたときは、議長は、議院に諮らないで延会することができる。

- ・延会された案件は、次会の議事日程の首位に記載する。なお、議長が散会を宣告した場合、議事日程に記載されていた案件は、次会の議事日程に記載する順序を変更することもあり、記載しないこともある（衆先 200）。
- ・議事日程に記載された議案で、当日議了の見込みがないときは議事日程を延期するの動議を提出するのが例である。延期された議案は、次会の議事日程に記載するが、場合によっては記載の順序を変更することもあり記載しないこともある（衆先 201）。
- ・議事日程に記載した案件の議事を終わったときは、議長が散会を宣告するのであるが、委員会の審査報告を待つため又は他の議事を行う必要があるため、議長がその職権により又は議員の動議に基づき休憩を宣告したことがある（衆先 218）。
- ・議事日程の議事に入るに先立って、動議により議事日程を延期して散会したことがある（衆先 219）。
- ・議事日程に記載した案件の議事の途中又は議事に入る前でも午後 6 時を過ぎたときは、議長は、議院に諮ることなく延会をすることができるので、これによって議長が延会又は散会を宣告したことがある。なお、延会の形式によらず、議長の発議又は議員の動議により議事日程を延期して散会することがある（衆先 220）。
- ・議長は、会期終了日の散会に際し慰労の辞を述べるのが例である。しかし、会期終了日に会議を開かず又は休憩後会議を開くに至らなかった等のため、議長のあいさつがなかったことがある。なお、議長があいさつを述べた後休憩し、その後会議を開くに至らなかったことがある。また、会期終了日の前日に、その会期の議事を終了するに当たり、議長があいさつを述べたことがある。会期終了日には、議長は、会期中の成績を会議録に記載するのが例であり、解散に際しても、当日の会議録にその会期中の成績を記載する（衆先 221）。

衆規第百六条 出席議員が総議員の三分の一に充たないときは、議長は、相当の時間を経て、これを計算させる。計算二回に及んでも、なお、この定数に充たないときは、議長は、延会しなければならない。

会議中に前項の定数を欠くに至つたときは、議長は、休憩を宣告し、又は延会しなければならない。

(第 22 回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和 30 年 3 月 22 日議決))

衆規第百六条 出席議員が総議員の三分の一に充たないときは、議長は、相当の時間を経て、これを計算させる。計算二回に及んでも、なお、この定数に充たないときは、議長は、延会しなければならない。

会議中に前項の定数を欠くに至つたときは、議長は、休憩を宣告し又は延会することができる。

- ・開議に際し、2 回にわたり計算してもなお出席議員が法定議員数の 3 分の 1 に達しないときは、議長は、延会を宣告しなければならないが、その計算については、前後の間に、相当の時間を経ることを要する(衆先 222)。
- ・開議の際、議長は、出席議員が定数を欠くおそれがあると認めたので、開会を宣告して直ちに休憩を宣告したことがある(衆先 223)。
- ・議長は、会議中に出席議員が定数を欠いたとき又は欠くおそれがあると認めたときは、休憩を宣告し又は延会を宣告する。

衆規第百七条 議長が散会、延会又は休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

衆規第百十四条 議長は、案件を議題とするときは、その旨を宣告する。

(第 22 回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和 30 年 3 月 22 日議決))

衆規第百十四条 議長は、事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

- ・同一の委員会で審査した議案又は同一の委員会から提出された法律案が一連の順序で議事日程に記載されたときは、議院に諮ることなく便宜これを一括して議題とし、委員長に併せて報告又は趣旨弁明をさせるのが例である(衆先 235)。
- ・各別の委員会で審査した数議案が、同種又は関連するため、院議により一括して議題とし、各委員長に順次報告させたことがある(衆先 236)。
- ・議長、副議長その他役員選挙、議席の指定、会期の件等議院の構成に関する案件は、他の諸案件より先に行う。内閣総理大臣の指名は憲法第 67 条において、他のすべての案件に先立って行う旨を規定しているが、議院の構成に関する案件は、内閣総理大臣の指名より先に行う。また、議院の構成に関する案件は、内閣の不信任の決議案より先に行う(衆先 291)。
- ・会期終了日に、会期延長の必要を議長が認めた際には、議長不信任の決議案が提出されても、まず会期延長の件について議院に諮る(衆先 292)。
- ・常任委員長解任決議案と国務大臣不信任決議案とが提出されたときは、常任委員長解任決議案を先議し、次いで国務大臣不信任決議案を審議する(衆先 293)。
- ・議長不信任決議案に次いで議長信任決議案が提出されたときは、議長信任決議案を先議するものとする(衆先 294)。

衆規第百十五條 委員会の審査した案件が議題となつたときは、先ず委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

委員長及び少数意見者が、前項の報告をする場合には自己の意見を加えてはならない。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))

衆規第百十五條 委員会の審査した事件が議題となつたときは、先ず委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

委員長が、前項の報告をする場合には自己の意見を加えてはならない。

- ・ 委員会の審査を終った議案が議題となつたときは、先ず委員長が委員会の審査の経過及び結果を報告する。委員長に事故があるとき理事が報告を行い、また、委員長の委託により委員が報告をしたことがある。なお、少数意見があるときは、委員長の報告に次いで少数意見者がその報告をする (衆先 234)。
- ・ 委員会の審査を終了した議案が議題となつたときは、まず委員長又は理事等が、委員会の経過及び結果を報告するのであるが、報告者が議席にいないときは、便宜その議事を一時延期するのが例である (衆先 237)。
- ・ 委員会の審査を終った議案は、委員長が報告した後議決するのであるが、法案の内容が極めて明瞭であり、かつ委員会において全会一致をもって可決されたため、院議により、その報告を省略して直ちに議決したことがある。請願については、毎会期、委員長の報告を省略して直ちに採決するか否かを議院に諮るのが例である (衆先 238)。
- ・ 議事日程に記載された議案に対して当該委員長から報告延期の申出があるとき、その議案が議題となる前は、議長がこれを許可するのが例である (衆先 240)。
- ・ 委員長が調査案件について、院議により、あるいは委員会又は委員長の申出により、その経過を報告したことがある。なお、行政監察特別委員会は、その設置に関する決議により、委員会が必要と認めたときは議院に口頭で報告することが認められていたので、これにより、委員長は随時経過の報告をした (衆先 243)。
- ・ 委員長報告又は少数意見の報告は、その議案が議題となつたときこれをするが、委員長、小委員長又は主査は委員長報告補足のため、また少数意見者は少数意見の補足のため、他の発言通告に先立って発言することができる (衆先 269)。

衆規第百十六條 委員長及び少数意見者の報告が終つた後、議長は、修正案の趣旨を弁明させる。

- ・ 議案に対して修正案が提出されたときは、提出者がその趣旨弁明をする (衆先 244)。
- ・ 修正案の趣旨弁明を省略したことがある (衆先 250)。

衆規第百十七條 委員会の審査を省略する議案については、議題となつたとき発議者又は提出者をしてその趣旨を弁明させる。

- ・ 委員会の審査を省略するに決した議案は、議院の会議において、発議者又は提出者が先ず趣旨弁明をする (衆先 244)。
- ・ 議案の賛成者は、発議者に代わつて趣旨弁明をすることができる。また、懲罰委員会に付するの動議の賛成者が提出者に代わつて趣旨弁明をしたことがある。なお、賛成者が趣旨弁明の補足をしたことがある (衆先 245)。
- ・ 同一の委員会が提出した法律案を数案一括して議題とした場合は、委員長が一括して趣



旨弁明する。また、委員会の審査を省略するに決した数個の議案を一括して議題とした場合、発議者が異なるときは、順次発議者が趣旨弁明をする（衆先 247）。

- ・一議案に対して数個の修正案が提出されたときは、委員長の報告に次いで順次各修正案の趣旨弁明をさせる（衆先 248）。
- ・委員会の審査を省略するに決した議案で、提出者から趣旨弁明省略の申出があり、これを省略して直ちに議決したことがある。なお、修正案の趣旨弁明を省略したことがある（衆先 250）。

**衆規第百十八条 議員の質疑が終つたときは、討論に付しその終局の後、案件を表決に付する。**

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

衆規第百十八条 議員の質疑が終つたときは、討論に付しその終局の後、事件を表決に付する。

**衆規第百十九条 議院は、常任委員会の報告を受けた後、更にその案件を同一の委員会又は特別委員会に付託することができる。特別委員会の報告があつたものについては、同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。**

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

衆規第百十九条 議院は、常任委員会の報告を受けた後、更にその事件を同一の委員会に付託することができる。特別委員会の報告があつたものについては、その委員会又は他の委員会に付託することができる。

- ・第 13 回国会、昭和 27 年 6 月 10 日の会議において、畜犬競技法案（原田雪松君外 44 名提出）を議題とし、農林委員長の報告の後、院議により更にその議案を農林委員会に付託した（衆先 231、衆委先 74）。

**衆規第百二十条 議院は、議決の結果、議案中互に抵触する事項、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。**

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

衆規第百二十条 議院は、修正議決の条項及び字句の整理を議長に委任することができる。

- ・法律案は、その条項中に欠字があるまま議決することはできないのであるが、やむを得ない場合には、その条項中に引用した法律の号数を欠字のまま議決する（衆先 322）。
- ・議案の修正議決の際に、院議により、議決の結果生ずることが明らかな条項、字句、数字その他の整理を、議長に一任したことがある（衆先 323）。

**衆規第百二十三条 すべて発言は、演壇でこれをなさなければならない。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。**

- ・自席から簡単な発言をすることを求めたときは、議長はこれを許可するのが例である。しかし、議長は、必要と認めるときは、自席における発言者を登壇させることができる（衆先 262）。
- ・議員の質疑に対する国務大臣の答弁は、登壇してするのであるが、国務大臣が病気等のため自席から発言したことがある。第 21 回国会昭和 30 年 1 月 23 日及び同月 24 日、国務大臣の演説に対する質疑に答弁の際、内閣総理大臣は、議院運営委員会の決定に基づき、各党の第 1 順位の質疑者に対しては登壇して答弁し、各党の第 2 順位以下の質疑

者に対しては自席から答弁した（衆先 494）。

**衆規第二百二十四条** 議長は議席で発言する議員を演壇に登らせることができる。

- ・自席から簡単な発言をすることを求めたときは、議長はこれを許可するのが例である。しかし、議長は、必要と認めるときは、自席における発言者を登壇させることができる（衆先 262）。

**衆規第二百二十五条** 会議において発言しようとする者は、予め参事に通告することを要する。但し、やむを得ないときは、この限りでない。

- ・議員が、議事の都合により又は議場喧噪のため、発言権を放棄したことがある。なお、議長が発言通告順により発言を許可したとき、その議員の発言がないためまたその議員が議席にいないため、発言権を放棄したものとみなされたことがある（衆先 266）。
- ・発言の通告は、案件が議事日程に記載された後にこれを受理している。議事日程に追加して上程する案件に対する発言通告又は動議に対する発言通告は、議院運営委員会においてその案件が会議に付することに決定した後、これを受理する。発言通告者は、別に定める用紙に氏名、件名、反対、賛成等の事項を記入して参事に交付し、参事はこれにより発言表を作成する（衆先 267）。
- ・質疑及び討論の発言者数及びその順位は、各会派の所属議員数の比率及びその大小により定めることとし、第1回国会以来、毎会期議院運営委員会においてこれを定めている。右の発言順位によって各会派から討論者の発言通告があった場合、委員会からの指名討論者で議長が承認したものは、これらの討論者に優先して発言を許さなければならない（衆先 268）。

**衆規第二百二十六条** 通告しない議員は、通告した議員がすべて発言が終った後でなければ、発言を求めることができない。

**衆規第二百二十七条** 通告しないで発言しようとする者は、起立して議長と呼び自己の氏名を告げ、議長の許可を得た後、発言することができる。

**衆規第二百二十八条** 二人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認めた者を指名して発言させる。

**衆規第二百二十九条** 議事進行に関する発言は、議題に直接関係があるもの又は直ちに処理する必要があると認めたものの外は、これを許可する時機は、議長がこれを定める。

- ・その発言を許可する場合は、議事日程の変更を要しない。議事進行に関する発言は、1回を原則とするものであって、2回にわたることはできない。なお、議事進行に関する発言を求めるときは、あらかじめその要旨を記載して議長に提出するのが例である（衆先 259）。
- ・先決問題は、議題に直接の関係を有すると否とにかかわらず、これを議決しなければ議事を進めることができないものであるから、議事日程の変更の手續をしないで直ちにこれを議題とする。議題に直接の関係を有するものには、選挙の際その選挙に直接関係ある動議、委員長報告省略の動議、数議案を一括して会議に付するの動議、修正の動議、議員の逮捕について許諾を求めるの件について期限を付して許諾するのとの動議、再付託の動議、質疑終局の動議、討論終局の動議、予算について撤回の上編成替えを求めるの動議、国务大臣の出席要求の動議があり、議題に直接の関係のないものには、発言時

間制限の動議、議事日程の順序変更の動議又は追加の動議、休憩の動議、散会の動議、両院協議会を開くことを求めるの動議がある（衆先 288）。

- ・先決問題が提出されたときは、直ちにこれを議題とし可否を決すべきであるが、本案と関連して討論をするのが便宜な場合には、これを併せて議題とし、採決に当たってはこの動議を先にする（衆先 289）。
- ・議題となっている問題を議すべからずという動議は、理由のいかんにかかわらず、問題を消極的に終わらせ否決と同一の結果を来たすものであるから、反対説と認めるべきであって先決問題ではない（衆先 290）。
- ・議事進行係は、毎会期の始めに与党において、議院運営委員のうちから一人を定めて届け出で、議院運営委員会（総選挙後初めて召集される国会の場合は各派協議会）においてこれを決定するのが例である（衆先 325）。

**衆規第百三十条 延会又は休憩のため発言を終らなかつた議員は、更にその議事を始めるときに前の発言を継続することができる。**

- ・発言中に議場が騒然となったためあるいはその他の事由により散会又は延会したときは、次の会議においてその案件が議題となった際に前の発言を継続させる。また、発言中休憩したときは、再開の際にその発言を継続させるのが例である（衆先 265）。

**衆規第百三十一条 委員長又は少数意見者は、その報告を補足するため発言することができる。**

- ・委員長報告又は少数意見の報告は、その議案が議題となったときこれをするが、委員長、小委員長又は主査は委員長報告補足のため、また少数意見者は少数意見の補足のため、他の発言通告に先立って発言することができる（衆先 269）。

**衆規第百三十二条 資格争訟を提起された議員又は懲罰事犯があると告げられた議員は、弁明のため発言することができる。**

- ・懲罰委員会に付するの動議が提出され議題となったときは、事犯があると告げられた議員は、提出者の趣旨弁明の後、採決の前に、身上弁明のため発言するのが例である（衆先 398）。

**衆規第百三十三条 会議においては、意見書又は理由書を朗読することはできない。但し、引証又は報告のために簡単な文書を朗読することは、この限りでない。**

- ・会議においては、意見書又は理由書を朗読することはできないが、演説の引証又はある事項を報告するため簡単な文書を朗読することを妨げない（衆先 278）。

**衆規第百三十四条 発言は、すべて議題外に渉り又はその範囲を超えてはならない。**

- ・修正案若しくは動議の趣旨弁明をするに当たり、その発言が趣旨弁明の範囲を超え討論にわたるものと認めるときは、議長は、注意をし、その発言の中止を命ずる（衆先 249）。
- ・質疑が、その範囲を超え、議題外にわたりあるいは討論にわたるものと認められるときは、議長は、注意をし、その発言の中止を命ずる（衆先 257）。
- ・議事進行に関する発言及び身上に関する弁明は、おのずからその発言の範囲があり、その限界をみだし許可された発言の範囲を超えると認められるときは、議長は、注意をし、その発言の中止を命ずる（衆先 261）。
- ・議長は、議員の発言が議題外にわたり若しくはその範囲を超え、又は議事妨害と認め、

その発言を制止したことが少なくない（衆先 273）。

**衆規第百三十四条の二 質疑は、同一議員につき、同一の議題について三回を超えることができない。**

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

- ・ 国務大臣の演説に対する質疑であると議案の趣旨の説明に対する質疑であるとを問わず、すべて質疑は、その答弁に対する質疑を含めて、3 回を超えることができない。しかも、その質疑応答は、継続していなければならない。なお、再質疑のため発言を求められたときは、議長は、制限時間又は申合せの時間内においてこれを許可する（衆先 256）。
- ・ 緊急質問に対し国務大臣等より答弁があったときは、これに対して質問者は重ねて質問をすることができるが、その発言は、答弁に対する質問を含めて 3 回までとする。なお、質問者が重ねて質問をする場合は、制限時間又は申合せの時間内においてこれを行う（衆先 424）。

**衆規第百三十五条 議事日程に記載した案件について討論しようとする者は、反対又は賛成の旨を明かにして通告しなければならない。**

衆規第百三十五条 議事日程に記載した事件について討論しようとする者は反対又は賛成の旨を明かにして通告しなければならない。

- ・ 発言の通告は、案件が議事日程に記載された後にこれを受理している。議事日程に追加して上程する案件に対する発言通告又は動議に対する発言通告は、議院運営委員会においてその案件が会議に付することに決定した後、これを受理する。発言通告者は、別に定める用紙に氏名、件名、反対、賛成等の事項を記入して参事に交付し、参事はこれにより発言表を作成する（衆先 267）。
- ・ 質疑及び討論の発言者数及びその順位は、各会派の所属議員数の比率及びその大小により定めることとし、第 1 回国会以来、毎会期議院運営委員会においてこれを定めている。右の発言順位によって各会派から討論者の発言通告があった場合、委員会からの指名討論者で議長が承認したものは、これらの討論者に優先して発言を許さなければならない（衆先 268）。

**衆規第百三十六条 委員会は、その委員の中から討論者を指名して議長に申し出ることができる。議長が承認した討論者については、他の通告者より先にその発言を許さなければならない。**

- ・ 質疑及び討論の発言者数及びその順位は、各会派の所属議員数の比率及びその大小により定めることとし、第 1 回国会以来、毎会期議院運営委員会においてこれを定めている。右の発言順位によって各会派から討論者の発言通告があった場合、委員会からの指名討論者で議長が承認したものは、これらの討論者に優先して発言を許さなければならない（衆先 268）。
- ・ 委員会がその委員の中から討論者を指名し、文書をもって議長に申し出たことがある。なお、この場合には、議長は、これを承認し討論させるのが例であり、他に通告者があるときは、委員会の指名した討論者の発言の終わった後にその発言を許可する。第 2 回国会昭和 23 年 7 月 5 日文教委員会、第 4 回国会昭和 23 年 12 月 10 日労働委員会、第 5 回国会昭和 24 年 5 月 13 日労働委員会、第 13 回国会昭和 27 年 5 月 31 日電気通信委

員会（衆先 287、衆委先 90）。

衆規第百三十七条 討論については、議長は、最初に反対者をして発言させ、次に賛成者及び反対者をして、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

通告した甲方の議員のすべてが発言を終らないときでも、乙方の通告した議員が発言を終ったときは、通告しない乙方の議員は、発言を求めることができる。

- ・委員会の審査を終わった議案は、委員長の報告の後、委員会の審査を省略した議案は、その趣旨弁明の後それぞれ討論に入る。ただし、修正案が提出されたときは、その趣旨弁明の後に討論に入る。討論の順序は、最初に原案に反対の者を発言させ、次に賛成論と反対論とが交互になるように発言させるのを原則とする。なお、委員長報告が可決のとき又は議案の趣旨弁明の後に討論に入る場合はこの原則によるが、委員長報告が修正若しくは否決のとき又は修正案の趣旨弁明の後に討論に入る場合は、最初に原案反対者に発言させると原案に対して反対論を重ねることになるので、これらの場合には原案賛成者から討論に入るのが例である。また、少数意見者が否決の報告をした後に討論に入る場合も同様である（衆先 285）。
- ・議案に対し修正案が提出されたときは、委員長報告の後に修正案の趣旨弁明があつて討論に入るのであるが、この場合修正案に対する討論は、本案に対する討論と併せてこれをするのが例である（衆先 286）。

衆規第百三十八条 議長が討論しようとするときは、予めこれを通告して議席に着かなければならない。

議長が討論したときは、その問題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

衆規第百三十八条 議長が討論しようとするときは、予めこれを通告して議席に著かなければならない。

議長が討論したときは、その問題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

衆規第百三十九条 質疑又は討論が終つたときは、議長は、その終局を宣告する。

衆規第百四十条 質疑が続出して、容易に終局しないときは、議員二十人以上から質疑終局の動議を提出することができる。

- ・質疑終局の動議の提出は少なくとも 2 人が質疑した後であることを要する（衆先 295）。

衆規第百四十一条 賛否各々二人以上の発言があつた後、又は甲方が二人以上発言して乙方に発言の要求者がいないときは、議員二十人以上から討論終局の動議を提出することができる。

- ・討論終局の動議が提出されたときは、直ちに採決するよりほかはないので、質疑、修正はもちろん、趣旨弁明の補足、身上弁明等もこれを許可しない（衆先 296）。

衆規第百四十二条 前二条の規定による質疑終局又は討論終局の動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで議院に諮りこれを決する。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

衆規第百四十二条 前二条による質疑終局又は討論終局の動議が提出されたときは、議長

は、討論を用いなくて議院に諮りこれを決する。

- ・質疑終局の動議及び討論終局の動議は先決問題であるから、動議が提出されたときは、討論を用いなくて直ちに採決する（衆先 295）。

**衆規第四百四十八条** 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

- ・議場内にいる議員に関しては、従来から表決権の放棄を認めている（衆先 297）。

**衆規第四百四十九条** 表決には、条件を付けることができない。

**衆規第四百五十条** 議長が表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告しなければならない。

議長が表決に付する問題を宣告した後は、何人も議題について発言することができない。

- ・委員会の経過及び結果の報告中に、附帯決議又は要望決議がある場合、これらの事項は、委員長が単に議院に報告するにとどまり、採決しない（衆先 239）。
- ・委員会の審査を終了した議案は委員会報告のとおり決するか否かについて採決するのが例である。しかし委員会の審査を終了した議案は委員会報告のとおり決するか否かについて採決するのが例である。また、委員会の報告が修正である場合に、まず委員会の報告に係る修正案を採決し、次に原案について採決したことがある（衆先 298）。
- ・表決の方法に関する宣告が徹底しなかったため、重ねて宣告したが、既に行った投票はこれを有効とする旨を告げ、投票を継続させたことがある（衆先 308）。
- ・議長は、表決に付するの宣告、表決方法若しくは表決の結果の宣告をした後に、その宣告を訂正したことがある（衆先 312）。
- ・同一の委員会で審査した数議案を一括して議題とすることは通例であるが、この場合において、採決は一括してすることがあり、また各別にこれをするすることがあり、必ずしも一定していない。なお、各別の委員会で審査した数議案が同種又は関連するため、一括して議題とした場合も、一括して採決したこともあり各別に採決したこともある（衆先 313）。
- ・同一事項を内容とする議案が数件あるとき、一議案が議決されたときは、その結果として他の議案は議決を要しないものとする。この場合、数議案が同日の会議に上程され、その一議案が議決されたときは、他の議案について、議長は、議院に諮ることなく、議決を要しないものとなった旨を宣告するのが例である。また、同日の会議に上程されないときは、他の議案は、議決を要しないものとして処理する（衆先 320）。

**衆規第四百五十一条** 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して、可否の結果を宣告する。

議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し出席議員の五分の一以上から異議を申し立てたときは、議長は、記名投票で表決を採らなければならない。

- ・起立の方法による表決の結果の宣告に対する異議の申立があった場合に、申立者の数が明らかでないときは、異議申立者の起立を求めることがある。起立者が出席議員の5分の1以上あるときは、記名投票をもって表決を採らなければならない（衆先 299）。
- ・表決の結果を宣告したとき、その宣告に対する異議の申立ては、議長が次の議題を宣告する以前に申し立てなければならない。記名投票による表決の結果の宣告に対しては、

異議の申立てをすることはできない（衆先 300）。

衆規第百五十六条 議員は、表決の更正を求めることができない。

- ・一度投函した投票は、更正することを許さない（衆先 309）。

衆規第百五十七条 議長は、問題について異議の有無を議院に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。但し、問題について又は議長の宣告に対して出席議員二十人以上から異議を申し立てたときは、議長は、起立の方法によって表決を採らなければならない。

- ・問題について異議の有無を議院に諮り議長が異議がないと認めて可決の旨を宣告し、これに対して異議の申立てがあった場合に、申立者の数が明らかでないときは、異議申立者の起立を求めることがある。起立者が 20 人以上あるときは、議長は、起立の方法をもって表決を採らなければならない（衆先 299）。
- ・表決の結果を宣告したとき、その宣告に対する異議の申立ては、議長が次の議題を宣告する以前に申し立てなければならない（衆先 300）。

旧衆規第六十七條 議院ハ特別委員ノ報告ヲ受ケタルノ後更ニ事件ヲ同一委員ニ付託シ又ハ他ノ委員ニ付託スルコトヲ得

- ・委員に付託した議案は審査の経過及び結果に付き、委員長が議場において報告をしてもその議案が議決されるまでは委員の任務はなお存続するものであるので、その議案と同種又は関連する議案はその委員に併せ付託することを得るものとする（衆先彙纂 325）。
- ・法律案を再び委員に付託して審査するのは第一読会の続会においてこれをし、第二第三読会においてはこれを行うことができない（衆先彙纂 438）。
- ・委員会において審査を終了し、議院に報告した事件に就き、再び同一委員の審査に付され、又は新たに特別委員を設けてこれにその審査を付託されたことがある（衆委先彙纂 126）。

旧衆規第七十五條 會議ハ午後一時ニ始ム但シ議長必要ト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

（改正第 50 回帝国議会議大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第七十三條 會議ハ通常午後一時ニ始ム

- ・第 1 回議会議以来開院式当日に開院式勅語に対する奉答文案の會議を開くのを例とする（衆先彙纂 238）。
- ・全院委員長及び常任委員長の選挙当日に緊急を要するため、若しくは儀礼に関する等の事由に依り、この選挙に先立ち、又は選挙終了後に他の議事を開いたことがある（衆先彙纂 239）。
- ・第 15 回議会議より毎会期の始めにおいて會議日を議決し、本會議は火曜日、木曜日、土曜日とするのを例とし、会期切迫その他特殊の事情に依り、必要の場合は院議に依り、若しくは議長必要と認め、定日以外の日と雖も本會議を開いたことがあるが、第 37 回議会議以来会期の始めにおいて會議日を議決する際、議長が必要と認める場合は定日以外の日と雖も本會議を開くことができる旨を議決するのを例とする。特別会においては第 36 回議会議以来会期の始めにおいて會議日を定め、かつ議長必要と認めるときは任意に開会できることの議決をするのは通常議会議の場合と異なることがない。但し第 71 回議会議は臨時議会議と同様に会期の始めにおいて會議日を定めないで随時開会することがで

- きることを議決した。臨時議会の会期は短いので、第 20 回議会以来会期の始めにおいて会議日を定めないで随時開会できることを議決するのを例とする（衆先彙纂 240）。
- ・年末年始の休会明けの当日は会議を開くのを例とする（衆先彙纂 241）。
  - ・日曜日及び祝祭日には会議を開かないのを例とする。そして特殊の事情ある場合は予め院議に諮り又は議長が必要と認めて開会したことがある（衆先彙纂 242）。
  - ・停会満了の翌日は会議を開くのを例とし、第 15 回議会においては本会議日（火曜日、木曜日、土曜日）を定め、爾来隔日に本会議を開くこととなったが、停会満了の翌日は本会議日に相当しない場合と雖もなお会議を開く。しかし第 18 回（特別）及び第 52 回議会においては次の本会議日を俟って開会した（衆先彙纂 243）。
  - ・年末年始の休会の議決に際して議長が必要と認める場合は休会中と雖も随時開会できる条件を付するのを例とし、その他の事由に依って休会を議決する場合においてもこの条件を付したことなしとししない（衆先彙纂 244）。
  - ・会議は通常午後 1 時よりこれを開くべきも、開院式勅語奉答文案の会議は開院式終了後直ちにこれを開きその他の場合においても必要あるときは予め院議に諮り、又は議長が必要と認め午前 9 時若しくは 10 時より開会することがある。毎会期における全院委員長及び常任委員の選挙は第 26 回議会より、また会期終了日は第 15 回議会よりいずれも午前 10 時より開会するのを例とする。但し第 20 回（臨時）、第 21 回、第 50 回、第 59 回、第 61 回（臨時）、第 66 回（臨時）、第 69 回（臨時）、第 73 回、第 74 回、第 75 回、第 77 回（臨時）及び第 79 回議会の会期終了日は会議に付すべき議案が少なかつたので午後 1 時に開会した（衆先彙纂 245）。
  - ・会議の開始は午後 1 時をもって定刻とし、議事日程にこれを掲載するも、実際の会議は多少遅延する。なお当日の議事の順序に関して各派交渉会を開催し、定刻に至るも協議決定しない等のため著しく会議の遅延したことがある。なお議事日程に会議の開始時刻を定刻より遅延して掲載したことがある（衆先彙纂 246）。

**旧衆規第七十六條 議事日程ニ掲ケタル議事ヲ終リタルトキハ議長ハ散會ヲ宣告ス**

**議事未タ終ラサルモ午後六時ニ至ルトキハ議長ハ議院ニ諮ラスシテ延會ヲ宣告スルコトヲ得但シ緊急ノ議事ニ付テハ此ノ限ニ在ラス**

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

**第七十四條 議事日程ニ掲ケタル議事ヲ終リタルトキハ議長ハ議院ニ諮ラスシテ散會ヲ宣告ス議事未タ終ラサルモ午後六時ニ至ルトキハ議長ハ延會ヲ宣告スルコトヲ得但シ緊急ノ議事ニ付テハ此ノ限ニ在ラス**

- ・議事日程に掲載された議案にして延会されたものはこれを次会の議事日程に掲載し、各その同種議案の首位に置く。このように延会の形式による場合は議事日程作成上不便が少なくないので第 45 回議会以来は延会の動議を避けて、議事日程延期の動議を提出する例となった（衆先彙纂 205）。
- ・議事日程に掲載された議案で当日議了の見込みがないときは残余の議事日程を延期する動議を提出するのを例とする。そして延期された議案は必ずしも次会の議事日程に掲載しない（衆先彙纂 206）。
- ・議事日程を議了し更に他の事件を追加しようとする場合は議長の発議若しくは議員の動



議により院議に諮りこれを決する。そして当日の議事日程を議了するときは議長は散会を宣告すべきであるが、諮問又は諸般の報告があるときはこれをした後、散会を宣告するのを例とする（衆先彙纂 234）。

- ・議事日程に掲げた議事を終わっても先に付託した議案の委員長報告を待つため、又は議事日程以外に当日特に他の議事を開く必要があるため、議長の職権又は動議に依り休憩を宣告したことがある（衆先彙纂 249）。
- ・議事日程の議事に入るに先立ち、動議に依り延会又は議事日程を延期して散会することがある。また会期の始めにおける国务大臣の施政方針演説当日はこれに対する質疑をし、議事日程に入らないで延会したことは少なくない。第 45 回議会以来はこの場合は動議により議事日程を延期して散会するのを例とする（衆先彙纂 250）。
- ・会期は終了日の夜 12 時を限り終了するので、議長において会期終了の時刻までに議事を議了することができないと認めた場合は討論中若しくは趣旨弁明中又は表決未了のまま散会を宣告する（衆先彙纂 251）。
- ・議長は会期終了日の散会に際して慰労の辞を述べるのを例とし、会期中の成績はこれを速記録に掲載する（衆先彙纂 252）。
- ・会期終了日における両院の散会は同時であることを要しない（衆先彙纂 253）。

旧衆規第七十七條 議事開始ノ時刻ニ至ルトキハ議長其ノ席ニ著キ諸般ノ事項ヲ報告シテ後ニ會議ヲ開クコトヲ宣告ス

議長開議ヲ宣告セサル間ハ何人モ議事ニ付發言スルコトヲ得ス

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第七十五條 議事開始ノ時刻ニ至ルトキハ議長其ノ席ニ著キ諸般ノ通信ヲ報告シテ後ニ會議ヲ開クコトヲ宣告ス

議長開議ヲ宣告セサル間ハ何人モ議事ニ付キ發言スルコトヲ得ス

- ・諸般の報告は開院式当日即ち勅語奉答文案会議の日若しくはその翌日全院委員長及び常任委員の選挙の日よりこれをする（衆先彙纂 260）。
- ・衆議院規則第 77 条により議長は会議を開く前に諸般の報告をするべきものであるが、議長が必要と認めるときは会議中又は散会前に報告をすることがある（衆先彙纂 261）。
- ・衆議院規則には諸般の事項を報告すべきことを規定するが、その事項を限定しない。従ってその事項は議長の認定によるが、従来報告した事項を挙げれば次のようである。
  - 1 議員の異動
  - 2 議案類の提出、撤回、送付若しくは回付
  - 3 議事に関する政府若しくは議員の要求又は政府貴族院の通牒
  - 4 質問主意書の提出、撤回及び政府の答弁、覆牒
  - 5 議案類、質問主意書の提出者の氏名
  - 6 委員、委員長、部長、理事の当選、辞任若しくはその補欠
  - 7 奏上、慶賀、弔慰等に関する事項。
- ・報告すべき事項と雖も、衆議院公報に掲載されたものは場合により報告を省略する（衆先彙纂 263）。
- ・議長が開議を宣告しない以前は議事については勿論、何人より何等の発言を求めてもこ

れを許さない（衆先彙纂 293）。

- ・議事進行に関する発言に関し、第 63 回（臨時）議会昭和 7 年 8 月 25 日の各派交渉会において今後直接議題と関係を有するもの又は直ちに処理しなければならないものを除いてはその発言を許可する機会をこれを議長の裁量に委ねることの申し合せをした。そしてその発言を許可する場合は議事日程の変更を要しない。議事進行に関する発言を求めるときは予めその要旨を記載して議長に提出すべきものとする。なお議事進行に関する発言は 1 回を原則とし、2 回に互ることができない（衆先彙纂 294）。

**旧衆規第七十八條 出席議員若定數ニ充タサルトキハ議長ハ相當ノ時間ヲ經テ之ヲ計算セシム計算ニ至リ仍定數ニ充タサルトキハ延會ヲ宣告スヘシ**

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

**第七十六條 出席議員若シ定數ニ充タサルトキハ議長ハ相當ノ時間ヲ經テ之ヲ計算セシム計算ニ至リ仍定數ニ充タサルトキハ延會ヲ宣告スヘシ**

- ・会議に際して 2 回に互り計算をするもなお出席議員法定議員数の 3 分の 1 に達しないときは議長は延会を宣告しなければならないが、その計算については前後 2 回の間に相当の時間を経ることを要するものとする（衆先彙纂 258）。
- ・議長は会議中に出席議員が定数を欠き、若しくは欠く虞があると認めるときは延会を宣告する。なお出席議員が定数を欠き、休憩を宣告したことがある（衆先彙纂 259）。

**旧衆規第七十九條 議長散會延會又ハ中止ヲ宣告シタル後ハ何人モ議事ニ付發言スルコトヲ得ス**

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

**第七十七條 議長散會延會又ハ中止ヲ宣告シタル後ハ何人モ議事ニ付キ發言スルコトヲ得ス**

- ・部長理事互選、常任委員の選挙及び開院式勅語奉答文起草の場合は議長より一時休憩を宣告するのを例とする。その他委員会の審査報告を待つため、あるいは出席議員の定数を欠くおそれあるにより、議長の職権をもって休憩を宣告すること少なくない。休憩の宣告は議員の発言中と雖もこれをしたことがあり、また 1 日に数回若しくは数時間にわたり休憩したことがある（衆先彙纂 248）。

**旧衆規第百條 第二讀會ノ終リニ於テ議院ハ修正決議ノ條項及字句ノ整理ヲ委員ニ付託シ又ハ議長ニ依託スルコトヲ得**

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

**旧衆規第九十六條 第二讀會ノ終ニ於テ議院ハ便宜ニヨリ議案ヲ委員ニ付託シテ修正決議ノ條項及字句ヲ整理セシムルコトヲ得**

- ・第三読会において議案議決の結果より生じる字句の整理を議長に委任し、また議案中互に抵触する事項の修正を議長に委任することがある（衆先彙纂 427）。
- ・第二読会においては修正議決した条項及び字句の整理のための外、法律案を委員に付託することができないものとする（衆先彙纂 441）。
- ・第 3 回議会明治 25 年 6 月 8 日の本会議において法律案を修正議決し、その条項及び字句の整理のため 9 名の委員を設けた（衆委先彙纂 3）。

**旧衆規第百一條 第三讀會ハ第二讀會ノ後少クトモ二日ヲ隔テ之ヲ開クヘシ但シ議長ハ**

議院ニ諮ヒ時日ヲ短縮シ又ハ第二讀會ト同日ニ之ヲ開クコトヲ得

- ・第一讀会は議案配付後少なくとも二日を隔て、また第二讀会、第三讀会は第一讀会第二讀会を終った後各少なくとも二日を隔て、これを開くべき規定で、第2回議会までは配付又は第一若しくは第二讀会終了の翌日より起算して第三日目の議事日程に掲載する例であったが、第3回（特別）議会よりは時をもって計算し、48時間を隔てるを要することとなった（衆先彙纂 431）。

旧衆規第百二條 第三讀會ニ於テハ議案全體ノ可否ヲ議決スヘシ

- ・第三讀会においては議案全体の可否を決すべきものであるが故に、その討論は議案の全体に涉つてすべきものとする。

旧衆規第百三條 第三讀會ニ於テハ文字ヲ更正スルノ外修正ノ動議ヲ爲スコトヲ得ス但シ議案中互ニ牴觸スル事項又ハ現行法律ト牴觸スル事項アルコトヲ發見シタルトキ必要ノ修正ヲ動議スルハ此ノ限ニ在ラス

旧衆規第百四條 議事日程ニ記載シタル議題ニ對シ發言セムト欲スル者ハ會議開始前ニ豫メ其ノ氏名及反對又ハ賛成ノ旨ヲ記シテ書記官ニ通告スルコトヲ得

（改正第50回帝国議会大正14年3月24日議決）

旧衆規第百條 議事日程ニ記載シタル議題ニ對シ發言セムト欲スル者ハ會議開始ノ前ニ豫メ其ノ氏名及反對又ハ賛成ノ旨ヲ記シテ書記官ニ通告スルコトヲ得

- ・議長の命により書記官長又は書記官が演壇において發言する（衆先彙纂 304）。
- ・第1回及び第2回議会においては議案に対する發言の通告はその議案の議事日程掲載前においてもこれをする者があったが、第3回（特別）議会以来は議事日程掲載後でなければこれを受理しないこととなった。議事日程を変更し、若しくは追加して上程する議案に対し又は動議に対してする發言の通告は議長がこれを會議に付する宣告を俟って受理する。發言通告者は別に定める用紙に氏名、件名、反対、賛成等の事項を記入し、これを書記官に交付し、書記官はこれにより發言表を作成する（衆先彙纂 305）。
- ・政府又は貴族院提出の議案は委員に付託されるものであるので、討論は委員会の報告後においてすべきものである。従つて討論の通告は委員の審査を省略する場合の外は委員会報告後にその議案が議事日程に掲載された後、これを受理する。法律案の討論通告につき、第12回（特別）議会の始めにおいて議長は政府及び貴族院提出法律案の第一讀会においての討論發言通告は必ず委員会報告後にその議案が議事日程に掲載された後、受理することと定めた旨を各部に掲示した（衆先彙纂 306）。
- ・發言の順位は通告の順序によりこれを許すべきことは衆議院規則に規定する所であるが、通告が同時で多数に上ったときは通告者間の協議又は抽選によりその順位を定め、あるいは通告者の属する会派幹部の会合を求めその協議により發言の順位を定めたが、第51回議会大正15年2月10日の各派交渉会において将来は通告の前後を問わず質疑及び討論の通告に限りすべて所属会派議員数の按分率により發言の順位を定めることになった。爾来毎会期各派交渉会においてこの例により協定している（衆先彙纂 307）。
- ・法律案に対する質疑討論の通告をした者が議事の都合により發言することができなかつた場合においてはその議案の同一讀会中は通告の効を失わないので、該議案の前会の続において發言することができる。然れども通告の効力は次の讀会に継続しないので、次

の読会において質疑討論をしようとする者は改めて発言の通告をすることを要する（衆先彙纂 310）。

旧衆規第百五條 書記官ハ前條通告ノ順序ニ由リ之ヲ發言表ニ記入シ議長ニ通告スヘシ  
議長ハ討論ヲ始ムルニ當リ發言表ニ依リ反對者ヲシテ最初ニ發言セシメ次ニ賛成者及  
反對者ヲ可成交互ニ指名シテ發言セシムヘシ  
前項ノ指名ニ應セサル者ハ通告ノ效ヲ失フ

- ・議員は発言の許可により発言権を得るのであるが、これを放棄するのは自由であるので、議事の都合により、又は議場が喧騒のため、これを放棄したことは少なくない。なお議長において発言通告順に依り、発言を許可したが、議員が議席にいないかた故をもって発言権を放棄したものと見做されたことはしばしばある（衆先彙纂 303）。
- ・発言の順位は通告の順序によりこれを許すべきことは衆議院規則に規定する所であるが、通告同時にして多数に上ったときは通告者間の協議又は抽選によりその順位を定め、あるいは通告者の属する会派幹部の会合を求めその協議により発言の順位を定めたが、第 51 回議會大正 15 年 2 月 10 日の各派交渉会において将来は通告の前後を問わず質疑及び討論の通告に限りすべて所属会派議員数の按分率により発言の順位を定めることになった。爾来毎会期各派交渉会においてこの例により協定している（衆先彙纂 307）。
- ・委員に付託しなかつた議案はその趣旨弁明、質疑を終わった後、討論に入り、先ず反対者をして発言させ、次いで賛成者と交互に討論させるものとする。委員に付託した議案は委員長報告後に討論に入るが、委員長報告が可決の場合はまず原案反対者より討論に入るが、委員長報告が修正又は否決の場合は委員長報告に引続き原案反対者をして発言させるときは原案に対し反対論を重ねることとなるので、この場合においては先ず委員長報告に反対即ち原案に賛成者より討論に入る。なお委員長報告修正で、且つ修正案が出され、原案支持者がないため、委員長報告に係る修正に賛成反対を交互に発言させた。委員長報告の可決、否決であると又は修正であるとを問わず、議員より修正案が提出され、その趣旨弁明後に討論に入る場合はこれに引続き原案反対者をして発言させるときは反対論を重ねることとなるので、修正案に反対即ち原案賛成者より討論に入る。また各派より修正案が提出され、原案支持者がないため、各々その趣旨弁明後に多数党提出の修正案賛成者より順次発言させたことがある。少数意見が修正又は否決である場合は、原案に対してもまた反対であるので、委員長報告の内容如何に拘わらず原案賛成者より発言をし、修正又は否決の委員長報告に次いで可決の少数意見報告後討論に入るときは原案反対者より発言をするものとする（衆先彙纂 365）。

旧衆規第百六條 通告ヲ爲ササル議員ハ通告ヲ爲シタル議員總テ發言ヲ終リタル後ニ非  
サレハ發言ヲ求ムルコトヲ得ス

通告ヲ爲シタル甲方ノ議員未タ發言ヲ終ラスト雖乙方ノ議員既ニ發言ヲ終リタルトキ  
ハ通告ヲ爲ササル乙方ノ議員發言ヲ求ムルコトヲ得

（改正第 50 回帝國議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第百二條 通告ヲ爲ササル議員ハ通告ヲ爲シタル議員總テ發言ヲ終リタル後ニアラ  
サレハ發言ヲ求ムルコトヲ得ス

通告ヲ爲シタル甲方ノ議員未タ發言ヲ終ラスト雖乙方ノ議員既ニ發言ヲ終リタルトキハ

通告ヲ爲サ<sup>レ</sup>ル乙方ノ議員發言ヲ求ムルコトヲ得

旧衆規第百七條 通告ヲ爲サシテ發言セムト欲スル者ハ起立シテ議長ト呼ヒ及自己ノ氏名ヲ告ケ議長ノ許可ヲ待テ發言スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第百三條 通告ヲ爲サシテ發言セムト欲スル者ハ起立シテ議長ト呼ヒ及自己ノ氏名若クハ番號ヲ告ケ議長ノ許可ヲ待テ發言スヘシ

(改正第 1 回帝国議會明治 23 年 12 月 19 日議決)

旧衆規第百三條 通告ヲ爲サシテ發言セムト欲スル者ハ起立シテ議長ト呼ヒ及自己ノ氏名ヲ告ケ議長ノ許可ヲ待テ發言スヘシ

旧衆規第百八條 二人以上起立シテ發言ヲ求ムルトキハ議長ハ先起立者ト認ムル者ヲ指名シテ發言セシム

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第百四條 二人以上起立シテ發言ヲ求ムルトキハ議長ハ先起立者ト認ムル者ヲ指シテ發言セシム同時ノ起立ナルトキハ議長ノ指定スル所ニ依ル

旧衆規第百九條 延會又ハ議事中止ノトキ發言ヲ終ラサル議員ハ更ニ其ノ議事ヲ始ムルトキニ於テ前ノ發言ヲ繼續スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第百五條 延會又ハ議事中止ノトキ發言ヲ終ラサル議員ハ更ニ討論ヲ始ムルトキニ於テ前ノ發言ヲ繼續スルコトヲ得

- ・發言中に議場が騷擾等のため、散会したときは次の会議日においてその発言に係る事件が議題となった際に前の発言を継続させる（衆先彙纂 302）。

旧衆規第百十條 凡テ發言ハ演壇ニ於テ之ヲ爲スヘシ但シ極メテ簡單ナル發言及特ニ議長ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・議案の趣旨弁明は登壇してこれをするのを例とするが、提出者が自席より簡単な趣旨弁明をすることを求めるときは議長はこれを許可するのを例とする（衆先彙纂 272）。
- ・議員の発言は演壇においてすべきものであるが、自席より簡単な発言をすることを求めるときは議長はこれを許可するのを例とする。然れども議長が必要と認めるときは自席における発言者を登壇させる。その事例は少なくない（衆先彙纂 297）。
- ・委員長の報告は登壇してこれをするのを原則とするが、簡単なときは委員長は自席より報告することを求めることがある。議長はおおむねこれを許可する（衆先彙纂 343）。
- ・議員の質疑に対する国务大臣又は政府委員の答弁は登壇してこれをするべきものであるが、病気のためその席より発言したことがある（衆先彙纂 598）。

旧衆規第百十一條 議長ハ何時ニテモ議席ニ於テ發言スル議員ヲシテ演壇ニ登ラシムルコトヲ得

- ・議案の趣旨弁明は登壇してこれをするのを例とするが、提出者が自席より簡単な趣旨弁明をすることを求めるときは議長はこれを許可するのを例とする（衆先彙纂 272）。
- ・議員の発言は演壇においてすべきものであるが、自席より簡単な発言をすることを求めるときは議長はこれを許可するのを例とする。然れども議長が必要と認めるときは自席

における発言者を登壇させる。その事例は少なくない（衆先彙纂 297）。

#### 旧衆規第百十二條 討論ハ議題外ニ涉ルコトヲ得ス

- ・修正案若しくは動議の趣旨弁明をするにあたり、その発言が趣旨弁明の範囲を超え、討論に涉り、もしくは自己の意見を述べるものと認めるときは議長はその発言を中止する（衆先彙纂 273）。
- ・質疑がその範囲を超え、議題外に涉り、あるいは討論に涉るものと認められるときは議長は注意をし、その発言を中止する（衆先彙纂 286）。
- ・議長は議員の発言が議題外、許可の範囲外に涉り若しくは議事妨害と認めその発言を制止したことは少なくない。また不穩当と認め、その発言の取り消しを命じたことがある。なお取り消しを命じられた言辞は速記録中よりこれを削除する（衆先彙纂 311）。

#### 旧衆規第百十三條 議員ハ同一ノ議題ニ付發言ニ回ニ及フコトヲ得ス但シ質疑應答ハ此ノ限ニ在ラス

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

#### 旧衆規第百九條 議員ハ同一ノ議題ニ付キ發言ニ回ニ及フコトヲ得ス但シ質疑應答又ハ注意ノ喚起ハ此ノ限ニ在ラス

- ・毎会期の始めにおいて内閣総理大臣、外務大臣、大蔵大臣の演説に対して議員より質疑の通告をするのを例とする。そして通告者多数に上ったときは議院の協議会において発言の順位を定め、その順序によりこれを許可するのを例とする（衆先彙纂 277）。
- ・毎会期の始めにおける内閣総理大臣、外務大臣、大蔵大臣の演説に対する質疑は第 35 回議會以来数日に亙ってこれをするのを例とする。そして第 45 回議會以来質疑数日に亙り、未だ終わらないときは他の議事日程を議了した後、残余の質疑を継続したことは少なくない（衆先彙纂 278）。
- ・國務大臣の演説に対する質疑継続中に内閣が更迭し、前内閣の政策を踏襲するが、質疑の通告はこれを更新する（衆先彙纂 279）。
- ・会期の始めにおける國務大臣の演説に対する質疑にして数項に涉る場合、一問一答をしないでまず質疑事項の全部を述べ、然る後に國務大臣がこれに答弁するのを例とする（衆先彙纂 280）。
- ・会期の始めにおいて内閣総理大臣、外務大臣、大蔵大臣の演説があるのを例とし、これに対する質疑は必ずしも上記國務大臣のみに限らず、他の國務大臣に対してもこれをする事ができる。そして第 44 回議會の始めにおける各派交渉会において「開會ノ始ニ於ケル國務大臣ノ演説ニ対スル質疑ハ政務全般ニ涉リ之ヲ爲スコトヲ得ルモ自己ノ意見ノ主張ハ成ルヘク之ヲ避クルコト」の申し合わせをし、爾来これによる（衆先彙纂 281）。
- ・國務大臣の演説に対する質疑の答弁は口頭をもってするのを例とするが、口頭答弁の後、更に書面をもって答弁したことがある。また質疑を受けた國務大臣の出席がなかったため、後日にその國務大臣より書面をもって答弁をしたことがある（衆先彙纂 282）。
- ・会期の始めにおける國務大臣の演説に対する質疑であると、又は議案に対する質疑であるとを問わず、第 44 回議會以来、質疑はその答弁に対する質疑とを通じて 3 回まですることができる。しかもその質疑応答は継続することを要するものとする（衆先彙纂 285）。

- ・議案に対する質疑中その発言中止を命じられたときは、同一議題につき更に質疑の通告をしてもこれを許可しない（衆先彙纂 287）。

旧衆規第百十四條 委員長又ハ報告者ハ其ノ報告ノ趣旨ヲ辯明スル爲ニ數回ノ發言ヲ爲スコトヲ得

國務大臣政府委員發議者及動議者ハ議案又ハ發議動議ノ趣旨ヲ辯明スル爲ニ數回ノ發言ヲ爲スコトヲ得

- ・議案の趣旨弁明の補足は一度趣旨弁明をした提出者がこれをするのできるのみならず、他の提出者と雖もまたこれをするのできる。そして趣旨弁明の補足は討論中と雖もこれをするのできる（衆先彙纂 268）。
- ・國務大臣の演説又は議案の趣旨弁明に対して質疑をした場合に、政府委員がこれの答弁をすることは少なくない。またある國務大臣に対してした質疑につき、他の國務大臣より答弁をしたことがある（衆先彙纂 283）。
- ・同一議題については討論のための発言は 2 回に及ぶことができないが、議案の提出者は趣旨弁明のため、委員長はその報告のため、数回の発言をするのできる。同一議題中と雖も趣旨弁明若しくは委員長報告の補足として、再度の発言をするのできるのは勿論、趣旨弁明又は委員長報告（少数意見の報告）後、討論者の資格をもってするときは賛否の討論をもするのできるものとする。また質疑をした後、討論に加わった事例は少なくない。これらの場合と雖もその発言はもとより通告順による（衆先彙纂 300）。
- ・議案に対する修正案の提出者がその趣旨を弁明しようとするときは他の発言通告者があってもこれに先立ち趣旨弁明を許可されるのを例とする（衆先彙纂 308）。
- ・委員長報告若しくは少数意見の報告はその議案が議題となったときこれをするのを例とするので、その補足の申し出があるときは他の発言通告に先立ちこれをするのできるものとする（衆先彙纂 309）。
- ・委員長報告に遺漏があるときは委員長、理事又は委員は発言通告の順序に拘わらず、さらにその報告を補足するのできる（衆先彙纂 345）。
- ・委員の審査を経た議案が議題となったときはまず委員会の経過及び結果の報告をするのであるが、委員長若しくは理事等の報告をする者が議席にないときは便宜その議事を一時延期するのを例とする（衆先彙纂 346）。
- ・少数意見の報告者若しくは他の少数意見者は発言の順序に拘わらず更にその報告を補足するのできる（衆先彙纂 358）。

旧衆規第百十五條 資格ニ付異議ヲ申立ラレタル議員又ハ懲罰事犯アリト告ケラレタル議員ハ辯明ノ爲ニ數回ノ發言ヲ爲スコトヲ得

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第百十一條 資格ニ付キ異議ヲ申立ラレタル議員又ハ懲罰事犯アリト告ケラレタル議員ハ辯明ノ爲ニ數回ノ發言ヲ爲スコトヲ得

- ・身上に関する弁明は議事日程の変更を要しないでこれを許すのを例とするが、場合によりこれを許さなかつたことがある。そして懲罰に関する場合は事犯があると告げられた議員は懲罰動議の議決前に弁明のために数回の発言をできるが、議長の職権をもって懲

罰委員に付せられた場合は議長の宣告と同時にその効力を発生するものであるが故に懲罰事犯の会議において弁明をするほかないものとする。なお身上に関する弁明を交互にさせるときは討論に渉る虞があるので、これを許さないものとする（衆先彙纂 295）。

- ・ 議事進行に関する発言若しくは身上に関する弁明は自ずからその発言の範囲がある。しかるにその限界を乱し、許可された発言の範囲を超えるときはその発言を中止される（衆先彙纂 296）。
- ・ 第 1 回議会以来、懲罰委員に付するの動議が提出されたときは、事犯ありと告げられた議員はその採決前に弁明をするのを例とする。そして第 45 回議会においては事犯ありと告げられた議員がその席にいなかったため特にその採決を後日に延期し、出席を待つて弁明をさせたことがある（衆先彙纂 560）。

**旧衆規第百十六條** 會議ニ於テ意見書又ハ理由書ヲ朗讀スルコトヲ得ス但シ引證若ハ報告ノ爲ニ簡單ナル文書ヲ朗讀スルハ此ノ限ニ在ラス

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

**旧衆規第百十二條** 會議ニ於テ意見書又ハ理由書ヲ朗讀スルコトヲ得ス但シ引證若ハ報告ノ爲ニ文書ヲ朗讀スルハ此ノ限ニ在ラス

- ・ 会議においては自己の意見書又は理由書を朗読することができない。しかし演説の引証又はある事項を報告するため、簡単な文書を朗読することを妨げない。そしてその朗読は議員自らこれをするのを例とするが、書記官長若しくは書記官をしてこれをさせたことがある。しかし第 4 回議会において意見書であるにかかわらず、これを他人の文書として朗読を許可したことがある（衆先彙纂 315）。

**旧衆規第百十七條** 議長自ラ討論ニ與カラムトスルトキハ豫メ之ヲ通告シ議席ニ著キ副議長ヲシテ議長席ニ著カシムヘシ

**旧衆規第百十八條** 議長討論ニ與カリタルトキハ其ノ問題ノ表決ヲ終ル迄議長席ニ復スルコトヲ得ス

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

**旧衆規第百十四條** 議長討論ニ與カリタルトキハ其ノ問題ノ表決ニ至ルマテ議長席ニ復スルコトヲ得ス

**旧衆規第百十九條** 議長ハ討論ノ終局ヲ宣告ス

**旧衆規第百二十條** 發言者未タ盡キスト雖議員討論終局ノ動議ヲ提出シ二十人以上ノ贊成アルトキハ議長ハ議院ニ諮ヒ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

**旧衆規第百十六條** 發言者未タ盡キスト雖議員討論終局ノ動議ヲ提出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ議長ハ議院ニ諮ヒ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

（改正第 2 回帝国議会明治 24 年 11 月 27 日議決）

**旧衆規第百十六條** 發言者未タ盡キスト雖議員ハ討論終局ノ動議ヲ提出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ議長ハ議院ニ諮ヒ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

- ・ 政府又は貴族院提出議案は委員に付託しなければならないが、議員提出議案（建議案は常任委員に付託するので除く）は動議を俟ってこれを委員に付託する。そして委員付託の動議は議長の討論終局宣告前に若しくは討論終局の動議を採択する旨の宣告前にこ



れを提出しなければならない。思うに討論終局するときはその案につき採決をする外にないからである（衆先彙纂 322）。

- ・ 質疑終局の動議起こるときは通告者中未だ質疑をしない者があっても先決問題として直ちにこれを採決する（衆先彙纂 378 第 1（12））。
- ・ 討論終局の動議起こるときは通告者中未だ討論をしない者があっても先決問題として直ちにこれを採決する（衆先彙纂 378 第 1（13））。
- ・ 委員付託の動議と討論終局の動議と相次いで提出されたときはまず委員付託の動議を採決する。委員に付託するか否かは討論終局前に決定すべき事項だからである（衆先彙纂 380）。
- ・ 議事延期の動議と討論終局の動議と相次いで提出されたときは先ず議事延期の動議を採決する（衆先彙纂 385）。
- ・ 討論終局の動議は先決問題であるので、通告者中未だ発言をしないものがあっても討論を用いずに直ちに採決するものとする（衆先彙纂 388）。
- ・ 討論終局の動議は先決問題であるが、議長が発言を許可後はその発言を終るまで、他人の発言中にこれを提出することができない。書面をもって提出されたときは議長は発言を終るのを俟ってこれを採決する（衆先彙纂 389）。

#### 旧衆規第二百一十一條 討論終局シタルトキハ質疑ハ之ヲ許サス

##### 質疑ヲ終局セムトスルトキハ前條ノ例ニ依ル

（追加第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・ 議案に対する質疑は委員付託の動議提出前はこれを行うことができるが、動議成立後はこれを許さない。また討論中に質疑を許可したことがあるが、討論終局の動議成立後はこれを許さない（衆先彙纂 288）。
- ・ 討論に対する質疑をしようとする者があるときはこれを許したことがあるが、討論終局の動議成立後は直ちにその動議を採択するほかないのでこれを許さない（衆先彙纂 289）。
- ・ 同一議題については討論のための発言は 2 回に及ぶことができないが、議案の提出者は趣旨弁明のため、委員長はその報告のため、数回の発言をすることができるので、同一議題中と雖も趣旨弁明若しくは委員長報告の補足として、再度の発言をすることができるのは勿論、趣旨弁明又は委員長報告（少数意見の報告）後、討論者の資格をもってするときは賛否の討論をもすることができるものとする。また質疑をした後、討論に加わった事例は少なくない。これらの場合と雖もその発言はもとより通告順による（衆先彙纂 300）。
- ・ 質疑終局の動議起こるときは通告者中未だ質疑をしない者があっても先決問題として直ちにこれを採決する（衆先彙纂 378 第 1（12））。
- ・ 質疑延期の動議と質疑終局の動議と相次いで提出されたときは先ず質疑延期の動議を採決する（衆先彙纂 386）。
- ・ 討論終局の動議が成立後は直ちにその動議を採決するほかはないので、質疑、修正は勿論、趣旨弁明の補足、身上弁明等もこれを許さないものとする（衆先彙纂 390）。

#### 旧衆規第二百二十八條 表決ノ際議場ニ現在セサル議員ハ表決ニ加ハルコトヲ得ス

- ・ 表決の際議場にいない議員は表決に加わることができないが、議場内の議員の表決権に

関しては何らの規定がないので第1回議会以来これを放棄することを認めた（衆先彙纂392）。

- ・投票の際、議長は投票漏れの有無を注意するが、なお投票しないものが往々にしてある。この場合議長は表決権を放棄したものと看做す旨を宣告する。その事例は少なくない。従って無名投票の場合において球数が名刺の数に達しないときもまた棄権したものと看做す。

#### 旧衆規第百二十九條 議長表決ヲ採ラムトスルトキハ表決ニ付スヘキ問題ヲ議院ニ宣告スヘシ

議長問題ヲ宣告シタル後ハ何人モ議題ニ付發言スルコトヲ得ス

（改正第50回帝国議会大正14年3月24日議決）

#### 旧衆規第百二十五條 議長表決ヲ取ラムトスルトキハ表決ニ付スヘキ問題ヲ議院ニ宣告スヘシ

議長表決ニ付スヘキ問題ヲ宣告シタル後ハ何人モ議題ニ付キ發言スルコトヲ得ス

- ・議事延期の動議と即決の動議と相次いで提出されたときは先ず議事延期の動議を採決する（衆先彙纂384）。
- ・議題となる問題を議すべからずとの発議はその発議に対し賛成者あると否とに拘らず、また理由の如何に拘らず、問題をして消極的に終わらしめ、否決と同一の結果を来たそうとするものであるので、反対説と認めるべきもので、先決問題ではない（衆先彙纂387）。
- ・表題の修正は本文と併せて採決するのを例とする。建議案の表題を修正することは毎会期にその事例は少なくない。これまた本文と併せて採決するのを例とする（衆先彙纂413）。
- ・同種又は関連するため若しくは便宜上数議案を一括して議題とすることは少なくない。この場合において採決は一括してすることがあり、また各別にこれをするのがあり、必ずしも一定しない。建議案、請願は一括して議題とし、その採決も一括してこれをするのを例とするが、異議ある建議案、請願については別にこれを採決する（衆先彙纂414）。
- ・一法律に対する政府提出改正案及び議員提出廃止案の二案が同日の議事日程に掲載されたとき、議事日程の順序を繰り上げ、議員提出の廃止案を先に会議に付したことがある。また政府提出改正案と議員提出廃止案とを一括して議題とし、廃止案を先に採決したことがある（衆先彙纂415）。
- ・議案はその条項中に欠字のままこれを議決すべきでないものであるが、政府提出法律案に付き、已むを得ない場合にその附則中引用法律の号数を欠字のまま議決したことがある（衆先彙纂426）。
- ・決算の会議においては全部を議題とし、その採決は委員長の報告通り是認するや否に付きこれをし、是認しない部分については不法又は不当と議決する（衆先彙纂466）。
- ・決算中に不法且つ不当の支出と議決する事項に関し政府の処分を求める決議案を提出し、院議之を可決し、即日右決議を政府に通牒したことがある（衆先彙纂467）。
- ・議長は決算の採決に当たり、委員会の報告通り是認するや否に付き採決をし、附帯決議については単に議決の理由又は希望に過ぎないので、採決をしないのを例とする。しかし委員会報告中の附帯決議を特に採決したことがある（衆先彙纂468）。

旧衆規第百三十條 議長表決ヲ採ラムトスルトキハ問題ヲ可トスル者ヲ起立セシメ起立者ノ多少ヲ認定シ可否ノ結果ヲ宣告スヘシ若認定シ難キトキ又ハ議員議長ノ宣告ニ對シ異議ヲ申立テ三十人以上ノ賛成アルトキハ議長ハ記名投票ヲ以テ表決ヲ爲サシムヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第百二十六條 議長表決ヲ取ラムトスルトキハ問題ヲ可トスル者ヲ起立セシメ起立者ノ多數ヲ認定シ可否ノ結果ヲ宣告スヘシ其ノ結果疑ハシト認ムルトキ又ハ議員議長ノ宣告ニ對シ異議ヲ申立二十人以上ノ賛成アルトキハ議長ハ書記官ニ命シ議員ノ氏名若クハ番號ヲ點呼セシメ議員ハ起立シテ可否ヲ表スヘシ

點呼ノ結果ニ付キ仍議員ヨリ異議ヲ申立テ三十人以上ノ賛成アルトキハ議長ハ記名投票ヲ以テ表決ヲ爲サシムヘシ

(改正第 2 回帝国議會明治 24 年 11 月 27 日議決)

旧衆規第百二十六條 議長表決ヲ取ラムトスルトキハ問題ヲ可トスル者ヲ起立セシメ起立者ノ多數ヲ認定シ可否ノ結果ヲ宣告スヘシ其ノ結果疑ハシト認ムルトキ又ハ議員議長ノ宣告ニ對シ異議ヲ申立ル者アルトキハ議長ハ書記官ニ命シ議員ノ氏名若クハ番號ヲ點呼セシメ議員ハ起立シテ可否ヲ表スヘシ

點呼ノ結果ニ付キ仍議員ヨリ異議ヲ申立テ二十人以上ノ賛成アルトキハ議長ハ記名投票ヲ以テ表決ヲ爲サシムヘシ

(改正第 1 回帝国議會明治 23 年 12 月 19 日議決)

旧衆規第百二十六條 議長表決ヲ取ラムトスルトキハ問題ヲ可トスル者ヲ起立セシメ起立者ノ多數ヲ認定シ可否ノ結果ヲ宣告スヘシ其ノ結果疑ハシト認ムルトキ又ハ議員議長ノ宣告ニ對シ異議ヲ申立ル者アルトキハ議長ハ書記官ニ命シ議員ノ氏名ヲ點呼セシメ議員ハ起立シテ可否ヲ表スヘシ

氏名點呼ノ結果ニ付キ仍議員ヨリ異議ヲ申立テ二十人以上ノ賛成アルトキハ議長ハ記名投票ヲ以テ表決ヲ爲サシムヘシ

- ・起立をもって採決をした際に議長においてその多少を認定し難いときは、記名投票をもってこれを決すべきものであるが、時に反対者を起立させて採決をすることなくはない（衆先彙纂 393）。
- ・表決は問題を可とするものよりこれを採るのを原則とするが、議長において便宜と認めるときは問題を否とするもの即ち採用すべからず若しくは同意すべからずとの側より採決することなしとしない（衆先彙纂 394）。
- ・起立表決の結果を宣告したときは、その宣告に対する異議申立ては議長が次の議題を宣告する以前にこれをすべきものとする（衆先彙纂 395）。
- ・第 1 回議會以来、議員の進退又は身上に関する事件を表決に付した総数は 92 件で、その内 49 件は起立の方法を用いた。そして第 51 回議會以降においては議員辭職の件及び議員行動調査に関する件の採決は概ね諮問の方法により、議員の処決を促す件及び懲罰委員に付するの動議の採決はすべて起立の方法による（衆先彙纂 410）。

旧衆規第百三十六條 議員ハ自己表決ノ更正ヲ求ムルコトヲ得ス

- ・一度投函した投票は構成することを許さない（衆先彙纂 408）。

旧衆規第百三十七條 豫算委員豫算案ヲ數部ニ分割シタルトキハ毎部ノ審査終ルニ從ヒ會議ヲ開クコトヲ得

豫算各部ノ議事ヲ終リタルトキハ總額ニ付確定ノ議決ヲ爲スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第百三十三條 豫算委員豫算案ヲ數部ニ分割シタルトキハ毎部ノ審査終ルニ從ヒ會議ヲ開クコトヲ得

豫算各部ノ議事ヲ終リタルトキハ總額ニ付キ確定ノ議決ヲ爲スヘシ

- 本予算案は提出があつたときは直ちに予算委員に付託され、本會議においては國務大臣が財政計画に付き、大体の方針を演説し、議員はその演説に対し質疑をするが、予算委員会の審査を終つた後、その報告を俟つてこれを會議に付する。追加予算案もまた本予算案と同様直ちに委員会に付託され、その審査報告を俟つてこれを會議に付するが、政府より議院法第 28 条但書により議決することの要求があるときは直ちに會議に付し、大蔵大臣がその趣旨を弁明し、審議に入るのを例とする（衆先彙纂 446）。
- 予算案は第 1 回議會においては逐項審議の方法により、第 21 回、第 24 回及び第 26 回議會を除きこれに倣つたが、第 28 回議會以来議案全部を議題とし、逐項議によらないのを例とする。なお採決に際しては総予算案甲号歳出經常部第一款皇室費は憲法第 66 条に基づき協賛を要しない費目であるのでこれを除く旨を宣告する（衆先彙纂 450）。
- 憲法第 67 条の費目に対し修正議決をしたため、政府の同意を求める時期については、第 21 回議會においてその費目の修正に対し予め政府の同意を求めたことがある外、予算案の款項の全部を議了しその確定議前若しくは款項の修正議決をした際、同意を求める手続きを執つた。そしてその方法は口頭又は書面をもってした（衆先彙纂 454）。

旧衆規第百三十八條 豫算ノ會議ニ於テ更ニ審査ヲ必要トスル事項ヲ發見シタルトキハ其ノ事項ヲ限り再ヒ豫算委員ニ付託シ之ヲ審査セシムルコトヲ得

- 予算案審議に当たり、憲法第 67 条の歳出の修正に付き詔勅を賜つたため、更に審議を尽くす必要を生じ、予算案の一部を再び予算委員の審査に付したことがある。なお予算案に付き逐項審議をした際、ある項目に付き修正案原案共に過半数の賛成を得なかつたとき、これを廃棄すべからざるものと議決し、特別委員を設けて調査立案を命じたことがある。また憲法第 67 条の費目の削減に付き政府と協議させるため特別委員を設けたことがある（衆先彙纂 457）。
- 本會議において予算案の一部を予算委員をして再び審査させることに決し予算委員に再び付託されたことがある（衆委先彙纂 111）。
- 委員会において審査を終了し、議院に報告した事件に就き、再び同一委員の審査に付され、又は新たに特別委員を設けてこれにその審査を付託されたことがある（衆委先彙纂 126）。

憲法第八十一條 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は處分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

- 最高裁判所が、その裁判において、法律が憲法に適合しないと判断し、その裁判が確定したときは、その裁判書の正本が、最高裁判所長官から議長宛に送付される。送付され

た裁判書の正本は、議院運営委員会理事会の協議に基づき、議長はこれを適當の委員会に参考のため送付するのを例とする（衆先 135）。

**憲法第八十七條** 豫見し難い豫算の不足に充てるため、國會の議決に基いて豫備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

すべて豫備費の支出については、内閣は、事後に國會の承諾を得なければならない。

- 予備費の使用等について承諾を求める議案は、議決に至らなかった場合は、次の国会に再び提出される。ただし、次の国会が臨時会であったので、これに続く常会又は特別会に提出されたことがある（衆先 164）。
- 予備費の使用等について承諾を求める議案は、すべて先に衆議院に提出されている（衆先 347）。
- 予備費の使用等について承諾を求める議案は、決算行政監視委員会の審査に付し、その報告をまって、会議において委員会の報告のとおり承諾を与えるか否かについて採決する。承諾を与えると議決した後、参議院に送付する。なお、衆議院は承諾を与えると議決し、参議院は承諾しないと議決したことがある。第 116 回（臨時）国会において、平成元年 11 月 17 日の会議で承諾を与えるに決した予備費の使用等について承諾を求める議案を参議院に送付したが、参議院では 12 月 1 日の会議でこれを承諾しないことに決したので、国会法第 87 条の規定により衆議院に返付した。同日、衆議院は、議院運営委員会において、両院協議会を求めないものとするに協議決定し、国会の承諾がなかった旨を参議院及び内閣に通知した（衆先 348）。
- 予備費の使用等について承諾を求める議案は、1 件中の各費目は可分的に議決することができるのであるから、一部に対する不承諾をもって全部に及ぼさない。不承諾となった部分は、これを抹消して、参議院に送付する（衆先 349）。
- 予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、特別会計予算総則に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書等の承諾を求めるの件については、承諾を与えるべきか否かを議決する。なお、第 5 回国会昭和 24 年 5 月 6 日の決算委員会において、昭和 22 年度予備費使用総調書（承諾を求めるの件）について、その一部を除いて承諾を与えるべきものと議決したことがある（衆委先 146）。

**憲法第九十條** 國の収入支出の決算は、すべて毎年會計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを國會に提出しなければならない。

會計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

- 決算は、第 6 回（特別）帝国議會、明治 27 年 5 月 15 日に明治 24 年度決算が初めて提出されて以来、両院別々に提出されている（衆先 162）。
- 決算は、一度提出されたときは、その会期において審議が終了しない場合においても、後の会期において審議するのが例であり、次の国会に再び提出されない。衆議院が解散された場合も同様である（衆先 163、343）。
- 決算等が議決されたときは、これを内閣に通知するが、参議院には通知しない（衆先 188）。

- ・決算は、全部を議題とし、その採決に際しては、委員会の報告のとおり決するか否かについて議決する。委員会においては、決算について、その収入支出が適法であるか又は予算の目的に違うことがないかどうかを審査し、是認すべきでないものについては不法又は不当と、その他については異議がないと議決して報告する（衆先 344）。
- ・決算は、これを議決したも参議院に送付しない（衆先 345）。
- ・国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書、国庫債務負担行為総調書並びに日本放送協会の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、それぞれ委員会の審査を経た後、国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書については、これを是認するか否かを議決し、その他については、異議の有無を議決する。これらの案件は、決算と同じく、議決に至らないときは後の会期において審議し、また議決しても参議院に送付しない（衆先 346）。
- ・決算行政監視委員会は、決算の審査については、まず委員会において政府の説明、会計検査院の検査報告についての説明を聞き、総括質疑を行い、続いて分科会において各省庁別審査を行い、更に委員会を開いて総括・しめくり審査を行った後、これを議決するのが例である（衆委先 140）。
- ・決算とともに会計検査院の検査報告が提出されるが、同時に会計検査院の検査報告で指摘された不当事項及び是正事項に対する各省各庁の弁明を内容とする「決算検査報告に関し国会に対する説明書」が参考として提出されるのが例であり、決算の各省庁別分科会審査の際にこれらを参考として審査する。決算の各省庁別分科会審査は、国务大臣等の決算概要の説明及び会計検査院当局の検査概要の説明を聞いた後、質疑を行うのが例である（衆委先 141）。
- ・決算については、その収入支出が適法であるか又は予算の目的に違うことがないかどうかを審査し、是認すべきでないものについては不法又は不当と、その他については異議がないと議決する（衆委先 142）。
- ・国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書は、決算と一括して審査するのが例であり、これを是認すべきか否かを議決する（衆委先 143）。
- ・国庫債務負担行為総調書については、財務大臣等から説明を聞き、質疑を行った後、異議の有無を議決する（衆委先 144）。
- ・決算は、一度提出されたときは、その会期において議院の審議を終了しない場合においても、次の会期以後再び提出されることはなく、後の会期において、決算行政監視委員会に付託され審査する。衆議院が解散された場合においても同様である。なお、国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書並びに国庫債務負担行為総調書についてもまたこの例による（衆委先 145）。
- ・決算調整資金からの歳入組入れに関する調書の承諾を求めるの件については、承諾を与えるべきか否かを議決する（衆委先 147）。
- ・日本放送協会の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、決算の例に準じて審査し、異議の有無を議決する。本放送協会の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、決算の例に準じ、一度提出されたときは、その会期において議院の審議を終了しない場合においても、次の会期以後再び提出されることはなく、後の会期において委員会に付託され審

査する。衆議院が解散された場合においても同様である（衆委先 148）。

**憲法第九十五條** 一の地方公共團體のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共團體の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、國會は、これを制定することができない。

- ・特別法の送付及び通知は、議決の日以後数日中にするのが例である（衆先 188）。

**憲法第五十七條** 兩議院の會議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密會を開くことができる。

兩議院は、各々その會議の記録を保存し、秘密會の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを會議録に記載しなければならない。

- ・国会になってから、議院の會議を秘密會議とした例はない（衆先 427）。
- ・院議によって特に秘密を要するものと議決した部分は、これを公表しない。従って、この部分は、印刷して配付する會議録には記載しない（衆先 428）。
- ・會議録は、その記録中特に秘密を要すると認められるもの以外は、公表し一般に頒布しなければならないので、官報にこれを掲載する。しかし、秘密會議の内容にわたる部分で、特に秘密を要するものと議決した部分は、これを掲載しない（衆先 459）。

**衆規第百五十二條** 議長が必要と認めたとき、又は出席議員の五分の一以上の要求があつたときは、記名投票で表決を採る。

**衆規第百五十三條** 記名投票を行う場合には、問題を可とする議員は白票を、問題を否とする議員は青票を投票箱に投入する。

- ・表決の際の記名投票は、議長の選挙の例にならって、参事が演壇でこれを受け取り、代わって投函するのが例である（衆先 303）。
- ・記名投票の際、議員が病気等のため登壇することができない場合は、参事がその席に至り、投票を受け取り、代わって投函するのが例である（衆先 304）。
- ・記名投票による表決の際、誤って他人の木札の名刺を用いたとき、これに対し議長において無効の宣告をしたこともあり、また議院に諮ってこれを有効と認めたこともある（衆先 307）。
- ・記名投票をもって表決を行った場合に、賛成又は反対の議員のみが投票をしたことがある（衆先 310）。

**衆規第百五十四條** 記名投票を行うときは、議場の入口を閉鎖する。

- ・選挙の投票の場合は、議場の入口を閉鎖しない（衆先 40）。
- ・記名投票による表決の際の議場入口の閉鎖は、議長の宣告によって、衛視がこれを執行する（衆先 301）。
- ・議場の閉鎖中、投票を終了した者が、病気その他の事由によって退場しようとするときは、議長の許可を得た後、議長席の後方の出入口から退場する（衆先 302）。

**衆規第百五十五條** 投票が終つたときは、議長は、その結果を宣告する。

- ・記名投票による表決の際においても、投票箱閉鎖の宣告があった後は、投票することができない（衆先 306）。
- ・議長は、表決に付するの宣告、表決方法若しくは表決の結果の宣告をした後に、その宣告を訂正したことがある（衆先 312）。

**衆規第百五十五条の二 記名投票を行う場合、議長において時間を制限したときは、議長は、その時間内に投票しない者を棄権したものとみなすことができる。**

（第 3 回（臨時）国会衆議院規則中改正（昭和 23 年 10 月 11 日議決））

（要旨）議事の促進をはかるため、記名投票を行う場合に予め議長が投票の時間を制限し得る旨の規定を新たに設けた。

- ・第 91 回国会昭和 55 年 3 月 13 日の議院運営委員会理事懇談会において、今後、起立又は異議の有無による表決の際、表決権を放棄しようとする場合は退席することとする旨決定した（衆先 297）。
- ・議長において投票の時間を制限したとき、制限時間内に投票しない者は、投票を棄権した者とみなす旨を宣告する（衆先 305）。

**衆規第二百条 会議録には次の事項を記載する。**

- 一 開議、休憩、散会及び延会の年月日時刻
- 二 議事日程
- 三 召集に応じた議員の氏名
- 四 開会式に関する事項
- 五 議員の異動
- 六 議席の指定及び変更
- 七 要求書の受領並びに通知書の発送及び受領
- 八 奏上に関する事項
- 九 議案の発議、提出、付託、送付、回付及び撤回に関する事項
- 十 出席した国务大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官及び政府特別補佐人の氏名
- 十一 会議に付された案件及びその内容
- 十二 委員会の報告書及び少数意見書
- 十三 議長の報告
- 十四 議事
- 十五 質問主意書及び答弁書
- 十六 選挙及び記名投票の投票者の氏名
- 十七 議員の発言補足書
- 十八 その他議院又は議長において必要と認めた事項

（第 145 回国会 衆議院規則の一部を改正する規則（平成 11 年 7 月 13 日可決）、（国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成 11 年法律第 116 号）第 4 条の規定の施行の日）内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）施行の日から施行（平成 13 年 1 月 6 日））

（要旨）政務次官に代えて、副大臣及び大臣政務官が設置されることに伴う所要の改正



をした。

衆規第二百条 会議録には次の事項を記載する。

- 一 開議、休憩、散会及び延会の年月日時刻
- 二 議事日程
- 三 召集に応じた議員の氏名
- 四 開会式に関する事項
- 五 議員の異動
- 六 議席の指定及び変更
- 七 要求書の受領並びに通知書の発送及び受領
- 八 奏上に関する事項
- 九 議案の発議、提出、付託、送付、回付及び撤回に関する事項
- 十 出席した国务大臣、内閣官房副長官、政務次官及び政府特別補佐人の氏名
- 十一 会議に付された案件及びその内容
- 十二 委員会の報告書及び少数意見書
- 十三 議長の報告
- 十四 議事
- 十五 質問主意書及び答弁書
- 十六 選挙及び記名投票の投票者の氏名
- 十七 議員の発言補足書
- 十八 その他議院又は議長において必要と認めた事項

(第 145 回国会 衆議院規則の一部を改正する規則(平成 11 年 7 月 13 日可決)、((国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成 11 年法律第 116 号) 第 2 条の規定の施行の日) 第 146 回国会召集の日から施行(平成 11 年 10 月 29 日))

(要旨) 政府委員制度を廃止することに伴い、規定を整理した。

衆規第二百条 会議録には左の事項を記載する。

- 一 開議、休憩、散会及び延会の年月日時刻
- 二 議事日程
- 三 召集に応じた議員の氏名
- 四 開会式に関する事項
- 五 議員の異動
- 六 議席の指定及び変更
- 七 要求書の受領並びに通知書の発送及び受領
- 八 奏上に関する事項
- 九 議案の発議、提出、付託、送付、回付及び撤回に関する事項
- 十 出席した国务大臣及び政府委員の氏名
- 十一 会議に付された案件及びその内容
- 十二 委員会の報告書及び少数意見書
- 十三 議長の報告

- 十四 議事
- 十五 質問主意書及び答弁書
- 十六 選挙及び記名投票の投票者の氏名
- 十七 議員の発言補足書
- 十八 その他議院又は議長において必要と認めた事項

(第 22 回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和 30 年 3 月 22 日議決))

衆規第二百条 会議録には左の事項を記載する。

- 一 開議、休憩、散会及び延会の年月日時刻
- 二 議事日程
- 三 召集に応じた議員の氏名
- 四 開会式に関する事項
- 五 議員の異動
- 六 議席の指定及び変更
- 七 要求書の受領並びに通知書の発送及び受領
- 八 奏上に関する事項
- 九 議案の発議、提出、付託、送付、回付及び撤回に関する事項
- 十 出席した国务大臣及び政府委員の氏名
- 十一 会議に付された事件及びその内容
- 十二 委員会の報告書及び少数意見書
- 十三 議長の報告
- 十四 議事
- 十五 質問主意書及び答弁書
- 十六 選挙及び記名投票の投票者の氏名
- 十七 議員の発言補足書
- 十八 その他議院又は議長において必要と認めた事項

衆規第二百一条 議事は、速記法によつてこれを速記する。

- ・帝国議会当時は、秘密会議には速記を付するのが例であり、その速記は、反文浄書の上密封をしてこれを保存した(衆先 427)。
- ・会議録中議事に関する速記不能の箇所は、衆議院公報所載の議事経過を転載して補ったことがある(衆先 455)。

衆規第二百二条 議員がその演説の参考として簡単な文書を会議録に掲載しようとするときは、議長の許可を要する。

- ・議案の委員長報告、趣旨弁明、質疑、討論に当たり、簡単な参考文書を会議録に掲載することの請求があつたときは、議長はその内容を調査し、差し支えないと認めるときはこれを許可する。しかし、浩瀚なものは、これを許可しない(衆先 279)。
- ・議長が掲載を許可した参考書、理由書等は、会議録に掲載する(衆先 456)。

衆規第二百三条 演説した議員は、会議録配付の日の翌日の午後五時までに、その字句の訂正を求めることができる。但し、演説の趣旨を変更することはできない。

(第 22 回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和 30 年 3 月 22 日議決))

衆規第二百三条 演説した議員は、会議録配付の後、その字句の訂正を求めることができる。但し、演説の趣旨を変更することはできない。

衆規第二百四条 会議録に記載した事項及び会議録の訂正に対して、異議を申し立てる者があるときは、議長は、討論を用いなくて議院に諮りこれを決する。

衆規第二百五条 会議録は、議長又は当日の会議を整理した副議長若しくは仮議長及び事務総長又はその代理者がこれに署名し議院に保存する。

- ・会議録は、会議の記録を保存するために、召集日の当日から作成する。召集日を第1号とし、順次会議日ごとに号を追って、会期終了日まで番号を付する（開会式の会議録にも号を付する。）。なお、都合により、委員会報告書その他について追録を作成することもある（衆先 454）。
- ・会議録原本には、議長又は当日の会議を主宰した副議長若しくは仮議長と事務総長又はその代理者が署名し、議院に保存するのであるが、署名に代えて記名押印するのが例である。また、その作成の際副本を作成する。なお、会議録原本第1号及び末号には、記名押印し、その他は記名する。

衆規第二百六条 会議録は、官報に掲載する。但し、国会法第六十三条の規定により秘密を要するものと議決した部分及び同法第一百六条の規定により議長が取り消させた発言は、これを掲載しない。

（第22回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和30年3月22日議決））

衆規第二百六条 会議録は、官報に掲載する。但し、国会法第六十三条により秘密を要するものと議決した部分及び同法第一百六条により議長が取り消させた発言は、これを掲載しない。

- ・第1回国会以来、議員の発言で不穏当と認める言辞があるときは、議長は、その取消しを命ずるか、又は速記録を調査の上不穏当の言辞があれば適當の措置をする旨を宣告し、調査の結果不穏当の言辞があったときは会議録から削除している（衆先 275）。
- ・議長は、議員の発言で既に会議録に記載された後不穏当な言辞があると認めたときは、その言辞について発言者に対し注意をし、その結果によってこれを取り消させあるいはこれを正誤する（衆先 277）。
- ・会議録は、その記録中特に秘密を要すると認められるもの以外は、公表し一般に頒布しなければならないので、官報にこれを掲載する。しかし、秘密会議の内容にわたる部分で、特に秘密を要するものと議決した部分は、これを掲載しない（衆先 459）。

衆規第二百七条 官報に掲載した会議録は、これを各議員に配付するとともに一般に頒布する。

旧衆規第百三十一條 議長必要ト認ムルトキ又ハ議員三十人以上ノ要求アルトキハ起立ノ方法ヲ用キスシテ記名若ハ無名投票ヲ以テ表決ヲ爲サシムヘシ

（改正第50回帝国議会議大正14年3月24日議決）

旧衆規第百二十七條 議長必要ト認ムルトキ又ハ議員二十人以上ノ要求アルトキハ起立ノ方法ヲ用キスシテ記名若クハ無名投票ヲ以テ表決ヲ爲サシムヘシ

- ・議長は表決の際、単に異議がないかを院議に諮り、あるいは起立の方法をもって採決するのを例とするが、議長が必要と認め、若しくは院議に諮り、又は議員30人以上の要

求により、直ちに記名若しくは無名投票をもって採決したことがある。そして重要な議案に対してはこの方法を用いることが少なくない（衆先彙纂 396）。

- ・議長において必要と認め、記名又は無名投票をもって表決するとの宣告に対し、他の表決方法をもって採決すべしとの動議が出たときは先ずその動議を採決するのを例とする（衆先彙纂 397）。
- ・採決に際し、議員より記名投票によるべしとの要求と無名投票によるべしとの要求と二種の要求があったときは、議長は院議に諮い又は職権をもってその孰れの方法によるべきかを決する。そして院議に諮う場合の表決方法は議長がこれを決定するが、起立をもって決したもの、記名投票をもって決したもの、無名投票をもって決したもの、職権をもって決定した例がある。なお採決に際し、記名及び無名の各要求があり、議長がその孰れを用いるべきかを院議に諮うた結果、その決定を議長に委任され、議長において決定したことがある（衆先彙纂 398）。

**旧衆規第百三十二條** 記名投票ヲ行フ場合ニ於テハ問題ヲ可トスル議員ハ白票ニ問題ヲ否トスル議員ハ青票ニ各其ノ氏名ヲ記シ投票函ニ投入スヘシ

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

**旧衆規第百二十八條** 記名投票ヲ行フ場合ニ於テハ問題ヲ可トスル議員ハ白色票ニ問題ヲ否トスル議員ハ青色票ニ各々其ノ氏名ヲ記シ投票函ニ投入スヘシ

- ・第 1 回議會以来、記名投票は混雑を避けるため書記官が演壇において投票を受取り、代わって投函するのを例とする（衆先彙纂 401）。
- ・記名投票の際、議員が病気その他の事故により登壇できない場合は、書記官がその議席に至り、投票を受取り代わってこれを投函するのを例とする（衆先彙纂 402）。
- ・記名投票の際、誤って他人の木札の名刺を用いたとき、これに対し議長において無効の宣告をしたことがあり、また院議に諮いこれを有効と認めたことがある（衆先彙纂 405）。
- ・記名投票をもって採決をするにあたり、議長が投票の開始を宣告し、投票は開始されたが、議場が喧囂のため、議長の宣告が徹底しなかつたので、議長は更に宣告をすると同時に今迄に既に投票をした諸君は議長の宣告を諒解するものと認めるので、投票したものはこれを有効とする旨を告げ、投票を継続したことがある（衆先彙纂 407）。
- ・記名投票を行う場合に賛成又は反対の議員のみが投票をし、他の一方は投票しなかつたことがある（衆先彙纂 409）。

**旧衆規第百三十三條** 無名投票ヲ行フ場合ニ於テハ問題ヲ可トスル議員ハ白球ヲ問題ヲ否トスル議員ハ黒球ヲ投票函ニ投入シ同時ニ其ノ名刺ヲ名刺函ニ投入スヘシ若球數カ名刺ノ數ニ超過シタルトキハ再投票ヲ行フ但シ可否ノ結果ニ異動ヲ及ホササルトキハ此ノ限ニ在ラス

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

**旧衆規第百二十九條** 無名投票ヲ行フ場合ニ於テハ問題ヲ可トスル議員ハ白球ヲ問題ヲ否トスル議員ハ黒球ヲ特ニ設ケタル函ニ投入シ同時ニ其ノ名刺ヲ名刺函ニ投入スヘシ若シ球數ト名刺ノ數ト同シカラサルトキハ再投票ヲ行フ

- ・無名投票は演壇において書記官に木札の名刺を渡し、問題を可とする者は白球を、問題を否とするものは黒球を議員自ら投票箱に投入する（衆先彙纂 403）。

- ・無名投票の際、書記官に木札の名刺のみを渡し、球を投入しないで降壇したときは投票権を放棄したものと看做し、改めて球の投入を許さない（衆先彙纂 406）。

**旧衆規第百三十四條 記名又ハ無名投票ヲ行フトキハ議場ノ入口ヲ閉鎖スヘシ**

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

**旧衆規第百三十條 點呼又ハ記名若ハ無名投票ヲ行フトキハ議場ノ入口ヲ閉鎖スヘシ**

（改正第 1 回帝国議會明治 23 年 12 月 19 日議決）

**旧衆規第百三十條 氏名點呼又ハ記名若ハ無名投票ヲ行フトキハ議場ノ入口ヲ閉鎖スヘシ**

- ・表決の際、議場閉鎖は議長の宣告により守衛がこれを執行するものとする（衆先彙纂 399）。
- ・議場閉鎖中に病氣その他の事由により退場しようとするときは議長の許可を要するものとする。そして退場は議長席の後方よりするものとする（衆先彙纂 400）。

**旧衆規第百三十五條 總テ投票ヲ終リタルトキハ議長ハ其ノ結果ヲ宣告スヘシ**

- ・議長が表決に付するの宣告、表決方法若しくは表決の結果の宣告をした後、その宣告を訂正したことがある（衆先彙纂 412）。
- ・議長の執る議事整理の処置に付き、又は委員会の議案審査上執る措置に付き、院議に付してその当否又は是非を議決したことがある（衆先彙纂 428）。
- ・議長の宣告が徹底したか否かを議決する（衆先彙纂 429）。

**旧衆規第百三十九條 議事録ハ左ノ事項ヲ記載ス**

- 一 議院成立及開會閉會停會ニ關スル事項及年月日時
- 二 開議延會中止及散會ノ月日時
- 三 出席國務大臣及政府委員ノ氏名
- 四 勅語及勅旨
- 五 議長及委員長報告
- 六 會議ニ付シタル議案ノ題目
- 七 議題ト爲リタル動議及動議者ノ氏名
- 八 決議ノ事項
- 九 表決及可否ノ數ヲ計算シタルトキハ其ノ數
- 十 議院ニ於テ必要ト認メタル事項

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

**旧衆規第百三十五條 議事録ハ左ノ事項ヲ記載ス**

- 一 議院成立及開會閉會ニ關スル事項及年月日時
- 二 開議延會中止及散會ノ月日時
- 三 出席國務大臣及政府委員ノ氏名
- 四 勅語及勅旨
- 五 議長及委員長報告ノ件
- 六 會議ニ付シタル議案ノ題目
- 七 議題トナリタル動議及動議者ノ氏名
- 八 決議ノ事件
- 九 表決及可否ノ數ヲ計算シタルトキハ其ノ數
- 十 議院ニ於テ必要ト認メタル事項

旧衆規第百三十六條 決議録ハ議場ノ決議ヲ記載ス

(削除第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

(追加第 2 回帝国議會明治 24 年 12 月 5 日議決)

- ・議事録及速記録は召集当日よりこれを作成する(衆先彙纂 579)。
- ・議事録は衆議院規則第 139 条の事項を記載して 2 部作成し、議長及び書記官長が署名して議院に保存する(衆先彙纂 580)。

旧衆規第百四十二條 議事速記録ハ議事日程議案議事投票者氏名及諸般ノ報告其ノ他必要ナル事項ヲ掲載ス

議事ハ速記法ニ依リ速記ス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第百三十九條 議事速記録ハ速記法ニ依リ議事ヲ記載ス

- ・議事録及速記録は召集当日よりこれを作成する(衆先彙纂 579)。
- ・速記録は速記法によって速記した議事の外議事日程、議案、投票者氏名及び諸般の報告その他必要な事項を掲載する。そして速記録は翌日の官報号外として各議員に配布する。しかし特殊の事情があったため、閉会後に配付し、又は議案の内容を省略して速記録に掲載したことなしとしない(衆先彙纂 581)。
- ・議場における発言はすべて速記録に記載すべきものであるが、新聞紙法、出版法、及び新聞紙等掲載制限令等において掲載若しくは発売頒布を禁じられた事項に関する発言又は秘密会議の内容に渉る点は、院議により又は議長の宣告によりこれを記載しない(衆先彙纂 582)。
- ・質問主意書、答弁書、委員会報告書等は朗読を経ざるもこれを速記録に掲載するのを例とし、また議長の許可を経たときは参考書、理由書等をもこれを掲載する(衆先彙纂 584)。
- ・記名投票における可否両者の氏名、無名投票における投票者の氏名、議長候補者選挙投票者氏名、副議長候補者選挙投票者氏名、全院委員長選挙投票者氏名は速記録に掲載する(衆先彙纂 585)。

旧衆規第百四十三條 議員其ノ演説ノ参考トシテ簡單ナル文書ヲ速記録ニ掲載セムトスルトキハ議長ノ許可ヲ請フヘシ

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・議案の趣旨弁明、質疑若しくは質問に際し、又は委員長報告に当たり、簡単な参考文書を速記録に掲載することを請求するときは議長はその内容を調査し、差支えないと認めるときはこれを許可する。しかし発売頒布を禁じられたもの若しくは浩瀚のものは院議に依り、又は議長においてこれを許可しない(衆先彙纂 316)。
- ・質問主意書、答弁書、委員会報告書等は朗読を経ざるもこれを速記録に掲載するのを例とし、また議長の許可を経たときは参考書、理由書等をもこれを掲載する(衆先彙纂 584)。

旧衆規第百四十五條 演説シタル議員ハ速記録配付ノ當日午後七時迄ニ訂正ヲ求ムルコトヲ得但シ訂正ハ字句ニ止マリ演説ノ趣旨ヲ變更スルコトヲ得ス

速記録ノ訂正ニ對シ異議ヲ申立ツル者アルトキハ議長ハ賛成者アルヲ待チ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ採ルヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第百四十一條 演説シタル議員ハ速記録配付ノ當日午後七時迄ニ訂正ヲ求ムルコトヲ得但シ訂正ハ字句ニ止マリ演説ノ趣旨ヲ變更スルコトヲ得ス

速記録ノ訂正ニ對シ異議ヲ申立ツル者アルトキハ議長ハ賛成者アルヲ待チ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ取ルヘシ

- ・議長は議員の発言で既に速記録に掲載された後、不穩の言辞があると認めるときはその言辞につき、発言者に対し注意をし、その結果、あるいはこれを取消させ、あるいはこれを正誤する（衆先彙纂 314）。

旧衆規第百四十條 議員議事録ニ記載シタル事實ニ對シテ異議アルトキハ議長ハ書記官長ヲシテ答辯セシムヘシ議員其ノ答辯ニ服セス又ハ議長ノ處置ニ對シ不服ナルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ取ルヘシ

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第百三十七條 議員議事録決議録ニ記載シタル事實ニ對シテ異議アルトキハ議長ハ書記官長ヲシテ答辯セシムヘシ議員其ノ答辯ニ服セス又ハ議長ノ處置ニ對シ不服ナルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ取ルヘシ

（改正第 2 回帝国議會明治 24 年 12 月 5 日議決）

旧衆規第百三十六條 議員議事録ニ記載シタル事實ニ對シテ異議アルトキハ議長ハ書記官長ヲシテ答辯セシムヘシ議員其ノ答辯ニ服セス又ハ議長ノ處置ニ對シ不服ナルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ取ルヘシ

旧衆規第百四十一條 議事録ハ議長又ハ當日ノ會議ヲ整理シタル副議長若ハ假議長及書記官長又ハ其ノ代理タル書記官之ニ署名スヘシ

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第百三十八條 議事録決議録ハ議長又ハ當日ノ會議ヲ整理シタル副議長若ハ假議長及書記官長又ハ其ノ代理タル書記官之ニ署名スヘシ

（改正第 2 回帝国議會明治 24 年 12 月 5 日議決）

旧衆規第百三十七條 議事録ハ議長又ハ當日ノ會議ヲ整理シタル副議長若ハ假議長及書記官長又ハ其ノ代理タル書記官之ニ署名スヘシ

旧衆規第百四十四條 議院法第八十七條ニ依リ議長取消ヲ命シタル發言ハ速記録ニ記載セス

- ・議員の発言中不穩の言語があつたときは院議に依りこれを取消させ、また院議に依りその言語を速記録に記載しなかつたことがある。そして既に速記録に記載後において取消しと決した場合は取消された言語の記載箇所を示して削除する旨を速記録に掲載する（衆先彙纂 312）。
- ・議員の発言で議院法第 87 条により議長より取消しを命じられた部分はこれを速記録に記載しないのは衆議院規則の定めるところであるが、議員、国务大臣及び政府委員が議場において自ら取消した言辞もまた速記録に記載しない。なお既に速記録に掲載後、これを取消したときは後の速記録に当該部分削除の旨を付記する（衆先彙纂 583）

旧衆規第百二十五條 議長ハ懲罰事犯ト認ムル所ノ言論ノ一部又ハ全部ヲ公布スルコトヲ禁スルコトヲ得

議院ニ於テ懲罰事犯ナシト議決シタルトキハ議長ノ命令ハ自ラ消滅ス

第五十六条の二 各議院に発議又は提出された議案につき、議院運営委員会が特にその必要を認めた場合は、議院の会議において、その議案の趣旨の説明を聴取することができる。

(第2回国会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 読会制度が廃止されて議院の会議で議案の趣旨弁明が行われなくなり、議案の内容について全議員が周知する機会が失われたので、第一回国会においては、院議によりその趣旨の説明を聴取したこともあったが、新たに趣旨説明に関して規定を設け、議院運営委員会の決定があったときには、議院の会議においてこれを聴取することができることにした。

- ・重要な議案については、議院運営委員会の決定により、会議において、内閣提出議案にあっては関係国務大臣から、参議院提出又は議員発議の議案にあっては発議者から趣旨の説明を聴取している。この場合、議案が委員会に付託される前に聴取したこともあり、また付託された後に聴取したこともある(衆先251)。
- ・会議において議案の趣旨の説明を聴取したときは、これに対して質疑を行うのが例である(衆先252)。
- ・内閣提出の議案について、議院運営委員会で、特に議院の会議において議案の趣旨の説明を聴取する必要があると決定したときは、付託前あるいは付託後に、関係国務大臣が趣旨の説明をする(衆先489)。

第九十二条 第一讀會ハ議案ヲ各議員ニ配付シタル後少クトモ二日ヲ隔テ之ヲ開クヘシ但シ緊急事件ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

- ・法律案は議案配付後少なくとも2日(48時間)を隔てて議事日程に掲載するのを要するも、政府より議院法第27条但書及び第28条但書に依り、又は単に緊急事件として議決することの要求があったときは、成規の日時にかかわらず、短縮して議事日程に掲載するのを例とする(衆先彙纂210)。
- ・法律案を議事日程に掲載するには議案配付後少なくとも2日(48時間)を隔てることを要し、会期切迫等の場合にはあらかじめ院議を経て成規の日時を短縮するのを例としたが、第27回議会以来会期3分の2を経過するときは議長において当然取り計らい得ることとなった(衆先彙纂224)。
- ・臨時議会の会期は2日乃至14日、特別議会の会期は第3回(特別)議会及び第13回(特別通常)議会を除いて14日乃至28日の短期間なので第34回(臨時)議会及び第39回(特別)議会まではいずれも院議に諮うことなく成規の日時を短縮して法律案を議事日程に掲載するも、第43回(特別)議会及び第47回(臨時)議会以来はいずれも会期の始めにおいて法律案の上程は成規の日時を要しないものと議決するのを例とする(衆先彙纂225)。
- ・第一読会は議案配付後少なくとも二日を隔て、また第二読会、第三読会は第一読会第二読会を終った後各少なくとも二日を隔て、これを開くべき規定で、第2回議会までは配付又は第一若しくは第二読会終了の翌日より起算して第三日目の議事日程に掲載する



例であったが、第3回（特別）議会よりは時をもって計算し、48時間を隔てるを要することとなった（衆先彙纂431）。

- ・第一読会は議案を各議員に配付した後少なくとも2日（48時間）を隔て、これを開くべきものであるが、緊急の場合にこの期間を短縮するには院議を経ることを要する。しかし第27回議会以来会期が3分の2を経過する場合は院議に諮ることなく議長において当然取り計らい得ることとなった。なお特別議会、臨時議会においては会期の始めにおいて院議をもって第一読会を開くには成規の日時を要しないものと議決するのを例とする（衆先彙纂436）。

### **第九十三條 第一讀會ニ於テ議案ヲ朗讀シタル後國務大臣政府委員又ハ發議者ハ其ノ趣旨ヲ辯明スルコトヲ得**

**議員ハ議案ニ對シ疑義アルトキハ國務大臣政府委員又ハ發議者ニ説明ヲ求ムルコトヲ得**

**議長ハ便宜議案ノ朗讀ヲ省略セシムルコトヲ得**

- ・議案の朗読はこれを省略するのを例とする。議案に対する修正案又は回付案等は印刷配付の違わない場合は朗読することなしとしない（衆先彙纂264）。
- ・予算案、決算及び建議案はいずれも直ちに常任委員に付託されるので、会議においては趣旨弁明をすることなく、また貴族院提出法律案は会議に付するも趣旨弁明なく直ちに委員に付託され、その他の議案は会議に付されたとき、政府提出法律案及び承諾案にあつては國務大臣若しくは政府委員がその趣旨を弁明し、議員提出議案にあつては提出者がその趣旨を弁明するのを例とする。但し委員の審査省略の要求があつた追加予算案が会議に付されたときは國務大臣若しくは政府委員、即決の要求があつた建議案が会議に付されたときは提出者がその趣旨を弁明する。なお提出者の申し出若しくは院議に依り趣旨弁明を省略することがある。また提出者が議席にいないときは議長が趣旨弁明を省略したものと見做し、直ちに委員に付託したことがある（衆先彙纂265）。
- ・議案の趣旨を弁明するのは提出者のうち1名にてこれをするのを例とするが、時に兩名にてこれをしたことがある。なお政府提出議案につき内閣総理大臣がまず一般的趣旨を弁明し、次いで主務大臣が詳細な弁明をしたことがある（衆先彙纂266）。
- ・議案の賛成者にして提出者に代わつて議案の趣旨弁明をしたことは第1回議会以来その事例は少なくない。なお議案の趣旨弁明は提出者又は賛成者以外の者はこれをするとはできないものとする（衆先彙纂267）。
- ・数個の議案にして提出者同一であるか又は同種若しくは関連するときにこれを一括議題とした場合、提出者が同一であるときはその一人が数案の趣旨弁明をし、提出者が異なるときは順次に提出者をして趣旨弁明をさせる（衆先彙纂269）。
- ・政府提出法律案及び議員提出議案が初めて会議に付せられたときはその趣旨を弁明するのを例とするが、議案の趣旨弁明者が議場にいないときに便宜その議事を一時延期し、また議員提出議案にあつては趣旨弁明を省略したものと認めて直ちに委員に付託したことがある（衆先彙纂270）。
- ・修正案若しくは動議の趣旨弁明をするにあたり、その発言が趣旨弁明の範囲を超え、討論に涉り、もしくは自己の意見を述べるものと認めるときは議長はその発言を中止する

(衆先彙纂 273)。

- ・議員提出法律案の趣旨弁明については議長発議若しくは動議により又は各派交渉会の申し合わせに依り趣旨弁明の時間を制限したことがある(衆先彙纂 274)。
- ・会期切迫の場合に院議をもって議員提出法律案の趣旨弁明を省略して、直ちに委員に付託したことがある。そしてこの場合においては議長において承認する程度の簡明な理由書又はその補足書を速記録に掲載することを許す(衆先彙纂 275)。
- ・前議会に議決した決議案と同一趣旨であるため、また提案の理由本文に明らかな故をもって趣旨弁明を省略して即決したことがある(衆先彙纂 276)。
- ・質疑がその範囲を超え、議題外に涉り、あるいは討論に涉るものと認められるときは議長は注意をし、その発言を中止する(衆先彙纂 286)。
- ・議題となった議案に関連があるため、委員付託中の議案若しくは未だ議題となっていない議案につき質疑をしたことがある(衆先彙纂 290)。
- ・質疑に対する質疑はこれを許さないのを例とするが、特に院議を経てこれを許可したことがある(衆先彙纂 291)。
- ・第 69 回(特別) 議会昭和 11 年 5 月 11 日及び第 70 回議会昭和 12 年 2 月 25 日の各派交渉会において、議案に対する質疑は一人 30 分以内とする申し合せをし、各質疑者はいずれもこの申し合せによった。爾来毎会期の申し合せにより一人 15 分乃至 30 分以内とするのを例とする(衆先彙纂 292)。
- ・発言の順位は通告の順序によりこれを許すべきことは衆議院規則に規定する所であるが、通告同時にして多数に上ったときは通告者間の協議又は抽選によりその順位を定め、あるいは通告者の属する会派幹部の会合を求めその協議により発言の順位を定めたが、第 51 回議会大正 15 年 2 月 10 日の各派交渉会において将来は通告の前後を問わず質疑及び討論の通告に限りすべて所属会派議員数の按分率により発言の順位を定めることになった。爾来毎会期各派交渉会においてこの例により協定している(衆先彙纂 307)。
- ・予算案、決算、建議案及び貴族院提出の議案を除き、その他の議案については提出者より先ずその趣旨を弁明し、然る後、委員に付託するのを例とする。しかし会期切迫等の事由に依り、院議をもって議員提出議案の趣旨弁明を省略し、直ちに委員に付託したことがある(衆先彙纂 321)。
- ・議案の趣旨弁明を省略するの動議は先決問題としてこれを採決する。そしてこの動議は概ね委員付託若しくは即決の動議を伴うので、議長はこれを一括して採決するのを例とする(衆先彙纂 378 第 1 (2))。

第五十六条の三 各議院は、委員会の審査中の案件について特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

前項の中間報告があつた案件について、議院が特に緊急を要すると認めるときは、委員会の審査に期限を付け又は議院の会議において審議することができる。

委員会の審査に期限を付けた場合、その期限内に審査を終らなかつたときは、議院の会議においてこれを審議するものとする。但し、議院は、委員会の要求により、審査期間を延長することができる。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行) )

(理由) 字句を整理した。

第五十六条の三 各議院は、委員会の審査中の事件について特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

前項の中間報告があつた事件について、議院が特に緊急を要すると認めたときは、委員会の審査に期限を付け又は議院の会議において審議することができる。

委員会の審査に期限を付けた場合、その期限内に審査を終らなかつたときは、議院の会議においてこれを審議するものとする。但し、議院は、委員会の要求により、審査期間を延長することができる。

(第 2 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 23 年法律第 87 号) により改正 (昭和 23 年 7 月 5 日公布) )

(理由) 議院が委員会において審査中の事件について中間報告を求め得る旨の規定は、従来衆議院規則及び参議院規則のうちにあつたが、重要事項であるので、これを国会法で規定することにした。しかして、中間報告があつた事件については、議院は委員会の審査に期限を付け得るばかりでなく、議院の会議において直ちに審議することもできることにし、また期限を付けてその期間内に審査を終らなかつた場合も議院の会議で審議し得ることにした。

- ・委員会において審査中の議案について、院議により中間報告を求められたことがあり、委員長が中間報告をしたことがある。中間報告の後、院議により委員会の審査に期限を付けた場合 第 1 回 (特別) 国会昭和 22 年 11 月 22 日、24 日及び 25 日の本会議 臨時石炭鉱業管理法案 (内閣提出)、中間報告の後、院議により当日の本会議において直ちに審議した場合 第 24 回国会昭和 31 年 4 月 17 日及び 20 日の本会議 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案 (内閣提出) 並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案 (内閣提出)、次会の本会議において直ちに審議した場合 第 140 回国会平成 9 年 4 月 22 日及び 24 日の本会議 臓器の移植に関する法律案 (金田誠一君外 5 名提出) 及び臓器の移植に関する法律案 (第 139 回国会中山太郎君外 13 名提出) がある (衆先 242、衆委先 267)。
- ・中間報告をした議案について、院議により委員会の審査に期限を付されたことがある。第 1 回国会昭和 22 年 11 月 22 日の本会議 臨時石炭鉱業管理法案 (内閣提出) (衆委先 268)。
- ・中間報告をした議案について、委員会の審査に期限を付された場合において、その審査期間の延長を要求し、院議により、審査期間を延長されたことがある。第 1 回国会昭和 22 年 11 月 25 日の本会議 臨時石炭鉱業管理法案 (内閣提出) (衆委先 269)。
- ・委員会において審査中の議案について、院議に基づき中間報告をした場合に、その議案が、院議により、直ちに議院の会議において審議されたことがある。第 24 回国会昭和 31 年 4 月 20 日の本会議 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案 (内閣提出) 並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案 (内閣提出)、第 140 回国会平成 9 年 4 月 24 日の本会議 臓器の移植に関する

法律案（金田誠一君外 5 名提出）及び臓器の移植に関する法律案（第 139 回国会中山太郎君外 13 名提出）（衆委先 270）。

#### 衆議院規則第二百二十二条 削除

（第 3 回（臨時）国会衆議院規則中改正（昭和 23 年 10 月 11 日議決））

（要旨）委員会で審査中の事件についての中間報告に関する規定が国会法に加えられたので削除した。

第二百二十二条 議院は、委員会の審査中の事件について特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

前項の中間報告があつた事件について、議院が特に緊急を要すると認めたときは、委員会の審査に期限を付けることができる。

審査期間内に審査を終らなかつたときは、委員会は、審査期間の延長を求めることができる。

#### 旧衆議院規則第五十七條 議院ハ期限ヲ定メ委員會ヲシテ審査ノ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

- ・議院は期限を定めて委員会をして議案審査の報告をさせることができるのは衆議院規則の規定する所である。そしてその期限を付する時期は委員付託の際であるのを例とするも、委員会の審査が遅滞するとき若しくは急を要する場合、付託後においてこれを付したことがある。また審査の期限を付した後、その期限を猶予したことがある（衆先彙纂 328）。
- ・院議をもって懲罰事犯の審査に期限を付したことがある（衆先彙纂 565、衆委先彙纂 121）。
- ・議院において委員付託の際、又は委員の審査中にその審査に期限を付されたことがある（衆委先彙纂 122）。
  - ・議院において委員会の審査に期限を付し、又は委員長において分科会の審査に期限を付した場合においてその審査期限を延期したことがある。そして本会議においてその審査期限を定めたものについては議院の許可を得、また委員長において分科会に対しこれを定めたものについては委員長においてその延期を許可した（衆委先彙纂 125）。

#### 旧衆議院規則第五十八條 委員會故ナク其ノ報告ヲ遅延スルトキハ議院ハ改メテ他ノ委員ヲ選任スルコトヲ得

第五十六条の四 各議院は、他の議院から送付又は提出された議案と同一の議案を審議することができない。

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）同一の内容の議案が相互に他の議院に送付されると、両者が競合して種々の問題を生じるので、これを防ぐため、他の議院から議案の送付又は提出を受けたときには、同一内容の案について既に審議していた場合においても、他の議院から受け取った議案について審議すべきことにした。

- ・衆議院においては、参議院から送付又は提出された議案と同一の議案は、これを審議することができない（衆先 321）。

#### 旧衆議院規則第八十六條 貴族院ニ於テ既ニ會議ニ付シタル議案ト同一ナル事件ヲ議事

日程ニ記載スルコトヲ得ス但シ兩議院ノ議決ヲ要セサルモノハ此ノ限ニ在ラス

- ・両院の議決を要する議案で貴族院において会議に付された議案と同一の事件はこれを議事日程に掲載することができないものであるが、貴族院において審査中の議案と内容において多少異なる議案であるときはこれを同一事件と認めず議事日程に掲載したことがある（衆先彙纂 228）。

#### 旧衆議院規則第八十七條 貴族院ヨリ提出シタル議案ハ政府ヨリ提出シタル議案ニ次キ議事日程ニ記載スヘシ

- ・議事日程を定めるのは議長の職権であるのでその順序もまた議長においてこれを定める。即ち議案にあっては政府提出議案、貴族院提出議案、議員提出議案の順序とし、政府提出議案中においては予算案、決算、国有財産計算書、法律案及び承諾案の順序に、また議員提出議案中においては法律案、上奏案、建議案、決議案、請願の順序に掲載し、そして法律案は第一読会の続会、第二読会、第三読会の順序に従って掲載するのを例とする。なお予算に関係ある法律案は予算案の前に掲載する例であったが、第 56 回議会以来普通の順序により掲載する例となった。回付案は政府提出議案、議員提出議案の順序により同種議案の首位に掲載する。また承諾案、法律案、上奏案、決議案で委員会報告を経たものは各同種議案の次位に置く。建議案、請願は他の議案と区別して、別に番号を付し議事日程の末尾に掲載する。質問は第 26 回議会において火曜日を質問日と定められてより、議事日程の首位に掲げ、別に番号を付す。議長副議長候補者選挙の件及び両院協議委員選挙の件を議事日程に掲載する場合はこれを首位に置く。また懲罰事犯の件を議事日程に掲載する場合はこれを首位に置くのを原則とするも第 37 回、第 51 回議会の各 1 件及び第 59 回議会の 2 件は末尾に置いた。全院委員長及び常任委員長の選挙は開院式翌日の議事日程に掲載する（衆先彙纂 204）。

#### 第五十七條 議案につき議院の会議で修正の動議を議題とするには、衆議院においては議員二十人以上、参議院においては議員十人以上の賛成を要する。但し、法律案に対する修正の動議で、予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものについては、衆議院においては議員五十人以上、参議院においては議員二十人以上の賛成を要する。

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）第五十六条を改正して議案を發議する場合に賛成者を要することにしたのに伴い、予算以外の議案に対する修正の動議を議院の会議において議題とするに要する賛成者の数を改めた。

#### 第五十七條 議案に対する修正の動議を議題とするには、二十人以上の賛成を要する。

（理由）議案に対する修正の動議は、二十人以上の賛成がなければ議題とできないことにした。従って、修正案の提出には二十人以上の賛成を要することになる。

- ・議員の發議に係る議案には、發議者及び成規の賛成者の連署した「右の議案を提出する。」との提出文を添付する。修正案には、同様に「右の修正案を提出する。」との提出文を添付する（衆先 150）。
- ・議案に対する修正案を提出するには、理由書を付することを要しない（衆先 167）。

- ・議案に対する修正の動議は、あらかじめ、その案を具えこれを議長に提出しなければならない。修正の動議を提出するには、20人以上の賛成者と連署することを要する。しかし、法律案に対する修正の動議で予算の増額を伴うもの又は予算を伴うことになるものを提出するには50人以上の賛成者とともに連署し、修正の結果必要とする経費を明らかにした文書を添えることを要する。予算に対する修正の動議を提出するには50人以上の賛成者とともに連署することを要する（衆先280）。

**衆規第四百三十三条** 修正の動議は、その案を具え議題とするに必要な賛成者とともに連署して、予め議長にこれを提出しなければならない。但し、委員会の修正案は、賛成者を必要としない。

前項の修正案が法律案に対するもので、予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものについては、修正の結果必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

議長は、修正案を印刷して各議員に配付する。

（第22回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和30年3月22日議決））

**衆規第四百三十三条** 修正の動議は、その案を具え二十人以上の賛成者とともに連署して、予め議長にこれを提出しなければならない。但し、委員会の修正案は、賛成者を必要としない。

議長は、修正案を印刷して各議員に配付する。

- ・議員発議の議案及び修正案は、様式、用字等を議長において整理した後印刷に付する（衆先173）。
- ・議案に対する修正の動議は、委員会の審査終了後、議案が会議の議題となるまでに提出するのが例である（衆先281）。
- ・議員の提出した修正案は、会議において委員長の報告の後、少数意見があるときはその報告の後議題とするのが例である。しかし、委員会の報告に係る修正案については、会議において議案が議題に供せられたとき当然同時に議題となる（衆先282）。
- ・議案の修正範囲は、広範であって、字句の修正はもちろん、議案を併合し、又はその内容を変更し、拡張し若しくは縮小し又は題名を変更するのは、すべてこれを修正の範囲内とする（衆先283）。

**衆規第四百四十四条** 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先きに採決しなければならない。

**衆規第四百四十五条** 同一の議題について議員から数箇の修正案が提出された場合は、議長が採決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先きに採決する。

- ・一法律に対する内閣提出の改正案及び議員発議の廃止案の二案が、同日の議事日程に記載されたとき、議事日程の順序を繰り上げて、議員発議の廃止案を先に会議に付したことがある。また、内閣提出の改正案と議員発議の廃止案とを一括して議題とし、廃止案を先に採決したことがある（衆先314）。
- ・原案に対する遠近を区別し難い場合における採決の順序は、議長がこれを定める（衆先315）。
- ・ある議案に対して数箇の修正案が提出され、その修正案に共通部分があるときは、共通

の部分を中心に採決したことがあり、また共通でない部分から先に採決したこともある（衆先 316）。

- ・ある議案に対して数個の修正案が提出された場合に、互いに共通の部分があっても、各修正案全体の趣旨目的等にかんがみこれを別個のものとみなして各案ごとに採決したことがある。この場合、議院に諮り各案ごとに採決したことがあり、また議院運営委員会で決定があった場合には議院に諮らないで各案ごとに採決したことがある（衆先 317）。

**衆規第百四十六條** 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

**衆規第百四十七條** 修正案及び原案が共に過半数の賛成を得なかつた場合に、議院において廃棄しないものと議決したときは、特に委員会に付託してその案を起こさせることができる。

**第二十九條** 凡テ議案ヲ發議シ及議院ノ會議ニ於テ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ發スルモノハ二十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

- ・政府又は議員提出議案は開院式後何時（停会中を除く）でもこれを提出することができる（衆先彙纂 163）。
- ・議員提出議案は提出者及び賛成者の連署した提出文を添付する。修正案もまた同じである（衆先彙纂 165）。
- ・議案提出者の員数については何らの規定がないので 1 名をもって足りるも往々数十名に及ぶことがある。議案の賛成者は法律案、決議案は 20 人以上、上奏案、建議案は 30 人以上を要する。しかしそれ以上については別に制限がないのでほとんど全員が賛成者として署名したこともある（衆先彙纂 166）。
- ・議員にして国务大臣又は政府委員である者は概ね議案提出の賛成者として署名しないのを例とする。但し慶弔儀礼等に関する議案には署名することもある（衆先彙纂 167）。
- ・召集に応じていない議員は議案の提出者又は賛成者になることはできない（衆先彙纂 168）。
- ・議案の提出者又は賛成者の追加若しくは取消はその議案の配付後は誤謬を訂正するほかはこれを許さない。しかし配付後賛成者の死亡により成規の賛成を欠くに至るときは他の議員を賛成者として補充することができる（衆先彙纂 169）。
- ・貴族院より提出、送付及び回付に係る議案並びに政府提出の修正は直ちにこれを印刷に付する（衆先彙纂 186）。
- ・少数意見で原案に対する修正であるときは 20 人以上の賛成（予算案であるときは 30 人以上）を俟って修正案として成立するものとする（衆先彙纂 354）。
- ・議案に対する修正動議は予めその案を具えこれを議長に提出することを要する（衆先彙纂 360）。

**第九十五條** 第二讀會ハ第一讀會ヲ終リタル後少クトモ二日ヲ隔テ之ヲ開クヘシ但シ議長ハ議院ニ諮ヒ時日ヲ短縮シ又ハ第一讀會ト同日ニ之ヲ開クコトヲ得

- ・第一読会は議案配付後少なくとも二日を隔て、また第二読会、第三読会は第一読会第二読会を終った後各少なくとも二日を隔て、これを開くべき規定で、第 2 回議会までは配付又は第一若しくは第二読会終了の翌日より起算して第三日目の議事日程に掲載する

例であったが、第 3 回（特別）議会よりは時をもって計算し、48 時間を隔てるを要することとなった（衆先彙纂 431）。

#### **第九十六條 第二讀會ニ於テハ議案ヲ逐條朗讀シテ之ヲ議決スヘシ**

##### **議長ハ便宜議案ノ朗讀ヲ省略セシムルコトヲ得**

- ・第二読会における審議方法は第 27 回議会以来逐条審議によったことはなく、法律案は全条を一括して議題とし、委員会報告が可決のときは全条を一括して採決し、委員会報告が修正であるとき又は修正案があるときは修正の部分とこれを除いた部分とに分けて採決し、あるいは便宜一括して採決するのが例となった。なお便宜上法律案中の重要部分とその他の部分とに分けて採決したことがある（衆先彙纂 439）。

#### **第九十七條 第二讀會ニ於テハ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ提出スルコトヲ得**

##### **議員ハ讀會ノ前豫メ修正案ヲ議長ニ提出スルコトヲ得**

- ・修正案の提出には理由書を付するを要しない（衆先彙纂 178）。
- ・少数意見は委員長報告に次いで報告させるものであるが、法律案に対する少数意見で修正であるときは議場において成規の賛成を俟って修正案として成立するので、第 51 回議会以来第二読会においてこれを報告させるのを例とする（衆先彙纂 353）。
- ・法律案に対する修正動議を提出するのは第二読会においてこれをしなければならないが、政府より読会省略の要求があった場合又は第一読会若しくはその続会において第二、第三読会を省略することに決したときは本案の議決前は何時でもこれを提出できるものとする（衆先彙纂 361）。
- ・討論終局の動議が成立するときは先決問題として直ちに採決すべきものであるので、修正の動議は討論終局の動議成立前にこれを提出すべきものとする（衆先彙纂 362）。
- ・法律案に対する修正動議を提出するのは第二読会においてこれをすべきものであるが、三読会の順序を省略され、又は第一読会若しくはその続会において第二第三読会を省略されたときは本案議決前に何時にても修正動議を提出することができる（衆先彙纂 434）。
- ・第二読会においては議案全体に渉る大体論はこれを述べるできないのを原則とし、第 50 回議会までは特に院議をもってするのでなければ第二読会における大体論を許さなかったが、第 50 回議会以来、法律案に対し修正案提出されたときは、第一読会の続会においてすべき大体の討論は院議に諮うことなく、便宜第二読会における修正案の趣旨弁明後に、修正案に対する討論と併せてこれをさせる例となった（衆先彙纂 440）。

#### **旧衆規第九十七條 第二讀會ニ於テハ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ提出スルコトヲ得**

##### **議員ハ讀會ノ前豫メ修正案ヲ議長ニ提出スルコトヲ得**

- ・修正案の提出には理由書を付するを要しない（衆先彙纂 178）。
- ・少数意見は委員長報告に次いで報告させるものであるが、法律案に対する少数意見で修正であるときは議場において成規の賛成を俟って修正案として成立するので、第 51 回議会以来第二読会においてこれを報告させるのを例とする（衆先彙纂 353）。
- ・法律案に対する修正動議を提出するのは第二読会においてこれをしなければならないが、政府より読会省略の要求があった場合又は第一読会若しくはその続会において第二、第三読会を省略することに決したときは本案の議決前は何時でもこれを提出できるものとする（衆先彙纂 361）。



- ・ 討論終局の動議が成立するときは先決問題として直ちに採決すべきものであるので、修正の動議は討論終局の動議成立前にこれを提出すべきものとする（衆先彙纂 362）。
- ・ 法律案に対する修正動議を提出するのは第二読会においてこれをすべきものであるが、三読会の順序を省略され、又は第一読会若しくはその続会において第二第三読会を省略されたときは本案議決前に何時にても修正動議を提出することができる（衆先彙纂 434）。
- ・ 第二読会においては議案全体に渉る大体論はこれを述べることができないのを原則とし、第 50 回議會までは特に院議をもってするのでなければ第二読会における大体論を許さなかったが、第 50 回議會以来、法律案に対し修正案提出されたときは、第一読会の続会においてすべき大体の討論は院議に諮うことなく、便宜第二読会における修正案の趣旨弁明後に、修正案に対する討論と併せてこれをさせる例となった（衆先彙纂 440）。

**旧衆規第九十八條 委員ノ報告ニ係ル修正ハ賛成ヲ待タスシテ議題ト爲スヘシ**

（改正第 50 回帝國議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

**第九十四條 委員ノ報告ニ係ル修正ハ賛成ヲ待タスシテ議題トナスヘシ**

**旧衆規第二百二十二條 議案ニ對スル修正ノ動議ハ其ノ案ヲ具ヘ議長ニ提出スヘシ**

- ・ 一議案に対して数個の修正案が提出されたときは順次その趣旨弁明をさせる（衆先彙纂 271）。
- ・ 議案に対する修正動議は予めその案を具えこれを議長に提出することを要する（衆先彙纂 360）。
- ・ 議案修正の範囲は頗る広汎で、字句の修正は勿論、議案を分割若しくは併合し、又はその内容を変更、拡張若しくは縮小し、又は種別若しくは表題を変更するのはすべてこれを修正と認める。議案を分割したもの、二個の政府提出法律案を併合したもの、政府提出法律案と議員提出法律案とを併合したもの、数個の議員提出法律案を併合したもの、議員提出法律案と建議案とを併合したもの、数個の建議案を併合したもの、建議案と決議案とを併合したもの、政府提出議案の内容を変更したもの、議員提出議案の内容を変更したもの、議案の表題を変更したものがあ（衆先彙纂 363）。
- ・ 予算返付の動議は予算案の編成替を求めるため、政府に返付するの動議であり、同一人にして修正案を提出し、次いで返付の動議を提出しようとするのは相容れない二個の動議を提出するものであるので、先ず修正案を撤回することを要する（衆先彙纂 364）。
- ・ 議案のある条項を削除すべしとの意見は議案全体よりこれを見れば一の修正に外ならないが、逐条審議をする場合においては原案に対する反対論と見るべきものなので、原案に付き採決しなければならない。しかし第 28 回議會以来、採決の方法は逐条審議によらないで、便宜議案の全部を一括し若しくは修正ある部分とそうでない部分とに分けてこれをする例となったので、委員会において削除するもの又は議員よりの削除の意見も本案に対する修正として採決するのを例とする（衆先彙纂 420）。
- ・ 委員会において数議案を併合して一案とし、修正議決すべきものと報告し、院議で委員会報告通りに議決する事例は少なくない（衆先彙纂 424）。

**旧衆規第二百二十三條 議員ノ提出シタル修正案ハ委員會ノ提出シタル修正案ニ先チテ決ヲ取ルヘシ**

- ・ 議案に対し数個の修正案が提出されたときは議員提出の修正案は委員会の修正案に先だ

ち採決し、議員提出の修正案の間にあつては原案に最も遠いものより先にすべきは衆議院規則の定めるところである。そして原案に対する遠近を区別し難い場合においてはその採決の順序は議長がこれを定める（衆先彙纂 416）。

- ・少数意見が修正である場合は成規の賛成を俟って修正案として成立する。故に少数意見による修正案は議員提出に係る修正案と異なるところがない。従って委員会の修正案に先だちこれを採決する（衆先彙纂 419）。

**旧衆規第九十九條** 議長ハ逐條審議ノ順序ヲ變更シ又ハ數條ヲ連ネ又ハ一條ヲ分割シテ討論ニ付スルコトヲ得但シ議員ヨリ異議ヲ申立テ三十人以上ノ賛成者アルトキハ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

**旧衆規第九十五條** 議長ハ逐條審議ノ順序ヲ變更シ又ハ數條ヲ連ネ又ハ一條ヲ分割シテ討論ニ付スルコトヲ得但シ議員異議ヲ提出スル者アルトキハ其ノ賛成者アルヲ待チ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

- ・第二読会における審議方法は第 27 回議會以来逐条審議によつたことはなく、法律案は全条を一括して議題とし、委員会報告が可決のときは全条を一括して採決し、委員長報告が修正であるとき又は修正案があるときは修正の部分とこれを除いた部分とに分けて採決し、あるいは便宜一括して採決するのが例となつた。なお便宜上法律案中の重要部分とその他の部分とに分けて採決したことがある（衆先彙纂 439）。

**旧衆規第二百二十四條** 同一ノ議題ニ付數箇ノ修正案提出セラレタル場合ニ於テハ議長ハ表決ノ順序ヲ定ム其ノ順序ハ原案ニ最遠キモノヨリ先ニス若議員異議ヲ申立テ三十人以上ノ賛成アルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ニ諮ヒ之ヲ決スヘシ

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

**旧衆規第二百十條** 同一ノ議題ニ付數箇ノ修正案提出セラレタル場合ニ於テ議長ハ表決ノ順序ヲ定ム其ノ順序ハ原案ニ最モ遠キモノヨリ先ニス若議員ノ異議アルトキハ其ノ賛成者アルヲ待チ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

- ・議案に対し数個の修正案が提出され、その修正案に共通部分があるときは、共通の部分を中心に採決することがある。また共通の点を除いた部分より先に採決することがある（衆先彙纂 417）。
- ・議案に対し数個の修正案が提出された場合、互いに共通の部分があつても、院議に諮いこれを別個のものと看做し、各案毎に採決することがある（衆先彙纂 418）。
- ・同一事件を内容とする議案が数件あるときに一議案を議決したときは、その結果として他の議案は議決を要しないものとする。同一事件を内容とする数議案が同日の會議に上程され、その一議案が議決されたときは他の議案に付き、議長は院議に諮い又は諮うことなくして、議決を要しない旨を宣告するのが例とする。また同日の會議に上程しないとき他の議案はこれを本會議未決、消滅若しくは議決不要とする等その取扱いは区々であるが、第 62 回（臨時）議會以来、議決不要として処理することとなつた。また表題を同じくし、かつ内容に同一事項があつても議案の趣旨よりこれを別案とするのが妥当であるとするときは、各別に採決することなしとしない（衆先彙纂 425）。

**旧衆規第二百二十六條** 修正案總テ否決セラレタルトキハ原案ニ就テ決ヲ採ルヘシ

(改正第 50 回帝国議会議大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第百二十二條 修正案總テ否決セラレタルトキハ原案ニ就テ決ヲ取ルヘシ

旧衆規第百二十七條 修正案原案共ニ過半数ノ賛成ヲ得サル場合ニ當リ議院ニ於テ廢棄スヘカラサルモノト議決スルトキハ特ニ委員ヲシテ其ノ案ヲ起サシメ會議ニ付スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議会議大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第百二十三條 修正案原案共ニ過半数ノ賛成ヲ得サル場合ニ當リ議院ニ於テ廢棄スヘカラサルモノト議決スルトキハ特ニ委員ヲシテ其案ヲ起サシメ會議ニ付スルコトヲ得

- ・ 修正案原案共に否決され、しかも廢棄すべからざるものと認めるときは、先ずその旨を議決し、しかる後委員をして案を起草させるものとする（衆先彙纂 423）。
- ・ 予算案審議に当たり、憲法第 67 条の歳出の修正に付き詔勅を賜わったため、更に審議を尽くす必要を生じ、予算案の一部を再び予算委員の審査に付したことがある。なお予算案に付き逐項審議をした際、ある項目に付き修正案原案共に過半数の賛成を得なかつたとき、これを廢棄すべからざるものと議決し、特別委員を設けて調査立案を命じたことがある。また憲法第 67 条の費目の削減に付き政府と協議させるため特別委員を設けたことがある（衆先彙纂 457）。
- ・ 第 1 回議会議明治 24 年 2 月 14 日の本會議において明治 24 年度歳入歳出総予算案中文部省所管に付き、原案修正案共に否決となつたとき、起案をさせるため 9 名の委員を設けた。また第 6 回議会議明治 27 年 5 月 24 日の本會議において法律案の原案修正案共に否決となつたとき、起案をさせるため 9 名の委員を設けた（衆委先彙纂 3）。

#### 第五十七条之二 予算につき議院の會議で修正の動議を議題とするには、衆議院においては議員五十人以上、參議院においては議員二十人以上の賛成を要する。

(第 21 回国會国会法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 3 号)により改正(昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国會召集日から施行))

(理由) 第五十六条の改正に伴い、予算に対する修正動議を議院の會議において議題とするに要する賛成者の数を規定した。

- ・ 議案に対する修正の動議は、あらかじめ、その案を具えこれを議長に提出しなければならない。修正の動議を提出するには、20 人以上の賛成者と連署することを要する。しかし、法律案に対する修正の動議で予算の増額を伴うもの又は予算を伴うことになるものを提出するには 50 人以上の賛成者とともに連署し、修正の結果必要とする経費を明らかにした文書を添えることを要する。予算に対する修正の動議を提出するには 50 人以上の賛成者とともに連署することを要する（衆先 280）。
- ・ 予算の歳入歳出に増減なく、ある款項の金額を減額して他の款項の金額を増額したことがある。また、予算の歳入歳出の総額を減じ、ある款項の金額を減額して他の款項の金額を増額したことがある（衆先 331）。
- ・ 議院において、特別會計予算及び政府関係機關予算について、その総額を増額する修正を行ったことがある（衆先 332）。

- ・予算の款項が削除されたときは、その款項及び金額の全体を抹消するのが例である（衆先 333）。
- ・会議において、予算について撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出された場合、この動議は、内閣に対して予算について撤回のうえ編成替えを求めるものであるから、先決問題として直ちに採決すべきものであるが、その可否についても討論をすることができるので、便宜本案と併せて討論に付するのが例である。ただし、採決に際しては、この動議を先に採決する。なお、予算について撤回のうえ編成替えを求めるの動議については、予算の修正の動議に準じて、第 40 回国会以降は、50 人以上の賛成を得て提出されるのが例となっている（衆先 334）。

#### 第四十一條 豫算案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スル者ハ三十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

- ・少数意見で原案に対する修正であるときは 20 人以上の賛成（予算案であるときは 30 人以上）を俟って修正案として成立するものとする（衆先彙纂 354）。
- ・議案に対する修正動議は予めその案を具えこれを議長に提出することを要する（衆先彙纂 360）。
- ・予算款項の金額を増加し若しくは新たに款項を設ける必要を認めても、政府自ら修正する外、議院においてこれの修正をすることができない。なお歳入歳出の総額に増減がなくあるいは款項の金額を減額したので、新たに款項を設け若しくは他の款項の金額を増加することがある。そして政府は委員会における歳入を増加する修正に対し、政府の修正しようとする所と同一であるとして委員長報告があった際、これに同意の旨を言明したことがある（衆先彙纂 451）。
- ・第 1 回議会以来予算案の款項が削除されたときはその款項及び金額の全体を抹消するのが例とする。しかし第 10 回議会より第 13 回（特別通常）議会の前半までは単に金額のみを抹消し、款項はこれを存置したが、第 13 回議会の後半より全体を抹消する例に復した（衆先彙纂 453）。
- ・予算案の会議において予算案の全部又は一部の編成替えを要求するの動議、若しくは予算案を政府に返付すべしとの動議が提出されることがある。孰れも政府に予算の編成替えを求めるものであるが故に先決問題として直ちに採決すべきものであるが、その動議の可否に付き討論ができるので、便宜上本案と併せて討論に付すのを例とする。ただ採決に際し該動議を先に採決する（衆先彙纂 455）。

#### 第五十七條の三 各議院又は各議院の委員会は、予算総額の増額修正、委員会の提出若しくは議員の発議にかかる予算を伴う法律案又は法律案に対する修正で、予算の増額を伴うもの若しくは予算を伴うこととなるものについては、内閣に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）予算を増額修正する場合等には、政府に財政上の意見を述べる機会を与えるべきこととした。

- ・法律案に対する修正で予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものについては、内閣に対して、意見を述べる機会を与えなければならないこととなっており、議院の会議において、法律案に対する修正の動議について、国务大臣から内閣の意見を聴取したことがある（衆先 284）。
- ・議員の発議に係る予算を伴う法律案又は法律案に対する修正で予算の増額を伴うもの若しくは予算を伴うこととなるものについて、国务大臣が内閣の意見を述べたことがある（衆先 491）。
- ・内閣の意見を聞く場合には、案件を討論に付するまでにこれを聞くのが例である（衆委先 102）。
- ・予算委員会において、特別会計予算及び政府関係機関予算に対する修正案中予算総額の増額修正について、内閣の意見を聞いたことがある。第 22 回国会昭和 30 年 6 月 7 日（衆委先 104）。
- ・委員会において、議員の発議に係る予算を伴う法律案について、内閣の意見を聞いた事例は少なくない（衆委先 105）。
- ・委員会において、法律案に対する修正で、予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものについて、内閣の意見を聞いた事例は少なくない（衆委先 106）。
- ・衆議院において予算を修正した結果、これに伴い必要な議員の発議に係る法律案又は法律案に対する修正については、内閣の意見を聞かなかった（衆委先 107）。

**第五十八条** 内閣は、一の議院に議案を提出したときは、予備審査のため、その日から五日以内に他の議院に同一の案を送付しなければならない。

（第 2 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 23 年法律第 87 号）により改正（昭和 23 年 7 月 5 日公布））

（理由）予備審査のための送付が、提出の「翌日以後」と規定されていたため、会期末等急を要する場合には間に合わないので、提出の日から送付できることに改め、一日早く予備審査ができるようにした。

**第五十八条** 内閣は、一の議院に議案を提出したときは、予備審査のため、その翌日以後五日以内に他の議院に同一の案を送付しなければならない。

（理由）議案審査の能率向上を図るため、内閣が一の議院に議案を提出したときには、予備審査のために同一の案を他の議院に送付することにした。原案では、先議、後議の観念をはっきりさせるために「……、その翌日以後」送付すべきことになっていたが、貴族院において、さらになるべく早目にという意味で「……、その翌日以後五日以内に」送付すべきことに修正した。

- ・衆議院議員が発議した議案について、予備審査のため参議院に送付する案には、衆議院議長が記名押印した「本院議員何某君提出の右議案を予備審査のため送付する。」との送付文を添付する。参議院議員発議の議案について、予備審査のため送付される案には、参議院議長が記名押印した「右の議員提出案を予備審査のため送付する。」との送付文が添付され、また内閣提出の議案については、内閣総理大臣の記名押印した「右何月何

日に参議院に提出した。よって、国会法第五十八条により送付する。」との送付文が添付される。なお、衆議院議員及び参議院議員発議の議案について、予備審査のため送付する場合には、その送付文の末尾にその議院の事務総長が記名押印する（衆先 153）。

**第五十九条 内閣が、各議院の会議又は委員会において議題となつた議案を修正し、又は撤回するには、その院の承諾を要する。但し、一の議院で議決した後は、修正し、又は撤回することはできない。**

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）一の議院で議決した後は、内閣は、議案を修正し、又は撤回することができない旨を明らかにした。

**第五十九条 内閣が、各議院の会議又は委員会において議題となつた議案を修正し、又は撤回するには、その院の承諾を要する。**

（理由）従来は、議院法第三十条の規定により、政府はいつでも議案を修正し又は撤回することができたが、今後は、各議院の会議又は委員会にかかったものについては、その議院の承諾がなければ修正、撤回できないことにした。

- ・内閣提出の法律案、予算、条約等には、内閣総理大臣の記名押印した「右国会に提出する。」との提出文が添付される。内閣の修正書には、内閣総理大臣の記名押印した「何月何日提出した何案中（又は何予算中）別紙のとおり修正いたしたいので、国会法第五十九条の規定によって貴院の承諾を求めます。」又は「何月何日提出した何案中（又は何予算中）別紙のとおり修正いたします。」との文書が添付される。なお、内閣から議案の撤回を申し出る場合には、内閣総理大臣の記名押印した「何月何日提出した何案中（又は何予算中）都合により撤回いたしたいので、国会法第五十九条の規定によって貴院の承諾を求めます。」又は「何月何日提出した何案（又は何予算）は、都合により撤回いたします。」との文書が添付される（衆先 152）。
- ・議員発議の議案若しくは修正案を発議者が撤回しようとするとき、又は内閣提出の議案を内閣が修正若しくは撤回しようとするときは、書面をもってする（衆先 178）。
- ・内閣提出議案について、院議により修正又は撤回を承諾したときは、その旨を参議院及び内閣に通知する（衆先 179）。
- ・内閣提出の議案が議決を要しないものとなったときは、その旨を参議院及び内閣に通知する（衆先 180）。
- ・内閣提出の議案の修正又は撤回について、国务大臣がその理由を述べ、また議員から質疑をしたことがある（衆先 181）。
- ・議題となった後における議案の修正又は撤回の請求は、許可又は承諾されるのが例である（衆先 183）。
- ・内閣提出の議案について、内閣の更迭のため又は内容の変更等のため撤回し、再び提出したことがある。また編成替えを求めるの動議が委員会において可決されたため撤回し、再提出したことがある。なお、内閣が更迭したとき、前の内閣から提出されている議案等について、新内閣から引き続き審議されたい旨の申出があったことがある（衆先 184）。

- ・内閣提出の議案に対する内閣の修正が議院の承諾を得たとき、又は議院の会議若しくは委員会において議題となる前に内閣の修正があったとき、その修正は、原案に織り込まれるものとする。従って、内閣の修正により原案の題名が改められた場合には、修正された題名を用いる（衆先 186）。
- ・衆議院先議の内閣提出の法律案で後会に継続したものについて、内閣から修正の申出があり、議院においてこれを承諾したことがある（衆先 197、衆委先 75）。
- ・衆議院先議の内閣提出の法律案で後会に継続したものについて、内閣から撤回の申出があり、議院においてこれを承諾したことがある（衆先 198、衆委先 76）。
- ・補正予算の審査中、予算委員会において編成替えを求めるの動議が可決されたので、内閣においてこれを撤回し、組み替えて再提出したことがある（衆先 330）。
- ・国会の承認を求めるの件について、委員会の議題となる前に、内閣が修正したことがある（衆先 351）。
- ・委員会において審査中の内閣提出議案について、内閣が議院の承諾を得て修正したときは、国务大臣等から、その修正の趣旨について説明を求めるのが例である（衆委先 82）。

### 第三十條 政府ハ何時タリトモ既ニ提出シタル議案ヲ修正シ又ハ撤回スルコトヲ得

- ・政府提出議案は内閣総理大臣及び関係所管大臣の連署花押をした提出文を添付する。修正もまた同じである（衆先彙纂 164）。
- ・政府提出議案撤回の請求は書面をもって内閣総理大臣及び関係所管大臣よりこれをするのを例とする（衆先彙纂 192）。
- ・政府提出議案が撤回されるときは貴族院に通知する（衆先彙纂 193）。
- ・政府提出議案の撤回に関して質疑をし、国务大臣がその理由を述べる（衆先彙纂 194）。
- ・政府又は議員提出の議案にして撤回の後再びこれを同日、翌日又は日を隔てて提出した事例は少なくない（衆先彙纂 198）。
- ・法律案の撤回を求むるの動議は先決問題として先に採決する（衆先彙纂 378 第 1(15)）。
- ・予算案の審査中に休会するため、若しくは政府において修正のため、又は内閣更迭のため、本予算案若しくは追加予算案を撤回し、再提出したことがある（衆先彙纂 445）。
- ・予算案が撤回され、再び提出されたときはその審査期間は更新するものとする（衆委先彙纂 109）。
- ・委員会において審査中の議案が撤回されたことがある（衆委先彙纂 127）。
- ・予算委員会において予算案の編成方法を不当であると認め、その編成替えを政府に要求する議決をしたことがある（衆委先彙纂 178）。
- ・予算案に関係ある法律案又は緊急勅令承諾案が提出されたときは、その審議終了を待って予算案を議決するのを本則とするが、未だ関連議案が委員会において審議終了してないのに先立ち、又はその提出されていないのに先立ち、予算案を議決したことがある（衆委先彙纂 179）。
- ・議院においては予算款項の金額を増加し、又は款項を新設する修正をすることはできないものとする。随って委員会においてその必要を認めるときは政府にその修正を求めるのを例とする（衆委先彙纂 180）。

**第六十条** 各議院が提出した議案については、その委員長（その代理者を含む）又は発議者は、他の議院において、提案の理由を説明することができる。

（理由）甲議院で可決された議員発議の法律案が乙議院で議題となったとき、甲議院の発議者又はその審査に当たった人を乙議院に出席せしめて、その法案の説明をさせるようにした。「その委員長」とは、その審査に当たった委員長の意味であり、「他の議院において」とは、議院の会議及び委員会を含めてのことであり、また、「提案の理由を説明する」のうちには質疑に答えることも含まれる。

- ・衆議院提出の議案について、委員長が参議院において趣旨弁明をしたことがあり、また衆議院議員の発議に係る議案について、発議者が参議院において趣旨の説明をし、質疑に応答したことが少なくない（衆先 477）。
- ・委員会に付託された参議院提出法律案について、その趣旨の説明を聴取する等の必要がある場合においては、その法律案を審査した参議院の委員会の委員長若しくはその代理者又はその法律案の発議者の出席説明を求めるのが例である。また、調査会の調査会長についても同様である。予備審査中の参議院議員提出法律案について、その発議者の出席説明を求めたことがある。なお、参議院の委員長若しくはその代理者又は発議者から出席説明の申出があるときは、委員長において許可するのが例である（衆委先 54）。
- ・参議院提出の議案又は参議院議員の発議に係る議案について、発議者が衆議院の会議において、趣旨の説明をし、質疑に応答したことがある（衆先 478）。

**衆規第六十条の二** 内閣提出の議案中、衆議院の修正にかかる部分につき、参議院から要求があつたときは、その所管の委員長又は修正案の提出者は、参議院において修正の趣旨を説明することができる。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

- ・参議院の修正を経た内閣提出議案について、その議案を審査した参議院の委員長若しくはその代理者又は修正案の提出者の出席を求め、その修正の趣旨について説明を聴いた事例は少なくない。なお、便宜国務大臣等から参議院の修正について説明を聞いたこともある（衆委先 83）。

**衆規第六十九条** 委員長は、衆議院提出の議案で、その委員会の所管に属するものについて、参議院から要求があつたときは、その院において、提案の趣旨を説明することができる。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

**衆規第六十九条** 委員長は、衆議院提出の議案で、その委員会の所管に属するものについて、参議院において、提案の趣旨を説明することができる。

**第六十一条** 各議院の議長は、質疑、討論その他の発言につき、予め議院の議決があつた場合を除いて、時間を制限することができる。

議長の定めた時間制限に対して、出席議員の五分の一以上から異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いなくて、議院に諮らなければならない。

議員が時間制限のため発言を終らなかつた部分につき特に議院の議決があつた場合を除いては、議長の認める範囲内において、これを会議録に掲載する。



(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行) )

(理由) 異議の申し立てには、討論を用いないのが例であるのでこれを明らかに規定した。

第六十一条 各議院の議長は、質疑、討論その他の発言につき、予め議院の議決があつた場合を除いて、時間を制限することができる。

議長の定めた時間制限に対して、出席議員の五分の一以上から異議を申し立てたときは、議長は、議院に諮らなければならない。

議員が時間制限のため発言を終らなかつた部分につき特に議院の議決があつた場合を除いては、議長の認める範囲内において、これを会議録に掲載する。

(第 2 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 23 年法律第 87 号) により改正 (昭和 23 年 7 月 5 日公布) )

(理由) 議長の発言時間の制限については、従来異議の申立ができなかつたのであるが、今後は出席議員の五分の一以上からこれを行うことができることにした。

第六十一条 各議院の議長は、質疑、討論その他の発言につき、特に議院の議決があつた場合を除いて、時間を制限することができる。

議員が時間制限のため発言を終らなかつた部分につき特に議院の議決があつた場合を除いては、議長の認める範囲内において、これを会議録に掲載する。

(理由) 第一項は、従来各派交渉会の申合せによって発言時間を制限したのであるが、今後国会の審査事項が増加することが予想されるので、議長に発言時間を制限する権限を与えた。しかし、議院の会議で特に議決があつた場合には、その議決に従うわけである。

第二項は、時間制限のために発言を終らなかつた部分については、議長の認める範囲内で会議録に掲載することにした。この場合においても、議院の会議で特に議決があつたときには、その議決に従う。

- ・毎会期の始めにおいて、内閣総理大臣その他の国务大臣の演説に対し、議員から質疑の通告をするのが例である。この場合、議院運営委員会において発言の順位及び発言の時間を定め、その順序により発言を許可する (衆先 253)。
- ・会議の始めにおける国务大臣の演説に対する質疑で数項目にわたる場合には、一問一答をしないで、先ず質疑事項の全部を述べ、これに対して国务大臣が答弁をするのが例である (衆先 254)。
- ・会期の始めにおいて、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣及び経済財政政策担当大臣が演説をするのが例であるが、これに対する質疑は、必ずしも演説をした国务大臣のみに限らず、他の国务大臣に対しても行うことができる (衆先 255)。
- ・質疑、討論、議事進行及び身上に関する発言については、議院運営委員会において、発言時間の申合せをするのが例である (衆先 270)。
- ・議長は、質疑、討論その他の発言につき、あらかじめ議院の議決があつた場合を除いて、時間を制限することができるが、この場合、質疑時間、討論時間、議事進行に関する発

言についての時間、趣旨弁明、質疑、討論その他の発言時間を制限したことがある（衆先 271）。

- ・議院の議決によって質疑、討論その他の発言について時間を制限したことがあり、この場合は、議員の動議による（衆先 272）。
- ・緊急質問については、その都度議院運営委員会において、発言時間を申し合わせるのが例である（衆先 426）。
- ・発言者が発言時間の申合せによって定められた時間を超過したため発言を終らなかつた部分について、会議録に掲載の申出をしたときは、議長は、簡明なものに限りこれを許可する。また、議案の趣旨弁明、委員長の報告及び討論等を簡略にし、不十分な部分について会議録に掲載の申出をしたときは、議長がこれを許可するのが例である（衆先 457）。

**憲法第五十七條** 兩議院の會議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多數で議決したときは、秘密會を開くことができる。

兩議院は、各々その會議の記録を保存し、秘密會の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを會議録に記載しなければならない。

- ・国会になってから衆議院の本會議を秘密會とした例はない（衆議院先例集 427）。

**第六十二條** 各議院の會議は、議長又は議員十人以上の發議により、出席議員の三分の二以上の議決があつたときは、公開を停めることができる。

（理由）憲法第五十七條第一項但書の、出席議員の三分の二以上の議決があつたときには議院の會議を秘密會とすることができる旨の規定を受けて、秘密會とする場合の發議者について規定した。

**大日本帝國憲法第四十八條** 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

**第三十七條** 各議院ノ會議ハ左ノ場合ニ於テ公開ヲ停ムルコトヲ得

- 一 議長又ハ議員十人以上ノ發議ニ由リ議院之ヲ可決シタルトキ
- 二 政府ヨリ要求ヲ受ケタルトキ

- ・全院委員会は常任委員会及び特別委員会のように傍聴を禁ずる規定がないので公開を原則とするが院議によりこれを秘密會としたことがある（衆先彙纂 154）。
- ・政府より秘密會議を要求し、また懲罰事犯の秘密會議を開く場合は議長において秘密會議を開く旨を宣告すると同時に傍聴人を退場させる。しかし議長又は議員 10 人以上より秘密會議の發議があつた場合は衆議院規則により議長は先ずこれを開くや否を採決し、秘密會議を開くに決したとき傍聴人を退場させるのを例とする（衆先彙纂 530）。
- ・秘密會議においては議事に関係ある國務大臣及び政府委員はその席にあるのを例とする。しかし懲罰事犯の秘密會議においては政府に関係ないので第 2 回議會以来議長は書記官をして國務大臣及び政府委員の退席を求めさせる（衆先彙纂 531）。

**第三十八條 議長又ハ議員十人以上ヨリ秘密會議ヲ發議シタルトキハ議長ハ直ニ傍聴人ヲ退去セシメ討論ヲ用キスシテ可否ノ決ヲ取ルヘシ**

- ・政府より秘密會議を要求し、また懲罰事犯の秘密會議を開く場合は議長において秘密會議を開く旨を宣告すると同時に傍聴人を退場させる。しかし議長又は議員 10 人以上より秘密會議の發議があつた場合は衆議院規則により議長は先ずこれを開くや否を採決し、秘密會議を開くに決したとき傍聴人を退場させるのを例とする（衆先彙纂 530）。

**第六十三條 秘密會議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。**

（理由）憲法第五十七條第二項の規定を受けて、秘密會の記録のうちで特に秘密を要すると認定する場合には、その議院の議決によるべきことを明らかにした。

- ・院議によって特に秘密を要するものと議決した部分は、これを公表しない。従つて、この部分は、印刷して配付する會議録には記載しない（衆先 428）。
- ・秘密會議において、特に秘密を要するとの議決があつたときでも、その議決に反しない限り、會議が公開された際、議長は、その會議の結果を報告する（衆先 429）。
- ・會議録は、その記録中特に秘密を要すると認められるもの以外は、公表し一般に頒布しなければならないので、官報にこれを掲載する。しかし、秘密會議の内容にわたる部分で、特に秘密を要するものと議決した部分は、これを掲載しない（衆先 459）。
- ・懲罰事犯の件を除く帝国議會の衆議院秘密會議事速記録を公開した（衆先 460）。

**第三十九條 秘密會議ハ刊行スルコトヲ許サス**

- ・秘密會議には当初速記を付さなかつたが、第 13 回（特別通常）議會明治 31 年 12 月 17 日の懲罰事犯の會議以来秘密會議にはすべて速記を付すこととなつた。その速記は反文浄書の上密封してこれを保存する。そして政府より特に速記を付さない要求があつたが、院議によりこれを付したことがある。なお政府より速記を付さない要求があつて議長においてこれを容れ、速記を付さなかつたことがある。

**憲法第七十條 内閣總理大臣が缺けたとき、又は衆議院議員總選舉の後に初めて國會の召集があつたときは、内閣は、總辭職をしなければならない。**

- ・内閣は、総辭職を決定したとき、その旨を当日直ちに衆議院に通知する。なお、内閣は、内閣總理大臣が欠けたとき、その旨を直ちに衆議院に通知する。総選舉の後に初めて國會が召集されたときは、内閣は総辭職をしなければならないことになっており、従来召集当日に総辭職を決定し、その旨を直ちに衆議院事務總長宛に通知している（衆先 71）。

**第六十四條 内閣は、内閣總理大臣が欠けたとき、又は辭表を提出したときは、直ちにその旨を両議院に通知しなければならない。**

（理由）内閣總理大臣が欠けたとき、又は辭表を提出したときには、國會は直ちにその後任者の指名を行わねばならないので、その場合内閣は直ちに両議院に通知すべきことを規定し、議院が指名議決を行う動機を与えることにした。

- ・内閣は、総辞職を決定したとき、その旨を当日直ちに衆議院に通知する。なお、内閣は、内閣総理大臣が欠けたとき、その旨を直ちに衆議院に通知する。総選挙の後に初めて国会が召集されたときは、内閣は総辞職をしなければならぬことになっており、従来召集当日に総辞職を決定し、その旨を直ちに衆議院事務総長宛に通知している（衆先 71）。
- ・内閣は、臨時に内閣総理大臣の職務を行う国务大臣を指定したときは、その旨を衆議院に通知する（衆先 483）。

**第六十五条** 両議院の議決を要する議案について、最後の議決があつた場合にはその院の議長から、衆議院の議決が国会の議決となつた場合には衆議院議長から、その公布を要するものは、これを内閣を経由して奏上し、その他のものは、これを内閣に送付する。

内閣総理大臣の指名については、衆議院議長から、内閣を経由してこれを奏上する。（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）従来国会の議決を要する議案については、最後の議決があつた場合等には、すべて衆議院議長から奏上又は内閣に送付していたが、今後は、参議院において最後の議決があつた場合には、参議院議長からこれをするに改めた。

**第六十五条** 両議院の議決を要する議案について、最後の議決があつた場合、及び衆議院の議決が国会の議決となつた場合には、衆議院議長から、その公布を要するものは、これを内閣を経由して奏上し、その他のものは、これを内閣に送付する。

内閣総理大臣の指名については、衆議院議長から、内閣を経由してこれを奏上する。（理由）従来は後議の議院の議長から奏上の手続きをとることになっていたが、今後はすべて衆議院議長から、「公布を要するもの」については内閣を経由して奏上し、予算その他公布を要しないものは内閣に送付することにした。参議院が後議の場合において同院が議決したときは、第八十三条の規定により、参議院から衆議院にその旨を通知することになっている。また、内閣総理大臣の指名についての奏上は衆議院議長からこれをするに改めた。

- ・内閣総理大臣の指名については、衆議院及び参議院において議決があつたときはそれぞれその結果を通知し、両議院の議決が一致したとき又は衆議院の議決が国会の議決になったときは、直ちに衆議院議長から内閣を経由して奏上する。なお、その旨を参議院議長に通知する。内閣総理大臣の指名の奏上書には、議長が署名し、事務総長がその末尾に署名する（衆先 68）。
- ・議長は、内閣総理大臣の任命式の行われる前に、皇居において天皇陛下にお目にかかり、内閣総理大臣の指名の経過を報告し、任命式に参議院議長とともに列席するのが例である（衆先 69）。
- ・参議院から提出、送付、回付された法律案及び参議院送付の両院協議会成案を衆議院において可決若しくは同意したとき、又は衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で衆議院議決案を再び可決したときは、議長は、これを整理の上その当日内閣を経由して奏上し、同時にその旨を参議院に通知する。ただし、その議決が午後 12 時直前の場合又は修正が複雑な場合には、その手続が翌日になったことがある（衆先 187）。

- ・法律案以外の国会の議決を要する議案（予算、予備費の使用等について承諾を求める議案、条約、国会の承認を求めるの件等）について、参議院から送付、回付され、衆議院において可決若しくは同意したとき、参議院送付の両院協議会成案を可決若しくは同意したとき、又は予算について両院協議会を開いても意見が一致するに至らず衆議院の議決が国会の議決となったときは、議長は、これを整理の上その当日内閣に送付するとともにその旨を参議院に通知する。ただし、その議決が午後 12 時直前の場合又は修正が複雑な場合には、その手続が翌日になったことがある（衆先 188）。
- ・法律の奏上並びに法律案以外の国会の議決を要する議案の内閣への送付及び通知は、一定の様式による（衆先 189）。
- ・法律の奏上及び法律案以外の国会の議決を要する議案の内閣への送付には、提出文及び理由書を除いた印本を用い、修正議決の場合は、その印本に修正を記入したものをを用いる（衆先 190）。
- ・法律の奏上並びに法律案以外の国会の議決を要する議案の内閣への送付及び通知の文書には、議長が記名押印し、事務総長がその末尾に記名押印する（衆先 191）。

**第三十一條 凡テ議案ハ最後ニ議決シタル議院ノ議長ヨリ國務大臣ヲ經由シテ之ヲ奏上スヘシ**

**但シ兩議院ノ一ニ於テ提出シタル議案ニシテ他ノ議院ニ於テ否決シタルトキハ第五十四條第二項ノ規定ニ依ル**

- ・法律案、予算案又は承諾を求むる議案等両院の議決を要するものにして貴族院より送付、回付若しくは提出を受け、衆議院においてこれを可決し、若しくは承諾を与え又は貴族院の修正に同意しあるいは貴族院送付に係る両院協議会成案を可決し議案が両院を通過したときは議長は整理の上、即日内閣総理大臣を經由して奏上し、同時にその旨を貴族院に通知する。政府提出の議案にして、衆議院に提出されたか、貴族院より送付若しくは回付されたかを問わず、衆議院においてこれを否決し、若しくは承諾を与えなかったときは、議長は内閣総理大臣を經由して奏上し、同時にその旨を貴族院に通知する（衆先彙纂 199）。
- ・議案奏上の文例は一定の様式による。そして奏上書には議長書記官長の署名のみにして捺印はしない。かつ別に内閣総理大臣宛の添書を用い、議長書記官長が署名捺印する（衆先彙纂 200）。
- ・予備金支出の件中一部承諾を与えないものがあるときは先ず承諾を与えた部分を貴族院に送付し、承諾を与えない部分については即日内閣総理大臣を經由して奏上する（衆先彙纂 203）。

**旧衆議院規則第四百四十八條 議院上奏シ又ハ勅語及勅旨ニ對シ奉答ノ敬禮ヲ表セムトスルトキハ議長ハ宮内大臣ニ依リ謁見ヲ請ヒ勅許ヲ經テ後參内スヘシ**

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

**旧衆議院規則第四百四十四條 議院上奏シ又ハ勅諭ニ對シ奉答ノ敬禮ヲ表セムトスルトキハ議長ハ宮内大臣ニ依リ謁見ヲ乞ヒ勅許ヲ經テ後參内スヘシ**

- ・上奏又は奉答に対し勅語を賜る（衆先彙纂 477）。
- ・上奏に対し勅問を賜る（衆先彙纂 478）。

- ・勅語、詔勅、勅問に対し奉答書を奉呈する（衆先彙纂 479）。
- ・上奏書、奉答書は謁見を賜わりて奉呈し、又は宮内大臣を経て奉呈する（衆先彙纂 480）。

**旧衆議院規則第四百九條 議院ノ建議書ハ議長ヨリ内閣總理大臣ニ呈出スヘシ**

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

**旧衆議院規則第四百五條 議院ノ建議書ハ議長ヨリ内閣總理大臣ニ差出スヘシ**

- ・建議案が議決されたときは議長より即日内閣總理大臣に宛てこれを提出するのを例とする（衆先彙纂 487）。

**旧衆議院規則第四百十條 議案ヲ奏上スル場合ハ内閣總理大臣ヲ經由スヘシ**

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

**旧衆議院規則第四百六條 政府又ハ貴族院ヨリ提出シタル議案ヲ可決シタルトキハ左ノ言辭ヲ用キ内閣總理大臣ヲ經由シテ奏上スヘシ**

衆議院ハ兩院ノ議ヲ經タル某案ノ裁可ヲ奉請ス

**旧衆議院規則第四百七條 政府ヨリ提出シタル議案ヲ否決シタルトキハ左ノ言辭ヲ用キ内閣總理大臣ヲ經由シテ奏上スヘシ**

衆議院ハ某案ニ付テ更ニ廟議ヲ盡サレムコトヲ奉請ス

- ・法律案、予算案又は承諾を求むる議案等兩院の議決を要するものにして貴族院より送付、回付若しくは提出を受け、衆議院においてこれを可決し、若しくは承諾を与え又は貴族院の修正に同意しあるいは貴族院送付に係る兩院協議会成案を可決し議案が兩院を通過したときは議長は整理の上、即日内閣總理大臣を經由して奏上し、同時にその旨を貴族院に通知する。政府提出の議案にして、衆議院に提出されたか、貴族院より送付若しくは回付されたかを問わず、衆議院においてこれを否決し、若しくは承諾を与えなかつたときは、議長は内閣總理大臣を經由して奏上し、同時にその旨を貴族院に通知する（衆先彙纂 199）。
- ・議案奏上の文例は一定の様式による。そして奏上書には議長書記官長の署名のみにして捺印はしない。かつ別に内閣總理大臣宛の添書を用い、議長書記官長が署名捺印する（衆先彙纂 200）。
- ・奏上の議案は印本を用いる（衆先彙纂 201）。

**第六十六條 法律は、奏上の日から三十日以内にこれを公布しなければならない。**

（理由）法律の公布の期限を規定した。

**第三十二條 兩議院ノ議決ヲ經テ奏上シタル議案ニシテ裁可セラル、モノハ次ノ會期マテニ公布セラルヘシ**

- ・可決奏上の法律案にして次の会期までに裁可公布されなかつたものはない（衆先彙纂 202）。

**第九十五條 一の地方公共團體のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共團體の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、國會は、これを制定することができない。**

第六十七条 一の地方公共団体のみに適用される特別法については、国会において最後の可決があつた場合は、別に法律で定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票に付し、その過半数の同意を得たときに、さきの国会の議決が、確定して法律となる。  
(理由) 憲法第九十五条の規定を受けて、特別法の制定の手続きを具体的に規定した。同条の規定によれば、地方公共団体の住民の投票が国会の議決よりさきのように思われるが、そのようにすると、国会において修正の必要がある場合等面倒な問題が起こるので、まず国会の議決を経てしかる後に地方公共団体の一般投票に付する方法をとることにした。

第六十八条 会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。但し、第四十七条第二項の規定により閉会中審査した議案及び懲罰事犯の件は、後会に継続する。

(第 28 回国会国会法等の一部を改正する法律(昭和 33 年法律第 65 号)により改正(昭和 33 年 4 月 18 日公布、第 29 回国会召集日から施行))

(理由) 閉会中審査した懲罰事犯の件は、議案と同様に後会に継続することにした。

第六十八条 会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。但し、第四十七条第二項により閉会中審査した議案は、後会に継続する。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 3 号)により改正(昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 後会に継続する閉会中審査した案件のうち、議案のみに限る旨を明らかに限定した。

第六十八条 会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。但し、第四十七条第二項の場合は、この限りでない。

(第 2 回国会国会法の一部を改正する法律(昭和 23 年法律第 87 号)により改正(昭和 23 年 7 月 5 日公布))

(理由) 案件不継続の原則に対する例外規定を設け、特に議院から命ぜられて委員会が閉会中審査した案件については、次の会期に継続することにした。

第六十八条 会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。

(理由) いわゆる案件不継続の原則を明らかにした。

- ・決算は、一度提出されたときは、その会期において審議が終了しない場合においても、後の会期において審議するのが例であり、次の国会に再び提出されない。衆議院が解散された場合も同様である(衆先 163)。
- ・常任委員会において閉会中審査した議案は、会期の召集日に議長がそれぞれさきの常任委員会に付託し、特別委員会において閉会中審査した議案は、次の会期の始めに、同一所管の特別委員会が設けられた場合は、これに付託するのが例であるが、次の会期に同一所管の特別委員会が設けられないため常任委員会に付託したことがある。なお、後会に継続した議案は、再び印刷配付しないのが例である(衆先 193、衆委先 72)。
- ・懲罰事犯の件を閉会中審査した場合は、第 33 回(臨時)国会昭和 34 年 12 月 26 日にある(衆先 397)。

第三十五條 帝國議會閉會ノ場合ニ於テ議案建議請願ノ議決ニ至ラサル者ハ後會ニ繼續



セス但シ第二十五條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

- ・ 審査又は議決未了の決算については政府は改めてその提出の手続きを執ることなく、後の会期において（議員の改選後と雖も）、委員会は前の議会に提出されたものにつき審査する（衆先彙纂 333）。
- ・ 決算は一度提出されたときは委員会における審査未了の場合は勿論、その審査終了し、委員会の報告後に解散又は会期終了のためこれを議決するに至らなかった場合と雖も、後の会期において審議される。その会期においてまた審議未了に終わったときは更にその後の会期において審議されるものとする。そしてこれらの場合において後の会期に再び提出されることはなく、またその印刷もこれをしないで、先に提出されたものを用いる（衆先彙纂 465）。

## 第六章の二 日本国憲法の改正の発議

第六十八条の二 議員が日本国憲法の改正案（以下「憲法改正案」という。）の原案（以下「憲法改正原案」という。）を発議するには、第五十六条第一項の規定にかかわらず、衆議院においては議員百人以上、参議院においては議員五十人以上の賛成を要する。  
（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 19 年 5 月 18 日法律第 51 号）による改正、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から施行）

第六十八条の三 前条の憲法改正原案の発議に当たっては、内容において関連する事項ごとに区分して行うものとする。  
（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 19 年 5 月 18 日法律第 51 号）による改正、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から施行）

第六十八条の四 憲法改正原案につき議院の会議で修正の動議を議題とするには、第五十七条の規定にかかわらず、衆議院においては議員百人以上、参議院においては議員五十人以上の賛成を要する。  
（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 19 年 5 月 18 日法律第 51 号）による改正、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から施行）

第六十八条の五 憲法改正原案について 国会において最後の可決があつた場合には、その可決をもつて、国会が日本国憲法第九十六条第一項に定める日本国憲法の改正（以下「憲法改正」という。）の発議をし、国民に提案したものとする。この場合において、両議院の議長は、憲法改正の発議をした旨及び発議に係る憲法改正案を官報に公示する。  
憲法改正原案について前項の最後の可決があつた場合には、第六十五条第一項の規定にかかわらず、その院の議長から、内閣に対し、その旨を通知するとともに、これを送付する。  
（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 19 年 5 月 18 日法律第 51 号）による改正、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から施行）



第六十八条の六 憲法改正の発議に係る国民投票の期日は、当該発議後速やかに、国会の議決でこれを定める。

(日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 19 年 5 月 18 日法律第 51 号）による改正、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から施行)

**第七章 国務大臣等の出席等**

(国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 116 号）による改正、第 146 回国会の召集の日から施行)

**第七章 国務大臣及び政府委員**

**第六十九条 内閣官房長官、副大臣及び大臣政務官は、内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、議院の会議又は委員会に出席することができる。**

内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。

(原子力規制委員会設置法（平成 24 年 6 月 27 日法律第 47 号）による改正、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行)

**第六十九条 内閣官房長官、副大臣及び大臣政務官は、内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、議院の会議又は委員会に出席することができる。**

内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。(国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 116 号）による改正、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行)

**第六十九条 内閣官房長官及び政務次官は、内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、議院の会議又は委員会に出席することができる。**

内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。(国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 116 号）による改正、第 146 回国会の召集の日から施行)

**第六十九条 内閣は、国会において国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て政府委員を任命することができる。**

(理由) 内閣が政府委員を任命する場合には、両議院の議長の承認を必要とすることにした。

- ・内閣が政府特別補佐人を議院の会議又は委員会に出席させるについては、毎会期の始め、あらかじめ両議院の議長の承認を求める。また、政府特別補佐人に異動があるときは、改めて、政府特別補佐人として両議院の議長の承認を求める（衆先 482）。

- ・政府特別補佐人が委員会に出席した事例は少なくない（衆委先 56）。
- ・会議中、議員から国務大臣の出席の要求があるときは、議長から内閣にこれを通告する。国務大臣の出席を求める間その議事を続行するのが例であるが、暫時休憩したことがある（衆先 492）。

**衆議院規則第八十五条の二** 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

参考人の出頭を求める場合には、委員長が、本人にその旨を通知する。

政府参考人に対する前項の通知は、当該公務所を通じて行う。

参考人については、第八十二条乃至第八十四条の規定を準用する。

（第 145 回国会 衆議院規則の一部を改正する規則(平成 11 年 7 月 13 日可決)、（国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成 11 年法律第 116 号）第 2 条の規定の施行の日）第 146 回国会召集の日から施行（平成 11 年 10 月 29 日））

（要旨）政府委員制度を廃止することに伴い、規定を整理した。

第八十五条の二 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

参考人の出頭を求める場合には、委員長が、本人にその旨を通知する。

参考人については、第八十二条乃至第八十四条の規定を準用する。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和 30 年 3 月 22 日議決)）

- ・委員会が審査又は調査のため参考人の出頭を求めるときは、委員長から、意見を求める案件、日時及び場所を記載した書面をもって本人に通知する（衆委先 208）。
- ・参考人として在日中の外国人から意見を聞いたことがある（衆委先 209）。
- ・委員会において小委員会に参考人の出頭を求めてその意見を聞くことと決定し、小委員会において参考人の意見を聞いた事例は少なくない（衆委先 210）。
- ・委員会において参考人の出頭を求めるに決し、その意見を連合審査会において聞いた事例は少なくない（衆委先 211）。

**憲法第六十三條** 内閣総理大臣その他の国務大臣は、兩議院の一に議席を有すると有しな  
いとにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。  
又、答辯又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

- ・会期の始めにおいて、内閣総理大臣その他の国務大臣の演説に対し、議員から質疑の通告をするのが例である。この場合、議院運営委員会において発言の順位及び発言の時間を定め、その順序により発言を許可する（衆先 253）。
- ・第 26 回国会において、昭和 32 年 2 月 4 日、石橋内閣総理大臣が病気のため、岸内閣総理大臣臨時代理が、石橋内閣の施政方針に関して演説した（衆先 485）。

**第七十条** 内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官  
並びに政府特別補佐人が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議  
長又は委員長に通告しなければならない。

(国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成11年7月30日法律第116号)による改正、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行)

第七十条 内閣総理大臣その他の国务大臣並びに内閣官房副長官及び政務次官並びに政府特別補佐人が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない。

(国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成11年7月30日法律第116号)による改正、第146回国会の召集の日から施行)

第七十条 国务大臣及び政府委員が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない。

(理由) 従来は国务大臣及び政府委員は何時でも発言し得ることになっていたが、今後はその会議の主宰者である議長又は委員長に通告して発言の機会を得なければならないことにした。

- ・ 常会においては開会式の後に、内閣総理大臣が施政方針に関して、外務大臣が外交に関して、財務大臣が財政に関して、経済財政政策担当大臣が経済に関して演説するのが例である。特別会においては、開会式の後に、内閣総理大臣が所信に関して演説するのが例であるが、ほかに外務大臣が外交に関して又は財務大臣が財政に関して演説することもある。また、場合により常会の例によることもある。臨時会においては開会式の後に、内閣総理大臣が所信に関して演説するのが例であるが、場合により内閣総理大臣のほか、外務大臣又は財務大臣が演説することもある(衆先484)。
- ・ 第26回国会において、昭和32年2月4日、石橋内閣総理大臣が病気のため、岸内閣総理大臣臨時代理が、石橋内閣の施政方針に関して演説した(衆先485)。
- ・ 内閣総理大臣の施政方針演説、外務大臣の外交演説、財務大臣の財政演説、経済財政政策担当大臣の経済演説は、衆議院で先に行うのが例である(衆先486)。
- ・ 外交問題、災害その他重要事件があるときは、内閣総理大臣又は主管の国务大臣が、そのてんまつを報告又は演説し、これに対して議員が質疑をするのが例である(衆先487)。
- ・ 法律に基づき内閣から国会に提出される年次報告等のうち、特に重要なものについて、主管の国务大臣が演説したことがある。なお、これらの国务大臣の演説に対しては、議員が質疑をするのが例である(衆先488)。
- ・ 国务大臣は、議長の許可を得て発言するのであるが、議案に対して内閣の意見を述べる時期は、本案の表決を終わった際である(衆先490)。

#### 第四十二條 国务大臣及政府委員ノ發言ハ何時タリトモ之ヲ許スヘシ但シ之カ爲ニ議員ノ演説ヲ中止セシムルコトヲ得ス

- ・ 重要議案に対しその議決前に国务大臣が発言を求め、政府の意思を表明することは往々にある。国务大臣の発言要求が討論終局の動議成立と同時であるときは、議長は動議の採択を保留してその発言を許した後、該動議を採決するのを例とする(衆先彙纂391)。
- ・ 院議をもって国务大臣の出席を要求するときは議長は書記官をしてこれを政府に通告する。そして国务大臣はこの要求に応じて出席するのを例とする(衆先彙纂588)。

- ・軍隊に対する功労感謝又は戦死者に対する敬弔の決議に際し、主管の国務大臣が出席し、謝辞を述べるのを例とする（衆先彙纂 590）。
- ・政府は開院式前において政府委員を任命し、議院に通牒し、特に必要あるときは会期中追加任命し、議院に通牒するのを例とする（衆先彙纂 591）。
- ・内閣総理大臣、外務大臣、大蔵大臣は毎会期の始めにおいて施政の方針、外交の経過、財政計画に関する演説をするのを例とする（衆先彙纂 592）。
- ・内治外交又は軍事上財政上重大な事件があったときは内閣総理大臣又は主管の国務大臣がその顛末を報告し、又は演説をするのを例とする（衆先彙纂 593）。
- ・国務大臣及び政府委員は議長の許可を得て、何時でも発言できるのは法規の定めるところで、議案に対する政府の意見を述べたことがある。その時期は趣旨弁明を終った際、委員付託の動議成立後、委員付託の動議可決後、委員長報告後、討論終局の動議成立後、討論終局後、本案の表決に入る際、本案の表決を終った際である（衆先彙纂 594）。
- ・会議中院議をもって国務大臣の出席を要求し、又は議員より国務大臣若しくは政府委員の出席を希望するときは議長よりこれを通告する。この場合、その議事を続行し、または一時延期して次の議事日程に移り、若しくは議事日程を変更して他の議案を議し、又は暫時休憩したことがある（衆先彙纂 595）。
- ・国務大臣政府委員が、用語を釈明し、若しくは訂正し、又は不穩当と認めた言語を取消す（衆先彙纂 596）。
- ・政府委員の発言に関し議長が注意する（衆先彙纂 597）。
- ・国務大臣又は政府委員がその資格につき弁明する（衆先彙纂 599）。
- ・国務大臣及び政府委員と雖も委員会において発言をするにはその都度委員長の許可を受けることを要する（衆委先彙纂 86）。

**第四十三條 議院ニ於テ議案ヲ委員ニ付シタルトキハ國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ委員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得**

- ・国務大臣及び政府委員と雖も委員会において発言をするにはその都度委員長の許可を受けることを要する（衆委先彙纂 86）。
- ・両院協議会に国務大臣又は政府委員が出席発言したことは少なくない（衆委先彙纂 237）。

**第七十一条 委員会は、議長を経由して内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を求めることができる。**

（国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 116 号）による改正、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日（平成 13 年 1 月 6 日）から施行）

**第七十一条 委員会は、議長を経由して内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官及び政務次官並びに政府特別補佐人の出席を求めることができる。**

（国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 116 号）による改正、第 146 回国会の召集の日から施行）

**第七十一条 委員会は、議長を経由して国務大臣及び政府委員の出席を求めることができる。**

(理由) 従来は委員会は政府委員の出席を求め得ることになっていたが、今後は国務大臣の出席をも求めることができることを明らかにした。

- ・委員会が審査又は調査中の案件に関して政府の説明又は意見を求める必要があるとき、通常は委員長から直接内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官の出席を求めるのが例である(衆委先 55)。
- ・委員会が審査又は調査中の案件に関して政府特別補佐人の説明を求める必要があるとき、通常は委員長から直接その出席を求めるのが例である(衆委先 56)。
- ・委員会から議長に対して要求書が提出されたときは、議長は、その出席を要求する(衆先 132)。
- ・議員から国務大臣等の出席の要求があるときは、議長は参事をして内閣に通告させる。国務大臣等は、おおむねこの要求に応じて出席するのが例である(衆先 481)。

#### 第四十四條 委員會ハ議長ヲ經由シテ政府委員ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

- ・議長が委員長の申し出により国務大臣の委員会出席を要求し又は議員の希望により国務大臣及び政府委員に対し委員会出席に関し注意をしたことがある(衆先彙纂 162)。
- ・通常は委員長(主査、小委員長)より直接、国務大臣及び政府委員に通達しその出席を求めるのを例とする(衆委先彙纂 87)。
- ・欠席した国務大臣に対して質疑をし、書面による答弁を求めたことがある(衆委先彙纂 88)。
- ・政府委員は自己の管掌する事項についてのみ答弁をするに止まらず、その所属官庁の所管事項全体に互って答弁をしたことがある(衆委先彙纂 89)。
- ・委員会(分科会、小委員会)においてある事項に関する実情を聴取し、又は技術上の説明を必要とするときは政府と交渉し、政府委員でない官吏に説明員として出席説明を求める。その事例は少なくない(衆委先彙纂 90)。
- ・政府委員を補佐するため、政府委員でない官吏より説明員として発言を求めることがある。この場合においては委員長においてこれを許可し、又は委員会に諮ってこれを許可する。その事例は少なくない(衆委先彙纂 91)。
- ・両院協議会において国務大臣又は政府委員の説明を求める必要があると認めるときはその出席を要求したことがある(衆委先彙纂 238)。

第七十二條 委員会は、議長を經由して会計検査院長及び検査官の出席説明を求めることができる。

最高裁判所長官又はその指定する代理者は、その要求により、委員会の承認を得て委員会に出席説明することができる。

(第2回国会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 字句の整理及び新しく第二項を設け、委員会における裁判所関係の予算等の審議の際、最高裁判所当局が委員会の承認を得て出席説明し得ることにした。

第七十二條 委員会は、議長を經由して会計検査院の長及び検査官の出席説明を求めることができる。

(理由) 従来決算委員会において検査官の出席説明を求め得なかったが、今後は決算審議の参考にするためこれを求めることができることにした。

- ・委員会が決算その他の審査案件について会計検査院長及び検査官等から説明を求める必要があるとき、通常は委員長から直接その出席を求めるのが例である。なお、議長を經由して出席を求めたことがある(衆委先 58)。
- ・最高裁判所長官が出席説明したことがあり、またその指定した代理者が出席説明した事例は少なくない。なお、最高裁判所長官は、会期の始めにその代理者を指定し、これを議長に通知するのが例である(衆委先 59)。
- ・委員会から議長に対して要求書が提出されたときは、議長は、その出席を要求する(衆委先 132)。
- ・委員会において必要があるときは、事務局、法制局及び国立国会図書館の職員その他の国会職員の出席説明を求める。なお、事務総長は、第 1 回国会昭和 22 年 6 月 16 日の議院運営委員協議会の決定に基づき、議院運営委員会に常時出席している(衆委先 60)。

**第七十三条 議院の会議及び委員会の会議に関する報告は、議員に配付すると同時に、これを内閣総理大臣その他の国务大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人に送付する。**

(国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成 11 年 7 月 30 日法律第 116 号)による改正、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行)

第七十三条 議院の会議及び委員会の会議に関する報告は、議員に配付すると同時に、これを内閣総理大臣その他の国务大臣並びに内閣官房副長官及び政務次官並びに政府特別補佐人に送付する。

(国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成 11 年 7 月 30 日法律第 116 号)による改正、第 146 回国会の召集の日から施行)

第七十三条 議院の会議及び委員会の会議に関する報告は、議員に配付すると同時に、これを国务大臣及び政府委員に送付する。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 3 号)により改正(昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 「議院の会議」とあるのに合わせて、「委員会の会議」に改めた。

第七十三条 議院の会議及び委員会に関する報告は、議員に配付すると同時に、これを国务大臣及び政府委員に送付する。

(理由) 議院法第四十七条の規定に相当するものであり、「議院の会議及び委員会に関する報告」の中には議事日程あるいは委員会の開会予定も含まれる。

- ・議案その他の書類は、各議員会館文書整理室に備付けの議員文書函にこれを配付する。しかし、急を要する場合は、議場にこれを配付する。なお、国务大臣等には、庶務部文書課配付係に備付けの各省別文書函に配付する(衆委先 177)。

**第四十六條 常任委員會又ハ特別委員會ヲ開クトキハ毎會委員長ヨリ其ノ主任ノ國務大臣及政府委員ニ報知スヘシ**

- ・委員会、分科会及び小委員会の開会の日時及び場所並びに審査に付すべき事件は衆議院公報をもってこれを通知するのを例とする（衆委先彙纂 61）。

#### 第四十七條 議事日程及議事ニ關ル報告ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ國務大臣及政府委員ニ送付スヘシ

- ・議事日程、委員会の開会、その他諸般の通知は一々書面をもって発送していたが、不便が少なくなかったので、第 14 回議會明治 32 年 11 月 22 日開院式当日奉答文案議了の後、議長は今般衆議院より衆議院公報を發刊し、議事日程及び委員会の開会その他の通知はすべてこれを掲載し、書面による通知は特に至急を要するものを除きこれを廃止したき旨を發議し、院議は異議なかったので、直ちにこれを実行した。なおその掲載事項は、勅語、詔書、開院式、閉院式、議長、副議長、公示、公布、議院成立集会、議員、議席、部属、部会、両院協議会、議案、会議、議事経過、委員、委員会、委員会経過、請願、質問書及び答弁書、配付、貴族院、議院協議会、調査会、祝電、謝電、雜報、広告等に区分する（衆先彙纂 660）。
- ・衆議院公報は閉会中と雖も議員に通報すべき必要の事項を生じたときは隨時發刊する（衆先彙纂 661）。
- ・衆議院事務局においては参考のため、図書を發刊し、これを議員に配付する。衆議院報告、衆議院要覽、衆議院先例彙纂及び衆議院委員会先例彙纂、衆議院議員総選挙一覽、衆議院議案件名録、衆議院党籍録、衆議院議員略歴、衆議院議員当選回数調、衆議院調査部調査資料等を隨時印刷し、議員に配布する（衆先彙纂 662）。
- ・第 21 回議會以来、各派協議会を設け、議事及び発言の順序、儀礼に関する件その他諸般の事項に涉り、議長が必要と認めるときは各派代表者の参集を求め、予めこれの打合せ又は協議をしてきたが、第 74 回議會昭和 14 年 1 月 31 日の各派協議会において新たに各派交渉会規程を制定し、従来名称を各派交渉会と改め、即日これを実施し、更に昭和 16 年 11 月 12 日の各派交渉会において同規程の一部を改正した。なお交渉団体は第 76 回及び第 84 回（臨時）議會においては 1 会派のみで孰れもこれに属さないものが極めて少数であったので、議長はその会派の協議員と協議するため、議院協議会を設け、各派交渉会規程に準じ、議事その他の事項に付き協議をした（衆先彙纂 663）。

### 第八章 質問

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）自由討議の制度を廃止することにしたので章名を改めた。

#### 第八章 質問及び自由討議

第七十四條 各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、議長の承認を要する。

質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。

議長の承認しなかつた質問について、その議員から異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いないで、議院に諮らなければならない。

議長又は議院の承認しなかつた質問について、その議員から要求があつたときは、議長は、その主意書を会議録に掲載する。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行) )

(理由) 異議の申し立てには、討論を用いないのが例であるので、これを明らかに規定するとともに、必要な字句の整理を行った。

第七十四条 各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、議長の承認を要する。

質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。

議長の承認しなかつた質問について、その議員から異議の申立があつたときは、議長は、これを承認するかどうかを議院に諮らなければならない。

議長又は議院の承認しなかつた質問について、その議員から要求があつたときは、議長は、その主意書を会議録に掲載する。

(理由) 従来質問は三十人以上の賛成が必要であつたが、今後は賛成者は不必要とし、議長の承認を要することにした。議長の承認しなかつた質問について質問者が異議の申立をしたときには、議院の会議において承認するか否かを決することにし、また議長が承認しなかつた質問で異議の申立のなかつたもの及び議院が承認しなかつた質問については、要求があれば、議長はその主意書を会議録に掲載することにした。

- ・質問は、邦文を用い簡明な主意書をもって提出する。この場合、外国語は慣用語のほかは使用しないのを原則とするが、やむを得ず用いるときは、これに訳文をつけるのが例である (衆先 412) 。
- ・質問主意書の提出者は、おおむね一人であるが、二人又は数人から提出したことがある (衆先 413) 。
- ・議員の質問は、国政に関して内閣に対し問いたすものであるから、資料を求めるための質問主意書は、これを受理しない (衆先 415) 。
- ・質問主意書については、事務的に見て問題のないものは早く処理し、問題のあるものについては議院運営委員会に諮問する (衆先 416) 。
- ・内閣に転送する前又は転送した後に議員が議長の許可を得て質問主意書を撤回したことがある (衆先 420) 。
- ・議員の質問は、国政に関して内閣に対し問いたすものであるから、議長に対する質問書は、これを受理しない (衆先 421) 。

衆規第百六十一条 議長又は議院の承認しなかつた質問主意書を会議録に掲載する場合において、議長は、その主意書が簡明でないとき、これを簡明なものに改めさせることができる。

第四十八條 兩議院ノ議員政府ニ對シ質問ヲ爲サムトスルトキハ三十人以上ノ賛成者アルヲ要ス

質問ハ簡明ナル主意書ヲ作り賛成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ提出スヘシ

- ・議案若しくは委員長報告等に対して疑義を質すため、発言を求めるに際し、往々質問の語を用いることがある。固より質問は規則により一定の様式を要するものであるが、その手続きを経るなければ許可すべきものではない。しかし質問の語をもって発言を求めた場合と雖も、当該問題に関して疑義を質す意であるときは議長はこれを質疑と解して許可するのを例とする (衆先彙纂 284) 。



- ・質問は簡明な主意書をもってすることは法規に定めるところで、その主意書は邦文をもってし、外国語を用いることを許さない。但し已むを得ざる場合は外国語に註釈を付させて、受理したことがある（衆先彙纂 505）。
- ・質問主意書はその全文を印刷配付し、且つ速記録に掲載する（衆先彙纂 507）。
- ・院議をもって秘密会の内容に渉る質問主意書を撤回させる（衆先彙纂 522）。
- ・議長に対する質問はこれを受理しない（衆先彙纂 523）。

**第七十五条** 議長又は議院の承認した質問については、議長がその主意書を内閣に転送する。

内閣は、質問主意書を受け取った日から七日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁をすることができないときは、その理由及び答弁をすることができる期限を明示することを要する。

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）質問主意書に対し、政府が七日以内に答弁し得ないときは、答弁できる期限を明示すべきことにした。

**第七十五条** 議長又は議院の承認した質問については、議長がその主意書を内閣に転送する。

内閣は、質問主意書を受け取った日から七日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁しないときは、理由を明示することを要する。

（理由）承認された質問については、議長は従来どおりその主意書を内閣に転送するのであるが、今後は、内閣がそれを受取った日から七日以内に答弁すべきことにし、七日以内に答弁をしないときにはその理由を明らかにすべきことにした。

- ・質問主意書が提出され、議長が承認したときは、直ちにその全文を印刷し、議員に配付するとともに内閣に転送する。内閣から答弁書を受領したときは、印刷して配付し、質問主意書とともに会議録に記載する（衆先 414）。
- ・質問主意書は、印刷のうえ、これを内閣に転送するのが例である。ただし、会期末に提出されたため印刷するいとまがない場合は、その本書の写しを転送する（衆先 417）。
- ・質問主意書について 7 日以内に答弁できないときは、内閣は、その理由及び答弁をすることができる期限を明示して通知しなければならない（衆先 418）。

**衆規第百五十八条** 議長又は議院の承認した質問主意書及びこれに対する内閣の答弁書は、議長がこれを印刷して各議員に配付する。

- ・質問主意書は、印刷のうえ、これを内閣に転送するのが例である。ただし、会期末に提出されたため印刷するいとまがない場合は、その本書の写しを転送する（衆先 417）。
- ・質問主意書に対する内閣の答弁書が膨大なとき、その一部の印刷を省略したことがある（衆先 419）。

**衆規第百五十九条** 内閣の答弁書が要領を得ないときは、質問者は、更に質問主意書を提出することができる。

**第四十九條** 質問主意書ハ議長之ヲ政府ニ轉送シ國務大臣ハ直ニ答辯ヲ爲シ又ハ答辯ス

へキ期日ヲ定メ若シ答辯ヲ為サハルトキハ其ノ理由ヲ示明スヘシ

- ・質問主意書は停会中はこれを政府に転送しない（衆先彙纂 506）。
- ・質問主意書はその全文を印刷配付し、且つ速記録に掲載する（衆先彙纂 507）。
- ・政府より答弁書を受領したときはこれを報告するが、朗読は省略するのを例とする（衆先彙纂 524）。
- ・議員より提出された質問に対し、予め関係国务大臣より答弁すべき日時を通告したことがあり、若しくは議場においてこれを言明したことがある（衆先彙纂 525）。
- ・口頭質問に対し国务大臣若しくは政府委員が先ず口頭をもって答弁をした後、更に書面をもって詳細に答弁をし、又は答弁の際、追って文書をもって答弁すべき旨を言明することがある（衆先彙纂 526）。

旧衆規第四百四十六條 議員政府ニ對スル質問ニ付國務大臣ノ答辯其ノ要領ヲ得スト認ムルトキハ議場ニ出席ヲ求メ更ニ精細ノ質問ヲ爲スコトヲ得

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第四百二十二條 議員政府ニ對スル質問ニ付國務大臣ノ答辯其ノ要領ヲ得サルトキハ議場ニ出席ヲ求メ更ニ精細ノ質問ヲ爲スコトヲ得

- ・第 26 回議會明治 43 年 2 月 5 日の各派交渉会において質問は毎火曜日の議事日程の首位に置き、その件名及び提出者を表示し、別に番号を付すことに決定し、同月 8 日の議事日程よりこれを実施した。爾來質問は議事日程の首位に掲載するのを例とする。しかし第 52 回議會昭和 2 年 3 月 25 日（会期終了日）の議事日程は法律案、決議案、請願等 699 件の多きに上ったため、当日の議事日程には質問を末尾に掲載し、爾來会期終了日の議事日程はこの例による（衆先彙纂 218）。
- ・質問は火曜日の議事日程にこれを掲載するのを例とするも、會議に付すべき議案の都合により議長が必要と認めるときは質問日に非ざるも特にこれを掲載し、また質問日と雖もこれを掲載しないことは少なくない。国务大臣の演説に対する質疑継続中又は本予算案審査中は質問日と雖も質問を掲載しないのを例とする（衆先彙纂 219）。
- ・口頭質問は火曜日にこれをする。口頭質問に先だち書面答弁を受領するときはその旨これを報告し、該質問は議事日程よりこれを省き口頭質問を許さない。質問が緊急を要するときは議院の許可を得て何時にてもこれをする事ができる。緊急質問の提出は普通質問の如く主意書を要しない。単に件名並びに提出者及び賛成者の記載をもって足りる。そして政府は緊急質問に対しては即時口頭をもって答弁をするのを例とする（衆先彙纂 508）。
- ・口頭質問の順序は便宜、議長がこれを前後し、又は提出者間の協議によりこれを変更することができる（衆先彙纂 509）。
- ・口頭質問は答弁書が到達前であることを要する。なお答弁が要領を得ない故をもって再質問若しくは第三質問を提出することがなくはない（衆先彙纂 510）。
- ・口頭質問の時間はこれを 20 分以内に制限する。但し議長において特別の事情があると認めるものに限り 30 分までこれを許容することができる（衆先彙纂 511）。
- ・口頭質問はその答弁に対する質問と通じて 3 回を超えざるを例とする（衆先彙纂 512）。
- ・口頭質問に対する質疑はこれを許さない（衆先彙纂 513）。

- ・施政方針に関する演説がなかったため、緊急質問をしたことがある（衆先彙纂 514）。
- ・口頭質問に際し、特に院議をもって当該国務大臣の出席を要求し、又は院議によらないで質問者よりその出席を希望したことがある（衆先彙纂 515）。
- ・口頭質問に際し、国務大臣の出席なきときは所管政府委員が出席して答弁するのを例とするが、主管大臣の出席がないため、緊急質問を延期したことがある（衆先彙纂 516）。
- ・質問の提出者二人以上であるときと雖も口頭質問は一人にてするのを例とするが、提出者が兩名でこれをしたことがある（衆先彙纂 517）。
- ・会期終了日に提出された質問に付き、院議をもって口頭質問を許可しなかったことがある（衆先彙纂 518）。
- ・質問主意書は提出者が口頭質問をしたときにこれを速記録に掲載するが、提出者より口頭質問省略の申出あるときは答弁書の到達するのを俟って、併せて質問日の速記録に掲載するのを例とする（衆先彙纂 519）。
- ・質問主意書は口頭質問の後、若しくは答弁書受領後にこれを速記録に掲載し、参考書は議長の許可を得て、これを速記録に掲載するが、特別の事由があるときは院議をもってこれを掲載しなかったことがある（衆先彙纂 520）。
- ・質問は議事日程に掲載されたときと否とを問わず、提出者より撤回の申出があったときは議長がこれを許可し、その旨を議院に報告するに止まり、議院の許可を要しないのを例とする（衆先彙纂 521）。
- ・質問に対する国務大臣の答弁が要領を得ないので、更に精細な質問をするため、衆議院規則第 146 条により国務大臣の出席を求めたことがある（衆先彙纂 527）。
- ・質問に対し政府より答弁書を受領するとき、提出者よりその答弁に対する意見の陳述を請求することは第 4 回議会以来その事例は少なくない。この場合議長は当日の口頭質問終了後若しくは議事日程議了後若しくは次の質問日等議長が適当と認める機会においてこれを許可する。そしてこの意見陳述に対しては政府は別に答弁をしないのを例とする（衆先彙纂 529）。

旧衆規第百四十七條 質問ニ對スル答辯若ハ答辯ヲ爲ササル理由ニ付動議ヲ提出スルモノアリ三十人以上ノ賛成アルトキハ之ヲ議題ト爲スコトヲ得

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第百四十三條 質問ニ對スル答辯者ハ答辯ヲ爲ササル理由ニ付動議ヲ提出スルモノアリ三十人以上ノ賛成アルトキハ之ヲ議題ト爲スコトヲ得

- ・第 44 回議会大正 10 年 1 月 23 日の各派交渉会において質問の答弁に対し、提出者以外の者よりなるべく質疑をしないことの申合せをし、爾来これに従い質問者以外は答弁に対する関連質疑はこれをしないのを例とする（衆先彙纂 528）。

第七十六条 質問が、緊急を要するときは、議院の議決により口頭で質問することができる。

（理由）従来先例によって認められていた緊急質問について、明文の規定を設けた。

- ・緊急質問は、天災地変、騒じょうその他議院運営委員会において緊急やむを得ないものと認めたものに限り、これを許可する（衆先 422）。

- ・議員から緊急質問が提出されたときは、まず議院運営委員会において許可すべきか否かについて協議した後、院議により、議事日程を変更してこれを許可するのが例である。議事日程に記載した場合は、議長が議院に諮りこれを許可する（衆先 423）。
- ・質問者以外には答弁に対する関連質疑を許さない（衆先 425）。

**衆規第百六十条** 内閣は、質問に対して口頭で答弁することができる。

前項の答弁に対しては、質問者は、更に口頭で質問することができる。

### 第七十七条 削除

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）実益のない規定であるので削除した。

**第七十七条** 質問に対する内閣の答弁に関し、議員の動議により、討論又は表決に付することができる。

（理由）質問に対する内閣の答弁が不満足であるような場合、議員の動議により、これを討論に付し、また表決にも付し得ることにした。

**第五十條** 國務大臣ノ答辯ヲ得又ハ答辯ヲ得サルトキハ質問ノ事件ニ付議員ハ建議ノ動議ヲ爲スコトヲ得

- ・建議に対し政府が覆牒する（衆先彙纂 485）。

### 第七十八条 削除

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）自由討議は、過去の実情にかんがみ、その必要が認められないので、これを廃止することにした。

**第七十八条** 各議院は、国政に関し議員に自由討議の機会を与えるため、少なくとも、三週間に一回その会議を開くことを要する。但し、議院運営委員会の決定があつた場合は、この限りではない。

自由討議の問題につき、議員の動議により、議院の表決に付することができる。

自由討議における発言の時間は、特に議院の議決があつた場合を除いては、議長がこれを定める。

（第 6 回（臨時）国会国会法の一部を改正する法律（昭和 24 年法律第 221 号）により改正（昭和 24 年 10 月 26 日公布））

（理由）自由討議は三週間に一回開くことになっているが、議院運営委員会においてやむを得ない事由があると認めた場合には、これに従うことを要しないことにした。

**第七十八条** 各議院は、国政に関し議員に自由討議の機会を与えるため、少なくとも、三週間に一回その会議を開くことを要する。

自由討議の問題につき、議員の動議により、議院の表決に付することができる。

自由討議における発言の時間は、特に議院の議決があつた場合を除いては、議長がこれを定める。

(第2回国会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由)自由討議は、二週間に一回開くことになっていたのを、三週間に一回開くことに改めた。

第七十八条 各議院は、国政に関し議員に自由討議の機会を与えるため、少なくとも、二週間に一回その会議を開くことを要する。

自由討議の問題につき、議員の動議により、議院の表決に付することができる。

自由討議における発言の時間は、特に議院の議決があつた場合を除いては、議長がこれを定める。

(理由)議員に政党の政綱、個人の意見、政府に対する質問等自由に発言させるために、自由討議の制度を設け、二週間に一回は必ずその会議を開くべきことにした。また、自由討議においては、なるべく多くの議員に発言の機会を与えるため、特に院議で議決がない限りは、議長がその発言の時間を定め得ることにした。

#### 衆規第百六十二条 削除

(第22回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和30年3月22日議決))

衆規第百六十二条 自由討議の会議を開くときは、議長は、予めその日時及び発言の時間を定めてこれを議院に報告しなければならない。但し、議員二十人以上からその日時及び発言の時間について異議の申立があつたときは、議長は、議院運営委員会に諮りこれを変更することができる。

#### 衆規第百六十三条 削除

(第22回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和30年3月22日議決))

衆規第百六十三条 議長は、議院運営委員会に諮り予め自由討議の問題を決定することができる。

自由討議の問題を決定した場合は、その問題外に涉つて討議することができない。

#### 衆規第百六十四条 削除

(第22回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和30年3月22日議決))

衆規第百六十四条 自由討議の問題を決定しない場合は、議員は、国政について、自己の意見を開陳し又は国務大臣及び政府委員に質疑することができる。

#### 衆規第百六十五条 削除

(第22回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和30年3月22日議決))

衆規第百六十五条 議員は、自由討議における発言者に対して質疑することができる。

#### 衆規第百六十六条 削除

(第22回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和30年3月22日議決))

衆規第百六十六条 自由討議における質疑応答は、極めて簡明でなければならない。

#### 衆規第百六十七条 削除

(第22回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和30年3月22日議決))

衆規第百六十七条 議長は、議院運営委員会に諮つて自由討議における発言者の数を予め定めて各派に割り当てることできる。

#### 衆規第百六十八条 削除

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))  
衆規第百六十八条 各派は、自由討議における発言者を指名するため発言指名者を定め、  
予めこれを議長に申し出なければならない。

議長は、各派の発言指名者が議場において指名した者にその発言を許可する。

#### 衆規第百六十九条 削除

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))  
衆規第百六十九条 自由討議における問題又は意見について議員が表決を求める動議を提出したときは、議長は、討論を用いなくて議院に諮りこれを決する。

#### 衆規第百七十条 削除

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))  
衆規第百七十条 問題を決定した自由討議においてその問題につき表決を求める動議が可決されたときは、議長は、討論を用いなくて採決する。

問題を決定しない自由討議において開陳された意見につき表決を求める動議が可決されたときは、議長は、討論の後採決する。

### 第九章 請願

第七十九条 各議院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

(理由) 議院法第六十二条の規定に相当するものであり、請願書の提出について規定した。

- ・請願は、一定の様式を備えることを必要とし、これに合わないものは、議長においてこれを受理することができない (衆先 377)。
- ・請願の紹介提出は、常会等長期にわたる国会においてはおおむね会期終了日の 7 日前に、短期の国会においてはおおむね 5 日前に、議院運営委員会の決定により締め切るのが例である (衆先 378)。
- ・請願の紹介議員は、書面をもってその取下げを申し出ることができるが、委員会に付託した後は、委員会の許可を必要とする (衆先 379)。
- ・請願について連署して紹介した議員が、請願の紹介を取り消したことがある (衆先 380)。
- ・議員で国务大臣等である者は、当該所管事項に関する請願を紹介しないのが例である。  
また、議員が国务大臣等に任命されたとき、既に紹介した請願が、当該官庁の所管事項に関するものであるときは、これを取り下げるか又は紹介議員を変更するのが例である (衆先 381)。
- ・紹介議員を経て請願の取下げを求める者があるときは、委員会においてこれを許可すべきものと議決し、その旨の報告書を議長に提出する (衆委先 176)。

衆規第百七十一条 請願書には、請願者の住所氏名 (法人の場合はその名称及び代表者の氏名) を記載しなければならない。

衆規第百七十二条 請願書には、普通の邦文を用いなければならない。やむを得ず外国語を用いるときは、これに訳文を附けなければならない。

衆規第百七十三条 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

ならない。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))  
衆規第七十三条 請願を紹介する議員は、請願書の表紙にその氏名を記載しなければならない。

衆規第七十四条 議長は、請願文書表を作成しこれを印刷して各議員に配付する。

衆規第七十五条 請願文書表には、請願者の住所氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名及び受理の年月日を記載しなければならない。

数人の連署による請願は、請願者某外何名と記載する。

同一議員の紹介による同一内容の請願が数件あるときは、請願者某外何名と記載する外その件数を記載する。

衆規第七十六条 請願は、文書表の配付と同時に議長がこれを適當の委員会に付託する。

- ・会期末において請願の文書表を作成するいとまがないときは、本書によって審査したことがある (衆先 390)。
- ・請願が、一の常任委員会に付託された後、特別委員会の設置に伴い、その特別委員会に付託替えされたことがある (衆委先 167)。

衆規第七十七条 裁判官の罷免を求める請願については、議長は、これを委員会に付託しないで裁判官訴追委員会に送付する。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))  
衆規第七十七条 裁判官の罷免を求める請願については、議長は、これを委員会に付託しないで訴追委員会に送付する。

- ・裁判官の罷免を求める請願は、これを受領した後、文書表を作成しないで、直ちにその本書を裁判官訴追委員会に送付する (衆先 382)。

衆規第八十条 陳情書その他のもので、議長が必要と認めたものは、これを適當の委員会に参考のため送付する。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))  
衆規第八十条 陳情書その他のもので、その内容が請願に適合するものは、議長は、これを適當の委員会に送付する。

- ・陳情書で、議長が必要と認めたものは、文書表を作成することなく適當の委員会に参考のため送付している (衆先 393)。
- ・普通地方公共団体の議会は意見書を関係行政庁のほか、国会にも提出できる。議長は意見書を受領した後、適當の委員会に参考のため送付する (衆先 394)。
- ・陳情書及び地方自治法第 99 条に基づく意見書が参考のため送付されたときは、委員会において、委員長からその旨報告するのが例である (衆委先 177)。

第六十二條 各議院ニ呈出スル人民ノ請願書ハ議員ノ紹介ニ依リ議院之ヲ受取ルヘシ

- ・請願は一定の体式を備え、議院法及び衆議院規則に従うことを必要とし、これに合わないものは議長においてこれを受理することができないものとする (衆先彙纂 491)。
- ・請願委員会において紹介議員を経て請願書の取下げを求めるものがあるときは、概ねこれを許可すべきものと議決し、その旨議長に報告する (衆委先彙纂 186)。

第六十六條 法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ヲ除ク外總代ノ名義ヲ以テスル請願ハ各

議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第六十七條 各議院ハ憲法ヲ變更スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス

第六十八條 請願書ハ總テ哀願ノ體式ヲ用ウヘシ若シ請願ノ名義ニ依ラス若ハ其ノ體式ニ違フモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

- ・ 規程に合わない請願書は議院法第 63 条第 2 項に依りこれを却下すべきものと議決し、その旨議長に報告する。そして議長は紹介議員を経てこれを却下する。然しながら請願書中に請願者の 1 名又は数名の職業年齢等の記載に一部不備の点があるとき、これらの請願者を削除して完備した部分に付きこれを審査したことがある（衆委先彙纂 185）。

第六十九條 請願書ニシテ皇室ニ對シ不敬ノ語ヲ用キ政府又ハ議院ニ對シ侮辱ノ語ヲ用キルモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第七十條 各議院ハ司法及行政裁判ニ干預スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス

旧衆規第百五十一條 議院ハ請願者ノ住所職業年齢ヲ記シ各自署名捺印シタル請願書ニ非サレハ受理セス請願者自ラ署名スルコト能ハス他人ヲシテ代書セシムルトキハ代書シタル人其ノ由ヲ附記シ之ニ署名捺印スヘシ

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第百四十八條 議院ハ請願者ノ住所身分職業年齢ヲ記シ各自署名捺印シタル請願書ニ非サレハ受理セス請願者自ラ署名スルコト能ハス他人ヲシテ代書セシムルトキハ代書シタル人其ノ由ヲ付記シ之ニ署名捺印スヘシ

- ・ 請願は一定の体式を備え、議院法及び衆議院規則に従うのを必要とし、これに合わないものは議長においてこれを受理することができないものとする（衆先彙纂 491）。
- ・ 規程に合わない請願書は議院法第 63 条第 2 項に依りこれを却下すべきものと議決し、その旨議長に報告する。そして議長は紹介議員を経てこれを却下する。然しながら請願書中に請願者の 1 名又は数名の職業年齢等の記載に一部不備の点があるとき、これらの請願者を削除して完備した部分に付きこれを審査したことがある（衆委先彙纂 185）。

旧衆規第百五十二條 法人ノ請願書ハ代表者之ニ署名シ法人ノ印章ヲ捺スヘシ

旧衆規第百五十三條 請願書ハ普通ノ邦文ヲ用ウヘシ若シ外國語ヲ用キサルヲ得サルトキハ之ニ註解ヲ附スヘシ

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第百五十條 請願書ハ普通ノ邦文ヲ用フヘシ若シ外國語ヲ用キサルヲ得サルトキハ之ニ註解ヲ附スヘシ

- ・ 外国語は已むを得ない場合の外使用することができないのを原則とするも慣用語又は簡単なものはこれを認容するのを例とする。但し請願書は普通の邦文を用い若しくは外国語を用いざるを得ないときは注解を付すべきことは衆議院規則第 153 条の規定する所である（衆先彙纂 299）。

旧衆規第百五十四條 請願ヲ紹介スル議員ハ請願書ノ表紙ニ紹介議員某ト書スヘシ

旧衆規第百五十八條 請願文書表ハ議長之ヲ印刷セシメテ毎週一回議員ニ配付スヘシ

請願書ハ議院ノ決議ニ依ルニ非サレハ印刷配付セス

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）



旧衆規第百五十五條 請願文書表ハ議長之ヲ印刷セシメテ毎週一回議員ニ配付スヘシ  
請願書ハ議院ノ決議ニ依ルニアラサレハ印刷配付セス

旧衆規第百五十七條 請願文書表ニハ請願ノ趣旨呈出ノ年月日請願者ノ住所職業氏名紹介議員ノ氏名ヲ記スヘシ

請願者數名アルトキハ請願者某外幾名ト記スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第百五十四條 請願文書表ニハ請願ノ趣旨提出ノ年月日請願者ノ住所身分職業氏名紹介議員ノ氏名ヲ記スヘシ

請願者數名アルトキハ請願者某及外幾名ト記スヘシ

第八十条 請願は、各議院において委員会の審査を経た後これを議決する。

委員会において、議院の会議に付するを要しないと決定した請願は、これを会議に付さない。但し、議員二十人以上の要求があるものは、これを会議に付さなければならない。

(理由) 第一項は、議院法第六十三条第一項の規定に相当する。請願の取扱いについては、請願委員会の制度がなくなって、所管の常任委員会で審査することになったが、各常任委員会における取扱いは、従来の請願委員会におけるものと変わりはない。

第二項は、委員会において議院の会議に付するを要しないと決定した請願は、議員二十人以上の要求がなければこれを議院の会議に付さないことにした。

- ・請願については、請願日程に記載されたもの全部を一括して議題とし、委員長の報告を省略して一括採決するのが例である。しかし、反対のある請願は、別にこれを採決する(衆先 383)。
- ・請願については、まず紹介議員の説明を聞き、政府の所見をただした後、これを議決するのが例であるが、理事会においてあらかじめその取扱いを協議した後、委員会においては紹介議員の説明及び政府の所見の聴取等をすべて省略して、直ちに議決した事例は少なくない(衆委先 166)。
- ・請願については、あらかじめ請願日程を作成し、その順序によって、これを審査するのが例であるが、日程に掲載されていない請願をこれに追加して審査したこともある。なお、請願審査日程は、衆議院公報に掲載する(衆委先 168)。
- ・請願の審査日程中同趣旨の請願があるときは、便宜上これを一括して議題として審査するのが例である(衆委先 169)。
- ・請願を小委員会の審査に付し、委員会においてその報告を聞いた後、これを議決したことがある(衆委先 170)。
- ・請願を審査する場合に、紹介議員から説明を求めたことがある(衆委先 171)。
- ・請願紹介議員の発言は、請願の紹介説明の範囲を超えてはならない(衆委先 172)。
- ・請願の審査に当たり紹介議員の説明がないときは、他の議員が代わって説明したこともあるが、文書表又は請願書によって、これを審査するのが例である(衆委先 173)。
- ・請願について、その一部を採択の上内閣に送付すべきものと議決したことがある(衆委先 174)。

- ・本会議又はその委員会において既に議決した案件と同一の事項を内容とする請願又は行政措置等により既にその趣旨が達成された請願は、議決を要しないものと議決するのが例である。なお、委員会において既に議決した請願と同一趣旨の請願について、前の請願と同一の議決をし又は同一の議決をしたものとみなす旨の決定をしたことがある（衆委先 175）。

**衆規第百七十八条** 委員会は、請願についてその審査の結果に従い左の区別をなし、議院に報告する。

- 一 議院の会議に付するを要するもの
- 二 議院の会議に付するを要しないもの

議院の会議に付するを要する請願については、なお、左の区別をして報告する。

- 一 採択すべきもの
- 二 不採択とすべきもの

採択すべきものの中、内閣に送付するを適当と認めるものについては、その旨を附記する。

- ・請願の委員長報告は、院議により委員長の報告を省略するのが例である（衆先 384）。
- ・請願が会議に付せられたときは、これを採択するか否かについて採決する（衆先 385）。
- ・請願で採択した請願のうち内閣において措置するを適当と決したものは、これを内閣に送付する（衆先 386）。
- ・委員会で不採択と決した請願は、議事日程に記載するが、委員長の申出があるときは、これを議事日程に記載しない（衆先 386）。
- ・請願について、その一部を採択したことがある（衆先 388）。
- ・既に可決された議案又は採択された請願とその目的を同じくする請願は、これを議院の会議に付し、採択とみなすのが例である。なお、採択とみなされた請願のうち、内閣において措置するを適当と決したものは、内閣に送付し、かつ、その件名を会議録に記載する（衆先 389）。
- ・請願は、紹介請願すべてについて、その審査結果を紹介議員に通知する（衆先 391）。

**衆規第百七十九条** 委員会において、議院の会議に付するを要しないと決定した請願について、議員二十人以上から休会中の期間を除いて委員会の報告の日から七日以内に会議に付する要求がないときは、委員会の決定が確定する。

**第六十三條** 請願書ハ各議院ニ於テ請願委員ニ付シ之ヲ審査セシム

請願委員請願書ヲ以テ規程ニ合ハスト認ムルトキハ議長ハ紹介ノ議員ヲ經テ之ヲ却下スヘシ

- ・請願は議院においてこれを受理したときに委員に付託されたものとし、委員会の審査を終わり、特別の報告があった後、会議に付する（衆先彙纂 336）。
- ・請願は一定の体式を備え、議院法及び衆議院規則に従うことを必要とし、これに合わないものは議長においてこれを受理することができないものとする（衆先彙纂 491）。
- ・請願委員会及びその分科会においてはその開会日時及び審査日程を衆議院公報に掲載し、審査の際紹介議員の出席説明を求めるのを例とする（衆委先彙纂 79）。
- ・請願審査に際し、紹介議員が出席しない場合において分科の主査、委員又は他の議員が

変わって請願の説明をした事例は少なくない（衆委先彙纂 80）。

- ・請願委員会における紹介議員の発言は請願の紹介説明の範囲に限るもので、委員又は政府委員の質疑に対する答弁及び紹介議員の政府に対する質疑と雖も紹介説明の範囲外に涉ることができないものとする（衆委先彙纂 81）。
- ・規程に合わない請願書は議院法第 63 条第 2 項に依りこれを却下すべきものと議決し、その旨議長に報告する。そして議長は紹介議員を経てこれを却下する。然しながら請願書中に請願者の 1 名又は数名の職業年齢等の記載に一部不備の点があるとき、これらの請願者を削除して完備した部分に付きこれを審査したことがある（衆委先彙纂 185）。

**第六十四條 請願委員ハ請願文書表ヲ作り其ノ要領ヲ録シ毎週一回議院ニ報告スヘシ  
請願委員特別ノ報告ニ依レル要求又ハ議員三十人以上ノ要求アルトキハ各議院ハ其ノ  
請願事件ヲ會議ニ付スヘシ**

- ・第 22 回議會以来特別報告に係る請願とその目的を同じくする法律案、建議案が提出されたときは、これを議了するまでその請願の議事を延期するのを例とする（衆先彙纂 497）。
- ・特別報告に係る請願を再審査に付したことがある（衆先彙纂 498）。
- ・請願委員会において議院の會議に付するを要しないとの請願に対しては従来、委員会において不採択、政府に参考送付、委員会に参考送付の 3 種区別し、特種の報告をする慣例である。そしてこの種の請願に対し 1 週間以内に議員より會議に付する要求をする者がないときは委員会の決議をもって確定とする。従って参考送付の請願は 1 週間を経過した後、政府又は委員会に送付する（衆先彙纂 500）。
- ・請願委員会において會議に付するを要しないとの特種報告をした請願に対し議員 30 名以上より會議に付する要求があるときは、議事日程に掲げて該請願を會議に付する。そしてこの請願には特別報告に係る請願と同様、意見書案を付するのを例とする（衆先彙纂 501）。
- ・議院において請願書を受理したときは直ちに請願委員に付託されたものとする。そして請願委員は請願の要旨を簡明に採録した請願文書表を作成してこれを議長に報告し、委員会の審査はその文書表の印刷配付を待ってこれを開始するのを例とする。但し会期切迫その他特別の事由があつて、審査が急を要するときは文書表の印刷配付を待たずに請願本書に付き審査をしたことがある（衆委先彙纂 118）。
- ・請願は文書表の印刷配付後に分科会においてこれを審査し、分科の審査終了後に總會を開き、更にこれを審査決定するのを例とする（衆委先彙纂 155）。
- ・請願に付き会期切迫その他の事由により、審査が急を要するときは文書表の印刷配付後に分科の審査を省略して、直ちに總會においてこれを審査し、又は分科において審査を終らないものとも雖も總會においてこれを審査したことがある（衆委先彙纂 156）。
- ・請願に付き特に調査をする必要があるときはこれを小委員の審査に付したことがある。また臨時議會において会期が短いため理事をして請願の分担調査をさせたことがある（衆委先彙纂 157）。

**旧衆規第百五十五條 請願委員ハ請願呈出ノ順序ニ依リ之ヲ審査スヘシ**

（改正第 50 回帝國議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第百五十二條 請願委員ハ請願提出ノ順序ニ依リ之ヲ審査スヘシ

- ・ 建議案及び請願については予め審査日程を作成し、その順序によりこれを審査するのを例とする（衆委先彙纂 158）。
- ・ 請願については予め審査日程を作成するのを例とし、その掲載の順序は分科にあつては各省所管の順序に依り、同一省所管のものは提出順に依り、主査がこれを定め、総会にあつては分科の順序により委員長がこれを定める。建議案の審査日程もまた請願に準じ、これを作成する（衆委先彙纂 159）。
- ・ 建議案及び請願の審査日程は提出者又は紹介議員若しくは政府委員の都合その他の事由に依り、順序を変更することがある。そしてこの場合は委員長（主査）において又は動議によりこれを変更する（衆委先彙纂 160）。
- ・ 建議案又は請願の審査日程中同趣旨の建議案又は請願が数件あるときは便宜上これを一括して議題に供し、審査したことは毎会期少なくない（衆委先彙纂 161）。
- ・ 建議案又は請願に付き審査が急を要するときその他特別の事由あるときは、審査日程に追加してこれを審査したことなしとしない（衆委先彙纂 162）。
- ・ 請願についてはその紹介説明を待つてこれの審査をするのを例とするが、紹介議員が病氣その他の事由に依り出席しない場合において、他の議員がまたその紹介説明をしないときは文書表又は請願書によってこれの審査をするのを例とする（衆委先彙纂 163）。
- ・ 請願分科において既に審査を終り、委員会に報告した請願と同一趣旨の請願が提出されたときは文書表を作成するが、これを分科の審査に付すことなく総会においてこれを審査する（衆委先彙纂 164）。
- ・ 請願委員会において既に審査を終った請願と同一趣旨の請願が提出されたときは文書表を作成するが、これの審査を省略し、前の請願と同一の議決をしたものと認め、直ちに議院に報告する（衆委先彙纂 165）。
- ・ 請願の内容にして数分科の所管に互る場合は主たる事項の属する分科においてこれを審査するのを例とする（衆委先彙纂 166）。

旧衆規第百五十六條 議員簡單ナル説明書ヲ以テ一ノ請願ニ對シ至急ノ審査ヲ議院ニ請求スルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ採リ時日ヲ限り請願委員ニ付託スヘシ

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第百五十三條 議員簡短ナル説明書ヲ以テ一ノ請願ニ對シ至急ノ審査ヲ議院ニ請求スルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ取り時日ヲ限り請願委員ニ付託スヘシ

- ・ 議員より請願に対し至急審査の請求があり、院議でこれを可決するときは、議長においてその審査期限を定める。そしてこの審査期限は 1 週間以内とするのを例とする（衆先彙纂 492、衆委先彙纂 119）。

旧衆規第百五十九條 請願委員ハ審査ノ結果ニ從ヒ左ノ區別ヲ爲スヘシ

- 一 議院ノ會議ニ付スヘシトスルモノ
- 二 議院ノ會議ニ付スルヲ要セストスルモノ

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第百五十六條 請願委員ハ審査ノ結果ニ從ヒ左ノ區別ヲ爲シ其ノ大要ヲ記シ議院ニ

## 報告スヘシ

- 一 議院ノ會議ニ付スヘシトスルモノ
- 二 議院ノ會議ニ付スルヲ要セストスルモノ

- ・ 請願委員会において衆議院規則第 159 条第 2 号に依り、議院の會議に付するを要しないとする請願を参考として政府に送付し、又は請願と同一趣旨の法律案若しくは建議案を委員会において審査中であるとき、議案審査の参考に供するため、これをその委員会に参考送付すべきものと議決したことがある。そしてこの場合においてはその旨特種報告をする。特種報告に係る請願は衆議院規則第 161 条第 2 項により議員より 1 週間以内に會議に付するの要求がないときは委員長の報告をもって確定とする（衆委先彙纂 188）。

旧衆規第百五十九條 請願書ハ會議ニ付スルモ之ヲ朗讀セス但シ議員朗讀ヲ要求スル者アルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ採ルヘシ

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第百五十九條 請願書ハ會議ニ付スルモ之ヲ朗讀セス但シ議員朗讀ヲ要求スル者アルトキハ議院ハ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

旧衆規第百六十條 請願委員ハ議院ノ會議ニ付スヘシトスルノ請願ニ付テハ意見書案ヲ附シタル特別ノ報告ヲ爲スヘシ

前項ノ請願中法律ノ制定ニ關スル請願ハ法律案ヲ具シテ報告スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ請願委員長ヲ以テ提出者トス

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第百五十七條 請願委員ハ議院ノ會議ニ付スヘシトスルノ請願ニ付テハ特別ノ報告ヲ爲スヘシ

- ・ 請願は議院においてこれを受理したときは請願委員に付託されたものとし、衆議院規則第 160 条による特別の報告があった後、これを議事日程に掲載する。しかし特別報告に係る請願とその目的を同じくする法律案、建議案が提出されるときはその法律案又は建議案を議了するまで請願の議事を延期するため、議事日程に掲載しない。第 22 回議會（明治 39 年 3 月 19 日）以来は請願特別報告ですでに議決された法律案、建議案とその目的を同じくするものであるときは当然議決を要しないものとされ、議案議決の結果により採択若しくは不採択と見做されるので、これを議事日程に掲載することはない。なお会期終了日の議事日程には未決の議案と目的を同じくする特別報告に係る請願があっても、すべてこれを掲載する。そして他の議案が議決されたときはその請願は採択又は不採択と見做され、議長は議事日程より省く旨を宣告するのを例とする（衆先彙纂 215）。
- ・ 特別報告に係る請願の議事日程掲載の順序は委員会の報告順による。特別報告に係る請願は議事日程中、別に番号を付す（衆先彙纂 216）。
- ・ 會議に付すべき議案がないために特別報告に係る請願のみをもって議事日程を作成したことがある（衆先彙纂 217）。
- ・ 請願委員長提出の法律案は委員に付託することなくして議決するのを例とする（衆先彙纂 330）。
- ・ 特別報告に係る請願の委員長報告は委員長が必要と認めるのもの外は一括してこれを

するのを例とする（衆先彙纂 493）。

- ・特別報告に係る請願は一括して議題とし、且つ一括して採決するが、反対ある請願は別にこれを採決する（衆先彙纂 494）。
- ・特別報告に係る請願は採択するや否を議決するに止まり、修正の余地がないが、これに付すべき意見書案については修正をすることができるので、これを修正してその請願を採択したことがある（衆先彙纂 496）。
- ・法律案の提出には 20 人以上の賛成を要することは議院法の定めるところであるが、請願委員長より提出する法律案は請願委員会の決議により提出するものであるため、賛成者の署名を要しない。当然成規の賛成あるものと看做し、請願委員長が趣旨弁明をする。この場合趣旨弁明の後に紹介議員が請願の理由を説明したことがある（衆先彙纂 502）。
- ・請願委員長提出法律案は委員に付託することなく議決するのを例とする。しかし特別委員に付託してその審査をさせたことがある（衆先彙纂 503）。
- ・請願委員会において法律制定に関する請願を採択すべきものと議決するに当たり、衆議院規則第 160 条第 2 項に依り法律案を具して議決したことがある。そしてその法律案は委員会又は分科会において小委員を設けてこれを起草させた（衆委先彙纂 209）。

旧衆規第百六十一條 請願委員ハ議院ノ會議ニ付スルヲ要セストスルノ報告ニ付テハ其ノ大要ヲ附シタル特種ノ報告ヲ爲スヘシ

前項ノ報告ニ係ル請願ニ對シ一週間内ニ議員ヨリ會議ニ付スルノ要求ヲ爲ス者ナキトキハ委員會ノ決議ヲ以テ確定トス

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第百五十八條 請願委員ニ於テ議院ノ會議ニ付スルヲ要セストスルノ報告ニ對シ一週間内ニ議員ヨリ會議ニ付スルノ要求ヲ爲ス者ナキトキハ委員ノ決議ヲ以テ確定トス

- ・請願委員会において議院の會議に付するを要しないとの請願に対しては従来、委員会において不採択、政府に参考送付、委員会に参考送付の 3 種区別し、特種の報告をする慣例である。そしてこの種の請願に対し 1 週間以内に議員より會議に付する要求をする者がいないときは委員会の決議をもって確定とする。従って参考送付の請願は 1 週間を経過した後、政府又は委員会に送付する（衆先彙纂 500）。
- ・請願委員会において會議に付するを要しないとの特種報告をした請願に対し議員 30 名以上より會議に付する要求があるときは、議事日程に掲げて該請願を會議に付する。そしてこの請願には特別報告に係る請願と同様、意見書案を付するのを例とする（衆先彙纂 501）。

**第八十一条** 各議院において採択した請願で、内閣において措置するを適當と認めたものは、これを内閣に送付する。

内閣は、前項の請願の処理の経過を毎年議院に報告しなければならない。

（理由）請願の内閣への送付に関して規定した。

- ・議院で採択した請願のうち内閣において措置するを適當と決したものは、これを内閣に送付する（衆先 386）。

- ・請願の処理経過は、内閣から毎年2回議院に報告されるのが例である。なお、請願の処理経過は、印刷して議員に配付する（衆先392）。

**第六十五條 各議院ニ於テ請願ノ採擇スヘキコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ附シ其ノ請願書ヲ政府ニ送付シ事宜ニ依リ報告ヲ求ムルコトヲ得**

- ・特別報告に係る請願が会議に付されたときはこれを採択するや否に付き採決するものとする。そして採択と決したものは意見書を付し、その請願書を政府に送付する（衆先彙纂495）。
- ・特別報告に係る請願は採択するや否を議決するに止まり、修正の余地がないが、これに付すべき意見書案については修正をすることができるので、これを修正してその請願を採択したことがある（衆先彙纂496）。
- ・議決された議案又は請願と目的を同じくする請願は議決を要しない。その請願は議案又は請願議決の結果により採択若しくは不採択と看做される。採択と看做された請願は意見書と共に政府に送付し、且つその件名を速記録に掲載する（衆先彙纂499）。
- ・採択した請願に対し政府の報告を求める（衆先彙纂504）。
- ・請願委員会又は分科会において請願の一部を採択し、他の部分を政府に参考送付又は不採択に決したことがある（衆委先彙纂187）。
- ・請願委員会において採択すべきものと議決した請願に付き議院法第65条に依り政府の報告を求めるべきことを議決したことがある。第31回議院大正3年1月23日の請願委員会においては前議会以前に採択した請願に付き政府の処理結果調査票の提出を求めたが、政府はこれに対し請願処理経過表を作成して委員会に報告した。爾後政府は委員会の請求を容れ、時々請願処理の結果を報告することとなった（衆委先彙纂189）。

**第八十二條 各議院は、各別に請願を受け互いに干預しない。**

（理由）議院法第七十一条の規定に相当するものであり、請願は各議院が各別に受けることを規定した。

**第七十一條 各議院ハ各別ニ請願ヲ受ケ互ニ相干預セス**

**第十章 両議院関係**

**憲法第五十九條 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。**

衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議會を開くことを求めることを妨げない。

参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、國會休會中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

- ・法律案について、参議院の回付案に不同意の議決をしたとき、衆議院提出又は送付の法律案を参議院が否決したとき及び法律案を参議院に提出又は送付した後国会の休會中

の期間を除いて 60 日以内に参議院が議決しないため衆議院において参議院が否決したものともみなす議決をしたときに、憲法第 59 条第 2 項の規定により、衆議院議決案を再議決したことがある。第一に、参議院の回付案に同意しないで衆議院議決案を再議決した場合は、第 1 回（特別）国会昭和 22 年 10 月 14 日 刑法の一部を改正する法律案（内閣提出）及び昭和 22 年 12 月 9 日 民法の一部を改正する法律案（内閣提出）、第 2 回国会昭和 23 年 4 月 15 日 検察庁法の一部を改正する法律案（内閣提出）、昭和 23 年 6 月 29 日 中小企業庁設置法案（内閣提出）、昭和 23 年 6 月 30 日 政治資金規正法案（衆議院提出）及び昭和 23 年 7 月 5 日 消防法案（衆議院提出）、第 5 回（特別）国会昭和 24 年 5 月 24 日 統計法の一部を改正する法律案（内閣提出）、昭和 24 年 5 月 30 日 地方自治庁設置法案（内閣提出）、経済安定本部設置法案（内閣提出）、運輸省設置法案（内閣提出）及び弁護士法案（衆議院提出）、第 7 回国会昭和 25 年 5 月 1 日 熱海国際観光温泉文化都市建設法案（衆議院提出）及び伊東国際観光温泉文化都市建設法案（衆議院提出）、昭和 25 年 5 月 2 日 経済調査庁法の一部を改正する法律案（内閣提出）、第 10 回国会昭和 26 年 3 月 28 日 国家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出）、昭和 26 年 3 月 31 日 熱管理法案（衆議院提出）及び昭和 26 年 6 月 5 日 司法書士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）、第 13 回国会昭和 26 年 12 月 15 日 国家公務員法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）、昭和 26 年 6 月 17 日 公益事業令の一部を改正する法律案（衆議院提出）及び昭和 26 年 6 月 24 日 日本開発銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）、第 16 回（特別）国会昭和 28 年 7 月 30 日 刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出）、第 19 回国会昭和 29 年 6 月 9 日 農業委員会法の一部を改正する法律案（衆議院提出）及び農業協同組合法の一部を改正する法律案（衆議院提出）、第 22 回（特別）国会昭和 30 年 7 月 25 日 少年院法の一部を改正する法律案（内閣提出）、第 24 回国会昭和 31 年 6 月 3 日 道路運送法の一部を改正する法律案（内閣提出）及び第 26 回国会昭和 32 年 5 月 19 日 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案（衆議院提出）、第 170 回国会平成 20 年 12 月 12 日 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）である。なお、第 7 回国会昭和 25 年 3 月 31 日の会議において、政府職員の新給与実施に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）の参議院回付案に不同意の議決をし、衆議院議決案を再議決のため記名投票をもって採決したが、3 分の 2 以上の賛成がなく不成立となったことがある。第二に、参議院において否決した法律案を再議決した場合は、第 10 回国会昭和 26 年 6 月 5 日 モーターボート競走法案（衆議院提出）、第 168 回国会平成 20 年 1 月 11 日 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（内閣提出）、第 169 回国会平成 20 年 5 月 13 日 道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）、第 170 回国会平成 20 年 12 月 12 日 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）、第 171 回国会平成 21 年 3 月 4 日 平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案、第 171 回国会平成 21 年 3 月 27 日 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特



別会計からの繰入れの特例に関する法律案（内閣提出）及び所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、第 171 回国会平成 21 年 6 月 19 日 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（内閣提出）、租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）及び国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）がある。第三に、参議院に送付後 60 日以内に議決しないため否決したものとみなして衆議院議決案を再議決した場合は、第 13 回国会昭和 27 年 7 月 30 日 国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案（内閣提出）、第 169 回国会平成 20 年 4 月 30 日 地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、地方法人特別税法等に関する暫定措置法案（内閣提出）及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、第 183 回国会平成 25 年 6 月 24 日 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案（内閣提出）がある（衆先 326）。

- ・内閣提出の法律案を参議院に送付の後、送付の日から起算して 60 日以内に参議院が議決しないので、議院運営委員会において協議の後、院議をもって参議院が否決したものとみなす議決を行ったことがある。第 13 回国会昭和 27 年 7 月 30 日、衆議院は、参議院が国家公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出）及び保安庁職員給与法案（内閣提出）を否決したものとみなす議決を行い、次いで両案について両院協議会を開くことを求めるに決した。なお、両院協議会においては、保安庁職員給与法案については、成案を得たが、国家公務員法の一部を改正する法律案については、成案を得るに至らなかった。第 13 回国会昭和 27 年 7 月 30 日、衆議院は、参議院が国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案（内閣提出）を否決したものとみなす議決を行い、次いで同案の衆議院議決案を再議決した。第 169 回国会平成 20 年 4 月 30 日、衆議院は、参議院が地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、地方法人特別税法等に関する暫定措置法案（内閣提出）及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）を否決したものとみなす議決を行い、次いで三案の衆議院議決案を再議決した。第 183 回国会平成 25 年 6 月 24 日、衆議院は、参議院が衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案（内閣提出）を否決したものとみなす議決を行い、次いで同案の衆議院議決案を再議決した（衆先 327）。
- ・参議院の回付案に不同意の後、両院協議会を開くことを求めるの発議もなく、また憲法第 59 条第 2 項の規定による再議決の発議もないため、法律案が不成立となったことが、第 10 回国会昭和 26 年 5 月 25 日の会議における食料の政府買入数量の指示に関する法律案（内閣提出）にある（衆先 466）。
- ・参議院が否決した衆議院送付の法律案について、衆議院から両院協議会を開くことを求めたことがある。また衆議院が憲法第 59 条第 4 項の規定による議決をした法律案について、衆議院から両院協議会を開くことを求めたことが、第 13 回国会昭和 27 年 7 月 30 日の会議における国家公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出）及び保安庁職員給与法案（内閣提出）にある（衆先 467）。

憲法第六十條 豫算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

豫算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した豫算を受け取つた後、國會休會中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を國會の議決とする。

- ・ 予算については衆議院が先議権を有するので、予算に関係がある内閣提出法律案は、先に衆議院に提出されるのが例である（衆先 160）。
- ・ 予算に関係がある内閣提出法律案は、おおむね予算とともに提出されるのが例であるが、多少遅れることもある（衆先 161）。
- ・ 予算又は条約について参議院に送付後、送付の日から起算して国会休會中の期間を除いて 30 日以内に参議院が議決するに至らず、衆議院の議決が国会の議決となつたときは、議長は、その翌日参議院から議案の返付を受け、これを内閣に送付するとともにその旨を参議院に通知する（衆先 188）。
- ・ 予算は、憲法上衆議院に先議権があるので、参議院が予算を閉會中審査に付するときは、次の国会で参議院が予算を先議することになるから、閉會中の審査に付することができない。ただし、予備審査の場合は、この限りでない（衆先 196）。
- ・ 予算について、参議院で衆議院送付案を否決したときは、衆議院は、参議院から国会法第 83 条の 2 第 3 項の規定により議案の返付を受け、同法第 85 条第 1 項の規定により兩院協議會を求めなければならない。兩院協議會を開いても意見が一致しないときは、憲法第 60 条第 2 項の規定により衆議院の議決が国会の議決となる。第 1 に、兩院協議會を開いても意見が一致しなかつた場合は、第 118 回（特別）国会平成 2 年 3 月 22 日、衆議院は平成元年度一般会計補正予算（第 2 号）外 2 件を可決し、同月 26 日、参議院が 3 件を否決し衆議院に返付してきたため、兩院協議會を求め協議したが成案を得なかつた。よつて、同日の本會議において議長は、兩議院の意見が一致しないので、憲法第 60 条第 2 項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となつた旨を宣告し、即日、補正予算 3 件を内閣に送付するとともにその旨を参議院に通知した。同様の事例が第 118 回国会に 9 件、第 120 回国会に 6 件、第 123 回国会に 3 件及び第 126 回国会に 6 件ある。第 2 に、衆議院の送付の日から起算して 30 日以内に参議院が議決しなかつた場合は、第 19 回国会昭和 29 年 3 月 4 日、衆議院は、昭和 29 年度一般会計予算外 2 件を議決し、参議院に送付したが、その当日から起算して 30 日目に当たる 4 月 2 日中に参議院が議決するに至らず、衆議院の議決が国会の議決となつたので、衆議院は、翌 3 日、予算 3 件を内閣に送付するとともにその旨を参議院に通知した。第 114 回国会平成元年 4 月 28 日、衆議院は、平成元年度一般会計予算外 2 件を議決し、参議院に送付したが、その当日から起算して 30 日目に当たる 5 月 27 日中に参議院が議決するに至らず、衆議院の議決が国会の議決となつたので、衆議院は、翌 28 日、その旨を参議院に通知し、参議院から議案の返付を受け、予算 3 件を内閣に送付するとともにその旨を参議院に通知した（衆先 335、468、469）。

第四十條 政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取り

タル日ヨリ二十一日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

豫算案カ貴族院ニ移サレタルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取りタル日ヨリ二十一日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

各議院ハ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ議決ヲ以テ審査期間ヲ延長スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ通シテ五日ヲ超ユルコトヲ得ス

(第 52 回帝国議会議院法中改正法律 (昭和 2 年法律第 53 號) により改正 (昭和 2 年 5 月 2 日公布) )

第四十條 政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取りタル日ヨリ二十一日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

(第 22 回帝国議会議院法中改正法律 (明治 39 年法律第 49 號) により改正 (明治 39 年 5 月 8 日公布) )

第四十條 政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取りタル日ヨリ十五日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

- 本予算案は年末年始の休会明けの始めに提出されるのを例とする (衆先彙纂 172) 。
- 法律案に關係ある追加予算案はその法律案議決の前後を問わず提出される (衆先彙纂 173) 。
- 予算に關係ある法律案は概ね予算案と同時に衆議院に提出されるのを例とするも多少遅延することなしとしない。また先に貴族院に提出されたことがある (衆先彙纂 174) 。
- 総予算案、特別會計予算案及び予算外国庫の負担となるべき契約を為すを要する件は毎会期の始め即ち開院式後 1 日乃至 3 日以内に提出されるのを例としたが、第 8 回議會以来は通常議會の召集が概ね 12 月下旬で開院式後直ちに勅語奉答文案の議決をし、翌日に全院委員長及び常任委員の選挙を行い、次いで年末年始の休会をするので、本予算案は審査期間の關係上休会明けを俟って提出されるのを例とするに至った (衆先彙纂 444) 。
- 本予算案は提出があつたときは直ちに予算委員に付託され、本會議においては國務大臣が財政計画に付き、大体の方針を演説し、議員はその演説に対し質疑をするが、予算委員会の審査を終つた後、その報告を俟つてこれを會議に付する。追加予算案もまた本予算案と同様直ちに委員会に付託され、その審査報告を俟つてこれを會議に付するが、政府より議院法第 28 条但書により議決することの要求があるときは直ちに會議に付し、大蔵大臣がその趣旨を弁明し、審議に入るのを例とする (衆先彙纂 446) 。
- 予算案の審査期間は最初議院法において 15 日以内と定められ、明治 39 年法律第 49 号をもって 21 日以内と改正されたが、昭和 2 年法律第 53 号をもって已むことを得ざる事由あるときは院議をもって 5 日を限り審査期間を延長することができるに至つた。そしてこの規定により審査期間を延長しようとするときは委員長の要求によりこれを議決する (衆先彙纂 456) 。
- 予算案が提出されたときは議長は直ちにこれを議院に報告し、且つ当日の衆議院公報に掲載する。もし提出の日に本會議がないときは提出の日の衆議院公報に掲載してこれを報告するものとする (衆委先彙纂 105) 。
- 本予算案であると追加予算案であるとを問わず予算案は本會議において特に委員付託の手續きを執ることなく、その提出があつた当日をもって委員に付託されたものとし、直

ちに審査を開始できるものとする。しかし追加予算案に付き政府より議院法第 28 条但書による要求があるときは予算委員の審査を経ずに直ちに本会議において議決するのを例とする。また追加予算案に対し政府より単に緊急事件として要求するものは予算委員の審査を経るのを例とする（衆委先彙纂 106）。

- 予算案はその提出があった当日に委員に付託されたものとし、即日予算委員はその審査を開始できるが、本予算案及び特別議会の始めに提出される追加予算案は本会議において国务大臣の演説に対する質疑が終了したとき又は略終了したときより審査を開始するのを例とする。その他の追加予算案については随時審査を開始する（衆委先彙纂 107）。
- 予算案の提出があったときはその審査期間内に審査を終り、書面をもって議長に審査の結果を報告すべきものとする。そしてその審査期間は本予算案であると追加予算案であるとを問わず、提出があった日よりこれを起算する（衆委先彙纂 108）。
- 予算案が撤回され、再び提出されたときはその審査期間は更新するものとする（衆委先彙纂 109）。
- 審査期間を延長しようとするときは予め予算委員長より審査期間延長に関する要求書を議長に提出し、本会議において議長は予算委員長より予算審査期間延長に関する要求書が提出された旨を述べ、これを院議に諮り、予算委員長の要求通り決した（衆委先彙纂 110）。

**憲法第六十一條 條約の締結に必要な國會の承認については、前條第二項の規定を準用する。**

- 予算又は条約について参議院に送付後、送付の日から起算して国会休会中の期間を除いて 30 日以内に参議院が議決するに至らず、衆議院の議決が国会の議決となったときは、議長は、その翌日参議院から議案の返付を受け、これを内閣に送付するとともにその旨を参議院に通知する（衆先 188）。
- 条約は、第 1 回（特別）国会以来第 24 回国会までは、すべて先に衆議院に提出されていたが、第 25 回（臨時）国会以降は、参議院に先に提出されたこともある（衆先 337）。
- 条約について、衆議院が議決して参議院に送付後、送付の日から起算して国会休会中の期間を除いて 30 日以内に参議院が議決するに至らないときは、憲法第 61 条の規定により 30 日の期間の経過とともに衆議院の議決が国会の議決となる。衆議院の議決が国会の議決となった場合には、衆議院は、その旨を参議院に通知し、参議院から議案の返付を受け、これを内閣に送付するとともにその旨を参議院に通知する。第 30 回（臨時）国会昭和 33 年 11 月 1 日、衆議院は、原子力の平和的利用における協力のための日本政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件外 2 件を議決し、参議院に送付したが、その当日から起算して 30 日目に当たる 11 月 30 日中に参議院が議決するに至らず、衆議院の議決が国会の議決となったので、衆議院は、翌 12 月 1 日、その旨を参議院に通知し、参議院から議案の返付を受け、これを内閣に送付するとともにその旨を参議院に通知した。同様の事例が第 34 回国会に 2 件、第 48 回国会に 1 件、第 51 回国会に 1 件、第 71 回（特別）国会に 3 件、第 72 回国会に 2 件及び第 80 回国会に 1 件ある（衆先 342）。

第八十三条 国会の議決を要する議案を甲議院において可決し、又は修正したときは、これを乙議院に送付し、否決したときは、その旨を乙議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案に同意し、又はこれを否決したときは、その旨を甲議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案を修正したときは、これを甲議院に回付する。

甲議院において乙議院の回付案に同意し、又は同意しなかつたときは、その旨を乙議院に通知する。

(理由) 国会の議決を要する議案に関する両議院間の交渉について、一般的な規定を設けた。

- ・衆議院提出の法律案には、衆議院議長の記名押印した「右の本院提出案をここに送付する。」との送付文を添付する。参議院提出の法律案には、参議院議長の記名押印した「右の本院提出案を送付する。」との送付文が添付される。なお、右の送付文の末尾には、その議院の事務総長が記名押印する（衆先 151）。
- ・議案の送付、回付又は議決の通知は議決の当日直ちにその手続をとるのが例であるが、修正議決の場合、議事の終了が午後 12 時直前に及んだ場合、その他特別の事情があるときは、その手続きが翌日になったことがある（衆先 169）。
- ・議案の送付、回付及び議決の通知については、一定の様式による（衆先 170）。
- ・議員発議の法律案を議決して参議院に提出する場合は、その法律案の提出文、理由書及び添付書を除いた印本を用いる。また、修正議決した場合は、刷り直して提出するのが例であるが、単に印本に修正を記入して提出することがある。参議院提出法律案を回付する場合は、修正を記入した印本と参議院から提出された本書を用いる。内閣提出議案を可決して参議院に送付する場合は、内閣から提出された本書を用い、修正議決して送付する場合は、修正を記入した印本と本書を用いる。また、参議院において可決した内閣提出議案を回付する場合は、衆議院における修正を記入した印本と参議院から送付された本書を用いる。参議院において修正議決した内閣提出議案を回付する場合は、参議院及び衆議院における修正を記入した印本と本書を用いる（衆先 171）。
- ・内閣提出議案が参議院において修正され衆議院に送付されたときは、衆議院は、参議院の修正を経た議案を原案として審査する（衆委先 78）。

衆規第二百四十八条 議案を参議院に移すときは、議長は、事務総長をしてこれを参議院議長に伝達させる。

- ・議案の送付、回付又は議決の通知の文書には議長が記名押印し、事務総長がその末尾に記名押印する（衆先 172）。

衆規第二百四十九条 参議院から議案を受け取つたときは、議長は、これを議院に報告する。

第五十三條 豫算ヲ除ク外政府ノ議案ヲ付スルハ兩議院ノ内何レヲ先ニスルモ便宜ニ依ル

第五十四條 甲議院ニ於テ政府ノ議案ヲ可決シ又ハ修正シテ議決シタルトキハ乙議院ニ之ヲ移スヘシ乙議院ニ於テ甲議院ノ議決ニ同意シ又ハ否決シタルトキハ之ヲ奏上スル

ト同時ニ甲議院ニ通知スヘシ

乙議院ニ於テ甲議院ノ提出シタル議案ヲ否決シタルトキハ之ヲ甲議院ニ通知スヘシ

- ・議案の送付、回付、通知等は議決の当日その手続きをする（衆先彙纂 182）。
- ・議案の送付、回付、通知等は一定の様式を用いる（衆先彙纂 183）。
- ・政府提出議案を貴族院に送付する場合は政府より提出された本書を用い、修正議決の上送付する場合は本書の外該議案の印本に修正を記入したものを添付、また貴族院に回付する場合は貴族院より送付された本書の外該議案の印本に衆議院における修正を記入したものを添付する。議員提出法律案を議決し、貴族院に提出する場合は議決された議員提出法律案の提出文及び理由書を除いた印本を用いる。そして議員提出法律案が修正議決であるときはその簡単な場合は修正を記入し、その複雑なものは印本を用いる（衆先彙纂 184）。
- ・法律案、予算案又は承諾を求むる議案等両院の議決を要するものにして貴族院より送付、回付若しくは提出を受け、衆議院においてこれを可決し、若しくは承諾を与え又は貴族院の修正に同意しあるいは貴族院送付に係る両院協議会成案を可決し議案が両院を通過したときは議長は整理の上、即日内閣総理大臣を経由して奏上し、同時にその旨を貴族院に通知する。政府提出の議案にして、衆議院に提出されたか、貴族院より送付若しくは回付されたかを問わず、衆議院においてこれを否決し、若しくは承諾を与えなかったときは、議長は内閣総理大臣を経由して奏上し、同時にその旨を貴族院に通知する（衆先彙纂 199）。
- ・予算外国庫の負担となるべき契約を為すを要する件中 1 件又は数件が両院を通過しないことがあるが、他の各件の成立を妨げることはない。予算外国庫の負担となるべき契約を為すを要する件中一部を貴族院において修正して衆議院に回付し、衆議院はこれに同意せず、しかも両院協議会を開くに至らなかつたので、貴族院においてこれを除き他の可決した部分を奏上し、また同院において一部を否決して、衆議院に通知し、その可決した部分を奏上したことがある。なお衆議院において一部を削除して貴族院に送付し、貴族院においても衆議院議決の通り可決奏上したことがある（衆先彙纂 461）。

第五十五條 乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ對シ之ヲ修正シタルトキハ之ヲ甲議院ニ回付スヘシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正ニ同意シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ乙議院ニ通知スヘシ若之ニ同意セサルトキハ兩院協議會ヲ開クコトヲ求ムヘシ甲議院ヨリ協議會ヲ開クコトヲ求ムルトキハ乙議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

- ・議案の送付、回付、通知等は議決の当日その手続きをする（衆先彙纂 182）。
- ・議案の送付、回付、通知等は一定の様式を用いる（衆先彙纂 183）。
- ・政府提出議案を貴族院に送付する場合は政府より提出された本書を用い、修正議決の上送付する場合は本書の外該議案の印本に修正を記入したものを添付、また貴族院に回付する場合は貴族院より送付された本書の外該議案の印本に衆議院における修正を記入したものを添付する。議員提出法律案を議決し、貴族院に提出する場合は議決された議員提出法律案の提出文及び理由書を除いた印本を用いる。そして議員提出法律案が修正議決であるときはその簡単な場合は修正を記入し、その複雑なものは印本を用

いる（衆先彙纂 184）。

- ・法律案、予算案又は承諾を求むる議案等両院の議決を要するものにして貴族院より送付、回付若しくは提出を受け、衆議院においてこれを可決し、若しくは承諾を与え又は貴族院の修正に同意しあるいは貴族院送付に係る両院協議会成案を可決し議案が両院を通過したときは議長は整理の上、即日内閣総理大臣を経由して奏上し、同時にその旨を貴族院に通知する。政府提出の議案にして、衆議院に提出されたか、貴族院より送付若しくは回付されたかを問わず、衆議院においてこれを否決し、若しくは承諾を与えなかったときは、議長は内閣総理大臣を経由して奏上し、同時にその旨を貴族院に通知する（衆先彙纂 199）。
- ・予算案に付き両院協議会を開いた場合に、両院協議会成案が両院を通過した場合と両院協議会成案が否決された場合がある（衆先彙纂 458）。
- ・予算外国庫の負担となるべき契約を為すを要する件中 1 件又は数件が両院を通過しないことがあるが、他の各件の成立を妨げることはない。予算外国庫の負担となるべき契約を為すを要する件中一部を貴族院において修正して衆議院に回付し、衆議院はこれに同意せず、しかも両院協議会を開くに至らなかったため、貴族院においてこれを除き他の可決した部分を奏上し、また同院において一部を否決して、衆議院に通知し、その可決した部分を奏上したことがある。なお衆議院において一部を削除して貴族院に送付し、貴族院においても衆議院議決の通り可決奏上したことがある（衆先彙纂 461）。
- ・衆議院送付若しくは提出に係る議案に対し、貴族院において修正を加え回付された場合、衆議院がこの修正に同意したときはこれを奏上すると同時にその旨を貴族院に通知し、同意しないときは両院協議会を開くことを求めなければならない。そして両院協議会において成案を得たときはその成案に対し衆議院において先ずその可否を決し、可決したときはこれを貴族院に移し、否決したときはその旨を貴族院に通知する。貴族院の送付若しくは提出に係る議案に対し、衆議院において修正を加え、回付した場合における貴族院の取扱いもまた同じである。貴族院より回付された議案に対しては、衆議院は回付案に同意した場合、回付案に同意しなかった場合、回付案に同意不同意を表すに至らなかった場合がある。衆議院より回付した議案に対しては、貴族院は回付案に同意した場合、回付案に同意しなかった場合、回付案に同意不同意を表す前に撤回した場合がある（衆先彙纂 600）。
- ・回付案に対する議事は貴族院の修正する箇所に同意するや否を決するものであるその質疑討論は貴族院の修正の範囲に限るものとする（衆先彙纂 601）。

旧衆規第二百十六條 議案ヲ貴族院ニ移ストキハ議長ハ書記官長ヲシテ之ヲ貴族院議長ニ傳達セシム

旧衆規第二百十七條 貴族院ヨリ議案ヲ受取りタルトキハ議長ハ之ヲ議院ニ報告スヘシ

第八十三条の二 参議院は、法律案について、衆議院の送付案を否決したときは、その議案を衆議院に返付する。

参議院は、法律案について、衆議院の回付案に同意しないで、両院協議会を求めたが衆議院がこれを拒んだとき、又は両院協議会を求めないときは、その議案を衆議院に返付する。

参議院は、予算又は衆議院先議の条約を否決したときは、これを衆議院に返付する。衆議院は、参議院先議の条約を否決したときは、これを参議院に返付する。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行) )

(理由) 第一項及び第二項は、法律案について、衆議院が両院協議会を求め、又は再議決することができる場合には、常にその議案を保持している必要があるため、これらの場合に議案が参議院にあるときには、参議院はその議案を衆議院に返付すべきことを規定した。

第三項は、予算及び条約について、両院協議会を開かなければならない場合には、これを請求すべき議院に原案を返付すべきことを規定した。

**第八十三条の三 衆議院は、日本国憲法第五十九条第四項の規定により、参議院が法律案を否決したものとみなしたときは、その旨を参議院に通知する。**

衆議院は、予算及び条約について、日本国憲法第六十条第二項又は第六十一条の規定により衆議院の議決が国会の議決となったときは、その旨を参議院に通知する。

前二項の通知があつたときは、参議院は、直ちに衆議院の送付案又は回付案を衆議院に返付する。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行) )

(理由) 第一項は、法律案について、衆議院が参議院においてこれを否決したとみなす議決をした場合には、その旨を参議院に通知すべきことを規定し、この場合衆議院は両院協議会を求め又は再議決することができるので、第三項において、参議院はその議案を衆議院に返付すべきことを規定した。

第二項は、予算及び条約について、衆議院の議決が国会の議決となった場合には、衆議院は、その旨を参議院に通知すべきことを規定し、この場合衆議院議長から内閣に議案を送付することになっているので、第三項において、参議院は、直ちに議案を衆議院に返付すべきことを規定した。

**第八十三条の四 憲法改正原案について、甲議院の送付案を乙議院が否決したときは、その議案を甲議院に返付する。**

**憲法改正原案について、甲議院は、乙議院の回付案に同意しなかつた場合において両院協議会を求めないときは、その議案を乙議院に返付する。**

(日本国憲法の改正手続に関する法律 (平成 19 年 5 月 18 日法律第 51 号) による改正、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から施行)



**第八十三条の五** 甲議院の送付案を、乙議院において継続審査し後の会期で議決したときは、第八十三条による。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行) )

(理由) 従来から行われている先例を成文化したものである。

- ・衆議院において後会に継続した国会の議決を要する議案が議決されたときは、参議院に送付する。後会に継続した議案で前の会期において参議院において議決されているものについても、同様である (衆先 194) 。
- ・参議院において後会に継続した国会の議決を要する議案が衆議院に送付されたときは、その議案が前の会期において衆議院で議決されている場合においても、議長は、すべてこれを適當の常任委員会又は特別委員会に付託する。なお、参議院において後会に継続した衆議院提出又は内閣提出の議案が衆議院に送付されたときは、これを印刷に付し配付する (衆先 195) 。

**第八十四条** 法律案について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかつたとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決し及び衆議院の回付案に同意しなかつたときは、衆議院は、両院協議会を求めることができる。

参議院は、衆議院の回付案に同意しなかつたときに限り前項の規定にかかわらず、その通知と同時に両院協議会を求めることができる。但し、衆議院は、この両院協議会の請求を拒むことができる。

(理由) 第一項は、法律案について衆議院が両院協議会を求めることのできる場合を規定した。すなわち、衆議院先議の法律案について衆議院が参議院の回付案に同意しなかつたとき及び参議院が衆議院の送付案を否決したとき、並びに参議院先議の法律案について参議院が衆議院の回付案に同意しなかつたときは、衆議院から両院協議会を求め得ることとした。この場合には、第八十八条の規定によって、参議院はこれを拒むことはできない。

第二項は、貴族院の修正において新たに加えられたものであり、参議院は、両院協議会を求めることができることにし、この場合においても衆議院は憲法第五十九条第二項の再議決の権限を行使し得るのであるから、この権限との関係上、衆議院は、参議院からの両院協議会の請求を拒み得ることとした。

- ・回付案については、衆議院又は参議院においておおむね同意しているが、同意しなかつたことがある。参議院から回付された議案に対し衆議院が同意しなかつた場合においては、両院協議会を開くことを求めた場合、両院協議会を開くことを求めないで、憲法第 59 条第 2 項の規定により、出席議員の 3 分の 2 以上の多数で再び可決した場合、両院協議会を開くことを求めるの発議が否決された場合、両院協議会を開くことを求めず、かつ憲法第 59 条第 2 項による発議もなく不成立となった場合及び回付案が議題とならなかつた場合がある。衆議院から回付した議案に対し参議院が同意しなかつた場合においては、参議院から両院協議会を開くことを求めたものがある (衆先 465) 。

**第五十五條** 乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ對シ之ヲ修正シタルトキハ之ヲ甲

議院ニ回付スヘシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正ニ同意シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ乙議院ニ通知スヘシ若之ニ同意セサルトキハ兩院協議會ヲ開クコトヲ求ムヘシ甲議院ヨリ協議會ヲ開クコトヲ求ムルトキハ乙議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

- ・議案の送付、回付、通知等は議決の当日その手続きをする（衆先彙纂 182）。
- ・議案の送付、回付、通知等は一定の様式を用いる（衆先彙纂 183）。
- ・政府提出議案を貴族院に送付する場合は政府より提出された本書を用い、修正議決の上送付する場合は本書の外該議案の印本に修正を記入したものを添付、また貴族院に回付する場合は貴族院より送付された本書の外該議案の印本に衆議院における修正を記入したものを添付する。議員提出法律案を議決し、貴族院に提出する場合は議決された議員提出法律案の提出文及び理由書を除いた印本を用いる。そして議員提出法律案が修正議決であるときはその簡単な場合は修正を記入し、その複雑なものは印本を用いる（衆先彙纂 184）。
- ・法律案、予算案又は承諾を求むる議案等両院の議決を要するものにして貴族院より送付、回付若しくは提出を受け、衆議院においてこれを可決し、若しくは承諾を与え又は貴族院の修正に同意しあるいは貴族院送付に係る両院協議会成案を可決し議案が両院を通過したときは議長は整理の上、即日内閣総理大臣を経由して奏上し、同時にその旨を貴族院に通知する。政府提出の議案にして、衆議院に提出されたか、貴族院より送付若しくは回付されたかを問わず、衆議院においてこれを否決し、若しくは承諾を与えなかったときは、議長は内閣総理大臣を経由して奏上し、同時にその旨を貴族院に通知する（衆先彙纂 199）。
- ・予算案に付き両院協議会を開いた場合に、両院協議会成案が両院を通過した場合と両院協議会成案が否決された場合がある（衆先彙纂 458）。
- ・予算外国庫の負担となるべき契約を為すを要する件中 1 件又は数件が両院を通過しないことがあるが、他の各件の成立を妨げることはない。予算外国庫の負担となるべき契約を為すを要する件中一部を貴族院において修正して衆議院に回付し、衆議院はこれに同意せず、しかも両院協議会を開くに至らなかったため、貴族院においてこれを除き他の可決した部分を奏上し、また同院において一部を否決して、衆議院に通知し、その可決した部分を奏上したことがある。なお衆議院において一部を削除して貴族院に送付し、貴族院においても衆議院議決の通り可決奏上したことがある（衆先彙纂 461）。
- ・衆議院送付若しくは提出に係る議案に対し、貴族院において修正を加え回付された場合、衆議院がこの修正に同意したときはこれを奏上すると同時にその旨を貴族院に通知し、同意しないときは両院協議会を開くことを求めなければならない。そして両院協議会において成案を得たときはその成案に対し衆議院において先ずその可否を決し、可決したときはこれを貴族院に移し、否決したときはその旨を貴族院に通知する。貴族院の送付若しくは提出に係る議案に対し、衆議院において修正を加え、回付した場合における貴族院の取扱いもまた同じである。貴族院より回付された議案に対しては、衆議院は回付案に同意した場合、回付案に同意しなかった場合、回付案に同意不同意を表するに至らなかった場合がある。衆議院より回付した議案に対しては、貴族院は回

付案に同意した場合、回付案に同意しなかった場合、回付案に同意不同意を表す前に撤回したことがある（衆先彙纂 600）。

- ・回付案に対する議事は貴族院の修正する箇所に同意するや否を決するものであるのでその質疑討論は貴族院の修正の範囲に限るものとする（衆先彙纂 601）。

**第八十五条** 予算及び衆議院先議の条約について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかったとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決したときは、衆議院は、両院協議会を求めなければならない。

参議院先議の条約について、参議院において衆議院の回付案に同意しなかったとき、又は衆議院において参議院の送付案を否決したときは、参議院は、両院協議会を求めなければならない。

（理由）憲法第六十条第二項及び第六十一条の規定を受けて、予算及び条約について両院協議会を開く場合には、予算については衆議院が、条約については先議の議院がそれぞれこれを求めるべきことを規定した。

**第八十六条** 各議院において、内閣総理大臣の指名を議決したときは、これを他の議院に通知する。

内閣総理大臣の指名について、両議院の議決が一致しないときは、参議院は、両院協議会を求めなければならない。

（理由）内閣総理大臣の指名についての両議院の関係を規定したものであり、指名の議決をしたときは相互に通知することにした。また、両議院の議決が一致しないときは、参議院から両院協議会を求めねばならぬことにしたが、これは内閣総理大臣の指名について衆議院議長から奏上することになっているからである。

- ・内閣総理大臣の指名については、衆議院及び参議院において議決があったときはそれぞれその結果を通知し、両議院の議決が一致したとき又は衆議院の議決が国会の議決になったときは、直ちに衆議院議長から内閣を経由して奏上する。なお、その旨を参議院議長に通知する。内閣総理大臣の指名の奏上書には、議長が署名し、事務総長がその末尾に署名する（衆先 68）。
- ・内閣総理大臣の指名について、両議院が異なった指名の議決をし、両議院の議決が一致しないため、参議院から、両院協議会を求めたことがある（衆先 470）。

**第八十六条の二** 憲法改正原案について、甲議院において乙議院の回付案に同意しなかったとき、又は乙議院において甲議院の送付案を否決したときは、甲議院は、両院協議会を求めることができる。

憲法改正原案について、甲議院が、乙議院の回付案に同意しなかった場合において両院協議会を求めなかつたときは、乙議院は、両院協議会を求めることができる。

（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 19 年 5 月 18 日法律第 51 号）による改正、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から施行）

第八十七条 法律案、予算、条約及び憲法改正原案を除いて、国会の議決を要する案件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、その旨の通知と共にこれを先議の議院に返付する。

前項の場合において、先議の議院は、両院協議会を求めることができる。

(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)による改正、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から施行)

第八十七条 法律案、予算及び条約を除いて、国会の議決を要する案件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、その旨の通知と共にこれを先議の議院に返付する。

前項の場合において、先議の議院は、両院協議会を求めることができる。

(第21回国会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由)法律案、予算及び条約を除く国会の議決を要する案件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しない場合は、先議の議院は両院協議会を求め得るので、後議の議院は、その案件を先議の議院に返付すべきものとするとともに、必要な字句の整理を行った。

第八十七条 前三条に規定したものを除いて、国会の議決を要する事件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、先議の議院は、両院協議会を求めることができる。

(理由)法律、予算、条約及び内閣総理大臣の指名以外に、国会の議決を要する事件についての両院協議会の求め方を規定した。たとえば、憲法第八条の規定による議決案等についてである。

第八十八条 第八十四条第二項但書の場合を除いては、一の議院から両院協議会を求められたときは、他の議院は、これを拒むことができない。

(理由)議院法第五十五条第二項の規定に相当するものであり、原案では、「一の議院から両院協議会を求められたときは、他の議院は、これを拒むことができない。」とあったのを、貴族院において、第八十四条に第二項を加えた結果、当然同項但書の場合を除外することに修正した。

第五十五條 乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ對シ之ヲ修正シタルトキハ之ヲ甲議院ニ回付スヘシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正ニ同意シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ乙議院ニ通知スヘシ若之ニ同意セサルトキハ兩院協議會ヲ開クコトヲ求ムヘシ甲議院ヨリ協議會ヲ開クコトヲ求ムルトキハ乙議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第八十九条 両院協議会は、各議院において選挙された各々十人の委員でこれを組織する。

(理由)両院協議会の委員の数を法定したものである。従来は、議院法に十人以下の同数とすべき旨の規定があり、両院協議会規程によりその都度協議会を求める議院がこれを決定することになっていたが、先例はすべて十人ずつであったのでこれを成文化した。

衆規第二百五十条 協議委員の選挙は、連記無名投票で行う。

投票の最多数を得た者を当選人とする。但し、得票数が同じときは、くじで当選人を定める。

議院は、選挙の手續を省略して、その指名を議長に委任することができる。

- ・ 両院協議委員の選挙は、すべて選挙の手續を省略して議長の指名によっている。この場合、衆議院議決案に賛成した会派に属する議員の中からその所属議員数の比率を考慮して指名するのが例である。補欠選挙についても議長の指名による（衆先 473、衆委先 295）。
- ・ 議院において数個の案件について両院協議会を開くことを求めた場合において、全部の案件について一の協議委員を選任したことがある（衆委先 296）。
- ・ 協議委員が選挙されたときは、事務総長からその旨を参議院の事務総長に通知する（衆先 474）。
- ・ 一の案件について両院協議会を開くことを求め、その協議委員を選挙するに当たり、既に選任された他の案件についての協議委員と同一の議員をその協議委員としたことがある（衆先 475、衆委先 297）。

衆規第二百五十一条 協議委員の辞任は、議院がこれを許可する。

協議委員の補欠は、その選任した方法による。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

衆規第二百五十一条 協議委員の補欠は、その選任した方法による。

衆規第二百五十二条 協議委員の議長の互選は、委員選挙の当日又は翌日これを行う。

協議委員の議長の互選は、協議委員中の年長者がこれを管理する。

- ・ 協議委員議長及び副議長互選の日時は、議長において、協議委員選挙の当日と指定するのが例である（衆委先 298）。
- ・ 協議委員の互選は、出席協議委員中の年長者が、これを管理するのが例である（衆委先 299）。
- ・ 協議委員議長及び副議長互選の方法は、推薦によるのが例である（衆委先 300）。

第五十六條 兩院協議會ハ兩議院ヨリ各々十人以下同數ノ委員ヲ選舉シ會同セシム委員ノ協議案成立スルトキハ議案ヲ政府ヨリ受取り又ハ提出シタル甲議院ニ於テ先ツ之ヲ議シ次ニ乙議院ニ移スヘシ

協議会ニ於テ成立シタル成案ニ對シテハ更ニ修正ノ動議ヲ爲スコトヲ許サス

- ・ 予算案に付き両院協議会を開いた場合に、両院協議会成案が両院を通過した場合と両院協議会成案が否決された場合がある（衆先彙纂 458）。
- ・ 両院協議委員はその数を 10 名とし、選挙の方法は議長の指名によるのを例とする。補欠選挙は議長指名による（衆先彙纂 602）。
- ・ 両院協議会における議案の成績については、両院協議会の成案を得た場合に、両院にて可決したもの、両院の一にて否決したもの、両院の一にて議決に至らなかったもの、両院協議会の成案を得なかった場合、両院協議会を開くに至らなかった場合がある。
- ・ 両院協議委員の選挙は第 56 回議会までは議長指名又は議場選挙等により一様でなかったが、第 63 回議会以後はすべて議長の指名によった。両院協議委員の補欠選挙は必ずしも前の選挙と同一の方法によらないで、議長指名によるのを例とする（衆委先彙纂 234）。

**兩院協議會規程第二條 協議委員ノ數ハ協議會ヲ求ムル議院之ヲ定ム**

**旧衆規第二百十八條 協議委員ノ選舉ハ第六十四條ノ例ニ依ル**

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

**旧衆規第二百十一條 協議委員ノ選舉ハ第六十三條ノ例ニ依ル**

- ・ 兩院協議委員はその数を 10 名とし、選挙の方法は議長の指名によるのを例とする。補欠選挙は議長指名による（衆先彙纂 602）。
- ・ 兩院協議委員の選挙については議長候補者選挙の如く投票数が名刺数に超過した場合の規定を欠くが、第 56 回議會昭和 4 年 3 月 20 日において投票数が名刺数に超過したときは議長候補者選挙に関する衆議院規則第 6 条但書に準拠して選挙の有効無効を決定した（衆先彙纂 603）。
- ・ 兩院協議委員の選挙においてその点検をするに際し、投票中同一のものは便宜 50 票宛合算して読み上げるのを例とする（衆先彙纂 604）。
- ・ 兩院協議委員の選挙において配付した投票用紙以外の用紙に便宜上選挙される者の氏名を印刷し、これを投票として用いたことがあり、この場合にこれを有効と認めるのを例とする（衆先彙纂 605）。
- ・ 兩院協議委員の選挙を省略し、既に他の回付案に付き選定した兩院協議委員に、不同意に決した回付案を併せ付託したことがある（衆先彙纂 606）。
- ・ 兩院協議委員の選挙は第 56 回議會までは議長指名又は議場選挙等により一様でなかったが、第 63 回議會以後はすべて議長の指名によった。兩院協議委員の補欠選挙は必ずしも前の選挙と同一の方法によらないで、議長指名によるのを例とする（衆委先彙纂 234）。

**旧衆規第二百二十條 協議會ニ於ケル衆議院ノ委員ハ其ノ報告委員ヲ互選スルコトヲ得**

- ・ 兩院協議會の経過及び結果は議場において協議委員議長がこれを報告する。但し他の協議委員がこれを報告したことがある（衆委先彙纂 252）。

**第九十條 兩院協議會の議長には、各議院の協議委員において夫々互選された議長が、毎會更代してこれに當る。その初會の議長は、くじでこれを定める。**

(理由) 議院法第六十條の規定に相当するものであり、兩院協議會の議長の選任について規定した。

**第六十條 兩院協議會ノ議長ハ兩議院協議委員ニ於テ各々一員ヲ互選シ每會更代シテ席ニ當ラシムヘシ其ノ初會ニ於ケル議長ハ抽籤法ヲ以テ之ヲ定ム**

- ・ 兩院協議委員が選定されたときは議長の指定した日時に参集し、協議委員議長及び副議長の互選をする。その期日は委員選挙の当日又は翌日であるのを例とする（衆委先彙纂 235）。
- ・ 兩院協議委員議長及び副議長互選の方法は推薦によるのを例とする（衆委先彙纂 236）。

**第九十一條 兩院協議會は、各議院の協議委員の各々三分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。**

(理由) 兩院協議會における定足数を法定した。

旧両院協議会規程第五條 協議會ハ兩院ノ委員各三分ノ二以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス

第九十一条の二 協議員が、正当な理由がなくて欠席し、又は両院協議会の議長から再度の出席要求があってもなお出席しないときは、その協議委員の属する議院の議長は、当該協議委員は辞任したものとみなす。

前項の場合において、その協議委員の属する議院は、直ちにその補欠選挙を行わなければならない。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行) )

(理由) 両院協議会は、各議院の協議委員が、おのおの三分の二以上出席しなければ開会できないものであるから、定足数不足により開会不能となることを避けるために、協議委員が故意に出席しない場合に対処するための規定を設けた。

第九十二条 両院協議会においては、協議案が出席協議委員の三分の二以上の多数で議決されたとき成案となる。

両院協議会の議事は、前項の場合を除いては、出席協議委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理由) 両院協議会においては、成案の決定については三分の二以上の多数で議決すべきものとし、その他は過半数で決することにした。

なお、第一項は、原案では、「両院協議会においては、その意見が一致したときに限り成案を議決する。」とあったのを、貴族院において、全会一致では協議会自体がまとまらない可能性が多いとの理由で、三分の二以上の多数で成案を決定し得ることに修正した。

- ・両院協議会における採決の方法は、起立により又は異議の有無を諮るのが例である。ただし、協議案の採決については、すべて起立によっている (衆委先 307)。
  - ・両院協議会における成績には、法律案について両院協議会の成案を得て両院で可決した場合、法律案について両院協議会の成案を得なかった場合、予算について両院協議会の成案が得られず、憲法第 60 条第 2 項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった場合、内閣総理大臣の指名について両院協議会の成案が得られず、憲法第 67 条第 2 項の規定により、衆議院の指名の議決が国会の議決となった場合がある (衆先 476)。
- 衆規第二百五十三條 参議院の回付案及び両院協議会の成案は、これを委員会に付託しない。

回付案に対する質疑及び討論は、その修正の範囲に限る。成案については、成案の範囲に限る。

- ・参議院から議案が回付されたときは、議長は、まずその取扱いを議院運営委員会に諮問し、各会派の賛否の態度決定をまって議院に諮り、同意するか否かを決する (衆先 463)。
- ・回付案に対する議事は、参議院の修正した箇所同意するか否かを決するものであり、その質疑及び討論は、参議院の修正の範囲に限られる (衆先 464)。

- ・参議院の回付案に関する議事において、その修正点について質疑をし、参議院の修正案提出者が答弁をしたことがある（衆先 479）。

旧両院協議会規程第十一條 協議會ノ議事ハ出席委員ノ過半数ヲ以テ決ス

第五十九條 兩院協議會ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ無名投票ヲ用キ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

- ・採決の方法は、両院委員の間に異論がない場合においては無名投票によらないで、異議の有無を諮り、又は挙手若しくは起立によるのを例とする（衆委先彙纂 249）。

旧衆規第二百十九條 議院法第五十五條ニ依リ貴族院ヨリ回付シタル修正案ヲ議シ及協議會ノ報告ヲ議スルニハ三讀會ヲ經ルヲ要セス

第九十三条 両院協議会の成案は、両院協議会を求めた議院において先ずこれを議し、他の議院にこれを送付する。

成案については、更に修正することができない。

（理由）第一項は議院法第五十六条第一項後段の規定、第二項は同条第二項の規定に相当するものであり、両院協議会の成案を審議する順序及び成案については修正が許されないことを規定した。

第五十六條 兩院協議會ハ兩議院ヨリ各々十人以下同數ノ委員ヲ選舉シ會同セシム委員ノ協議案成立スルトキハ議案ヲ政府ヨリ受取り又ハ提出シタル甲議院ニ於テ先ツ之ヲ議シ次ニ乙議院ニ移スヘシ

協議會ニ於テ成立シタル成案ニ對シテハ更ニ修正ノ動議ヲ爲スコトヲ許サス

- ・予算案に付き両院協議会を開いた場合に、両院協議会成案が両院を通過した場合と両院協議会成案が否決された場合がある（衆先彙纂 458）。
- ・両院協議委員はその数を 10 名とし、選挙の方法は議長の指名によるのを例とする。補欠選挙は議長指名による（衆先彙纂 602）。
- ・両院協議会における議案の成績については、両院協議会の成案を得た場合に、両院にて可決したもの、両院の一にて否決したもの、両院の一にて議決に至らなかったもの、両院協議会の成案を得なかった場合、両院協議会を開くに至らなかった場合がある。
- ・両院協議委員の選挙は第 56 回議会までは議長指名又は議場選挙等により一様でなかったが、第 63 回議会以後はすべて議長の指名によった。両院協議委員の補欠選挙は必ずしも前の選挙と同一の方法によらないで、議長指名によるのを例とする（衆委先彙纂 234）。

第九十四条 両院協議会において、成案を得なかつたときは、各議院の協議委員議長は、各々その旨を議院に報告しなければならない。

（理由）両院協議会において成案を得なかつたとき、すなわち両議院の意見の一致しなかつたときには、各議院の協議委員議長はその旨を議院に報告すべきことにした。

- ・両院協議会において成案を得なかつたときは、協議委員議長からその旨の報告書を議長に提出するのが例である（衆委先 310）。



- ・両院協議会の経過及び結果は、議院の会議において、協議委員議長がこれを報告するのが例である。ただし、報告するに至らなかったことがある（衆委先 311）。

**第九十五条** 各議院の議長は、両院協議会に出席して意見を述べることができる。

（理由）各議院の議長の両院協議会への出席発言権について規定した。

**第五十七條** 國務大臣政府委員及各議院ノ議長ハ何時タリトモ兩院協議會ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得

- ・両院協議会に國務大臣又は政府委員が出席発言したことは少なくない（衆委先彙纂 237）。

**第九十六条** 両院協議会は、内閣総理大臣その他の國務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を要求することができる。

（国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 116 号）による改正、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行）

**第九十六条** 両院協議会は、内閣総理大臣その他の國務大臣並びに内閣官房副長官及び政務次官並びに政府特別補佐人の出席を要求することができる。

（国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 116 号）による改正、第 146 回国会の召集の日から施行）

**第九十六条** 両院協議会は、國務大臣及び政府委員の出席を要求することができる。

（理由）従来國務大臣及び政府委員は両院協議会に任意に出席して意見を述べることができたが、今後は両院協議会から要求したときに限り出席し得ることにした。

**第五十七條** 國務大臣政府委員及各議院ノ議長ハ何時タリトモ兩院協議會ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得

- ・両院協議会に國務大臣又は政府委員が出席発言したことは少なくない（衆委先彙纂 237）。

**第九十七条** 両院協議会は、傍聴を許さない。

議院法第五十八条の規定に相当するものであり、両院協議会は傍聴できないことを規定した。

**第五十八條** 兩院協議會ハ傍聴ヲ許サス

**第九十八条** この法律に定めるものの外、両院協議会に関する規程は、両議院の議決によりこれを定める。

（理由）両院協議会に関する大綱は、以上の条文によって規定されているが、これ以外の必要事項については、両議院の議決によって規程を設けることにした。

- ・両院協議会規程案及び常任委員会合同審査会規程案は、両議院の議長が協議の上決定し、参議院は、これを第 1 回（特別）国会、昭和 22 年 7 月 11 日に議決し、衆議院は、翌 12 日に議決した（衆先 497）。

**衆規第二百五十四条** 両院協議会に関する規程及び常任委員会合同審査会に関する規程は、議長が参議院議長と協議した後、議院がこれを議決する。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決) )  
衆規第二百五十四条 両院協議会に関する規程、常任委員会合同審査会に関する規程及び  
両院法規委員会に関する規程は、議長が参議院議長と協議した後、議院がこれを議決す  
る。

- ・両院協議会規程案及び常任委員会合同審査会規程案は、両議院の議長が協議の上決定し、  
参議院は、これを第 1 回 (特別) 国会、昭和 22 年 7 月 11 日に議決し、衆議院は、翌  
12 日に議決した (衆先 497) 。

**第六十一條** 本章ニ定ムル所ノ外兩議院交渉事務ノ規程ハ其ノ協議ニ依リ之ヲ定ムヘシ

- ・第 1 回議会において明治 23 年 12 月 11 日に動議により貴衆両院交渉事務の規程草案を  
調査させるため、委員を選挙し、議院法第 61 条により衆議院委員と協議されたき旨を  
貴族院に照会し、その後貴族院の通牒により衆議院の委員が貴族院委員会に出席して両  
院協議会規程を協議決定し、両院においてこれを可決した (衆先彙纂 612) 。

**旧衆規第二百二十一條** 協議委員ノ數協議會ノ定數及決議ノ方法並協議會議長ノ權限ハ  
議院法第六十一條ニ依リ委員ヲ派シ兩院協議シテ之ヲ定ムヘシ

## 第十一章 参議院の緊急集会

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和  
30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行) )

(理由) 両院法規委員会は、第十四回国会以来一度も開会されず、その必要性が認めら  
れないのでこれを廃止し、本章には、参議院の緊急集会に関して従来国会法及び参議院緊  
急集会規則中に規定されていた事項、先例により行われていた事項その他必要な規程をま  
とめておくことにした。

### 第十一章 両院法規委員会

**第九十九条** 内閣が参議院の緊急集会を求めるには、内閣総理大臣から、集会の期日を定  
め、案件を示して、参議院議長にこれを請求しなければならない。

前項の規定による請求があつたときは、参議院議長は、これを各議員に通知し、議員  
は、前項の指定された集会の期日に参議院に集会しなければならない。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和  
30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行) )

(理由) 参議院の緊急集会の請求についての従来国会法第四条の規定を移すとともに、  
内閣総理大臣が参議院議長に請求するときには案件を示すべきことにし、また、参議院  
緊急集会規則第一条の緊急集会の請求の通知及び議員の集会に関する規定を加えた。

**第九十九条** 両院法規委員会は、左の各号の事項を処理する。

- 一 国政に関し問題となるべき事案を指摘して、両議院に勧告する。
- 二 新立法の提案又は現行の法律及び政令に関して、両議院に勧告する。
- 三 国会関係法規を調査研究して、その改正につき両議院に勧告する。

両院法規委員会は、毎会期終了前に、前項に掲げた事項についての報告書を、両議院  
の議長に提出しなければならない。

(第2回国会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 両院法規委員会の権限について、内閣に対する勧告を廃止し、両議院に対して勧告する事項を明確にするとともに、毎会期両議院の議長に報告することにした。

第九十九条 両院法規委員会は、両議院及び内閣に対し、新立法の提案並びに現行の法律及び政令に関して勧告し、且つ、国会関係法規を調査研究して、両議院に対し、その改正につき勧告する。

(理由) 両院法規委員会は、新たに設けた制度であり、その任務は、公正な立場から、両議院及び内閣に対して新立法の提案、現行法令の改廃に関して勧告し、かつ国会法、議院規則等を調査研究し、両議院に対してその改正について勧告することである。

**第一百条 参議院の緊急集会中、参議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、参議院の許諾がなければ逮捕されない。**

内閣は、参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員があるときは、集会の期日の前までに、参議院議長に、令状の写しを添えてその氏名を通知しなければならない。

内閣は、参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員について、緊急集会中に勾留期間の延長の裁判があつたときは、参議院議長にその旨を通知しなければならない。

参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員は、参議院の要求があれば、緊急集会中これを釈放しなければならない。

議員が、参議院の緊急集会前に逮捕された議員の釈放の要求を発議するには、議員二十人以上の連名で、その理由を附した要求書を参議院議長に提出しなければならない。

(第28回国会国会法等の一部を改正する法律(昭和33年法律第65号)により改正(昭和33年4月18日公布、第29回国会召集日から施行))

(理由) 第三十四条の二の改正に伴い、参議院の緊急集会中に、集会前に逮捕された参議院議員の勾留期間が延長された場合には、内閣は、その旨を参議院議長に通知すべきことにした。

**第一百条 参議院の緊急集会中、参議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、参議院の許諾がなければ逮捕されない。**

内閣は、参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員があるときは、集会の期日の前までに、参議院議長に、令状の写しを添えてその氏名を通知しなければならない。

参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員は、参議院の要求があれば、緊急集会中これを釈放しなければならない。

議員が、参議院の緊急集会前に逮捕された議員の釈放の要求を発議するには、議員二十人以上の連名で、その理由を附した要求書を参議院議長に提出しなければならない。

(第21回国会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 参議院の緊急集会に関する議員の不逮捕特権についての従来国会法第三十四条の規定を移すとともに、緊急集会前に逮捕された議員の釈放に関して、国会の会期中における場合と同様に規定した。

第百条 両院法規委員会は、衆議院から選挙された十人の委員及び参議院から選挙された八人の委員でこれを組織し、その会長には、各議院の委員において夫々互選された委員長が、毎回更代してこれに当たる。その初会の会長は、くじでこれを定める。

委員の任期は、議員としての任期による。

(第2回国会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 両院法規委員会の委員長は、従来委員会において互選していたのを改め、各議院の委員においてそれぞれ委員長を互選し、その委員長が毎回更代して会長の職に当たることにした。

第百条 両院法規委員会は、衆議院から選挙された十人の委員及び参議院から選挙された八人の委員でこれを組織し、その委員長は、委員会でこれを互選する。

委員の任期は、議員としての任期による。

(理由) 両院法規委員会の構成について規定した。すなわち両院法規委員会は、各議院から選挙された一定数の委員で組織し、その委員長は委員会で互選することにした。

なお、原案では、参議院から選挙される委員は「五人」となっていたのを、貴族院において、両議院の議員の定数を考慮して「八人」に修正した。

**第百一条 参議院の緊急集会においては、議員は、第九十九条第一項の規定により示された案件に関連のあるものに限り、議案を発議することができる。**

(第21回国会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 参議院の緊急集会における議員の議案発議の制限について規定した。

第百一条 両院法規委員会は、両議院において特に議決のない限り閉会中は、これを開くことができない。

(理由) 両院法規委員会は、会期中に限り活動するのを原則とし、両議院において特に議決した場合にのみ閉会中に開会し得ることにした。

**第百二条 参議院の緊急集会においては、請願は、第九十九条第一項の規定により示された案件に関連のあるものに限り、これを行うことができる。**

(第21回国会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 参議院の緊急集会における請願の制限について規定した。

第百二条 両院法規委員会に関するその他の規定は、両議院の議決によりこれを定める。

(理由) 両院法規委員会に関しては、以上の基本的な規定を設けたが、その他の事項は、両議院の議決によってこれを定めることにした。

**第百二条の二 緊急の案件がすべて議決されたときは、議長は、緊急集会が終つたことを宣告する。**

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行) )

(理由) 参議院緊急集会規則第二条の緊急集会の終了に関する規定を加えた。

**第百二条の三 参議院の緊急集会において案件が可決された場合には、参議院議長から、その公布を要するものは、これを内閣を経由して奏上し、その他のものは、これを内閣に送付する。**

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行) )

(理由) 参議院緊急集会規則第三条の緊急集会において議決された案件の奏上又は内閣への送付に関する規定を加えた。

**第百二条の四 参議院の緊急集会において採られた措置に対する衆議院の同意については、その案件を内閣から提出する。**

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行) )

(理由) 参議院の緊急集会において採られた措置につき同意を求めるの件の提出について従来先例を成文化した。

- ・参議院の緊急集会において採られた措置につき同意を求めるの件は、次の国会の召集日に、内閣から提出されるのが例である。第 15 回 (特別) 国会召集日、昭和 27 年 10 月 24 日、内閣から、参議院の緊急集会においてなされた中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名につき日本国憲法第 54 条第 3 項に基く同意を得たい旨の要求書が提出された。なお、翌 25 日の会議において、これを議決した。第 16 回 (特別) 国会召集日、昭和 28 年 5 月 18 日、内閣から、昭和 28 年度一般会計暫定予算につき日本国憲法第 54 条第 3 項の規定に基く同意を求めるの件外 6 件が提出された。なお、同月 27 日の会議において、これを議決した (衆先 355)。

**第百二条の五 第六条、第四十七条第一項、第六十七条及び第六十九条第二項の規定の適用については、これらの規定中「召集」とあるのは「集会」と、「会期中」とあるのは「緊急集会中」と、「国会において最後の可決があつた場合」とあるのは「参議院の緊急集会において可決した場合」と、「国会」とあるのは「参議院の緊急集会」と、「両議院」とあるのは「参議院」と読み替え、第百二十一条の二の規定の適用については、「会期の終了日又はその前日」とあるのは「参議院の緊急集会の終了日又はその前日」と、「閉会中審査の議決に至らなかつたもの」とあるのは「委員会の審査を終了しなかつたもの」と、「前の国会の会期」とあるのは「前の国会の会期終了後の参議院の緊急集会」と読み替えるものとする。**

(国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律 (平成 11 年 7 月 30 日法律第 116 号) による改正、第 146 回国会の召集の日から施行)

第百二条の五 第六條、第三十八條、第四十七條第一項、第六十七條及び第六十九條の規定の適用については、これらの規定中「召集」とあるのは「集会」と、「会期中」とあるのは「緊急集会中」と、「国会において最後の可決があつた場合」とあるのは「参議院の緊急集会において可決した場合」と、「国会」とあるのは「参議院の緊急集会」と、「両議院」とあるのは「参議院」と読み替え、第百二十一条の二の規定の適用については、「会期の終了日又はその前日」とあるのは「参議院の緊急集会の終了日又はその前日」と、「閉会中審査の議決に至らなかつたもの」とあるのは「委員会の審査を終了しなかつたもの」と、「前の国会の会期」とあるのは「前の国会の会期終了後の参議院の緊急集会」と読み替えるものとする。

(第 108 回国会国会法の一部を改正する法律(昭和 62 年法律第 26 号)により改正(昭和 62 年 4 月 1 日公布、昭和 62 年 4 月 1 日から施行))

(理由) 第三十七條を削除したことに伴い、條文を整理した。

第百二条の五 第六條、第三十七條、第三十八條、第四十七條第一項、第六十七條及び第六十九條の規定の適用については、これらの規定中「召集」とあるのは「集会」と、「会期中」とあるのは「緊急集会中」と、「国会において最後の可決があつた場合」とあるのは「参議院の緊急集会において可決した場合」と、「国会」とあるのは「参議院の緊急集会」と、「両議院」とあるのは「参議院」と読み替え、第百二十一条の二の規定の適用については、「会期の終了日又はその前日」とあるのは「参議院の緊急集会の終了日又はその前日」と、「閉会中審査の議決に至らなかつたもの」とあるのは「委員会の審査を終了しなかつたもの」と、「前の国会の会期」とあるのは「前の国会の会期終了後の参議院の緊急集会」と読み替えるものとする。

(第 28 回国会国会法等の一部を改正する法律(昭和 33 年法律第 65 号)により改正(昭和 33 年 4 月 18 日公布、第 29 回国会召集日から施行))

(理由) 参議院の緊急集会中に懲罰事犯が生じた場合には、次の国会で取り上げ得ることにした。

第百二条の五 第六條、第三十七條、第三十八條、第四十七條第一項、第六十七條及び第六十九條の規定の適用については、これらの規定中「召集」とあるのは「集会」と、「会期中」とあるのは「緊急集会中」と、「国会」とあるのは「参議院の緊急集会」と、「国会において最後の可決があつた場合」とあるのは「参議院の緊急集会において可決した場合」と、「両議院」とあるのは「参議院」と読み替えるものとする。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 3 号)により改正(昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 参議院の緊急集会に関して必要な読み替え規定を設けた。

## 第十一章の二 憲法審査会

(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成 19 年 5 月 18 日法律第 51 号)による改正、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から施行)

## 第十一章の二 憲法調査会

(国会法の一部を改正する法律(平成11年8月4日法律第118号)による改正、次の常会の召集の日から施行)

**憲法第九十六條** この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、國會が、これを發議し、國民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の國民投票又は國會の定める選舉の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、國民の名で、この憲法と一體を成すものとして、直ちにこれを公布する。

**第百二條の六** 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の發議又は國民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設ける。

(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)による改正、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から施行)

**第百二條の六** 日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、各議院に憲法調査会を設ける。

(国会法の一部を改正する法律(平成11年8月4日法律第118号)による改正、次の常会の召集の日から施行)

- ・憲法審査会は50人の委員で組織される。憲法審査会委員の選任は、会期の始めに議事日程に記載してこれを行う。委員の選任は、議長の指名によるのであるが、あらかじめ議院運営委員会において所属議員数の比率により各会派の委員の割当てを決定し、これに基づいて申し出た候補者を会議において指名する。なお、委員は、議員の任期中その任にあるのであるが、その辞任及び補欠選任については、委員会の委員の例による。憲法審査会の会長は、憲法審査会において、委員選任の当日又は翌日、これを互選する。憲法審査会においては、数人の幹事を互選する。なお、幹事の員数及び各会派の割当数については、議院運営委員会の決定によるのが例である(衆先148)。

**第百二條の七** 憲法審査会は、憲法改正原案及び日本国憲法に係る改正の發議又は國民投票に関する法律案を提出することができる。この場合における憲法改正原案の提出については、第六十八條の三の規定を準用する。

前項の憲法改正原案及び日本国憲法に係る改正の發議又は國民投票に関する法律案については、憲法審査会の会長をもつて提出者とする。

(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)による改正、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から施行)

**第百二條の八** 各議院の憲法審査会は、憲法改正原案に関し、他の議院の憲法審査会と協議して合同審査会を開くことができる。

前項の合同審査会は、憲法改正原案に関し、各議院の憲法審査会に勸告することができる。

前二項に定めるもののほか、第一項の合同審査会に関する事項は、両議院の議決によりこれを定める。

(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)による改正、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から施行)

第百二条の九 第五十三条、第五十四条、第五十六条第二項本文、第六十条及び第八十条の規定は憲法審査会について、第四十七条(第三項を除く。)、第五十六条第三項から第五項まで、第五十七条の三及び第七章の規定は日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案に係る憲法審査会について準用する。

憲法審査会に付託された案件についての第六十八条の規定の適用については、同条ただし書中「第四十七条第二項の規定により閉会中審査した議案」とあるのは、「憲法改正原案、第四十七条第二項の規定により閉会中審査した議案」とする。

(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)による改正、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から施行)

第百二条の十 第百二条の六から前条までに定めるもののほか、憲法審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)による改正、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から施行)

第百二条の七 前条に定めるもののほか、憲法調査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

(国会法の一部を改正する法律(平成11年8月4日法律第118号)による改正、次の常会の召集の日から施行)

### 第十一章の三 国民投票広報協議会

(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)による改正、公布の日から起算して3年を経過した日から施行)

第百二条の十一 憲法改正の発議があつたときは、当該発議に係る憲法改正案の国民に対する広報に関する事務を行うため、国会に、各議院においてその議員の中から選任された同数の委員で組織する国民投票広報協議会を設ける。

国民投票広報協議会は、前項の発議に係る国民投票に関する手続が終了するまでの間存続する。

国民投票広報協議会の会長は、その委員がこれを互選する。

(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)による改正、公布の日から起算して3年を経過した日から施行)

第百二条の十二 前条に定めるもののほか、国民投票広報協議会に関する事項は、別に法律でこれを定める。

(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日法律第51号)による改正、公布の日から起算して3年を経過した日から施行)



## 第十二章 議院と国民及び官庁との関係

第百三条 各議院は、議案その他の審査若しくは国政に関する調査のため又は議院において必要と認めた場合に、議員を派遣することができる。

(第2回国会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由)議員を派遣する場合は、議案その他の審査と国政調査の二つに限られていたが、会議に列するために外国へ行くとき、あるいは見舞、慰問に行くとき等議院で特に必要を認めた場合には、議員を派遣し得ることに改めた。

第百三条 各議院は、審査又は調査のため、議員を派遣することができる。

(理由)従来は、議院法第七十三条の規定により、審査のために議員を派遣することはできなかったが、今後は、憲法第六十二条の規定により国政に関する調査を行う関係上、議員を派遣し得ることにした。この場合、相手方としては受入れの義務があるわけである。

なお、「審査又は調査」とは、議案の審査又は国政の調査の意味である。

- ・両議院が日本議員団を組織して、IPU(列国議会同盟)に加盟する。IPUは、各国議会をもって構成される国際機関であり、明治22年(1889年)に設立されて以来、各国代表によるIPU会議を開催し、政治、経済、文化、人権、女性、環境等国際社会にかかわるすべての問題を取り上げて討論し、各国政府、国連等に対する要望決議を採択している。我が国は、明治41年(1908年)衆議院議員全員を有志として日本議員団を組織してIPUに加盟した。第一次世界大戦中は、IPU会議は一時中止されたが、大正10年(1921年)8月の第19回会議から活動を再開した。また第二次世界大戦によってもIPU会議は中止となり、日本議員団も活動を停止していたが、平和条約締結後、昭和27年(1952年)に衆参両議院の有志議員をもって日本議員団を組織し、IPUに復帰した(衆先503)。
- ・第49回IPU会議は、昭和35年(1960年)9月29日から10月7日まで48か国議員団参加の下に国会議事堂において開催された。第61回IPU会議は、昭和49年(1974年)10月2日から10月11日まで63か国議員団参加の下に国会議事堂において開催された。「持続可能な地域開発のための科学技術に関するIPUアジア・太平洋会議」は、平成6年(1994年)6月13日から6月17日まで34か国議員団参加の下に東京において開催された(衆先504)。
- ・昭和53年(1978年)から原則として毎年1回日欧交互に日本・EC議員会議が、平成5年以降は日本・EU議員会議と改称して開催されている。また、日本国会が招請して欧州評議会議員会議主催の第6回「議会と科学」会議が、昭和60年(1985年)6月3日から6月6日まで25か国議員団参加の下に東京及び筑波において開催された(衆先505)。
- ・議長、副議長が、外国からの招待により、又は親善等のため、海外を訪問している(衆先506)。

- ・院議により又は議院運営委員会の決定に基づき、外国からの招待によるほか、IPU 会議等の国際会議出席又は調査・視察等のため、議員を海外に派遣している（衆先 507）。
- ・外国の大統領又は首相等が国会を訪問するに当たり、議院運営委員会の決定に基づき、両議院の議長主催により、衆議院又は参議院の本会議場、議長応接室あるいは議長公邸等において歓迎行事が挙行される。なお、衆議院又は参議院の本会議場で賓客の演説が行われたことが少なくない（衆先 508）。
- ・議院運営委員会の決定に基づき、外国議会の議長等を団長とする議員団を、国会又は衆議院の賓客として招待している（衆先 509）。
- ・水害、震災、大火等に際し、院議をもって決議をし、又は院議若しくは議院運営委員会の決定により、被害地に慰問及び調査のため議員団を派遣したことがある（衆先 528）。

第七十二條 各議院ハ人民ニ向テ告示ヲ發スルコトヲ得ス

第七十三條 各議院ハ審査ノ爲ニ人民ヲ召喚シ及議員ヲ派出スルコトヲ得ス

衆規第二百五十五條 議院において審査又は調査のため、議員を派遣するには、議院の議決を要する。但し、第五十五條の場合は、この限りでない。

閉会中は、議長において議員の派遣を決定することができる。

- ・災害状況等調査のため 2 以上の委員会から派遣された委員が、同一日程で、合同して調査を行ったことがある。また、ガス爆発事故等調査のため、議院運営委員会の決定により、関係委員会の委員で構成した議員派遣を行ったことがある（衆委先 214）。

憲法第六十二條 兩議院は、各々國政に關する調査を行ひ、これに關して、證人の出頭及び證言並びに記録の提出を要求することができる。

- ・委員会における国政調査は、その所管事項について国务大臣等から説明を聴取し、質疑を行い、必要に応じて参考人の意見を聴取し、証人から証言又は書類の提出を求め、内閣、官公署その他に対し報告又は記録の提出等を要求し、あるいは委員を派遣してこれを行う。なお、調査のため小委員会を設け、あるいは他の委員会と連合審査会を開いたことがある。また、調査中の案件について、委員会において決議を行ったことは少なくない（衆委先 178）。

第一百四條 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

(国会法等の一部を改正する法律(平成9年12月19日法律第126号)による改正、次の常会の召集日から施行)

第百四条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

(第21回国会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由)委員会からも内閣等に対して必要な報告、又は記録の提出を要求できることを明らかに規定した。

第百四条 各議院から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

(理由)憲法第六十二条の規定を受けて、内閣、官公署等の報告又は記録の提出義務について規定した。「内閣、官公署その他」とは、会社及び個人をも含む。また、秘密書類であっても、その提出を求められたときは、秘密なるが故にこれを拒絶することはできない。

- ・内閣、官公署に対し委員会が報告又は記録の提出を求める必要があるときは、通常は、理事会において協議し、委員長から直接その提出を求めるのが例である。なお、委員会から議長を経由して報告又は記録の提出を求めたことがある(衆委先217)。
- ・委員会から議長に対して要求書が提出されたときは、議長は、証人に対して出頭若しくは証言を求め、あるいは内閣、官公署その他に対して必要な報告又は記録の提出を要求する。なお、不当財産取引調査、考査、行政監察等の特殊な特別委員会は、それぞれその設置に関する決議により、いつでも証人の出頭又は記録等の提出を求める権限が与えられていたので、議長を経由することなく、委員会から直接これらを要求していた(衆先130)。

衆規第二百五十六条 議院において審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し報告又は記録の提出を求める議決があつたときは、議長がこれを要求する。

第七十四條 各議院ヨリ審査ノ爲ニ政府ニ向テ必要ナル報告又ハ文書ヲ求ムルトキハ政府ハ秘密ニ渉ルモノヲ除ク外其ノ求ニ應スヘシ

- ・院議をもって参考文書の提出を政府に要求したが、政府は秘密に渉るものと認め議院法第74条により議院の要求に応じなかったことがある(衆先彙纂589)。

第七十五條 各議院ハ國務大臣及政府委員ノ外他ノ官廳及地方議會ニ向テ照會往復スルコトヲ得ス

第百五条 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

(国会法等の一部を改正する法律(平成9年12月19日法律第126号)による改正、次の常会の召集日から施行)

## 第百五条 削除

(第2回国会国会法の一部を改正する法律(昭和23年法律第87号)により改正(昭和23年7月5日公布))

(理由) 国立国会図書館法が制定されたため、不必要となったので削除した。

## 第百五条 内閣及び各省は、その刊行物を国会図書館に送付しなければならない。

国会図書館運営委員会において必要と認めたものについては、内閣及び各省をしてこれを各議員に配布させることができる。

(理由) 官庁の刊行物は、すべて国会図書館に送付すべきことにし、図書館運営委員会が必要と認めたものについては、その官庁をして各議員に配布させることにした。

- ・委員会から議長に対して要請書が提出されたときは、議長は、会計検査院に対して特定事項の会計検査を行い、その結果を報告するよう要請する(衆先131)。

## 第百六条 各議院は、審査又は調査のため、証人又は参考人が出頭し、又は陳述したときは、別に定めるところにより旅費及び日当を支給する。

(第113回(臨時)国会 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律(昭和63年11月26日法律第89号)による改正(公布の日から起算して20日を経過した日から施行))

(理由) 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正により、議院外においても証人尋問ができることになったので、字句を整理した。

## 第百六条 各議院は、審査又は調査のため、証人又は参考人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより旅費及び日当を支給する。

(第21回国会国会法の一部を改正する法律(昭和30年法律第3号)により改正(昭和30年1月28日公布、第22回国会召集日から施行))

(理由) 従来から行われている参考人の制度を新たに国会法に規定するとともに、必要な字句の整理を行った。

## 第百六条 各議院は、議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人の出頭を求めたときは、別に定めるところにより旅費及び日当を支給する。

(理由) 憲法第六十二条の規定により証人の出頭を求めた場合には、旅費及び日当を支給するという原則的な規定を設けたものであって、詳細は別に定めることにした。

## 衆規第二百五十七条 議院において審査又は調査のため、証人又は参考人の出頭を求める議決があつたときは、議長がその旨を証人に通知する。

政府参考人に対する前項の通知は、当該公務所を通じて行う。

証人については第五十四条、参考人については第八十三条の規定を準用する。

(第145回国会 衆議院規則の一部を改正する規則(平成11年7月13日可決)、((国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律(平成11年法律第116号)第2条の規定の施行の日)第146回国会召集の日から施行(平成11年10月29日))

(要旨) 政府委員制度を廃止することに伴い、規定を整理した。

## 衆規第二百五十七条 議院において審査又は調査のため、証人又は参考人の出頭を求める

議決があつたときは、議長がその旨を証人に通知する。

証人については第五十四条、参考人については第八十三条の規定を準用する。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決) )  
衆規第二百五十七条 議院において審査又は調査のため、証人の出頭を求める議決があつたときは、議長がその旨を証人に通知する。

証人については第五十四条を準用する。

### 第十三章 辞職、退職、補欠及び資格争訟

第一百七条 各議院は、その議員の辞職を許可することができる。但し、閉会中は、議長においてこれを許可することができる。

(理由) 議院法第八十三条の規定に相当するものであるが、先例を成文化して、閉会中は議長が議員の辞職を許可し得る旨を付け加えた。

- ・議員辞職の件は、議事日程に記載しないで、また議事日程変更の手続をとることなく議院に諮っている。議員辞職の件は、おおむね会議の始めに議院に諮るのが例であり、議長は、参事に辞表を朗読させた後、討論を用いなくてこれを諮る。なお、会期中に辞表が提出されたが、会議を開くいとまがないので、議長において議員の辞職を許可したことがある。また、会期末に辞表が提出されたため、会議を開く機会がなく閉会に至り、議長において議員の辞職を許可したことがある (衆先 86) 。
- ・議員の逮捕について許諾を求めるの件につき、議院運営委員長の報告及び一身上の弁明があつた後、当該議員から辞職願が提出されたので、議長は、議員辞職の件は本件に直接関連した先決問題であるので、直ちに議員辞職の件を諮る旨を述べ、議院に諮り辞職を許可した (衆先 94) 。

衆規第百八十六条 議員が辞職しようとするときは、辞表を議長に提出しなければならない。

- ・議員が辞職しようとするときは、辞表にその理由を付して提出するのが例である (衆先 85) 。

衆規第百八十七条 議長は、辞表を朗読させ、討論を用いなくて議院に諮りその許否を決する。

- ・議員辞職の件は、議事日程に記載しないで、また議事日程変更の手続をとることなく議院に諮っている。議員辞職の件は、おおむね会議の始めに議院に諮るのが例であり、議長は、参事に辞表を朗読させた後、討論を用いなくてこれを諮る。なお、会期中に辞表が提出されたが、会議を開くいとまがないので、議長において議員の辞職を許可したことがある。また、会期末に辞表が提出されたため、会議を開く機会がなく閉会に至り、議長において議員の辞職を許可したことがある (衆先 86) 。

衆規第百八十八条 辞表に無礼又は議院の品位を傷つける文辞があると認めるときは、議長は、朗読にかえてその要領を議院に報告する。

前項の場合において、議長は、その辞表を懲罰委員会に付して審査させることができる。

第八十三條 衆議院ハ議員ノ辭職ヲ許可スルコトヲ得

- ・議員が辞表を提出したときは議長より留職の勧告をするのを例とする。但し特別の事情がある場合はこの限りでない（衆先彙纂 111）。
- ・院議を尊重して議員が辞表を提出する（衆先彙纂 112）。
- ・議員辞職の件は議事日程に掲載しない。概ね会議の始めに院議に諮うのを例とする（衆先彙纂 114）。

**旧衆規第百六十七條 議員辭職セムトスルトキハ辭表ヲ議長ニ差出スヘシ**

- ・議員が辞表を提出したときは議長より留職の勧告をするのを例とする。但し特別の事情がある場合はこの限りでない（衆先彙纂 111）。
- ・議員が辞表提出につき理由を述べる（衆先彙纂 113）。

**旧衆規第百六十八條 議長ハ辭表ヲ朗讀セシメ討論ヲ用キスシテ其ノ許否ヲ議決セシムヘシ若シ閉會中ナルトキハ議長之ヲ處分スルコトヲ得**

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

**旧衆規第百六十五條 議長ハ辭表ヲ朗讀セシメ討論ヲ用キスシテ其ノ許否ヲ議決セシムヘシ其ノ閉會中ニ於テハ議長之ヲ處分シ次會期ノ始ニ於テ議院ニ報告スルコトヲ得**

- ・議員が辞表を提出したときは議長より留職の勧告をするのを例とする。但し特別の事情がある場合はこの限りでない（衆先彙纂 111）。

**旧衆規第百六十九條 辭表中不敬又ハ無禮ノ文辭アリト認ムルトキハ議長ハ朗讀ヲ禁止シテ其ノ要領ヲ議院ニ報告スルコトヲ得**

**旧衆規第百七十條 前條ノ場合ニ於テハ議長ハ其ノ辭表ヲ懲罰委員ニ付シテ審査セシムルコトヲ得**

**憲法第四十八條 何人も、同時に兩議院の議員たることはできない。**

**第百八條 各議院の議員が、他の議院の議員となつたときは、退職者となる。**

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）法律により議員たることのできない職務に議員が任ぜられることはあり得ないので削除した。

**第百八條 各議院の議員が、他の議院の議員となり、又は法律により議員たることのできない職務に任ぜられたときは、退職者となる。**

（理由）議院法第七十六条の規定に相当するものであり、当然の規定である。

**第七十六條 衆議院ノ議員ニシテ貴族院議員ニ任セラレ又ハ法律ニ依リ議員タルコトヲ得サル職務ニ任セサレタルトキハ退職者トス**

- ・議員が被選資格を失ったときは退職者とする（衆先彙纂 117）。

**第百九條 各議院の議員が、法律に定めた被選の資格を失つたときは、退職者となる。**

（理由）議院法第七十七条の規定に相当するものであり、当然の規定である。

- ・議員が被選の資格を失ったときは、その日をもって当然退職者となる。また、議員の当選無効が確定したとき又は議員が選挙無効の判決確定により当選を失ったときは、その日をもって退職者となる（衆先 87）。
- ・議員が他の公職の候補者に立候補したときは、立候補の届出の日に退職者となる（衆先 88）。
- ・議員の資格に関し裁判が確定した場合には、その言渡しをした裁判所の長から通知を受ける（衆先 89）。

**第七十七條 衆議院ノ議員ニシテ選挙法ニ記載シタル被選ノ資格ヲ失ヒタルトキハ退職者トス**

- ・議員が被選資格を失ったときは退職者とする（衆先彙纂 117）。

第九条の二 衆議院の比例代表選出議員が、議員となつた日以後において、当該議員が衆議院名簿登載者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の二第一項に規定する衆議院名簿登載者をいう。以下この項において同じ。）であつた衆議院名簿届出政党等（同条第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下この項において同じ。）以外の政党その他の政治団体で、当該議員が選出された選挙における衆議院名簿届出政党等であるもの（当該議員が衆議院名簿登載者であつた衆議院名簿届出政党等（当該衆議院名簿届出政党等に係る合併又は分割（二以上の政党その他の政治団体の設立を目的として一の政党その他の政治団体が解散し、当該二以上の政党その他の政治団体が設立されることをいう。次項において同じ。）が行われた場合における当該合併後に存続する政党その他の政治団体若しくは当該合併により設立された政党その他の政治団体又は当該分割により設立された政党その他の政治団体を含む。）を含む二以上の政党その他の政治団体の合併により当該合併後に存続するものを除く。）に所属する者となつたとき（議員となつた日において所属する者である場合を含む。）は、退職者となる。

参議院の比例代表選出議員が、議員となつた日以後において、当該議員が参議院名簿登載者（公職選挙法第八十六条の三第一項に規定する参議院名簿登載者をいう。以下この項において同じ。）であつた参議院名簿届出政党等（同条第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下この項において同じ。）以外の政党その他の政治団体で、当該議員が選出された選挙における参議院名簿届出政党等であるもの（当該議員が参議院名簿登載者であつた参議院名簿届出政党等（当該参議院名簿届出政党等に係る合併又は分割が行われた場合における当該合併後に存続する政党その他の政治団体若しくは当該合併により設立された政党その他の政治団体又は当該分割により設立された政党その他の政治団体を含む。）を含む二以上の政党その他の政治団体の合併により当該合併後に存続するものを除く。）に所属する者となつたとき（議員となつた日において所属する者である場合を含む。）は、退職者となる。

（国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成 12 年 5 月 17 日法律第 63 号）による改正、公布の日から施行）

第百十条 各議院の議員に欠員が生じたときは、その院の議長は、内閣総理大臣に通知しなければならない。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 3 号)により改正(昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 従来議員に欠員が生じた場合は全国選挙管理委員会に通知することになっていたが、同委員会がすでに廃止されているので、内閣総理大臣に通知することに改めた。

第百十条 各議院の議員に欠員が生じたときは、その院の議長は、全国選挙管理委員会に通知しなければならない。

(第 1 回(特別)国会全国選挙管理委員会法(昭和 22 年法律第 154 号)により改正(昭和 22 年 12 月 7 日公布))

(理由) 全国選挙管理委員会の新設に伴い、従来議員に欠員が生じた場合は内務大臣に通知することになっていたのを、全国選挙管理委員会に通知することに改めた。

第百十条 各議院の議員に欠員が生じたときは、その院の議長は、内務大臣に通知しなければならない。

(理由) 議院法第八十四条の規定に相当するものであるが、補欠選挙については、選挙法の規定にまかせて、国会法ではこれに触れないことにした。

- ・議員に欠員が生じたときは、議長は、その都度内閣総理大臣に通知する(衆先 91)。
- ・総選挙の後、国会の召集日前に、議員に欠員が生じたときは、議長及び副議長がともにないので、事務総長からその旨を内閣総理大臣に通知する(衆先 92)。

第八十四條 何等ノ事由ニ拘ラス衆議院議員ニ闕員ヲ生シタルトキハ議長ヨリ内務大臣ニ通牒シ補闕選挙ヲ求ムヘシ

- ・議員に欠員を生じるときはその都度議長よりその旨を内務大臣に通牒し、欠員の数が同一選挙区において二人に達した場合は通牒に補欠選挙を求める旨を付記する(衆先彙纂 120)。
- ・総選挙後議会召集日前、議員に欠員を生じるときは書記官長よりその旨を内務大臣に通牒する(衆先彙纂 121)。
- ・選挙に関する訴訟の結果、選挙無効若しくは当選無効となり又は選挙に関する罰則により当選無効となった場合はその補欠選挙を請求しない(衆先彙纂 122)。

憲法第五十五條 兩議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第百十一条 各議院において、その議員の資格につき争訟があるときは、委員会の審査を経た後これを議決する。

前項の争訟は、その院の議員から文書でこれを議長に提起しなければならない。

(理由) 憲法第五十五条の規定を受けて、議員の資格争訟についての手続を規定した。

衆規第百八十九条 議員が他の議員の資格について争訟を提起しようとするときは、争訟の要領、理由及び立証を具える訴状及びその副本一通を作りこれに署名して、これを議長に提出しなければならない。



衆規第九十條 議長は、訴状を委員会に付託し、同時に訴状の副本を資格争訟を提起された議員（これを被告議員という。）に送付して、期日を定め答弁書を提出させる。

被告議員が天災、疾病その他避けがたい事由により、期日までに答弁書を提出することができないことを証明したときは、議長は、更に期日を定めて答弁書を提出させることができる。

衆規第九十一條 被告議員が期日までに答弁書を提出したときは、議長は、直ちにこれをその委員会に送付する。

衆規第九十二條 委員会は、訴状及び答弁書によつて審査する。期日までに答弁書が提出されなかつたときは、訴状だけで審査することができる。

衆規第九十五條 争訟を提起した議員（これを原告議員という。）及び被告議員は、委員会の許可を得て、委員会に出席し発言することができる。

衆規第九十六條 委員会は、審査に當つて必要があると認めるときは、議長を經由して原告議員及び被告議員を委員会に招致し尋問することができる。

第七十八條 衆議院ニ於テ議員ノ資格ニ付異議ヲ生シタルトキハ特ニ委員ヲ設ケ時日ヲ期シ之ヲ審査セシメ其ノ報告ヲ待テ之ヲ議決スヘシ

- ・議員の資格に対する異議申立書を受理したときは直ちにこれを資格審査委員に付する。
- ・資格審査期間は議長がこれを定める（衆先彙纂 108）。
- ・議院は議員の被選資格を審査するも選挙手続及び投票の有効無効を審査しない（衆先彙纂 109）。
- ・第 26 回議會明治 43 年 1 月 22 日の本會議において議員の資格審査のため 18 名の委員を設けた（衆委先彙纂 3）。

第七十九條 裁判所ニ於テ當選訴訟ノ裁判手續ヲ爲シタルモノハ衆議院ニ於テ同一事件ニ付審査スルコトヲ得ス

- ・当選訴訟中の故をもって議員の辞職を許可しない（衆先彙纂 115）。
- ・資格審査中の故をもって辞職の拒否を延期する（衆先彙纂 116）。
- ・議員の資格に関して裁判確定した場合に事務局はその言渡しをした裁判所の長よりこれの通牒を受ける（衆先彙纂 118）。

旧衆規第六十九條 議員他ノ議員ノ資格ニ對シ異議アルトキハ異議申立書及其ノ副本ヲ作り署名シテ之ヲ議長ニ差出スヘシ

議長ハ異議申立書ヲ資格審査委員ニ付シ及其ノ副本ヲ被申立議員ニ送達シ期日ヲ定メ答辯書ヲ差出サシムヘシ

被申立議員天災事變又ハ疾病ニ因リ期間内ニ答辯書ヲ差出スコト能ハサリシコトヲ證明スルトキハ議長ハ更ニ期日ヲ定メ答辯書ヲ差出サシムルコトヲ得

（改正第 50 回帝國議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第六十七條 議員他ノ議員ノ資格ニ對シ異議ヲ申立ツル者ハ異議申立書及其ノ副本一通ヲ作り署名シテ之ヲ議長ニ差出スヘシ

議長ハ申立書ヲ資格審査委員ニ付シ及其ノ副本ヲ被告議員ニ送達シ期日ヲ定メ答辯書ヲ差出サシムヘシ

被告議員天災事變及疾病ニ因リ期日内ニ答辯書ヲ差出スコト能ハサリシコトヲ證明スル

トキハ議長ハ更ニ期日ヲ定メ答辯書ヲ差出サシムルコトヲ得

- ・議員の資格に対する異議申立書を受理したときは直ちにこれを資格審査委員に付する（衆先彙纂 106）。
- ・異議申立書に対する答弁書の差出期日には時間を付する（衆先彙纂 107）。
- ・異議申立者が当該事件の資格審査委員を辞任する（衆先彙纂 110）。

旧衆規第七十條 議長被申立議員ノ答辯書ヲ受取りタルトキハ資格審査委員ニ付シ時日ヲ期シテ之ヲ審査セシムヘシ

（改正第 50 回帝国議会議決）

旧衆規第六十八條 議長被告議員ノ答辯書ヲ受取りタルトキハ資格審査委員ニ付シ時日ヲ期シテ之ヲ審査セシムヘシ

- ・資格審査期間は議長がこれを定める（衆先彙纂 108）。

旧衆規第七十一條 被申立議員期間内ニ答辯書ヲ差出ササルトキハ資格審査委員ハ直ニ審査ノ結果ヲ報告スルコトヲ得

（改正第 50 回帝国議会議決）

旧衆規第六十九條 被告議員期日内ニ答辯書ヲ差出サ、ルトキハ資格審査委員ハ直チニ審査ノ結果ヲ報告スルコトヲ得

旧衆規第七十二條 資格審査委員ハ必要ト認ムルトキハ議長ヲ經由シテ異議申立議員及被申立議員ヲ召喚訊問スルコトヲ得

（改正第 50 回帝国議会議決）

旧衆規第七十條 資格審査委員ハ必要ト認ムルトキハ議長ヲ經由シテ申立議員及被告議員ヲ召喚訊問スルコトヲ得

第一百十二條 資格争訟を提起された議員は、二人以内の弁護人を依頼することができる。

前項の弁護人の中一人の費用は、国費でこれを支弁する。

（理由）資格争訟を提起された議員に弁護人を付することを認め、その一人の費用は国費で支弁することにした。

衆規第九十三條 被告議員は、訴状の副本の送付を受けた後、何時でも、弁護人を依頼することができる。この場合には、その旨を議長に申し出なければならない。

国費でその費用の支弁を受けようとする弁護人については、被告議員から前項の申出とともにこれを議長に通知しなければならない。

衆規第九十四條 弁護人は、委員会の要求により又は委員会の許可を得て、その委員会において被告議員の弁護のために発言することができる。

衆規第九十七條 被告議員及びその弁護人は、会議において弁明し又は弁護することができる。

衆規第三十二條 資格争訟を提起された議員又は懲罰事犯があると告げられた議員は、弁明のため発言することができる。

- ・懲罰委員会に付するの動議が提出され議題となったときは、事犯があると告げられた議員は、提出者の趣旨弁明の後、採決の前に、身上弁明のため発言するのが例である（衆先 398）。

旧衆規第七十四條 被申立議員ハ自ラ議院ニ辯明シ又ハ他ノ議員ヲシテ代リテ辯明セシムルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第七十二條 被告議員ハ自ラ議院ニ辯明シ又ハ他ノ議員ヲシテ代リテ辯明セシムルコトヲ得

旧衆規第百十五條 資格ニ付異議ヲ申立ラレタル議員又ハ懲罰事犯アリト告ケラレタル議員ハ辯明ノ爲ニ數回ノ發言ヲ爲スコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第百十一條 資格ニ付キ異議ヲ申立ラレタル議員又ハ懲罰事犯アリト告ケラレタル議員ハ辯明ノ爲ニ數回ノ發言ヲ爲スコトヲ得

- ・ 身上に関する弁明は議事日程の変更を要しないでこれを許すのを例とするが、場合によりこれを許さなかったことがある。そして懲罰に関する場合は事犯があると告げられた議員は懲罰動議の議決前に弁明のために数回の發言をできるが、議長の職権をもって懲罰委員に付せられた場合は議長の宣告と同時にその効力を発生するものであるが故に懲罰事犯の會議において弁明をするほかないものとする。なお身上に関する弁明を交互にさせるときは討論に渉る虞があるので、これを許さないものとする(衆先彙纂 295)。
- ・ 議事進行に関する發言若しくは身上に関する弁明は自ずからその發言の範囲がある。しかるにその限界を乱し、許可された發言の範囲を超えるときはその發言を中止される(衆先彙纂 296)。
- ・ 第 1 回議會以来、懲罰委員に付するの動議が提出されたときは、事犯ありと告げられた議員はその採決前に弁明をするのを例とする。そして第 45 回議會においては事犯ありと告げられた議員がその席にいなかったため特のその採決を後日に延期し、出席を待つて弁明をさせたことがある(衆先彙纂 560)。

第百十三條 議員は、その資格のないことが証明されるまで、議院において議員としての地位及び権能を失わない。但し、自己の資格争訟に関する會議において弁明はできるが、その表決に加わることができない。

(理由) 議院法第八十條の規定に相当するものであり、資格争訟における被告議員の地位及び権能について規定した。

衆規第百九十八條 議院は、被告議員の資格の有無について議決によりこれを判決する。

資格のないことを議決するには、出席議員の三分の二以上の多数によることを要する。

議院の判決には、理由を附けない。

衆規第百九十九條 議院において判決したときは、議長は、判決の謄本を原告議員及び被告議員に送付する。

第八十條 議員其ノ資格ナキコトヲ證明セラルハニ至ルマテハ議院ニ於テ位列及發言ノ權ヲ失ハス但シ自身ノ資格審査ニ關ル會議ニ對シテハ辯明スルコトヲ得ルモ其ノ表決ニ預カルコトヲ得ス

- ・ 議員が退職若しくは辭職したとき又は當選無効となつたときはその当月分までの歳費を支給される(衆先彙纂 128)。

- ・歳費受領後に退職若しくは辞職し又は除名若しくは当選無効となったときはその翌月以後に係る歳費はこれを返戻させる。衆議院が解散を命じられたときもまた同じである（衆先彙纂 129）。

旧衆規第七十三條 委員其ノ審査報告ヲ議長ニ提出シタルトキハ議長之ヲ各議員ニ配付シタル後院議ニ付スヘシ

#### 第十四章 紀律及び警察

第百十四條 国会の会期中各議院の紀律を保持するため、内部警察の権は、この法律及び各議院の定める規則に従い、議長が、これを行う。閉会中もまた、同様とする。

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）閉会中においても委員会の審査が常に行われている実情にかんがみ、閉会中もなお、会期中と同様に、議長に議院内部の警察権を与えることにした。

第百十四條 国会の会期中各議院の紀律を保持するため、内部警察の権は、この法律及び各議院の定める規則に従い、議長が、これを行う。

参議院の緊急集会中は、前項の規定を準用する。

（理由）議院法第八十五条の規定に相当するものであり、会期中の議院内部の警察権について規定し、さらに、参議院の緊急集会中も、参議院議長がこれを行行使するものとした。

- ・第 50 回帝国議会、大正 14 年 3 月 14 日の会議において、議院の規律節制に関する決議をし、また、第 4 回国会、昭和 23 年 12 月 22 日の会議において、議場内粛清に関する決議をした（衆先 443）。
- ・第 19 回国会、昭和 29 年 6 月 15 日、全員協議会を開き、全会一致をもって議院の威信保持に関して決議をした（衆先 444）。
- ・第 61 回（臨時）帝国議会終了後、議長は、時局にかんがみ議会の振粛に関して調査研究する要があるとし、各会派から委員の選出を求めて議会振粛委員会を設け、しばしば開会して、議会振粛要綱を決定した。そのうち申し合わせ事項については、第 63 回（臨時）帝国議会召集当日（昭和 7 年 8 月 22 日）、各派交渉会に付議しその承認を得た（衆先 445）。
- ・議院運営委員会に、院内の警察及び秩序に関する小委員会を設置し、院内の警察及び秩序に関する事項を審査している（衆先 448）。
- ・昭和 32 年 12 月 19 日、議長は衆議院紋章を制定した（衆先 536）。
- ・現議事堂は、大正 9 年 1 月起工、17 箇年を経て昭和 11 年 11 月に竣工し、同年 12 月 24 日召集の第 70 回帝国議会から使用している。附属施設の主なものとしては、議事堂分館、参観者ホール、議員会館、議員宿舎、第一別館、第二別館、国会記者事務所、憲政記念館がある（衆先 537）。
- ・議長公邸は、昭和 36 年 12 月から千代田区永田町 2 丁目にある。副議長公邸は、昭和 57 年 8 月から港区赤坂 8 丁目にある（衆先 538）。

衆規第二百八條 議長は、衛視及び警察官を指揮して議院内部の警察権を行う。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))  
衆規第二百八条 議長は、衛視及び警察官吏を指揮して議院内部の警察権を行う。

・第 5 回 (特別) 国会、昭和 24 年 10 月 21 日の議院運営委員会において協議の結果、議員会館及び議員宿舎は、院外であって議院警察権の範囲外であると決定した。なお、議員会館又は議員宿舎で捜索及び差押えを受けたことがある。また、議員会館において実地検証を受けたことがある。議員宿舎において実況見分を受けたことがある (衆先 544)。  
衆規第二百九条 衛視は議院内部の警察を行う。

警察官は、議事堂外の警察を行う。但し、議長において特に必要と認めるときは、警察官をして議事堂内の警察を行わせることができる。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))  
(要旨) 国会法第百十四条の改正により、会期中のみならず閉会中も議長が議院内部の警察権を行うことになったのに伴い、衛視は、議事堂の建物内のみならず、広く議院の構内全般にわたって警察を行うことに改めた。

衆規第二百九条 衛視は議事堂内、警察官吏は、議事堂外の警察を行う。但し、議長において特に必要と認めるときは、警察官吏をして議事堂内の警察を行わせることができる。

・院内の取締及び傍聴人の件について、また議院構内の警備のため派出された警察官の執った処置について、議長が答弁又は弁明したことがある (衆先 433)。  
・第 19 回国会昭和 29 年 6 月 3 日における議院内の混乱に際し、議長は、衛視のみではその秩序を回復し議事の進行を図ることが困難と認め、200 名の警察官を議事堂内に入れ、議長室から議場にいたる間の秩序回復に当たらしめた。ただし、この場合、警棒及びけん銃は、これを取りはずさせた。第 34 回国会昭和 35 年 5 月 19 日に同様の事例がある (衆先 447)。

衆規第二百十条 議院内部において現行犯人があるときは、衛視又は警察官は、これを逮捕して議長の命令を請わなければならない。但し、議場においては、議長の命令がなければ逮捕することはできない。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))  
衆規第二百十条 議院内部において現行犯人があるときは、衛視又は警察官吏は、これを逮捕して議長の命令を請わなければならない。但し、議場においては、議長の命令がなければ逮捕することはできない。

第八十五條 各議院開會中其ノ紀律ヲ保持セムカ爲内部警察ノ權ハ此ノ法律及各議院ニ於テ定ムル所ノ規則ニ從ヒ議長之ヲ施行ス

旧衆規第百七十一條 議長ハ守衛及警察官吏ヲ指揮シテ議院内部ノ警察權ヲ施行ス

旧衆規第百七十二條 守衛ハ議事堂内警察官吏ハ議事堂外ノ警察ヲ爲ス但シ議長ノ特ニ命シタル場合ニ於テハ警察官吏議事堂内ノ警察ヲ行フコトアルヘシ

・議長が院内取締り又は傍聴人の件に付き弁明する (衆先彙纂 539)。

旧衆規第百七十三條 議院内部ノ防火點燈導水煖爐及衛生ニ關スル事項ハ守衛之ヲ監督ス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第百七十條 院内ノ防火點燈導水煖爐及室内掃除ノ事ハ守衛之ヲ監督ス

旧衆規第七十四條 議院内部ニ於テ禁錮以上ノ刑ニ該ル罪ノ現行犯人アルトキハ守衛又ハ警察官吏ハ之ヲ逮捕シテ議長ノ命令ヲ請フヘシ但シ議場ニ於テハ議長ノ命令ヲ待タスシテ逮捕スルコトヲ得ス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第七十一條 議院内部ニ於テ重罪輕罪ノ現行犯人アルトキハ守衛又ハ警察官吏ハ之ヲ逮捕シテ議長ノ命令ヲ請フヘシ但シ議場ニ於テハ議長ノ命令ヲ待タスシテ逮捕スルコトヲ得ス

第一百五條 各議院において必要とする警察官は、議長の要求により内閣がこれを派出し、議長の指揮を受ける。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律(昭和 30 年法律第 3 号)により改正(昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由)「警察官吏」を「警察官」に改めた。

第一百五條 各議院において、必要とする警察官吏は、議長の要求により内閣がこれを派出し、議長の指揮を受ける。

(理由)議院法第八十六條の規定に相当するものである。内閣が警察官を派出するには議長の要求によることになる。

- ・院内の取締及び傍聴人の件について、また議院構内の警備のため派出された警察官の執った処置について、議長が答弁又は弁明したことがある(衆先 433)。
- ・議院において必要とする警察官は、議長の要求により、召集日の前日から派出されるのが例である(衆先 446)。

第八十六條 各議院ニ於テ要スル所ノ警察官吏ハ政府之ヲ派出シ議長ノ指揮ヲ受ケシム

- ・議長が院内取締り又は傍聴人の件に付き弁明する(衆先彙纂 539)。

第一百六條 會議中議員がこの法律又は議事規則に違ひその他議場の秩序をみだし又は議院の品位を傷けるときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の會議を終るまで、又は議事が翌日に継続した場合はその議事を終るまで、発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

(第 28 回国会国会法等の一部を改正する法律(昭和 33 年法律第 65 号)により改正(昭和 33 年 4 月 18 日公布、第 29 回国会召集日から施行))

(理由)議長が、秩序保持権に基づき発言を禁止し、議員を議場外に退去させるのを、当日の會議のみならず、議事が翌日に継続した場合はその議事が終了するまでに及ぼすことにした。

第一百六條 會議中議員がこの法律又は議事規則に違ひその他議場の秩序をみだし又は議院の品位を傷けるときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の會議を終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

(理由) 議院法第八十七条の規定に相当するものである。「議院の品位を傷けるときは」との言葉を加えたが、これは貴族院規則第九十一条及び旧衆議院規則第二百十三条にあった「議院ノ体面ヲ汚スヘキ所行ニシテ」というのを用いたものである。

- ・ 発言中、発言者に対して不規則な言辞をする者があっても、発言者は、これに応酬することができない。みだりに応酬するときは、議長は、これを注意し又は禁止する（衆先 263）。
- ・ 発言中に、その発言の一部に関して懲罰委員会に付するの動議が提出され、やむを得ない事情があるときは、直ちにその発言を中止し、その動議を採決することがあるが、採決の後その発言を継続させる。また、議長の職権により発言中の一部に関し、懲罰委員会に付せられたときでも、その宣告の後発言を継続させる（衆先 264）。
- ・ 議長は、議員の発言が議題外にわたり若しくはその範囲を超え、又は議事妨害と認め、その発言を制止したことが少なくない（衆先 273）。
- ・ 議長において又は院議により発言時間の制限をした場合に、議員の発言がその制限時間を超過したため、議長が再三注意した後発言の中止を命じたことがある。なお、発言時間の申合せをしたとき、申合せの時間を著しく超過したので、議長が再三注意した後発言の中止を命じたことがある（衆先 274）。
- ・ 第 1 回国会以来、議員の発言で不穏当と認める言辞があるときは、議長は、その取消しを命ずるか、又は速記録を調査の上不穏当の言辞があれば適當の措置をする旨を宣告し、調査の結果不穏当の言辞があったときは会議録から削除している（衆先 275）。
- ・ 議員が、発言中不穏当な言辞を用い、議長からその取消しを勧告され、議員自らその言辞を取り消し、又は釈明したことがある。なお、発言者の所属する会派から演説の全部を取り消す旨の申出があり、会議録から削除したことがある（衆先 276）。
- ・ 議長は、議員の発言を禁止する（衆先 435）。
- ・ 会議において不穏当な不規則発言をした議員が、議院運営委員会における協議の結果、会議において、自己の言動について陳謝したことがある（衆先 438）。
- ・ 議長の制止に従わず議場の秩序をみだした者に対し、議長が退場を命じたことがある（衆先 440）。
- ・ 議長が退場を命じた議員に対し、そのときの議事が終了した後、場合によって退場命令を解いたことがある（衆先 441）。
- ・ 議長から退場を命じられた議員がその命令に従わないときは、議長は、監視をしてその退場を執行させる（衆先 442）。
- ・ 国務大臣が用語を釈明し若しくは訂正し、又は不穏当と認めた言辞を取り消したことがある。なお、国務大臣の発言中不穏当な言辞があるとき、議長が速記録を調査の上適當の処置をとる旨を宣告したことがある（衆先 493）。

**衆規第二百十一条** 議員は、議院の品位を重んじなければならない。

- ・ 議員記章は、総選挙後の国会召集日に各議員に交付し、議員はその任期中これを帯用する（衆先 451）。
- ・ 記章を帯用しなければ議院に出入することを許さない（衆先 452）。

**衆規第二百十二条** 議員は、互いに敬称を用いなければならない。

衆規第二百十三条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、かさ、つえの類を着用又は携帯してはならない。但し、病気その他の理由によつて議長の許可を得たときは、この限りでない。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決) )

衆規第二百十三条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、かさ、つえの類を着用又は携帯してはならない。但し、病気その他の理由によつて議長の許可を得たときは、この限りでない。

- ・開会式式場においては、やむを得ない事由がある者に対し、杖を用いることを許可する (衆先 35) 。
- ・病気又は負傷のため、歩行の不自由な議員が、杖を用いて議場に入るには、杖使用許可願を提出して議長の許可を受けなければならない (衆先 431) 。

衆規第二百十四条 議場において喫煙してはならない。

衆規第二百十五条 議事中は参考のためにするものを除いては新聞紙及び書籍等を閲読してはならない。

- ・議場においては、議事の参考のためのものを除いては、新聞紙、書籍等を配付すること及びこれらを閲読することは許されていない。なお、本会議及び委員会における携帯電話の使用を禁止する (衆先 430) 。

衆規第二百十六条 議事中は濫りに発言し又は騒いで他人の演説を妨げてはならない。

衆規第二百十七条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登つてはならない。

衆規第二百十八条 議長が号鈴を鳴らしたときは、何人も、沈黙しなければならない。

- ・議場喧騒して、議長が注意を行つてもなお静粛にならず、喧騒がはなはだしいとき、議長が号鈴を鳴らしたことがある (衆先 436) 。

衆規第二百十九条 散会に際しては、議員は、議長が退席した後でなければ退席してはならない。

衆規第二百二十条 すべて秩序に関する問題は、議長がこれを決する。但し、議長は、討論を用いないで議院に諮りこれを決することができる。

第八十七條 會議中議員此ノ法律若ハ議事規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ルトキハ議長ハ之ヲ警戒シ又ハ制止シ又ハ其ノ發言ヲ取消サシム命ニ從ハサルトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ終ルマテ發言ヲ禁止シ又ハ議場ノ外ニ退去セシムルコトヲ得

- ・発言中その発言者に対して不規則な言辞をする者があつても発言者はこれに応酬することができない。濫りに応酬するときは議長はこれを注意し若しくは禁止する (衆先彙纂 298) 。
- ・発言中その発言の一部に関して懲罰委員に付する動議が提出され、必要已むを得ざる事情があるときは直ちにその発言を中止し、該動議を採決することがあるも採決の後、その発言を継続させる。また議長の職権により発言中の一部に関して懲罰委員に付されたときにおいても該宣告後、その発言を継続させる (衆先彙纂 301) 。
- ・議長は議員の発言が議題外、許可の範囲外に涉り若しくは議事妨害と認めその発言を制止したことは少なくない。また不穩当と認め、その発言の取り消しを命じたことがある。なお取り消しを命じられた言辞は速記録中よりこれを削除する (衆先彙纂 311) 。



- ・議員の発言中不穏の言語があったときは院議に依りこれを取消させ、また院議に依りその言語を速記録に記載しなかったことがある。そして既に速記録に記載後において取消しと決した場合は取消された言語の記載箇所を示して削除する旨を速記録に掲載する（衆先彙纂 312）。
- ・議員の発言中不穏の言語があったときは議長よりその取消しを勧告され、または他の議員より取消しを求められたため、議員自らその言語の取消しをし、又は釈明をしたことは少なくない（衆先彙纂 313）。
- ・会議中に議員が議院法若しくは議事規則に違い、その他議場の秩序を紊すときは、議長はこれを警戒し又は制止し又は発言を取消させる。命に従わないときは当日の会議を終わるまで発言を禁止したことがある（衆先彙纂 542）。
- ・議長において発言禁止の宣告をした場合と雖も、時の状況によりその議事終了の際、若しくは休憩後において発言禁止を解いたことがないことはない。この場合においては議長において更にその旨を宣告するものとする（衆先彙纂 543）。
- ・議長の制止に従わず、議場の秩序を紊す者は登壇中であると議席にあるとを問わず、退場を命じられる（衆先彙纂 549）。
- ・退場を命じられた議員は当日の会議が終わるまで議場に入ることができないのを原則とするが、議長が退場を命じた際における議事の終了した後において議長は曩にした退場命令を解除し、入場を許可する旨を宣告したことがある（衆先彙纂 550）。
- ・議長は退場を命じた議員に対し退席中の経過を報告しない（衆先彙纂 551）。
- ・退場を命じられた議員が速やかにその命令に従わないときは議長は守衛をしてその退場を執行させる（衆先彙纂 552）。
- ・第 50 回議会大正 14 年 2 月 5 日の各派交渉会において「議場内ニ於ケル發言通告其ノ他ノ用務ハ總テ各派交渉係ヨリ書記官長又ハ書記官ニ交渉スルコトトシ如何ナル場合ニ於テモ多數登壇シ議長席又ハ演説者ニ迫ルカ如キコトヲ爲ササルコト 而シテ右交渉係ハ各派三名トスルコト」を協定し、なお登壇交渉をする者はなるべく交渉係の内 1 名であることを申合せ、爾来毎会期議場内交渉係を設けた（衆先彙纂 553）。
- ・第 50 回議会大正 14 年 3 月 14 日に議院の規律節制に関する決議案を提出し、即日全会一致をもってこれを可決した（衆先彙纂 554）。
- ・第 61 回（臨時）議会閉会后、議長は時局に鑑み、議会の振肅に関し調査研究の要ありとして、各派より委員の選出を求め、屢々該委員会を開会した後、議会振肅要綱を決定した。就中一部の申合せ事項は第 63 回（臨時）議会召集当日（昭和 7 年 8 月 22 日）に各派交渉会の承認を得た。また第 74 回議会昭和 14 年 1 月 21 日の各派交渉会において議会における審議能率の増進を図るため議事進捗に関する件 10 項、政府に要望すべき事項 3 項の申合せをし、議事進捗に関する申合せは即日よりこれを実行した。同日議長より内閣総理大臣宛右申合せ事項を通知したところ内閣総理大臣より議事進捗に関する申合せについては了承、政府に対する要望については努めて貴意に沿うよういたしたい旨の回答に接した（衆先彙纂 555）。
- ・議員の発言で議院法第 87 条により議長より取消しを命じられた部分はこれを速記録に記載しないのは衆議院規則の定めるところであるが、議員、国务大臣及び政府委員が議

場において自ら取消した言辞もまた速記録に記載しない。なお既に速記録に掲載後、これを取消したときは後の速記録に当該部分削除の旨を付記する（衆先彙纂 583）。

**第九十條 議場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキ國務大臣政府委員及議員ハ議長ノ注意ヲ喚起スルコトヲ得**

**旧衆規第百七十五條 議場ニ入ルモノハ羽織袴「フロックコート」「モーニングコート」ノ外總テ略服ヲ著シ又ハ異様ノ服装ヲ爲スヘカラス但シ無地又ハ之ニ準スヘキ折襟脊廣服ノ着用ヲ妨ケス**

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

**旧衆規第百七十二條 議場ニ入ルモノハ羽織袴「フロックコート」又ハ「モーニングコート」ノ外總テ略服ヲ著シ又ハ異様ノ服装ヲ爲スヘカラス但シ無地又ハ之ニ準スヘキ折襟脊廣服ノ着用ヲ妨ケス**

（改正第 43 回帝国議會大正 9 年 7 月 28 日議決）

**旧衆規第百七十二條 議場ニ入ルモノハ羽織袴「フロックコート」又ハ「モーニングコート」ノ外總テ略服ヲ著シ又ハ異様ノ服装ヲ爲スヘカラス**

- ・議場においては略服又は異様の服装を許さない。但し無地若しくはこれに準ずべき折襟背広服又は国民服の着用を妨げない（衆先彙纂 534）。
- ・議員の徽章は事務局においてこれを調整し、総選挙後の議会召集当日に各議員に配付し、爾後毎会期召集日よりこれを佩用する（衆先彙纂 654）。
- ・議員徽章は宮城出入りの御門鑑に代用される（衆先彙纂 655）。
- ・会期中は徽章を佩用するのでなければ議院に出入りすることを許さない（衆先彙纂 656）。

**旧衆規第百七十六條 議場ニ入ルモノハ帽子外套傘杖ノ類ヲ着用携帯スヘカラス**

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

**旧衆規第百七十三條 議場ニ入ルモノハ外套傘杖ノ類ヲ携帯スヘカラス帽子ヲ著スヘカラス**

- ・疾病又は負傷のため、歩行不自由の議員は議長の許可を得て、給仕を付し、又は杖を用い、あるいは守衛に倚って議場に入ることができる（衆先彙纂 536）。
- ・議員が疾病又は負傷のため、襟巻又は繃帯をしたまま議場に入り、又は登壇しようとするときは議長の許可を受けることを要する（衆先彙纂 537）。

**旧衆規第百七十七條 議場内ニ於テ喫煙スヘカラス**

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

**旧衆規第百七十四條 議場内ニ於テ吸烟スヘカラス**

**旧衆規第百七十八條 議事中ハ参考ノ爲ニスルモノヲ除クノ外新聞紙及書籍等ヲ閱讀スルコトヲ得ス**

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・議場内においては議事の参考のためにするものを除く外、新聞紙書類等を配付することを許さない（衆先彙纂 535）。

**旧衆規第百七十五條 議事中ハ参考ノ爲ニスルモノヲ除クノ外新聞紙及書籍ヲ閱讀スルコトヲ得ス**

**旧衆規第百七十九條 何人モ議事中贊聲否聲ヲ發シ又ハ喧噪シテ他人ノ演説及朗讀ヲ妨**

クルコトヲ得ス

旧衆規第八十條 何人モ議長ノ許可ナクシテ演壇ニ登ルコトヲ得ス

(追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第八十一條 議長號鈴ヲ鳴ラストキハ何人モ總テ沈黙スヘシ

- ・議場が喧騒し、議長が静肅を注意すること数次に及んでもなお静肅に至らないで、喧騒が益々甚だしいときは、議長が号令を鳴らす(衆先彙纂 544)。

旧衆規第八十二條 散會ニ際シ議員ハ議長退席ノ後ニ非サレハ退席スルコトヲ得ス

(第八十一條と第八十二條の前後入替第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第八十三條 凡ソ秩序ノ問題ハ議長之ヲ決ス但シ議長ハ議院ニ諮ヒ之ヲ決スルコトヲ得

- ・議長が議事若しくは議場整理に関し、弁明又は注意する(衆先彙纂 538)。

第一百七條 議長は、議場を整理し難いときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

(理由) 議院法第八十八條の規定に相当するものであり、議長は、議場を整理し難いときは、休憩することもできることを明らかにした。

- ・議場騒然のため議事を整理し難いと認めたときは、議長は、休憩を宣告したことがあり、また散会を宣告したことがある(衆先 434)。

衆規第二百三十三條 會議において懲罰事犯があるときは、議長は、休憩を宣告し若しくは散会し又は事犯者を退場させることができる。

第八十八條 議場騷擾ニシテ整理シ難キトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得

- ・議場騷擾のため議事を整理しがたいと認めるとき、議長は当日の會議を中止し、又はこれを閉じることができるが、この場合議長が必要と認め、休憩することを妨げない(衆先彙纂 541)。

旧衆規第九十八條 會議ニ於テ懲罰事犯アルトキハ議長ハ會議ヲ中止シ又ハ事犯者ヲ退場セシムルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第九十二條 會議ニ於テ懲罰事犯アルトキハ議長ハ會議ヲ中止シ又ハ犯人ヲ退場セシムルコトヲ得

- ・議員は自己の懲罰事犯の會議に列席することができないが、懲罰委員に付するの動議を採決する場合は、事犯ありと告げられた議員は退席する必要がないものとする(衆先彙纂 561)。
- ・議長が懲罰事犯があると認め、會議中に議長職権を以て議員を懲罰委員に付して、會議を中止して散会したことがある(衆先彙纂 563)。

第一百八條 傍聴人が議場の妨害をするときは、議長は、これを退場させ、必要な場合は、これを警察官庁に引渡すことができる。

傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

(理由) 議院法第八十九条の規定に相当するものであり、傍聴人に対する議長の権限について規定した。

衆規第二百二十一条 傍聴席は、これを貴賓席、外交官席、参議院議員席、公務員席、公衆席及び新聞記者席に分ける。

衆規第二百二十二条 公衆席は、紹介席及び自由席に分ける。

紹介席に入る者は、議員の紹介による傍聴券を持参しなければならない。

自由席に入る者は、先着順により交付された一般傍聴券を持参しなければならない。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))

衆規第二百二十二条 公衆席は、紹介席及び自由席に分ける。

紹介席に入る者は、議員の紹介による傍聴券を持参しなければならない。

自由席に入る者は、先着順により交付された一般傍聴券を持参しなければならない。

- ・議員の紹介による傍聴券は、各議員に 1 枚宛、会議の当日交付する。一般傍聴券は、会議の当日先着順に交付する。なお、議長において取締上必要があると認め、一般傍聴券の交付を停止したことがある (衆先 449)。

衆規第二百二十三条 新聞社及び通信社には一会期に通ずる傍聴章を交付する。

衆規第二百二十四条 傍聴人は、傍聴券にその住所氏名及び年齢を記入しなければならない。

衆規第二百二十五条 傍聴人は、傍聴券を衛視に示し、その指示に従わなければならない。

衆規第二百二十六条 傍聴人は、議場に入ることはできない。

衆規第二百二十七条 傍聴人は、議長が定める傍聴規則を守らなければならない。

衆規第二百二十八条 議長が必要と認めるときは、衛視又は警察官をして傍聴人の身体検査をさせることができる。

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))

衆規第二百二十八条 議長が必要と認めるときは、衛視又は警察官吏をして傍聴人の身体検査をさせることができる。

衆規第二百二十九条 銃器その他危険なものを持っている者、酒気を帯びている者その他議長において取締上必要があると認めた者は、傍聴席に入ることができない。

衆規第二百三十条 議長において取締上必要があると認めたときは、傍聴人の員数を制限することができる。

- ・取締上必要があると認めたときは、傍聴券を所持する者でも傍聴を許さず、又は傍聴人の員数を制限する。第 16 回 (特別) 国会昭和 28 年 7 月 2 日に、一般傍聴人の員数を制限したことがある (衆先 450)。

衆規第二百三十一条 秘密会議を開く議決があつたため若しくは傍聴席が騒がしいため、すべての傍聴人を退場させるとき又は議事を妨害した傍聴人を退場させるときは、議長は、衛視をしてその命令を執行させる。

衆規第二百三十二条 すべて傍聴券及び傍聴章は、議長の指揮を受けて事務総長がその員数を定めてこれを交付する。

- ・議長は、ラジオ中継放送及びテレビジョン中継放送を許可する。第 145 回国会召集日、平成 11 年 1 月 19 日から議院の会議及び委員会等をインターネットにより中継している

(衆先 453)。

第八十九條 傍聽人議場ノ妨害ヲ爲ス者アルトキハ議長ハ之ヲ退場セシメ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ警察官廳ニ引渡サシムルコトヲ得

傍聽席騷擾ナルトキハ議長ハ總テノ傍聽人ヲ退場セシムルコトヲ得

旧衆規第百八十四條 傍聽席ヲ分テ皇族席外國交際官席貴族院議員席官吏席公衆席及新聞記者席トス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第百八十條 傍聽席ヲ分テ皇族席、外國交際官席、貴族院議員席、公衆席及新聞記者席トス

旧衆規第百八十五條 外國交際官ノ傍聽ヲ求ムル者アルトキハ外務省ノ照會ニ依リ書記官長ハ議長ノ指揮ヲ受ケ其ノ員數ヲ限り傍聽券ヲ該省ニ送付スヘシ

旧衆規第百八十六條 官吏ノ傍聽ヲ求ムル者アルトキハ所屬官廳ノ照會ニ依リ書記官長ハ議長ノ指揮ヲ受ケ其ノ員數ヲ限り傍聽券ヲ其ノ官廳ニ送付スヘシ

旧衆規第百八十七條 公衆ノ傍聽ヲ求ムル者ハ議員ノ紹介ニ依ルヘシ

書記官長ハ議長ノ指揮ヲ受ケ豫メ公衆傍聽券ノ員數ヲ定メ之ヲ各議員ニ配付ス

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第百八十三條 公衆ノ傍聽ヲ求ムル者ハ議員ノ紹介ニ依ルヘシ

書記官長ハ議長ノ指揮ヲ受ケ豫メ公衆傍聽券ノ員數ヲ定メ之ヲ部長ニ送付シ部長ハ之ヲ部員ニ配付ス

・公衆傍聽券は召集当日議員に交付する(衆先彙纂 577)。

旧衆規第百八十九條 議事開始ノ後一時間ヲ經過シ仍傍聽席ニ空位アリテ議員ノ紹介アルトキハ書記官長ハ議長ノ指揮ヲ受ケ傍聽券ヲ交付スルコトヲ得

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第百八十五條 議事開始ノ後一時間ヲ經過シ仍傍聽席空位アリテ議員ノ紹介アルトキハ書記官長ハ議長ノ指揮ヲ受ケ傍聽券ヲ交付スルコトヲ得

旧衆規第百八十八條 新聞社及通信社ノ爲ニ一會期ニ通スル傍聽章ヲ交付ス前項傍聽章ノ員數ハ每會期ノ始ニ於テ書記官長ハ議長ノ指揮ヲ受ケ之ヲ定ム

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第百八十四條 在東京日刊新聞社ニハ一會期ニ通スル傍聽券二十五枚在地方日刊新聞社ニハ十枚ヲ交付シ各社ノ協議ヲ以テ之ヲ分配セシムヘシ

旧衆規第百九十條 議員傍聽人ヲ紹介スルトキハ傍聽人紹介人トモ其氏名ヲ各傍聽券ニ記入スヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第百八十六條 議員傍聽人ヲ紹介スルトキハ傍聽人紹介人トモ其氏名ヲ傍聽券ニ記入スヘシ

旧衆規第百九十四條 傍聽人ハ傍聽券又ハ傍聽章ヲ守衛ニ示シ其ノ指示スル所ノ席ニ著クヘシ

(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第百八十六條 傍聽人ハ傍聽券ヲ守衛ニ示シ其ノ指示スル所ノ席ニ著クヘシ

- ・第2回議会以来、開院式当日勅語奉答文案の会議より傍聴を許すのを例とする。なお第18回議会以来、新聞通信記者に限り、議院成立に関する集会より記者席に入場することを黙許した（衆先彙纂 574）。

旧衆規第百九十六條 何等ノ事由アルモ傍聴人ハ議場ニ入ルコトヲ得ス

旧衆規第百九十五條 凡ソ傍聴席ニ在ル者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 羽織若ハ袴又ハ洋服ヲ著スヘシ
- 二 帽子又ハ外套ヲ著スヘカラス
- 三 傘杖鞆包物ノ類ヲ携帯スヘカラス
- 四 飲食又ハ喫煙スヘカラス
- 五 議員ノ言論ニ對シ可否ヲ表スヘカラス
- 六 喧擾ニ涉リ議事ヲ妨害スヘカラス

（改正第50回帝国議会大正14年3月24日議決）

旧衆規第百八十八條 凡ソ傍聴席ニ在ル者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 羽織若ハ袴又ハ洋服ヲ著スヘシ
- 二 帽子又ハ外套ヲ著スヘカラス
- 三 傘杖ノ類ヲ携帯スヘカラス
- 四 飲食又ハ吸烟スヘカラス
- 五 議員ノ言論ニ對シ可否ヲ表スヘカラス
- 六 喧擾ニ涉リ議事ヲ妨害スヘカラス

旧衆規第百九十一條 議長必要ト認ムルトキハ守衛又ハ警察官吏ヲシテ傍聴人ノ身體搜查ヲ爲サシムルコトヲ得

（追加第50回帝国議会大正14年3月24日議決）

- ・議長が必要と認めたときは守衛又は警察官吏をして傍聴人の身体搜查をさせ、また取締上必要あるとき仮令傍聴券を所持するものと雖も傍聴を許さない。なお12歳未満の児童の傍聴は第25回議会以来、これを禁止したので、第50回議会において衆議院規則改正の際、これを明記した（衆先彙纂 578）。

旧衆規第百九十二條 戎器兇器ヲ携帯シタル者酩酊シタル者十二歳未満ノ者其ノ他議長ニ於テ取締上必要アリト認ムル者ハ傍聴券ヲ有スト雖傍聴席ニ入ルコトヲ許サス

（改正第50回帝国議会大正14年3月24日議決）

旧衆規第百八十九條 戎器兇器ヲ携帯シタル者及酩酊シタル者ハ傍聴席ニ入ルコトヲ許サス

- ・傍聴席にあっては大礼服着用若しくは正装の場合と雖も帯剣することができない（衆先彙纂 576）。
- ・議長が必要と認めたときは守衛又は警察官吏をして傍聴人の身体搜查をさせ、また取締上必要あるとき仮令傍聴券を所持するものと雖も傍聴を許さない。なお12歳未満の児童の傍聴は第25回議会以来、これを禁止したので、第50回議会において衆議院規則改正の際、これを明記した（衆先彙纂 578）。

旧衆規第百九十三條 議長ニ於テ取締上必要アリト認ムルトキハ傍聴人ノ員數ヲ制限スルコトヲ得

(追加第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

- ・議長が必要と認めたときは守衛又は警察官吏をして傍聴人の身体捜査をさせ、また取締上必要あるとき仮令傍聴券を所持するものと雖も傍聴を許さない。なお 12 歳未満の児童の傍聴は第 25 回議会以来、これを禁止したので、第 50 回議会において衆議院規則改正の際、これを明記した(衆先彙纂 578)。

**旧衆規第百九十七條 秘密會議ヲ開クノ決議アリタルトキ又ハ傍聴席騷擾ナルニ由リ總テノ傍聴人ヲ退場セシムルトキハ議長ハ守衛ヲシテ其ノ命令ヲ執行セシムヘシ**

- ・政府より秘密會議を要求し、また懲罰事犯の秘密會議を開く場合は議長において秘密會議を開く旨を宣告すると同時に傍聴人を退場させる。しかし議長又は議員 10 人以上より秘密會議の発議があつた場合は衆議院規則により議長は先ずこれを開くや否を採決し、秘密會議を開くに決したとき傍聴人を退場させるのを例とする(衆先彙纂 530)。

**第百十八條の二 議員以外の者が議院内部において秩序をみだしたときは、議長は、これを院外に退去させ、必要な場合は、これを警察官庁に引渡すことができる。**

(第 28 回国会国会法等の一部を改正する法律(昭和 33 年法律第 65 号)により改正(昭和 33 年 4 月 18 日公布、第 29 回国会召集日から施行))

(理由) 議員以外の者が院内の秩序をみだした場合に、議長が、これに対して処置を取り得ることとした。

**第百十九條 各議院において、無礼の言を用い、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。**

(理由) 議院法第九十二条の規定に相当するものであり、無礼の言論の禁止について規定した。

**第九十一條 各議院ニ於テ皇室ニ對シ不敬ノ言語論說ヲ爲スコトヲ得ス**

- ・議員の発言中不穩の言語があつたときは院議に依りこれを取消させ、また院議に依りその言語を速記録に記載しなかつたことがある。そして既に速記録に記載後において取消しと決した場合は取消された言語の記載箇所を示して削除する旨を速記録に掲載する(衆先彙纂 312)。

**第九十二條 各議院ニ於テ無禮ノ語ヲ用キルコトヲ得ス及他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ス**

- ・議員の発言中不穩の言語があつたときは院議に依りこれを取消させ、また院議に依りその言語を速記録に記載しなかつたことがある。そして既に速記録に記載後において取消しと決した場合は取消された言語の記載箇所を示して削除する旨を速記録に掲載する(衆先彙纂 312)。
- ・議院において無礼の言語を用いることができないのは議院法に定めるところで、議長に対し無礼の言辞をしたものに対し、議長が応答を拒否し、また議長をした議院外の言辞に関する発言に付きこれの応答を拒否したことがある(衆先彙纂 540)。
- ・議員が自己の行動に付き陳謝する(衆先彙纂 546)。
- ・院議をもって議員に対し演説中引用した文書の発信人氏名住所日付宛名等全部の発表を

命じたことがある（衆先彙纂 547）。

- ・院議をもって議員に処決を促す（衆先彙纂 548）。
- ・委員の発言で不穏と認めるものに対しては委員長（主査、小委員長）が注意をし、又は取り消しを命じる。また不穏と認められる言辞に付き発言者より取消した事例は少なくない（衆委先彙纂 101）。

**第二百十条** 議院の会議又は委員会において、侮辱を被つた議員は、これを議院に訴えて処分を求めることができる。

（理由）議院法第九十三条の規定に相当するものである。同条後段には「私ニ相報復スルコトヲ得ス」という規定があったが、議員の品位に関するもので削除した。

- ・議員が議院に訴えて処分を求めようとするときは、理由を付し書面をもって議長に要求しなければならない（衆先 410）。
- ・処分要求書が提出されたときは、議長は、まず議院運営委員会に諮問する。議長が議院の会議において、議院運営委員会の答申のとおり取り計らう旨報告したことがある（衆先 411）。
- ・院議をもって議員に処決を促したことがある（衆先 439）。

**第九十三条** 議院又ハ委員會ニ於テ誹毀侮辱ヲ被リタル議員ハ之ヲ議院ニ訴ヘテ處分ヲ求ムヘシ私ニ相報復スルコトヲ得ス

## 第十五章 懲罰

**憲法第五十八條** 兩議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

兩議院は、各々その會議その他の手續及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- ・議院の議決に基づいて、議員を除名した場合は、第 10 回国会昭和 26 年 3 月 29 日にある。なお、この場合議長は、即日本人にその旨を通知した（衆先 409）。

**第二百十一条** 各議院において懲罰事犯があるときは、議長は、先ずこれを懲罰委員会に付し審査させ、議院の議を経てこれを宣告する。

委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

議員は、衆議院においては四十人以上、参議院においては二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三日以内にこれを提出しなければならない。

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）議案の発議又は修正の動議の場合における賛成者の要件と均衡を保たしめるため、懲罰動議を提出するに要する賛成者の数を改めた。



第二百一十一条 各議院において懲罰事犯があるときは、議長は、先ずこれを懲罰委員会に付し審査させ、議院の議を経てこれを宣告する。

委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

議員は、二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三日以内にこれを提出しなければならない。

(理由) 憲法第五十八条の規定を受けて懲罰の手續を規定した。その内容は、議院法第九十五条及び第九十八条の規定と同様である。

- ・発言中に、その発言の一部に関して懲罰委員会に付するの動議が提出され、やむを得ない事情があるときは、直ちにその発言を中止し、その動議を採決することがあるが、採決の後その発言を継続させる。また、議長の職権により発言中の一部に関し、懲罰委員会に付せられたときでも、その宣告の後発言を継続させる(衆先 264)。
- ・議員は、40人以上の賛成者がなければ懲罰の動議を提出することができないが、議長は、議事規則に違ひ議場の秩序をみだし又は議院の品位を傷つけ、議長の制止又は取消しの命に従わない者があるとき、あるいは院議に服従しない者があるときは、職権をもって直ちに懲罰委員会に付することができる。この権限は、懲罰動議とは異なつて、事犯があつた日から3日以内の期間に拘束されない。議長が職権をもって議員を懲罰委員会に付するときは、会議において宣告することによりこれを行う(衆先 395)。
- ・議院の品位を傷つけ、議場の騒じょうをかもし、あるいは無礼の言を用いた者に対し、議員から、40人以上の賛成者を得て懲罰委員会に付するの動議が提出されたときは、議長は、まずその取扱いについて議院運営委員会に諮問し、その答申をまつて議事日程の変更の手續をしないで直ちに議題とし、討論を用いないで議院の決を採り、懲罰委員会に付するかどうかを決する(衆先 396)。
- ・委員会において起こつた懲罰事犯について委員長の報告を受けたときは、議長は、これを懲罰委員会に付する(衆先 401)。

衆規第七十五条 委員長は、委員会において、懲罰事犯があると認めるときは、これを議長に報告し処分を求める。

- ・委員会において起こつた懲罰事犯について委員長の報告を受けたときは、議長は、これを懲罰委員会に付する(衆先 401)。

衆規第二百三十四条 会議及び委員会の外、議院内部において懲罰事犯があるときは、議長は、これを懲罰委員会に付する。

衆規第二百三十五条 議長又は委員長において懲罰事犯と認めない事件についても、議員は、国会法第二百一十一条第三項の規定によつて懲罰の動議を提出することができる。

(第22回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和30年3月22日議決))

衆規第二百三十五条 議長又は委員長において懲罰事犯と認めない事件についても、議員は、国会法第二百一十一条第三項によつて懲罰の動議を提出することができる。

衆規第二百三十六条 懲罰の動議が提出されたときは、議長は、速かにこれを会議に付さなければならない。

懲罰の動議が散会後に提出されたときは、議長は、最近の会議においてこれを議題と

しなければならない。

- ・議院の品位を傷つけ、議場の騒じょうをかもし、あるいは無礼の言を用いた者に対し、議員から、40人以上の賛成者を得て懲罰委員会に付するの動議が提出されたときは、議長は、まずその取扱いについて議院運営委員会に諮問し、その答申をまって議事日程の変更の手続をしないで直ちに議題とし、討論を用いないで議院の決を採り、懲罰委員会に付するかどうかを決する（衆先 396）。

**衆規第二百三十七条** 懲罰の動議については、議長は、討論を用いないで議院の決を採り、これを懲罰委員会に付する。

**衆規第二百三十八条** 議長の制止又は取消の命に従わない者は、議長は、国会法第百六条の規定によつてこれを処する外、なお、懲罰事犯として懲罰委員会に付することができる。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

**衆規第二百三十八条** 議長の制止又は取消の命に従わない者は、議長は、国会法第百六条によつてこれを処する外、なお、懲罰事犯として懲罰委員会に付することができる。

- ・議長、事務総長、速記者又は衛視の職務の執行を妨げた者を、議長が懲罰委員会に付したことがある（衆先 400）。

**衆規第二百三十九条** 議員は、自己の懲罰事犯の会議及び委員会に列席することはできない。但し、議長又は委員長の許可を得て、自ら弁明し又は他の議員をして代つて弁明させることができる。

- ・身上に関する弁明は、議事日程の変更をしないでこれを許すのが例であるが、場合によりこれを許さないことがある。懲罰に関する場合については、議長の職権により懲罰委員会に付せられたときは、議長の宣告と同時にその効力が発生するのであるから、懲罰事犯の会議において弁明するよりほかはない。なお、身上に関する弁明を交互にするとときは、討論にわたるおそれがあるのでこれを許さない（衆先 260）。
- ・懲罰委員会に付するの動議を採決する場合は、事犯があると告げられた議員は、退席することを要しない（衆先 399）。
- ・懲罰事犯の件が委員会の審査を終了し議院の会議において議題となったときに、委員長報告の前に、当該議員の身上弁明のための発言を許したことがある（衆先 402）。
- ・議員が、議長の許可を得て、自ら弁明し、その弁明が終わったときは、退席しなければならない。懲罰事犯の会議以外は、議員の身上に関する議事中であっても、関係議員は退席することを要しない（衆先 437）。
- ・懲罰事犯の件の審査に当たっては、院議による付託の場合は懲罰動議の提出者の出席を求め、まず動議提出の理由について説明を聞くのが例である。ただし、懲罰動議の提出者が出席しなかったため、その賛成者から動議提出の理由について説明を聞いたことがある。議長職権による付託の場合に、その付託の理由について説明を聞かなかったことがある。また、その理由について議長が文書をもって提出したことがあり、議長がその説明をしたこともある（衆委先 157）。
- ・懲罰委員会において本人自ら弁明したいとの申出があるときは、これを許可するのが例である。また、本人から他の議員をして代わって弁明させたいとの申し出があった場合

において、これを許可したことがある（衆委先 158）。

**衆規第二百四十条** 懲罰委員会は、議長を経由して本人及び関係議員の出席説明を求めることができる。

- ・懲罰委員会において、議長を経由して本人及び関係議員の出席説明を求めた事例は少ない。なお、懲罰動議の提出者その他関係議員から出席説明の要求があるときは、委員長において許可し又は委員会に諮って許可することができる（衆委先 159）。

**第九十四條** 各議院ハ其ノ議員ニ對シ懲罰ノ權ヲ有ス

**第九十五條** 各議院ニ於テ懲罰事犯ヲ審査スル爲ニ懲罰委員ヲ設ク

懲罰事犯アルトキハ議長ハ先ツ之ヲ委員ニ付シ審査セシメ議院ノ議ヲ經テ之ヲ宣告ス各委員會又ハ各部ニ於テ懲罰事犯アルトキハ委員長又ハ部長ハ議長ニ報告シ處分ヲ求ムヘシ

- ・議員は 20 人以上の賛成がなければ懲罰の動議を提出することができないが、議長は議事規則又は議場の秩序を紊す者に対し、警戒し、制止し、又は発言の取消しを命じ、これに従わないときは職権をもって直ちに懲罰委員に付することができる。そして第 50 回議会において衆議院規則改正の際、議長の懲罰委員に付する件の範囲を拡張し、会議、委員会、部の外、議院内部における事犯も懲罰委員に付することができるに至った結果、その事実の調査等に時日を要することがあるので、第 51 回議会大正 15 年 3 月 13 日の会議において議長は議長の職権により懲罰委員に付する宣告は懲罰動議の如く事犯後 3 日以内の期間に拘束されないものと解するに異議なきやを諮り、院議異議なくこれを承認した。議長職権をもって懲罰委員に付した場合は、議院の体面を汚した場合、議院の騒擾を醸した場合、院議に服従しない場合、議長の制止又は退場の命に従わない場合、議長の取消しの命に従わない場合、守衛の公務執行を妨げた場合、委員会において懲罰事犯を起こした場合である（衆先彙纂 556）。
- ・委員会（部会）において懲罰事犯があったときは委員長（部長）はこれを議長に報告し、その処分を求めるべきもので、議長はその報告を受けたときは事犯ありと告げられた議員に対し、議場において懲罰委員に付するの宣告をする（衆先彙纂 564）。
- ・懲罰事犯の会議において該事犯を更に懲罰委員の審査に付したことがある（衆先彙纂 566）。
- ・委員会において懲罰事犯が起ったときは委員長は直ちに書面をもって議長に報告する（衆委先彙纂 104）。
- ・懲罰委員会において懲罰事犯審査の結果、懲罰を科すべきものと認めたときは譴責、謝辞、出席停止又は除名の議決をすべきものであるが、懲罰を科すべきものに非ずと認めるときは「懲罰事犯ニ非ス」との議決をし、その旨報告する（衆委先彙纂 184）。

**第九十八條** 議員ハ二十人以上ノ賛成ヲ以テ懲罰ノ動議ヲ爲スコトヲ得

懲罰ノ動議ハ事犯アリシ後三日以内ニ之ヲ爲スヘシ

- ・議院の体面を汚し、議場の騒擾を醸し、議院の命令に従わず、若しくは無礼の言語を用い、又は無届欠席等の理由により、懲罰委員に付するの動議が成立するときは衆議院規則により、議長は討論を用いずに議院の決を採り、懲罰委員に付するか否を決する。そして懲罰委員に付するの動議は事犯があった後、3 日以内にこれを提出すべきは議院法

第 98 条第 2 項に規定されるるところであるが、この期間は事犯があった日よりこれを起算すべきものとする（衆先彙纂 556）。

**旧衆規第百九十九條 委員會ニ於テ懲罰事犯アルトキハ委員長ハ委員會ヲ中止スルコトヲ得**

**旧衆規第二百一條 會議委員會部ノ外議院内部ニ於テ懲罰事犯アルトキハ議長ハ之ヲ懲罰委員ニ付スヘシ**

（追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・ 身上に関する弁明は議事日程の変更を要しないでこれを許すのを例とするが、場合によりこれを許さなかったことがある。そして懲罰に関する場合は事犯があると告げられた議員は懲罰動議の議決前に弁明のために数回の発言をできるが、議長の職権をもって懲罰委員に付せられた場合は議長の宣告と同時にその効力を発生するものであるが故に懲罰事犯の会議において弁明をするほかないものとする。なお身上に関する弁明を交互にさせるときは討論に渉る虞があるので、これを許さないものとする（衆先彙纂 295）。
- ・ 議員は 20 人以上の賛成がなければ懲罰の動議を提出することができないが、議長は議事規則又は議場の秩序を紊す者に対し、警戒し、制止し、又は発言の取消しを命じ、これに従わないときは職権をもって直ちに懲罰委員に付することができる。そして第 50 回議會において衆議院規則改正の際、議長の懲罰委員に付する件の範囲を拡張し、會議、委員會、部の外、議院内部における事犯も懲罰委員に付することができるに至った結果、その事実の調査等に時日を要することがあるので、第 51 回議會大正 15 年 3 月 13 日の會議において議長は議長の職権により懲罰委員に付する宣告は懲罰動議の如く事犯後 3 日以内の期間に拘束されないものと解するに異議なきやを諮り、院議異議なくこれを承認した。議長職権をもって懲罰委員に付した場合は、議院の体面を汚した場合、議院の騷擾を醸した場合、院議に服従しない場合、議長の制止又は退場の命に従わない場合、議長の取消しの命に従わない場合、守衛の公務執行を妨げた場合、委員會において懲罰事犯を起こした場合である（衆先彙纂 556）。

**旧衆規第二百二條 議長委員長又ハ部長ニ於テ懲罰事犯ト認メサル事件ニ付テモ議員ハ議院法第九十八條ニ依リ懲罰ノ動議ヲ議院ニ提出スルノ權ヲ失ハス**

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

**旧衆規第百九十五條 委員長又ハ部長ニ於テ懲罰事犯ト認メサル事件ニ付テモ委員又ハ部員ハ議院法第九十八條ニ依リ懲罰ノ動議ヲ議院ニ提出スルノ權ヲ失ハス**

**旧衆規第二百三條 懲罰ノ動議ヲ提出セラレタルトキハ直ニ之ヲ會議ニ付スヘシ散會後提出セラレタルトキハ最近ノ會議ニ於テ之ヲ議題ト爲スヘシ**

（追加第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

- ・ 懲罰委員に付するの動議と雖も発言中は議題としないのを例とする。懲罰委員に付するの動議が提出され、これを會議に付したのは第 1 回議會以来、開議宣告の際、諮問を終った際、あるいは議案を議了した際、若しくは趣旨弁明、質疑、討論、議事続行、身上弁明等の発言を終った際であるのを例とする。しかし発言中その発言の一部に関して懲罰委員に付するの動議が提出されたため、一時その発言を中止して懲罰動議の採決をしたことがある（衆先彙纂 557）。

- ・懲罰委員に付するの動議が提出されたときは討論を用いずに直ちにこれを会議にするべきものであるが、院議に諮りその趣旨弁明を保留し、又は議長が必要と認め、若しくは提出者の申出によりその採決を保留したことがある。なお秘密会議中に提出された懲罰動議は議長がこれを保留し、公開議場において処理する。

**旧衆規第二百四條 議院法第九十八條第一項ノ場合ニ於テハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ノ決ヲ取り之ヲ懲罰委員ニ付スヘシ**

- ・議院の体面を汚し、議場の騒擾を醸し、議院の命令に従わず、若しくは無礼の言語を用い、又は無届欠席等の理由により、懲罰委員に付するの動議が成立するときは衆議院規則により、議長は討論を用いずに議院の決を採り、懲罰委員に付するか否を決する。そして懲罰委員に付するの動議は事犯があった後、3日以内にこれを提出すべきは議院法第98条第2項に規定されるところであるが、この期間は事犯があった日よりこれを起算すべきものとする（衆先彙纂 556）。
- ・懲罰委員に付するの動議と雖も発言中は議題としないのを例とする。懲罰委員に付するの動議が提出され、これを会議に付したのは第1回議会以来、開議宣告の際、諮問を終った際、あるいは議案を議了した際、若しくは趣旨弁明、質疑、討論、議事続行、身上弁明等の発言を終った際であるのを例とする。しかし発言中その発言の一部に関して懲罰委員に付するの動議が提出されたため、一時その発言を中止して懲罰動議の採決をしたことがある（衆先彙纂 557）。

**旧衆規第二百五條 議長ノ制止又ハ取消ノ命ニ従ハサル者ハ議長ハ議院法第八十七條ニ依リ之ヲ處スルノ外仍懲罰事犯トシテ懲罰委員ニ付スルコトヲ得**  
 （改正第50回帝国議会大正14年3月24日議決）

**旧衆規第二百條 議長ノ制止又ハ取消ノ命ニ従ハサル者ハ議長議院法第八十七條ニ依リ之ヲ處スルノ外仍懲罰事犯トシテ懲罰委員ニ付スルコトヲ得**

- ・身上に関する弁明は議事日程の変更を要しないでこれを許すのを例とするが、場合によりこれを許さなかったことがある。そして懲罰に関する場合は事犯があると告げられた議員は懲罰動議の議決前に弁明のために数回の発言をできるが、議長の職権をもって懲罰委員に付せられた場合は議長の宣告と同時にその効力を発生するものであるが故に懲罰事犯の会議において弁明をするほかないものとする。なお身上に関する弁明を交互にさせるときは討論に渉る虞があるので、これを許さないものとする（衆先彙纂 295）。
- ・議員は20人以上の賛成がなければ懲罰の動議を提出することができないが、議長は議事規則又は議場の秩序を紊す者に対し、警戒し、制止し、又は発言の取消しを命じ、これに従わないときは職権をもって直ちに懲罰委員に付することができる。そして第50回議会において衆議院規則改正の際、議長の懲罰委員に付する件の範囲を拡張し、会議、委員会、部の外、議院内部における事犯も懲罰委員に付することができるに至った結果、その事実の調査等に時日を要することがあるので、第51回議会大正15年3月13日の会議において議長は議長の職権により懲罰委員に付する宣告は懲罰動議の如く事犯後3日以内の期間に拘束されないものと解するに異議なきやを諮り、院議異議なくこれを承認した。議長職権をもって懲罰委員に付した場合は、議院の体面を汚した場合、議院の騒擾を醸した場合、院議に服従しない場合、議長の制止又は退場の命に従わない場合、

議長の取消しの命に従わない場合、守衛の公務執行を妨げた場合、委員会において懲罰事犯を起こした場合である（衆先彙纂 556）。

- ・議長が議員に退場を命じても、その命に従わないのでこれを執行させるため、又は議場が混乱に陥った際に秩序維持のため、守衛を派することがある。この場合において守衛の公務執行を妨げる者があるときは議長はこれを懲罰委員に付する（衆先彙纂 561）。

#### 旧衆規第二百六條 懲罰事犯ノ議事ハ秘密會議ヲ以テス

- ・政府より秘密會議を要求し、また懲罰事犯の秘密會議を開く場合は議長において秘密會議を開く旨を宣告すると同時に傍聴人を退場させる。しかし議長又は議員 10 人以上より秘密會議の発議があつた場合は衆議院規則により議長は先ずこれを開くや否を採決し、秘密會議を開くに決したとき傍聴人を退場させるのを例とする（衆先彙纂 530）。

#### 旧衆規第二百七條 議員ハ自己ノ懲罰事犯ノ會議ニ列席スルコトヲ得ス但シ議長ノ許可ヲ經テ自ラ辯明シ又ハ他ノ議員ヲシテ代リテ辯明セシムルコトヲ得

- ・身上に関する弁明は議事日程の変更を要しないでこれを許すのを例とするが、場合によりこれを許さなかつたことがある。そして懲罰に関する場合は事犯があると告げられた議員は懲罰動議の議決前に弁明のために数回の発言をできるが、議長の職権をもって懲罰委員に付せられた場合は議長の宣告と同時にその効力を発生するものであるが故に懲罰事犯の會議において弁明をするほかないものとする。なお身上に関する弁明を交互にさせるときは討論に渉る虞があるので、これを許さないものとする（衆先彙纂 295）。
- ・議員は自己の懲罰事犯の會議に列席することができないが、事犯に関し自ら弁明するときは議長の許可を得てこれをすることができる。但し弁明を終わったときは退席しなければならない。しかし懲罰事犯の會議でない限り身上に関する議事中と雖も関係議員は退席することを要しない（衆先彙纂 545）。
- ・議員は自己の懲罰事犯の會議に列席することができないが、懲罰委員に付するの動議を採決する場合は、事犯ありと告げられた議員は退席する必要がないものとする（衆先彙纂 561）。

#### 旧衆規第二百八條 懲罰委員ハ議長ヲ經由シテ本人及關係議員ヲ召喚訊問スルコトヲ得

第二百一十一條之二 会期の終了日又はその前日に生じた懲罰事犯で、議長が懲罰委員会に付することができなかつたもの並びに懲罰委員会に付され、閉会中審査の議決に至らなかつたもの及び委員会の審査を終了し議院の議決に至らなかつたものについては、議長は、次の国会の召集の日から三日以内にこれを懲罰委員会に付することができる。

議員は、会期の終了日又はその前日に生じた事犯で、懲罰動議を提出するいとまがなかつたもの及び動議が提出され議決に至らなかつたもの並びに懲罰委員会に付され、閉会中審査の議決に至らなかつたもの及び委員会の審査を終了し議院の議決に至らなかつたものについては、前条第三項に規定する定数の議員の賛成で、次の国会の召集の日から三日以内に懲罰の動議を提出することができる。

前二項の規定は、衆議院にあつては衆議院議員の総選挙の後最初に召集される国会において、参議院にあつては参議院議員の通常選挙の後最初に召集される国会において、

前の国会の会期の終了日又はその前日における懲罰事犯については、それぞれこれを適用しない。

(第 28 回国会国会法等の一部を改正する法律(昭和 33 年法律第 65 号)により改正(昭和 33 年 4 月 18 日公布、第 29 回国会召集日から施行) )

(理由) 従来懲罰に関する規定が不備で会期末に起こった懲罰事犯について処理する方法がないため、会期末に当たり時として議事の混乱が生じ、議院の秩序を維持する上に欠けるところがあったので、このような事態を防止するために、会期末に生じた懲罰事犯を厳正に処理するための規定を設けた。

第一項は、会期の終了日又はその前日に生じた懲罰事犯で議長が懲罰委員会に付し得なかったもの及び懲罰委員会に付されたが未了となったものについては、次の国会で議長が懲罰委員会に付し得ることとした。

第二項は、会期の終了日又はその前日に生じた懲罰事犯で懲罰動議を提出するいとまがなかったもの、懲罰動議が提出され議院の議決に至らなかったもの及び懲罰委員会に付されたが未了となったものについては、次の国会で議員から懲罰の動議を提出し得ることとした。

第三項は、衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙の後には、衆議院及び参議院について、それぞれ本条を適用しないこととした。

第二百一十一条の三 閉会中、委員会その他議院内部において懲罰事犯があるときは、議長は、次の国会の召集の日から三日以内にこれを懲罰委員会に付することができる。

議員は、閉会中、委員会その他議院内部において生じた事犯について、第二百一十一条第三項に規定する定数の議員の賛成で、次の国会の召集の日から三日以内に懲罰の動議を提出することができる。

(第 28 回国会国会法等の一部を改正する法律(昭和 33 年法律第 65 号)により改正(昭和 33 年 4 月 18 日公布、第 29 回国会召集日から施行) )

(理由) 閉会中、委員会その他議院内部において懲罰事犯が生じた場合には、次の国会で取り上げ得ることとした。

第二百二十二条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開議場における戒告
- 二 公開議場における陳謝
- 三 一定期間の登院停止
- 四 除名

(理由) 懲罰の種類を規定したものであり、従来の「譴責」を「戒告」と字句を改め、また懲罰の実効を上げるために従来の「出席停止」を「登院停止」に改めた。

- ・懲罰事犯の件の審査において、委員長は質疑終了後討論に入るまでに、懲罰を科すべきか否か、懲罰を科すこととすればいずれの懲罰を科すべきかについて委員の意見を求めるのが例である。懲罰事犯として懲罰を科すべしとの意見と懲罰を科すべきでないとの意見があるときは、まず懲罰事犯として懲罰を科すべきか否かについて採決する。懲罰

を科すべきものと決したときは、いずれの懲罰を科すべきかについて議決する。懲罰を科すべきものでないと認めるときは、懲罰事犯にあらずと議決する（衆委先 160）。

- ・懲罰委員会において、公開議場における陳謝を命ずべきものと議決したときは、陳謝の文案を起草する（衆委先 161）。
- ・議員に対して除名の決議をしたときは、議長は速やかに本人にその旨を通知する（衆先 90）。
- ・公開議場において陳謝を命じるべきものと議決した場合に、議決の当日、当該議員の出席がないときは、議長は、適当な機会にこれを命ずることを宣告する（衆先 404）。
- ・議院の議決に基づいて、一定期間の登院を停止したことがある（衆先 405）。
- ・議院の議決に基づいて、議員を除名した場合は、第 10 回国会昭和 26 年 3 月 29 日にある。なお、この場合、議長は、即日、本人にその旨を通知した（衆先 409）。
- ・懲罰事犯の件が、委員会において審査中、本人の議員辞職によって消滅したことがある（衆委先 162）。

**衆規第二百四十一条** 公開議場において陳謝をさせようとするときは、懲罰委員会は、陳謝の文案を起草し、その報告書と共にこれを議長に提出する。

**衆規第二百四十二条** 登院停止は、三十日を超えることができない。但し、数箇の懲罰事犯が併発した場合又は既に登院を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））  
（要旨）登院停止について三十日を超えることのできる場合は、従来数箇の懲罰事犯が併発した場合に限られていたが、このほか登院を停止された者がその登院停止の期間内に更に懲罰事犯を犯した場合を加えた。

**衆規第二百四十二条** 登院停止は、三十日を超えることができない。但し、数箇の懲罰事犯が併発した場合においては、この限りでない。

- ・登院停止は、特別の場合を除き 30 日を超えない範囲内で命じられ、その起算は、宣告の当日からこれをし、かつ休日をも包含するものとする（衆先 406）。
- ・登院停止の期間は懲罰を科する時期における会期の残存期間に拘束されず、会期の残余日数以上の期間の登院を停止することができる（衆先 408）。

**衆規第二百四十三条** 登院を停止された者は、国会法第四十二条第一項及び第四十五条第二項の規定にかかわらず、その委員を解任されたものとする。

前項の規定は、協議委員についても、また同様とする。

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））  
（要旨）登院を停止された者は、特別委員のみならず常任委員をも解任されることにした。

**衆規第二百四十三条** 登院を停止された者が特別委員であるときは、解任されたものとする。

前項の規定は、協議委員についても、また同様とする。

- ・議員が登院停止を命ぜられ、常任委員及び特別委員を解任されたことがある。第 58 回国会昭和 43 年 4 月 12 日（常任委員及び特別委員）、第 71 回国会昭和 48 年 6 月 26 日



(常任委員及び特別委員)、第150回国会平成12年11月28日(常任委員及び特別委員)(衆委先16)。

- ・特別委員長たる議員が登院停止を命じられたため、特別委員が解任となったので、特別委員長も解任となったことがある(衆先407)。

衆規第二百四十四条 登院を停止された者がその停止期間内に登院したときは、議長は、退去を命ずる。その命に従わないときは、必要な処分をなし、更に懲罰委員会に付する。

衆規第二百四十五条 議院の秩序をみだし又は議院の品位を傷つけ、その情状が特に重い者に対しては、議院は、これを除名することができる。

- ・議員に対して除名の決議をしたときは、議長は速やかに本人にその旨を通知する(衆先90)。
- ・議院の議決に基づいて、議員を除名した場合は、第10回国会昭和26年3月29日にある。なお、この場合議長は、即日本人にその旨を通知した(衆先409)。

衆規第二百四十六条 懲罰委員会が除名すべきものとして報告した事犯について、出席議員の三分の二以上の多数による議院の議決がなかつた場合に、議院は、懲罰事犯として他の懲罰を科することができる。

衆規第二百四十七条 議院が懲罰を議決したときは、議長は、これを宣告する。秘密会議において議決した場合は、公開の議場においてこれを宣告する。

- ・懲罰は、懲罰事犯の件が議決され、公開議場において議長がこれを宣告することによって執行され、又はその効力が発生する(衆先403)。
- ・秘密会議において、特に秘密を要するとの議決があつたときでも、その議決に反しない限り、会議が公開された際、議長は、その会議の結果を報告する(衆先429)。

#### 第九十六條 懲罰ハ左ノ如シ

- 一 公開シタル議場ニ於テ譴責ス
- 二 公開シタル議場ニ於テ適當ノ謝辭ヲ表セシム
- 三 一定時間出席ヲ停止ス
- 四 除名

衆議院ニ於テ除名ハ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決スヘシ

- ・除名の決議はこれを本人に通知する(衆先彙纂119)。
- ・懲罰事犯の会議の議決に基き、議長が譴責を宣告した場合がある(衆先彙纂568)。
- ・懲罰事犯の会議の議決に基き、謝辞を表させた場合がある(衆先彙纂569)。
- ・懲罰事犯の会議の議決に基き、出席を停止された場合がある(衆先彙纂570)。
- ・出席停止は30日を超えない範囲内において命じられ、その起算は宣告の日よりし、且つ休日をも包含するものとする(衆先彙纂571)。
- ・懲罰事犯の会議の議決に基き、除名された場合がある(衆先彙纂573)。

旧衆規第二百九條 公開議場ニ於テ謝辭ヲ表セシムトスルトキハ懲罰委員ハ謝辭ノ要領ヲ起草シ其ノ報告ト共ニ之ヲ議長ニ提出スヘシ

- ・懲罰事犯の会議の議決に基き、謝辞を表させた場合がある(衆先彙纂569)。

旧衆規第二百二條 議院ノ命令ニ抵抗シ又ハ議長ヲ侮辱シタル者及同會期中譴責セラルハコト三回ニ至リ更ニ譴責ニ當ルヘキ事犯アル者ハ出席ヲ停止スルコトヲ得

(削除第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第二百十條 出席停止ハ三十日ヲ超ユルコトヲ得ス

數箇ノ懲罰事犯併發シタル場合ニ於テモ出席停止ハ前項ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第二百三條 出席停止ハ二週間ヲ超ユルコトヲ得ス

- ・出席停止は 30 日を超えない範囲内において命じられ、その起算は宣告の日よりし、且つ休日をも包含するものとする(衆先彙纂 571)。

旧衆規第二百十一條 出席ヲ停止セラレタル者委員ナルトキハ其ノ任ハ解ケタルモノトス

- ・委員が出席停止を命じられたときは法規により解任されたものとする(衆先彙纂 572、衆委先彙纂 23)。

旧衆規第二百十二條 出席ヲ停止セラレタル者其ノ停止期間内ニ議場ニ入ルトキハ議長ハ直ニ退去ヲ命シ其ノ命ニ從ハサルトキハ必要ノ處分ヲ爲シ更ニ懲罰委員ニ付スヘシ

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第二百五條 出席ヲ停止セラレタル者其ノ停止期限内ニ議場ニ入ルトキハ議長ハ直ニ退去ヲ命シ其ノ命ニ從ハサルトキハ必要ノ處分ヲ爲シ更ニ懲罰委員ニ付スヘシ

旧衆規第二百十三條 凡ソ議院ノ騷擾ヲ醸シ又ハ議院ノ體面ヲ汚スヘキ所行ニシテ其ノ情重キ者ハ出席ヲ停止シ又ハ除名スルコトヲ得

- ・除名の決議はこれを本人に通知する(衆先彙纂 119)。
- ・懲罰事犯の会議の議決に基き、出席を停止された場合がある(衆先彙纂 570)。
- ・懲罰事犯の会議の議決に基き、除名された場合がある(衆先彙纂 573)。

旧衆規第二百十四條 議院懲罰ヲ議決シタルトキハ議長ハ公開議場ニ於テ之ヲ宣告ス

- ・懲罰事犯の秘密会議において懲罰を議決したときは議長は公開議場においてその結果を宣告すべきは法規の定めるところであるが、懲罰事犯に非ずと議決するときと雖も議長は公開議場においてこれを報告し、また懲罰事犯以外の秘密会議においても会議公開に復した際、議長は会議の結果を報告するのを例とする(衆先彙纂 533)。
- ・懲罰は懲罰事犯の件が議決され、公開議場において議長がこれを宣告することによって執行され、又はその効力が発生するものとする(衆先彙纂 567)。

第二百三條 両議院は、除名された議員で再び当選した者を拒むことができない。

(理由) 議院法第九十七條の規定に相当するものであるが、同条とは異なり、「両議院は」と規定して、いずれの議院もその議院又は他の議院で除名された者が当選したときにはこれを拒むことができないことを明らかにした。

第九十七條 衆議院ハ除名ノ議員再選ニ當ル者ヲ拒ムコトヲ得ス

第二百四條 議員が正当な理由がなくて召集日から七日以内に召集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議又は委員会に欠席したため、若しくは請暇の期限を過ぎたため、議長が、特に招状を發し、その招状を受け取つた日から七日以内に、なお、故なく出席しない者は、議長が、これを懲罰委員会に付する。

(理由) 議院法第九十九条の規定に相当するものであるが、同条とは異なり、衆議院と参議院とについて同一の取扱いをすることにし、いずれも懲罰委員会に付することにした。

- ・議員が召集に応ずることができないときは、その理由を付した応召延期届を議長に提出しなければならない(衆先 82)。

**衆規第百八十一条** 議員が事故のため数日間議院に出席できないときは、その理由を附し日数を定めて、予め議長に請暇書を提出しなければならない。

- ・議員が会期中海外渡航をする場合には、請暇願とともに、あらかじめ渡航の目的及び予定を記載した渡航計画書に、当該議員が所属する会派の機関が了承した旨の書面を添えて議長に提出し、議院運営委員会理事会に諮る取扱いとなっている(衆先 84)。

**衆規第百八十二条** 議長は、七日を超えない議員の請暇を許可することができる。その七日を超えるものは、議院においてこれを許可する。期限のないものは、これを許可することができない。

- ・7日を超える請暇であっても、国会の休会中又は議院の休会中は、議院に諮ることができないから議長においてこれを許可し、また自然休会中においても同様に議長において許可するのが例である(衆先 79)。
- ・議員請暇の件を議院に諮るのは、おおむね会議の始め又は散会の際であり、議事日程を変更しないのが例である。また、会議中これを諮った場合もあるが、議事日程を変更していない(衆先 80)。
- ・忌服の届出をしたときは、請暇を要しない(衆先 81)。

**衆規第百八十三条** 議員が請暇の期限を過ぎ、なお、事故により登院できないときは、更に請暇書を提出しなければならない。

**衆規第百八十四条** 請暇の許可を得た議員がその請暇の期間内に議院に出席したときは、請暇の許可は、その効力を失う。

**衆規第百八十五条** 議員が事故のため出席できなかつたときは、その理由を附し欠席届を議長に提出しなければならない。

議員が出産のため議院に出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(第 151 回国会 衆議院規則の一部を改正する規則(平成 13 年 3 月 15 日可決))

(要旨) 出産による欠席届の規定を追加した。

**衆規第百八十五条** 議員が事故のため出席できなかつたときは、その理由を附し欠席届を議長に提出しなければならない。

- ・議員が事故のため出席できないときは、書面をもってその理由を付した欠席届を議長に提出しなければならない。また、議員が出産のため議院に出席できないときは、書面をもって日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる(衆先 83)。

**第八十二条** 各議院ノ議員ハ正當ナル理由ヲ以テ議長ニ届出シテ會議又ハ委員會ニ闕席スルコトヲ得ス

- ・各議院の議員は委員会(分科会)に出席することができないときは開会時刻前にその旨を委員長(主査)に届け出るべきものとする(衆委先彙纂 65)。

第九十九條 議員正當ノ理由ナクシテ勅諭ニ指定シタル期日後一週間内ニ召集ニ應セサルニ由リ又ハ正當ノ理由ナクシテ會議又ハ委員會ニ闕席スルニ由リ若ハ請暇ノ期限ヲ過キタルニ由リ議長ヨリ特ニ招状ヲ發シ其ノ招状ヲ受ケタル後一週間内ニ仍故ナク出席セサル者ハ貴族院ニ於テハ其ノ出席ヲ停止シ上奏シテ處分ヲ請フヘク衆議院ニ於テハ之ヲ除名スヘシ

- ・召集に応じがたいときは応召延期の届出をする（衆先彙纂 103）。
- ・各議院の議員は委員会（分科会）に出席することができないときは開会時刻前にその旨を委員長（主査）に届け出るべきものとする（衆委先彙纂 65）。

旧衆規第百六十三條 議員事故ノ爲ニ數日間議院ニ出席スルコト能ハサルトキハ其ノ理由ヲ具ヘ日數ヲ定メテ豫メ請暇書ヲ差出シ許可ヲ受クヘシ公務又ハ疾病若ハ一時已ムヲ得サル事故アリテ議院ニ出席スルコトヲ得サルトキハ其ノ理由ヲ具ヘ闕席届書ヲ差出スヘシ

- ・1週間以上の請暇と雖も休会中は議長がこれを許可する（衆先彙纂 99）。
- ・請暇はその理由が正当と認めないときはこれを許可しない（衆先彙纂 100）。
- ・忌服の届出があるときは請暇を要しない（衆先彙纂 102）。

議院法第八十一條 各議院ノ議長ハ一週間ニ超ヘサル議員ノ請暇ヲ許可スルコトヲ得其一週間ヲ超ユルモノハ議院ニ於テ之ヲ許可ス期限ナキモノハ之ヲ許可スルコトヲ得ス

- ・1週間以上の請暇と雖も休会中は議長がこれを許可する（衆先彙纂 99）。
- ・請暇はその理由が正当と認めないときはこれを許可しない（衆先彙纂 100）。
- ・請暇は会議の始め若しくは散会に際してこれを院議に諮う（衆先彙纂 101）。

旧衆規第百六十四條 請暇ノ許可ヲ得議院所在ノ地ヲ離ルル者ハ其ノ出發及歸著ノ時ニ於テ議長ニ届出ヘシ

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第百六十一條 請暇ノ許可ヲ得議院所在ノ地ヲ離ルル者ハ其ノ出發及歸著ノ時ニ於テ議長ニ届出ヘシ

旧衆規第百六十五條 議員請暇ノ許可ヲ得タル日限ニ至リ事故ニ由リ仍議院ニ出席スルコトヲ得サルトキハ其ノ理由ヲ具ヘ日數ヲ定メテ更ニ請暇書ヲ差出シ許可ヲ受クヘシ但シ臨時事變ノ爲ニ此ノ手續ヲ爲ス能ハサルトキハ後日其ノ理由ヲ申告シ承認ヲ受クヘシ

旧衆規第百六十六條 請暇ノ許可ヲ得タル議員其ノ請暇ノ期限内ニ議院ニ出席スルトキハ請暇許可ノ效ヲ失フ

## 第十五章の二 政治倫理

第二百四條の二 議員は、各議院の議決により定める政治倫理綱領及びこれにのつとり各議院の議決により定める行為規範を遵守しなければならない。

（第 102 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 82 号）により改正（昭和 60 年 6 月 28 日公布、次の常会の召集日から施行））

(理由) 議員は、各議院の議決により定める政治倫理綱領及びこれにのっとり各議院の議決により定める行為規範を遵守すべきものとした。

- ・第 102 回国会、昭和 60 年 6 月 25 日の会議において、政治倫理綱領案、行為規範案及び衆議院政治倫理審査会規程案を議決した。なお、国会法の一部を改正する法律、行為規範及び衆議院政治倫理審査会規程は、第 104 回国会の召集日（昭和 60 年 12 月 24 日）から施行された（衆先 100）。
- ・政治倫理の確立のため、議員は、資産等について議長に報告しなければならない（衆先 101）。
- ・第 102 回国会、昭和 60 年 6 月 25 日、衆議院は、政治倫理綱領、行為規範及び衆議院政治倫理審査会規程を議決し、これらは、第 104 回国会の召集日から施行された（衆先 499）。

### **第二百二十四条の三 政治倫理の確立のため、各議院に政治倫理審査会を設ける。**

(第 102 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 82 号）により改正（昭和 60 年 6 月 28 日公布、次の常会の召集日から施行）)

(理由) 政治倫理の確立のため、各議院に政治倫理審査会を設けることとした。

- ・政治倫理の確立のため、政治倫理審査会が設置される（衆先 102）。
- ・政治倫理審査会は、委員の申立て又は議員の申出に基づき、議員が行為規範その他の政治倫理の確立に資するものとして議長が定める法令の規定に著しく違反し、政治的道義的責任があると認められるかどうかについて審査する（衆先 103、衆委先 286）。
- ・政治倫理審査会委員の選任は、総選挙後の国会の会期の始めに議事日程に記載して、これを行う（衆先 104）。
- ・政治倫理審査会委員は、所属議員 10 人以上を有する各会派の所属議員数の比率により議院運営委員会において決定した割当数に基づいて各会派から申し出た候補者について、議場において議長の指名によって行うのが例である。委員の補欠選任は前委員の所属会派から申し出た候補者について、議長の指名によって行うのが例である。また、衆議院政治倫理審査会規程第 9 条の規定により、政治倫理審査会に出席する議員の選任については、当該会派から申し出た候補者について、議長の指名によって行うのが例である。なお、各会派の所属議員数に異動があり、議院運営委員会において委員の各会派割当数の変更を決定した場合の委員の異動は、委員の辞任及び補欠選任の方法によって行うのが例である（衆先 105、衆委先 287）。
- ・委員の辞任は、その所属会派からの文書による申出により、会長を経由して、議長の許可を得るのが例である。会長の選任前において、年長者を経由して議長から委員辞任の許可を得たことがある（衆委先 288）。
- ・政治倫理審査会の会長は、審査会において互選し、その結果は、当日の衆議院公報に記載する（衆先 106）。
- ・会長の互選は、委員選任の当日又は翌日、推薦により行うのが例である。なお、会長を互選する場合、出席委員中の年長者が会長の職務を行うのが例である。また、会長互選

の結果は、会長の職務を行った年長者から互選の当日文書をもって議長に報告する（衆委先 289）。

- ・幹事の互選については、会長の互選に引き続き、政治倫理審査会の決議により会長の指名に一任し、会長は、議院運営委員会の決定した員数及び各会派割当ての基準により幹事を割り当てられた会派からあらかじめ申し出た候補者について指名するのが例である。また幹事の補欠選任のときも同様である。なお、幹事互選の結果は、会長から互選の当日文書をもって議長に報告する（衆委先 290）。
- ・政治倫理審査会の幹事互選の結果は、当日の衆議院公報に記載する。なお、幹事の員数及びその各会派割当てについては、議院運営委員会の決定によるのが例である（衆先 107）。
- ・幹事は、会期の終了によってその任を失わず、委員としての任期中その任にあるものとする。ただし、幹事辞任の申出があった場合は、政治倫理審査会に諮ってこれを決し、許可するのが例である（衆委先 291）。
- ・衆議院政治倫理審査会規程第 2 条の規定により審査の申立てをするには、委員の 3 分の 1 以上が連署する申立書に、議員が行為規範その他の政治倫理の確立に資するものとして議長が定める規定に著しく違反していることを明らかにした文書を添えて、会長に提出することを要する（衆委先 292）。
- ・衆議院政治倫理審査会規程第 2 条の 2 の規定により、政治倫理に関して不当な疑惑を受けたとして審査の申出をする議員は、疎明資料を添えて、申出書を会長に提出するのが例である（衆委先 293）。
- ・政治倫理審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも議事を開くことができる。なお、委員の申立て又は議員の申出は会期の終了又は次の国会の召集により消滅しない（衆委先 294）。
- ・第 125 回（臨時）国会、平成 4 年 12 月 1 日、衆議院は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案を可決し、同月 10 日、参議院で可決した。同法は同月 16 日法律第 100 号をもって公布された。また、同月 10 日、両議院の議長は同法第 6 条の規定に基づき、国会議員の資産等の公開に関する規程を協議決定した。なお、この法律及び規程は、平成 5 年 1 月 1 日から施行された（衆先 500）。

#### **第二百二十四条の四 前条に定めるもののほか、政治倫理審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。**

（第 102 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 82 号）により改正（昭和 60 年 6 月 28 日公布、次の常会の召集日から施行））

（理由）政治倫理審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定めることとした。

- ・第 102 回国会、昭和 60 年 6 月 25 日、衆議院は、政治倫理綱領、行為規範及び衆議院政治倫理審査会規程を議決し、これらは、第 104 回国会の召集日から施行された（衆先 499）。

## **第十六章 弾劾裁判所**

憲法第六十四條 國會は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、兩議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

憲法第七十八條 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機關がこれを行ふことはできない。

第二百二十五條 裁判官の弾劾は、各議院においてその議員の中から選挙された同数の裁判員で組織する弾劾裁判所がこれを行う。

弾劾裁判所の裁判長は、裁判員がこれを互選する。

(理由) 憲法第六十四條の規定を受けて、以下第二百二十九條まで弾劾裁判所に関する基本的な規定を設けることにし、本条においては、裁判所の構成について規定した。

- ・裁判官弾劾裁判所の裁判員及び同予備員並びに裁判官訴追委員及び同予備員は、総選挙後初めて召集される国会の会期の始めに選挙する。この選挙は、その手続を省略して、議長の指名によるのが例である。この場合、あらかじめ、各派協議会又は議院運営委員会において、所属議員数の比率により裁判員及び同予備員、訴追委員及び同予備員の各会派の割当てを決定し、かつ、予備員の職務を行う順序は所属議員数の比率に応じて決定し、これに基づいて各会派から申し出た候補者を議長が指名し、予備員の職務を行う順序を定めるのが例である。なお、補欠選挙の場合は、前任者の所属会派から申し出た後任の候補者を同様に議長が指名する（衆先 358）。

衆規第二十三條 裁判官弾劾裁判所の裁判員及びその予備員の選挙は、単記無名投票でこれを行う。

投票の最多数を得た者について順次定数までを当選人とする。但し、得票数が同じときは、くじで当選人を定める。

前項の当選人は、投票総数を定数で除して得た数の四分の一以上の得票がなければならぬ。

当選人が定数に達しないときは、前三項の規定によつて更に選挙を行い、これを補充しなければならない。

議院は、選挙の手続を省略して、その指名を議長に委任することができる。

(第 22 回(特別)国会衆議院規則の一部を改正する規則(昭和 30 年 3 月 22 日議決))

衆規第二十三條 両院法規委員会の委員の選挙は、単記無名投票でこれを行う。

投票の最多数を得た者について順次定数までを当選人とする。但し、得票数が同じときは、くじで当選人を定める。

前項の当選人は、投票総数を定数で除して得た数の四分の一以上の得票がなければならぬ。

当選人が定数に達しないときは、前三項の規定によつて更に選挙を行い、これを補充しなければならない。

議院は、選挙の手続を省略して、その指名を議長に委任することができる。

- ・裁判官弾劾裁判所の裁判員及び同予備員並びに裁判官訴追委員及び同予備員は、総選挙後初めて召集される国会の会期の始めに選挙する。この選挙は、その手続を省略して、議長の名指によるのが例である。この場合、あらかじめ、各派協議会又は議院運営委員会において、所属議員数の比率により裁判員及び同予備員、訴追委員及び同予備員の各会派の割当てを決定し、かつ、予備員の職務を行う順序は所属議員数の比率に応じて決定し、これに基づいて各会派から申し出た候補者を議長が指名し、予備員の職務を行う順序を定めるのが例である。なお、補欠選挙の場合は、前任者の所属会派から申し出た後任の候補者を同様に議長が指名する（衆先 358）。
- ・裁判官弾劾裁判所の裁判員及び同予備員並びに裁判官訴追委員及び同予備員を選任し又は辞職を許可したときは、裁判員及び同予備員については裁判官弾劾裁判所及び参議院に、訴追委員及び同予備員については裁判官訴追委員会及び参議院に、それぞれその旨を通知する。なお、予備員については、その職務を行う順序も通知する（衆先 359）。

**衆規第二十五条 前二条の予備員がその職務を行う順序は、得票数の順序による。但し、得票数が同じときは、くじでこれを定める。**

（第 22 回（特別）国会衆議院規則の一部を改正する規則（昭和 30 年 3 月 22 日議決））

**衆規第二十五条 前条の予備員がその職務を行う順序は、得票数の順序による。但し、得票数が同じときは、くじでこれを定める。**

**第二百二十六条 裁判官の罷免の訴追は、各議院においてその議員の中から選挙された同数の訴追委員で組織する訴追委員会がこれを行う。**

訴追委員会の委員長は、その委員がこれを互選する。

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）従来、弾劾裁判所の裁判員は両議院から選挙され、訴追委員は衆議院のみから選挙されていたのを改め、両議院から同数の訴追委員を選挙することにした。

**第二百二十六条 裁判官の罷免の訴追は、衆議院においてその議員の中から選挙された訴追委員で組織する訴追委員会がこれを行う。**

訴追委員会の委員長は、その委員がこれを互選する。

（理由）弾劾裁判に関する訴追は、衆議院議員のうちから選挙された訴追委員で組織する訴追委員会がこの任に当たることにした。訴追委員会は、議院内の委員会ではなく、弾劾裁判所と対等の地位にある委員会である。

- ・裁判官弾劾裁判所の裁判員及び同予備員並びに裁判官訴追委員及び同予備員は、総選挙後初めて召集される国会の会期の始めに選挙する。この選挙は、その手続を省略して、議長の名指によるのが例である。この場合、あらかじめ、各派協議会又は議院運営委員会において、所属議員数の比率により裁判員及び同予備員、訴追委員及び同予備員の各会派の割当てを決定し、かつ、予備員の職務を行う順序は所属議員数の比率に応じて決定し、これに基づいて各会派から申し出た候補者を議長が指名し、予備員の職務を行う順序を定めるのが例である。なお、補欠選挙の場合は、前任者の所属会派から申し出た後任の候補者を同様に議長が指名する（衆先 358）。



**衆規第二十四条 裁判官訴追委員及びその予備員の選挙については、前条の規定を準用する。**

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))

**衆規第二十四条 裁判官弾劾裁判所の裁判員及びその予備員、訴追委員会の委員及びその予備員の選挙については、それぞれ前条の規定を準用する。**

- ・裁判官弾劾裁判所の裁判員及び同予備員並びに裁判官訴追委員及び同予備員は、総選挙後初めて召集される国会の会期の始めに選挙する。この選挙は、その手続を省略して、議長の指名によるのが例である。この場合、あらかじめ、各派協議会又は議院運営委員会において、所属議員数の比率により裁判員及び同予備員、訴追委員及び同予備員の各会派の割当てを決定し、かつ、予備員の職務を行う順序は所属議員数の比率に応じて決定し、これに基づいて各会派から申し出た候補者を議長が指名し、予備員の職務を行う順序を定めるのが例である。なお、補欠選挙の場合は、前任者の所属会派から申し出た後任の候補者を同様に議長が指名する (衆先 358)。
- ・裁判官弾劾裁判所の裁判員及び同予備員並びに裁判官訴追委員及び同予備員を選任し又は辞職を許可したときは、裁判員及び同予備員については裁判官弾劾裁判所及び参議院に、訴追委員及び同予備員については裁判官訴追委員会及び参議院に、それぞれその旨を通知する。なお、予備員については、その職務を行う順序も通知する (衆先 359)。

**衆規第二十五条 前二条の予備員がその職務を行う順序は、得票数の順序による。但し、得票数が同じときは、くじでこれを定める。**

(第 22 回 (特別) 国会衆議院規則の一部を改正する規則 (昭和 30 年 3 月 22 日議決))

**衆規第二十五条 前条の予備員がその職務を行う順序は、得票数の順序による。但し、得票数が同じときは、くじでこれを定める。**

**第二百二十七条 弾劾裁判所の裁判員は、同時に訴追委員となることができない。**

(理由) 議員のうちから裁判員及び訴追委員を選ぶことになっている関係上、両者を同一の人が兼ねるのは妥当でないので、本条を設けた。

**第二百二十八条 各議院は、裁判員又は訴追委員を選挙する際、その予備員を選挙する。**

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行))

(理由) 訴追委員を両議院から選挙することにした結果、予備員の選挙に関する本条の規定に所要の改正を加えた。

**第二百二十八条 各議院において裁判員を選挙する際及び衆議院において訴追委員を選挙する際、その予備員を選挙する。**

(理由) 裁判員及び訴追委員の補欠を生じた場合を考慮して、その予備員を選挙しておくことにした。

**第二百二十九条 この法律に定めるものの外、弾劾裁判所及び訴追委員会に関する事項は、別に法律でこれを定める。**

(理由) 以上弾劾裁判所に関する規定は基本的なものであり、その職務執行の方法並びに裁判手続等についての詳細は、別の法律に譲った。

**衆規第二十六条 第二十三条及び第二十四条に定めるものの外、法律の定めるところにより議院において衆議院議員の中から数人を選出しなければならない各種の議員、委員その他の者の選挙については、第二十三条の規定を準用する。**

- ・衆議院議員のうちから行政各部の各種の委員を指名する場合は、選挙の手続を省略して、議長の指名によるのが例である。この場合、あらかじめ各派協議会又は議院運営委員会において、所属議員数の比率により各会派の委員の割当てを決定し、これに基づいて各会派から申し出た候補者を議長が指名する。なお、補欠選挙の場合は、前任者の所属会派から申し出た後任の候補者を議長が指名する。また、法律の定めるところにより、内閣において衆議院議員のうちから行政各部の各種の委員を命じる場合は、議長の推薦による。この場合、あらかじめ各派協議会又は議院運営委員会において、所属議員数の比率により各会派の委員の割当てを決定し、これに基づいて各会派から申し出た候補者を議長が推薦するのが例である（衆先 360）。
- ・議院において衆議院議員のうちから各種の議員及び委員を選任したとき又は議長において推薦したときは、議長は、直ちにその旨を内閣に通知する（衆先 361）。

**衆規第二十七条 法律の定めるところにより議院において衆議院議員の中から一人を選出なければならない各種の議員、委員その他の者の選挙については、議長の選挙の例による。**

議院は、選挙の手続を省略して、その指名を議長に委任することができる。

## 第十七章 国立国会図書館、法制局、議員秘書及び議員会館

(第 126 回国会国会法の一部を改正する法律（平成 5 年法律第 39 号）により改正（平成 5 年 5 月 7 日公布、公布の日から施行）

(理由) 第百三十二条を「議員秘書及び議員会館」についての規定から「議員秘書」についての規定に改め、「議員会館」について第百三十二条の二に規定したことに伴い、章の題名を改めた。

## 第十七章 国立国会図書館、法制局及び議員会館

(第 2 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 23 年法律第 87 号）により改正（昭和 23 年 7 月 5 日公布）)

(理由) 国立国会図書館法の制定により国会図書館が国立国会図書館と名称を改められ、また、第百三十一条を改正して従来の法制部を法制局とし、これに関する規定が設けられたのに伴い、章の題名を改めた。

## 第十七章 国会図書館及び議員会館

**第百三十条 議員の調査研究に資するため、別に定める法律により、国会に国立国会図書館を置く。**

(第 2 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 23 年法律第 87 号）により改正（昭和 23 年 7 月 5 日公布）)

(理由) 国立国会図書館法の制定に伴い、規定を整理した。

第百三十条 議員の調査研究に資するため、国会に国会図書館を置く。

国会図書館は、一般にこれを利用させることができる。

(理由) 国会図書館に関して、基本的な規定を設けた。

第百三十一条 議員の法制に関する立案に資するため、各議院に法制局を置く。

各法制局に、法制局長一人、参事その他必要な職員を置く。

法制局長は、議長が議院の承認を得てこれを任免する。但し、閉会中は、議長においてその辞任を許可することができる。

法制局長は、議長の監督の下に、法制局の事務を統理する。

法制局の参事その他の職員は、法制局長が議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。

法制局の参事は、法制局長の命を受け事務を掌理する。

(第 31 回国会国会職員法等の一部を改正する法律 (昭和 34 年法律第 70 号) により改正 (昭和 34 年 3 月 31 日公布) )

(理由) 法制局の事務処理に関する規定を定めるについて、議院運営委員会の承認を必要としないことにした。

第百三十一条 議員の法制に関する立案に資するため、各議院に法制局を置く。

各法制局に、法制局長一人、参事その他必要な職員を置く。

法制局長は、議長が議院の承認を得てこれを任免する。但し、閉会中は、議長においてその辞任を許可することができる。

法制局長は、議長の監督の下に、法制局の事務を統理する。

法制局の参事その他の職員は、法制局長が議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。

法制局の参事は、法制局長の命を受け事務を掌理する。

法制局の事務の処理に関し必要な規程を定めるには、議院運営委員会の承認を得なければならない。

(第 2 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 23 年法律第 87 号) により改正 (昭和 23 年 7 月 5 日公布) )

(理由) 従来 of 法制部を法制局とし、その局長は議長の直接の監督を受けることにし、その他職員の任免等について規定した。

第百三十一条 議員の法制に関する立案に資するため、各議院に法制部を置く。

(理由) 各議院に法制部を置き、法制に関する専門技術家を配して、議員の便宜に資することにした。

- ・法制局長は、議長が議院運営委員会に諮問した後、議院に諮り、その承認を得てこれを任命する。法制局長から辞任願が提出されたときは、議長が議院運営委員会に諮問し、議院の承認を得てこれを免ずる (衆先 370) 。

第百三十二条 各議員に、その職務を補佐する秘書二人を付する。

前項に定めるもののほか、主として議員の政策立案及び立法活動を補佐する秘書一人を付することができる。

(第 126 回国会国会法の一部を改正する法律 (平成 5 年法律第 39 号) により改正 (平成 5 年 5 月 7 日公布、公布の日から施行) )

第百三十二条 議員の職務遂行の便に供するため、各議員に二人の秘書を付し、及び議員会館を設け事務室を提供する。

(第 43 回国会国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律 (昭和 38 年法律第 35 号) により改正 (昭和 38 年 3 月 30 日公布) )

(理由) 各議員に付する秘書を一人増員し、二人の秘書を付することができることとした。

第百三十二条 議員の職務遂行の便に供するため、各議員に一人の秘書を付し、及び議員会館を設け事務室を提供する。

(第 21 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 3 号) により改正 (昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行) )

(理由) 秘書及び議員会館に関して規定を書き改めた。

第百三十二条 議員の職務遂行の便に供するため、議員会館を設け事務室を提供し、及び各議員に一人の秘書を付する。

(第 2 回国会国会法の一部を改正する法律 (昭和 23 年法律第 87 号) により改正 (昭和 23 年 7 月 5 日公布) )

(理由) 「事務補助員」の名称を「秘書」と改めた。

第百三十二条 議員の職務遂行の便に供するため、議員会館を設け事務室を提供し、及び各議員に一人の事務補助員を付する。

(理由) 議事堂の近接区域内に議員会館を設け、また各議員に事務補助員を付することにした。

**第百三十二条の二 議員の職務の遂行の便に供するため、議員会館を設け、各議員に事務室を提供する。**

(第 126 回国会国会法の一部を改正する法律 (平成 5 年法律第 39 号) により改正 (平成 5 年 5 月 7 日公布、公布の日から施行) )

- ・議員会館の議員事務室は、総選挙後の各派協議会において協議の上、第一及び第二の各会館ごとに所属議員数の比率により各会派に割り当てるのが例であり、割当て後に使用議員がその所属会派を変更した場合においても、当然には議員事務室の変更は行わない (衆先 539) 。
- ・議員事務室の使用は、議員一人一室とする (衆先 540) 。
- ・衆議院議員会館運営規則を制定する (衆先 541) 。
- ・議員会館に管理委員会を設ける (衆先 542) 。
- ・議員会館会議室は、議員が主催する会合に使用する (衆先 543) 。

- ・議員宿舎の議員室は、総選挙後の各派協議会において協議の上、所属議員数の比率により各会派に割り当てるのが例であり、割当て後に各会派の所属議員数に異動があった場合においても、当然にはその割当数の変更は行わない（衆先 545）。
- ・議員宿舎の議員室は、議員のみが使用できる（衆先 546）。
- ・議員宿舎に世話人会を置く（衆先 547）。
- ・役員及び特別委員長等に専用自動車を配属する（衆先 548）。
- ・各会派に議員専用自動車を配属する（衆先 549）。
- ・議員会館と議員宿舎間に議員専用バスを運行する（衆先 550）。

## 第十八章 補則

### 第百三十三条 この法律及び各議院の規則による期間の計算は、当日から起算する。

（第 21 回国会国会法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 3 号）により改正（昭和 30 年 1 月 28 日公布、第 22 回国会召集日から施行））

（理由）国会法及び各議院の規則における期間の計算については、従来より当日から起算していたのであるが、疑義を生じないように、これを明らかに規定した。

- ・議員の任期は総選挙の期日よりこれを起算する（衆先彙纂 104）。

## 附 則

この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

議院法は、これを廃止する。

この法律施行の際現に在職する衆議院の議長及び副議長は、この法律により衆議院の議長及び副議長が選挙されるまで、その地位にあるものとする。

この法律施行の際現に在職する衆議院及び貴族院の書記官長は、この法律により衆議院及び参議院の事務総長が選挙されるまで、夫々事務総長としての地位にあるものとする。

参議院成立当初における参議院の会議その他の手続及び内部の紀律に関しては、参議院において規則を定めるまでは、衆議院規則の例による。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故について、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員の推薦、その要請を受けて国政に関する調査を行うこと等のため、附則第十項の法律がその効力を有する間、国会に、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会（以下「両院合同協議会」という。）を置く。

両院合同協議会は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の要請を受けた場合において必要があると認めるときは、当該要請に係る事項について、国政に関する調査を行うことができる。

第百四条の規定は、前項の規定による国政に関する調査を行う場合における両院合同協議会について準用する。

前二項に定めるもののほか、両院合同協議会の組織、運営その他の事項については、両議院の議決によりこれを定める。

国会に、別に法律で定めるところにより、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会を置く。

内閣は、当分の間毎年、国会に、前項の法律の規定により送付を受けた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書を提出しなければならない。

(国会法の一部を改正する法律(平成23年10月7日法律第111号)による改正、公布の日から起算して10日を経過した日から施行)

(参考)

○国会法に継承されなかった議院法の規定

**第四條 各議院ハ抽籤法ニ依リ總議員ヲ數部ニ分割シ每部々長一名ヲ部員中ニ於テ互選スヘシ**

- ・部属の抽選はこれを議長に委任するのを例とする(衆先彙纂16)。
- ・部長及理事互選の結果は当日これを議場において報告する(衆先彙纂17)。
- ・議会召集の当日議院法第4条により議院において抽選で各議員の部属が定まったときは、部員は議長の命じるところにより、直ちに各部室に参集し、衆議院規則第19条及び第21条により部長及び理事の互選を行う(衆委先彙纂254)。
- ・部長及び理事は召集に応じた議員中よりこれを選挙する。但し召集に応じない議員を部長及び理事に選挙したことなしとしない(衆委先彙纂255)。
- ・各部における部長及び理事互選の結果は投票管理者より直ちにこれを議長に報告し、議長は当日これを議院に報告し、且つこれを衆議院公報に掲載する。部長及び理事に欠員を生じた場合において補欠選挙を行ったときは、当日これを議長に報告し、議長は当日若しくは次の会議日においてこれを議院に報告し、且つこれを衆議院公報に掲載する(衆委先彙纂259)。

**第十五條 各議院ノ議長副議長ハ任期満限ニ達スルモ後任者ノ勅任セラル、マテハ仍其ノ職務ヲ繼續スヘシ**

- ・議長副議長候補者の選挙を行う際に選挙に直接関係のない発言はこれを許さない(衆先彙纂71)。
- ・任期満限に達した議長副議長は後任者の勅任されるまで、なおその職務を継続することにより、閉会中議員の事務を指揮し、議員の辞職を許可し、これが補欠選挙を内務大臣に請求し、また議院成立に関する集会において議長副議長候補者の選挙及びその奏上につき議長の職務を行う(衆先彙纂76)。
- ・議長が公務、疾病又は一身上の都合により辞職する(衆先彙纂77)。
- ・副議長が公務、疾病又は一身上の都合により辞職する(衆先彙纂78)。
- ・議長副議長の辞表は副議長議長よりこれを奏上する。但し議長欠位若しくは辞表提出後は副議長の辞表は書記官長がこれを奏上する(衆先彙纂79)。
- ・議長副議長が辞職し又は任期満限に達したときは各在職中の挨拶をし、出席議員中の年長者が謝辞を述べるのを例とする(衆先彙纂80)。

**第二十七條 法律ノ議案ハ三讀會ヲ經テ之ヲ議決スヘシ但シ政府ノ要求若ハ議員十人以**

上ノ要求ニ由リ議院ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決シタルトキハ三讀會ノ順序ヲ省略スルコトヲ得

- ・議案の緊急議決の要求又は正誤は書面若しくは口頭をもってする（衆先彙纂 179）。
- ・法律案を議事日程に掲載するときは件名及び提出者の下に読会を表示する。第 12 回（特別）議会（明治 31 年 5 月 27 日）以来政府提出法律案にして議院法第 27 条但書による要求があった場合は議事日程に読会を表示しない。また単に緊急事件として議決することの要求があった場合は読会を表示する。これらの場合にはすべて件名の下に（緊急事件）と付記するのを例とする。但し第 41 回及び第 50 回議会においては単に緊急事件として要求があった場合に議事日程に緊急事件の付記をしなかった（衆先彙纂 209）。
- ・法律案は議案配付後少なくとも 2 日（48 時間）を隔てて議事日程に掲載するのを要するも、政府より議院法第 27 条但書及び第 28 条但書に依り、又は単に緊急事件として議決することの要求があったときは、成規の日時にかかわらず、短縮して議事日程に掲載するのを例とする（衆先彙纂 210）。
- ・第 1 回議会以来政府より議院法第 27 条但書又は第 28 条但書に依らず、単に緊急事件として議決することの要求があった議案は 64 件に及び、うち 18 件は委員の審査中要求があったものであるのを除き、他の 46 件中 1 件は院議に付するに先立って撤回され、3 件は委員の審査を省略して可決し、その他はいずれも委員に付託し、その審査を終わった後、会議に付した（衆先彙纂 320）。
- ・法律案に対する修正動議を提出するのは第二読会においてこれをしなければならないが、政府より読会省略の要求があった場合又は第一読会若しくはその続会において第二、第三読会を省略することに決したときは本案の議決前は何時でもこれを提出できるものとする（衆先彙纂 361）。
- ・読会省略の動議が提出されたときは先決問題として直ちにこれを採決する（衆先彙纂 378 第 1（3））。
- ・委員付託の動議と読会省略の動議と相次いで提出されたときは先ず委員付託の動議を採決する（衆先彙纂 381）。
- ・議事延期の動議と委員付託の動議と相次いで提出されたときは先ず議事延期の動議を採決する（衆先彙纂 382）。
- ・委員付託の動議と即決の動議と相次いで提出されたときは先ず委員付託の動議を採決する（衆先彙纂 383）。
- ・法律案は政府提出議案であると議員提出議案であるとを問わず、三読会を経て議決するのを原則とする。しかし政府の要求又は議員十人以上の要求により出席議員三分の二以上の多数をもって可決するときは読会の順序を省略することができるので、第一読会又はその続会において第二第三読会を省略して議決したことがある。また第二読会において第三読会を省略して議決することは毎会期にその事例が多い（衆先彙纂 430）。
- ・政府より議院法第 27 条但書により読会の順序を省略する要求は法律案提出と同時に、又は法律案が会議に付せられる前においてこれをするのを例とする（衆先彙纂 432）。

- ・政府より議院法第 27 条但書により読会省略の要求があるときは、議長はその要求を容れるや否を院議に諮うたが、第 12 回（特別）議会明治 31 年 5 月 27 日に議長は自今政府より議院法第 27 条但書により要求がある法律案は、読会の順序を省略して議決する旨を宣告し、爾来この要求があるときは議員より動議が出ない限り、読会の順序を省略することとなった。そしてこれらの法律案を議事日程に掲載する場合は読会を表示しないで件名の下に緊急事件と付記するのを例とする（衆先彙纂 433）。
- ・法律案に対する修正動議を提出するのは第二読会においてこれをすべきものであるが、三読会の順序を省略され、又は第一読会若しくはその続会において第二第三読会を省略されたときは本案議決前に何時にても修正動議を提出することができる（衆先彙纂 434）。
- ・同一読会を開く動議は一度否決されても時を隔てるときは同日再びこれを提出することができる（衆先彙纂 435）。
- ・第一読会若しくは第一読会の続会において動議により第二第三読会を省略して議決することができる。この場合においては第一読会の議決をもって確定議とする（衆先彙纂 437）。
- ・第三読会を省略する動議が出て可決したときは第二読会の議決をもって確定議とする。そして第三読会省略の動議は第二読会を開くに決した際、直ちに第二読会を開く動議とともに提出されるのを例とする。しかし第二読会中若しくは第二読会を終わった際、提出されたことがある（衆先彙纂 442）。

**第三十三條 政府ハ何時タリトモ十五日以内ニ於テ議院ノ停會ヲ命スルコトヲ得  
議院停會ノ後再ヒ開會シタルトキハ前會ノ議事ヲ繼續スヘシ**

- ・停会の詔書は会議前、会議中、会議日でない日又は休会中若しくは停会中においてもこれを伝達される（衆先彙纂 50）。
- ・一会期中に数回停会を命ぜられる。数回の停会日数併せて 15 日を超える（衆先彙纂 51）。
- ・停会後に会議を開く場合は議院法第 33 条により前会の議事を継続すべきものであるので、停会後の議事日程は継続すべき議案あるときはこれを掲載すべきは勿論であるが、他の件を追加掲載することを妨げない（衆先彙纂 235）。
- ・議事日程を議了しないで休会した後、会議を開く場合は何らの明文がないので、議長が必要と認めるところにより前会における残余の議事日程の一部を掲載せず、または他の件を追加することができる（衆先彙纂 236）。
- ・議院は院議をもって年末年始のため休会するのを例とする（衆先彙纂 254）。
- ・年末年始の休会期間は両院同一であるのを例とする（衆先彙纂 255）。
- ・祝賀哀弔その他政府若しくは議長に対する処置に関し、又は議案の都合によりあるいは議事堂焼失等のため休会したことがある（衆先彙纂 256）。

**第三十四條 衆議院ノ解散ニ依リ貴族院ニ停會ヲ命シタル場合ニ於テハ前條第二項ノ例ニ依ラス**

**第三十六條 閉會ハ勅令ニ由リ兩議院合會ニ於テ之ヲ舉行スヘシ**

- ・閉院式は貴族院において行われる（衆先彙纂 39）。
- ・閉院式には内閣総理大臣が勅命を奉じて勅語を捧読する。内閣総理大臣に故障がある



ときは他の国务大臣が代りて捧読する（衆先彙纂 40）。

- ・閉院式当日に貴族院議長に故障があるときは貴族院副議長が議長の職務を行う（衆先彙纂 41）。
- ・閉院式は会期終了の翌日に行われる（衆先彙纂 42）。
- ・閉院式は日曜日においても行われる（衆先彙纂 43）。
- ・停会中に閉院式を執行の旨仰せ出される（衆先彙纂 44）。
- ・閉院式式場においては玉座に向かい左方をもって衆議院議長副議長議員書記官長及び書記官の本位とし、右方をもって貴族院議長副議長議員書記官長及び書記官の本位とする（衆先彙纂 45）。
- ・閉院式には通常服を着用して参列する（衆先彙纂 46）。

#### 第四十五條 国务大臣及政府委員ハ議員タル者ヲ除ク外議院ノ會議ニ於テ表決ノ數ニ預ラス

(参考)

○衆議院規則に継承されなかつた旧衆議院規則の規定

旧衆規第十六條 議長ハ議席ヲ指定シタル後書記官ヲシテ抽籤セシメ議員ノ部屬ヲ定ム  
(改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第十六條 議長ハ議場ニ於テ議員ノ議席ヲ報告シタル後書記官ヲシテ抽籤セシメ議員ノ部屬ヲ定ム  
(改正第 21 回帝国議會明治 37 年 12 月 1 日議決)

旧衆規第十六條 議員ノ議席ハ每會期ニ之ヲ定メ各席ニ號數ヲ付ス

- ・部属の抽選はこれを議長に委任するのを例とする（衆先彙纂 16）。
- ・召集当日に議長副議長候補者の選挙を行う。議長副議長勅任後に議席及部属の決定を待って議院が成立する（衆先彙纂 22）。

旧衆規第十七條 議員ノ部屬ハ每會期ニ之ヲ定メ各部ニ號數ヲ付ス

總議員ヲ九部ニ配分シ均分スルコト能ハサルトキハ第一部ヨリ以下毎部一員ヲ加フヘシ

議長副議長ハ部員ノ中ニ入ラス

- ・部属の抽選はこれを議長に委任するのを例とする（衆先彙纂 16）。
- ・補欠議員はその前任議員所属の部に入る（衆先彙纂 19）。
- ・議長又は副議長はその職を辞するときは後任者所属の部に入る（衆先彙纂 20）。
- ・部室は委員室をもってこれに充てる（衆先彙纂 21）。
- ・議員控室は第 15 回議會以来、毎会期の始めに各派の協議により会派別にこれを定めるのを例としたが、第 76 回及び第 80 回（臨時）議會は無所属を除き府県別によりこれを定めた（衆先彙纂 657）。
- ・議員の所属届はその会派の役員よりこれをし、その異動あるときはその会派の役員又は本人よりこれを届出るのを例とする。但し会派の役員の届出と本人の届出と一致しない場合は本人の届出によるものとする（衆先彙纂 658）。
- ・院外に団体を有するもこれに所属する議員が 1 名であるときは院内においては無所属と

して取扱う。昭和3年2月20日第16回総選挙において選出された議員中には院外における政党に属するも院内においては1名のみのもものが3あった。よって院内における党籍取扱い方に関し同年4月14日の各派交渉会において次のとおり決定した。一、無所属トハ院内ニ於テ團體ヲ爲ササルモノヲ謂フ團體トハ二名以上ノ集團ヲ謂フ（衆先彙纂659）。

#### 旧衆規第十八條 臨時會ニ於テハ前會ノ議席及部屬ヲ繼續スヘシ

- ・議席は臨時議會又は停會中においてもその一部を変更する（衆先彙纂13）。
- ・臨時議會においては前會の部長及理事がその任を繼續する（衆先彙纂18）。
- ・臨時議會においては前議會における部屬を繼續する外、前議會の部長及び理事もその任を繼續する。なお総選挙後の臨時議會においては繼續すべき部屬がないので、新たに部屬を定め、部長及び理事の互選をする（衆委先彙纂257）。
- ・臨時議會において部長及び理事共に前議會の通りその任を繼續した場合において、部長に欠員あるときはこれを補充するのを例とする。但しこれを補充しなかったことがある（衆委先彙纂258）。

#### 旧衆規第十九條 各部ハ年長部員ヲ以テ管理者トシ無名投票ヲ以テ部員中ヨリ部長一名ヲ互選シ其ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

最多數ヲ得タル者同數者二人以上アルトキハ第八條第二項ノ例ニ依ル

（改正第50回帝國議會大正14年3月24日議決）

#### 旧衆規第十九條 各部ハ年長部員ヲ以テ管理者トシ無名投票ヲ以テ部員中ヨリ部長一名ヲ互選シ其ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

最多數ヲ得タル者同數者二人以上アルトキハ年長ヲ取り同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

- ・部長及理事互選の結果は当日これを議場において報告する（衆先彙纂17）。
- ・臨時議會においては前會の部長及理事がその任を繼續する（衆先彙纂18）。
- ・議會召集の当日議院法第4条により議院において抽選で各議員の部屬が定まったときは、部員は議長の命じるところにより、直ちに各部室に参集し、衆議院規則第19条及び第21条により部長及び理事の互選を行う（衆委先彙纂254）。
- ・部長及び理事は召集に応じた議員中よりこれを選挙する。但し召集に応じない議員を部長及び理事に選挙したることなしとしない（衆委先彙纂255）。
- ・部長及び理事の互選は推薦によるのを例とする。そして特別の事由がない限り部長にはその部における年長者を、理事には年少者を推薦するのを例とする。なお國務大臣、政府委員、秘書官等は部長及び理事に選挙しない例である（衆委先彙纂256）。

#### 旧衆規第二十條 部長ハ部ノ事務ヲ整理ス

- ・毎會期の始めにおける部長及び理事の互選及び常任委員全部の選挙をするため、各部同時に開會する場合は議長が本會議においてその時刻を指定する例であるが、常任委員補欠選挙又は部長若しくは理事補欠選挙のため、部會を開會する場合には部長（部長欠員又は故障のときは理事）においてその日時を指定して衆議院公報に掲載する（衆委先彙纂260）。
- ・部室は単に各部において部長及び理事並びに常任委員の選挙を行う場合等に集會するほ

か常時使用しないので、特にこれを設けず、各委員室をもってこれに充てる。部室の配置は毎会期の始めにおいて議長がこれを定める。第 14 回議会までは部室は即ち各議院の控室であったが、第 15 回議会以来会派別に議員控室を定めることとなったため、委員室をもって部室に充てることとなった（衆委先彙纂 262）。

- ・部会においては筆記をもって会議録を作成する。会議録には出席者の氏名及び会議の経過結果等を記載する（衆委先彙纂 263）。

#### 旧衆規第二十一條 各部ハ部員中ヨリ理事一名ヲ互選ス 理事ノ互選ハ部長互選ノ例ニ同シ

- ・部長及理事互選の結果は当日これを議場において報告する（衆先彙纂 17）。
- ・臨時議会においては前会の部長及び理事がその任を継続する（衆先彙纂 18）。
- ・議会召集の当日議院法第 4 条により議院において抽選で各議員の部属が定まったときは、部員は議長の命じるところにより、直ちに各部室に参集し、衆議院規則第 19 条及び第 21 条により部長及び理事の互選を行う（衆委先彙纂 254）。
- ・部長及び理事は召集に応じた議員中よりこれを選挙する。但し召集に応じない議員を部長及び理事に選挙したことなしとしない（衆委先彙纂 255）。
- ・部長及び理事の互選は推薦によるのを例とする。そして特別の事由がない限り部長にはその部における年長者を、理事には年少者を推薦するのを例とする。なお国务大臣、政府委員、秘書官等は部長及び理事に選挙しない例である（衆委先彙纂 256）。

#### 旧衆規第二十二條 理事ハ部長ヲ輔ケ部長故障アルトキハ之ヲ代理スヘシ

- ・部長に故障がある場合においては理事がこれを代理し、部長理事共に故障ある場合においては出席者中の年長者がこれを代理するのを例とする。但し出席者中より推薦された部員がこれを代理したことがある（衆委先彙纂 261）。

#### 旧衆規第二十三條 議席及部属定マリタルトキハ議長ハ議院ノ成立シタルコトヲ政府及貴族院ニ通知スヘシ

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

#### 旧衆規第二十三條 議席及部属定マリタルトキハ議長ハ議院成立ノ由ヲ政府及貴族院ニ通報スヘシ

- ・議院成立の通知は即日これをなす（衆先彙纂 26）。

#### 旧衆規第二十四條 議員一任期ノ第二會期以後ニ於テハ召集ノ期日午前十時ニ至リ議員總數三分ノ一ニ達シタルトキハ議席及部属ヲ定メタル後議院ノ成立シタルコトヲ政府及貴族院ニ通知スヘシ

（改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決）

#### 旧衆規第二十四條 議員一任期ノ第二會期以下ニ於テハ召集ノ期日ノ午前十時ニ至リ議員總數三分ノ一ニ充チタルトキハ議席及部属ヲ定メタル後議院成立ノ由ヲ政府及貴族院ニ通報スヘシ

- ・召集当日に議長若しくは副議長又は議長副議長共に欠位の場合はその候補者の選挙を行い、勅任の後議席及部属を定める（衆先彙纂 23）。
- ・議院成立の通知は即日これをなす（衆先彙纂 26）。

#### 旧衆規第三十二條 全院委員長ノ選挙ハ第二十五條第一項乃至第三項ノ例ニ依ル

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第三十條 全院委員長ノ選舉ハ無名投票ヲ以テ之ヲ行ヒ過半数ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

過半数ヲ得タル者ナキトキハ最多數投票ヲ得タル者二人ニ就キ更ニ決選投票ヲ行ヒ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

同數者二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

選舉ニ付キ異議ヲ生スルトキハ議長之ヲ院議ニ諮ヒテ定ムヘシ

(改正第 1 回帝国議会明治 23 年 12 月 2 日議決)

旧衆規第三十條 全院委員長ノ選舉ハ無名投票ヲ以テ之ヲ行ヒ過半数ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

過半数ヲ得タル者ナキトキハ最多數投票ヲ得タル者二人ニ就キ更ニ決選投票ヲ行フ

同數者二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

選舉ニ付キ異議ヲ生スルトキハ議長之ヲ院議ニ諮ヒテ定ムヘシ

- ・無効投票は総数に算入する（衆先彙纂 68）。
- ・決選投票の点検には姓のみを読み上げる（衆先彙纂 69）。
- ・全院委員長の選挙は議事日程に掲げ、開院式の翌日午前 10 時よりこれを行うのを例とする（衆先彙纂 133）。
- ・全院委員長の選挙は議長副議長候補者選挙の手続き並びにその先例に準じてこれを行う（衆先彙纂 135）。
- ・全院委員長選挙において同一の投票はこれを合算して点検する（衆先彙纂 136）。
- ・全院委員長が欠位となったときは直ちに補欠選挙を行う（衆先彙纂 137）。
- ・全院委員長の辞任は院議をもってこれを許可する（衆先彙纂 149）。

旧衆規第三十三條 全院委員長故障アルトキハ第一部長其ノ職務ヲ行ヒ第一部長亦故障アルトキハ順次ニ第二部長以下之ヲ行フ

旧衆規第三十四條 全院委員會ハ議長又ハ議員二十人以上ノ發議ニ由リ討論ヲ用キス議院ノ決議ヲ以テ之ヲ開ク

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第三十二條 全院委員會ハ議長又ハ議員十人以上ノ發議ニ由リ討論ヲ用キス議院ノ決議ヲ以テ之ヲ開ク

- ・全院委員会を開くの動議は先決問題として直ちにこれを採決する（衆先彙纂 378 第 1 (17)）。

旧衆規第三十五條 全院委員會ヲ開クコトヲ議決シタルトキハ即時ニ開會スヘシ  
即時ニ開會セサルノ議決ヲ爲シタルトキハ議長開會ノ期日ヲ定メ議事日程ニ記載スヘシ

(改正第 50 回帝国議会大正 14 年 3 月 24 日議決)

旧衆規第三十三條 全院委員會ヲ開クコトヲ議決シタルトキハ即時ニ開會スヘシ

即時ニ開會セサルノ議決ヲ爲シタルトキハ議長ハ開會ノ期日ヲ定メ議事日程ニ記載スヘシ

- ・院議をもって全院委員会の討議時間を定める（衆先彙纂 156）。

旧衆規第三十六條 全院委員會ヲ開クトキハ議長其ノ席ヲ退クヘシ

委員長ノ席ハ書記官長ノ席ヲ以テ之ニ充ツ

- ・ 全院委員會は議場においてこれを開き、その会議を公開する（衆先彙纂 153）。

旧衆規第三十七條 全院委員會ニ於ケル動議ハ一人以上ノ賛成者ヲ待チテ議題ト爲スヘシ

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第三十五條 全院委員會ニ於ケル動議ハ一人以上ノ賛成ニ依リ議題ト爲スヘシ

旧衆規第三十八條 全院委員會ハ自ラ其ノ規則ヲ議決スルコトヲ得ス

旧衆規第三十九條 全院委員會議事ヲ終ルトキハ委員長ハ議長ノ復席ヲ求メ其ノ結果ヲ議院ニ報告スヘシ

- ・ 全院委員會は常任委員會及び特別委員會のように傍聴を禁ずる規定がないので公開を原則とするが院議によりこれを秘密会としたことがある。全院委員會を終ったときは委員長は全院委員會における秘密會議の結果を報告した（衆先彙纂 154）。

旧衆規第四十條 全院委員會ハ自ラ延會スルコトヲ得ス若議事終局セサルトキハ委員長ハ議長ノ復席ヲ求メ議事ノ經過ヲ議院ニ報告スヘシ

此ノ場合ニ於テハ議長ハ更ニ開會ノ期日ヲ定メ議事日程ニ記載スヘシ

- ・ 議長は全院委員會の開會期日を指定する（衆先彙纂 155）。

旧衆規第四十一條 全院委員會ニ於テ議院法若ハ議院規則ニ違ヒ議場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ議長ハ委員長ノ請求ヲ待タス其ノ席ニ復シ委員會ヲ解クコトヲ得

旧衆規第四十二條 全院委員會ノ議決スルコトヲ得サル事件生スルトキハ委員長ハ議長ノ復席ヲ求メ其ノ席ヲ退クヘシ

- ・ 全院委員會は付託外の事件を議決することができない（衆先彙纂 157）。

旧衆規第四十三條 全院委員會ニ於テハ書記官書記官長ノ職務ヲ行フ

旧衆規第六十八條 第四十九條ヨリ第六十一條ニ至ル迄ノ規定ハ本節ニ適用ス

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第六十六條 第四十七條ヨリ第六十條ニ至ルマテノ規定ハ本節ニ適用ス

- ・ 特別委員の辞任は議長においてこれを許可するのを例とする（衆先彙纂 152、衆委先彙纂 21）。

旧衆規第二百條 部ニ於テ懲罰事犯アルトキハ部長ノ處分ハ委員長ノ例ニ同シ

（改正第 50 回帝国議會大正 14 年 3 月 24 日議決）

旧衆規第九十四條 部ニ於テ懲罰事犯アルトキ部長ノ處分ハ委員長ノ例ニ同シ

## 〔凡例〕

- 一 国会法の条文を基準にして、関係する日本国憲法、大日本帝國憲法、議院法、衆議院規則、旧衆議院規則の条文を掲載し、改正経過は新しい規定から順次遡って古い規定に至り、それぞれに関係する先例を条文の後に掲載した。なお、国会法と議院法は法律名を省いた。日本国憲法は単に憲法とした。
- 二 それぞれの最終の条文はゴシック体で掲載した。
- 三 条文の改正箇所等については下線で示した。

四 先例については「・」の後に記載し、平成 15 年版衆議院先例集（衆先）、平成 15 年版衆議院委員会先例集（衆委先）、昭和 17 年版衆議院先例彙纂（衆先彙纂）、昭和 17 年版衆議院委員会先例彙纂（衆委先彙纂）を参照し、それぞれ括弧内の略称で引用した。